

令和4年度老人保健事業推進費等補助金
(老人保健健康増進等事業分)

市民後見人養成研修カリキュラム 及び
市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業
報告書
【資料編】

令和5(2023)年3月

c2p_A 特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構

目 次

第1部 市民後見人活躍状況調査(市民後見人養成研修終了後の活動状況調査)関係

1. 調査レポート(単純集計)	5
2. 市町村調査 回答一覧	39
3. 都道府県調査 回答一覧	131
4. 修了者調査 記述回答(地域をみる目や意識は変わったか)	143
5. 修了者調査 記述回答(課題と感じていること_市民後見人等として活動)	169
6. 修了者調査 記述回答(引き受けたい・引き受けたくない理由)	197
7. 修了者調査 記述回答(課題と感じていること_その他活動)	207
8. 修了者調査 記述回答(どのような地域活動をしたいか_特に活動していない者)	219
9. 調査票	229

第2部 市民後見人養成研修等カリキュラム調査

1. 各地の研修カリキュラムと	249
「市民後見人養成のための基本カリキュラム」との対応整理表	
2. 特徴的な科目や基本カリキュラムにない科目等	267

第3部 研究会及びワーキンググループ資料

1. 第1回研究会資料(2022年8月8日開催)	286
2. 第1回ワーキンググループ資料(2022年8月10日開催)	308
3. 第2回研究会資料(2023年1月23日開催)	336
4. 第2回ワーキンググループ資料	350

※第3回研究会資料(2023年3月27日開催)は報告書本編に掲載

第Ⅰ部

市民後見人活躍状況調査

(市民後見人養成研修修了後の活動状況調査)

関係

1.

市民後見人活躍状況調査レポート (市民後見人養成研修終了後の活動状況調査)

目 次

<u>調査実施の概要</u>	7
1. <u>調査の目的</u>	7
2. <u>調査対象</u>	7
3. <u>調査期間</u>	7
4. <u>調査方法</u>	7
5. <u>有効回収数</u>	7
<u>第1章 事務局調査</u>	8
1. <u>調査に回答した自治体の都道府県</u>	8
2. <u>市民後見人養成研修の研修実績(受講者数、修了者数、バンク登録者数)</u>	9
3. <u>市民後見人養成研修修了者が就いている活動</u>	10
4. <u>市民後見人として最初に選任された方が研修修了から選任までに要した期間</u>	11
5. <u>市民後見人としていちばん最初に選任された方の修了年度</u>	12
6. <u>問3の「その他の活動」の具体的活動</u>	13
7. <u>直近で開催した市民後見人養成研修における受講者の募集方法</u>	15
8. <u>直近の市民後見人養成研修の実施形式</u>	19
9. <u>市民後見人養成研修における体験実習(フィールドワーク)の実施状況</u>	20
10. <u>市民後見人養成研修における体験実習(フィールドワーク)の実施方法</u>	20
11. <u>市民後見人養成研修の実施における講師陣の確保</u>	21
12. <u>講師陣の担当する講座以外の場面での市民後見人養成事業への関わり方</u>	22
13. <u>市民後見人養成研修を受講される方々の受講状況</u>	24
<u>第2章 修了者調査</u>	26
1. <u>居住都道府県と市民後見人研修を受けた都道府県</u>	26
2. <u>市民後見人研修を受講した年度</u>	27
3. <u>研修を受講する以前の仕事(現在も働いている人は現在の職業)</u>	28
4. <u>研修を受講したきっかけ</u>	31
5. <u>研修修了後の自分が生活している地域をみる目や意識の変化</u>	34
6. <u>研修修了後における地域での活動状況</u>	34
7. <u>研修修了後における地域での活動内容</u>	35
8. <u>市民後見人や法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員を引き受けてみたいと思うか</u>	38
9. <u>市民後見人などの地域での活動意向</u>	38

調査実施の概要

1. 調査の目的

この調査は、市民後見人養成研修を修了された皆さまが、市民後見人や市民後見人として以外にも、地域でどのような活動をしてご活躍されているのかをお聞きし、市民後見養成研修の修了者の活躍促進策の検討に資することを目的として行うものです。

2. 調査対象

①市区町村の事務局担当者

※令和3年度成年後見制度利用促進に係る取組状況調査において「令和3年度に市民後見人の養成等を実施している(予定含む)」と回答した 375 自治体

②市民後見人養成研修修了者

3. 調査期間

2022年10月～2022年11月

4. 調査方法

本調査の専用WEBサイトより直接入力する形式か、WEBからの調査が困難な場合は、記入式調査票による調査を選択してもらいました。

5. 有効回収数

①事務局調査：214件

②市民後見人：1,239件

第1章 事務局調査

1. 調査に回答した自治体の都道府県

調査に回答した自治体の都道府県は第1表の通りである。

表 調査に回答した自治体の都道府県

調査に回答した自治体の 都道府県	有効回答数
北海道	29
青森県	5
岩手県	5
宮城県	1
秋田県	3
山形県	1
福島県	1
茨城県	5
栃木県	2
群馬県	1
埼玉県	15
千葉県	7
東京都	17
神奈川県	7
新潟県	5
富山県	3
石川県	0
福井県	0
山梨県	3
長野県	5
岐阜県	0
静岡県	11
愛知県	7
三重県	3
滋賀県	0
京都府	0
大阪府	19
兵庫県	12
奈良県	0
和歌山県	0
鳥取県	2
島根県	3
岡山県	11
広島県	2
山口県	0
徳島県	1
香川県	6
愛媛県	0
高知県	0
福岡県	5
佐賀県	0
長崎県	5
熊本県	3
大分県	6
宮崎県	2
鹿児島県	1
沖縄県	0
計	214

2. 市民後見人養成研修の研修実績（受講者数、修了者数、バンク登録者数）

市民後見人養成研修の研修実績について、累計の受講者数を分布で見ると、「0（回答無しを含む）」（3.3%、7件）、「1～50人未満」（50.9%、109件）、「50～100人未満」（26.2%、56件）、「100～150人未満」（5.1%、11件）、「150～200人未満」（6.1%、13件）、「200～300人未満」（6.1%、13件）、「300人以上」（2.3%、5件）となっている（第2表）。

累計の修了者数の分布は、「0（回答無しを含む）」（4.7%、10件）、「1～50人未満」（58.4%、125件）、「50～100人未満」（20.1%、43件）、「100～150人未満」（5.6%、12件）、「150～200人未満」（6.5%、14件）、「200～300人未満」（2.8%、6件）、「300人以上」（1.9%、4件）である。

累計のバンク登録者数の分布は、「0（回答無しを含む）」（26.6%、57件）、「1～50人未満」（53.3%、114件）、「50～100人未満」（12.6%、27件）、「100～150人未満」（2.8%、6件）、「150～200人未満」（2.3%、5件）、「200～300人未満」（1.4%、3件）、「300人以上」（0.9%、2件）である。

第2表 市民後見人養成研修の研修実績（受講者数、修了者数、バンク登録者数）の累計の分布

	0 （回答 無しを 含む）	1 ～ 50 人未 満	50 ～ 100 人未 満	100 ～ 150 人未 満	150 ～ 200 人未 満	200 ～ 300 人未 満	300 人 以 上	件 数
受講者数	3.3	50.9	26.2	5.1	6.1	6.1	2.3	214
修了者数	4.7	58.4	20.1	5.6	6.5	2.8	1.9	214
バンク登録者数	26.6	53.3	12.6	2.8	2.3	1.4	0.9	214

3. 市民後見人養成研修修了者が就いている活動

市民後見人養成研修修了者が就いている活動のうち、市民後見人として選任された人の累計を分布で見ると、「0（回答無しを含む）」（46.7%、100件）、「1～50人未満」（49.5%、106件）、「50～100人未満」（2.3%、5件）、「100～150人未満」（0.5%、1件）、「300人以上」（0.9%、2件）である（第3表）。

法人後見人の支援員の累計の分布は、「0（回答無しを含む）」（56.1%、120件）、「1～50人未満」（40.2%、86件）、「50～100人未満」（3.3%、7件）、「100～150人未満」（0.5%、1件）である。

日常生活自立支援事業の生活支援員の累計の分布は、「0（回答無しを含む）」（49.5%、106件）、「1～50人未満」（45.3%、97件）、「50～100人未満」（3.3%、7件）、「100～150人未満」（1.9%、4件）である。

その他の活動の累計の分布は、「0（回答無しを含む）」（71.0%、152件）、「1～50人未満」（27.1%、58件）、「50～100人未満」（1.9%、4件）である。

第3表 市民後見人養成研修修了者が就いている活動（市民後見人、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、その他の活動）の累計の分布

	0 （ 回 答 無 し を 含 む ）	1 ～ 5 0 人 未 満	5 0 ～ 1 0 0 人 未 満	1 0 0 ～ 1 5 0 人 未 満	1 5 0 ～ 2 0 0 人 未 満	2 0 0 ～ 3 0 0 人 未 満	3 0 0 ～ 人 以 上	件 数
市民後見人	46.7	49.5	2.3	0.5	0.9	214
法人後見人の支援員	56.1	40.2	3.3	0.5	214
日常生活自立支援事業の生活支援員	49.5	45.3	3.3	1.9	214
その他の活動	71.0	27.1	1.9	214

4. 市民後見人として最初に選任された方が研修修了から選任までに要した期間

「市民後見人」として選任された人数を記入した自治体（114件）に、市民後見人として最初に選任された方が研修修了から選任までに要した期間を尋ねた結果の分布は、「半年未満」（14.0%、16件）、「半年以上1年未満」（21.1%、24件）、「1年以上2年未満」（16.7%、19件）、「2年以上」（45.6%、52件）となっている（第4表）。

第4表 市民後見人として最初に選任された方が研修修了から選任までに要した期間（「市民後見人」として選任された人数を記入した自治体）

	半 年 未 満	半 年 以 上 1 年 未 満	1 年 以 上 2 年 未 満	2 年 以 上	無 回 答	件 数
総計	14.0	21.1	16.7	45.6	2.6	114

5. 市民後見人として最初に選任された方の修了年度

市民後見人として最初に選任された方が研修修了から選任までに要した期間に回答があった自治体（111件）に、市民後見人として最初に選任された方の修了年度を尋ねた結果をみたものが第5表である。

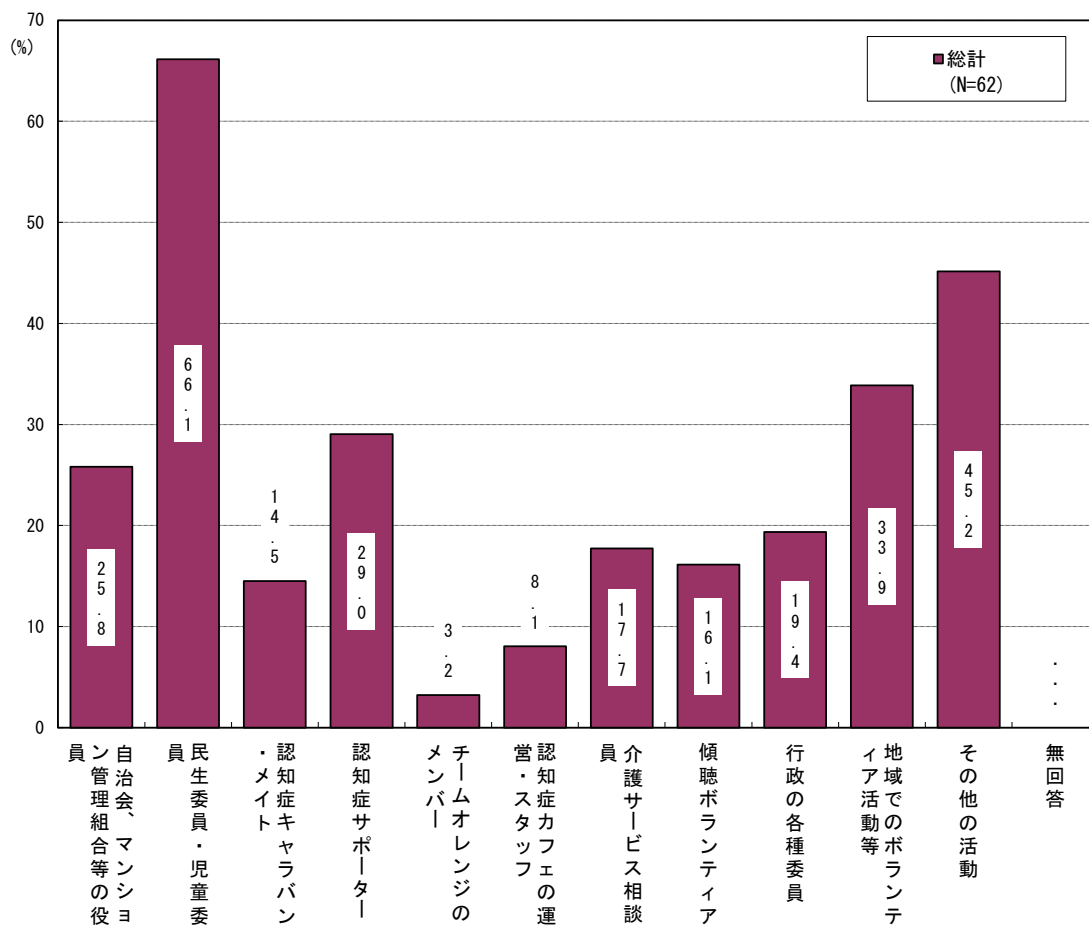
第5表 市民後見人としていちばん最初に選任された方の修了年度
（市民後見人として最初に選任された方の研修修了から選任までに要した期間に回答があった自治体）

市民後見人として最初に選任された方の修了年度	比率	件数
平成17年度	1.8	2
平成18年度	2.7	3
平成19年度	2.7	3
平成21年度	5.4	6
平成22年度	5.4	6
平成23年度	4.5	5
平成24年度	9.0	10
平成25年度	18.0	20
平成26年度	9.9	11
平成27年度	4.5	5
平成28年度	14.4	16
平成29年度	3.6	4
平成30年度	6.3	7
令和1年度	6.3	7
令和2年度	1.8	2
令和3年度	2.7	3
無回答	0.9	1
計	100.0	111

6. 問3の「その他の活動」の具体的活動

問3で「その他の活動」に人数を記入した自治体（62件）に具体的な活動内容を尋ねた結果は、「自治会、マンション管理組合等の役員」（25.8%、16件）、「民生委員・児童委員」（66.1%、41件）、「認知症キャラバン・メイト」（14.5%、9件）、「認知症サポーター」（29.0%、18件）、「チームオレンジのメンバー」（3.2%、2件）、「認知症カフェの運営・スタッフ」（8.1%、5件）、「介護サービス相談員」（17.7%、11件）、「傾聴ボランティア」（16.1%、10件）、「行政の各種委員」（19.4%、12件）、「地域でのボランティア活動等」（33.9%、21件）、「その他の活動」（45.2%、28件）となっている（第1図）。

第1図 問3の「その他の活動」の具体的内容（問3で「その他の活動」に人数を記入した自治体、複数選択）



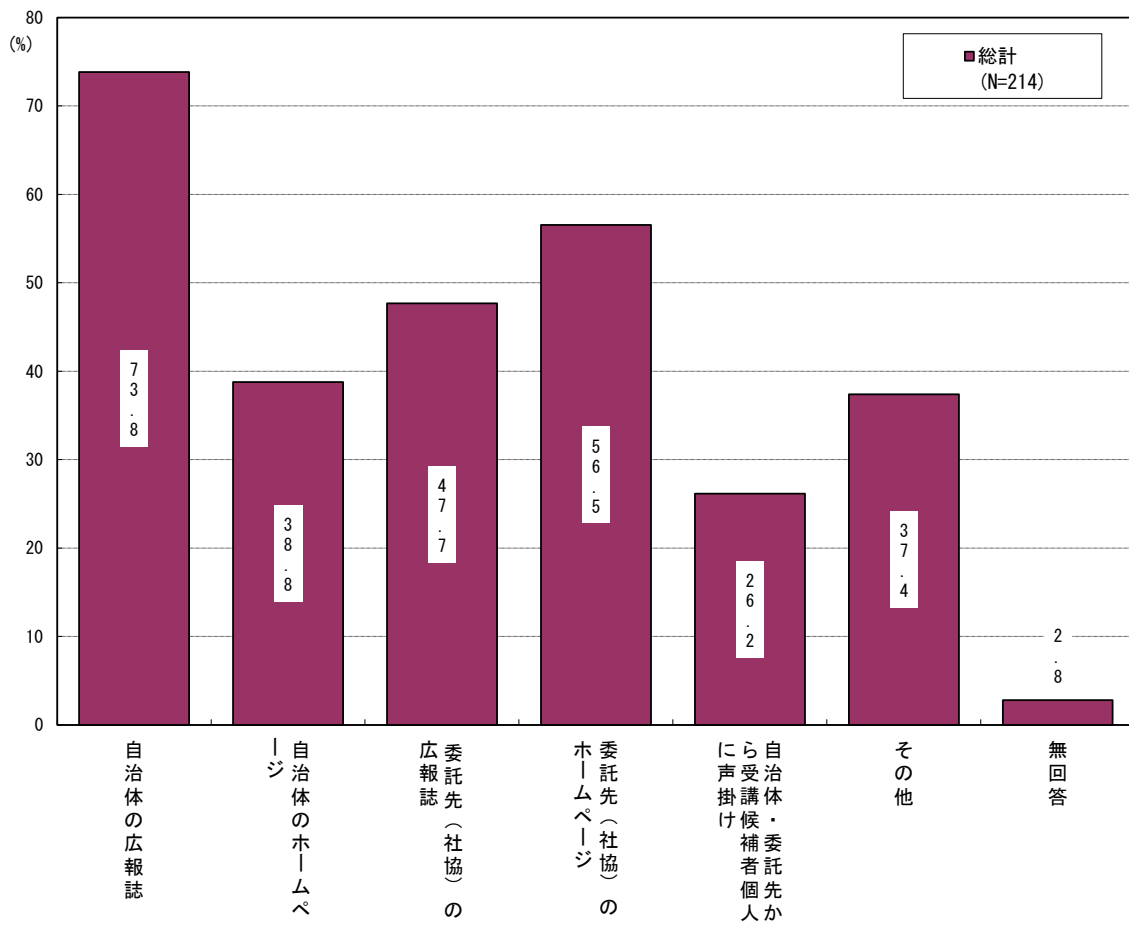
(1) その他の活動の主な記入内容

- ・NPO 法人△△市民後見の会があるため、後見活動希望者はその会に入会し、法人後見業務を担っている。
- ・アドバイザー、自治体独自の買い物支援
- ・週1回(金)10:00~12:00 社会福祉協議会内で成年後見制度の相談窓口を開設
- ・施設訪問員(障害者通所施設)障害者の訪問見守り活動(在宅・施設入所者の居室に訪問し、話し相手をし
ながら様子を見る)ひきこもりの方々の就労体験のサポート活動
- ・ガイドヘルパー
- ・認知症のひとと家族の会、訪問介護支援事業所管理者、通所介護施設職員、相談員
- ・有料ボランティアサービス
- ・成年後見相談員
- ・NPO法人アドボカシーネットワークが行うオンブスパーソンに同行
- ・NPO法人での活動
- ・成年後見制度、市民後見人啓発事業講演会の司会
- ・法人の理事、社員、監事、特別会員として関わっており、法人後見、福祉便利屋に従事している。
- ・有料老人ホーム職員、施設長、デイサービス職員
- ・生活支援員
- ・スポーツ財団職員、就労支援員職員、議員、保護司 NPOで後見業務活動
- ・研修会への講師派遣
- ・研修の手伝い等を行う権利擁護推進員、障がい者施設等相談員
- ・自主学习組織の運営、観光ボランティア、小学校でのボランティア
- ・法人後見担当支援員の補助業務
- ・町議会議員、社協理事など
- ・家裁家事調停委員
- ・保護司、ボーイスカウト、介護者の会
- ・老人クラブ、いのちの電話相談員
- ・ケアマネジャー、町議員、社会福祉協議会職員

7. 直近で開催した市民後見人養成研修における受講者の募集方法

直近で開催した市民後見人養成研修における受講者の募集方法は、「自治体の広報誌」(73.8%、158件)、「自治体のホームページ」(38.8%、83件)、「委託先(社協)の広報誌」(47.7%、102件)、「委託先(社協)のホームページ」(56.5%、121件)、「自治体・委託先から受講候補者個人に声掛け」(26.2%、56件)、「その他」(37.4%、80件)となっている(第2図)。

第2図 直近で開催した市民後見人養成研修における受講者の募集方法(複数選択)



(1) その他の主な記入内容

- ・ボランティア団体との協議や出前講座等に行く際にチラシを配布
- ・関係機関にチラシを設置、新聞広告や報道で周知
- ・チラシ配架、TVK ハマナビ、民生委員向け会議、タウンニュース、各種メールマガジン、バンク登録者の紹介
- ・市公式 Twitter、関係機関に広くチラシを配布
- ・市内全戸へチラシ配布
- ・地域の支え手である民生委員・児童委員へ連絡会にて広報。
- ・各種団体会議にて周知
- ・チラシを作成し、公共施設や関係機関に配布
- ・委託先(旭川成年後見支援センター)の広報媒体の掲載とチラシ配布
- ・自治会回覧、新聞折込
- ・全村民に対して回覧で周知
- ・町内回覧
- ・タウン誌
- ・市内民生委員・児童委員協議会の定例会にてチラシを配布、福祉委員や社協登録の個人ボランティア等へのチラシの送付
- ・関係機関へチラシの配布
- ・市内ケーブルテレビ番組内での成年後見制度の解説および受講生募集呼びかけについて放送。
市社会福祉協議会周辺の各金融機関へチラシ設置。
- ・市職員の OB 会や民生委員児童委員協議会にチラシを配布
- ・地方の新聞への記事掲載(3社)
- ・公共機関等へのチラシの配布・設置、社協の広報誌、民生・児童委員協議会に参加し案内
- ・チラシを自治体と委託先に設置
- ・窓口にはチラシを置いている
- ・市民後見人活動をしている方のご紹介
- ・平成 29 年度を最後に養成講座は開催していない。
その代わりに修了者を対象にしたフォローアップ研修という場を設けている。
- ・バンク登録者の協力で、地域の金融機関、商店、スーパーへのチラシの配布
- ・事業所等へのチラシの配布
- ・ケーブルテレビ、ラジオ出演等の広報
- ・居宅介護支援事業所や相談支援事業所等にチラシを配布。
- ・行政、バンク登録者の協力で地域の金融機関・商店・スーパーへのチラシ配布、事業所へのチラシ配布、ケーブルテレビ・ラジオ出演などの広報
- ・年に1度市民向けの成年後見フォーラムを開催している。

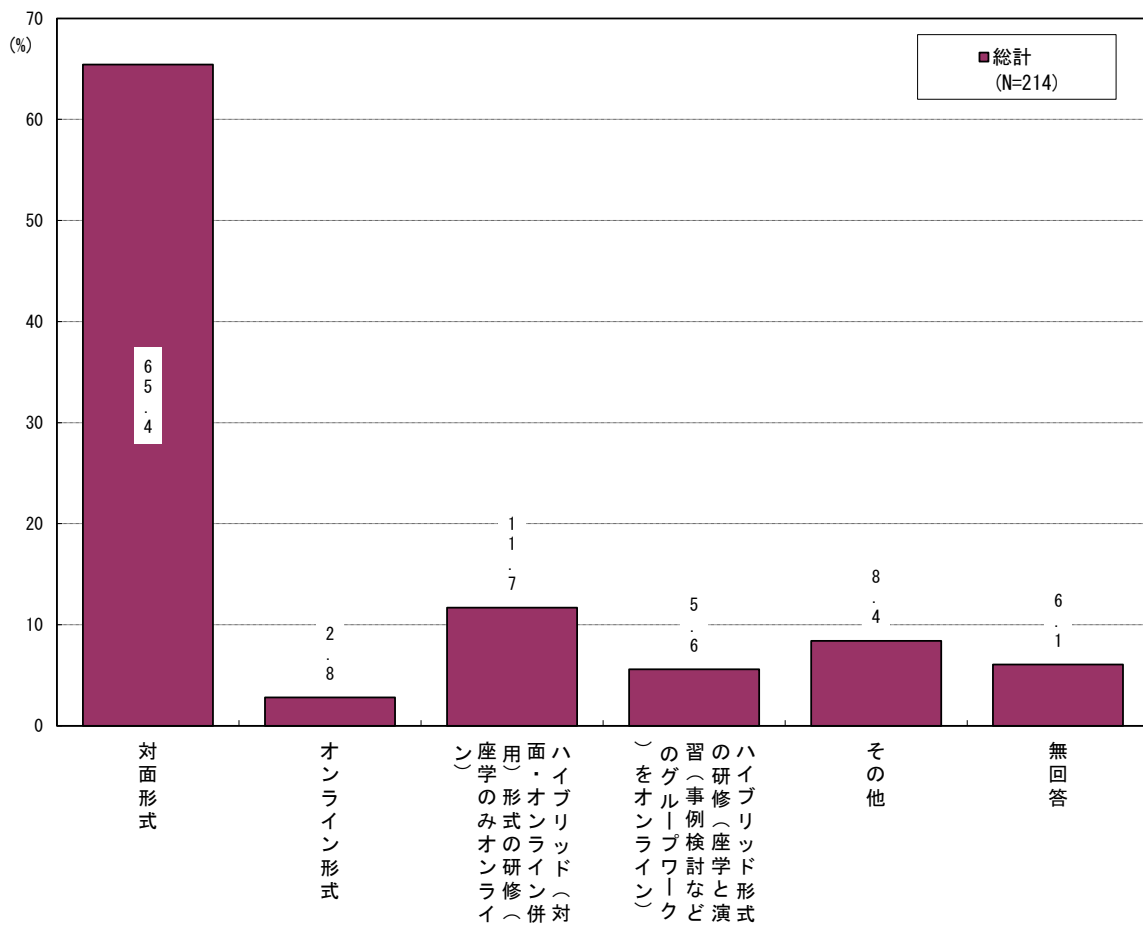
- ・民生委員、各種団体へのチラシ配布
- ・SNSによる周知。
- ・福祉委員やボランティアのネットワークを活用した周知
- ・ポスター、チラシ
- ・チラシを関係機関に配布
- ・社協のフェイスブック、インスタグラム、ツイッター
- ・社会活動関係施設(公民館、社会福祉協議会等)にチラシを配架
- ・未開催(フォローアップ研修のみ開催している)
- ・広報チラシ
- ・公共機関・金融機関へのチラシ配布、自治体のメール配信サービス
- ・市のcitymail配信
- ・市役所庁舎内モニター放映
- ・成年後見制度講演会にて周知
- ・市役所関係各課へ募集案内を配下
- ・関係機関へのチラシ配布
- ・民生委員定例会での案内、地域サロン等の通いの場での案内、関係課窓口に応答書を配置
- ・自治体のSNS(Facebook、Twitter)
- ・案内チラシを全戸配布。
- ・地元ラジオでの広報
- ・市内公共施設にポスター掲載
- ・第1回目を市民講座形式にして興味がある方に声かけ
- ・養成講座のチラシを作成・配布
- ・防災行政無線による放送
- ・担当課、関係課、出先機関の窓口でチラシを配架
- ・協力機関(銀行、郵便局など)へのチラシ送付・配架、電車広告
- ・行政バンク登録者の協力で地域の金融機関・商店・スーパーへのチラシ配布
- ・事業所等へのチラシ配布・ケーブルテレビ、ラジオ出演などの広報
- ・社会福祉法人、企業に声かけ
- ・市内の医療、福祉機関、図書館、金融機関、見守りネットワーク事業所等へ広報
- ・民生委員(地区会長)に周知
- ・講演会等イベントでのチラシ配布
- ・チラシ配布
- ・近隣センターや地域包括支援センターにチラシの配架を依頼。
- ・市役所及び各区総合支所や市民センター等におけるチラシ設置
- ・市のSNSや地域包括支援センターや支所での掲示 報道機関への記事投げ込み
- ・基礎研修を県社協と共催し、チラシ配布、県社協のホームページに掲載。

- ・チラシの配布
- ・民生委員・児童委員協議会で周知
- ・社協ブログ等ネットワークを活用し案内
- ・民生委員、児童委員の会ギでの案内
- ・自治体、社協窓口での案内・ラジオ(FM)での案内
- ・行政職員のOB会への案内
- ・社協主催の会ギ・研修会での案内
- ・成年後見制度セミナーを開催し、受講者にPRした
- ・市の電光掲示板、チラシ等
- ・各地域包括支援センター、各福祉事務所、各老人センター、市政情報相談課、各行政サービスセンター、各図書館、各保健センター等に研修のチラシを配布。
- ・行政、バンク登録者の協力で地域の金融機関・商店・スーパーへのチラシ配布・事業所等へのチラシ配布・ケーブルテレビ・ラジオ出演などの広報
- ・過去の市民後見候補者養成研修終了生から知人に声掛けしていただいている。
- ・地区交流センター、ボランティア団体、個人ボランティア、民生委員・児童委員、市公共施設、市社協主催講座の受講者等にチラシを配布。
- ・自治体及び委託先の窓口でチラシ配布及びラインでの広報、自治体の文字放送、新聞への掲載
- ・市内福祉事業所にメール
- ・地区民生児童委員協議会でパンフを配布事業者連絡会でパンフを配布し説明
- ・チラシの配架(地区社会福祉協議会)
- ・委託先(社協等)窓口にチラシ設置
- ・折込み
- ・修了者からの声かけ、口こみ
- ・市・区役所や関係機関等へ開催案内チラシを配架
- ・チラシ、ポスターを公的機関へ配布
- ・掲示・チラシを各家庭へポスティング(一部の地域に限定)
- ・チラシの配布(福祉関係課、区民事務所、図書館、包括支援センター、特養等)
- ・関係機関へのチラシ配架
- ・市民センター等にて市民後見人養成講座告知ポスターの掲示
- ・市役所のパンフレット置き場に実施要綱・申込書を配置

8. 直近の市民後見人養成研修の実施形式

直近の市民後見人養成研修の実施形式は、「対面形式」(65.4%、140件)、「オンライン形式」(2.8%、6件)、「ハイブリッド(対面・オンライン併用)形式の研修(座学のみオンライン)」(11.7%、25件)、「ハイブリッド形式の研修(座学と演習(事例検討などのグループワーク)をオンライン)」(5.6%、12件)、「その他」(8.4%、18件)となっている(第3図)。

第3図 直近の市民後見人養成研修の実施形式



その他の主な記入内容

- ・隣の市主催の研修(対面)に参加させてもらっている。
- ・DVDレポート等を活用した通信教育

9. 市民後見人養成研修における体験実習（フィールドワーク）の実施状況

市民後見人養成研修における体験実習（フィールドワーク）の実施状況は、「実施している」（64.5%、138件）、「実施していない」（31.8%、68件）である（第4図）。

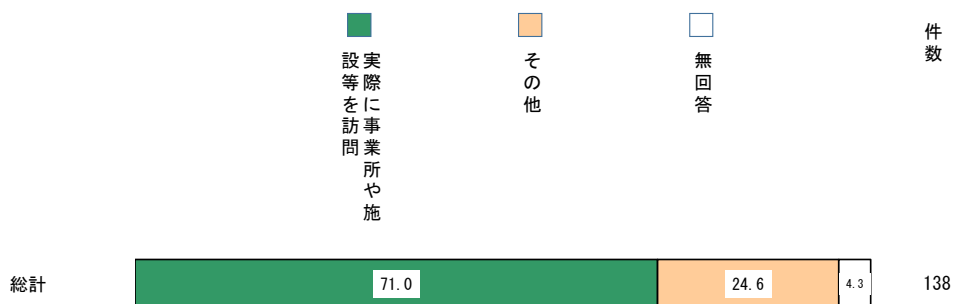
第4図 市民後見人養成研修における体験実習（フィールドワーク）の実施状況
（直近の市民後見人養成研修の実施形式に回答があった自治体）



10. 市民後見人養成研修における体験実習（フィールドワーク）の実施方法

市民後見人養成研修において体験実習（フィールドワーク）を実施している自治体（138件）に実施方法を尋ねた結果は、「実際に事業所や施設等を訪問」（71.0%、98件）、「その他」（24.6%、34件）である（第5図）。

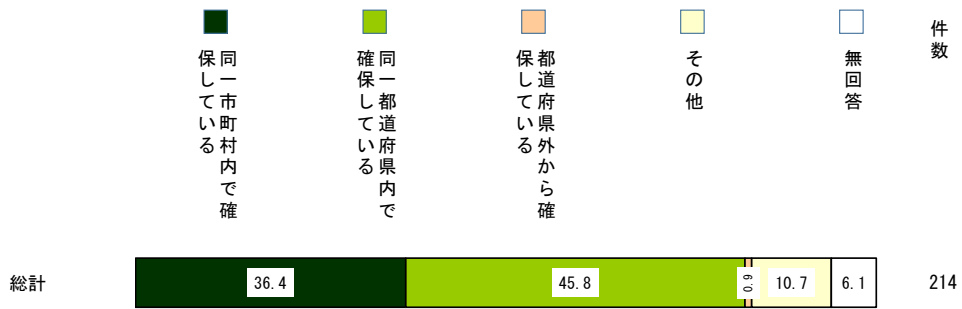
第5図 市民後見人養成研修における体験実習（フィールドワーク）の実施方法
（市民後見人養成研修において体験実習（フィールドワーク）を実施している自治体）



1 1. 市民後見人養成研修の実施における講師陣の確保

市民後見人養成研修の実施にあたり、「主として」どの地域から講師陣を確保しているか尋ねた結果は、「同一市町村内で確保している」(36.4%、78件)、「同一都道府県内で確保している」(45.8%、98件)、「都道府県外から確保している」(0.9%、2件)、「その他」(10.7%、23件)である(第6図)。

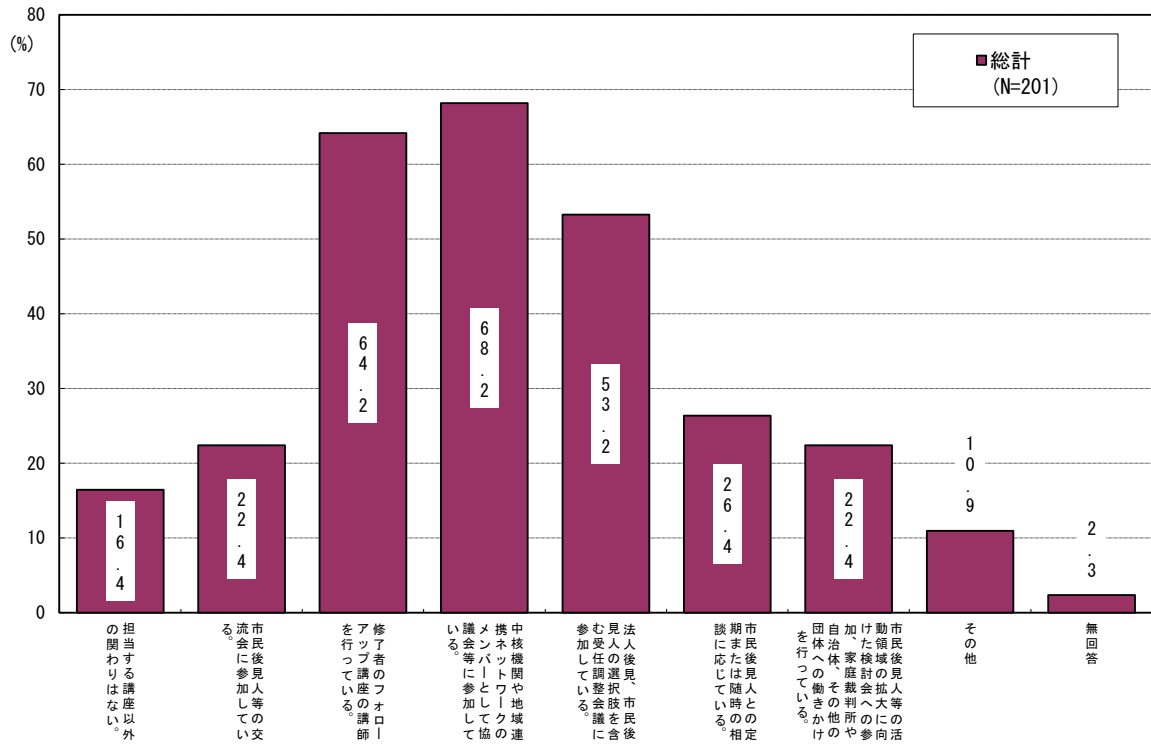
第6図 市民後見人養成研修の実施における講師陣の確保



1 2. 講師陣の担当する講座以外の場面での市民後見人養成事業への関わり方

講師陣の確保について回答のあった自治体（201件）に講師陣の担当する講座以外の場面での市民後見人養成事業への関わり方を尋ねた結果は、「担当する講座以外の関わりはない。」（16.4%、33件）、「市民後見人等の交流会に参加している。」（22.4%、45件）、「修了者のフォローアップ講座の講師を行っている。」（64.2%、129件）、「中核機関や地域連携ネットワークのメンバーとして協議会等に参加している。」（68.2%、137件）、「法人後見、市民後見人の選択肢を含む受任調整会議に参加している。」（53.2%、107件）、「市民後見人との定期または随時の相談に応じている。」（26.4%、53件）、「市民後見人等の活動領域の拡大に向けた検討会への参加、家庭裁判所や自治体、その他の団体への働きかけ等を行っている。」（22.4%、45件）、「その他」（10.9%、22件）となっている（第7図）。

第7図 講師陣の担当する講座以外の場面での市民後見人養成事業への関わり方
（講師陣の確保について回答のあった自治体、複数選択）



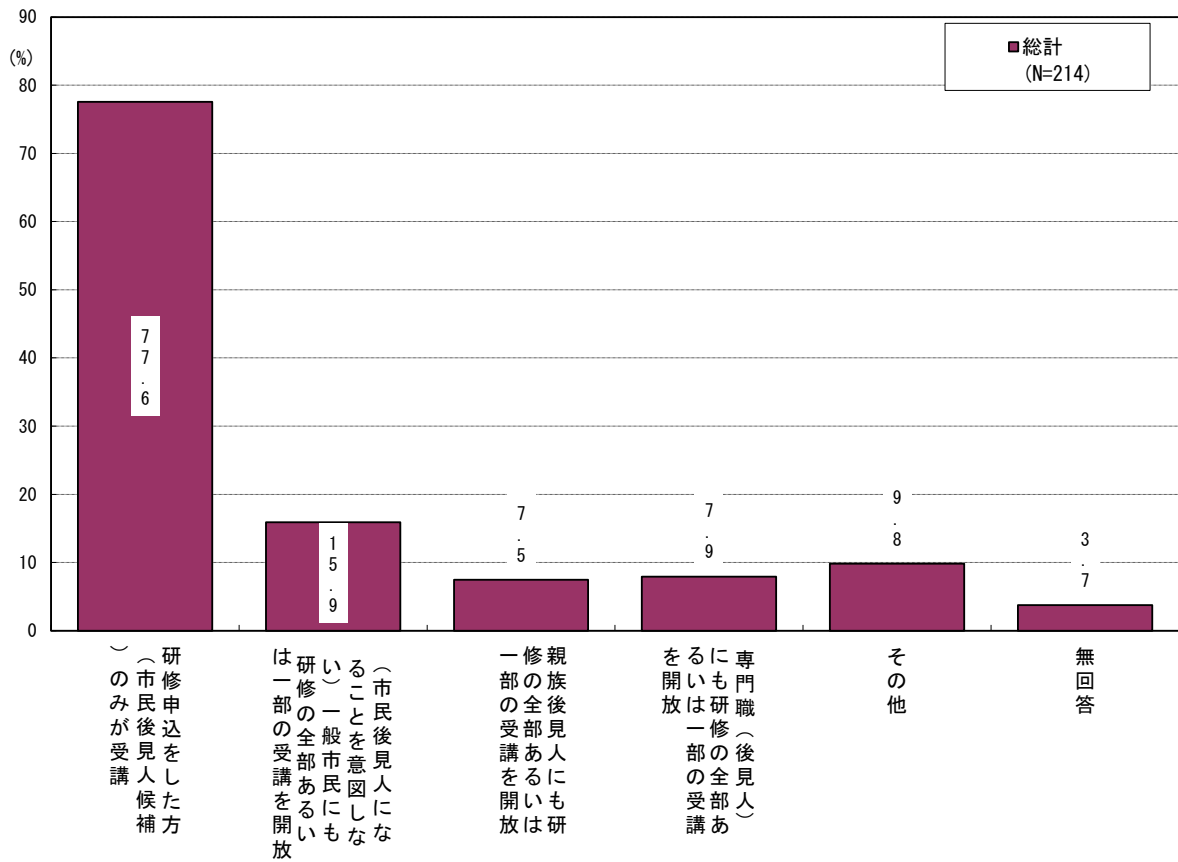
その他の主な記入内容

- ・後見人を受任している、医師が認知症サポート医であること
- ・法人後見事業において相談に対する助言をいただいている
- ・講師の中で5市が運営する法人の業務指導委員や顧問となっている専門職には、案件の相談を行うことがある。
- ・法人後見の運営委員会の委員として参加していただいている方もいる。
- ・地域連携ネットワークのメンバーとして地域資源としてチームの一員で活動
- ・市民後見人候補者名簿登録者への継続研修
- ・必要に応じて助言等いただける体制にある。
- ・市民後見支援センター運営委員として参画
- ・専門職による権利擁護相談の相談員として事業にかかわっている。
- ・成年後見セミナーへの登壇、市民後見人受任案件の専門的課題に対する職員からの相談対応など
- ・権利擁護センター運営委員会、推進会議においてオブザーバー、講師として参加。
- ・中間課題(レポート800字～1200字)の添削
- ・後見センターの随時相談で対応できない案件は、内容を考慮しながら弁護士、司法書士へ相談している。
- ・区民向けに、成年後見制度に関する講演会を年2回開催している。
- ・成年後見制度推進運営委員会の委員

1.3. 市民後見人養成研修を受講される方々の受講状況

市民後見人養成研修を受講される方々の受講状況は、「研修申込をした方（市民後見人候補）のみが受講」（77.6%、166件）、「（市民後見人となることを意図しない）一般市民の方にも研修の全部あるいは一部の受講を開放」（15.9%、34件）、「親族後見人にも研修の全部あるいは一部の受講を開放」（7.5%、16件）、「専門職（後見人）にも研修の全部あるいは一部の受講を開放」（7.9%、17件）、「その他」（9.8%、21件）となっている（第8図）。

第8図 市民後見人養成研修を受講される方々の受講状況



その他の主な記入内容

- ・日常生活自立支援事業の支援員も受講いただいた。
- ・研修申し込みをした方(市民後見人候補)及び法人後見実施団体、区社会福祉協議会にも一部受講を開放。
- ・過去の養成研修修了者に開放し、制度・事業等新しい情報を知る機会としている
- ・市職員及び地域包括支援センター職員にも研修の全部の受講を開放
- ・行政・社協職員による聴講は可
- ・今まで受講された方がいないため分からない
- ・行政・社協職員による聴講は可
- ・日常生活自立支援の支援員に一部の受講を開放
- ・日常生活自立支援事業の支援員に一部の受講を開放
- ・研修を申し込んだ方のほか、社協の一部の職員(担当以外)も受講している。
- ・市民後見人養成研修申込者について、書類審査及び面接を行い、合格者が研修に参加する。
- ・欠員が生じた場合に限り、福祉職等受講を希望する者に受講を開放する見込み
- ・研修申込をした方と、過去の研修を修了し、市民後見人台帳に登録をしている方
- ・市民後見人養成講座修了者のフォローアップ研修として一部を開放。
- ・日常生活自立支援事業の支援員に一部の受講を解放
- ・職員のOJTとして
- ・研修終了後に、市民後見人候補者名簿への登録を希望しない人がいた。
- ・日常生活自立支援事業の支援員に一部の受講を開放
- ・修了者に対して聴講生として受講を認めている
- ・日常生活自立支援事業の支援員に一部の一部の受講を開放
- ・福祉関係者に研修の一部の受講を開放

第2章 修了者調査

1. 居住都道府県と市民後見人研修を受けた都道府県

調査回答者の居住する都道府県と市民後見人研修を受けた都道府県をみたものが第6表である。

第6表 居住する都道府県、市民後見人研修を受けた都道府県

都道府県	居住都道府県	市民後見人研修を受けた都道府県
北海道	137	135
青森県	14	14
岩手県	15	15
宮城県	6	6
秋田県	25	25
山形県	21	21
福島県	2	2
茨城県	7	5
栃木県	2	2
群馬県	1	1
埼玉県	84	81
千葉県	43	43
東京都	116	114
神奈川県	97	92
新潟県	62	57
富山県	3	3
石川県	0	0
福井県	0	0
山梨県	13	13
長野県	4	4
岐阜県	9	9
静岡県	39	39
愛知県	88	50
三重県	12	12
滋賀県	0	0
京都府	0	0
大阪府	124	123
兵庫県	33	30
奈良県	0	0
和歌山県	1	0
鳥取県	5	5
島根県	15	15
岡山県	88	87
広島県	34	33
山口県	0	0
徳島県	4	3
香川県	37	37
愛媛県	0	0
高知県	0	0
福岡県	25	25
佐賀県	0	0
長崎県	25	25
熊本県	6	5
大分県	41	40
宮崎県	0	0
鹿児島県	0	0
沖縄県	0	0

2. 市民後見人研修を受講した年度

調査回答者の市民後見人研修を受講した年度をみたものが第7表である。

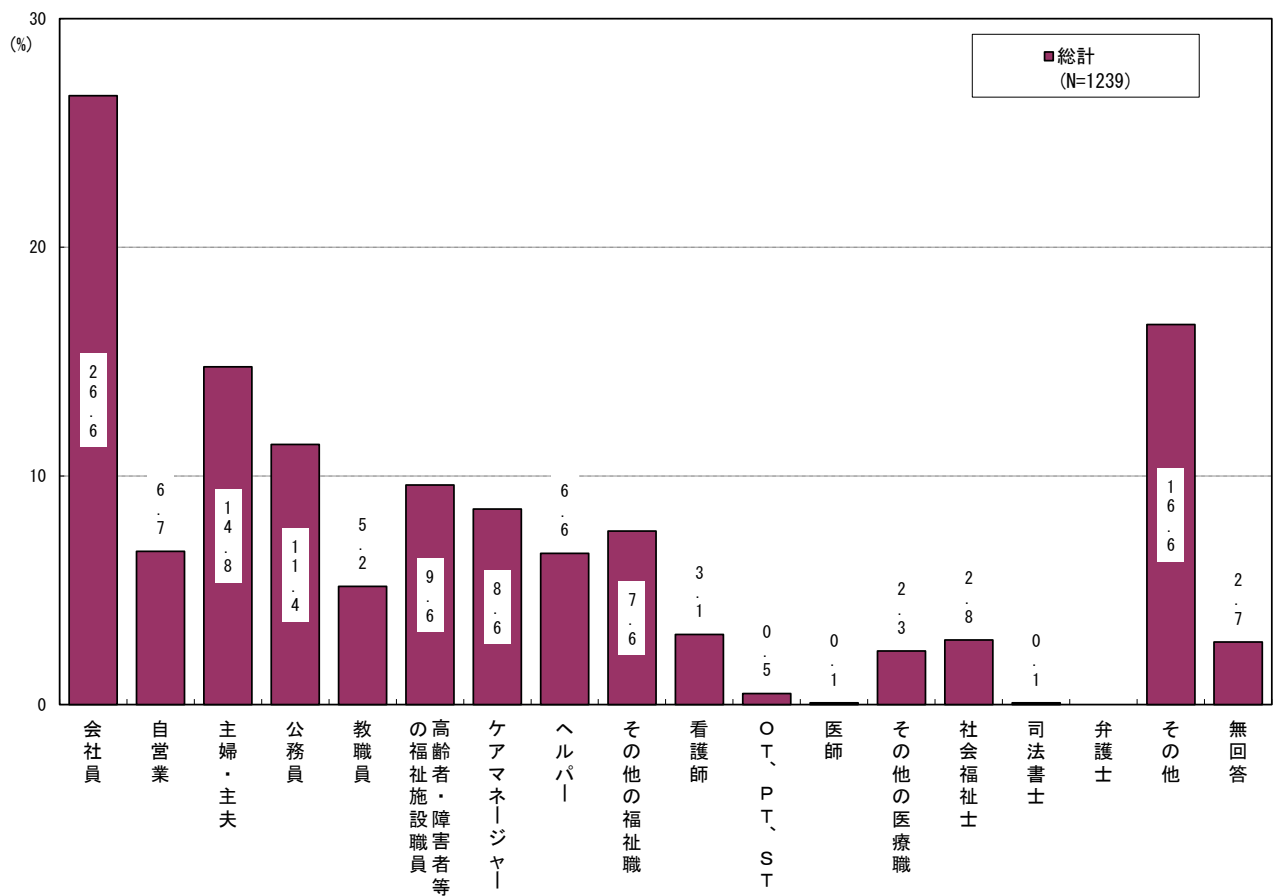
第7表 居住する都道府県、市民後見人研修を受けた都道府県

市民後見人研修を受講した年度	比率	件数
令和4年度	4.6	57
令和3年度	14.9	185
令和2年度	10.4	129
令和1年度	9.0	112
平成31年度	1.8	22
平成30年度	10.9	135
平成29年度	6.4	79
平成28年度	8.4	104
平成27年度	7.3	90
平成26年度	5.1	63
平成25年度	4.1	51
平成24年度	2.3	28
平成23年度	1.1	14
平成22年度	0.8	10
平成21年度	0.5	6
平成20年度	0.2	2
平成19年度	0.4	5
平成18年度	0.4	5
平成16年度	0.3	4
無回答	11.1	138
計	100.0	1239

3. 研修を受講する以前の仕事（現在も働いている人は現在の職業）

調査回答者の研修を受講する以前の仕事（現在も働いている人は現在の職業）は、「会社員」（26.6%、330件）、「自営業」（6.7%、83件）、「主婦・主夫」（14.8%、183件）、「公務員」（11.4%、141件）、「教職員」（5.2%、64件）、「高齢者・障害者等の福祉施設職員」（9.6%、119件）、「ケアマネージャー」（8.6%、106件）、「ヘルパー」（6.6%、82件）、「その他の福祉職」（7.6%、94件）、「看護師」（3.1%、38件）、「OT、PT、ST」（0.5%、6件）、「医師」（0.1%、1件）、「その他の医療職」（2.3%、29件）、「社会福祉士」（2.8%、35件）、「司法書士」（0.1%、1件）、「その他」（16.6%、206件）である（第9図）。

第9図 研修を受講する以前の仕事



その他の記入内容（抜粋）

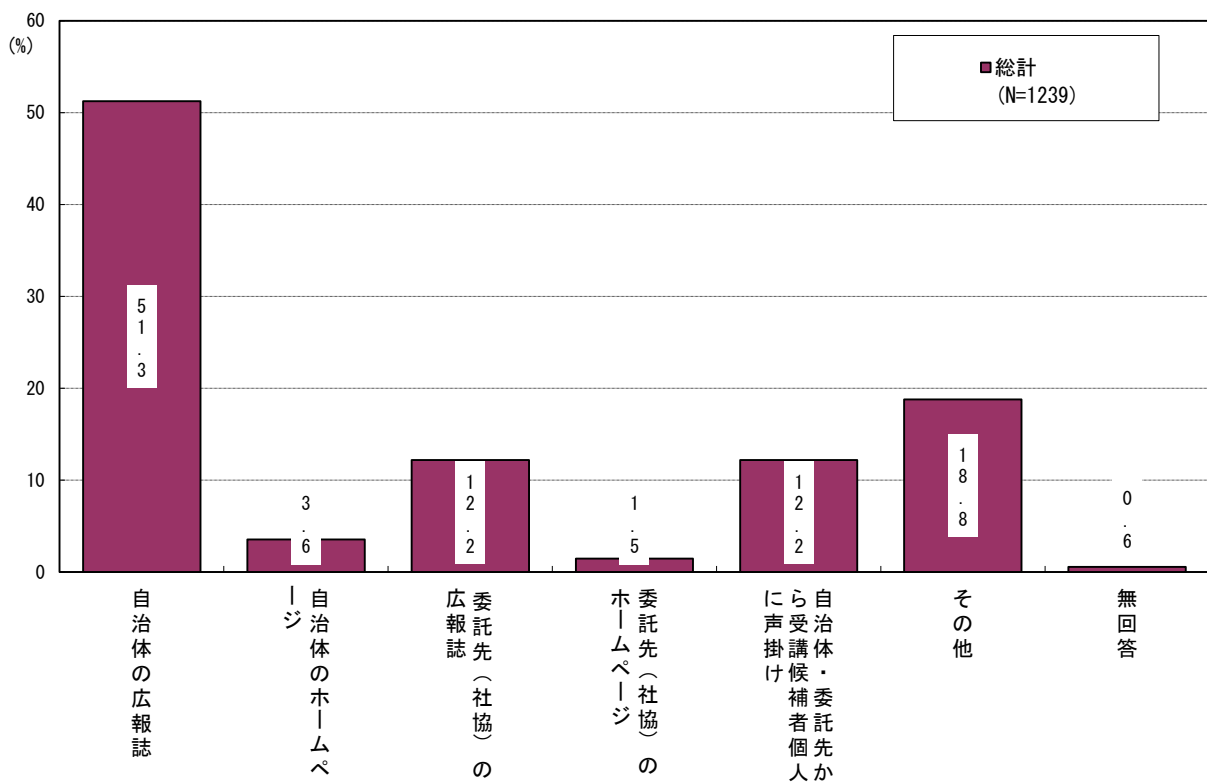
- ・旅行業
- ・理容師
- ・養護支援学校、葬祭コーディネーター
- ・要約筆記者（難聴者向けの文字通訳）
- ・幼稚園バス運転手
- ・幼稚園
- ・無職、退職
- ・民生児童委員
- ・民事調停委員
- ・民間企業の会社員を退職後、民生児童委員をしています。
- ・病院相談員、現在介護老人保健施設にて相談員として働いています。
- ・法律事務所職員 現在同所パート職員
- ・放課後児童支援員と小学校講師
- ・放課後児童指導員
- ・保護司
- ・保育士、児童発達支援管理責任者、児童発達支援センター施設長
- ・弁護士事務所 弁護士補助
- ・分譲マンション管理員
- ・福祉協力員会会長・地域者連事務局長・民生児童委員
- ・福祉関連ボランティア
- ・福岡家庭裁判所家事調停委員
- ・病院の売店でのリネン業務
- ・非常勤学校事務
- ・発達障がい、不登校、引きこもりについての親の会を作り、継続活動25年ボランティア活動をしています。
- ・町議会議員
- ・派遣社員
- ・農業協同組合
- ・農業
- ・独立行政法人職員
- ・特別公務員、市議会議員
- ・統計調査員
- ・電子カルテシステム開発、医療・介護福祉分野のコンサルタント、介護福祉士、認知症グループホーム経営者（東京）、福祉サービス第三者評価者（東京都）等
- ・教会長
- ・定年後、地域のためになるならと思い参加しました。
- ・調停委員
- ・社協生活支援員
- ・地域団体役員（人権指導員）

- ・団体職員(信用金庫)
- ・宅地建物取引主任者、宅地建物取引業、会社経営
- ・会計年度採用職員
- ・相談員
- ・税理士
- ・精神保健福祉士
- ・生活支援員
- ・図書館業務
- ・人が足りない時に病院への同行など
- ・神主
- ・新聞集金のパート
- ・信用金庫職員
- ・障害者地域活動支援センター(次長)
- ・消防団員(本所)10年間、シルバー人材センター(3年目のころ)
- ・主任児童委員・生活支援員
- ・社団法人が実施している成年後見事業の相談員を担当していました。
- ・社協職員
- ・社会保険労務士
- ・社会福祉協議会役員
- ・自労生活自立支援事業の生活支援員(現在も継続)
- ・寺務作務
- ・市議会議員
- ・子育て支援員
- ・医師会、有償ボランティア、山形市介護サービス相談員
- ・在宅訪問指導員、心の教室相談員
- ・裁判所調停員・参与員、民生委員・児童委員、
- ・災害ボランティアコーディネーター
- ・行政書士
- ・厚労省関係介護系公益法人
- ・公益財団法人の研究所研究員
- ・経営コンサルタント
- ・区役所(窓口)介護保険相談員
- ・生活支援コーディネーター
- ・コミュニティセンター所長
- ・管理栄養士
- ・看護助手
- ・学童の指導員
- ・会社役員
- ・介護老人保健施設、相談員
- ・介護保険の調査員

4. 研修を受講したきっかけ

研修を受講したきっかけは「自治体の広報誌」(51.3%、635件)、「自治体のホームページ」(3.6%、44件)、「委託先(社協)の広報誌」(12.2%、151件)、「委託先(社協)のホームページ」(1.5%、18件)、「自治体・委託先から受講候補者個人に声掛け」(12.2%、151件)、「その他」(18.8%、233件)である(第10図)。

第10図 研修を受講したきっかけ



その他の記入内容（抜粋）

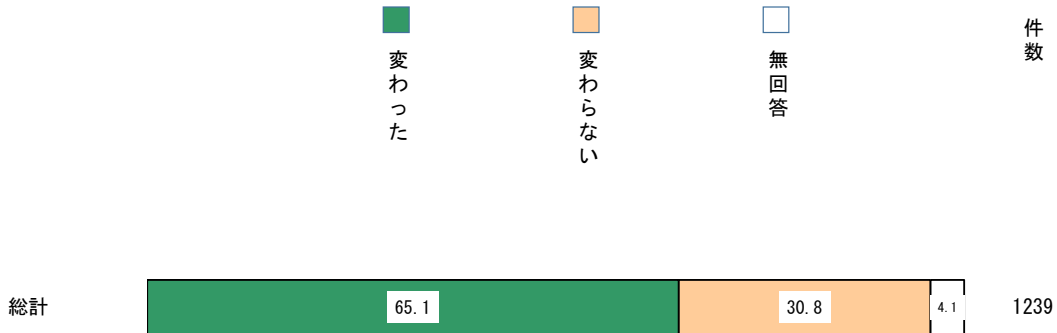
- ・市民後見人事業担当課に在席していたため
- ・自分の母親の成年後見人であったため、その勉強を兼ね、同じ様な環境で困っている人の助けができればと思った。
- ・情報共有
- ・成年後見を担当していました。その中で養成講座もあり、研修内容を担当として理解しておきたいと考えたため。
- ・民生委員の会議
- ・民生委員へ長泉町の社協がパンフレットを配布した。
- ・退職後何をするか探していた。
- ・仕事柄、後見人・補助人・補佐人の同意を求めることが有り得る仕事なので、どういった事をその方々がするのか興味があったため。
- ・パートナーに誘われて
- ・新聞記事
- ・支援員をしている友人からの誘い。
- ・ポスター
- ・認知症高齢者にとって、伴走者が必要であり地域で暮らすためには欠かせない存在と思い受講しました。
- ・仕事で担当した方に後見人が必要だと思い、まずは市民後見人がどういったものなのか知りたいと考え受講しました。
- ・以前勤めていた会社の先輩から「あなたを待っている人のもう一つの人生を、一緒に歩んでみたくないですか？」。やり甲斐のある活動。
- ・自治体の掲示
- ・民生委員の定例会で市民後見人養成のパンフレットを見て
- ・民生委員定例会での社協担当者からの案内
- ・認知症カフェの講座で市民後見人の存在を知った
- ・先輩民生児童委員から話を聞いた
- ・大阪府の出先機関のポスターを見て
- ・今までの経験を活かし、少しでも誰かの役に立ちたかったから。
- ・知人の誘い
- ・主婦であり大学院生（研究課題 地域福祉 高齢者福祉）であった。以前から市民後見人に関心があった。
- ・社会保険労務士会
- ・青いポスト
- ・上司に声を掛けられた
- ・大学在籍時の同級生から、成年後見制度及び成年後見人について意義と社会貢献性の説明を受けた。
- ・以前から興味が有った
- ・（一社）地域貢献推進センター
- ・仕事上で後見人の方と接することが多くあり、関心があった

- ・府民だより
- ・地域の掲示板の社協のチラシ
- ・子どもが障害者であったためにその子の後見人になったため、市民後見にも関心を持ったため
- ・自分にできることを やって見たかった
- ・案内チラシ
- ・未婚の叔母を自分が看取った際に、身寄りのない高齢者の話を老人病院の先生から聞き、後見人の仕事に関心を持ったこと。
- ・地域の掲示板
- ・成年後見人制度に興味があり、積極的に探していた
- ・仕事をしていた時期に、東京大学が主催するセミナーを受け興味を持った。退職を機に勉強したいと希望。
- ・生活支援員の業務のスキルアップを目指して受講せ
- ・民生委員・児童委員
- ・新聞折込の広報誌
- ・新聞の厚労省のニュース情報
- ・知人が後見人をしていて興味があった
- ・受講に関心があったから
- ・友人からの誘い
- ・中日新聞での特集記事
- ・以前にも受講しておりその後の補修として
- ・福祉施設で掲示板に募集案内のパンフレットがあり、申込みしました
- ・仕事で成年後見を取り扱うから
- ・婦人会、年金の会に所属している母やそのお友達から色々話を聞きまして、地域貢献したいと考えました
- ・知人の紹介
- ・タウン誌の記事
- ・図書館の広報チラシ置き場
- ・退職後の生活スタイルを考えていた。
- ・講座案内の新聞記事
- ・民生委員をきっかけに
- ・身内が受けていたから
- ・知人が市民後見人として活動しており、進められ研修に参加しました。
- ・ボランティア団体の会議時社協から紹介があった。
- ・自治会の老人会で社協に来てもらい後見人の説明会をしてもらった。
- ・地域センターの掲示板の募集チラシ
- ・成年後見相談員と市長申し立て事務に以前携わり、専門職後見人が少なく、住み慣れた地域の支援者の必要性を感じた。
- ・社協のチラシ
- ・民生委員定例会のチラシ配布にて
- ・保健センターの窓口に積んであったチラシを見て。
- ・市民後見人の資格を持っている元同僚から、市民後見人をやりませんかと誘われましたので。

5. 研修修了後の自分が生活している地域をみる目や意識の変化

研修修了後の自分が生活している地域をみる目や意識の変化は、「変わった」(65.1%、806件)、「変わらない」(30.8%、382件)である(第11図)。

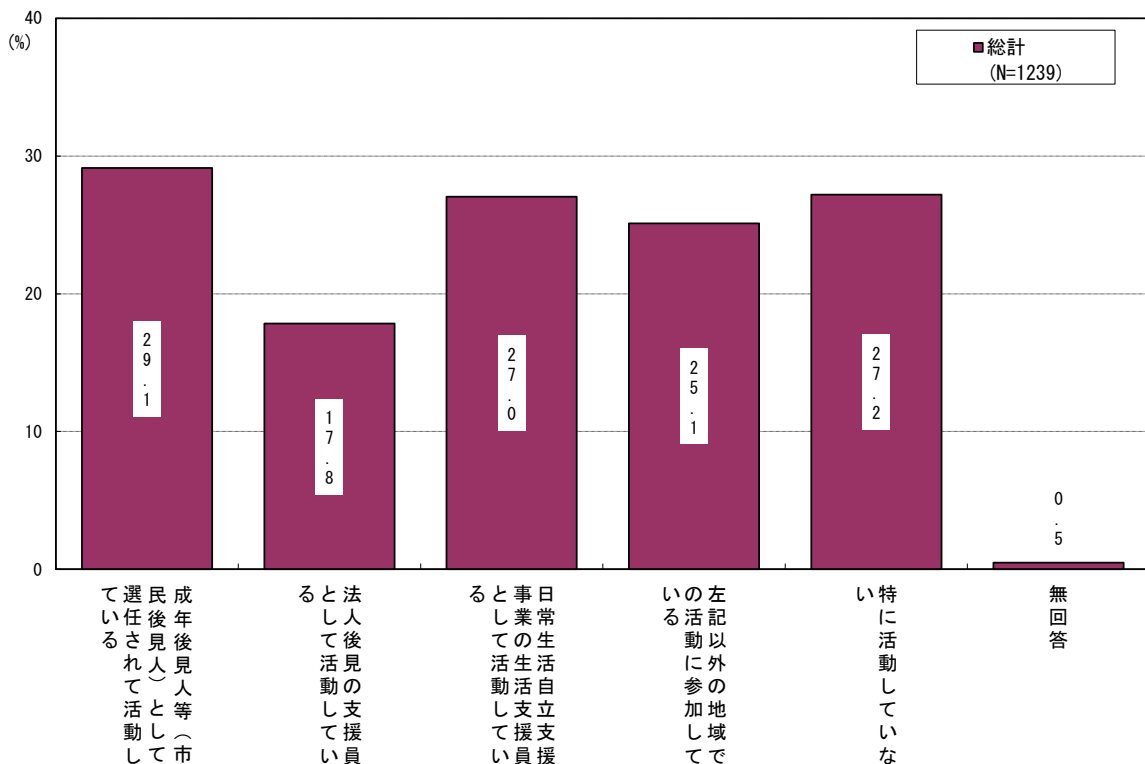
第11図 研修修了後の自分が生活している地域をみる目や意識の変化



6. 研修修了後における地域での活動状況

研修修了後における市民後見人などの地域での活動状況は、「成年後見人等(市民後見人)として選任されて活動している」(29.1%、361件)、「法人後見の支援員として活動している」(17.8%、221件)、「日常生活自立支援事業の生活支援員として活動している」(27.0%、335件)、「上記以外の地域での活動に参加している」(25.1%、311件)、「特に活動していない」(27.2%、337件)である(第12図)。

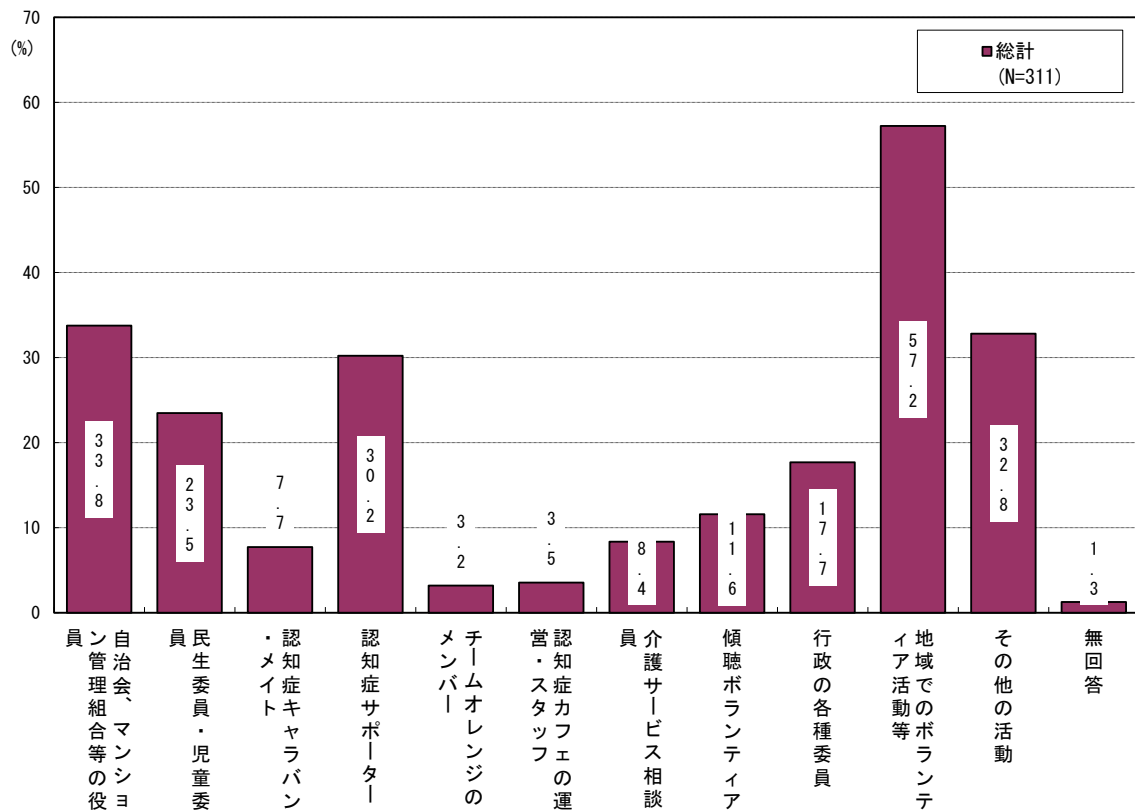
第12図 研修修了後における地域での活動状況



7. 研修修了後における地域での活動内容

研修修了後における市民後見人などの地域での活動状況で「左記以外の地域での活動に参加している」(311件)と回答した方に、これまで経験してきたあるいは現在も行っている地域での活動について尋ねた結果は、「自治会、マンション管理組合等の役員」(33.8%、105件)、「民生委員・児童委員」(23.5%、73件)、「認知症キャラバン・メイト」(7.7%、24件)、「認知症サポーター」(30.2%、94件)、「チームオレンジのメンバー」(3.2%、10件)、「認知症カフェの運営・スタッフ」(3.5%、11件)、「介護サービス相談員」(8.4%、26件)、「傾聴ボランティア」(11.6%、36件)、「行政の各種委員」(17.7%、55件)、「地域でのボランティア活動等」(57.2%、178件)、「その他の活動」(32.8%、102件)である(第13図)。

第13図 研修修了後における地域での活動内容
(研修修了後における市民後見人などの地域での活動状況で「左記以外の地域での活動に参加している」と回答した方)



その他の活動の記入内容（抜粋）

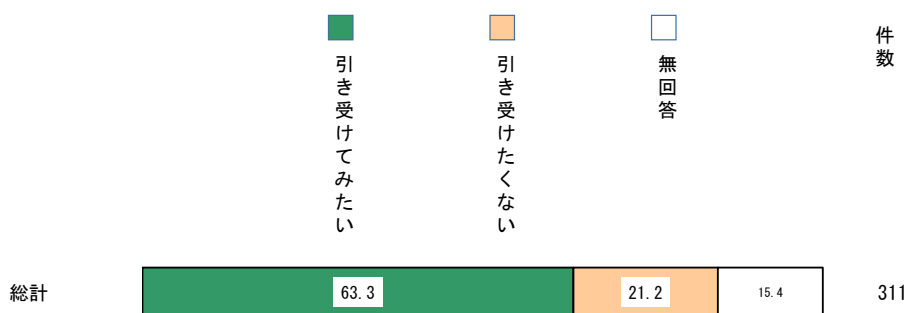
- ・盲ろう者通訳介助員
- ・献血活動への協力
- ・まちづくり活動など
- ・自治体に登録し派遣に赴く意思疎通支援者活動
- ・日常生活支援
- ・社会福祉協議会副会長等
- ・家族会活動
- ・地域の自主防災会活動
- ・障害児親の支援
- ・認知症パートナー
- ・職場を通じて、様々な活動団体に講話をする機会を頂いている。
- ・障害者、高齢者等の書類の手続き。障害者、高齢者の送迎活動。
- ・社労士会の後見人の仕事
- ・ネット上の自死防止相談窓口
- ・NPO 法人に参加して、パソコンやスマホの講座をしている
- ・小学校で、放課後学習サポーターとして児童の宿題等の学習指導
- ・家事調停委員 社会福祉協議会理事
- ・認知症予防教室開催
- ・保護司
- ・老人クラブの運営
- ・人権センターの相談員
- ・社会福祉法人、NPO法人の役員
- ・民生委員活動
- ・生活支援物品配付、調停委員
- ・観光ボランティア
- ・スポーツボランティア
- ・いのちの電話相談員、朗読奉仕会に所属して音訳ボランティア
- ・ボランティア活動
- ・出張型地域食堂(コロナ禍で休止中)
- ・イベント、お祭りの運営ボランティア(今年度はあいち国際芸術祭 2022、西区民まつり)
- ・施設の方の見守りボランティア活動(月 1 回同じ方を訪問)
- ・介護等の相談員
- ・ひとり親家庭相談員・家庭生活カウンセラー
- ・介護相談員
- ・NPO 法人理事・事務局長
- ・神社総代、住民監査請求・住民訴訟

- ・病院ボランティア
- ・日常生活自立支援事業
- ・交通防犯
- ・介護予防サポーター、社会福祉協議会の一般相談員
- ・ファミリーサポーターの協力会員、ほっとふれんず(包括支援センターの見守り活動)
- ・地域づくり協議会会員
- ・介護者家族の会の活動、ファミリーサポートセンター(提供会員)、放課後子ども教室安全管理者
- ・保護司、障害福祉の相談支援専門員
- ・定期的な清掃活動
- ・障がい者や、心の悩みを持っている方の電話相談
- ・生活支援コーディネーター
- ・認知症を患っている入居者・家族、知人・友人等へのアドバイス
- ・シルバー人材センター
- ・介護サポート
- ・シティキャスト
- ・保護司
- ・ひまわりの会託児ボランティアスタッフ10数年
- ・一人暮らしの安否確認のための電話(さわやか電話)
- ・市・地区の防災士役員、地区福祉推進会議役員、地域の老人カラオケ会の役員、児童健全育成会会員、地域振興協議会会員
- ・障害者自立支援の作業所施設(NPOハートフル・あしん)の理事
- ・障がい者スポーツ指導員
- ・電話相談員
- ・地域の子ども育成活動
- ・△△市民美術館をささえる会役員
- ・消費生活サポーター(石狩市)
- ・つなげ糸ひたち会で、引き込み、その他の悩みの事聴きのボランティア(9月で退会)
- ・障害者等電話相談員
- ・里親
- ・介護支援専門員及び相談支援専門員
- ・オレンジカフェに参加している
- ・現在成年後見支援センター会員として後見人(個人)1人を受任しています。
- ・小規模多機能よりたのまれまして1件(1人暮らし)の方のゴミ捨てをしています
- ・公安委員会関係
- ・電話相談員
- ・人権擁護委員
- ・専門職後見人として活動している。
- ・主人のサポート
- ・NPO法人理事、社会福祉法人評議員
- ・社会福祉協議会の法人後見事業担当者

8. 市民後見人や法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員を引き受けてみたいと思うか

研修修了後における市民後見人などの地域での活動状況で「左記以外の地域での活動に参加している」(311件)と回答した方に、今後、市民後見人や法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員を引き受けてみたいと思うか尋ねた結果は、「引き受けてみたい」(63.3%、197件)、「引き受けたくない」(21.2%、66件)である(第14図)。

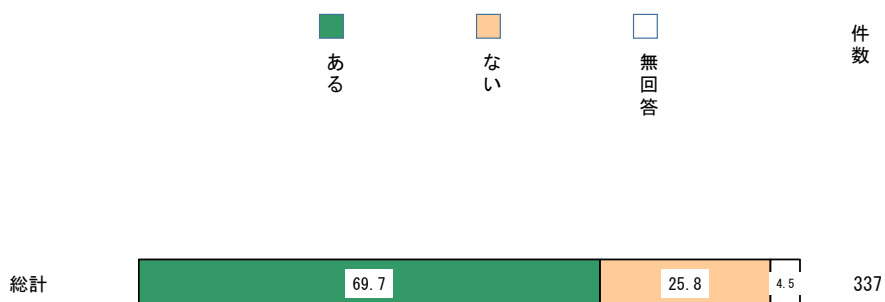
第14図 市民後見人や法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員を引き受けてみたいと思うか
(研修修了後における市民後見人などの地域での活動状況で「左記以外の地域での活動に参加している」と回答した方)



9. 市民後見人などの地域での活動意向

研修修了後における市民後見人などの地域での活動状況で「特に活動していない」(337件)と回答した方に、市民後見人などの地域での活動意向を尋ねた結果は、「ある」(69.7%、235件)、「ない」(25.8%、87件)、である(第15図)。

第15図 市民後見人などの地域での活動意向
(研修修了後における市民後見人などの地域での活動状況で「特に活動していない」と回答した方)



2. 市町村調査 回答一覧

市町村調査票の問4以降を一覧化したものです。

問4A 市民後見人としていちばん最初に選任された方が、研修修了から選任までに要した期間を教えてください。

問4B 市民後見人としていちばん最初に選任された方の修了年度を教えてください。

都道府県	市区町村	問4A 市民後見人としていちばん最初に選任された方が、研修修了から選任までに要した期間。	問4B 修了年度
北海道	札幌市	9 か月	平成 26 年度
北海道	函館市	2 年 2 か月	平成 26 年度
北海道	小樽市	1 年 4 か月	平成 28 年度
北海道	室蘭市	4 年 3 か月	平成 25 年度
北海道	釧路市	6 か月	平成 22 年度
北海道	北見市	6 年 6 か月	平成 25 年度
北海道	稚内市		
北海道	紋別市		
北海道	士別市	1 か月	平成 26 年度
北海道	深川市		
北海道	恵庭市		
北海道	石狩市		
北海道	新篠津村		
北海道	せたな町	4 年 9 か月	平成 24 年度
北海道	妹背牛町		
北海道	鷹栖町	2 年 3 か月	平成 28 年度
北海道	東神楽町	1 年 11 か月	平成 26 年度
北海道	比布町	7 か月	令和 3 年度
北海道	上富良野町		
北海道	和寒町		
北海道	猿払村		
北海道	白老町		
北海道	新得町		
北海道	広尾町		
北海道	足寄町		
北海道	陸別町		
北海道	釧路町	1 年	平成 26 年度
北海道	白糠町	6 か月	平成 23 年度
北海道	別海町		
青森県	青森市	6 年	平成 25 年度
青森県	三沢市		
青森県	むつ市	1 年 3 か月	平成 21 年度
青森県	野辺地町		
青森県	六戸町		
岩手県	盛岡市	3 年 11 か月	平成 28 年度
岩手県	奥州市		
岩手県	滝沢市	1 年 5 か月	令和 2 年度
岩手県	雫石町		
岩手県	岩手町		
宮城県	仙台市	1 年	平成 21 年度
秋田県	横手市	4 か月	平成 25 年度
秋田県	湯沢市	2 年 6 か月	平成 30 年度
秋田県	羽後町	8 か月	令和 2 年度
山形県	山形市	1 か月	平成 28 年度
福島県	福島市	5 か月	令和 1 年度

問4A 市民後見人としていちばん最初に選任された方が、研修修了から選任までに要した期間を教えてください。

問4B 市民後見人としていちばん最初に選任された方の修了年度を教えてください。

都道府県	市区町村	問4A 市民後見人としていちばん最初に選任された方が、研修修了から選任までに要した期間。	問4B 修了年度
茨城県	水戸市	1年6か月	平成30年度
茨城県	日立市		
茨城県	取手市		
茨城県	牛久市	5年	平成24年度
茨城県	那珂市		
栃木県	栃木市		
栃木県	小山市		
群馬県	太田市		
埼玉県	さいたま市	1年2か月	平成26年度
埼玉県	熊谷市		
埼玉県	本庄市		
埼玉県	狭山市		
埼玉県	越谷市	1か月	平成25年度
埼玉県	入間市		
埼玉県	志木市	3年	平成22年度
埼玉県	和光市		
埼玉県	久喜市		
埼玉県	三郷市		
埼玉県	坂戸市		
埼玉県	鶴ヶ島市		
埼玉県	ふじみ野市		
埼玉県	越生町		
埼玉県	滑川町		
千葉県	千葉市	3年11か月	平成24年度
千葉県	市川市	1年4か月	平成29年度
千葉県	船橋市		
千葉県	館山市		
千葉県	柏市	2年2か月	平成26年度
千葉県	八千代市	2年5か月	令和1年度
千葉県	我孫子市		
東京都	中央区	2年8か月	平成22年度
東京都	港区	8か月	平成23年度
東京都	新宿区	4年6か月	平成17年度
東京都	台東区	1年4か月	平成27年度
東京都	墨田区	2年	平成22年度
東京都	品川区	2年	平成25年度
東京都	目黒区	2年2か月	平成19年度
東京都	世田谷区	1か月	平成18年度
東京都	中野区	3年4か月	平成19年度
東京都	豊島区	3年11か月	平成17年度
東京都	足立区		
東京都	八王子市	2年2か月	平成21年度
東京都	武蔵野市		
東京都	三鷹市	1年	平成22年度
東京都	調布市	1年5か月	平成18年度
東京都	町田市	5か月	平成28年度
東京都	日野市	8か月	平成21年度

問4A 市民後見人としていちばん最初に選任された方が、研修修了から選任までに要した期間を教えてください。

問4B 市民後見人としていちばん最初に選任された方の修了年度を教えてください。

都道府県	市区町村	問4A 市民後見人としていちばん最初に選任された方が、研修修了から選任までに要した期間。	問4B 修了年度
神奈川県	横浜市	3 か月	平成 25 年度
神奈川県	相模原市	6 か月	平成 28 年度
神奈川県	小田原市		
神奈川県	茅ヶ崎市	2 年 4 か月	平成 29 年度
神奈川県	厚木市	5 年 1 か月	平成 25 年度
神奈川県	大和市	1 年 6 か月	令和 1 年度
神奈川県	座間市	2 年 5 か月	平成 30 年度
新潟県	新潟市		
新潟県	柏崎市		
新潟県	新発田市		
新潟県	村上市		
新潟県	佐渡市	7 か月	平成 25 年度
富山県	高岡市		
富山県	魚津市		
富山県	砺波市		
山梨県	甲府市	2 年 6 か月	平成 29 年度
山梨県	南アルプス市	7 年	平成 25 年度
山梨県	笛吹市	9 か月	平成 21 年度
長野県	上田市	5 年	平成 26 年度
長野県	伊那市	1 年 4 か月	平成 26 年度
長野県	塩尻市	1 年 6 か月	令和 1 年度
長野県	東御市		
長野県	喬木村		
静岡県	静岡市	1 年か月	令和 1 年度
静岡県	浜松市		
静岡県	沼津市	9 か月	平成 28 年度
静岡県	三島市	2 年	平成 30 年度
静岡県	富士宮市	1 年 7 か月	平成 30 年度
静岡県	島田市	2 年 6 か月	平成 30 年度
静岡県	焼津市	2 年 5 か月	令和 1 年度
静岡県	掛川市		
静岡県	藤枝市		
静岡県	牧之原市		
静岡県	長泉町		
愛知県	名古屋市	9 か月	平成 22 年度
愛知県	瀬戸市	6 か月	平成 28 年度
愛知県	豊田市	4 か月	令和 1 年度
愛知県	尾張旭市	5 か月	平成 28 年度
愛知県	日進市	5 か月	平成 28 年度
愛知県	長久手市	9 か月	平成 28 年度
愛知県	東郷町	7 か月	平成 28 年度
三重県	伊勢市		
三重県	名張市	5 年 3 か月	平成 19 年度
三重県	伊賀市	2 年 5 か月	平成 18 年度

問4A 市民後見人としていちばん最初に選任された方が、研修修了から選任までに要した期間を教えてください。

問4B 市民後見人としていちばん最初に選任された方の修了年度を教えてください。

都道府県	市区町村	問4A 市民後見人としていちばん最初に選任された方が、 研修修了から選任までに要した期間。	問4B 修了年度
大阪府	大阪市	3 か月	平成 19 年度
大阪府	堺市	6 か月	平成 25 年度
大阪府	岸和田市	6 か月	平成 23 年度
大阪府	豊中市	2 年 1 か月	
大阪府	池田市	3 か月	平成 27 年度
大阪府	高槻市	2 年 3 か月	平成 24 年度
大阪府	貝塚市	2 年 8 か月	平成 28 年度
大阪府	枚方市	4 年か月	平成 29 年度
大阪府	茨木市	1 年 2 か月	平成 28 年度
大阪府	八尾市	1 年 1 か月	平成 26 年度
大阪府	泉佐野市	3 年	平成 27 年度
大阪府	富田林市	1 年 11 か月	平成 26 年度
大阪府	河内長野市	2 年	平成 24 年度
大阪府	羽曳野市	9 か月	平成 25 年度
大阪府	門真市		
大阪府	東大阪市	8 か月	平成 25 年度
大阪府	泉南市	7 年 3 か月	平成 25 年度
大阪府	大阪狭山市		
大阪府	熊取町		
大阪府	田尻町		
兵庫県	姫路市	9 か月	平成 27 年度
兵庫県	芦屋市	2 年 5 か月	平成 27 年度
兵庫県	伊丹市	3 年	平成 24 年度
兵庫県	赤穂市		
兵庫県	宝塚市	3 年 2 か月	平成 26 年度
兵庫県	川西市	3 年	平成 25 年度
兵庫県	加西市		
兵庫県	丹波篠山市		
兵庫県	たつの市		
兵庫県	太子町	4 年 7 か月	平成 24 年度
兵庫県	上郡町		
兵庫県	佐用町		
鳥取県	米子市		
鳥取県	岩美町		
島根県	松江市	2 年	平成 30 年度
島根県	浜田市		
島根県	大田市	5 か月	平成 24 年度
岡山県	岡山市	6 年 6 か月	平成 27 年度
岡山県	倉敷市		
岡山県	玉野市		
岡山県	井原市		
岡山県	総社市	3 年	平成 25 年度
岡山県	高梁市	1 か月	平成 23 年度
岡山県	新見市	6 か月	令和 3 年度
岡山県	備前市	11 か月	平成 24 年度
岡山県	赤磐市	8 か月	平成 25 年度

問4A 市民後見人としていちばん最初に選任された方が、研修修了から選任までに要した期間を教えてください。

問4B 市民後見人としていちばん最初に選任された方の修了年度を教えてください。

都道府県	市区町村	問4A 市民後見人としていちばん最初に選任された方が、研修修了から選任までに要した期間。	問4B 修了年度
岡山県	美作市	3年6か月	平成28年度
岡山県	吉備中央町		
広島県	福山市	2年	平成25年度
広島県	三次市	2年3か月	平成28年度
徳島県	美馬市	1年11か月	平成26年度
香川県	高松市	2年5か月	令和1年度
香川県	丸亀市	2年5か月	平成24年度
香川県	坂出市	9か月	平成23年度
香川県	観音寺市		
香川県	東かがわ市		
香川県	宇多津町		
福岡県	北九州市	1年7か月	平成21年度
福岡県	大牟田市		
福岡県	古賀市		
福岡県	糸島市		
福岡県	水巻町		
長崎県	長崎市		
長崎県	佐世保市		
長崎県	島原市		
長崎県	対馬市		令和4年度
長崎県	雲仙市		
熊本県	人吉市		
熊本県	天草市		
熊本県	山江村		
大分県	大分市		
大分県	別府市		
大分県	日田市		
大分県	臼杵市	6年	平成25年度
大分県	宇佐市		
大分県	豊後大野市		
宮崎県	宮崎市	6年11か月	平成25年度
宮崎県	延岡市	6か月	令和3年度
鹿児島県	薩摩川内市		

問5 具体的にどのような活動をされているのかを教えてください。

都道府県	市区町村	1. 自治会、 マンション 管理組合 等の役員	2. 民生委員 ・ 児童委員	3. 認知症 キャラバン ・メイト	4. 認知症 サポーター	5. チーム オレンジ の メンバー	6. 認知症 カフェ の運営・ スタッフ	7. 介護 サービス 相談員	8. 傾聴 ボランティ ア
北海道	札幌市	○	○	○	○		○		○
北海道	函館市								
北海道	小樽市								
北海道	室蘭市								
北海道	釧路市	○	○					○	
北海道	北見市								
北海道	稚内市		○					○	
北海道	紋別市								
北海道	士別市								
北海道	深川市								
北海道	恵庭市								○
北海道	石狩市								
北海道	新篠津村								
北海道	せたな町		○		○				
北海道	妹背牛町		○		○			○	
北海道	鷹栖町								
北海道	東神楽町								
北海道	比布町	○							
北海道	上富良野町								
北海道	和寒町								
北海道	猿払村	○	○						
北海道	白老町								
北海道	新得町								
北海道	広尾町	○	○	○	○				
北海道	足寄町	○	○		○				○
北海道	陸別町								
北海道	釧路町								
北海道	白糠町								
北海道	別海町								
青森県	青森市								
青森県	三沢市								
青森県	むつ市								
青森県	野辺地町								
青森県	六戸町								
岩手県	盛岡市								
岩手県	奥州市		○						
岩手県	滝沢市					○			
岩手県	雫石町								
岩手県	岩手町								
宮城県	仙台市		○					○	
秋田県	横手市								
秋田県	湯沢市								
秋田県	羽後町		○	○	○	○	○		
山形県	山形市								
福島県	福島市		○						
茨城県	水戸市								
茨城県	日立市								
茨城県	取手市								
茨城県	牛久市								
茨城県	那珂市								
栃木県	栃木市								
栃木県	小山市								

問5 具体的にどのような活動をされているのかを教えてください。

都道府県	市区町村	1. 自治会、 マンション 管理組合 等の役員	2. 民生委員 ・ 児童委員	3. 認知症 キャラバン ・メイト	4. 認知症 サポーター	5. チーム オレンジ の メンバー	6. 認知症 カフェ の運営・ スタッフ	7. 介護 サービス 相談員	8. 傾聴 ボランティ ア
群馬県	太田市								
埼玉県	さいたま市								
埼玉県	熊谷市								
埼玉県	本庄市								
埼玉県	狭山市								
埼玉県	越谷市								
埼玉県	入間市		○						
埼玉県	志木市	○	○				○		○
埼玉県	和光市								
埼玉県	久喜市								
埼玉県	三郷市								
埼玉県	坂戸市								
埼玉県	鶴ヶ島市								
埼玉県	ふじみ野市		○		○				○
埼玉県	越生町								
埼玉県	滑川町								
千葉県	千葉市								
千葉県	市川市								
千葉県	船橋市								
千葉県	館山市								
千葉県	柏市	○	○		○			○	
千葉県	八千代市								
千葉県	我孫子市								
東京都	中央区	○	○						
東京都	港区								
東京都	新宿区								
東京都	台東区								
東京都	墨田区	○	○		○		○	○	
東京都	品川区								
東京都	目黒区								
東京都	世田谷区								
東京都	中野区	○	○	○	○		○		
東京都	豊島区		○		○				
東京都	足立区								
東京都	八王子市		○						○
東京都	武蔵野市								
東京都	三鷹市								
東京都	調布市								
東京都	町田市								
東京都	日野市								
神奈川県	横浜市								
神奈川県	相模原市								
神奈川県	小田原市								
神奈川県	茅ヶ崎市								
神奈川県	厚木市								
神奈川県	大和市								
神奈川県	座間市								
新潟県	新潟市								
新潟県	柏崎市								
新潟県	新発田市								
新潟県	村上市								
新潟県	佐渡市	○	○						
富山県	高岡市								
富山県	魚津市								
富山県	砺波市								

問5 具体的にどのような活動をされているのかを教えてください。

都道府県	市区町村	1. 自治会、マ ンション管 理組合等 の役員	2. 民生委員 ・ 児童委員	3. 認知症 キャラバン ・メイト	4. 認知症 サポーター	5. チーム オレンジの メンバー	6. 認知症 カフェ の運営・ スタッフ	7. 介護 サービス 相談員	8. 傾聴 ボランティ ア
山梨県	甲府市								
山梨県	南アルプス市								
山梨県	笛吹市		○						○
長野県	上田市								
長野県	伊那市		○						○
長野県	塩尻市								
長野県	東御市								
長野県	喬木村								
静岡県	静岡市								
静岡県	浜松市		○	○					
静岡県	沼津市	○	○	○	○			○	
静岡県	三島市								
静岡県	富士宮市								
静岡県	島田市		○		○				
静岡県	焼津市								
静岡県	掛川市								
静岡県	藤枝市								
静岡県	牧之原市								
静岡県	長泉町								
愛知県	名古屋市	○	○					○	○
愛知県	瀬戸市								
愛知県	豊田市								
愛知県	尾張旭市								
愛知県	日進市								
愛知県	長久手市								
愛知県	東郷町		○						
三重県	伊勢市								
三重県	名張市								
三重県	伊賀市								
大阪府	大阪市								
大阪府	堺市								
大阪府	岸和田市								
大阪府	豊中市								
大阪府	池田市								
大阪府	高槻市								
大阪府	貝塚市								
大阪府	枚方市								
大阪府	茨木市								
大阪府	八尾市	○							
大阪府	泉佐野市								
大阪府	富田林市								
大阪府	河内長野市								
大阪府	羽曳野市								
大阪府	門真市								
大阪府	東大阪市								
大阪府	泉南市								
大阪府	大阪狭山市								
大阪府	熊取町								
大阪府	田尻町								
兵庫県	姫路市								
兵庫県	芦屋市							○	
兵庫県	伊丹市								
兵庫県	赤穂市								
兵庫県	宝塚市								
兵庫県	川西市		○	○	○				
兵庫県	加西市								
兵庫県	丹波篠山市	○		○	○		○	○	

問5 具体的にどのような活動をされているのかを教えてください。

都道府県	市区町村	1. 自治会、 マンション 管理組合 等の役員	2. 民生委員 ・ 児童委員	3. 認知症 キャラバン ・メイト	4. 認知症 サポーター	5. チーム オレンジ の メンバー	6. 認知症 カフェ の運営・ スタッフ	7. 介護 サービス 相談員	8. 傾聴 ボランティ ア
兵庫県	たつの市								
兵庫県	太子町		○						
兵庫県	上郡町								
兵庫県	佐用町								
鳥取県	米子市								
鳥取県	岩美町								
島根県	松江市								
島根県	浜田市								
島根県	大田市								
岡山県	岡山市								
岡山県	倉敷市		○					○	○
岡山県	玉野市								
岡山県	井原市		○						
岡山県	総社市		○		○				
岡山県	高梁市								
岡山県	新見市								
岡山県	備前市		○		○				
岡山県	赤磐市	○	○		○				
岡山県	美作市								
岡山県	吉備中央町		○						
広島県	福山市								
広島県	三次市								
徳島県	美馬市		○						
香川県	高松市								
香川県	丸亀市								
香川県	坂出市		○	○	○				
香川県	観音寺市								
香川県	東かがわ市	○	○						
香川県	宇多津町								
福岡県	北九州市								
福岡県	大牟田市								
福岡県	古賀市								
福岡県	糸島市								
福岡県	水巻町		○						
長崎県	長崎市								
長崎県	佐世保市								
長崎県	島原市								
長崎県	対馬市		○					○	
長崎県	雲仙市		○						
熊本県	人吉市								
熊本県	天草市		○		○				
熊本県	山江村								
大分県	大分市								
大分県	別府市								
大分県	日田市								
大分県	臼杵市								
大分県	宇佐市								
大分県	豊後大野市								
宮崎県	宮崎市								
宮崎県	延岡市								
鹿児島県	薩摩川内市	○	○						

問5 具体的にどのような活動をされているのかを教えてください。

都道府県	市区町村	9. 行政の 各種委員	9. 具体的に 教えてください。	10. 地域での ボランティア 活動等	10. 具体的に 教えてください。	11. その他 の活動	11. 具体的に 教えてください。
北海道	札幌市			○	手話、消費生活推進、点訳、日赤、子育てサロン、施設ボランティア、有償ボランティア等	○	家裁家事調停委員
北海道	函館市						
北海道	小樽市						
北海道	室蘭市						
北海道	釧路市			○			
北海道	北見市						
北海道	稚内市	○	市議会議員				
北海道	紋別市						
北海道	士別市						
北海道	深川市	○	深川市成年後見地域連携ネットワーク会議委員			○	週1回(金)10:00~12:00 社会福祉協議会内で成年後見 制度の相談窓口を開設
北海道	恵庭市	○		○			
北海道	石狩市			○	成年後見制度周知・啓発を目的とした自主団体の活動		
北海道	新篠津村						
北海道	せたな町						
北海道	妹背牛町	○					
北海道	鷹栖町			○	お買い物サポーター、あったかすりハビリ体操指導士		
北海道	東神楽町						
北海道	比布町						
北海道	上富良野町						
北海道	和寒町						
北海道	猿払村						
北海道	白老町						
北海道	新得町					○	法人の理事、社員、監事、特別 会員として関わっており、法人後 見、福祉便利屋に従事してい る。
北海道	広尾町	○	認知症初期集 中支援チーム 検討委員など	○	ふまねっとサポ ーター、介護者と共 にあゆむ会、ボラ セン会長、百蔵体 操など	○	
北海道	足寄町	○					
北海道	陸別町						
北海道	釧路町						
北海道	白糠町						
北海道	別海町						
青森県	青森市						
青森県	三沢市						
青森県	むつ市						
青森県	野辺地町						
青森県	六戸町						
岩手県	盛岡市						
岩手県	奥州市						
岩手県	滝沢市						
岩手県	雫石町						
岩手県	岩手町						
宮城県	仙台市						
秋田県	横手市						
秋田県	湯沢市						
秋田県	羽後町					○	ケアマネージャー、町議員、社会 福祉協議会職員

問5 具体的にどのような活動をされているのかを教えてください。

都道府県	市区町村	9. 行政の 各種委員	9. 具体的に 教えてください。	10. 地域での ボランティア 活動等	10. 具体的に 教えてください。	11. その他 の活動	11. 具体的に 教えてください。
山形県	山形市					○	NPO法人での活動
福島県	福島市					○	認知症の人と家族の会、訪問介護支援事業所管理者、通所介護施設職員、相談員
茨城県	水戸市						
茨城県	日立市						
茨城県	取手市					○	当市では、NPO 法人とりで市民後見の会があるため、後見活動希望者はその会に入会し、法人後見業務を担っている。
茨城県	牛久市						
茨城県	那珂市						
栃木県	栃木市					○	成年後見制度、市民後見人啓発事業講演会の司会
栃木県	小山市						
群馬県	太田市						
埼玉県	さいたま市						
埼玉県	熊谷市						
埼玉県	本庄市					○	成年後見相談員
埼玉県	狭山市					○	市民後見NPO所属
埼玉県	越谷市						
埼玉県	入間市						
埼玉県	志木市			○	サロン運営	○	老人クラブ いのちの電話相談員
埼玉県	和光市						
埼玉県	久喜市						
埼玉県	三郷市						
埼玉県	坂戸市						
埼玉県	鶴ヶ島市						
埼玉県	ふじみ野市			○	社会福祉協議会支部 福祉委員		
埼玉県	越生町						
埼玉県	滑川町						
千葉県	千葉市						
千葉県	市川市						
千葉県	船橋市						
千葉県	館山市						
千葉県	柏市						
千葉県	八千代市						
千葉県	我孫子市						
東京都	中央区			○	ふれあい福祉委員、配食サービス、防災ボランティア、住民参加型家事援助サービス、高齢者会食サービス、ファミリーサポート、福祉車両運転ボランティア、ガイドヘルパー、日本語教室ボランティア、生きがい活動リーダー		
東京都	港区						
東京都	新宿区						
東京都	台東区						
東京都	墨田区			○	社会福祉協議会の事業にある在宅福祉サービス事業、ファミリーサポート事業	○	全数把握していません。
東京都	品川区						
東京都	目黒区						
東京都	世田谷区						
東京都	中野区			○			
東京都	豊島区			○	日本語教室ボランティア、高齢者や子育て世代向けのサロンの開催	○	保護司、ボーイスカウト、介護者の会
東京都	足立区						

問5 具体的にどのような活動をされているのかを教えてください。

都道府県	市区町村	9. 行政の 各種委員	9. 具体的に 教えてください。	10. 地域での ボランティア 活動等	10. 具体的に 教えてください。	11. その他 の活動	11. 具体的に 教えてください。
東京都	八王子市						
東京都	武蔵野市						
東京都	三鷹市					○	生活支援員
東京都	調布市					○	ガイドヘルパー
東京都	町田市						
東京都	日野市					○	法人後見担当支援員の補助業務
神奈川県	横浜市						
神奈川県	相模原市						
神奈川県	小田原市						
神奈川県	茅ヶ崎市					○	活動休止中
神奈川県	厚木市						
神奈川県	大和市						
神奈川県	座間市						
新潟県	新潟市						
新潟県	柏崎市						
新潟県	新発田市						
新潟県	村上市						
新潟県	佐渡市	○	人権擁護委員、 公民館役員	○	募金活動、 施設への慰問、 地域の清掃活 動、地域の茶の 間運営	○	
富山県	高岡市						
富山県	魚津市						
富山県	砺波市						
山梨県	甲府市						
山梨県	南アルプス市						
山梨県	笛吹市			○	傾聴・災害・物づくり・地域での介護予防など		
長野県	上田市						
長野県	伊那市						
長野県	塩尻市						
長野県	東御市						
長野県	喬木村						
静岡県	静岡市						
静岡県	浜松市						
静岡県	沼津市	○	調停委員	○			
静岡県	三島市						
静岡県	富士宮市						
静岡県	島田市						
静岡県	焼津市						
静岡県	掛川市						
静岡県	藤枝市						
静岡県	牧之原市						
静岡県	長泉町						
愛知県	名古屋市	○	家事調停委員				
愛知県	瀬戸市						
愛知県	豊田市					○	・後見センターの広報活動に「後見一座」として同行。 (劇によるわかりやすい制度説明を行っている) ・国のモデル事業への参画へ
愛知県	尾張旭市						
愛知県	日進市						
愛知県	長久手市						
愛知県	東郷町						
三重県	伊勢市						
三重県	名張市					○	
三重県	伊賀市						

問5 具体的にどのような活動をされているのかを教えてください。

都道府県	市区町村	9. 行政の 各種委員	9. 具体的に 教えてください。	10. 地域での ボランティア 活動等	10. 具体的に 教えてください。	11. その他 の活動	11. 具体的に 教えてください。
大阪府	大阪市						
大阪府	堺市						
大阪府	岸和田市						
大阪府	豊中市						
大阪府	池田市						
大阪府	高槻市						
大阪府	貝塚市						
大阪府	枚方市						
大阪府	茨木市						
大阪府	八尾市			○	こども達とてづくりをする会、要約筆記サークル、手話サークルなど		
大阪府	泉佐野市						
大阪府	富田林市						
大阪府	河内長野市						
大阪府	羽曳野市						
大阪府	門真市						
大阪府	東大阪市						
大阪府	泉南市						
大阪府	大阪狭山市						
大阪府	熊取町						
大阪府	田尻町						
兵庫県	姫路市						
兵庫県	芦屋市					○	研修の手伝い等を行う権利擁護推進員、障がい者施設等相談員
兵庫県	伊丹市					○	NPO法人アドボカシーネットワークが行うオンブスパーソンに同行
兵庫県	赤穂市						
兵庫県	宝塚市					○	施設訪問員(障害者通所施設) 障害者の訪問見守り活動(在宅・施設入所者の居室に訪問し、話し相手をしながらかの様子を見る)ひきこもりの方々の就労体験のサポート活動
兵庫県	川西市						
兵庫県	加西市						
兵庫県	丹波篠山市	○	障害福祉サービス事業所相談員	○	見守り支援サポーター		
兵庫県	たつの市						
兵庫県	太子町						
兵庫県	上郡町						
兵庫県	佐用町						
鳥取県	米子市						
鳥取県	岩美町						
島根県	松江市						
島根県	浜田市						
島根県	大田市						
岡山県	岡山市					○	中核機関の相談支援員(把握しているのは1件のみ。1~10に関しては該当するものがあるかもしれないが、市では把握していない)
岡山県	倉敷市			○	通いの場の運営を通じた、地域の中での健康づくり、仲間づくり、介護予防に向けた活動	○	有料老人ホーム職員、施設長、デイサービス職員
岡山県	玉野市						
岡山県	井原市						
岡山県	総社市			○	ひきこもりサポーター		
岡山県	高梁市						
岡山県	新見市						
岡山県	備前市						
岡山県	赤磐市						
岡山県	美作市						
岡山県	吉備中央町			○	集いの場スタッフ		

問5 具体的にどのような活動をされているのかを教えてください。

都道府県	市区町村	9. 行政の 各種委員	9. 具体的に 教えてください。	10. 地域での ボランティア 活動等	10. 具体的に 教えてください。	11. その他 の活動	11. 具体的に 教えてください。
広島県	福山市					○	研修会への講師派遣
広島県	三次市						
徳島県	美馬市						
香川県	高松市						
香川県	丸亀市						
香川県	坂出市			○	坂出市ファミリーサポートセンター協力会員	○	
香川県	観音寺市						
香川県	東かがわ市	○	介護障害支援区分審査会委員 福祉委員	○	サロン活動	○	
香川県	宇多津町						
福岡県	北九州市						
福岡県	大牟田市					○	有料ボランティアサービス
福岡県	古賀市						
福岡県	糸島市						
福岡県	水巻町						
長崎県	長崎市						
長崎県	佐世保市						
長崎県	島原市						
長崎県	対馬市						
長崎県	雲仙市						
熊本県	人吉市						
熊本県	天草市	○	行政相談員	○	わがまちサポーター	○	行政区長
熊本県	山江村						
大分県	大分市						
大分県	別府市						
大分県	日田市						
大分県	臼杵市						
大分県	宇佐市						
大分県	豊後大野市						
宮崎県	宮崎市						
宮崎県	延岡市						
鹿児島県	薩摩川内市			○	手話通訳	○	アドバイザー、自治体独自の買い物支援

問6 直近で開催した市民後見人養成研修についてお聞きます。市民後見人養成研修の開催にあたり、どのような方法で受講者を募っていますか。

都道府県	市区町村	1. 自治体の 広報誌	2. 自治体の ホームページ	3. 委託先(社協等)の 広報誌	4. 委託先(社協等)の ホームページ
北海道	札幌市	○	○	○	○
北海道	函館市	○		○	○
北海道	小樽市				
北海道	室蘭市	○	○	○	○
北海道	釧路市			○	○
北海道	北見市	○		○	○
北海道	稚内市		○		
北海道	紋別市				○
北海道	士別市	○		○	
北海道	深川市	○			
北海道	恵庭市	○		○	○
北海道	石狩市	○			
北海道	新篠津村	○			
北海道	せたな町				
北海道	妹背牛町				
北海道	鷹栖町	○			
北海道	東神楽町	○	○		○
北海道	比布町	○			
北海道	上富良野町				
北海道	和寒町				
北海道	猿払村				
北海道	白老町	○			
北海道	新得町	○			
北海道	広尾町				
北海道	足寄町			○	
北海道	陸別町			○	
北海道	釧路町	○	○		
北海道	白糠町	○			
北海道	別海町	○		○	
青森県	青森市				
青森県	三沢市	○	○		○
青森県	むつ市	○	○		
青森県	野辺地町		○		
青森県	六戸町	○			
岩手県	盛岡市	○	○		
岩手県	奥州市	○		○	
岩手県	滝沢市	○			
岩手県	雫石町	○	○		○
岩手県	岩手町	○	○	○	○
宮城県	仙台市	○		○	○

問6 直近で開催した市民後見人養成研修についてお聞きます。市民後見人養成研修の開催にあたり、どのような方法で受講者を募っていますか。

都道府県	市区町村	1. 自治体の 広報誌	2. 自治体の ホームページ	3. 委託先(社協等)の 広報誌	4. 委託先(社協等)の ホームページ
秋田県	横手市		○		
秋田県	湯沢市	○			
秋田県	羽後町	○			
山形県	山形市	○	○	○	
福島県	福島市	○		○	○
茨城県	水戸市	○	○		○
茨城県	日立市	○		○	
茨城県	取手市	○			
茨城県	牛久市				
茨城県	那珂市	○		○	○
栃木県	栃木市	○	○	○	○
栃木県	小山市				
群馬県	太田市			○	○
埼玉県	さいたま市			○	○
埼玉県	熊谷市	○		○	○
埼玉県	本庄市	○		○	○
埼玉県	狭山市	○	○	○	○
埼玉県	越谷市	○		○	○
埼玉県	入間市	○	○	○	○
埼玉県	志木市	○	○	○	○
埼玉県	和光市			○	○
埼玉県	久喜市	○	○		○
埼玉県	三郷市	○	○	○	○
埼玉県	坂戸市	○		○	
埼玉県	鶴ヶ島市	○			○
埼玉県	ふじみ野市	○	○	○	○
埼玉県	越生町				
埼玉県	滑川町				
千葉県	千葉市	○			○
千葉県	市川市	○	○	○	○
千葉県	船橋市	○		○	○
千葉県	館山市	○		○	○
千葉県	柏市	○	○	○	○
千葉県	八千代市	○	○		
千葉県	我孫子市	○	○		

問6 直近で開催した市民後見人養成研修についてお聞きます。市民後見人養成研修の開催にあたり、どのような方法で受講者を募っていますか。

都道府県	市区町村	1. 自治体の 広報誌	2. 自治体の ホームページ	3. 委託先(社協等)の 広報誌	4. 委託先(社協等)の ホームページ
東京都	中央区	○	○	○	○
東京都	港区	○	○	○	○
東京都	新宿区	○	○	○	○
東京都	台東区	○	○		○
東京都	墨田区	○	○	○	○
東京都	品川区	○		○	
東京都	目黒区	○	○	○	○
東京都	世田谷区	○	○	○	○
東京都	中野区	○			○
東京都	豊島区	○	○	○	○
東京都	足立区	○			
東京都	八王子市	○		○	○
東京都	武蔵野市				
東京都	三鷹市				
東京都	調布市	○	○		○
東京都	町田市	○	○	○	○
東京都	日野市	○	○		○
神奈川県	横浜市	○		○	○
神奈川県	相模原市	○			○
神奈川県	小田原市	○	○	○	
神奈川県	茅ヶ崎市	○	○		
神奈川県	厚木市	○	○	○	○
神奈川県	大和市	○	○	○	○
神奈川県	座間市	○	○		
新潟県	新潟市	○			○
新潟県	柏崎市	○			○
新潟県	新発田市			○	○
新潟県	村上市	○		○	○
新潟県	佐渡市				○
富山県	高岡市	○			
富山県	魚津市	○		○	
富山県	砺波市	○			○
山梨県	甲府市	○	○		○
山梨県	南アルプス市	○		○	
山梨県	笛吹市	○			○
長野県	上田市	○		○	
長野県	伊那市	○		○	○
長野県	塩尻市			○	
長野県	東御市			○	○
長野県	喬木村				

問6 直近で開催した市民後見人養成研修についてお聞きます。市民後見人養成研修の開催にあたり、どのような方法で受講者を募っていますか。

都道府県	市区町村	1. 自治体の 広報誌	2. 自治体の ホームページ	3. 委託先(社協等)の 広報誌	4. 委託先(社協等)の ホームページ
静岡県	静岡市	○	○	○	
静岡県	浜松市	○	○		
静岡県	沼津市			○	○
静岡県	三島市	○		○	○
静岡県	富士宮市	○		○	
静岡県	島田市	○		○	
静岡県	焼津市	○	○	○	○
静岡県	掛川市	○			
静岡県	藤枝市	○		○	○
静岡県	牧之原市	○			
静岡県	長泉町	○		○	○
愛知県	名古屋市	○			○
愛知県	瀬戸市	○			
愛知県	豊田市	○		○	
愛知県	尾張旭市	○			
愛知県	日進市	○			
愛知県	長久手市	○			
愛知県	東郷町	○			
三重県	伊勢市		○		○
三重県	名張市				
三重県	伊賀市				
大阪府	大阪市	○			○
大阪府	堺市	○			○
大阪府	岸和田市	○	○	○	○
大阪府	豊中市	○	○		○
大阪府	池田市	○	○		
大阪府	高槻市	○	○		○
大阪府	貝塚市	○	○		○
大阪府	枚方市	○	○	○	○
大阪府	茨木市	○	○		○
大阪府	八尾市	○	○	○	○
大阪府	泉佐野市	○	○		
大阪府	富田林市	○	○		○
大阪府	河内長野市	○	○		○
大阪府	羽曳野市	○			○
大阪府	門真市	○	○	○	○
大阪府	東大阪市	○	○	○	○
大阪府	泉南市	○	○	○	○
大阪府	大阪狭山市				
大阪府	熊取町	○	○		○
大阪府	田尻町		○		○

問6 直近で開催した市民後見人養成研修についてお聞きます。市民後見人養成研修の開催にあたり、どのような方法で受講者を募っていますか。

都道府県	市区町村	1. 自治体の 広報誌	2. 自治体の ホームページ	3. 委託先(社協等)の 広報誌	4. 委託先(社協等)の ホームページ
兵庫県	姫路市	○	○	○	○
兵庫県	芦屋市	○	○		
兵庫県	伊丹市	○	○		○
兵庫県	赤穂市			○	○
兵庫県	宝塚市	○	○		○
兵庫県	川西市	○		○	○
兵庫県	加西市				
兵庫県	丹波篠山市	○			
兵庫県	たつの市	○		○	○
兵庫県	太子町	○	○	○	○
兵庫県	上郡町	○	○	○	○
兵庫県	佐用町	○		○	○
鳥取県	米子市	○	○		○
鳥取県	岩美町				○
島根県	松江市			○	
島根県	浜田市	○		○	○
島根県	大田市			○	○
岡山県	岡山市	○	○		
岡山県	倉敷市	○	○		○
岡山県	玉野市	○	○		
岡山県	井原市	○	○		
岡山県	総社市	○		○	○
岡山県	高梁市				○
岡山県	新見市				
岡山県	備前市				
岡山県	赤磐市	○			○
岡山県	美作市	○			
岡山県	吉備中央町	○			
広島県	福山市	○		○	○
広島県	三次市	○	○	○	○
徳島県	美馬市				
香川県	高松市	○		○	○
香川県	丸亀市	○			
香川県	坂出市				
香川県	観音寺市	○	○	○	
香川県	東かがわ市				
香川県	宇多津町	○			

問6 直近で開催した市民後見人養成研修についてお聞きます。市民後見人養成研修の開催にあたり、どのような方法で受講者を募っていますか。

都道府県	市区町村	1. 自治体の 広報誌	2. 自治体の ホームページ	3. 委託先(社協等)の 広報誌	4. 委託先(社協等)の ホームページ
福岡県	北九州市	○	○		○
福岡県	大牟田市	○		○	○
福岡県	古賀市	○	○	○	○
福岡県	糸島市	○	○	○	○
福岡県	水巻町	○	○	○	○
長崎県	長崎市	○	○	○	○
長崎県	佐世保市	○	○	○	○
長崎県	島原市			○	○
長崎県	対馬市				
長崎県	雲仙市			○	○
熊本県	人吉市	○	○	○	○
熊本県	天草市			○	○
熊本県	山江村			○	
大分県	大分市	○	○		○
大分県	別府市	○	○	○	○
大分県	日田市			○	○
大分県	臼杵市			○	○
大分県	宇佐市	○		○	○
大分県	豊後大野市	○		○	
宮崎県	宮崎市				
宮崎県	延岡市				
鹿児島県	薩摩川内市			○	○

問6 直近で開催した市民後見人養成研修についてお聞きます。市民後見人養成研修の開催にあたり、どのような方法で受講者を募っていますか。

都道府県	市区町村	5. 自治体・委託先から 受講候補者個人に 声掛け	5. どのような属性の方に どのような形で声掛けを しましたか	6. その他	6. 具体的に教えてください。
北海道	札幌市			○	市・区役所や関係機関等へ 開催案内チラシを配架
北海道	函館市				
北海道	小樽市	○	受講資格は生活支援員としており、対象者に声掛けをしている。		
北海道	室蘭市				
北海道	釧路市			○	修了者からの声かけ、口こみ
北海道	北見市	○	日常生活自立支援事業の生活支援員に対して声かけを行った。		
北海道	稚内市			○	関係機関にチラシを設置、 新聞広告や報道で周知
北海道	紋別市			○	折込み
北海道	士別市				
北海道	深川市				
北海道	恵庭市	○			
北海道	石狩市			○	町内回覧
北海道	新篠津村				
北海道	せたな町	○	民生委員協議会での声 かけ。めぼしい福祉職 や地域の相談役と言え る方へ個別に声かけ。	○	案内チラシを全戸配布。
北海道	妹背牛町	○	民生委員へ個別に打診		
北海道	鷹栖町			○	委託先(旭川成年後見支援センター)の広 報媒体の掲載とチラシ配布
北海道	東神楽町				
北海道	比布町				
北海道	上富良野町				
北海道	和寒町	○	福祉関係者に直接研修会の案内を行った。		
北海道	猿払村			○	全村民に対して回覧で周知
北海道	白老町				
北海道	新得町	○	行政、社会福祉協議会、民生委員、町議会議員、高等支援学校教諭、 福祉事業所スタッフ等へ対面での案内手渡し。		
北海道	広尾町	○	介護関係者		
北海道	足寄町			○	自治会回覧、新聞折込
北海道	陸別町	○	障害者支援施設を退職された方等適職と思われる方に直接声掛けをした。		
北海道	釧路町			○	自治体のSNS(Facebook、Twitter)
北海道	白糠町	○	民生委員		
北海道	別海町				
青森県	青森市			○	平成29年度を最後に養成講座は開催してい ない。その代わりに修了者を対象にしたフォローア ップ研修という場を設けている。
青森県	三沢市				
青森県	むつ市			○	民生委員定例会での案内、 地域サロン等の通いの場での案内、 関係課窓口に応答書を配置
青森県	野辺地町				
青森県	六戸町				
岩手県	盛岡市				
岩手県	奥州市			○	地方の新聞への記事掲載(3社)
岩手県	滝沢市			○	市役所のパンフレット置き場に実施要綱・ 申込書を配置
岩手県	雫石町				
岩手県	岩手町				

問6 直近で開催した市民後見人養成研修についてお聞きます。市民後見人養成研修の開催にあたり、どのような方法で受講者を募っていますか。

都道府県	市区町村	5. 自治体・委託先から 受講候補者個人に 声掛け	5. どのような属性の方に どのような形で声掛けを しましたか	6. その他	6. 具体的に教えてください。
宮城県	仙台市			○	市役所及び各区総合支所や市民センター等におけるチラシ設置
秋田県	横手市			○	市内全戸へチラシ配布
秋田県	湯沢市				
秋田県	羽後町				
山形県	山形市			○	関係機関へのチラシ配布
福島県	福島市	○	福祉・医療従事者、行政職員の退職者等に電話にて行った		
茨城県	水戸市			○	市民センター等にて市民後見人養成講座告知ポスターの掲示
茨城県	日立市				
茨城県	取手市				
茨城県	牛久市	○	市成年後見サポートセンターの支援員養成研修修了者に対して声掛けを行った。		
茨城県	那珂市	○	日常生活自立支援事業の生活支援員	○	チラシを自治体と委託先に設置
栃木県	栃木市				
栃木県	小山市				
群馬県	太田市				
埼玉県	さいたま市			○	委託先(社協等)窓口にチラシ設置
埼玉県	熊谷市				
埼玉県	本庄市	○	NPO法人の立ち上げを考えている団体		
埼玉県	越谷市			○	市のcitymail配信・市役所庁舎内モニター放映・成年後見制度講演会にて周知・市役所関係各課へ募集案内を配下
埼玉県	狭山市	○	日常生活自立支援事業の生活支援員		
埼玉県	入間市				
埼玉県	志木市				
埼玉県	和光市	○			
埼玉県	久喜市			○	市内民生委員・児童委員協議会の定例会にてチラシを配布、福祉委員や社協登録の個人ボランティア等へのチラシの送付
埼玉県	三郷市			○	公共機関・金融機関へのチラシ配布、自治体のメール配信サービス
埼玉県	坂戸市				
埼玉県	鶴ヶ島市				
埼玉県	ふじみ野市	○	民生委員・児童委員・日常生活自立支援事業生活支援員		広報チラシ
埼玉県	越生町			○	未開催(フォローアップ研修のみ開催している)
埼玉県	滑川町				
千葉県	千葉市	○	前回の研修実施以降に問い合わせのあった方に電話・電子メールにて連絡	○	社会活動関係施設(公民館、社会福祉協議会等)にチラシを配架
千葉県	市川市				
千葉県	船橋市			○	チラシの配架(地区社会福祉協議会)
千葉県	館山市				
千葉県	柏市			○	近隣センターや地域包括支援センターにチラシの配架を依頼。
千葉県	八千代市	○	民生委員、地区民協の関係者	○	社協のフェイスブック、インスタグラム、ツイッター
千葉県	我孫子市				

問6 直近で開催した市民後見人養成研修についてお聞きます。市民後見人養成研修の開催にあたり、どのような方法で受講者を募っていますか。

都道府県	市区町村	5. 自治体・委託先から 受講候補者個人に 声掛け	5. どのような属性の方に どのような形で声掛けを しましたか	6. その他	6. 具体的に教えてください。
東京都	中央区			○	関係機関へのチラシ配架
東京都	港区			○	チラシ配布
東京都	新宿区			○	SNSによる周知。
東京都	台東区	○	社協職員が地域福祉権利擁護事業の生活支援員に声がけ	○	チラシの配布(福祉関係課、区民事務所、図書館、包括支援センター、特養等)
東京都	墨田区				
東京都	品川区	○	社会福祉協議会ボランティアサービス従事者等へチラシを配布、自治体を定年退職予定されている者、居宅事業者を定年退職予定されているもの		
東京都	目黒区			○	地区民生児童委員協議会でパンフを配布 事業者連絡会でパンフを配布し説明
東京都	世田谷区				
東京都	中野区			○	講演会等イベントでのチラシ配布
東京都	豊島区	○	地域福祉権利擁護事業の生活支援員をしている方に声掛けをした。		
東京都	足立区				
東京都	八王子市				
東京都	武蔵野市	○	地域福祉権利擁護事業の生活支援員		
東京都	三鷹市	○	みたか社協が実施する権利擁護・あんしんサポーター養成講座の受講希望者に対して声掛け		
東京都	調布市				
東京都	町田市				
東京都	日野市				
神奈川県	横浜市			○	チラシ配架、TVK ハマナビ、 民生委員向け会議、タウンニュース、 各種メールマガジン、バンク登録者の紹介
神奈川県	相模原市			○	民生委員(地区会長)に周知
神奈川県	小田原市				
神奈川県	茅ヶ崎市				
神奈川県	厚木市				
神奈川県	大和市				
神奈川県	座間市				
新潟県	新潟市				
新潟県	柏崎市				
新潟県	新発田市			○	市内福祉事業所にメール
新潟県	村上市	○	民生委員、日常生活自立支援事業生活支援員		
新潟県	佐渡市	○	バンク登録者から知人への声かけ	○	自治体及び委託先の窓口でチラシ配布 及びラインでの広報、自治体の文字放送、 新聞への掲載
富山県	高岡市				
富山県	魚津市	○	日常生活自立支援事業支援員や民生委員へ、講座の紹介やチラシを配布	○	関係機関へチラシの配布
富山県	砺波市				
山梨県	甲府市			○	チラシを関係機関に配布
山梨県	南アルプス市			○	民生委員、各種団体へのチラシ配布
山梨県	笛吹市	○	ボランティア、シニアクラブ、民生委員	○	市内の医療、福祉機関、図書館、金融機関、見守りネットワーク事業所等へ広報

問6 直近で開催した市民後見人養成研修についてお聞きます。市民後見人養成研修の開催にあたり、どのような方法で受講者を募っていますか。

都道府県	市区町村	5. 自治体・委託先から 受講候補者個人に 声掛け	5. どのような属性の方に どのような形で声掛けを しましたか	6. その他	6. 具体的に教えてください。
長野県	上田市	○	民生児童委員の連絡会議において、任期を終えられる方などにチラシを配布		
長野県	伊那市				
長野県	塩尻市				
長野県	東御市				
長野県	喬木村				
静岡県	静岡市			○	タウン誌
静岡県	浜松市	○	日常生活自立支援事業の生活支援員		
静岡県	沼津市	○	日常生活自立支援事業支援員、民生委員児童委員、社協相談員		
静岡県	三島市				
静岡県	富士宮市				
静岡県	島田市				
静岡県	焼津市				
静岡県	掛川市	○	過去の市民後見人養成研修に申し込まれた参加者に電話等で声掛けを行った。		
静岡県	藤枝市			○	地区交流センター、ボランティア団体、個人ボランティア、民生委員・児童委員、市公共施設、市社協主催講座の受講者等にチラシを配布。
静岡県	牧之原市	○	日常生活自立支援事業の現役支援員		
静岡県	長泉町				
愛知県	名古屋市			○	過去の市民後見候補者養成研修終了生から知人に声掛けしていただいている。
愛知県	瀬戸市			○	・バンク登録者の協力で、地域の金融機関、商店、スーパーへのチラシの配布 ・事業所等へのチラシの配布 ・ケーブルテレビ、ラジオ出演等の広報
愛知県	豊田市			○	社会福祉法人、企業に声かけ
愛知県	尾張旭市			○	・行政、バンク登録者の協力で地域の金融機関・商店・スーパーへのチラシ配布 ・事業所等へのチラシ配布 ・ケーブルテレビ・ラジオ出演などの広報
愛知県	日進市			○	〃
愛知県	長久手市			○	〃
愛知県	東郷町			○	〃
三重県	伊勢市				
三重県	名張市	○	日常生活自立支援事業の生活支援員養成研修の修了者を対象とし、開催案内を郵送して参加者を募っている。		
三重県	伊賀市	○	〃		
大阪府	大阪市			○	協力機関(銀行、郵便局など)へのチラシ送付・配架、電車広告
大阪府	堺市			○	ポスター、チラシ
大阪府	岸和田市				
大阪府	豊中市				
大阪府	池田市				
大阪府	高槻市				
大阪府	貝塚市				
大阪府	枚方市				
大阪府	茨木市				
大阪府	八尾市			○	町会長への案内、民生委員児童委員への案内図書館等への配架
大阪府	泉佐野市				
大阪府	富田林市			○	福祉委員やボランティアのネットワークを活用した周知
大阪府	河内長野市				

問6 直近で開催した市民後見人養成研修についてお聞きます。市民後見人養成研修の開催にあたり、どのような方法で受講者を募っていますか。

都道府県	市区町村	5. 自治体・委託先から 受講候補者個人に 声掛け	5. どのような属性の方に どのような形で声掛けを しましたか	6. その他	6. 具体的に教えてください。
大阪府	羽曳野市			○	担当課、関係課、出先機関の窓口にチラシを配架
大阪府	門真市			○	市公式 Twitter、関係機関に広くチラシを配布
大阪府	東大阪市			○	各地域包括支援センター、各福祉事務所、各老人センター、市政情報相談課、各行政サービスセンター、各図書館、各保健センター等に研修のチラシを配布。
大阪府	泉南市				
大阪府	大阪狭山市				
大阪府	熊取町				
大阪府	田尻町				
兵庫県	姫路市				
兵庫県	芦屋市			○	市の電光掲示板、チラシ等
兵庫県	伊丹市				
兵庫県	赤穂市				
兵庫県	宝塚市			○	公共機関等へのチラシの配布・設置、社協の広報誌、民生・児童委員協議会に参加し案内
兵庫県	川西市			○	・チラシ、ポスターを公的機関へ配布 ・掲示・チラシを各家庭へポスティング (一部の地域に限定)
兵庫県	加西市			○	令和3年度以降行っていない
兵庫県	丹波篠山市	○	民生委員児童委員協議会、福祉委員の研修会で案内		
兵庫県	たつの市			○	窓口にチラシを置いている
兵庫県	太子町			○	地域の支え手である民生委員・児童委員へ連絡会にて広報。
兵庫県	上郡町				
兵庫県	佐用町			○	防災行政無線による放送
鳥取県	米子市				
鳥取県	岩美町				
島根県	松江市	○	関係機関・団体を通じての声掛け		
島根県	浜田市				
島根県	大田市	○	自治体退職者、金融機関職員、民生委員、市議会議員、介護施設職員、社協職員など		
岡山県	岡山市				
岡山県	倉敷市	○	民生委員やボランティア活動をしている方など、地域の担い手に直接声掛けを行っている		
岡山県	玉野市				
岡山県	井原市				
岡山県	総社市	○	各種ボランティア団体など、地域福祉に理解・関心のある方		
岡山県	高梁市	○	民生委員や地域でボランティア活動をされている方に個別で説明	○	成年後見制度セミナーを開催し、受講者にPRした
岡山県	新見市	○	県主催の養成研修修了者に対して、開催通知を送付		
岡山県	備前市			○	チラシの配布
岡山県	赤磐市	○	養護学校の教員		
岡山県	美作市				
岡山県	吉備中央町	○	民生委員会		

問6 直近で開催した市民後見人養成研修についてお聞きます。市民後見人養成研修の開催にあたり、どのような方法で受講者を募っていますか。

都道府県	市区町村	5. 自治体・委託先から 受講候補者個人に 声掛け	5. どのような属性の方に どのような形で声掛けを しましたか	6. その他	6. 具体的に教えてください。
広島県	福山市			○	・社協ブログ等ネットワークを活用し案内 ・民生委員、児童委員の会議での案内 ・自治体、社協窓口での案内 ・ラジオ(FMふくやま)での案内 ・行政職員のOB会への案内 ・社協主催の会ギ・研修会での案内
広島県	三次市	○	福祉関係の職歴がある方に講座の案内を行った。		
徳島県	美馬市	○		○	基礎研修を県社協と共催し、チラシ配布、 県社協のホームページに掲載。
香川県	高松市			○	高松市職員のOB会や民生委員児童委員 協議会にチラシを配布
香川県	丸亀市			○	養成講座のチラシを作成・配布
香川県	坂出市	○	行政OB/OGの方、 坂出ほっとふれんず で見守り活動を行っ ている方	○	市民後見人活動をしている方のご紹介
香川県	観音寺市	○	社会福祉協議会が実 施する、日常生活自 立支援事業の生活支 援員として活動して いる方等に社会福祉協 議会から直接声かけ	○	・市内公共施設にポスター掲載 ・第1回目を市民講座形式にして興味があ る方に声かけ
香川県	東かがわ市	○	生活支援員、職員OB、民生委員等		
香川県	宇多津町	○			
福岡県	北九州市				
福岡県	大牟田市	○	・前年度の活用講座 受講生 ・日常生活自立支援 事業支援員	○	年に1度市民向けの成年後見フォーラム を開催している。
福岡県	古賀市				
福岡県	糸島市			○	民生委員・児童委員協議会で周知
福岡県	水巻町				
長崎県	長崎市			○	市のSNSや地域包括支援センターや支所 での掲示 報道機関への記事投げ込み
長崎県	佐世保市			○	ボランティア団体との協議や出前講座等 に行く際にチラシを配布
長崎県	島原市	○	民生委員、手をつなぐ育成会会員		
長崎県	対馬市	○	介護事業所、民生委員へ文書送付		
長崎県	雲仙市			○	各種団体会議にて周知
熊本県	人吉市				
熊本県	天草市	○	生活支援員として登 録されている方の中 の未受講者や、地域 で積極的に活動をさ れている方に対し、社 協職員から声掛けを 行っている。	○	地元ラジオでの広報
熊本県	山江村				

問6 直近で開催した市民後見人養成研修についてお聞きます。市民後見人養成研修の開催にあたり、どのような方法で受講者を募っていますか。

都道府県	市区町村	5. 自治体・委託先から 受講候補者個人に 声掛け	5. どのような属性の方に どのような形で声掛けを しましたか	6. その他	6. 具体的に教えてください。
大分県	大分市				
大分県	別府市	○	ボランティア登録者に社会福祉協議会(中核機関)職員が直接声かけ		
大分県	日田市				
大分県	臼杵市			○	市内ケーブルテレビ番組内での成年後見制度の解説および受講生募集呼びかけについてを放送。臼杵市社会福祉協議会周辺の各金融機関へチラシ設置。
大分県	宇佐市			○	チラシを作成し、公共施設や関係機関に配布
大分県	豊後大野市				
宮崎県	宮崎市				
宮崎県	延岡市	○	地域住民を対象に行った成年後見制度サポーター養成講座の受講者にチラシで案内。	○	居宅介護支援事業所や相談支援事業所等にチラシを配布。
鹿児島県	薩摩川内市				

問7 市民後見人養成研修はどのような実施形式で行っていますでしょうか。／「5. その他」について具体的に教えてください。

問8 市民後見人養成研修において、体験実習フィールドワークを実施していますか。

問9 どのように実施していますか。／「2. その他」について具体的に教えてください。

都道府県	市区町村	問7 実施形式	「5. その他」について具体的に 教えてください。	問8 体験実習 フィールドワーク の実施	問9 どのように実施 していますか。	「2. その他」について 具体的に教えてください。
北海道	札幌市	対面形式		実施している		実際に事業所や施設等を訪問
北海道	函館市	対面形式		実施している		実際に事業所や施設等を訪問
北海道	小樽市	対面形式		実施していない		
北海道	室蘭市	対面形式		実施していない		
北海道	釧路市	対面形式		実施していない		
北海道	北見市	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施している	その他	令和元年までは、福祉施設に依頼し、1名につき3時間の体験実習を組んでいた。 また、家庭裁判所による法廷見学を含めた講義を組んでいた。 コロナ禍により、令和2年度以降は体験実習に類する時間は設けることができていない。
北海道	稚内市	対面形式		実施している		実際に事業所や施設等を訪問
北海道	紋別市	対面形式		実施している	その他	家庭裁判所
北海道	士別市	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施していない		
北海道	深川市	対面形式		実施していない		
北海道	恵庭市	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施していない		
北海道	石狩市	その他	DVDレポート等を活用した通信教育	実施していない		
北海道	新篠津村	オンライン形式		実施していない		
北海道	せたな町	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施していない		
北海道	妹背牛町	対面形式		実施していない		
北海道	鷹栖町	対面形式		実施している		実際に事業所や施設等を訪問
北海道	東神楽町	対面形式		実施している		実際に事業所や施設等を訪問
北海道	比布町	対面形式		実施している		実際に事業所や施設等を訪問
北海道	上富良野町					
北海道	和寒町	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施していない		
北海道	猿払村	対面形式		実施している		実際に事業所や施設等を訪問
北海道	白老町	その他	隣の市主催の研修(対面)に参加させてもらっている。	実施していない		
北海道	新得町	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施していない		
北海道	広尾町	オンライン形式		実施していない		
北海道	足寄町	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施している		実際に事業所や施設等を訪問
北海道	陸別町	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施している	-	施設訪問の他、法人後見受任者宅の定期訪問に同行した。
北海道	釧路町	対面形式		実施している		実際に事業所や施設等を訪問
北海道	白糠町	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施していない		
北海道	別海町	対面形式		実施していない		

問7 市民後見人養成研修はどのような実施形式で行っていますでしょうか。／「5. その他」について具体的に教えてください。

問8 市民後見人養成研修において、体験実習フィールドワークを実施していますか。

問9 どのように実施していますか。／「2. その他」について具体的に教えてください。

都道府県	市区町村	問7 実施形式	「5. その他」 について具体的に 教えてください。	問8 体験実習 フィールドワーク の実施	問9 どのように実施 していますか。	「2. その他」について 具体的に教えてください。
青森県	青森市	その他	令和3年度のフォローアップ研修は、対面形式を予定していたが、新型コロナの影響により、研修資料を送付して終了した。	実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
青森県	三沢市	対面形式		実施していない		
青森県	むつ市	ハイブリッド形式(GW等もオンライン)		実施していない		
青森県	野辺地町	対面形式		実施していない		
青森県	六戸町	対面形式		実施していない		
岩手県	盛岡市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
岩手県	奥州市	対面形式		実施していない		
岩手県	滝沢市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
岩手県	雫石町	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
岩手県	岩手町	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
宮城県	仙台市	ハイブリッド形式(GW等もオンライン)		実施している		
秋田県	横手市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
秋田県	湯沢市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
秋田県	羽後町	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	家庭裁判所訪問、認知症カフェ訪問
山形県	山形市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
福島県	福島市	対面形式		実施している	その他	市民後見人事務への同行
茨城県	水戸市	対面形式		実施している	その他	委託先である社会福祉協議会が運営している施設で実施
茨城県	日立市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
茨城県	取手市	対面形式		実施していない		
茨城県	牛久市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
茨城県	那珂市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
栃木県	栃木市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
栃木県	小山市			実施していない		
群馬県	太田市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
埼玉県	さいたま市	対面形式		実施している	X	日常生活自立支援事業の同行訪問
埼玉県	熊谷市	対面形式		実施していない		
埼玉県	本庄市	対面形式		実施していない		
埼玉県	越谷市	—	基本は対面形式だが、コロナ禍により、一部カリキュラムをオンラインにて実施。	実施している	その他	法人後見受任中の被後見人等の同行訪問・認知症のVR体験
埼玉県	狭山市	対面形式		実施していない		

問7 市民後見人養成研修はどのような実施形式で行っていますでしょうか。／「5. その他」について具体的に教えてください。

問8 市民後見人養成研修において、体験実習フィールドワークを実施していますか。

問9 どのように実施していますか。／「2. その他」について具体的に教えてください。

都道府県	市区町村	問7 実施形式	「5. その他」 について具体的に 教えてください。	問8 体験実習 フィールドワーク の実施	問9 どのように実施 していますか。	「2. その他」について 具体的に教えてください。
埼玉県	入間市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
埼玉県	志木市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
埼玉県	和光市	対面形式		実施している	その他	法人後見業務に同行
埼玉県	久喜市	対面形式		実施している	その他	日常生活自立支援事業の 同行
埼玉県	三郷市	ハイブリッド形式(GW等もオンライン)		実施している	その他	日常生活自立支援事業 同行
埼玉県	坂戸市	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
埼玉県	鶴ヶ島市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
埼玉県	ふじみ野市	対面形式		実施していない		
埼玉県	越生町	その他	未開催(フォローア ップ研修のみ開催し ている)	実施していない		
埼玉県	滑川町			実施していない		
千葉県	千葉市	—	対面形式を基本とす るが、新型コロナ対 策として欠席者向け の録画配信を予定	実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
千葉県	市川市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
千葉県	船橋市	ハイブリッド形式(GW等もオンライン)		実施していない		
千葉県	館山市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
千葉県	柏市	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施している	その他	柏市社会福所協議会の 法人後見業務に同行しな がら、実務訓練を行って いる。
千葉県	八千代市	ハイブリッド形式(GW等もオンライン)		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
千葉県	我孫子市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
東京都	中央区	対面形式		実施している	—	日常生活自立支援事業の 生活支援員の活動に同行
東京都	港区	対面形式		実施していない		
東京都	新宿区	対面形式		実施していない		
東京都	台東区	対面形式		実施していない		
東京都	墨田区	その他	講義は対面とオンラ インで実施。	実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
東京都	品川区	その他	ハイブリット形式 (初日グループワー クは対面のみ) その他は選択式で オンライン	実施している	その他	コロナ禍以前は特養、障 害者施設、デイサービス 施設、小規模多機能施設 を訪問して被後見人が利 用する施設を体験
東京都	目黒区	対面形式		実施している	—	日常生活自立支援事業の 利用者への同行訪問法人 後見の被後見人の被後見 人への同行訪問
東京都	世田谷区	対面形式		実施している	その他	新型コロナウイルス感染 拡大防止のため、令和2 年度以降、実習は行えて いない。
東京都	中野区	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	

問7 市民後見人養成研修はどのような実施形式で行っていますでしょうか。／「5. その他」について具体的に教えてください。

問8 市民後見人養成研修において、体験実習フィールドワークを実施していますか。

問9 どのように実施していますか。／「2. その他」について具体的に教えてください。

都道府県	市区町村	問7 実施形式	「5. その他」 について具体的に 教えてください。	問8 体験実習 フィールドワーク の実施	問9 どのように実施 していますか。	「2. その他」について 具体的に教えてください。
東京都	豊島区	—		実施している	その他	特養でのボランティア活動を1日実施 (R4年度の講習ではコロナ禍のためなし)
東京都	足立区	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
東京都	八王子市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
東京都	武蔵野市	オンライン形式		実施していない		
東京都	三鷹市	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施していない		
東京都	調布市	対面形式		実施している	その他	例年、施設見学を行っているが、感染症拡大により、直近はオンラインで施設見学を行い、質疑応答もその場で行った。
東京都	町田市	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施している	その他	施設実習を2日間実施していたが、コロナ禍のため障がい者、認知症高齢者の当事者団体による活動報告と体験談を2日間実施した。
東京都	日野市	—		実施している	その他	例年、施設見学を行っているが、感染症拡大により、直近はオンラインで施設見学を行い、質疑応答もその場で行った。
神奈川県	横浜市	その他	3,4(ハイブリッド形式)の混合で実施している。	実施していない		
神奈川県	相模原市	—		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
神奈川県	小田原市	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
神奈川県	茅ヶ崎市	その他	基礎研修は動画視聴、実践研修は対面形式で実施	実施している	その他	令和3年度はコロナ禍のため、事業所や施設の方を呼ぶ形で実施した。今後は訪問で実施する予定。
神奈川県	厚木市	その他	ハイブリッド形式(一部の座学をオンライン)	実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
神奈川県	大和市	—		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
神奈川県	座間市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
新潟県	新潟市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
新潟県	柏崎市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
新潟県	新発田市	その他	ハイブリッド形式の研修。基本は対面形式だが、受講者の中でオンライン形式を希望した場合に対応する。	実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
新潟県	村上市	対面形式		実施している	その他	法人後見を受任している方の自宅へ訪問
新潟県	佐渡市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
富山県	高岡市	対面形式		実施していない		
富山県	魚津市	対面形式		実施していない		
富山県	砺波市	対面形式		実施していない		

問7 市民後見人養成研修はどのような実施形式で行っていますでしょうか。／「5. その他」について具体的に教えてください。

問8 市民後見人養成研修において、体験実習フィールドワークを実施していますか。

問9 どのように実施していますか。／「2. その他」について具体的に教えてください。

都道府県	市区町村	問7 実施形式	「5. その他」 について具体的に 教えてください。	問8 体験実習 フィールドワーク の実施	問9 どのように実施 していますか。	「2. その他」について 具体的に教えてください。
山梨県	甲府市	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
山梨県	南アルプス市	対面形式		実施している	その他	社協の日常生活自立支援事業、法人貢献事業の生活支援員として1年間の支援活動
山梨県	笛吹市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
長野県	上田市	対面形式		実施していない		
長野県	伊那市	対面形式		実施していない		
長野県	塩尻市	対面形式		実施していない		
長野県	東御市	対面形式				
長野県	喬木村					
静岡県	静岡市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
静岡県	浜松市	対面形式		実施している	その他	日常生活自立支援事業の生活支援員
静岡県	沼津市	対面形式		実施している	—	社協の日常生活自立支援事業生活支援員や、後見人等への同行訪問
静岡県	三島市	ハイブリッド形式(GW等もオンライン)		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
静岡県	富士宮市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
静岡県	島田市	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
静岡県	焼津市	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
静岡県	掛川市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
静岡県	藤枝市	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
静岡県	牧之原市	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施している	その他	日常生活自立支援事業や法人後見の支援活動に同行
静岡県	長泉町	対面形式		実施している	その他	日常生活自立支援事業利用ケース同行訪問
愛知県	名古屋市	その他	基本はオンライン形式だが、一部講義と、実習準備・実習報告は対面形式を選択している。	実施している	その他	コロナ禍までは施設訪問を実施していたが、コロナ禍以降はZOOMにて施設職員とディスカッションを実施している。
愛知県	瀬戸市	その他	ハイブリッド形式、指定の演習(グループワーク)を対面	実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
愛知県	豊田市	対面形式		実施していない		
愛知県	尾張旭市	その他	ハイブリッド形式、指定の演習(グループワーク)を対面	実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
愛知県	日進市	その他	〃	実施している	〃	
愛知県	長久手市	その他	〃	実施している	〃	
愛知県	東郷町	その他	〃	実施している	〃	

問7 市民後見人養成研修はどのような実施形式で行っていますでしょうか。／「5. その他」について具体的に教えてください。

問8 市民後見人養成研修において、体験実習フィールドワークを実施していますか。

問9 どのように実施していますか。／「2. その他」について具体的に教えてください。

都道府県	市区町村	問7 実施形式	「5. その他」 について具体的に 教えてください。	問8 体験実習 フィールドワーク の実施	問9 どのように実施 していますか。	「2. その他」について 具体的に教えてください。
三重県	伊勢市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
三重県	名張市	対面形式		実施していない		
三重県	伊賀市	対面形式		実施していない		
大阪府	大阪市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
大阪府	堺市	対面形式		実施していない		
大阪府	岸和田市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
大阪府	豊中市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
大阪府	池田市	対面形式		実施していない		
大阪府	高槻市	対面形式		実施している	実際に事業所 や施設等を訪 問	ただしコロナの影響で令和 2年度から実施を見合わせ ている。
大阪府	貝塚市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
大阪府	枚方市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
大阪府	茨木市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
大阪府	八尾市	その他	基本対面形式、一 部研修のみオンデ マンドで実施	実施している	実際に事業所 や施設等を訪 問	ただし、コロナ禍の影響で 令和2年度から実施を見 合わせている。
大阪府	泉佐野市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
大阪府	富田林市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
大阪府	河内長野市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
大阪府	羽曳野市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
大阪府	門真市	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
大阪府	東大阪市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
大阪府	泉南市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
大阪府	大阪狭山市	対面形式		実施していない		
大阪府	熊取町	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
大阪府	田尻町	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
兵庫県	姫路市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
兵庫県	芦屋市	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施していない		
兵庫県	伊丹市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
兵庫県	赤穂市	対面形式		実施している	その他	従来は施設実習を行って いたが、コロナにより実習 の受け入れが難しいた め、家庭裁判所の見学、 専門職後見人の同行研 修、日常生活自立援事業 の同行研修を行っている。
兵庫県	宝塚市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
兵庫県	川西市	その他	ハイブリッド形式を 計画していたが、結 果的には対面のみに なった。オンライン 受講の申し込み がなかったため。	実施している	実際に事業所や施設等を訪問	

問7 市民後見人養成研修はどのような実施形式で行っていますでしょうか。／「5. その他」について具体的に教えてください。

問8 市民後見人養成研修において、体験実習フィールドワークを実施していますか。

問9 どのように実施していますか。／「2. その他」について具体的に教えてください。

都道府県	市区町村	問7 実施形式	「5. その他」について具体的に 教えてください。	問8 体験実習 フィールドワーク の実施	問9 どのように実施 していますか。	「2. その他」について 具体的に教えてください。
兵庫県	加西市					
兵庫県	丹波篠山市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
兵庫県	たつの市	対面形式		実施している	その他	従来は施設実習を行っていたが、コロナにより実習の受け入れが難しいため、家庭裁判所の見学、専門職後見人の同行研修、日常生活自立支援事業の同行研修を行っている。
兵庫県	太子町	対面形式		実施している	その他	従前は施設実習をじていたが、コロナ禍以降は、家庭裁判の見学や専門職後見人や社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の相談員の同行研修とする。
兵庫県	上郡町	対面形式		実施している	その他	従来は施設実習を行っていたが、コロナにより実習の受け入れが難しいため、家庭裁判所の見学、専門職後見人の同行研修、日常生活自立支援事業の同行研修を実施している
兵庫県	佐用町	ハイブリッド形式(GW等もオンライン)		実施している	その他	従来は施設実習を行っていたが、コロナにより実習受け入れが難しいため、家庭裁判所の見学、専門職後見人の同行研修、日常生活自立支援事業の同行研修を行っている。
鳥取県	米子市	対面形式		実施していない		
鳥取県	岩美町	対面形式		実施している	その他	家庭裁判所の見学
島根県	松江市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
島根県	浜田市	対面形式		実施していない		
島根県	大田市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
岡山県	岡山市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
岡山県	倉敷市	ハイブリッド形式(GW等もオンライン)		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
岡山県	玉野市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
岡山県	井原市	対面形式		実施していない		
岡山県	総社市	—		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
岡山県	高梁市	対面形式		実施している	X	実際の後見活動に同行
岡山県	新見市	対面形式		実施していない		
岡山県	備前市	対面形式		実施していない		
岡山県	赤磐市	対面形式		実施していない		
岡山県	美作市	対面形式		実施している	その他	市民後見人または、支援員の訪問に同行
岡山県	吉備中央町	対面形式		実施していない		
広島県	福山市	ハイブリッド形式(GW等もオンライン)		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	(2021年度はコロナ禍のため、リモートにて施設担当者からの説明に変更して実施した)
広島県	三次市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	

問7 市民後見人養成研修はどのような実施形式で行っていますでしょうか。／「5. その他」について具体的に教えてください。

問8 市民後見人養成研修において、体験実習フィールドワークを実施していますか。

問9 どのように実施していますか。／「2. その他」について具体的に教えてください。

都道府県	市区町村	問7 実施形式	「5. その他」に ついて具体的に 教えてください。	問8 体験実習 フィールドワーク の実施	問9 どのように実施 していますか。	「2. その他」について 具体的に教えてください。
徳島県	美馬市	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
香川県	高松市	対面形式		実施している	その他	支援員活動をフィールドワークとしている。
香川県	丸亀市	その他	基礎研修: ハイブリッド形式 応用研修: 対面形式	実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
香川県	坂出市	対面形式		実施している	その他	介護・福祉施設、認知症カフェ、裁判所の見学実習を行っていた。 R3年度についてはコロナウイルス感染症拡大予防のため中止している。
香川県	観音寺市	ハイブリッド形式(GW等もオンライン)		実施していない		
香川県	東かがわ市	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施している	その他	法人後見人と同行訪問
香川県	宇多津町	オンライン形式		実施していない		
福岡県	北九州市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
福岡県	大牟田市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
福岡県	古賀市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
福岡県	糸島市	対面形式		実施していない		
福岡県	水巻町	対面形式		実施していない		
長崎県	長崎市	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施していない		
長崎県	佐世保市	ハイブリッド形式(座学のみオンライン)		実施していない		
長崎県	島原市	オンライン形式		実施していない		
長崎県	対馬市	ハイブリッド形式(GW等もオンライン)		実施していない		
長崎県	雲仙市	オンライン形式		実施していない		
熊本県	人吉市	対面形式		実施していない		
熊本県	天草市	対面形式		実施していない		
熊本県	山江村	対面形式		実施していない		
大分県	大分市	対面形式		実施していない		
大分県	別府市	ハイブリッド形式(GW等もオンライン)		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
大分県	日田市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	障害者施設等訪問し担当職員より状況説明(コロナ禍により現在は中止している)
大分県	臼杵市	対面形式		実施している	その他	臼杵市部落差別解消推進・人権啓発課が実施しているフィールドワーク研修にて、同和地区の説明や歴史を受講生に対して解説。
大分県	宇佐市	対面形式		実施していない		
大分県	豊後大野市	対面形式		実施している	その他	家庭裁判所の見学
宮崎県	宮崎市					
宮崎県	延岡市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	
鹿児島県	薩摩川内市	対面形式		実施している	実際に事業所や施設等を訪問	

問 10 市民後見人養成研修の実施にあたり、「主として」どの地域から講師陣を確保していますか。

問 11 問 10 の回答に関して、その理由について教えてください。

都道府県	市区町村	問 10 どの地域から講師陣 を確保していますか。	問 11 その理由について教えてください。
北海道	札幌市	同一市町村内	主として、市内に本部を置く専門職団体、関係団体へ講師派遣を依頼しているため。
北海道	函館市	同一市町村内	地域の現状に詳しい講師を招へいすることで、市民後見人候補者に地域の詳しい実情を伝えるため。
北海道	小樽市	同一市町村内	家庭裁判所、市役所の職員に講師を依頼することがある。
北海道	室蘭市		
北海道	釧路市	同一市町村内	同一市内の専門職の協力のため。
北海道	北見市	同一市町村内	市民後見人養成研修をとおして、専門職や関係機関とのネットワーク醸成に資するため。
北海道	稚内市	同一市町村内	養成研修後の市民後見人の相談や後方支援等を含め、地域連携ネットワークの構築につながることを期待したため。
北海道	紋別市	同一市町村内	地域の実績に詳しい。専門職を講師とすることで市民後見人の活動を良く理解していただくため。
北海道	士別市	同一市町村内	同一市町村内の職員、社会資源で対応出来るため。
北海道	深川市	同一都道府県内	依頼しやすいため。
北海道	恵庭市	同一都道府県内	
北海道	石狩市	同一市町村内	権利擁護支援の地域連携ネットワークの一環として同一市内の専門職者に依頼をしている。
北海道	新篠津村		
北海道	せたな町	その他	北海道社会福祉協議会の市民後見人養成講座に町として申込み形で実施したため、講師やカリキュラムは全て道社協が選定。
北海道	妹背牛町	同一市町村内	委託事業者が行う。
北海道	鷹栖町	その他	委託先にて回答。
北海道	東神楽町	同一都道府県内	
北海道	比布町	同一都道府県内	単独自治体では確保が難しいため。
北海道	上富良野町		
北海道	和寒町	同一市町村内	
北海道	猿払村	同一都道府県内	同一市町村内だけでは、すべての講師(専門職)が揃わないため。
北海道	白老町	その他	隣の市主催の養成講座に参加させてもらっているので、講師の確保はしていない。
北海道	新得町	その他	令和2年度よりハイブリット形式を取り入れたことにより、馴染みの講師(遠方)の協力を得られやすくなった。
北海道	広尾町	その他	道の行なっている研修に参加する形で実施しているため、自前での講師確保は行っていないため
北海道	足寄町	都道府県外	近隣に講師がいない。以前よりフォローアップ研修などをお願いしているため。
北海道	陸別町	その他	道内に限らず、講師として適していると思われる方に依頼しています。 地域実習は、基本、町内の方に講師を依頼しています。
北海道	釧路町	同一市町村内	町内専門職との関係づくりのため。
北海道	白糠町	都道府県外	講義内容によっては専門的な知識が必要で、近隣で確保できないため。
北海道	別海町		

問 10 市民後見人養成研修の実施にあたり、「主として」どの地域から講師陣を確保していますか。

問 11 問 10 の回答に関して、その理由について教えてください。

都道府県	市区町村	問 10 どの地域から講師陣 を確保していますか。	問 11 その理由について教えてください。
青森県	青森市	同一都道府県内	入札の結果による。
青森県	三沢市	その他	初回ということもあり、講師の確保はせず、開催に合わせて 随時依頼をした。
青森県	むつ市	同一都道府県内	同一市町村内だけで講師を確保することが困難であるため。
青森県	野辺地町	同一都道府県内	近隣市町村(広域)で中核機関をしているため。
青森県	六戸町	同一都道府県内	広域で中核機関設置。 養成講座もその範囲で実施。町内のみでの講師確保は難し いため、圏域内で確保している。
岩手県	盛岡市	同一市町村内	
岩手県	奥州市	同一市町村内	市内の講師であれば依頼しやすい。
岩手県	滝沢市	同一都道府県内	県内の関係する様々な機関に依頼し、派遣していただけて いるため。
岩手県	雫石町	その他	広域市町村合同での開催で、広域市町村管内で講師を確保 している。
岩手県	岩手町	同一都道府県内	
宮城県	仙台市	同一市町村内	行政、社協、三士会(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会) をはじめとする各専門職団体に構成している任意の協議会 (仙台市成年後見サポート推進協議会:通称サポ協)があり、 第1期～第3期市民後見人養成講座はそのサポ協の協力の もと実施してきた経緯があり、講師は構成団体より派遣い ただいている。
秋田県	横手市	同一市町村内	従前からの講師依頼を継続している点もあるが、市民後見 人を養成している点、隣市でも養成をしているため専門職不 足という点があると考えます。
秋田県	湯沢市	同一市町村内	市民後見人の支援を依頼している市内専門職のかたに講師 を依頼している。
秋田県	羽後町	同一都道府県内	
山形県	山形市	同一市町村内	同一市内で講師確保が可能あるため。
福島県	福島市	同一市町村内	同一市町村内に成年後見制度や専門性を持つ講師がいる ため。 特に市民後見人養成講座受講者の学習につながる講師が いる場合には県外から確保することもある。
茨城県	水戸市	同一都道府県内	専門職団体に講師派遣依頼をかけており講師は同一県内 から派遣されているため
茨城県	日立市	同一市町村内	成年後見制度利用支援の事業を委託している成年後見サ ポートセンターにおいて、運営委員である弁護士、医師、社 会福祉士等の専門職に講師を依頼している。
茨城県	取手市	同一市町村内	市内で後見人を担っている専門職や医師がいるため。
茨城県	牛久市	同一都道府県内	専門職の講師確保については、県内専門職団体を通して講 師の派遣依頼を行っているため。
茨城県	那珂市	同一都道府県内	県の専門職団体に講師派遣を依頼しているため。
栃木県	栃木市	同一都道府県内	県の専門職団体に講師依頼をお願いしているため。
栃木県	小山市		

問 10 市民後見人養成研修の実施にあたり、「主として」どの地域から講師陣を確保していますか。

問 11 問 10 の回答に関して、その理由について教えてください。

都道府県	市区町村	問 10 どの地域から講師陣 を確保していますか。	問 11 その理由について教えてください。
群馬県	太田市	同一都道府県内	コロナ禍の中で、できる限り移動のリスクを回避して、安定的な開催ができるように同一市町村または同一都道府県内で依頼できるようにしている。
埼玉県	さいたま市	同一市町村内	後見活動を行うにあたり、その地域の行政手続き等を熟知している同一市町村の講師が望ましいと思われるため。
埼玉県	熊谷市	同一都道府県内	本市を含む、近隣 3 市町による合同開催のため、各市町から講師を依頼している。
埼玉県	本庄市	同一市町村内	地域の特性について理解しているため。
埼玉県	越谷市	同一都道府県内	カリキュラムに応じ、関係団体に講師依頼をしている。
埼玉県	狭山市	同一都道府県内	市内に適当な人材がいいため。
埼玉県	入間市	同一市町村内	養成研修後も地域の実情を把握している専門職や知識経験者等である講師と相談しやすい関係を構築していきたいため。
埼玉県	志木市	同一市町村内	
埼玉県	和光市	同一都道府県内	地域の関係機関に協力していただいているため。
埼玉県	久喜市	同一市町村内	実施している社協と関わりのある市内の団体や関係者等に講師依頼することが多いため。
埼玉県	三郷市	同一市町村内	市の現状や事例も交えて講義を行ってほしいと考えているため。
埼玉県	坂戸市	同一都道府県内	講師の派遣も考慮したうえで、講師依頼している。
埼玉県	鶴ヶ島市	同一都道府県内	
埼玉県	ふじみ野市	同一市町村内	成年後見制度の利用を促進するため、地域連携ネットワークの構築を図るため、市内等で活躍する講師の講義を受講することで、市民後見人の活動について身近に感じてもらふことや、顔見知りになることで相談・助言を受けたりしやすくなると思われるため。
埼玉県	越生町	同一市町村内	
埼玉県	滑川町	—	—
千葉県	千葉市	同一市町村内	地域連携ネットワークのメンバーに講師を打診し、連携醸成を図っている。
千葉県	市川市	同一都道府県内	制度政策に関しては、市内〔行政、福祉関係機関〕で依頼。専門職の講義に関しては、県内職能団体に講師派遣を依頼している。
千葉県	船橋市	同一市町村内	地域を拠点として幅広く活動されているため。
千葉県	館山市	同一都道府県内	広域で中核機関を委託しているため。
千葉県	柏市	同一都道府県内	講師の大半を千葉県権利擁護支援ネットワークと県内の福祉等関係機関に依頼しているため。
千葉県	八千代市	同一市町村内	関係団体に講師派遣を依頼するが、市の実情を把握している方を講師として派遣してくれることが多い。行政に関する講師は市職員が対応。
千葉県	我孫子市	同一市町村内	日程調整がしやすく、地域の実情に合わせた話が望めるため。

問 10 市民後見人養成研修の実施にあたり、「主として」どの地域から講師陣を確保していますか。

問 11 問 10 の回答に関して、その理由について教えてください。

都道府県	市区町村	問 10 どの地域から講師陣 を確保していますか。	問 11 その理由について教えてください。
東京都	中央区	同一市町村内	地域の実情に応じた講義ができるため。
東京都	港区	同一都道府県内	多様なカリキュラムに対応するため、各専門職団体に講師依頼をしているから。
東京都	新宿区	同一市町村内	区内の実情をよく把握している、区役所職員及び区内関係機関を中心に講師依頼しているため。
東京都	台東区	同一市町村内	日頃からつながりのある先生方に依頼するため。
東京都	墨田区	同一市町村内	・墨田区の高齢者・障害者福祉の実状について把握している方からの講義を受けることで、より良い支援につながるようにするため。墨田区役所から派遣を依頼する講義もある。 ・地域に根差した支え合いの事業でもあるため。・研修以外でも相談できるように関係を構築しているため。
東京都	品川区	同一市町村内	区内の社会資源、各種サービス等の講義については実際に連携している部署、事業所等に協力をおおいだ。 対人援助、実務については実際に活動している専門職、市民後見人等に講師として協力を依頼
東京都	目黒区	その他	既存の組織である「成年後見ネットワーク」(医師2、弁護士6、司法書士5、社会福祉士2、精神保健福祉名1、行政書士1、社会保険労務士1、税理士1、保健師1、消費生活センター1、金融機関1、行政職員1=23名)の活動の一部として講師を依頼している。
東京都	世田谷区	同一都道府県内	当自治体に関わりがあり、成年後見の実務や相談援助など各専門である講師に依頼している。
東京都	中野区	同一都道府県内	地域の後見制度にまつわる実情に通じている講師に依頼しているため。
東京都	豊島区	同一都道府県内	区内外を問わず、講義内容について適している知見のある方に依頼をしている。
東京都	足立区	—	司法書士や弁護士を東京都支部に依頼するため。
東京都	八王子市	同一市町村内	他の事業等の関わりもあり、依頼しやすい。
東京都	武蔵野市	同一市町村内	地域に根づいたエピソードや地域特性をふまえた内容の講義をしていただけるため。
東京都	三鷹市	同一市町村内	市内の状況を熟知した方に講義を行うことが望ましい、と考えているため、講座等で関わりのある講師に依頼している。
東京都	調布市	その他	調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市の5市で、多摩南部成年後見センター(成年後見推進機関)を共同運営しているため、当該構成市に関係のある専門職に講師を依頼しており、隣県在住の講師もいる。5市の行政職員等にも講師を依頼している。
東京都	町田市	同一市町村内	地域の実情をよく把握しているので、そういった方々に講師を担当していただくことで、町田市が目指す市民後見人像により近づくことが期待できるため。
東京都	日野市	その他	5市に関係のある専門職に講師を依頼しており、隣県在住の講師もいる。 5市の行政職員等にも講師を依頼している。

問 10 市民後見人養成研修の実施にあたり、「主として」どの地域から講師陣を確保していますか。

問 11 問 10 の回答に関して、その理由について教えてください。

都道府県	市区町村	問 10 どの地域から講師陣 を確保していますか。	問 11 その理由について教えてください。
神奈川県	横浜市	同一市町村内	市内で後見人等の活動を行っている専門職に講師を依頼しているほか、関係制度等については講師を自治体職員に依頼しているため。
神奈川県	相模原市	同一市町村内	市内の資源を活用するため。
神奈川県	小田原市	同一都道府県内	
神奈川県	茅ヶ崎市	同一市町村内	基礎研修は主催である県社協に、講師陣に関しても一任している。 実践研修は、市民後見人養成事業でも相談していることや、その後の活動にも関わりがあることから、顔を合わせる機会を増やすために、市内の日ごろからつながりのある先生にお願いしている。
神奈川県	厚木市	同一市町村内	地域の実情などを踏まえて講義していただくため。
神奈川県	大和市	同一都道府県内	県弁護士会等、県内に所在する専門職団体に依頼しているため。
神奈川県	座間市	同一都道府県内	
新潟県	新潟市	同一市町村内	・連携を図るため。 ・課題や現状を共有できるため。
新潟県	柏崎市	同一市町村内	市内で講師が十分にそろえられたから。
新潟県	新発田市	同一市町村内	市民後見人として後見業務にあたる際、身近に専門職がいることで、相談しやすい体制を構築することも目指しているため。
新潟県	村上市	同一都道府県内	身近な地域で支援者を養成することを目指しているため。
新潟県	佐渡市	同一市町村内	佐渡市は一島一市であり、市外から講師を招くことは難しい。 市内の専門職(三士会)へ協力を依頼し、市民後見人の必要性を理解してもらい、ご協力をいただいている。
富山県	高岡市	同一都道府県内	・地域特性に合わせた後見活動につなげるため。 ・広域圏での実施のため、複数の市に講師を依頼している。
富山県	魚津市	—	—
富山県	砺波市	同一都道府県内	
山梨県	甲府市	同一市町村内	市内関係機関に協力が得られている。
山梨県	南アルプス市	同一都道府県内	職能団体、大学教授等へ専門的な講義を依頼するため、県の範囲で確保している。
山梨県	笛吹市	同一都道府県内	県内の講師に依頼をすることで、普段の支援(後見業務等開始時)でも顔のみえる関係となり相談ができる体制をつくっておくため。 また、県内の講師が充実しているため。
長野県	上田市	同一市町村内	公立の福祉系大学があり、講師派遣に協力してもらっている。市民後見人が誕生する以前は、実践報告を県内の先進地からお呼びしたこともあった。
長野県	伊那市	同一都道府県内	養成講座を実施している成年後見センターの法人後見業務で日常的に関わりがある行政、機関の担当者に講師を依頼しているため
長野県	塩尻市	同一市町村内	講師との関係が取れているため
長野県	東御市	同一都道府県内	
長野県	喬木村		

問 10 市民後見人養成研修の実施にあたり、「主として」どの地域から講師陣を確保していますか。

問 11 問 10 の回答に関して、その理由について教えてください。

都道府県	市区町村	問 10 どの地域から講師陣 を確保していますか。	問 11 その理由について教えてください。
静岡県	静岡市	同一市町村内	専門職を講師として招く際には、専門職団体に依頼を行っており、静岡市を管轄する地区支部に対し依頼を行うこととなるため。また、当市近辺で普段から活動いただいている方を講師とすることで、より地域に根差した講義を行うことができると考えるため。
静岡県	浜松市	同一市町村内	中核機関のネットワークを活用しているため。
静岡県	沼津市	同一市町村内	地元関係者による協力が得られるため。
静岡県	三島市	同一市町村内	成年後見に関する事業について連携がとれているため。
静岡県	富士宮市	同一都道府県内	
静岡県	島田市	同一都道府県内	・移動距離の関係 ・地域の実情を理解されている方から講義していただくことで、市民後見人も活動のイメージがわきやすいと思われるから。
静岡県	焼津市	同一都道府県内	主に協議会の委員(専門職)に依頼している。 また、近隣市町と合同で養成研修を開催しているため。
静岡県	掛川市	同一都道府県内	県三士会に依頼しており、市外の講師になることがあるため。
静岡県	藤枝市	同一都道府県内	近隣市町と合同で市民後見人の育成や支援体制の構築、地域課題等を協議する会議体を運営しており、地域で活動している専門職を委員としているため。
静岡県	牧之原市	同一都道府県内	専門職は市内で確保できないことがあるため。
静岡県	長泉町	同一都道府県内	近隣の2市2町で共催しているため。 市町単独では専門職等の講師の確保が困難であるため。
愛知県	名古屋市	その他	センターが設置している「市民後見人サポート委員会」よりご協力いただいている委員を主として講師を依頼している。
愛知県	瀬戸市	その他	・尾張東部圏域という広域で研修を行っているため ・研修内容に最適と思われる講師に依頼するため
愛知県	豊田市	同一市町村内	市民後見人として選任されると、市民後見人と講師陣が本人を支えるチームとなって活動するため、早い段階でお互いを知ることができるため。
愛知県	尾張旭市	その他	・尾張東部圏域という広域で研修を行っているため ・研修内容に最適と思われる講師に依頼するため
愛知県	日進市	その他	〃
愛知県	長久手市	その他	〃
愛知県	東郷町	その他	〃
三重県	伊勢市	同一都道府県内	講師陣は主に協議会の委員に依頼しているため、各組織団体に依頼して選出された協議会委員の中には市外(近隣市町)の人がいる。
三重県	名張市	同一都道府県内	業務を委託している後見サポートセンターの運営委員を軸に、法律職と福祉職から後見制度の講義の依頼をしている。 加えて、委託先の職員および実際に活動を行っている市民後見人が講義を行っている。 隣接する市と広域で委託している都合上、主として両市の者が講師を担当している。
三重県	伊賀市	同一市町村内	〃

問 10 市民後見人養成研修の実施にあたり、「主として」どの地域から講師陣を確保していますか。

問 11 問 10 の回答に関して、その理由について教えてください。

都道府県	市区町村	問 10 どの地域から講師陣 を確保していますか。	問 11 その理由について教えてください。
大阪府	大阪市	同一都道府県内	
大阪府	堺市	同一都道府県内	府下で統一カリキュラムのため。
大阪府	岸和田市	同一都道府県内	大阪府社会福祉協議会に研修を委託しており、府社協が大阪府内の三士会の専門職と協議の上講師を選出しているため。(府外の講師を除外しているという主旨ではなく、実態として府内で確保できている。)
大阪府	豊中市	同一都道府県内	〃
大阪府	池田市	その他	大阪府社会福祉協議会へ委託しています。
大阪府	高槻市	同一都道府県内	大阪府社会福祉協議会に研修を委託しており、府社協は大阪府内の三士会と協議の上講師を選出しているため。(府外の講師を除外するという趣旨ではなく、実態として府内で確保できている)
大阪府	貝塚市	同一都道府県内	大阪府社会福祉協議会に研修を委託しており、府社協が大阪府内の三士会の専門職と協議の上、講師を選出しているため。
大阪府	枚方市	同一都道府県内	大阪府社会福祉協議会に研修を委託しており、府社協が大阪府内の三士会の専門職と協議の上、講師を選出しているため。 (府外の講師を除外するという主旨ではなく、実態として府内で確保できている。)
大阪府	茨木市	同一都道府県内	〃
大阪府	八尾市	同一都道府県内	〃
大阪府	泉佐野市	同一都道府県内	
大阪府	富田林市	同一都道府県内	〃
大阪府	河内長野市	同一都道府県内	〃
大阪府	羽曳野市	同一都道府県内	〃
大阪府	門真市	その他	大阪府社協に委託
大阪府	東大阪市	同一都道府県内	〃
大阪府	泉南市	同一都道府県内	〃
大阪府	大阪狭山市	同一都道府県内	〃
大阪府	熊取町	同一都道府県内	〃
大阪府	田尻町	その他	大阪府社協に委託しているため。
兵庫県	姫路市	同一都道府県内	県内専門職団体と関りがあるため。
兵庫県	芦屋市	同一都道府県内	市域が狭く各分野で活動されている講師となりうる人材の確保が困難なため。但し、市外に事務所はあるが、本市を業務、活動範囲とされている人に依頼している。
兵庫県	伊丹市	同一市町村内	当該地域で確保できるため。
兵庫県	赤穂市	同一都道府県内	市町行政担当者や地域の福祉施設の職員のほか、県の専門職団体に講師派遣を依頼している。
兵庫県	宝塚市	同一都道府県内	
兵庫県	川西市	同一都道府県内	センター登録の専門職団体に依頼しているため。
兵庫県	加西市		
兵庫県	丹波篠山市	同一都道府県内	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から。

問 10 市民後見人養成研修の実施にあたり、「主として」どの地域から講師陣を確保していますか。

問 11 問 10 の回答に関して、その理由について教えてください。

都道府県	市区町村	問 10 どの地域から講師陣 を確保していますか。	問 11 その理由について教えてください。
兵庫県	たつの市	同一都道府県内	市町行政担当者や地域の福祉施設の職員のほか、県の専門職団体に講師派遣を依頼している。
兵庫県	太子町	同一市町村内	〃
兵庫県	上郡町	同一都道府県内	で開催の後期講習については、市町村内で講師を確保予定。
兵庫県	佐用町	同一都道府県内	市町行政担当者や地域の福祉施設の職員のほか、県の専門職団体に講師派遣を依頼している。
鳥取県	米子市	同一市町村内	本市においては、市民後見人養成研修を権利擁護ネットワークほうきに委託しており、法人内の会員で講師陣を構成しているため。
鳥取県	岩美町	同一市町村内	当町を含めた近隣の4市町が中核機関として位置づけている(委託契約している)権利擁護支援センターの弁護士や社会福祉士等である理事や職員が中心に講師をしている。
島根県	松江市	同一市町村内	協力が得やすい。
島根県	浜田市	同一市町村内	後見センターとの連携が主体となっているのでそこに講師を依頼しているため。
島根県	大田市	同一都道府県内	市内では、弁護士等の専門職が確保できないため。
岡山県	岡山市	同一市町村内	市内に講師となりうる専門職や団体が存在するため。
岡山県	倉敷市	—	市民後見人養成を委託している倉敷市社会福祉協議会において、他の事業で関わりがある講師で、日頃の活動(取り組み)を知っていることで研修の組み立てがイメージできるため。
岡山県	玉野市	同一市町村内	中核機関の協議体。の委員(専門職等)に講師の依頼を行っている
岡山県	井原市	同一都道府県内	岡山県が主催する市民後見人養成講座へ候補者を参加させているため、講師は岡山県が確保している。
岡山県	総社市	同一市町村内	市内の実状をよく理解されており、効果的・効率的な研修内容が期待できるため。
岡山県	高梁市	同一市町村内	同一市町村内で、研修内容に対応できる専門職等の確保が可能であるため また、市職員や権利擁護センターアドバイザーが対応するため。
岡山県	新見市	同一市町村内	市職員が講師を務めた。
岡山県	備前市	同一都道府県内	県主催の養成研修に市民後見人の候補者として市から推せんし参加してもらっている。その研修の講師は県内の方々であるが、理由は確認していない。
岡山県	赤磐市	同一市町村内	県主催講座(基礎研修)を活用している。また、市主催講座(応用研修)では、日程調整等の理由から行政職員を中心に講師と確保している。
岡山県	美作市	その他	不明
岡山県	吉備中央町	その他	県開催の研修に参加しているので、講師の確保先等は把握していない。
広島県	福山市	同一都道府県内	・できるだけ市内の人材で確保している。 ・地域連携ネットワークにつなげるための関係づくりとして。
広島県	三次市	同一都道府県内	

問 10 市民後見人養成研修の実施にあたり、「主として」どの地域から講師陣を確保していますか。

問 11 問 10 の回答に関して、その理由について教えてください。

都道府県	市区町村	問 10 どの地域から講師陣 を確保していますか。	問 11 その理由について教えてください。
徳島県	美馬市	同一都道府県内	自治体の人口規模・社会資源等理解できている方に講師依頼している。
香川県	高松市	同一市町村内	同一市内で講師を確保することが可能であるため。
香川県	丸亀市	同一都道府県内	業務等で関わりのある専門職に依頼しているため。
香川県	坂出市	同一都道府県内	講師は市役所職員、県社協の講師派遣を活用している。
香川県	観音寺市	同一都道府県内	
香川県	東かがわ市	同一都道府県内	新型コロナウイルス感染症対策のため。
香川県	宇多津町	同一都道府県内	県社協を通じて県内の講師を確保してくれている。
福岡県	北九州市	同一市町村内	現地集合しやすいため。
福岡県	大牟田市	その他	市の権利擁護連絡会(弁護士会、司法書士会等からなる協議体)に所属している各団体へ依頼している。
福岡県	古賀市	同一都道府県内	県内に適任者がいたため。
福岡県	糸島市	同一都道府県内	専門職の職能団体が同一市町村内にはないため。
福岡県	水巻町	同一都道府県内	町内では人材の確保が難しく、県外では経費の負担増になるため、県内での確保が適当である。
長崎県	長崎市	同一市町村内	市内に弁護士や司法書士等の職能団体や基幹型病院等があるため。
長崎県	佐世保市	同一市町村内	本市主催の協議会委員等(専門職)にご理解いただき、協力をお願いするため。 また、養成講座受講予定の方にとって、同一地域の身近な専門職からの講義が望ましいと考えたため。
長崎県	島原市	同一都道府県内	限社協が確保している。
長崎県	対馬市	同一市町村内	本市は離島であることから、市外の講師確保は困難であるため。
長崎県	雲仙市	同一都道府県内	県内他市の研修で使用した内容の録画を提供していただいたため。
熊本県	人吉市	同一都道府県内	同一市内だけでは講師の確保が困難である。
熊本県	天草市	同一都道府県内	
熊本県	山江村	同一市町村内	人吉市社会福協議会に委託して実施。 以前は、他県からも講師を要請していたが、コロナ感染拡大防止のために制限。
大分県	大分市	同一都道府県内	各職能団体に講師推薦依頼を行うため、県内から講師が推薦される。
大分県	別府市	同一市町村内	地域の実情に詳しく、講師にふさわしい知識や経験を備えた人材が少なからずいるため。
大分県	日田市	同一都道府県内	県内で講師の確保が可能であるため。
大分県	臼杵市	同一都道府県内	講師は、同一都道府県内の方をお願いした。
大分県	宇佐市	同一都道府県内	市内だけでは講師(専門職)が確保できず、宇佐市成年後見支援センターが実施している受任調整委員会の委員等に依頼している。
大分県	豊後大野市	同一都道府県内	同一都道府県内でなければ、専門職の講師を確保できないため。
宮崎県	宮崎市		
宮崎県	延岡市	同一都道府県内	講師の確保がしやすいため。
鹿児島県	薩摩川内市	同一市町村内	地域の結びつきや、その後の連携のしやすさ(顔の見える関係作りの1つ)。

問 12 上記の講師陣は、担当する講座以外の場面で、市民後見人養成事業にどのように関わっていますか。

都道府県	市区町村	1. 担当する講座以外の関わりはない。	2. 市民後見人等の交流会に参加している。	3. 修了者のフォローアップ講座の講師を行っている。	4. 中核機関や地域連携ネットワークのメンバーとして協議会等に参加している。	5. 法人後見、市民後見人の選択肢を含む受任調整会議に参加している。	6. 市民後見人との定期または随時の相談に応じている。	7. 市民後見人等の活動領域の拡大に向けた検討会への参加、家庭裁判所や自治体、その他の団体への働きかけ等を行っている。	8. その他	「8. その他」について具体的に教えてください。
北海道	札幌市			○	○					
北海道	函館市	○		○						
北海道	小樽市				○	○		○		
北海道	室蘭市									
北海道	釧路市			○		○				
北海道	北見市				○		○			
北海道	稚内市			○				○		
北海道	紋別市					○				
北海道	士別市			○	○	○				
北海道	深川市	○								
北海道	恵庭市		○	○	○					
北海道	石狩市						○			
北海道	新篠津村									
北海道	せたな町	○								
北海道	妹背牛町	○								
北海道	鷹栖町							○		委託先にて回答
北海道	東神楽町			○		○	○	○		
北海道	比布町		○	○			○	○		
北海道	上富良野町									
北海道	和寒町				○	○				
北海道	猿払村			○	○					
北海道	白老町							○		不明
北海道	新得町			○				○		必要に応じて助言等いただける体制にある。
北海道	広尾町									
北海道	足寄町			○						
北海道	陸別町			○						
北海道	釧路町			○						
北海道	白糠町	○		○						
北海道	別海町									

問 12 上記の講師陣は、担当する講座以外の場面で、市民後見人養成事業にどのように関わっていますか。

都道府県	市区町村	1. 担当する講座以外の関わりはない。	2. 市民後見人等の交流会に参加している。	3. 修了者のフォローアップ講座の講師を行っている。	4. 中核機関や地域連携ネットワークのメンバーとして協議会等に参加している。	5. 法人後見、市民後見人の選抜肢を含む受任調整会議に参加している。	6. 市民後見人との定期または随時の相談に応じている。	7. 市民後見人等の活動領域の拡大に向けた検討会への参加、家庭裁判所や自治体、その他の団体への働きかけ等を行っている。	8. その他	「8. その他」について具体的に教えてください。
青森県	青森市									
青森県	三沢市	○			○	○	○	○		
青森県	むつ市			○	○					
青森県	野辺地町				○	○				
青森県	六戸町	○			○	○				
岩手県	盛岡市			○						
岩手県	奥州市				○					
岩手県	滝沢市				○			○	市民後見人養成研修等、中核機関の事業を委託している市村町の職員	
岩手県	雫石町				○					
岩手県	岩手町			○	○					
宮城県	仙台市			○		○		○	成年後見セミナーへの登壇、市民後見人受任案件の専門的課題に対する職員からの相談対応など	
秋田県	横手市			○	○	○	○			
秋田県	湯沢市			○	○	○	○	○		
秋田県	羽後町			○	○					
山形県	山形市			○	○					
福島県	福島市			○	○	○		○		
茨城県	水戸市			○	○	○				
茨城県	日立市	○			○					
茨城県	取手市			○	○	○		○	後見人を受任している、医師が認知症サポート医であること	
茨城県	牛久市			○	○	○				
茨城県	那珂市			○	○	○				
栃木県	栃木市			○	○	○				
栃木県	小山市									
群馬県	太田市			○	○	○				

問 12 上記の講師陣は、担当する講座以外の場面で、市民後見人養成事業にどのように関わっていますか。

都道府県	市区町村	1. 担当する講座以外の関わりはない。	2. 市民後見人等の交流会に参加している。	3. 修了者のフォローアップ講座の講師を行っている。	4. 中核機関や地域連携ネットワークのメンバーとして協議会等に参加している。	5. 法人後見、市民後見人の選択肢を含む受任調整会議に参加している。	6. 市民後見人との定期または随時の相談に応じている。	7. 市民後見人等の活動領域の拡大に向けた検討会への参加、家庭裁判所や自治体、その他の団体への働きかけ等を行っている。	8. その他	「8. その他」について具体的に教えてください。
埼玉県	さいたま市					○				
埼玉県	熊谷市			○	○					
埼玉県	本庄市			○						
埼玉県	越谷市				○	○			○	市民後見人候補者名簿登録者への継続研修
埼玉県	狭山市			○	○					
埼玉県	入間市								○	法人後見の運営委員会の委員として参加していただいている方もいる。
埼玉県	志木市		○	○	○	○	○	○		
埼玉県	和光市			○	○					
埼玉県	久喜市				○					
埼玉県	三郷市				○					
埼玉県	坂戸市			○						
埼玉県	鶴ヶ島市			○						
埼玉県	ふじみ野市			○	○					
埼玉県	越生町			○	○					
埼玉県	滑川町									
千葉県	千葉市			○	○	○				
千葉県	市川市	○	○	○	○	○	○	○		
千葉県	船橋市		○		○					
千葉県	館山市			○	○	○				
千葉県	柏市			○	○	○				
千葉県	八千代市			○	○					
千葉県	我孫子市	○								

問 12 上記の講師陣は、担当する講座以外の場面で、市民後見人養成事業にどのように関わっていますか。

都道府県	市区町村	1. 担当する講座以外の関わりはない。	2. 市民後見人等の交流会に参加している。	3. 修了者のフォローアップ講座の講師を行っている。	4. 中核機関や地域連携ネットワークのメンバーとして協議会等に参加している。	5. 法人後見、市民後見人の選択肢を含む受任調整会議に参加している。	6. 市民後見人との定期または随時の相談に応じている。	7. 市民後見人等の活動領域の拡大に向けた検討会の参加、家庭裁判所や自治体、その他の団体への働きかけ等を行っている。	8. その他	「8. その他」について具体的に教えてください。
東京都	中央区			○	○					
東京都	港区	○		○	○	○				
東京都	新宿区		○	○	○	○	○	○		
東京都	台東区								○	成年後見制度推進運営委員会の委員
東京都	墨田区			○						
東京都	品川区		○		○	○	○	○	○	地域連携ネットワークのメンバーとして地域資源としてチームの一員で活動
東京都	目黒区		○						○	区民向けに、成年後見制度に関する講演会を年2回開催している。
東京都	世田谷区	○		○	○					
東京都	中野区			○	○	○				
東京都	豊島区			○	○	○	○			
東京都	足立区		○							
東京都	八王子市			○	○	○				
東京都	武蔵野市			○						
東京都	三鷹市	○								
東京都	調布市								○	講師の中で5市が運営する法人の業務指導委員や顧問となっている専門職には、案件の相談を行うことがある。
東京都	町田市			○	○	○	○			
東京都	日野市								○	講師の中で5市が運営する法人の業務指導委員や顧問となっている専門職には、案件の相談を行うことがある。

問 12 上記の講師陣は、担当する講座以外の場面で、市民後見人養成事業にどのように関わっていますか。

都道府県	市区町村	1. 担当する講座以外の関わりはない。	2. 市民後見人等の交流会に参加している。	3. 修了者のフォローアップ講座の講師を行っている。	4. 中核機関や地域連携ネットワークのメンバーとして協議会等に参加している。	5. 法人後見、市民後見人の選択肢を含む受任調整会議に参加している。	6. 市民後見人との定期または随時の相談に応じている。	7. 市民後見人等の活動領域の拡大に向けた検討会への参加、家庭裁判所や自治体、その他の団体への働きかけ等を行っている。	8. その他	「8. その他」について具体的に教えてください。
神奈川県	横浜市		○	○	○	○	○	○		
神奈川県	相模原市		○	○	○	○				
神奈川県	小田原市				○					
神奈川県	茅ヶ崎市			○	○	○		○		
神奈川県	厚木市			○	○	○	○			
神奈川県	大和市			○		○				
神奈川県	座間市				○					
新潟県	新潟市	○			○					
新潟県	柏崎市				○					
新潟県	新発田市	○								
新潟県	村上市			○	○					
新潟県	佐渡市			○	○	○		○	○	後見センターの随時相談で対応できない案件は、内容を考慮しながら弁護士、司法書士へ相談している。
富山県	高岡市	○								
富山県	魚津市									
富山県	砺波市				○					
山梨県	甲府市			○	○	○				
山梨県	南アルプス市			○	○	○				
山梨県	笛吹市			○				○		
長野県	上田市	○								
長野県	伊那市				○	○				
長野県	塩尻市			○	○	○				
長野県	東御市				○					
長野県	喬木村									

問 12 上記の講師陣は、担当する講座以外の場面で、市民後見人養成事業にどのように関わっていますか。

都道府県	市区町村	1. 担当する講座以外の関わりはない。	2. 市民後見人等の交流会に参加している。	3. 修了者のフォローアップ講座の講師を行っている。	4. 中核機関や地域連携ネットワークのメンバーとして協議会等に参加している。	5. 法人後見、市民後見人の選択肢を含む受任調整会議に参加している。	6. 市民後見人との定期または随時の相談に応じている。	7. 市民後見人等の活動領域の拡大に向けた検討会への参加、家庭裁判所や自治体、その他の団体の働きかけ等を行っている。	8. その他	「8. その他」について具体的に教えてください。
静岡県	静岡市			○	○	○				
静岡県	浜松市				○					
静岡県	沼津市			○	○				○	専門職による権利擁護相談の相談員として事業にかかわっている。
静岡県	三島市			○	○	○				
静岡県	富士宮市		○	○	○	○	○	○		
静岡県	島田市			○	○	○		○		
静岡県	焼津市			○	○	○		○		
静岡県	掛川市				○	○				
静岡県	藤枝市			○	○	○	○	○		
静岡県	牧之原市				○	○				
静岡県	長泉町	○	○	○	○	○		○		
愛知県	名古屋市			○	○	○	○			
愛知県	瀬戸市		○	○	○	○	○	○		
愛知県	豊田市			○	○	○	○	○		
愛知県	尾張旭市		○	○	○	○	○	○		
愛知県	日進市		○	○	○	○	○	○		
愛知県	長久手市		○	○	○	○	○	○		
愛知県	東郷町		○	○	○	○	○	○		
三重県	伊勢市				○	○			○	中間課題(レポート800字～1200字)の添削
三重県	名張市		○	○	○					
三重県	伊賀市		○	○	○					
大阪府	大阪市		○	○	○	○	○	○		
大阪府	堺市	○			○	○	○			
大阪府	岸和田市		○	○	○	○	○	○		
大阪府	豊中市		○	○	○	○	○	○		
大阪府	池田市									
大阪府	高槻市		○	○	○	○	○	○		
大阪府	貝塚市		○	○	○	○	○	○		

問 12 上記の講師陣は、担当する講座以外の場面で、市民後見人養成事業にどのように関わっていますか。

都道府県	市区町村	1. 担当する講座以外の関わりはない。	2. 市民後見人等の交流会に参加している。	3. 修了者のフォローアップ講座の講師を行っている。	4. 中核機関や地域連携ネットワークのメンバーとして協議会等に参加している。	5. 法人後見、市民後見人の選択肢を含む受任調整会議に参加している。	6. 市民後見人との定期または随時の相談に応じている。	7. 市民後見人等の活動領域の拡大に向けた検討会への参加、家庭裁判所や自治体、その他の団体への働きかけ等を行っている。	8. その他	「8. その他」について具体的に教えてください。
大阪府	枚方市		○	○	○	○	○	○		
大阪府	茨木市		○	○	○	○	○	○		
大阪府	八尾市		○	○	○	○	○	○		
大阪府	泉佐野市	○								
大阪府	富田林市		○	○	○	○	○	○		
大阪府	河内長野市		○	○	○	○	○	○		
大阪府	羽曳野市		○	○	○	○	○	○		
大阪府	門真市								○	大阪府社協に委託
大阪府	東大阪市		○	○	○	○	○	○		
大阪府	泉南市		○	○	○	○	○	○		
大阪府	大阪狭山市		○	○	○	○	○	○		
大阪府	熊取町		○	○	○	○	○	○		
大阪府	田尻町									
兵庫県	姫路市			○	○	○	○			
兵庫県	芦屋市			○	○					
兵庫県	伊丹市			○		○	○			
兵庫県	赤穂市		○	○		○	○			
兵庫県	宝塚市		○	○	○	○	○	○		
兵庫県	川西市			○	○	○	○			
兵庫県	加西市									
兵庫県	丹波篠山市				○					
兵庫県	たつの市		○	○		○	○			
兵庫県	太子町		○	○		○	○			
兵庫県	上郡町		○	○	○	○	○			
兵庫県	佐用町		○	○		○	○			
鳥取県	米子市	○								
鳥取県	岩美町			○	○	○	○			
島根県	松江市			○	○					
島根県	浜田市			○		○		○		
島根県	大田市		○	○	○		○		○	大田市民後見支援センター運営委員として参画

問 12 上記の講師陣は、担当する講座以外の場面で、市民後見人養成事業にどのように関わっていますか。

都道府県	市区町村	1. 担当する講座以外の関わりはない。	2. 市民後見人等の交流会に参加している。	3. 修了者のフォローアップ講座の講師を行っている。	4. 中核機関や地域連携ネットワークのメンバーとして協議会等に参加している。	5. 法人後見、市民後見人の選択肢を含む受任調整会議に参加している。	6. 市民後見人との定期または随時の相談に応じている。	7. 市民後見人等の活動領域の拡大に向けた検討会への参加、家庭裁判所や自治体、その他の団体の働きかけ等を行っている。	8. その他	「8. その他」について具体的に教えてください。
岡山県	岡山市			○	○	○				
岡山県	倉敷市		○	○	○	○	○			
岡山県	玉野市				○	○				
岡山県	井原市	○								
岡山県	総社市		○		○	○				
岡山県	高梁市		○		○	○				
岡山県	新見市	○								
岡山県	備前市	○								
岡山県	赤磐市	○	○	○	○	○	○			
岡山県	美作市									
岡山県	吉備中央町				○	○			○	
広島県	福山市	○	○	○	○	○			○	6について。現在コロナ禍のため、中止中である。(以前は定期相談を実施していた)
広島県	三次市			○			○			
徳島県	美馬市			○	○	○				
香川県	高松市			○	○	○		○		
香川県	丸亀市			○	○	○				
香川県	坂出市	○								
香川県	観音寺市	○		○	○	○				
香川県	東かがわ市		○	○	○	○				
香川県	宇多津町				○	○		○		
福岡県	北九州市	○								
福岡県	大牟田市			○	○					
福岡県	古賀市	○								
福岡県	糸島市			○						
福岡県	水巻町			○	○				○	権利擁護センター運営委員会、推進会議においてオブザーバー、講師として参加。

問 12 上記の講師陣は、担当する講座以外の場面で、市民後見人養成事業にどのように関わっていますか。

都道府県	市区町村	1. 担当する講座以外の関わりはない。	2. 市民後見人等の交流会に参加している。	3. 修了者のフォローアップ講座の講師を行っている。	4. 中核機関や地域連携ネットワークのメンバーとして協議会等に参加している。	5. 法人後見、市民後見人の選択肢を含む受任調整会議に参加している。	6. 市民後見人との定期または随時の相談に応じている。	7. 市民後見人等の活動領域の拡大に向けた検討会への参加、家庭裁判所や自治体、その他の団体への働きかけ等を行っている。	8. その他	「8. その他」について具体的に教えてください。
長崎県	長崎市					○	○			
長崎県	佐世保市			○	○					
長崎県	島原市	○								
長崎県	対馬市				○	○		○		
長崎県	雲仙市	○						○	法人後見事業において相談に対する助言をいただいている	
熊本県	人吉市			○						
熊本県	天草市				○					
熊本県	山江村			○						
大分県	大分市	○		○	○	○				
大分県	別府市			○	○	○				
大分県	日田市			○	○	○				
大分県	臼杵市			○						
大分県	宇佐市			○	○	○				
大分県	豊後大野市			○	○	○				
宮崎県	宮崎市									
宮崎県	延岡市				○	○				
鹿児島県	薩摩川内市			○	○					

問 13 市民後見人養成研修を受講される方々の受講状況について教えてください。

都道府県	市区町村	1. 研修申込をした方 (市民後見人候補)のみが受講	2. (市民後見人となることを意図しない) 一般市民の方にも研修の全部あるいは 一部の受講を開放	3. 親族後見人にも研修の全部 あるいは一部の受講を開放	4. 専門職(後見人)にも研修の全部 あるいは一部の受講を開放	5. その他	6. 具体的に教えてください。	
北海道	札幌市	○						
北海道	函館市	○						
北海道	小樽市	○						
北海道	室蘭市	○						
北海道	釧路市	○						
北海道	北見市	○				○	修了者に対して聴講生として受講を認めている	
北海道	稚内市	○						
北海道	紋別市		○	成年後見制度を理解していただくため				
北海道	士別市	○						
北海道	深川市	○						
北海道	恵庭市	○						
北海道	石狩市	○						
北海道	新篠津村	○						
北海道	せたな町	○						
北海道	妹背牛町	○						
北海道	鷹栖町	○						
北海道	東神楽町	○						
北海道	比布町	○						
北海道	上富良野町							
北海道	和寒町	○						
北海道	猿払村	○						
北海道	白老町	○						
北海道	新得町					○	市民後見人養成講座修了者のフォローアップ研修として一部を開放。	
北海道	広尾町	○						
北海道	足寄町	○						
北海道	陸別町	○						
北海道	釧路町	○						
北海道	白糠町		○	制度の普及啓発のため				
北海道	別海町	○						

問 13 市民後見人養成研修を受講される方々の受講状況について教えてください。

都道府県	市区町村	1. 研修申込をした方 (市民後見人候補)のみが受講	2. (市民後見人となることを意図しない) 一般市民の方にも研修の全部あるいは 一部の受講を開放	2. その理由	3. 親族後見人にも研修の全部 あるいは一部の受講を開放	3. その理由	4. 専門職(後見人)にも研修の全部 あるいは一部の受講を開放	4. その理由	5. その他	5. 具体的に教えてください。
青森県	青森市	○								
青森県	三沢市	○								
青森県	むつ市	○							○	研修申込をした方と、過去の研修を修了し、市民後見人台帳に登録をしている方
青森県	野辺地町									
青森県	六戸町	○								
岩手県	盛岡市	○								
岩手県	奥州市		○	制度の周知啓発のため。						
岩手県	滝沢市	○								
岩手県	雫石町	○								
岩手県	岩手町		○							
宮城県	仙台市	○								
秋田県	横手市	○								
秋田県	湯沢市								○	過去の養成研修修了者に開放し、制度・事業等新しい情報を知る機会としている
秋田県	羽後町	○								
山形県	山形市	○								
福島県	福島市	○								
茨城県	水戸市	○								
茨城県	日立市	○								
茨城県	取手市	○								
茨城県	牛久市	○								
茨城県	那珂市	○								
栃木県	栃木市				○	親族後見人に対する支援の一環として。				
栃木県	小山市	○								
群馬県	太田市	○								

問 13 市民後見人養成研修を受講される方々の受講状況について教えてください。

都道府県	市区町村	1. 研修申込をした方 (市民後見人候補)のみが受講	2. (市民後見人となることを意図しない) 一般市民の方にも研修の全部あるいは 一部の受講を開放	2. その理由	3. 親族後見人にも研修の全部 あるいは一部の受講を開放	3. その理由	4. 専門職(後見人)にも研修の全部 あるいは一部の受講を開放	4. その理由	5. その他	5. 具体的に教えてください。
埼玉県	さいたま市	○								
埼玉県	熊谷市	○								
埼玉県	本庄市	○								
埼玉県	越谷市	○								
埼玉県	狭山市			○						
埼玉県	入間市								○	研修を申し込んだ方のほか、社協の一部の職員(担当以外)も受講している。
埼玉県	志木市		○							
埼玉県	和光市	○								
埼玉県	久喜市	○								
埼玉県	三郷市	○								
埼玉県	坂戸市	○								
埼玉県	鶴ヶ島市	○								
埼玉県	ふじみ野市	○								
埼玉県	越生町	○								
埼玉県	滑川町									
千葉県	千葉市	○							○	欠員が生じた場合に限り、福祉職等受講を希望する者に受講を開放する見込み。
千葉県	市川市	○								
千葉県	船橋市	○								
千葉県	館山市	○								
千葉県	柏市	○								
千葉県	八千代市	○								
千葉県	我孫子市	○								

問 13 市民後見人養成研修を受講される方々の受講状況について教えてください。

都道府県	市区町村	1. 研修申込をした方 (市民後見人候補)のみが受講	2. (市民後見人となることを意図しない) 一般市民の方にも研修の全部あるいは 一部の受講を開放	2. その理由	3. 親族後見人にも研修の全部 あるいは一部の受講を開放	3. その理由	4. 専門職(後見人)にも研修の全部 あるいは一部の受講を開放	4. その理由	5. その他	5. 具体的に教えてください。
東京都	中央区		○	成年後見制度の推進及び、当センター事業の周知のため					○	福祉関係者に研修の一部の受講を開放
東京都	港区	○								
東京都	新宿区	○								
東京都	台東区	○								
東京都	墨田区								○	市民後見人養成研修申込者について、書類審査及び面接を行い、合格者が研修に参加する。
東京都	品川区	○								
東京都	目黒区	○					○	成年後見制度に関する理解の促進のため、行政の福祉関係職員、地域包括センター職員、事務所のケアマネージャー等の聴講を認めている。		
東京都	世田谷区	○								
東京都	中野区		○	市民後見人はもとより、成年後見制度の普及につながるため。						
東京都	豊島区	○								
東京都	足立区	○								
東京都	八王子市	○								
東京都	武蔵野市	○								
東京都	三鷹市	○								
東京都	調布市	○			○	基礎講習、実務研修は、希望者に対してブラッシュアップの一環として受講可能としている。近年は年1名程度、基礎講習をオンライン受講し、実務研修に参加している。	○	基礎講習、実務研修は、希望者に対してブラッシュアップの一環として受講可能としている。過去に、オンライン講座は受講希望あり。		
東京都	町田市	○	○	成年後見制度の勉強をしながら、出来る範囲の中で制度の周知活動等のボランティア活動に参加協力していただくため。		受任している中で、苦手な分野やもっと深く理解したい分野についてを学ぶことで後見活動に活かしてもらうため(興味のある科目だけの受講可)				
東京都	日野市	○			○	基礎講習、実務研修は、希望者に対してブラッシュアップの一環として受講可能としている。近年は年1名程度、基礎講習をオンライン受講し、実務研修に参加している。	○	基礎講習、実務研修は、希望者に対してブラッシュアップの一環として受講可能としている。過去に、オンライン講座は受講希望あり。		

問 13 市民後見人養成研修を受講される方々の受講状況について教えてください。

都道府県	市区町村	1. 研修申込をした方 (市民後見人候補)のみが受講	2. (市民後見人となることを意図しない) 一般市民の方にも研修の全部あるいは 一部の受講を開放	2. その理由	3. 親族後見人にも研修の全部 あるいは一部の受講を開放	3. その理由	4. 専門職(後見人)にも研修の全部 あるいは一部の受講を開放	4. その理由	5. その他	5. 具体的に教えてください。
神奈川県	横浜市								○	研修申し込みをした方(市民後見人候補)及び法人後見実施団体、区社会福祉協議会にも一部受講を開放。
神奈川県	相模原市	○								
神奈川県	小田原市		○	成年後見制度の普及啓発のため。						
神奈川県	茅ヶ崎市						○	市内の専門職に講座開放することで、市域での成年後見制度の理解を進めてより良い連携を図るため。		
神奈川県	厚木市	○								
神奈川県	大和市	○								
神奈川県	座間市	○								
新潟県	新潟市	○								
新潟県	柏崎市	○								
新潟県	新発田市	○								
新潟県	村上市	○								
新潟県	佐渡市	○								
富山県	高岡市	○								
富山県	魚津市								○	市職員及び地域包括支援センター職員にも研修の全部の受講を開放。
富山県	砺波市	○								
山梨県	甲府市		○	広く制度の周知を図るため。	○	親族後見人の後見活動を支援するため。				
山梨県	南アルプス市	○								
山梨県	笛吹市		○	市民後見人候補者ではなくても、地域の一般市民に権利擁護の視点を学んで頂くことで、ニーズがあったときに早期発見につながると思われるため。						
長野県	上田市		○	啓発も兼ねて制度説明の部分を公開講座とし、開放している。	○	啓発も兼ねて制度説明の部分を公開講座とし、開放している。	○	啓発も兼ねて制度説明の部分を公開講座とし、開放している。		
長野県	伊那市	○								
長野県	塩尻市	○								
長野県	東御市	○	○		○		○			
長野県	喬木村									

問 13 市民後見人養成研修を受講される方々の受講状況について教えてください。

都道府県	市区町村	1. 研修申込をした方 (市民後見人候補)のみが受講	2. (市民後見人となることを意図しない) 一般市民の方にも研修の全部あるいは 一部の受講を開放	2. その理由	3. 親族後見人にも研修の全部 あるいは一部の受講を開放	3. その理由	4. 専門職(後見人)にも研修の全部 あるいは一部の受講を開放	4. その理由	5. その他	5. 具体的に教えてください。
静岡県	静岡市	○								
静岡県	浜松市	○								
静岡県	沼津市	○								
静岡県	三島市	○	○	普及啓発、理解促進、裾野の拡大。	○	普及啓発、理解促進、裾野の拡大				
静岡県	富士宮市	○								
静岡県	島田市	○								
静岡県	焼津市	○								
静岡県	掛川市	○								
静岡県	藤枝市	○								
静岡県	牧之原市	○	○	聴講という形で開放し、地域全体の権利擁護意識を醸成させること目指したため	○	高齢障害分野の専門職に開放し、希望者が知識をえる機会を設けたかったため				
静岡県	長泉町	○								
愛知県	名古屋市	○								
愛知県	瀬戸市	○			○	親族後見人支援のため	○	法人貢献を検討している社会福祉法人	○	日常生活自立支援の支援員に一部の受講を開放
愛知県	豊田市	○	○	国の計画に準じて、本人の意思決定支援など活躍できる人材育成するため	○	親族後見人に有用な研修内容のため(コロナの影響で未開放の時期あり)				
愛知県	尾張旭市	○			○	親族後見人支援のため	○	法人後見を検討している社会福祉法人	○	日常生活自立支援事業の支援員に一部の受講を開放
愛知県	日進市	○			○	〃	○	〃	○	〃
愛知県	長久手市	○			○	〃	○	〃	○	〃
愛知県	東郷町	○			○	〃	○	〃	○	〃
三重県	伊勢市	○							○	研修終了後に、市民後見人候補者名簿への登録を希望しない人がいた。
三重県	名張市	○							○	行政・社協職員による聴講は可。
三重県	伊賀市	○							○	〃

問 13 市民後見人養成研修を受講される方々の受講状況について教えてください。

都道府県	市区町村	1. 研修申込をした方 (市民後見人候補のみが受講)	2. (市民後見人となることを意図しない) 一般市民の方にも研修の全部あるいは 一部の受講を開放	2. その理由	3. 親族後見人にも研修の全部 あるいは一部の受講を開放	3. その理由	4. 専門職(後見人)にも研修の全部 あるいは一部の受講を開放	4. その理由	5. その他	5. 具体的に教えてください。
大阪府	大阪市	○								
大阪府	堺市	○								
大阪府	岸和田市	○								
大阪府	豊中市	○								
大阪府	池田市	○								
大阪府	高槻市	○								
大阪府	貝塚市	○								
大阪府	枚方市	○								
大阪府	茨木市	○								
大阪府	八尾市	○								
大阪府	泉佐野市	○								
大阪府	富田林市	○								
大阪府	河内長野市	○								
大阪府	羽曳野市	○								
大阪府	門真市	○								
大阪府	東大阪市	○								
大阪府	泉南市	○								
大阪府	大阪狭山市	○								
大阪府	熊取町	○								
大阪府	田尻町									
兵庫県	姫路市		○	成年後見制度の普及・啓発のため						
兵庫県	芦屋市		○	市民後見人だけでなく広く権利擁護の支援者となりうる任い手を養成する研修としているため			○	各分野の専門職が業務に必要な知識を取得するため希望に応じて聴講を受け入れている		
兵庫県	伊丹市	○								
兵庫県	赤穂市	○								
兵庫県	宝塚市		○	誰もが住み慣れたまちで暮らせるようになるために、1人でも多くの市民に権利擁護の視点を持ってもらうことを目的としている。						
兵庫県	川西市		○	参加人数が少ない年もあったため、地域での権利擁護の理解者を増やすという意味で対象とならない方にも参加を認めています。						
兵庫県	加西市									
兵庫県	丹波篠山市		○	権利擁護支援や成年後見制度利用促進の広報・啓発の目的も兼ねているため。			○	権利擁護支援や成年後見制度利用促進の広報・啓発の目的も兼ねているため。		
兵庫県	たつの市	○								
兵庫県	太子町	○								
兵庫県	上郡町		○	広く制度の周知を行うため。						
兵庫県	佐用町	○								

問 13 市民後見人養成研修を受講される方々の受講状況について教えてください。

都道府県	市区町村	1. 研修申込をした方 (市民後見人候補)のみが受講	2. (市民後見人となることを意図しない) 一般市民の方にも研修の全部あるいは 一部の受講を開放	2. その理由	3. 親族後見人にも研修の全部 あるいは一部の受講を開放	3. その理由	4. 専門職(後見人)にも研修の全部 あるいは一部の受講を開放	4. その理由	5. その他	5. 具体的に教えてください。
鳥取県	米子市	○								
鳥取県	岩美町								○	今まで受講された方がいないため分からない。
島根県	松江市	○								
島根県	浜田市	○								
島根県	大田市	○								
岡山県	岡山市		○	知識として成年後見制度について理解したいという市民ニーズにこたえるため。						
岡山県	倉敷市	○								
岡山県	玉野市	○								
岡山県	井原市	○								
岡山県	総社市		○	成年後見の制度について一般市民の方へも知っていただく為、初回は公開講座として受講を開放している。						
岡山県	高梁市									
岡山県	新見市	○								
岡山県	備前市	○								
岡山県	赤磐市	○								
岡山県	美作市	○								
岡山県	吉備中央町	○								
広島県	福山市	○							○	職員のOJTとして
広島県	三次市	○								
徳島県	美馬市		○							
香川県	高松市	○								
香川県	丸亀市	○								
香川県	坂出市	○								
香川県	観音寺市		○	身内や自分自身の身近なこととして関心を持っていただき、知っていただくため。			○	制度について理解を深めていただくため。		
香川県	東かがわ市	○								
香川県	宇多津町	○								
福岡県	北九州市	○								
福岡県	大牟田市	○								
福岡県	古賀市		○	後見人候補者の確保のため。(受講後に登録を辞退された方もいた。)						
福岡県	糸島市	○								
福岡県	水巻町		○	制度を広く住民に周知すること、理解促進を図ることが、制度の円滑な運用につながると考えるため。						

問 13 市民後見人養成研修を受講される方々の受講状況について教えてください。

都道府県	市区町村	1. 研修申込をした方 (市民後見人候補)のみが受講	2. (市民後見人となることを意図しない) 一般市民の方にも研修の全部あるいは 一部の受講を開放	2. その理由	3. 親族後見人にも研修の全部 あるいは一部の受講を開放	3. その理由	4. 専門職(後見人)にも研修の全部 あるいは一部の受講を開放	4. その理由	5. その他	5. 具体的に教えてください。
長崎県	長崎市	○								
長崎県	佐世保市						○	離島地域の包括支援センター職員も受講したいとの声かけがあり、修了証の交付対象ではないことを前提として受講いただいた。	○	日常生活自立支援事業の支援員も受講いただいた。
長崎県	島原市	○								
長崎県	対馬市				○	親族後見人支援の一環として受け入れ。	○	後見審査員の研修の一環として受け入れ。		
長崎県	雲仙市		○	制度の理解者を増やすことで、関心が高まり、早期の発見・解決につながる。	○	学びの時間があることで、知識を得て取り組むことができる。				
熊本県	人吉市	○								
熊本県	天草市	○								
熊本県	山江村		○	成年後見制度について学んでもらうため。						
大分県	大分市	○								
大分県	別府市		○	地域共生社会実現のため、地域での見守り活動や身内の後見活動に資する人材を養成する必要がある。						
大分県	日田市		○	幅広く成年後見制度の周知を図るために開放。						
大分県	臼杵市	○	○	成年後見制度を広く周知・広報活動を行うため。						
大分県	宇佐市		○	成年後見制度について知り、理解を深めていただき、権利擁護の視点を持って活動できる人材も増やしたいため						
大分県	豊後大野市	○								
宮崎県	宮崎市									
宮崎県	延岡市	○								
鹿児島県	薩摩川内市	○								

問 14 第二期成年後見制度利用促進計画では「市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要」としています。貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。

都道府県	市区町村	問 14 貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。
北海道	札幌市	
北海道	函館市	日常生活自立支援事業の生活支援員の業務紹介および斡旋。
北海道	小樽市	特に行っていない。
北海道	室蘭市	受講者の少なく、受講後も後見業務支援員として法人後見の補助業務を行える方も少ない状況で、意思疎通支援の支援者まで対策を講じることが難しい。 また、広域で成年後見支援センターを運営しているため、他市町との調整が必要で、対策を講じていない。
北海道	釧路市	
北海道	北見市	
北海道	稚内市	年1回フォローアップ研修を開催。 今年度は加えて、市民後見人の交流を目的にミーティングを実施。 市長申立ケースのマッチングや法人後見及び日常生活自立支援事業の支援員としての活動等を紹介してきたが、具体的な活動には至らない現状。
北海道	紋別市	
北海道	士別市	1市3町で委託する形で後見センターを運営している。 コロナの関係もあったため、1市3町の行政職員＋弁護士等の人的な社会資源で対応。
北海道	深川市	深川市成年後見制度利用促進基本計画を、第9次深川市高齢者福祉計画、第8次深川市介護保険事業計画に包含し、令和5年度中に中核機関の開設を目指しており、その業務の中で成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能として市民後見人の活動の支援について具体的に検討する予定。
北海道	恵庭市	後見支援員という名称で、本会法人後見の履行補助を担っている。
北海道	石狩市	成年後見制度に関する周知・啓発活動を主体的に取り組む仕組みを構築した。
北海道	新篠津村	特に講じていません。令和4年度、村福祉担当職員に受講してもらい、今後、村民から相談があった際に対応していく(相談業務)。
北海道	せたな町	現時点ではなし。今後検討したい。
北海道	妹背牛町	特になし。
北海道	鷹栖町	当町では市民後見人養成研修を旭川市(旭川成年後見支援センター)に委託している。 修了者とは養成研修時の地域研修(体験実習)と、修了後近況報告という形での独自のフォローアップ研修のみで、残念ながら有効に活動していただけない状況である。
北海道	東神楽町	
北海道	比布町	特になし。
北海道	上富良野町	
北海道	和寒町	
北海道	猿払村	
北海道	白老町	来年度、後見センター設立にあたり、市民後見バンク等の整備を検討中。 市民後見人の活動前には、日常生活自立支援事業で経験をしてもらうことも検討中。
北海道	新得町	令和4年度より市民後見人養成講座修了者有志により、一般社団法人を設立し、法人後見機能、福祉便利屋機能を持って、賛同者(講座未受講含む)を募り運営している。
北海道	広尾町	研修修了者にすでに何らかの形で、認知症のボランティアやその他活動を行なっている者が多数のため、町から積極的な声かけなどはおこなっていない。
北海道	足寄町	活躍される意欲を失わせないためフォローアップ研修などを通じ、情報提供している。
北海道	陸別町	
北海道	釧路町	
北海道	白糠町	
北海道	別海町	
青森県	青森市	
青森県	三沢市	
青森県	むつ市	
青森県	野辺地町	
青森県	六戸町	

問 14 第二期成年後見制度利用促進計画では「市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要」としています。貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。

都道府県	市区町村	問 14 貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。
岩手県	盛岡市	
岩手県	奥州市	市民後見人登録名簿記載要件を定め、活用の仕組みづくりを進めている。
岩手県	滝沢市	現時点では、具体的な施策は講じておりませんが、市民後見人として選任された方が、チームオレンジの会員として活動していますので、今後は地域の啓発活動等にも一緒に活動できると良いと考えております。
岩手県	雫石町	現時点では検討できていない。
岩手県	岩手町	
宮城県	仙台市	第1期～3期の市民後見人養成講座を修了した方々を対象に、成年後見制度や市民後見人の普及啓発に向けた意見交換や、修了生同士の経験交流や情報交換を図ることを目的として、令和4年度より仙台市社会福祉協議会へ補助金を支出し、市民後見人連絡会を開催している。参加者は後見受任が既に終了している方や現在受任している方、また候補者として受任を待っている方など様々であり、それぞれのニーズに即した活動ができるよう、試行錯誤して進めている。
秋田県	横手市	
秋田県	湯沢市	
秋田県	羽後町	
山形県	山形市	日常生活自立支援事業の生活支援員としての活動を講習修了者に義務づけているが、それ以外の活動については現在検討している。
福島県	福島市	市民後見人養成講座受講時から日常生活自立支援事業生活支援員の活動について紹介。後見受任後も同活動を継続する方やバンク登録をやめ専念する方もいる。後見人退任後、市民後見人バンクの登録者数や本人の意向によっては次の後見人を依頼することも検討される。
茨城県	水戸市	成年後見人に就任される前の実務経験を積むための、日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見受任事業の法人後見支援員として活動している。
茨城県	日立市	市民後見人養成講座は3年で一期としている。 (初年度:養成講座、2年目:フォローアップ講座(1)、3年目:フォローアップ講座(2)) 昨年度に初めて一期分が終了した状態であり、研修修了者の具体的な活躍方策については、今後協議予定である。
茨城県	取手市	本市では、NPO 法人とりで市民後見の会が養成講座を主催する形をとっています。 (市は講師派遣や補助金を交付している) については、活躍方策としては修了者に対して、なるべくNPO 法人への入会への入会を勧めている。その他は特段講じていない。
茨城県	牛久市	
茨城県	那珂市	
栃木県	栃木市	
栃木県	小山市	
群馬県	太田市	
埼玉県	さいたま市	
埼玉県	熊谷市	社会福祉協議会の事業である日常生活自立支援事業の生活支援員や、法人後見事業における法人後見支援員として活動している。
埼玉県	本庄市	
埼玉県	越谷市	・市民後見人の就任支援・活動支援以外については、未実施。なお、意思決定支援に関する内容については、下記研修内で実施中。 ・成年後見制度講演会(年1回実施)。 ・市民後見人候補者名簿登録者への継続研修(年4回)。 ・福祉関係者向け研修(令和4年度実施中)。 ・後見人退任後やバンク定年後の活躍策については、未実施。
埼玉県	狭山市	市民後見人養成講座の修了者が活動するNPO法人あることで、法人後見や任意後見の受任に実績がある。 そのNPO法人を中核機関が支援・連携しており、修了者の活躍の場となっている。 養成講座の中では、親族後見人としても活躍や生活支援体制整備事業の第2層協議体などの地域での支え合い活動・ボランティア活動への協力もしてほしい旨を案内している。
埼玉県	入間市	特にありません。

問 14 第二期成年後見制度利用促進計画では「市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要」としています。貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。

都道府県	市区町村	問 14 貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。
埼玉県	志木市	フォローアップ講座や市民後見人の集いを定期的に行い研修や交流の機会を作り、レベルアップやモチベーションの維持活躍の場の検討が図れるようにしている。
埼玉県	和光市	法人後見支援員、日常生活自立支援事業支援員
埼玉県	久喜市	委託先である社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業の同行。
埼玉県	三郷市	日常生活自立支援事業 生活支援員、法人後見支援員
埼玉県	坂戸市	研修を修了しバンクに登録した者については、任意で成年後見相談会の相談員としてなっていたり、社会福祉協議会の日常生活支援員として活動していただき経験を積んでいる。一定の経験を積んだ者については、その後、法人後見支援員や市民後見人受任をする流れとしているが、まだそこまで至っていない。
埼玉県	鶴ヶ島市	
埼玉県	ふじみ野市	法人後見支援員や日常生活支援事業の生活支援員として、被後見人や利用者と面談する際に、本人の意向や希望を確認し、意見決定を支援できるようにしている。
埼玉県	越生町	毎年、フォローアップ研修を開催しています。
埼玉県	滑川町	
千葉県	千葉市	市民後見人養成研修の修了者は、市社協の法人後見業務の支援員、市民後見人(市社協との複数後見)、日常生活自立支援事業の生活支援員として活躍している。
千葉県	市川市	修了者に対しては、市社協法人後見受任ケースの支援員として、協力いただき、一定期間後、双方の同意を得たら、市民後見人の追加選任[同ケースの複数後見]として申立て。
千葉県	船橋市	令和5年度からは市社協で行う、日常生活自立支援事業の支援員として活躍できるよう、養成研修内に講義時間を設ける予定。
千葉県	館山市	特になし。
千葉県	柏市	柏市社会福祉協議会(柏社協)が運営する市民の相談窓口(成年後見制度の説明や、柏社協が発行するエンディングノートに関する相談等)の相談員として活動する場や、同会が実施する市民対象の普及啓発事業等で活動する機会を設けている。
千葉県	八千代市	★問2の補足事項 ・本市では養成研修を3年間隔(基礎・実務・フォロー)で行う方針で平成30年度から実施しました。ただし、コロナ禍により後見支援員活動が予定どおり行えず、平成30年度:基礎、令和元年度:実務、令和2年度:後見支援員活動、令和3年度:台帳登録及びフォロー研修となりました。 ・令和4年度から第2期の養成を開始しました。 ・そのため、問2については、平成30年度と令和元年度の受講者・修了者は重複しています。 ・フォロー研修は修了者対象のため、問2には計上していません。
千葉県	我孫子市	研修終了者が少ないため特に施策は講じていません。
東京都	中央区	国・地域の動向に関する最新の情報や意思決定支援等タイムリーな内容を取り入れた研修・講座を実施し、可能な限り参加していただくようにしている。 また、他部署・他機関主催の講座等で市民後見人のスキルアップにつながる講座等の案内をし、参加を促している。
東京都	港区	・成年後見制度利用促進事業に関する講座等の手伝い。 ・社協の地域活動のボランティア等を紹介する。
東京都	新宿区	◇市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策 ・日常生活自立支援事業の生活支援員としての活動 ・新宿区社会福祉協議会(以下「区社協」)における法人後見の協力員としての活動 ・内部研修時の市民後見人受任者による事例報告への協力 ・市民後見人養成研修時の市民後見人受任者による事例報告等への協力 ・地域のボランティア活動や地域活動の担い手 ◇後見人退任後やバンク定年後の活躍策 後見人退任後も上記活動は可能としており、バンクの定年は設けていない。
東京都	台東区	

問 14 第二期成年後見制度利用促進計画では「市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要」としています。貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。

都道府県	市区町村	問 14 貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。
東京都	墨田区	市民後見人養成研修説明会において、実際に活動している市民後見人による活動概要の説明を行っていただく。 また、養成研修中及び養成研修修了者は地域福祉権利擁護事業の生活支援員として、活動していただく。
東京都	品川区	
東京都	目黒区	社協が実施している地域福祉活動に参加・参画していただけるよう積極的に働きかけている。
東京都	世田谷区	成年後見制度申立手続き説明会の説明員、地域版成年後見制度の相談員、普及啓発支援員として、制度の相談や普及啓発に関わっている。
東京都	中野区	・地域連携ネットワークの構築を目的とした「協議会」に市民後見人が委員として参画。 ・成年後見制度勉強会等にスタッフとして協力してもらっている。 ・自主勉強会の立ち上げや運営を支援している。
東京都	豊島区	研修修了者の内、選考を経て後見活動メンバーへ登録し、地域福祉権利擁護事業の生活支援員や社会福祉協議会が受任している法人後見の支援員の活動を行う。 その後、市民後見人としての受任を目指す。 定期的な後見活動メンバー連絡会、研修会に参加して研鑽を図っている。 後見活動メンバーに登録をしない研修修了者についても、同事業の生活支援員として活動できる場を提供している。 後見人退任後等の活躍策などについては講じることができていない。
東京都	足立区	・専門職後見人からのリレー ・地域福祉権利事業からの移行、特養入所者への声掛け
東京都	八王子市	社会福祉協議会の法人後見支援員、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の生活支援員。
東京都	武蔵野市	法人後見の協力員としての活動
東京都	三鷹市	・権利擁護・あんしんサポーターとして地域のゆるやかな見守りなどを想定している。
東京都	調布市	社会福祉協議会が行う市民活動支援事業の一環で、研修修了者に対し市民活動についての情報提供を、推進機関を通じて積極的に行っている。
東京都	町田市	地域福祉権利擁護事業の生活支援員活動に関わってもらっている
東京都	日野市	
神奈川県	横浜市	現状では、市民後見人として活躍するために、バンク登録者向けに各研修等(全体研修、受任準備活動、面談、受任者連絡会、市民後見サポートネット、ブロック勉強会、ブロック懇話会、バンク登録者専用ホームページ)を実施している。 定期面談の際には区社協の同席を依頼し、地域活動について情報提供を受ける機会を設けている。 定年後の登録者(希望者)には区社協等地域活動窓口を紹介している。
神奈川県	相模原市	・日常生活自立支援事業における生活支援員(登録型)として従事(令和4年8月から開始)社会福祉協議会等が取組む活動への参加・協力を呼びかける。 ・CSWが関与している個人を支えるための見守り活動。 ・子ども食堂や地域サロン活動のお手伝い・登録型の有償ボランティア活動への参加。
神奈川県	小田原市	今後の検討(研修修了者がいないため)。
神奈川県	茅ヶ崎市	法人後見の支援同行や、あんしんセンター生が支援員としての活動を、実務経験として実施している。
神奈川県	厚木市	市民後見人養成研修の修了者については、日常生活自立支援事業からの円滑な移行、相性の把握、支援対応の向上のため社協が実施する法人後見活動及び日常生活自立支援事業の支援員として活動している。
神奈川県	大和市	本市ではまずは市民後見人としてご活躍いただくことを想定し、活動支援や環境整備を行っているため、現時点では市民後見人以外の活動を支援する施策は講じていません。
神奈川県	座間市	

問 14 第二期成年後見制度利用促進計画では「市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要」としています。貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。

都道府県	市区町村	問 14 貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。
新潟県	新潟市	フォローアップ研修の実施。
新潟県	柏崎市	
新潟県	新発田市	
新潟県	村上市	養成講座修了後、すぐに単独受任につながるルートが整っていないため、市社協の協力のもと、経験を積めるよう体制整備を行っている。 その他、市社協の有償ボランティアやその他のボランティア等も選択肢として情報提供している。
新潟県	佐渡市	・生涯現役で単独での市民後見人活動ができるよう取組んでいる。 ・市民後見人としての活動意向の確認及び健康状態の確認を行っている。 ・後見人退任後の活躍策は特に講じていない。
富山県	高岡市	
富山県	魚津市	日常生活自立支援事業支援員としての活躍を推奨している。
富山県	砺波市	
山梨県	甲府市	研修を修了後、すぐに市民後見人として受任するという事は難しいため、社会福祉協議会の法人後見や日常生活自立支援事業の支援員として活動を行うが、社会福祉協議会が支援員活動の支援を継続的に行っている。 また、年1回フォローアップ研修を行い、活動していない方についても、地域において様々な場面で活躍できるよう支援を行っている。
山梨県	南アルプス市	
山梨県	笛吹市	養成研修修了者については、実際後見人活動等を行っていない方に対しても毎年後見センター(市の委託先)よりフェローアップ研修や普及啓発(後見制度等)研修の案内を送り、ご参加頂いている。研修修了者が普段の上や地域福祉活動(ボランティア等)でも権利擁護の視点を持ち活動して頂けるよう動きかけを行っている。 後見人退任後もアドバイザーとしてご活動頂いている。
長野県	上田市	検討していない。
長野県	伊那市	
長野県	塩尻市	具体策はありません。
長野県	東御市	
長野県	喬木村	
静岡県	静岡市	現在も実務経験を積むため、法人後見支援員や日常生活自立支援事業の支援員として活動いただいている方もいる。また地域の中での身近な相談先として、制度が必要な方を利用につなぐ橋渡しの役割や、定期報告書類作成等のレベルが上がってくれば、親族後見人等の書類作成支援などを担うことができるのではないかと考えている。
静岡県	浜松市	日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見の支援員として活動できるように社会福祉協議会へ円滑に繋ぐ情報提供と体制整備
静岡県	沼津市	市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策としての具体的な施策は講じていない。
静岡県	三島市	
静岡県	富士宮市	福祉的な関わりが日常的に必要な方を担当していただいている。研修修了後から、支援員として活発に活動いただき、活躍しやすい環境を整えている。
静岡県	島田市	そういった活用例はないが、対応できるように現在検討中。
静岡県	焼津市	修了者を法人(社協)後見支援員や日常生活自立支援事業の支援員として登用し、研さんの機会を提供している
静岡県	掛川市	社協法人後見から市民後見人へ円滑にリレーができるよう、養成研修修了者は、社協の日常生活支援員として活動している。 後見人退任後の活躍策は講じていないため、先行する事例があれば教えていただきたい。
静岡県	藤枝市	研修修了者には、市民後見人として活躍してもらえるよう、日常生活自立支援事業の生活支援員や市社協の法人見支援員として活動していただいている。現在のところ、後見人退任後やバンク定年後は、日常生活自立支援事業の生活支援員くらいしか活躍の場がない。
静岡県	牧之原市	取組は不十分 市民後見人養成研修修了生が、次の受講生に自らの体験を語る機会を設け、人材育成に関与してもらっている
静岡県	長泉町	特にありません。

問 14 第二期成年後見制度利用促進計画では「市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要」としています。貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。

都道府県	市区町村	問 14 貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。
愛知県	名古屋市	関係機関への成年後見制度の出張講座や啓発イベントの際に、研修修了者も同行し、相談対応や啓発をする機会を設けている。(コロナ禍のため活動の場が減少していたが再開していきたい。)
愛知県	瀬戸市	
愛知県	豊田市	・国のモデル事業のサポーター・修了者による成年後見制度の広報、啓発
愛知県	尾張旭市	
愛知県	日進市	
愛知県	長久手市	
愛知県	東郷町	
三重県	伊勢市	
三重県	名張市	権利擁護支援の担い手として、日常生活自立支援事業の生活支援員としての活用を行っている。法人後見支援としても活用を行っている。
三重県	伊賀市	権利擁護支援の担い手として、日常生活自立支援事業の生活支援員としての活用を行っている。
大阪府	大阪市	具体的な方策については検討中。
大阪府	堺市	
大阪府	岸和田市	
大阪府	豊中市	現状、バンク登録者に対し市民後見人以外の活動を案内することはしていません。ただ、バンク登録後、長期間にわたって受任に至らないケースが問題となっています。そこで、日常生活自立支援事業へのかかわりなど、市民後見人以外の立場から市民のため従事していただける環境づくりを目指し、他市への視察などを実施しています。
大阪府	池田市	
大阪府	高槻市	
大阪府	貝塚市	特になし。
大阪府	枚方市	
大阪府	茨木市	
大阪府	八尾市	持続可能な権利擁護支援のモデル事業の実施を検討しており、その中で後見人終了者、市民後見人バンク登録者やバンク登録定年者が活躍できる場の創出を考えている。
大阪府	泉佐野市	着任早々で実務経験がなく、前任者も不在のため回答できません。
大阪府	富田林市	現状としては、市民後見人として活動いただく為の取組のみ行っている。
大阪府	河内長野市	
大阪府	羽曳野市	後見人退任者の方に研修修3者に対しての研修等で体験談を話して頂いている。
大阪府	門真市	特になし。
大阪府	東大阪市	課題と認識しておりますが、具体的な施策を講じるまでに至っておりません。
大阪府	泉南市	研修修了者の方も仕事をされている方がほとんどであり、仕事が忙しく、受任されている方を除いては活動不可能な状況です。
大阪府	大阪狭山市	特になし。
大阪府	熊取町	現状特になし
大阪府	田尻町	
兵庫県	姫路市	
兵庫県	芦屋市	問5の「その他の活動」の人数に含まれていない活動として、次のものがあります。 (1) 民生委員、児童委員(予定) (2) 市の権利擁護に係る会議体の市民委員に応募頂き採用している。認知症や障がいのある人の支援に係る活動に展開できるよう、権利擁護人材バンクに登講している人の情報の共有や活用方法について検討。
兵庫県	伊丹市	社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の生活支援員として、活躍できるよう案内している。また、退任後の活動として、市民後見人活動の広報・啓発活動に協力してもらっている。
兵庫県	赤穂市	
兵庫県	宝塚市	「権利擁護支援者」という立場で権利擁護が必要な方々を支援している機関で支援活動に携わってもらっている。 例: ひきこもりの方々を対象とした就労体験のサポート活動、障害者に対する訪問見守り活動

問 14 第二期成年後見制度利用促進計画では「市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要」としています。貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。

都道府県	市区町村	問 14 貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。
兵庫県	川西市	市民後見人養成研修修了者に対し、市民後見人以外の活躍支援として人材バンク登録を行っていただき、活動の場の提供を行っています。 登録者の中には、地域での成年後見相談会の相談員として、活動していただいている方もいます。また、受講者自身が、自分のお住まいの地域で権利擁護支援者の一人として地域活動に参加していただいている場合もあり、これらのことも地域での参加ということになり、地域づくり支援の取り組みの一つであると考えています。
兵庫県	加西市	
兵庫県	丹波篠山市	
兵庫県	たつの市	委託をしており、市として特にしていることはありません。
兵庫県	太子町	広域で成年後見支援センターを立ち上げ、市民後見人の養成、バンク登録の管理、運営を委託している。 これまで多くの方が研修を終了しバンク登録したものの、市民後見人として選任されたのは3人のみで、バンク登録者の活躍の場の確保は従前からの課題である。 市民後見人を候補者とする事案要件の拡大など検討したこともあったが、市民後見人の負担増が懸念され要件拡大には至らなかった。 委託市町のうち、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の支援員としてバンク登録者を活用している市町もあるが、市民後見人と比較すると報酬要件も異なり課題があると感じる。
兵庫県	上郡町	現状特になし。
兵庫県	佐用町	
鳥取県	米子市	市民後見人養成講座修了者には、市民後見人の外に日常生活自立支援事業の生活支援員として活動いただいている。
鳥取県	岩美町	特になし。
島根県	松江市	
島根県	浜田市	
島根県	大田市	具体的には講じていない。
岡山県	岡山市	・日常生活自立支援事業支援員として活動。 ・その他の施策については検討中。
岡山県	倉敷市	毎月開催している倉敷市見地擁護支援運営委員会及び受任候補者調整会議において、社会福祉協議会以外の法人における法人後見支援員としての活動の方法があるかなど、市民後見人が受任できる体制構築について検討を行っている。
岡山県	玉野市	・受任希望者には、ケースとのマッチングを支援(予定) ・市民後見人のフォロー・追加研修等(予定)
岡山県	井原市	後見受任団体(NPO 法人)と連携して、市民後見人の養成・運用を行っている。 市民後見人バンク登録抹消後も、希望者は法人の会員として活動をしてもらっている。
岡山県	総社市	市民後見人の定例研修やネットワーク連絡会の中で、様々な分野の知識・情報を得ることによって、後見業務だけでなく多方面での地域福祉活動に参画いただいている。
岡山県	高梁市	
岡山県	新見市	
岡山県	備前市	
岡山県	赤磐市	市主催講座等の研修時に講師となっただき、市民後見人として活動されたご経験をお話しいただいている。 当市の市民後見人は、民生委員等を兼ねている方が多いので、今後は、協議会等に参加していただこうと考えている。
岡山県	美作市	
岡山県	吉備中央町	
広島県	福山市	・市民後見人の活動紹介をテーマとした内容を市の出前講座のメニューに入れている。 ・市民後見人を地域に派遣し、実体験をとおして市民への周知・啓発を行う。
広島県	三次市	

問 14 第二期成年後見制度利用促進計画では「市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要」としています。貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。

都道府県	市区町村	問 14 貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。
徳島県	美馬市	自治体で具体的な施策は講じてないが、委託先の社協が柔軟に運用している。 市民後見人養成研修修了後から、日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見事業の臨時職員をお願いしており、後見人退任後やバンク定年後も引き続き活躍してもらっている。
香川県	高松市	
香川県	丸亀市	フォローアップ研修を開催し、幅広い知識の習得や、登録者の交流会を実施している。
香川県	坂出市	日常生活自立支援事業の生活支援員として、活動を依頼している。 寸劇を交えて、地域住民の方に分かりやすく成年後見制度の広報啓発に取り組んでいる。
香川県	観音寺市	令和3年度に第1回目の研修を修了し、今年度からは社協によるフォーメアップ研修を実施している。 希望者には、日常生活自立支援事業の生活支援員として登録し、活動開始した者もいれば研修以前から生活支援員を経験していた者には法人役員の支援員として活動開始した者もいる。各自、社協によるフォローにより実践しながら、経験を積んでいけるように支援しているところである。
香川県	東かがわ市	
香川県	宇多津町	市民後見人養成研修終了後は、町社会福祉協議会 日常生活自立支援事業の支援員につながることを考えております。 また、町介護予防サポーター・認知症サポーター養成講座の受講につなげ、介護予防事業や認知症カフェのサポーターとして活動を考えています。
福岡県	北九州市	市民後見人養成講座修了者は年度末に毎年フォローアップ研修を受講して翌年度の候補者名簿(バンク)に登録するか意向確認を毎年行っているため、問2と問3に関しては令和4年度の候補者名簿に登録されている候補者について回答している。 また、候補者には定年の設定は行っていない。
福岡県	大牟田市	
福岡県	古賀市	権利擁護事業(安心生活サポート事業、日常生活自立支援事業)の市民生活支援員として活動してもらっている。
福岡県	糸島市	・現在、日常生活自立支援事業の生活支援員として活動。 ・今後、社会福祉協議会で法人後見を受けた際の支援員を予定。
福岡県	水巻町	
長崎県	長崎市	まだ具体的な施策は講じていないが、成年後見制度をよく知る市民として、成年後見制度の普及啓発の協力していただきたいと考えている。
長崎県	佐世保市	本市では、「市民後見人」の名称を使用せず、「成年後見支援員」として事業を実施している。 一般市民向けの後見制度に関する知識の普及啓発を主な目的とし、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や法人後見支援員として活動及び将来の後見人への推薦を視野に入れて行っている。
長崎県	島原市	受講者で支援員とならない者をサポーターとして地域で活動してもらう。
長崎県	対馬市	生活支援員、後見支援員として、実務経験を積んで頂き、市民後見人としての活動につなげたい。 後見人退任後等は後任の育成や、アドバイザー的な役割を果たして頂けないかと考える。
長崎県	雲仙市	養成研修の修了者には、雲仙市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の生活支援員、その後法人後見事業の支援員として経験を積み、独立した市民後見人として希望に寄り添い支援する。 退任後は、後継者等の助言役として活動できるよう今後整備していく。
熊本県	人吉市	
熊本県	天草市	天草市社会福祉協議会で成年後見人等を受任しているケースの後見支援員や地域福祉権利擁護事業、金銭管理サポート事業(天草市社協独自事業)の生活支援員として、登録・活動していただいている。
熊本県	山江村	

問 14 第二期成年後見制度利用促進計画では「市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要」としています。貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。

都道府県	市区町村	問 14 貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。
大分県	大分市	現在は、法人後見の支援員として活躍して頂いています。
大分県	別府市	講じていない。
大分県	日田市	
大分県	臼杵市	市民後見人養成講座修了者の方で、日常生活自立支援事業の支援員などをお願いしている。また、養成講座内で習得した知識を日常生活の中で困りごとがある方に対し、相談機関への適切な案内を行うことなど地域の見守りの目になってもらう。
大分県	宇佐市	
大分県	豊後大野市	
宮崎県	宮崎市	【補足】(問 2 以降について) 本市においては、平成 25、26 年度は、市社会福祉協議会に委託をし、市民後見養成研修を実施した。 平成 28 年度移行が県社会福祉協議会(県委託)が養成研修を開始し、現在はそれを活用しており、市独自の研修は実施していない。 養成研修を修了した方が、市社協の法人後見支援員として登録、活動し、知識やスキルを身につけた方で市民後見人としての活動を希望された方が選任される流れとなっている。
宮崎県	延岡市	
鹿児島県	薩摩川内市	日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見事業の支援員として取り組みを実施。また地域福祉課が実施するボランティア登録(無料/有償)への加入し、地域の困りごと支援。

問15 市民後見人養成研修の研修修了者の地域での幅広い活躍を後押しするために、貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。

都道府県	市区町村	問15 貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。
北海道	札幌市	研修修了者の活動を支援するための体制の整備が課題。 実現するには、国からの適切な財源措置が必要と考える。
北海道	函館市	
北海道	小樽市	
北海道	室蘭市	受講者が少なく、担い手が不足している。 市民後見人に対する適切な対価(最低賃金以上)の報酬設定や補助金が必要。 研修の開催費用や市民後見人の育成、講師の確保に予算確保が困難。
北海道	釧路市	
北海道	北見市	
北海道	稚内市	庁内で、成年後見制度利用促進に向けた体制整備についての共有や役割分担が図られていない。
北海道	紋別市	
北海道	士別市	
北海道	深川市	成年後見制度の周知が進んでいないことに加え、市民後見人養成研修修了者の活躍する場が少ない状況であることから、早急に中核機関の設置を進めていかなければならないと考えている。 具体的には市民後見人の精神的負担を軽減するためにも複数で関わる体制作りや、市民目線でわかりやすく地域の方に普及、啓発活動を行う機会をつくる、市民目線のパンフレット作製など。
北海道	恵庭市	
北海道	石狩市	平日・日中の活動となるため、就労している中年層が活躍できないため、研修の希望者が限定されている。 希望者がシニア世代となると活動できる期間が短く活動内容も限定される。法人後見のできる機関が増えることが重要と思われる。
北海道	新篠津村	小規模自治体は、ノウハウ、資金がなく、その上理事者の理解がない。 首長を対象にした研修会も開催してはどうか。
北海道	せたな町	後見人としての活動を十分に理解して行えるような年齢の方は皆さん仕事をされており、受講者を募るのも容易ではないが、その後継続的に何か活動をしていただくのも難しさがある。
北海道	妹背牛町	市民後見人単独での活動は厳しいので、専門職との連携や支援が必要と考えている。
北海道	鷹栖町	平成25年度から毎年1回成年後見制度講座の開催、平成30年度には町内にある5地区住民センターにて見守り団体交流会を参集、成年後見制度についての講座や座談会を自開催しても、成年後見制度を活用する町民が増えないこと。
北海道	東神楽町	
北海道	比布町	特になし。
北海道	上富良野町	
北海道	和寒町	
北海道	猿払村	
北海道	白老町	市民後見人研修後の活躍の場がないので、登録制度もない。 毎年、希望者のみフォローアップ研修の受講を継続してもらっている現状。
北海道	新得町	権利擁護コーディネーターの設置。 官民の専門職を参集した協議会の設置により、地域へ普及啓発を図る。 また、行政は委託先に丸投げすることなく協働で、お互いの得意分野を活かすことで相乗効果が得られる。
北海道	広尾町	すでに何らかの形で福祉に関わっている方が多く、ボランティアなども掛け持ちで行なっているため、これ以上、活躍をお願いすることがむずかしい。 根本的な人材不足の解消が必要と思われる。
北海道	足寄町	特になし。
北海道	陸別町	
北海道	釧路町	修了者の家庭、就労、受任状況等により、後見人受任調整もやや厳しいため、他の活動を担える修了者がいないこと。
北海道	白糠町	受任後の責任が重いというイメージがあること、実施機関がバックアップする体制が構築されていることの周知強化。
北海道	別海町	

問 15 市民後見人養成研修の研修修了者の地域での幅広い活躍を後押しするために、貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。

都道府県	市区町村	問 15 貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。
青森県	青森市	養成研修を修了した方々の状況が変化(体調、年齢)しているため、市民後見人を依頼することが困難になっていることが多い。
青森県	三沢市	
青森県	むつ市	
青森県	野辺地町	
青森県	六戸町	
岩手県	盛岡市	
岩手県	奥州市	
岩手県	滝沢市	市民後見人活動においては、保険・保証等も重要だと考えており、どのようにすると良いかを検討・模索中です。
岩手県	雫石町	活動できる新たな人材の掘り起こしがなかなか進まない。
岩手県	岩手町	
宮城県	仙台市	・市民後見人の受任が進まない問題があり、家庭裁判所と共に受任促進に向けた協議を進めることが必要。 ・地域の福祉活動団体に対し市民後見人に関する積極的な広報・啓発活動を行い、身近な福祉活動者の一員として理解してもらうことが必要。
秋田県	横手市	
秋田県	湯沢市	
秋田県	羽後町	
山形県	山形市	市民後見人という制度自体が普及していない、認知度が低い。後見制度も含めて、周知が重要と思う。
福島県	福島市	
茨城県	水戸市	市民後見人が受任するケースは法律的な課題がなく親族間に紛争がないことが想定されるが、安定しているケースが少ないことから選任に結びついていない。 受けつけないため 成年後見サポーターとして成年後見制度に関する周知活動の場を提供すると修了生の地域貢献としての活動の場にもつながる。
茨城県	日立市	研修終了者の活躍の場については模索している状態であるが、今後は生活支援事業や成年後見事業等での金銭管理業務のサポーターとして活躍してもらいたいと考えている。
茨城県	取手市	本市では、司法書士や弁護士が顧問として名を連ねているNPO法人や社協の法人後見の充実を図るため、市民後見人単独での受任をそもそも検討していません。 市民後見人単独での受任よりも、各地域で司法職及び福祉職がNPO法人を設立し、その法人内で市民後見人が活躍出来るようなスタンスが望ましいと考えます。 また、別案として国民健康保険法に基づき設立された各都道府県の国民健康保険団体連合会(国保連合会)を活用する案も検討する方策も一つだと思います。 なお、国保連の業務は国保、後期、介護、障害等の審査支払業務を各種法に基づき担っているため、検討に多くの時間を要するとは思いますが…。
茨城県	牛久市	
茨城県	那珂市	
栃木県	栃木市	
栃木県	小山市	
群馬県	太田市	市民後見人の選任件数が0件の地域なので、養成やフォローアップを行っても次につながるビジョンが示せない。
埼玉県	さいたま市	
埼玉県	熊谷市	
埼玉県	本庄市	
埼玉県	越谷市	越谷市としては、市民後見人の就任・活動支援を重点的に実施中のため未検討。
埼玉県	狭山市	市民後見人が個人として活動する際の信頼の不確かさと、実践知見の乏しさ。 当市では、NPO法人として活動することにより実績につながっているが、養成講座の修了者アンケートでは、「考えれば考えるほど、人の人生に責任を持つだけの自信がありません。」との意見があり、やはり個人での受任については負担感が強いので、市民後見人+法人後見または専門職後見だけではなく、市民後見人+市民後見人など、もっと複数後見などの形が広がると良い。

問15 市民後見人養成研修の研修修了者の地域での幅広い活躍を後押しするために、貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。

都道府県	市区町村	問15 貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。
埼玉県	入間市	研修修了者には、更に経験を積んで市民後見人を目指していただけるよう支援を行っている。また、(問5にも例示があるように)民生委員・児童委員や認知症サポーター等の関連する様々なボランティアや地域活動の講座を受けたり、参加したりしている方もいるため、興味を持っていただけるよう情報提供や働きかけを行っていくことが大事ではないかと考える。
埼玉県	志木市	・市民後見人養成研修修了者の高齢化 ・人材不足(研修受講者の減少) ・活躍の場づくり
埼玉県	和光市	市民後見人養成研修の受講希望者の不足。 広域での人材発掘、育成が必要と思われる。
埼玉県	久喜市	市民後見人候補者登録バンクの整備が出来ておらず、また修了者が経験を積める機会の提供があまり出来ていない。(日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見支援員) 法人後見支援員は規定の整備ができていない状況。
埼玉県	三郷市	研修修了者の活躍の場が少なく、打開策を検討中。
埼玉県	坂戸市	市民後見人受任に至るまでの体制整備(プロセス)ができていない。
埼玉県	鶴ヶ島市	市民後見人の対応が妥当と思われるケースが中々出てこない。
埼玉県	ふじみ野市	研修修了者の活躍方法として、成年後見センターで実施する地域住民を対象とした出前講座等において、成年後見制度の周知や制度の利用促進を図るボランティアとして活躍できるような団体を育成する。
埼玉県	越生町	
埼玉県	滑川町	
千葉県	千葉市	現状では、研修修了者は後見人予備軍としての位置づけであり、活躍の場の拡大は今後の検討が必要である。 また、現場レベルでは、後見人(または後見人に準ずる者)への過度の期待、後見業務以外の要望が寄せられることが活動を阻害する一因になっていると思われる。
千葉県	市川市	
千葉県	船橋市	個人情報、個人の現金を取り扱う場合、専門職でない市民が担うには不安があり、その不安を解消するためのバックアップ、管理、監督体制が整っていない。 困難事例での対応でマンパワー不足となりがち。市民活動のニーズ把握が難しい。
千葉県	館山市	特になし。
千葉県	柏市	・研修修了者の活躍の場が限られているため、経験値を積み上げ、自信をつけることが難しい。また、市民後見人の責任が大きいため単独受任を希望する方が少ない。 ・フォローアップを重点的に行う期間を設ける等、市民後見人として活動するための自信がつけられる体制の構築を検討中。
千葉県	八千代市	
千葉県	我孫子市	研修受講希望者が少ない。
東京都	中央区	地域で活動する団体や町会・自治会等に市民後見人の存在が十分に認知されていない。 養成研修修了者が様々な地域活動の情報を得る機会を増やすとともに、地域の団体等が養成研修修了者の参加を受け入れやすくなるよう双方の交流を促す取り組みがあるとよい。
東京都	港区	修了者のやる気を向上させるよう、活発なコミュニケーションを図ったり、経歴を活かせるような仕組みが必要だと考えます。
東京都	新宿区	課 題:親族や関係機関等からの市民後見人推薦希望が少ない。 解決策:市民後見人の良さをアピールする機会を作る。 (例) ・関係機関に対して情報交換の機会を作る。 ・区社協が区内イベント等に出向き、紹介ブースを設ける。 ・区社協主催の区民向けの成年後見制度に関する講習で広報物の配布等を行う。 その他課題: ・携わる社協の職員体制が十分でなく、業務量の負担が大きくなっていることで、活躍を後押しするスキルアップのための研修やフォローを充実させる余裕が作れない。 ・修了者自身で自発的活動グループができ、活動することが望ましいが、そうした意識の醸成が困難である。区社協でこうした活動を支援することも負担が大きく、難しい。

問15 市民後見人養成研修の研修修了者の地域での幅広い活躍を後押しするために、貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。

都道府県	市区町村	問15 貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。
東京都	台東区	
東京都	墨田区	
東京都	品川区	
東京都	目黒区	
東京都	世田谷区	
東京都	中野区	市民後見人の活躍を支援する体制づくり。 例えば、重層的支援体制整備事業の中の「参加支援事業」や「地域づくり事業」など、団体支援的な取り組みをする人（コーディネーター）が配置できるといいと思います。
東京都	豊島区	研修修了者は、バックグラウンドが大きく違う方も多く、就労している方も多い。 実際に市民後見人として受任へ結びつけるまで時間がかかる場合もあり、モチベーションを保つのが難しい。 また、市民後見人を志す方は、仕事や地域活動等、さまざまな活動を掛け持ちで行っている場合が多く、成年後見制度に関わる広範囲な活動に時間が割けないことも多い。 また、幅広い活躍を後押しするためには、それらを支援する中核機関のマンパワーも必要となるが、限られた人員体制や様々な事業展開をしている中で、活躍の場をコーディネートしたり、サポートしたりする余力がない現状がある。
東京都	足立区	活動に至らない名簿登録者の活動場所やモチベーションを維持するのが難しい。
東京都	八王子市	
東京都	武蔵野市	特になし。
東京都	三鷹市	・成年後見制度の認知の低さ。 ・困難ケースが多く市民後見人の受任ケースに適さない。 ・後見監督人として対応する人員数の不足（市民後見制度の場合は、社協職員が後見監督人として従事する）。
東京都	調布市	当市では市民後見人の受任を目的として市民後見人養成研修を行っており、第二期計画に向けて研修修了者の活躍の方針を検討中。
東京都	町田市	後見サポーターの登録をしてもらい、サポーター主導で事業の企画（講演会の開催など）を始めている。 しかし登録しているサポーター（市民後見人）の力量や活動に対する思いなどに差があり、定着するまでにかかなりの時間がかかる。
東京都	日野市	
神奈川県	横浜市	家庭裁判所との連携が課題。 現状は申立者が市民後見人を候補者とした場合に選任されているが、家庭裁判所から直接市民後見人が選任されれば活躍の場のが広がると考えている。
神奈川県	相模原市	(1) 活躍策の内容を精査 市民後見人が関心のある活動を用意することで積極的な活動への参加を促し、活躍を後押ししていく。 (2) 個人情報の取扱い 見守りや相談支援の真実に向けて、福祉関係者の情報共有の方法が課題となっている。
神奈川県	小田原市	
神奈川県	茅ヶ崎市	直近の養成講座現役世代の受講者が多く喜ばしかったが、実働となったときに仕事との両立が難しいとの理由で活動ができないという方の方が多く、せっかく養成しても、市民後見人として活動できる方が限られてしまう現状がある。
神奈川県	厚木市	
神奈川県	大和市	問14でお答えした状況であり特に回答する事はございません。
神奈川県	座間市	
新潟県	新潟市	・名簿の管理等 事務手続きが煩雑 ・個人情報の管理
新潟県	柏崎市	修了者は60～70代の世代が多く、地域でも重要な役割（民生委員や町内会長）についていることが多い。そのため忙しく担当ケースを持つことができない。
新潟県	新発田市	
新潟県	村上市	養成講座修了後、候補者名簿に登録していただき、法人後見支援員として経験を積んでいることが単独受任への近道と、家裁よりアドバイスをいただいているが、市社協の業務や人員不足の関係で支援員として活動できている方が少ない。
新潟県	佐渡市	単独で市民後見人として受任してもらえるよう活動の環境を整え、市民後見人が安心して活動できるバックアップ作りが重要。

問 15 市民後見人養成研修の研修修了者の地域での幅広い活躍を後押しするために、貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。

都道府県	市区町村	問 15 貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。
富山県	高岡市	
富山県	魚津市	養成研修受講者や修了者が少なく、地域で担い手が不足している。
富山県	砺波市	
山梨県	甲府市	
山梨県	南アルプス市	
山梨県	笛吹市	行政と中核機関(市の委託先)の後見センターでいつでも相談等ができる体制が整っているため、あまりネックとなっていることはない。
長野県	上田市	意思決定支援自体が地域住民に浸透していない中、具体的にどのような活躍をしてもらったらよいか、イメージができず、そのため、課題等も想定できない状態。 地域での見守り、交流などを行うのであれば、民生児童委員や地域包括支援センター、地区社協など地域で活動を行っている信用できる機関との連携大事ではないか。 例にあったとおり、オレンジカフェやチームオレンジなど認知症施策と絡めると活動しやすいと思うが、意思決定支援につながるかどうか、疑問。
長野県	伊那市	
長野県	塩尻市	特にありません。
長野県	東御市	
長野県	喬木村	
静岡県	静岡市	活動できる場として想定できるところの洗い出しや、体制の整備が十分にできていない。
静岡県	浜松市	・市民後見人が担う対象者像がまだまだ不明確であることとその判断をどのように行うか。 ・家庭裁判所が選任にあたり、どのような情報を提供することが必要か、また情報提供そのものが必要であるのか、その連携の仕方がまだまだ未確立。 ・市民後見人の資質の担保、不正を回避する管理監督体制を誰がどのように構築するか。
静岡県	沼津市	
静岡県	三島市	
静岡県	富士宮市	市の社会福祉協議会からのリレー方式で多くの市民後見人が活躍しており、今のところ問題はない。
静岡県	島田市	課題の整理に至れていない。
静岡県	焼津市	
静岡県	掛川市	選任可能な案件が少なく、市民後見人として活躍できる場が乏しい。
静岡県	藤枝市	
静岡県	牧之原市	
静岡県	長泉町	研修修了者が、成年後見に関する相談会に相談員として参画する。
愛知県	名古屋市	養成研修や受任の経験を生かした活動をしていただくために、社会福祉協議会のボランティアセンターを訪問し、居住地のボランティア活動について知る機会を作る取り組みを始めている。中核機関が研修修了者とボランティアセンターなどの活動をつなぐことができればよいと考えている。
愛知県	瀬戸市	
愛知県	豊田市	
愛知県	尾張旭市	
愛知県	日進市	
愛知県	長久手市	
愛知県	東郷町	
三重県	伊勢市	研修終了後に、責任の重さを実感し自分単独で後見活動を行っていくのに、不安を感じたので、候補者名簿への登録を取り止めた人もあった。
三重県	名張市	
三重県	伊賀市	
大阪府	大阪市	活躍支援に関しては、内容、頻度、個別対応か否か、マッチングの必要性や活動範囲など多くの諸条件を検討する必要がある。 また、いずれもバンク登録者が現状のまま活躍できるものではなく、コーディネート等を要する。
大阪府	堺市	
大阪府	岸和田市	

問 15 市民後見人養成研修の研修修了者の地域での幅広い活躍を後押しするために、貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。

都道府県	市区町村	問 15 貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。
大阪府	豊中市	市民後見人養成講座は、受講者が市民後見人として活動していただくことを前提としていますが、バンク登録者の活動の幅を広げることによって、市民後見人以外の活動をするを目的に講座を受講するケースが生じる可能性もあるのではないかと考えております。この点について、現状明確な打開案を提示することができてはませんが、府や市の社会福祉協議会と連携して対応する必要があると考えております。
大阪府	池田市	市民後見人が担当できるケースがないため、受任に結びつかないです。
大阪府	高槻市	市民後見人の活動支援を行う環境、人員が十分に確保できていない。
大阪府	貝塚市	特になし。
大阪府	枚方市	
大阪府	茨木市	
大阪府	八尾市	広域での養成を行っているため、一定足並みをそろえないといけない点がある。各自治体の取組み状況などを踏まえ進めることができる自治体は、先行してやっていくよう促していく必要がある。
大阪府	泉佐野市	着任早々で実務経験がなく、前任者も不在のため回答できません。
大阪府	富田林市	養成研修の中で、市民後見人以外にも活躍できる場を例として紹介する等、受講者に予め一定の理解や知識を持っていただくことができれば、研修修了後の幅広い活躍をスムーズに後押しできる可能性が広がるのではないかと感じる。
大阪府	河内長野市	市民後見人が担う負担の軽減(複数後見導入、死後事務の取扱明確化、任期設定)、事業担当者の人員増加あるいは業務量の軽減。
大阪府	羽曳野市	
大阪府	門真市	特になし。
大阪府	東大阪市	(課題) ・成年後見制度の利用にあたり、専門的な支援を要する支援対象者が多いため、専門職団体からの専任が優先されてしまう。 ・研修修了者が、市民後見人以外の立場で権理擁護活動に従事できる機会が少ない。 (解決策) ・市民後見人の積極的な推薦に引き続き努めるとともに、選任後も各支援機関からの専門的な支援を行うなど、市民後見人が適切に活動できる体制整備を行う。 ・研修終了をもって、市民後見人以外の権理擁護活動(法人後見人や日常生活自立支援事業等)にも参画できる資格を付与するなど、研修修了者がより幅広い分野で活動できるような制度の見直しを図る。
大阪府	泉南市	市民後見人さんが受任できる案件が少ないため、専門職からのリレーなど受任できる案件が増やせればよいと考えます。
大阪府	大阪狭山市	受任がなく、活躍の場がない。
大阪府	熊取町	
大阪府	田尻町	
兵庫県	姫路市	・市民後見人が受任できるケースが少ない。 ・市民後見人と専門職後見人が財産管理や身上保護を分担して行えるような支援体制づくり。
兵庫県	芦屋市	
兵庫県	伊丹市	
兵庫県	赤穂市	
兵庫県	宝塚市	・新しい活動をモデル実施するが制度化されていない活動(障害者施設への訪問)を市内全域で活動展開することが難しい。介護サービス相談員のように制度化されていないため。 ・現状を打開するためには、権利擁護支援者の認知度を高めるとともにその活動を明確にする必要がある。
兵庫県	川西市	市民後見人の知名度がまだまだ低い。
兵庫県	加西市	
兵庫県	丹波篠山市	

問 15 市民後見人養成研修の研修修了者の地域での幅広い活躍を後押しするために、貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。

都道府県	市区町村	問 15 貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。
兵庫県	たつの市	受講以前より、民生委員や地域のボランティア活動に携わっている方も多い。活動先として、日常生活自立支援事業の支援員があげられるが、当事業の利用者数が少なく、また、困難ケースは職員の対応が必要である課題もあるが、今後、活動先として検討を進めたい。
兵庫県	太子町	あくまで「市民後見人」の養成のため募集しており、市民後見人を候補者とする事案が少ないからといって、そのまま地域での活躍場を推進していくことは、「市民後見人」として活動したいと強い思いをもって登録している方もいるなかで課題は多く、慎重に進めるべきだと思う。
兵庫県	上郡町	受講以前より民生委員や地域のボランティア活動に携わっている方も多い。その他の活動先として日常生活自立支援事業の支援員が挙げられるが、事業の利用者数自体が少なく、また困難ケースは職員の対応が必要である点がネックとなっている。しかしながら今後は活動先として検討していきたいと考えている。
兵庫県	佐用町	受講以前より、民生委員や地域のボランティア活動に携わっている方も多い。活動先として、日常生活自立支援事業の支援員があげられるが、当事業の利用者数が少なく、また、困難ケースは職員の対応が必要である課題もあるが、今後、活動先として検討を進めたい。
鳥取県	米子市	市民後見人養成講座修了者の活躍の場が少なく、検討していく必要がある。
鳥取県	岩美町	研修修了者が様々な過程等を経て市民後見人として活動するとなった場合、市町村がその候補者等を名簿(バンク)登録するとか、実際にその人を家庭裁判所に推薦するとかが必要となった場合、それに十分な人物であるのかの判断基準がないことや、実際に市民後見人が何かしら問題等を起こした際、登録や推薦等を行う市町村の責任になってくる懸念があり、それば払拭されてこない、どうしても現状を打破等の段階に至らないところがある。
鳥根県	松江市	家庭裁判所や専門職団体の市民後見人に対する理解と支援。
鳥根県	浜田市	
鳥根県	大田市	市内では弁護士等の専門職等が不足しているため、必要に迫られて市民後見人の養成を行っている実態がある。成年後見支援センターでフォローは行っているが、市民後見人個人としての対応が困難なケースが想定されるため、社会福祉協議会で行っている法人後見の支援員として活動いただくことで経験を積み、ひいては法人後見の件数を増加できる仕組みが出来るの望ましい。
岡山県	岡山市	
岡山県	倉敷市	社会福祉協議会が受任している件数が限られているため、維持して市民後見人の養成を行っても活躍いただける場がない。また、社協の養成人数に限度があり、これ以上増やせない。
岡山県	玉野市	
岡山県	井原市	
岡山県	総社市	県域においても、社協の法人後見支援員もしくは、社協との複数後見のどちらかによる活動スタイルが主流となっているが、専門職との複数後見や、単独受任などの具体的なイメージや指針がなく、先行例も少ないためなかなか進展しない。
岡山県	高梁市	
岡山県	新見市	市民後見人の高齢化がネックとなっている。
岡山県	備前市	
岡山県	赤磐市	市民後見人を活用する法人がない。
岡山県	美作市	
岡山県	吉備中央町	
広島県	福山市	自治会・町内会などの地域活動の中で、権利擁護の推進役として位置づけていくこと。
広島県	三次市	

問 15 市民後見人養成研修の研修修了者の地域での幅広い活躍を後押しするために、貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。

都道府県	市区町村	問 15 貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。
徳島県	美馬市	
香川県	高松市	
香川県	丸亀市	養成講座を受講修了しても、マンパワー不足で、市民後見人をバックアップする体制が整っておらず、専門職後見や法人後見から市民後見人としての活動へ移行ができていない。
香川県	坂出市	
香川県	観音寺市	現時点では、幅広い活躍支援を検討する段階には至っていない。 「権利擁護」について、まずは言葉からでも広く市民に知っていただくために、中核機関の名称に取り入れた。
香川県	東かがわ市	
香川県	宇多津町	市民後見人養成研修の修了者の活動(社協生活支援員等)をバックアップできるよう、町社協の調整ができていない。 → 県社協や三士会からの支援をしていただきたい。
福岡県	北九州市	
福岡県	大牟田市	
福岡県	古賀市	
福岡県	糸島市	就任及び活動の支援、監督体制。
福岡県	水巻町	
長崎県	長崎市	
長崎県	佐世保市	支援を行う体制整備。
長崎県	島原市	成年後見制度の一般的な認知度不足 TV、CMなどで周知してはどうか。
長崎県	対馬市	
長崎県	雲仙市	
熊本県	人吉市	中核機関の体制整備が必要。
熊本県	天草市	
熊本県	山江村	
大分県	大分市	
大分県	別府市	活躍案として、一人暮らし高齢者への定期的な見守り訪問活動ができないか検討中。
大分県	日田市	
大分県	臼杵市	
大分県	宇佐市	
大分県	豊後大野市	
宮崎県	宮崎市	
宮崎県	延岡市	
鹿児島県	薩摩川内市	受容と供給のバランス。 後押しする前の土台、実施後の修了生へのフォローに人員を割けない。

問 16 貴自治体では、市民後見人あるいは市民後見人養成研修の研修修了者をどのような名称で呼んでいますでしょうか。名称について具体的に教えてください。

都道府県	市区町村	問 16 市民後見人の名称	(市民後見人以外の場合の) 具体的名称
北海道	札幌市	市民後見人	
北海道	函館市	市民後見人	
北海道	小樽市	市民後見人	
北海道	室蘭市	市民後見人	
北海道	釧路市	市民後見人	
北海道	北見市	それ以外の名称	市民後見人養成研修修了者第〇〇期生
北海道	稚内市	市民後見人	
北海道	紋別市	市民後見人	
北海道	士別市	市民後見人	
北海道	深川市	市民後見人	
北海道	恵庭市	それ以外の名称	後見支援員
北海道	石狩市	それ以外の名称	市民後見人候補者
北海道	新篠津村	市民後見人	
北海道	せたな町	市民後見人	
北海道	妹背牛町	市民後見人	
北海道	鷹栖町	市民後見人	
北海道	東神楽町	市民後見人	
北海道	比布町	市民後見人	
北海道	上富良野町	—	
北海道	和寒町	市民後見人	
北海道	猿払村	市民後見人	
北海道	白老町	市民後見人	
北海道	新得町	それ以外の名称	一般社団法人市民後見人の会Sすけっと(えすけっと)会員
北海道	広尾町	市民後見人	
北海道	足寄町	市民後見人	
北海道	陸別町	市民後見人	
北海道	釧路町	それ以外の名称	町民後見人
北海道	白糠町	市民後見人	
北海道	別海町	市民後見人	
青森県	青森市	市民後見人	
青森県	三沢市	市民後見人	
青森県	むつ市	市民後見人	
青森県	野辺地町	市民後見人	
青森県	六戸町	市民後見人	
岩手県	盛岡市	それ以外の名称	市民後見人候補者
岩手県	奥州市	市民後見人	
岩手県	滝沢市	市民後見人	
岩手県	雫石町	市民後見人	

岩手県	岩手町	市民後見人
-----	-----	-------

問 16 貴自治体では、市民後見人あるいは市民後見人養成研修の研修修了者のことをどのような名称で呼んでいますでしょうか。名称について具体的に教えてください。

都道府県	市区町村	問 16 市民後見人の名称	(市民後見人以外の場合の) 具体的名称
宮城県	仙台市	市民後見人	
秋田県	横手市	それ以外の名称	市民後見人養成研修修了者
秋田県	湯沢市	それ以外の名称	受任者:市民後見人 受任者以外:市民後見人登録者
秋田県	羽後町	市民後見人	
山形県	山形市	市民後見人	
福島県	福島市	市民後見人	
茨城県	水戸市	それ以外の名称	市民後見人活動希望者
茨城県	日立市	市民後見人	
茨城県	取手市	市民後見人	
茨城県	牛久市	市民後見人	
茨城県	那珂市	市民後見人	
栃木県	栃木市	市民後見人	
栃木県	小山市	市民後見人	
群馬県	太田市	市民後見人	
埼玉県	さいたま市	市民後見人	
埼玉県	熊谷市	それ以外の名称	特にありません。
埼玉県	本庄市	—	
埼玉県	越谷市	市民後見人	
埼玉県	狭山市	市民後見人	
埼玉県	入間市	それ以外の名称	「法人後見支援員」/日自は「生活支援員」
埼玉県	志木市	市民後見人	
埼玉県	和光市	市民後見人	
埼玉県	久喜市	市民後見人	
埼玉県	三郷市	市民後見人	
埼玉県	坂戸市	市民後見人	
埼玉県	鶴ヶ島市	—	
埼玉県	ふじみ野市	市民後見人	
埼玉県	越生町	市民後見人	
埼玉県	滑川町	—	
千葉県	千葉市	市民後見人	
千葉県	市川市	市民後見人	
千葉県	船橋市	それ以外の名称	事務執行者
千葉県	館山市	市民後見人	
千葉県	柏市	それ以外の名称	市民後見人候補者名簿登録者
千葉県	八千代市	—	明確には定義していないが、市民後見人養成研修終了者でまだ選任されていない者を「市民後見人候補者」と表現する場合がある。
千葉県	我孫子市	市民後見人	

問 16 貴自治体では、市民後見人あるいは市民後見人養成研修の研修修了者のことをどのような名称で呼んでいますでしょうか。名称について具体的に教えてください。

都道府県	市区町村	問 16 市民後見人の名称	(市民後見人以外の場合の) 具体的名称
東京都	中央区	それ以外の名称	後見活動メンバー
東京都	港区	それ以外の名称	社会貢献型後見人
東京都	新宿区	市民後見人	
東京都	台東区	市民後見人	
東京都	墨田区	それ以外の名称	市民後見人養成研修終了者
東京都	品川区	それ以外の名称	支援員
東京都	目黒区	—	名簿登録者
東京都	世田谷区	それ以外の名称	区民成年後見支援員
東京都	中野区	それ以外の名称	後見活動メンバー
東京都	豊島区	それ以外の名称	社会貢献型後見人 区民後見人
東京都	足立区	それ以外の名称	足立区区民後見人活動メンバー
東京都	八王子市	市民後見人	
東京都	武蔵野市	市民後見人	
東京都	三鷹市	市民後見人	
東京都	調布市	それ以外の名称	市民後見人登録者
東京都	町田市	市民後見人	
東京都	日野市	それ以外の名称	市民後見人登録者
神奈川県	横浜市	それ以外の名称	市民後見人バンク登録者 (受任中の人のみ「市民後見人」)
神奈川県	相模原市		
神奈川県	小田原市	市民後見人	
神奈川県	茅ヶ崎市	市民後見人	
神奈川県	厚木市	市民後見人	
神奈川県	大和市	市民後見人	
神奈川県	座間市	市民後見人	
新潟県	新潟市	それ以外の名称	市民後見人養成研修の研修修了者
新潟県	柏崎市	市民後見人	
新潟県	新発田市	市民後見人	
新潟県	村上市	それ以外の名称	養成講座修了者
新潟県	佐渡市	市民後見人	
富山県	高岡市	市民後見人	
富山県	魚津市	市民後見人	
富山県	砺波市	市民後見人	
山梨県	甲府市	市民後見人	
山梨県	南アルプス市	市民後見人	
山梨県	笛吹市	市民後見人	

問 16 貴自治体では、市民後見人あるいは市民後見人養成研修の研修修了者をどのような名称で呼んでいますでしょうか。名称について具体的に教えてください。

都道府県	市区町村	問 16 市民後見人の名称	(市民後見人以外の場合の) 具体的名称
長野県	上田市	市民後見人	
長野県	伊那市	市民後見人	
長野県	塩尻市	市民後見人	
長野県	東御市	市民後見人	
長野県	喬木村	市民後見人	
静岡県	静岡市	市民後見人	
静岡県	浜松市	市民後見人	
静岡県	沼津市	市民後見人	
静岡県	三島市	市民後見人	
静岡県	富士宮市	市民後見人	
静岡県	島田市	市民後見人	
静岡県	焼津市	市民後見人	
静岡県	掛川市	市民後見人	
静岡県	藤枝市	市民後見人	
静岡県	牧之原市	市民後見人	
静岡県	長泉町	市民後見人	
愛知県	名古屋市	市民後見人	
愛知県	瀬戸市	それ以外の名称	市民後見バンク登録者(受任中以外の方)
愛知県	豊田市	それ以外の名称	とよた市民後見人
愛知県	尾張旭市	それ以外の名称	市民後見バンク登録者(受任中以外の方)
愛知県	日進市	それ以外の名称	〃
愛知県	長久手市	それ以外の名称	〃
愛知県	東郷町		
三重県	伊勢市	それ以外の名称	市民後見人養成講座修了者
三重県	名張市	それ以外の名称	福祉後見人
三重県	伊賀市	それ以外の名称	〃
大阪府	大阪市	市民後見人	
大阪府	堺市	市民後見人	
大阪府	岸和田市	市民後見人	
大阪府	豊中市	市民後見人	
大阪府	池田市	市民後見人	
大阪府	高槻市	市民後見人	
大阪府	貝塚市	市民後見人	
大阪府	枚方市	市民後見人	
大阪府	茨木市	市民後見人	
大阪府	八尾市	市民後見人	
大阪府	泉佐野市	市民後見人	
大阪府	富田林市	市民後見人	

問 16 貴自治体では、市民後見人あるいは市民後見人養成研修の研修修了者をどのような名称で呼んでいますでしょうか。名称について具体的に教えてください。

都道府県	市区町村	問 16 市民後見人の名称	(市民後見人以外の場合の) 具体的名称
大阪府	河内長野市	市民後見人	
大阪府	羽曳野市	市民後見人	
大阪府	門真市	市民後見人	
大阪府	東大阪市	市民後見人	
大阪府	泉南市	市民後見人	
大阪府	大阪狭山市	市民後見人	
大阪府	熊取町	市民後見人	
大阪府	田尻町	-	
兵庫県	姫路市	市民後見人	
兵庫県	芦屋市	市民後見人	
兵庫県	伊丹市	市民後見人	
兵庫県	赤穂市	市民後見人	
兵庫県	宝塚市	それ以外の名称	市民後見人、権利擁護支援者、市民後見人候補者
兵庫県	川西市	-	養成研修終了者
兵庫県	加西市	-	
兵庫県	丹波篠山市	それ以外の名称	権利擁護支援者
兵庫県	たつの市	市民後見人	
兵庫県	太子町	市民後見人	
兵庫県	上郡町	市民後見人	
兵庫県	佐用町	市民後見人	
鳥取県	米子市	市民後見人	
鳥取県	岩美町	それ以外の名称	市民後見人養成研修の修了者
島根県	松江市	市民後見人	
島根県	浜田市	それ以外の名称	役員支援員
島根県	大田市	市民後見人	倉敷市市民後見人候補者名簿登録者
岡山県	岡山市	それ以外の名称	市民後見人：家裁の選任を受けた人 それ以外は段階に応じて「研修修了者」や「バンク登録者」等として いる
岡山県	倉敷市	それ以外の名称	
岡山県	玉野市	市民後見人	
岡山県	井原市	市民後見人	
岡山県	総社市	市民後見人	
岡山県	高梁市	市民後見人	
岡山県	新見市	市民後見人	
岡山県	備前市	市民後見人	
岡山県	赤磐市	-	市民後見人候補者
岡山県	美作市	市民後見人	
岡山県	吉備中央町	-	
広島県	福山市	市民後見人	

広島県	三次市	市民後見人
-----	-----	-------

問 16 貴自治体では、市民後見人あるいは市民後見人養成研修の研修修了者をどのような名称で呼んでいますでしょうか。名称について具体的に教えてください。

都道府県	市区町村	問 16 市民後見人の名称	(市民後見人以外の場合の) 具体的名称
徳島県	美馬市	市民後見人	
香川県	高松市	市民後見人	
香川県	丸亀市	市民後見人	
香川県	坂出市	市民後見人	
香川県	観音寺市	それ以外の名称	市民後見人養成講座修了者／登録者
香川県	東かがわ市	市民後見人	
香川県	宇多津町	市民後見人	
福岡県	北九州市	－	
福岡県	大牟田市	－	
福岡県	古賀市	市民後見人	
福岡県	糸島市	それ以外の名称	市民後見人養成研修修了者
福岡県	水巻町	市民後見人	
長崎県	長崎市	それ以外の名称	研修修了者は「市民後見人候補者」
長崎県	佐世保市	それ以外の名称	成年後見支援員
長崎県	島原市	それ以外の名称	権利擁護支援員
長崎県	対馬市	それ以外の名称	成年後見支援員養成講座終了者
長崎県	雲仙市	それ以外の名称	市民後見人候補者養成研修修了者
熊本県	人吉市	市民後見人	
熊本県	天草市	市民後見人	
熊本県	山江村	市民後見人	
大分県	大分市	市民後見人	
大分県	別府市	それ以外の名称	市民後見人養成講座修了者(未だ選任事例がない)
大分県	日田市	－	
大分県	臼杵市	市民後見人	
大分県	宇佐市	それ以外の名称	市民後見人候補者
大分県	豊後大野市	市民後見人	
宮崎県	宮崎市	市民後見人	
宮崎県	延岡市	市民後見人	
鹿児島県	薩摩川内市	それ以外の名称	市民後見人修了生

問 17 選任の有無に関わらず、市民後見人養成研修を修了して地域で権利擁護等の活動をしている人を広く包含するような、「市民後見人」に替わる名称に関してアイデアがあれば教えてください。

都道府県	市区町村	問 17 「市民後見人」に替わる名称	その理由
北海道	札幌市		
北海道	函館市		
北海道	小樽市	ライトキーパー	権利を守るから。
北海道	室蘭市		
北海道	釧路市		
北海道	北見市		
北海道	稚内市		
北海道	紋別市		
北海道	士別市		
北海道	深川市		
北海道	恵庭市		
北海道	石狩市	後見サポーター	当市で研修終了後、制度の周知・啓発を目的として活動する団体を後見サポーターズとしている。
北海道	新篠津村		
北海道	せたな町		
北海道	妹背牛町		
北海道	鷹栖町		
北海道	東神楽町		
北海道	比布町		
北海道	上富良野町		
北海道	和寒町		
北海道	猿払村		
北海道	白老町	権利擁護サポーター	
北海道	新得町	地域後見サポーター	必ずしも市民でないため。 町、村で活躍している方もいるため。
北海道	広尾町		
北海道	足寄町		
北海道	陸別町		
北海道	釧路町		
北海道	白糠町		
北海道	別海町		
青森県	青森市		
青森県	三沢市		
青森県	むつ市		
青森県	野辺地町		
青森県	六戸町		
岩手県	盛岡市		
岩手県	奥州市		
岩手県	滝沢市		
岩手県	雫石町		
岩手県	岩手町		
宮城県	仙台市		
秋田県	横手市		
秋田県	湯沢市		
秋田県	羽後町		
山形県	山形市		
福島県	福島市		
茨城県	水戸市	成年後見サポーター	養成講座を受講したことが成年後見制度の概要や成年後見人等として活動するスキルを習得しているため。
茨城県	日立市		
茨城県	取手市	権利擁護サポーター	法定後見制度に限らないため、広く市民向けに対して使いやすくなる。
茨城県	牛久市		
茨城県	那珂市		
栃木県	栃木市		
栃木県	小山市		
群馬県	太田市		

問 17 選任の有無に関わらず、市民後見人養成研修を修了して地域で権利擁護等の活動をしている人を広く包含するような、「市民後見人」に替わる名称に関してアイデアがあれば教えてください。

都道府県	市区町村	問 17 「市民後見人」に替わる名称	その理由
埼玉県	さいたま市		
埼玉県	熊谷市		
埼玉県	本庄市		
埼玉県	越谷市		
埼玉県	狭山市		
埼玉県	入間市		市民後見人と法人後見支援員が区別しやすく、親しみやすいものがあると思う。
埼玉県	志木市		
埼玉県	和光市		
埼玉県	久喜市		
埼玉県	三郷市		
埼玉県	鶴ヶ島市		
埼玉県	坂戸市		
埼玉県	ふじみ野市		
埼玉県	越生町		
埼玉県	滑川町		
千葉県	千葉市		
千葉県	市川市		
千葉県	船橋市	権利サポーター	市民後見人として選任されない場合も多くあり、権利擁護に関する活動における、本人の補助者(サポーター)として。
千葉県	館山市		
千葉県	柏市		
千葉県	八千代市		
千葉県	我孫子市		
東京都	中央区		
東京都	港区		
東京都	新宿区	権利擁護サポーター	権利擁護に関する地域のサポートをするから。また、認知症サポーターのように「権サポ」と略しやすい。
東京都	台東区	(市民)世話人	「後見人」という単語が硬すぎる。保佐・補助類型であっても誤解なく使用できる。制度先進国のドイツの世話人制度より。
東京都	墨田区		
東京都	品川区	後見サポーター、 後見支援者	利用者に寄り添いながら権利擁護の活動を展開する人という意味で使用。
東京都	目黒区		
東京都	世田谷区		
東京都	中野区	市民後見推進サポーター	
東京都	豊島区	権利擁護サポーター	認知症サポーターにならった名称であるとイメージが付きやすいと思う。認知症サポーターのように活躍の場を広げられるといい。
東京都	足立区		
東京都	八王子市		
東京都	武蔵野市		
東京都	三鷹市	あんしん生活サポーター	権利擁護の視点から高齢、精神障害、知的などを抱えた方が将来的に住み慣れた地域で安心して生活しつづけられるようにサポートしていく、というイメージが想定されるため
東京都	調布市	権利擁護サポーター など	権利擁護の活動を行う人であるため
東京都	町田市		
東京都	日野市	権利擁護サポーター	権利擁護の活動を行う人であるため

問 17 選任の有無に関わらず、市民後見人養成研修を修了して地域で権利擁護等の活動をしている人を広く包含するような、「市民後見人」に替わる名称に関してアイデアがあれば教えてください。

都道府県	市区町村	問 17 「市民後見人」に替わる名称	その理由
神奈川県	横浜市		
神奈川県	相模原市		
神奈川県	小田原市		
神奈川県	茅ヶ崎市		
神奈川県	厚木市		
神奈川県	大和市		
神奈川県	座間市		
新潟県	新潟市		
新潟県	柏崎市		
新潟県	新発田市		
新潟県	村上市		
新潟県	佐渡市		
富山県	高岡市		
富山県	魚津市		
富山県	砺波市		
山梨県	甲府市		
山梨県	南アルプス市		
山梨県	笛吹市		
長野県	上田市		
長野県	伊那市		
長野県	塩尻市		
長野県	東御市		
長野県	喬木村		
静岡県	静岡市		
静岡県	浜松市	成年後見サポーター	成年後見制度の重要性を理解し、制度利用を地域で支えるサポーター。
静岡県	沼津市		
静岡県	三島市		
静岡県	富士宮市		
静岡県	島田市		
静岡県	焼津市		
静岡県	掛川市	権利擁護サポーター	認知症サポーターのような分かりやすい名称なし、相性があると分かりやすいと考える。
静岡県	藤枝市	権利擁護支援員 権利擁護協力員	後見活動のみならず、権利擁護に関する広報・啓発や被後見人等に寄添う身近な相談員等として活躍してほしいため。
静岡県	牧之原市		
静岡県	長泉町		
愛知県	名古屋市		
愛知県	瀬戸市		
愛知県	豊田市		
愛知県	尾張旭市		
愛知県	日進市		
愛知県	長久手市		
愛知県	東郷町		
三重県	伊勢市		
三重県	名張市		
三重県	伊賀市		
大阪府	大阪市		
大阪府	堺市		
大阪府	岸和田市		
大阪府	豊中市		
大阪府	池田市		
大阪府	高槻市		
大阪府	貝塚市		
大阪府	枚方市		
大阪府	茨木市		
大阪府	泉佐野市		
大阪府	富田林市		
大阪府	河内長野市		
大阪府	羽曳野市		

問 17 選任の有無に関わらず、市民後見人養成研修を修了して地域で権利擁護等の活動をしている人を広く包含するような、「市民後見人」に替わる名称に関してアイデアがあれば教えてください。

都道府県	市区町村	問 17 「市民後見人」に替わる名称	その理由
大阪府	門真市	特になし	
大阪府	東大阪市		
大阪府	泉南市		
大阪府	大阪狭山市		
大阪府	熊取町		
大阪府	田尻町		
兵庫県	姫路市		
兵庫県	芦屋市		
兵庫県	伊丹市		
兵庫県	赤穂市		
兵庫県	宝塚市		
兵庫県	川西市		
兵庫県	加西市		
兵庫県	丹波篠山市		
兵庫県	たつの市		
兵庫県	太子町		
兵庫県	上郡町		
兵庫県	佐用町		
鳥取県	米子市		
鳥取県	岩美町		
島根県	松江市		
島根県	浜田市		
島根県	大田市		
岡山県	岡山市	権利擁護サポーター	
岡山県	倉敷市		
岡山県	玉野市		
岡山県	井原市		
岡山県	総社市		
岡山県	高梁市		
岡山県	新見市		
岡山県	備前市		
岡山県	赤磐市		
岡山県	美作市		
岡山県	吉備中央町		
広島県	福山市		
広島県	三次市		
徳島県	美馬市		
香川県	高松市		
香川県	丸亀市		
香川県	坂出市		
香川県	観音寺市		
香川県	東かがわ市		
香川県	宇多津町		
福岡県	北九州市		
福岡県	大牟田市		
福岡県	古賀市		
福岡県	糸島市		
福岡県	水巻町		
長崎県	長崎市		
長崎県	佐世保市	成年後見支援員	成年後見制度を正しく理解し、地域において判断力の低下した高齢者、障がい者等を見守り支援し必要に応じて成年後見制度の利用に繋げる役割を担っていただくため。
長崎県	島原市		
長崎県	対馬市		
長崎県	雲仙市		
熊本県	人吉市		
熊本県	天草市		
熊本県	山江村		

問 17 選任の有無に関わらず、市民後見人養成研修を修了して地域で権利擁護等の活動をしている人を広く包含するような、「市民後見人」に替わる名称に関してアイデアがあれば教えてください。

都道府県	市区町村	問 17 「市民後見人」に替わる名称	その理由
大分県	大分市		
大分県	別府市		
大分県	日田市		
大分県	臼杵市		
大分県	宇佐市		
大分県	豊後大野市		
宮崎県	宮崎市		
宮崎県	延岡市		
鹿児島県	薩摩川内市		

3. 都道府県調査 回答一覧

都道府県調査票の問2以降を一覧化したものです。

問2 貴都道府県では市民後見人の養成研修を行っていますか

問3 直近の市民後見人養成研修の実施の直営、委託の別を教えてください。委託されている場合、どこに委託されておりますでしょうか。

都道府県	問2 市民後見人の養成研修 を行っていますか	問3 直営、委託の別	委託先
北海道	行っていない		
青森県	行っていない		
岩手県	行っていない		
宮城県	行っていない		
秋田県	行っていない		
山形県			
福島県	行っていない		
茨城県			
栃木県	行っていない		
群馬県	行っていない		
埼玉県			
千葉県	行っていない		
東京都	行っていない		
神奈川県	行っている	委託	神奈川県社会福祉協議会
新潟県			
富山県	行っていない		
石川県	行っていない		
福井県			
山梨県	行っている	委託	公立大学法人山梨県立大学
長野県	行っていない		
岐阜県	行っている	委託	岐阜県社会福祉協議会
静岡県			
愛知県	行っている	直営	養成研修を実施する市町に対し、 事業費助成を実施
三重県	行っていない		
滋賀県	行っていない		
京都府	行っていない		
大阪府	行っていない		
兵庫県	行っていない		
奈良県	行っていない		
和歌山県	行っていない		
鳥取県	行っていない		
島根県			
岡山県	行っている	委託	岡山会場：(株)東京リーガルマインド岡山支社 津山会場：津山市社会福祉協議会
広島県	行っていない		
山口県			
徳島県	行っている	委託	徳島県社会福祉協議会
香川県	行っている	委託	香川県社会福祉協議会
愛媛県	行っていない		
高知県			
福岡県	行っている	委託	福岡県社会福祉協議会(※補助)
佐賀県	行っている	委託	佐賀県社会福祉士会
長崎県	行っている	委託	長崎県社会福祉協議会
熊本県	行っている	委託	熊本県社会福祉協議会
大分県			
宮崎県	行っている	委託	宮崎県社会福祉協議会
鹿児島県	行っていない		
沖縄県	行っていない		

問4 市民後見人養成研修を行うにあたり、どのような方法で受講者を募っていますか。当てはまる番号すべてに印をつけてください

都道府県	1. 都道府県の広報誌	2. 都道府県のホームページ	3. 委託先(社協等)の広報誌	4. 委託先(社協等)のホームページ	5. 都道府県・委託先から受講候補者に個人的に声掛け	6. その他	具体的に教えてください。
北海道							
青森県							
岩手県							
宮城県							
秋田県							
山形県							
福島県							
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都							
神奈川県						○	本県では、県が基礎研修を実施し、各市町村が実践研修を実施しています。市民後見人養成研修(基礎及び実践)の募集は、各市町村が広報誌やHPに掲載するなどの方法により行っています。
新潟県							
富山県							
石川県							
福井県							
山梨県				○			
長野県							
岐阜県						○	県内市町村及び市町村社協からの推薦。
静岡県							
愛知県							
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県							
岡山県						○	・委託先から市町村経由で受講者を募集。 ・市町村によってはホームページに掲載し、各自応募するよう広報 ・津山会場は、委託先がホームページに掲載
広島県							
山口県							
徳島県					○		権利擁護支援者養成研修を3段階 (①生活支援員相当 ②法人後見支援員相当 ③市民後見人相当) に分けており、 ①と②を終了した方を対象に③の受講を案内しています。

問4 市民後見人養成研修を行うにあたり、どのような方法で受講者を募っていますか。当てはまる番号すべてに印をつけてください

都道府県	1. 都道府県の広報誌	2. 都道府県のホームページ	3. 委託先(社協等)の広報誌	4. 委託先(社協等)のホームページ	5. 都道府県・委託先から受講候補者に個人的に声掛け	6. その他		
都道府県							どのような属性の方にどのような形で声掛けをしましたか	具体的に教えてください。
香川県						○		市町が行う市民後見人養成研修に、基礎研修を収録したDVD/YoutubeURLを提供し、活用いただいている。 (直接的な募集は、市町が行っている。実践研修は市町が独自に行っている。)
愛媛県								
高知県								
福岡県			○	○		○		・チラシや開催要綱を、市町村・市町村社協・民児協・家裁に送付。また県社協 HP にも掲載し、募集。 ・受講希望者の申込受付は市町村社協に依頼し、市町村社協から県社協へ受講申し込んでいただく流れとしている。
佐賀県						○		現在は、過年度の研修受講者に対して実施しています。
長崎県						○		開催地及びサテライト会場を設置する市町が、広報誌への掲載や民生委員の集まりでの周知等を行い、受講者を募っている。
熊本県						○		・委託先(県社会福祉協議会)から市町村社会福祉協議会に周知 ・県から市町村担当課に周知 ・市町村で実施する市民後見人養成研修修了者や法人後見従事者向けのスキルアップ研修を実施
大分県								
宮崎県						○		市町村の広報誌
鹿児島県								
沖縄県								

問5 市民後見人養成研修はどのような実施形式で行っていますでしょうか。

都道府県	1. 対面形式	2. オンライン形式	3. ハイブリッド(対面・オンライン併用)形式の研修(座学のみオンライン)	4. ハイブリッド形式の研修(座学と演習(事例検討などのグループワーク)をオンライン)	5. その他	具体的に教えてください。
北海道						
青森県						
岩手県						
宮城県						
秋田県						
山形県						
福島県						
茨城県						
栃木県						
群馬県						
埼玉県						
千葉県						
東京都						
神奈川県			○			
新潟県						
富山県						
石川県						
福井県						
山梨県			○			
長野県						
岐阜県			○			
静岡県						
愛知県						
三重県						
滋賀県						
京都府						
大阪府						
兵庫県						
奈良県						
和歌山県						
鳥取県						
島根県						
岡山県	○					
広島県						
山口県						
徳島県				○		
香川県		○				
愛媛県						
高知県						
福岡県		○				
佐賀県	○					
長崎県					○	ハイブリッド方式 (開催市町は対面、サテライト会場はオンライン)
熊本県	○					
大分県						
宮崎県			○			
鹿児島県						
沖縄県						

問6 市民後見人養成研修において、体験実習(フィールドワーク)を実施していますか。

問7 問6で「実施している」と回答した自治体にうかがいます。どのように実施していますか。

都道府県	問5		問6		
	1. 実施している	2. 実施していない	1. 実際に事業所 や施設等を訪問	2. その他	具体的に教えてください
北海道					
青森県					
岩手県					
宮城県					
秋田県					
山形県					
福島県					
茨城県					
栃木県					
群馬県					
埼玉県					
千葉県					
東京都					
神奈川県		○			
新潟県					
富山県					
石川県					
福井県					
山梨県		○			
長野県					
岐阜県	○		○		
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府		○			
大阪府					
兵庫県					
奈良県					
和歌山県					
鳥取県					
島根県					
岡山県		○			
広島県					
山口県					
徳島県	○		○		
香川県		○			
愛媛県					
高知県					
福岡県		○			
佐賀県	○			○	後見担当者として、後見事務の一部を対応。
長崎県		○			
熊本県		○			
大分県					
宮崎県	○		○		
鹿児島県					
沖縄県					

問8 市民後見人養成研修を受講される方々の受講状況について教えてください。

都道府県	1. 研修申込をした方 (市民後見人候補)のみが受講	2. (市民後見人となることを意図しない) 一般市民の方にも研修の全部あるいは一部 の受講を開放	その理由	3. 親族後見人にも研修の全部ある いは一部の受講を開放	その理由	4. 専門職(後見人)にも研修の全部 あるいは一部の受講を開放	その理由	5. その他	具体的に教えてください
北海道									
青森県									
岩手県									
宮城県									
秋田県									
山形県									
福島県									
茨城県									
栃木県									
群馬県									
埼玉県									
千葉県									
東京都									
神奈川県	○								
新潟県									
富山県									
石川県									
福井県									
山梨県								○	実際の受講状況としては、研修を申し込まれた方のみとなっていますが、専門職への参加もチラシで呼びかけております。
長野県									
岐阜県	○								
静岡県									
愛知県									
三重県									
滋賀県									
京都府									
大阪府									
兵庫県									
奈良県									
和歌山県									
鳥取県									
島根県									
岡山県	○							○	市町村経由で申込していない方がどのような属性かについては問わない。
広島県									
山口県									
徳島県	○								
香川県								○	市町の開催方法による。
愛媛県									
高知県									
福岡県	○								
佐賀県	○								
長崎県	○								
熊本県								○	市民後見人養成研修修了者、法人後見従事者等が受講
大分県									
宮崎県	○								
鹿児島県									
沖縄県									

問9 第二期成年後見制度利用促進計画では「市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要」としています。貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。

都道府県	問9 市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。 また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。
北海道	
青森県	
岩手県	
宮城県	
秋田県	
山形県	
福島県	今後、県で意思決定支援研修を実施し、市民後見人へも案内する予定。
茨城県	
栃木県	
群馬県	現在、市町村で実施する市民後見人養成研修等に対して補助を行っており、来年度以降は、下記の内容を補助の要件に加える事で、市町村における研修修了者の活躍推進を図る予定となっています。 <要件> 市民後見人養成研修受講後から市民後見人を受任する迄に権利擁護支援等に関わる仕組みが用意されている事
埼玉県	
千葉県	
東京都	
神奈川県	
新潟県	
富山県	
石川県	
福井県	
山梨県	県では、基礎講座を委託・実施しており、フォローアップは市町村で行っているため、具体的な施策は各市町村にお願いしているところです。
長野県	
岐阜県	具体的な施策については、検討中。
静岡県	
愛知県	
三重県	
滋賀県	
京都府	特になし。
大阪府	
兵庫県	該当する施策はありません。
奈良県	
和歌山県	
鳥取県	県としては特になし。
島根県	
岡山県	岡山県では市民後見人養成研修のうち基礎研修のみを県が実施している。実践研修部分については市町村に任せている状況である。 県としてはその後の活用についても、関与していない。
広島県	・市民後見人研修受講者、日常生活自立支援事業支援員に対してのフォローアップ研修 ※市民後見人養成については、県では実施していない。 県内実施市町(3市町)に補助。
山口県	
徳島県	・各市町村社協の法人後見支援員や生活支援員として雇用することで、人員不足の解消と対象者のスキルアップを図っている。 ・後見人退任後は、日常生活自立支援事業の生活支援員を引き続き受けていただくなどの形で活躍していただいております。今後、法人後見支援員としての活躍も模索している。 ・バンク定年の年齢設定は行っていません。
香川県	特になし。 県が行った協議会でも、出席者から、市民後見人の活躍の場の確保が必要であるとの意見をいただいております。何らかの検討は必要であると感じています。
愛媛県	該当なし。
高知県	

問9 第二期成年後見制度利用促進計画では「市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要」としています。貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。

都道府県	問9 市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。 また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。
福岡県	
佐賀県	フォローアップ研修において、後見担当者として、後見事務の一部を対応してもらいながら、経験の蓄積を図っています。
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・養成研修修了者については、日常生活自立支援事業における生活支援員として勤務する意向があるかの意向確認を行っている。勤務意向を示された方に対しては、社会福祉協議会において生活支援員の募集があった場合に、連絡を行っている。 ・また、法人後見を実施している社会福祉協議会においては、生活支援員としての経験を積んだ養成研修修了者を法人後見支援員として雇用している。
熊本県	本県では市民後見人養成研修受講者は、日常生活自立支援事業の生活支援員や法人後見の従事者として活躍いただいています。
大分県	
宮崎県	研修修了者を対象とした研修を開催している。
鹿児島県	
沖縄県	

問10 市民後見人養成研修の研修修了者の地域での幅広い活躍を後押しするために、貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。
 こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。

都道府県	問10 市民後見人養成研修の研修修了者の地域での幅広い活躍を後押しするために、貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。 こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。
北海道	
青森県	
岩手県	
宮城県	そもそも県内市町村でも県としても市民後見人の養成が十分にできていない。
秋田県	
山形県	
福島県	市民後見人養成が県内市町村で進んでいないため、県での養成研修の実施や小規模市町村への養成に係る支援を行っていく必要がある。
茨城県	
栃木県	
群馬県	市民後見人養成研修の研修修了者の活躍の場として、日常生活自立支援事業の支援員も考えられますが、受入れ側の人員体制(人員不足等)が課題と感じています。
埼玉県	
千葉県	
東京都	
神奈川県	
新潟県	
富山県	
石川県	
福井県	
山梨県	ニーズを把握できていないことが課題になっています。
長野県	
岐阜県	市町村と市町村社協が上手く連携できている市町村とできていない市町村がある。
静岡県	
愛知県	
三重県	市民後見人養成研修終了後の、市民後見人のフォローアップや相談体制の構築が課題です。
滋賀県	
京都府	丹後、中丹、南丹地域では、少子高齢化で人口流失が激しく、市民後見人のなり手自体が不足している状況である。 市民後見人以外にも、専門職が後見人になる場合でも京都市内の後見人が遠方から活動する場合があります、深刻な問題となっている。
大阪府	
兵庫県	市民後見人についての認知度、活動意義への地域の理解が低い。 法人後見支援業務等の補佐等の、市民後見人が受任に至るまでの、スキルアップの場が少ない。
奈良県	
和歌山県	
鳥取県	県が補助金を交付した県内の主要3市が市民後見人養成講座行っているため(市町村社協に委託)、講座実施としては県全体をカバーすることができている。 しかし、講座修了者が居住する市町村で市民後見人登録しようとしても、市町村社協の中には人員不足等で市民後見人の支援をする体制整備が難しいところもあり、養成講座を修了した者の居住する市町村以外での登録となってしまう。
島根県	
岡山県	検討していない。
広島県	
山口県	
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> 市民後見人になってもらうまでに、多大な年月(6年以上)を要し、養成開始時点で既に一定の高齢に達していることから、長期間の育成を行っても長い期間活躍してもらうことが難しい。 報酬の仕組みなど、一定のルールを県単位、または全国単位で決めること。 育成のカリキュラムについて、福祉系の大学や学部単位で取れるようにする、逆に県(その委託先)がやっている研修に出れば単位が付与されると良い。(その場合、大学から委託金が委託先に入るような仕組みがあればなおよい)。 高齢者だけでなく、専業主婦等にも市民後見人の裾野が広がるような施策がとれればと思います。
香川県	特になし。

問10 市民後見人養成研修の研修修了者の地域での幅広い活躍を後押しするために、貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。
 こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。

都道府県	問10 市民後見人養成研修の研修修了者の地域での幅広い活躍を後押しするために、貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。 こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人の選任については、家庭裁判所から社会福祉協議会の後見監督が要件と伝えられているが、後見監督は、業務量に見合った収入が得られず負担が大きいと、実施していない社会福祉協議会が多い。 ・また、被後見人において、後見監督人の報酬負担が生じることも課題である。 (家庭裁判所からは、市民後見人の使い込み事案に対応するために、保険の加入が必要。社会福祉協議会の後見監督が保険の加入要件となっている旨の説明があった。) ・「市民後見人養成研修」である以上、市民後見人の選任が成果として求められるが、成果の出ない事業に対して予算を確保することは困難である。 ・市民後見人を養成するのであれば、市民後見人が選任されるための仕組みづくりを検討することが先決である。「選任が進んでおらず、活躍の場が少ない」のであれば、選任を進めるための課題解決が必要であるが、都道府県単位での検討には限界がある。 ・研修受講者は、市民後見人としての活動を目的に数十時間の研修を受講しており、市民後見人として活動できるための方策を検討する必要がある。市民後見人として活動できないからといって、他の活動内容を検討することは疑問がある。 ・市民後見人として活動できないのであれば、受講生に誤解を与えないよう「市民後見人養成研修」ではなく、他の名称を検討する必要がある。 ・全国どの地域においても成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続できることを目指すのであれば、国には主体的に解決策を検討していただきたい。
高知県	
福岡県	
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・育成法人における市民後見人育成に対する理解 ・市民後見人の活躍や後見内容の先事例について、認知度が広まれば、取り組み方について、理解が得られていくのではないかと思います。
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・市町の事業において市民後見人研修修了者を活用している事例がなく、どのような場面で活躍いただけるか検討する必要がある。
熊本県	
大分県	
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ○研修修了者が活動する所属団体・機会が少ない。 県としては、研修修了後に市町村社会福祉協議会等の法人に所属し、法人後見支援員や日常生活自立支援事業の支援員等の業務に従事することを期待しているが、市町村社協等の人員・財政上の課題から、具体的な活動を行っていない修了者もいる。
鹿児島県	市民後見人の養成を行ったとしても、市民後見人として活躍する場が整っていない。 (現在、県内で市民後見人の養成はいくつかの市で独自に実施されているが、市民後見人として活躍されている方はおらず、ごく一部の方が法人後見や日常生活自立支援事業に支援員として携わっている。)
沖縄県	

問11 貴自治体では、市民後見人あるいは市民後見人養成研修の研修修了者のことをどのような名称で呼んでいますでしょうか。

問12 選任の有無に関わらず、市民後見人養成研修を修了して地域で権利擁護等の活動をしている人を広く包含するような、「市民後見人」に替わる名称に関してアイデアがあれば教えてください。

都道府県	問11			問12	
	1. 市民後見人	2. 上記以外の名称	その名称	「市民後見人」 に替わる名称	その理由
北海道	○				
青森県					
岩手県					
宮城県	○				
秋田県					
山形県					
福島県	○				
茨城県					
栃木県					
群馬県	○				
埼玉県					
千葉県					
東京都					
神奈川県		○	各市町村によります		
新潟県					
富山県	○				
石川県					
福井県					
山梨県	○				
長野県					
岐阜県	○				
静岡県					
愛知県					
三重県					
滋賀県					
京都府	○				
大阪府	○				
兵庫県	○				
奈良県					
和歌山県					
鳥取県	○				
島根県					
岡山県		○	特に名称はなし	特になし	
広島県	○				
山口県					
徳島県	○				
香川県	○				
愛媛県	○				
高知県					
福岡県	○				
佐賀県		○	市民後見人養成 講座修了者		
長崎県	○				
熊本県	○				
大分県					
宮崎県	○				
鹿児島県					
沖縄県					

4. 修了者調査 記述回答

市民後見人養成研修修了者調査票の
問6(研修を修了して地域をみる目や意識がどう変わったか)の
記述回答を一覧化したものです。

- 後見人という概念が、なかなか社会には浸透していないことが分かった。ただ、知り合いの中に親族後見人を経験した人もいた。
- 地域を見る目：被後見人に該当するような方が、多数生活していることに驚いた。
意識の変化：地域で生活するということは、自分一人や家族が健康であればよいという考えから、地域の人がお互い助け合うことが重要であることに意識が変化した。
- 社会的問題に敏感になった。たとえば一口に高齢者、障害者といっても、ひとりひとり抱えている事情等が違って、その人ごとに自分らしく生活するとは、どういった環境で、どういった社会資源等があって、どのように活用していくのか…に目が向けられるようになった。
- 何か地域でできることがないかと考えるようになった。
- 年配者で一人暮らしの人を見ると、大丈夫かなと気にかかる。
- 一人暮らしする方が増えているので、話しかけて様子を見ることがある。
- 福祉に関することを理解できるようになった。
- 身寄りのない高齢者が大勢いることを実感した。
- 元々ボランティアの勉強はしていたが、より一層高齢者の方々を注意深く見るようになったし、お節介かもしれないが、お手伝いが何かできないか声かけをするようになりました。
- 地域の住民のなかに、後見制度が必要でありながら後見申し立てをされていない方が多くいる。
- 地域の支援体制をより具体的に知ることができ、機会があれば、周囲の人達に支援があることを伝えたいと思っている。
- 自分の住んでいる町内会の行事に参加しようと思いました。
- 地域の状況により興味がわき、回覧板や市の広報誌、ホームページなどを閲覧するようになった。
- 独居高齢者の増加がさらに気になり出した。オウチの様相やご近所との関係性。
- 地域の人たちに目が向くようになり、行事に参加する機会が増えた。
- 金銭管理ができてののかなとか、詐欺に騙されないのかなとかを考えるようになった。
- 民生委員の活動を通し、講座で学んだ知識を活かし、地域の問題を適切な行政の担当部署につなげるよう考えています。
日頃から地域での人間関係の構築に努めてきましたが、より本人の意志をじっくり聞き出すようにしています。
- 知識が広がったことから、町内会の会員と接しやすくなった。
- それまでは家族・親族内で助け合うしか方法は無いとの意識が強かったが、他人の支援を必要な人が増えてきている現代社会の認識を持つにいたった。
- 家族のいない独居老人を見ると、後見人をつけているのかと心配になる。
- ほぼ同時期に民生委員も委嘱され、多少福祉のことも勉強しなければと思った。
- 近所の独居の高齢者を気にかけるようになったり、地域包括支援センターの広報誌を読み込んだり、地方の新聞で福祉の欄を意識して読むようになりました。
- 後見人制度があまりにも認知されていないことがわかりました。
- 「成年後見人」の制度を身近にとらえ、考えるようになった。
- 成年後見人(=市民後見人)の役割等が分かり、判断の能力が低下しているらしい(?)方を見かけると、積極的に声掛けをするとともに支援しています。また、講座講師や専門職後見人の方のスキルを自分なりに分析し、自分の住んでいる地域の方々へのアドバイスを行っている。
- 共助という意識がより強くなった。
- 今まで世間話で人ごとに終わっていた事例に対し、「なんとかならないだろうか」という気持ちで聞くようになった。
- 一人で行動されている高齢者を見かけた時、道に迷っているのではないかと、私にできることはないかと、見守ることが増えました。

- 今までより地域の活動について知ることの大切さを実感できる様になってきた。(今までは、あまり気にせずに生活していた)
- 町の中でもっと相談しやすい場所、役所や社協ではない場所を増やした方が良いと感じるようになった。
- 一人で悩まなくても、行政、また誰かが助けてくれる体制、制度が存在すると安心した。
- 民生委員も委嘱されているので、地域住民への対応の仕方や話し方など変わったと思います。
- 地域の人が抱えている問題を、どのように解決したらよいか、どこに援助を求めれば良いのか…の判断が明確にできるようになった。
- 地域社会の生活が見えるようになり、行政に対する理解が深まった。
- 自分が地域活動に貢献できるのか？ いやできる！！
- 困っている人やまわりに頼れる人がいない人が多いので、びっくりした。
- H28年度、初めて研修を受講しました。△△市はフォローアップ研修を度々していますが、毎回同じような回答で中身が変わっていません
- 独居老人の方の見守りで、身の回りのことを注視するようになった。
- 今後は、この制度が増々必要になるであろうと感じた。
- 地域でも手助けが必要な方がいらっしゃる事がわかりました。
- 自分を含めて高齢者になり、必要性を感じた。
- 制度利用の必要性(対象者の判断能力など)を意識するようになった。
- 成年被後見人に寄り添うことができるようになりました。また、受容と共感という考え方ができるようになりました。
- 活動している分野にかかる、一般のニュース等に敏感になった。
- 地域での一人暮らしや、高齢者世帯など気にかかるようになった。
- 潜在的な支援のニーズがかなりあるのではと思いました。
- 自分の老後を考えるきっかけともなった。
- 高齢化が進んでいると思う。
- 周りに支援を必要としている人が多くいるということ。知らない人にも、何か変だな？ 困まっているのかな？ と見えたら、声が掛けられるようになりました。
- 近所など、身近な人が困っていないか見守っている。
- 地域で共に支え合う体制ができればと思います。
- 認知症に対する接し方、支援センターへの連絡が多くなった。
- 受講したことで、断片的だった知識がひとつにまとまりました。視点が広がりました。
- 後見業務を行うとしたら、社会資源が少ない中でどのような支援ができるか、後見業務に活かせる社会資源はあるか、と地域全体のことを改めて考えることが多くなりました。
- 自分の地域には必要としている人がいるのか。この様な制度についてもっと広報するべき、と思うようになった。
- 地域の高齢独居・夫婦世帯では、判断力が低下していても、他人に頼ることができず暮らしている場合がある。今のところ、なんとか手助けができないかと思っているだけです。
- 高齢者が多い町なので、自分の事と思えるようになった。
- 困っている人への「おせっかい」をしたいと思うようになった。
- 成年後見制度の必要性を一層深めることができた。
- 今まであまり意識しなかったが世の中には困っている方がたくさんいると感じている。
- 以前はもう少し楽観的だったように思います。
- 成年後見についてより学ぶようになった。
- 身寄りのない方への支援に関する記事を目にするようになった。
- 後見制度があるという選択肢が増えた。

研修を修了して地域をみる目や意識がどう変わったか

- 認知症、詐欺などに、周囲にいる方々に注意をするようになった。実際、公的機関につないだり、警察に情報を知らせに行き、見回り要請したりした。
- 愛の手を差し伸べる人はいないかと、気使うようになりました。
- 必要としている人は多くなって来ている。身近に後見人を利用できる情報の周知が必要では。
- 高齢化により、保佐人が必要となる場面が多くなったと感じる。
- 地区の町内会、民生委員、児童委員とのコミュニケーション。
- この先の後見活動の重要性を再認識。
- 今後、市民後見人を必要とする人が増えていくという現実。
- 過疎、高齢化による、実際の困難の事例は身近にあり、地域に見合った形で民生委員の方等から、行政や社協レベルでの対応へもっていくことのスムーズさが必要かと思う。
- 助けを必要としている人がいる!! 見のがしてはいけない!!
- 地域でお互いに助け合って生活をしていく意識を持つようになった。
- 特に高齢者の方の様子を気にするようになった。
- 後見人が活動しやすい町で、仲間が多いと思った。
- 成年後見人について漠然としか知識がなかったので、深く知ることぜひ活動したいと思った。ただ、市民後見人のボランティア精神に支えられてるのもよくわかった。みないいい人でした。
- 自分も含めて、少し手伝えることで、思う様に生活できる人が囲りにたくさんいるのではないかと考えるようになりました。
- 町内会活動で、高齢者等の見守りやサロンを開催していますが、自分なりに見方や対応に変化を感じます。
- 地域ネットワークの活用範囲を広げ、少しでも理解を得られるよう協力が必要。
- 一市民として、共に助け合う関係性の構築について考えるようになった。弱者と呼ばれている方々の生の声を大事にしたいと思ひ、福祉オンブズマンとしての活動も行うようになりました。
- お金と法律についてもっと勉強しなければならないと思った。生協のLPAとFP2級を取得。
- 日常生活の契約行為を意識するようになった。
- 町内及び近辺等で高齢者(一人暮らし)が目につくようになりました。
- 地域という大きなと捉え方ではなく、その中に住む個人の事情がそれぞれ違うので、個人に添った協力が大切だと感じました。
- 地域レベルの入門的研修があっても良いかと思った。
- 日々の出来事に少しでも多く、目と耳を傾けるようにしている。
- 訪問先の利用者の方々の立場に立って一緒に深く考えるようになった。
- 認知症は他人事のように思っていました、わからなくなった本人のチカラに少しでもなれたら、逆の立場だったら助けてほしいと思います。
- 何か援助を必要としている方の愛志(ママ)になって考えることが大切だと感じるようになった。
- 新聞報道。近くの福祉施設に関心が持てるようになった。
- 「後見人」という言葉を目にする機会が増えたが、その分、まだまだ実社会に浸透していないと感じる。
- 仕事をしている上で、サポート体制のことなど知識を深められた。
- 地域においてボランティア活動に加わり行動している。
- 地域で支援の必要な方々の理解と見る目が変わった。
- 民生委員活動を行う上において、地域の支援について、一人暮らし、高齢者世帯の方々の生活を見るようになりました。
- 新聞やテレビで、福祉のことなどにこれまでと違った視点で見るようになった。今まで狭い限られた世界の中でしか生きてこなかったことを痛感した。

- 私は介護員をやっている、この人も市民後見人が必要なのだろうな。介護講座で一般市民向けの講座終了後、知らない人が近づき、「私の母は僕のことすらわからない」「カネは続かないし、どうしたらいいんだろう」と嘆く人…は市民後見人がある事を進行でみた(ママ)。
- 地域の中に支え手を必要としている人がいる場合、安全、安心を考えての施設入居ではなく、本人が希望する在宅での生活をとりまく関係者が連携し、支えることで今までの生活を維持していくことができることを実感しています。
- 市民後見人を受けることになったら、被後見人の権利を守る「味方」として信頼されるよう努め、自分の家族を守るような気持ちで被後見人の支援ができるよう目指していきたいと思った。
- 散歩ですれ違う人や仕事上で携わった人を気にかけるようになりました。踏み込んだことはできませんが、困っていることがあれば助けになりたいと思います。
- さまざまな分野で福祉の制度を必要とされている方もいるし、利用されている方もいることがわかり、地域でも制度を利用されれば、もっと自立されるのではと思うこともあった。
- 将来、後見人が必要になると思われるような家庭に目が向くようになった。
- 後見制度の概要について認識している程度であったが、深く知識を得ることができた。
- 支援があれば、住み慣れた地域で自立して生活できる人がいると思うので、積極的に地域と関わろうという意識をもちました。
- 頼りになる存在がいることで、地域の人がどれほど安心できるかを実感できた。
- 他人事のように感じていたが、身近にも必要とする人がいることを知らなければと思った。
- 支援を必要と感じるケースに力になりたいと意識するようになった。
- 一人暮らしの方や高齢者の方の生活ぶりが気になりだした。
- 自治体への感心が高まった。
- 人間関係の大きさ、互いに助け合いが必要と思うようになり、そのために相手を思う優しさ、思いやり、根気を意識するようになりました。
- 近所の一人暮らしのばあちゃんの家遊びに行くようになった。他愛のない話を1時間ぐらいて、お茶を飲んで帰ってくる。
- 自分自身もそうですが、その時が来たら頼らせてもらいたいと思いました。
- 自治会などへの協力・連携を、より強化する必要があると考えるようになった。
- 具体的な援助方法は何かないかというふうに変った。
- 地域の中に支援を必要とする人が存在するかも知れないと意識するようになった。
- 町内会の集まりに興味を持つようになった。
- 支援、福祉が必要な方々が多くいることがみえるようになった。
- 高齢者で一人で歩いている人や公園のベンチに座っている人に声をかけるようになった。また、身だしなみや歩き方を見て、支援が必要ではないだろうかと思うようになった。
- 社協をはじめ、福祉関係に従事されている方への尊敬と、このような制度がある地域に住んでいるというありがたみを感じております。
- 体験実習において、障害をもって生活している方とはじめはどう接したらいいのか分からず、戸惑いの状態でしたが、偏見を持たずにサポートすることが大事と心がけながら、利用者の方と触れ合うことで、今まで思っていた印象と変わったこと。
- 多くの人々が福祉に関わっている実態。
- 地域住民相互の支え合いの重要性を再認識しました。
- 民生委員・児童委員として、成年後見につなぐための住人への説明が難しい。

研修を修了して地域をみる目や意識がどう変わったか

- 対象者に寄り添った見方がより強くなった。
- 本当なら、市民後見人をつけたほうがよい方々がもっといるのではないかと思うようになった。周知をしていかなければいけないと思う。
- 支援を必要としている人がまだまだいるのではないかと思った。自分でもできる支援があれば活動したい。
- 日常生活に困難を抱えている人がいることに目が向くようになった。また、そのような人が多々いることに気がついた。
- 後見人をより身近に感じ、自分自身の問題としてとらえるようになりました。
- 子供さんに「全部持ってこい」と言われて預けてしまった人の悩み苦しみを聞き、後見人さんのお話ができることが変わりました。
- 制度の理解ができ、今後いろいろな場面で紹介したり活用させてもらえる。
- 一部改善されたところがあり、心配が解消できた。
- 困っている方が多いことに気づいた。
- 人それぞれに多様な生活を営んでおられることを認識した。
- 近隣で、支援が必要な人がいるのかどうか気になるようになった。
- 私自身が、成年後見制度や市民後見人について何も知らなかったわけですが、私の周りにもこの制度について知っている人はほとんどいません。知っていても「なんか聞いた事あるけど…」くらいです。もっと人々に知ってもらおうよう、さまざまな方法をとるべきだと思います。
- (仕事での理解対応)個人を考えるようになりました。
- 一人暮らしの方の生活を意識するようになりコミュニケーション(声かけ)ができるようになった。
- 必要とする人が利用できるようにするにはどうすべきか、アンテナをはるようになった。
- 成年後見の業務について関わってみたいと思う気持ちが強くなった。
- 認知症についてより理解することができたのと、後見人の役割の大切さを認識した。
- 市民後見人の役割の重要性。今後の必要性を実感した。
- さまざまな福祉の施策が地域にあると思えるようになりました。
- △△市の市民後見の方とお会いする機会がありましたが、政令指定都市の△△市が一番人数的にも少なく、大きな市になるほど活動がなかなか難しいのかなと感じました。
- 高齢者に対して気にかけるようになった。
- 地域には高齢者も多く、具体的な支援の方法のヒントをたくさんいただきました。自治会活動の参考になりました。
- 高齢者に積極的に声かけできるようになった。
- 市の広報誌やニュース等意識して読むようになった。
- 後見人の役割を学び、重大な任務であり、被後見人の方と寄り添いながら、人生を送ることのやりがい感がある仕事である。学んだことを生かしていきたい。
- 高齢者や障がいのある方に目を配れるようになりました。
- 高齢单身、あるいは高齢夫婦2人という家庭が意外と少なくない。
- 近所のみならず、広く視野を持つようになりました。(市全体に目を向けるように)
- 市民後見の必要性がありそうに見えても、なかなか利用にいたっていない現状があること。
- 誰にでも声をかけるようになりました。その方の生活のお手伝いもさせていただくようになりました。
- 単身高齢者や障害を持った方を含む、誰もが判断できなくなった時でも、最後まで安心して生活できようになるには、何が必要か考えるようになりました。
- 一人暮らしや障害者等が地域にいるか、気にするようになった。
- 知識が増えたので、相談されることが増えた。
- 相談員をしている中で、高齢者のみの世帯の多さや、配偶者だけでは支えきれず地域全体の関わりや支えがとても大切だということを改めて実感しています。

- より強く地域社会の事柄に興味を抱くようになった。
- 成年後見人を必要としている方が多くおられ、親族等が代理で対応されているが、そうではない方は困っておられるのを知りました。
- さまざまな活動をされている方々がいることを実感。
- この人は必要性としているのかなと見ている。
- 後見制度、認知症、障害者など、関係する情報にアンテナが立ち、関心を持つようになった。これまでなら見聞しても流していたと思う。
- 住んでいる地域に高齢の方が多く、お互いに助け合わなければいけないという意識が高まった。
- 変わった。社会の高齢化傾向のスピードの速さを感じたものである。
- それぞれさまざまな事情があり、困り事も多岐に渡りますが、隣人として、行政の力をかりて何かできるのではという気持ちを持つことができました。
- 地域には、ほんの少しだけサポートしてあげれば安心して生活できる人がたくさんいると思いました。
- 近所の一人暮らしの方の話をよく聞き、困った事がないか気にかけている。
- ボランティア活動を通じて、後見人が就いておられたほうがよいのではないかとこの方も見受けられます。その方に対しては、自分ではどこまで支援できるだろうかと考えるようになった。
- 昔(40年前)と違って、隣近所のつき合いが薄く(まったくない)、世代も家族も変化。
- 民生委員・児童委員として介護を受けている高齢者を見守るなかで、一般市民後見人がもっと活躍すべきと思いました。
- 地域で暮らすを(見守りの人がいて)(ママ)、安全に暮らしが整うと思う。
- 不安を持って過ごしている方が地域で埋もれていないかを考えるようになった。
- 成年後見制度というものがあることを紹介する機会が増えた。
- 一人暮らしされている方が目につくようになりました。
- 人への優しさの気持ちが豊かになったような感じました。
- 地域の高齢者との関わりを持つようになった。犬の散歩時に高齢者に声をかける、おしゃべりサロン(自治会)に参加し話している。
- 会社人生だったが、地域に目を向けることができた。
- 地域の近隣共同体生活の重要性(町内会の活性化、加入者の減少など)を感じるようになりました。
- 行政の縦割りによる実務の煩雑、重複、遅滞を痛感しました。
- 介護や福祉に関心を持つようになった。
- 民生委員や地区の班長から協力要請があった。
- 社協の職員さんの仕事、包括支援センター、あんサポ等をもっと市民にPRできないか。
- さらに地域に関わっていきたいと思いました。
- 一人暮らしの方(高齢者)に対し、心配に感じるようになった。
- 地域の高齢者課題の再認識。
- 世の中には、高齢になり、金銭管理や生活が難しくなる方々がたくさんいるという現実があること。自分だけが良いのではなく、社会全体がより良くなるのが大切と感じられた。
- 自分自身を見つめ直すことができるようになりました。
- 認知症や本人の意思が不鮮明でも、前もって意思を尊重していくことが、どんな人に対しても大切であることを認識しました。
- 後見人が必要な人の様子がわかるようになった。
- 独居高齢者が増えてきており、自治体や自治会への提言等できるようになった。
- 自分が現在暮らしている自治会で、困っている方がいないか気にするようになった。
- サポートを必要としている方が多い。

研修を修了して地域をみる目や意識がどう変わったか

- 成年後見制度や裁判所などが身近に感じられ、関連するニュースなどに接した際にも、自分事として考えるようになりました。
- 高齢者・身体的な不自由な人等を、通りかかりに見ると声をかけたくなる。「何かお手伝いすることがありましたら、お気軽にどうぞ相談下さい」なんていつも思っているが、やたらに声掛けができないでいるのが悩みの種となっています。
- 地域内にも格差があること。権利擁護しなければいけない社会的弱者がいらっしゃることが見えてきた。しかし市民後見人個人の活動ではたいへん微力であることも感じられた。福祉に関連する他の専門職や医療関係専門職と連携ネットワークを構築し、情報交換・情報共有して、連携して対応しないといけない状況がすぐそこに迫っている危機感がある。
- 住んでいるマンションのセミナーに参加しています。
- 受講後に 2020 オリンピックのボランティアにも参加するなど、社会貢献に積極的になりました。
- 実際には生活支援員として活動しただけだが、生活保護を受けながら経済的に困窮している方の生活を知ることができた。市民後見人養成研修は講師の方たちも内容も、たいへんに濃い良い研修を受けることができたので、地域で役に立てることがあれば活動したい。
- 市や区などから発せられる情報に関心を持つようになった。
- 自分が関わる世界が広くなり、見方が変わったと思います。
- 共助の必要性を強く感じた。
- 障害者施設の送迎車が目にとまるようになった。
- 市町村や各種支援団体に、より多くの領域にわたって支援活動が行われていることに気付いた。
- 養成講座で修得したことを活かして、市民後見人活動やその他の地域の活動にできるだけ参加していきたいという意向をもった。
- ①街中で見かける不安気な高齢者に目が行く。
 - ②新聞等に掲載、認知症、福祉、高齢者等に関する記事はかならず読む。
 - ③自分自身の近い将来をいろいろとイメージしてしまう。
- △△市の福祉に関心が膨らみました。
- お年寄りが一人で出歩いているのを見かけると、変わった様子はないか注視するようになった。
- 高齢者に対する接し方。
- ノーマライゼーションや地域コミュニティの活性化の必要性を感じ、協力できることには参加するようにしている。
- 地域福祉権利擁護連携(ネットワーク)の大切さを痛感しております。
- 障害を持つ方がこんなにも多くいるのかと驚いています。市民後見人としてだけでなく、いろいろな人々に寄り添っていきたいと思っています。
- ただ単なる生活の場から、自分の知識、経験を生かせる場を見出だそうとする気持を持つようになった。
- 自分のことを自分で決められない、自分で自分のことをすることができないことが、どんなに大変なことか、理解できていない自分に気がつきました。想像力が足りていなかった自分。そのような方に思いやりをもちたいと思いましたし、少しでも自分のできることがあれば、何かしたいと思っています。
- 自分の生活だけで精一杯だったが、周囲に目を向けるようになりました。市役所各課や介護施設などと、人々との関わりを深く意識するようになりました。
- いままで見逃していたことを興味を持って見て、考えるようになりました。
- これからどんどん高齢化になっていく中で、他者との関わり、助け合うことの大切さを再確認できた。
- 郵便局などで、高齢の方が手続きや機械の操作に難儀されているのを見ると、支援を受ける方法があることがもっと周知されればいいと思う。実際にお声がけするのは、誤解を招きかねないので控えている。お金のことで人を信頼するのは簡単なことではなく、公的機関で援助を受けられることが広く知られればいいと思います。
- 身近なところで、ご自分の行動に自信が持てなくなったり、身の回りの郵便物や財産の認識が薄れてしまったりして、支援を必要としている方がいらっしゃることに関心を持てるようになった。

- 後見人業務はボランティアではない。△△区は職業後見人が非常に多い。特に財産を持っている△△区の被後見人は、弁護士、社労士など、職業後見人の収入源になっている。△△区では安易に認知症になれない…怖い、怖い。
- 区内の生活保護受給者の存在とその生活。
- 本来後見人が必要なのに、一人暮らしで困っている人がいるのではないかという意識。
- 高齢者の生活を意識するようになった。
- 地域というよりは、認知症高齢者、支援親族がない家庭状況が難しいと思うようになった。
- 季節外れの服装で歩いている方を見かけると、交番に連絡するようになった。
- 区が介護関係にかなり関わっていることを知った。
- 高齢者の自己決定権について見る目が変化した。
- これまでどちらかと言うと無関心だった、街で見かける老人の生活ぶりを想像するようになった。
- 福祉でいろいろな活動をしていることを知らなかった。
- お年寄りや介護者の方に目がとまるようになった。
- 制度を利用する人や制度に期待する人が多数いることが理解できた。
- 区内での独居高齢者が多いことに改めて驚かされた。
- 一人暮らしの高齢者のことを意識するようになりました。
- 当時は区として市民後見は計画にないとのことで、他の区で独自に数人で勉強した。その後スタートしているが、△△区は北部、南部では生活面にとっても大きな違いがあることを知りました。
- 困っている方が相当多くいらっしゃるということが理解できました。
- 研修を受けることで、自分の知らないことをいろいろな視点から学ぶことができ、知識を得ることで身近な人へアドバイスができるようになりました。
- 市民後見人というものをまったく知らなかったので、とても良い制度だと思いました。自分を含め、独居の高齢者がまわりに大勢いるので心強い味方ですが、知らない人が多いので、将来を心配されている人には、こんな制度があるということを教えてあげたいと思います。
- 研修を受ける人の中に、尊敬することができると思う人がいたが、逆にひどくおかしな人と思われる人がいた。ふつうの人と思われる人がいた。その人達の事情も多少わかったが(今誰が活動しているのかわからない)。
- 普段の生活の基本を、金銭のやりとりという経済社会の面でほとんどすべて説明し動いていると思われるような状態は、「？」と思うようになった。他人の動機について自分と異なる人がいることを知り、制度への見方が変わった。
- 地域レベル(自分の生活圏)での、高齢者や子どもなどの存在に目が行くようになった。
- 高齢者に対する関わり方が、身近な存在として考えられるように変わりました。
- 生活相談をされることが多くなった。
- 集合住宅在住で、外部との関わりが難しく、自分にあった情報を得にくいと感じたりすると、どんな方法で?と思う。
- 認知症の方が気になるようになった。
- 成年後見制度の啓蒙の必要性。制度を知っていたら暮らしがもっと楽になっているだろうと思われる人が多いことを実感した。
- 高齢者に対する役所からの提出書類の多さ。
- いろいろな人が支え合って生活していることをあらためて実感した。
- 新聞や行政の広報を見る時に、後見人の記載により関心が向くようになった。
- 支援を必要としている方が予想以上に多いのに、町会など隣人としてなかなか情報が伝わって来ないと感じました。
- 何気なく歩いている時に、同じ時間にすれ違うご高齢の方の様子が、いつもと変わらないかと気にかけるようになった。
- もっと市民後見人を利用している人が多いのかと思いましたが、いろいろな問題があり、そうはなっていないのかと思いました。

研修を修了して地域をみる目や意識がどう変わったか

- 友人が、近所の人のお困りごとの話をしてくれた。その時、それって地権(ちけん)を開始してもよいのでは、と感じた。そして、「こうゆう援助がこうゆう費用でできるのが、社協(社会福祉協議会)にあるよ」と話した。実現はしていないが、興味をもって聞いてくれた。
- 地域で困っている人がいたら、声をかけることが増えたように思う。
- △△区は福祉に対する考え方、対応のレベルが高いことを知り、良い地域に住んでいると実感いたしました。
- 地域をみる目や意識についての変化はあまりないが、会社員時代と比較すれば視野は広がった。
- 先進的な取り組みをしている自治体であることを実感した。
- 支援を必要としている方が多く住んでいて、必要な支援は一人一人異なることは話では聞いていたが、具体的に知ることができました。
- 介護高齢者に対する地域住民間の意識の差を感じました。
- 私が担当した被後見人は、50歳で亡くなりましたが、本人の人生はそれでよかったのだろうかという疑問が残り、その後、社会の各事件等で亡くなった人の情報に接すると、その人の人生がどうであったのかということを考えるようになりました。
- 自分の住んでいる地域に、どのような利用できる福祉施設や制度があるのか、それは利用しやすいものであるのかどうかなど、日頃から関心が持てるようになった。
- 高齢者、知的障害者に対する関心が高くなった。
- 地域で働いている関係者の多さと苦勞、また支援を必要としている人の多さを知った。
- 支援を必要とする高齢者が身近に多くいることがわかった。後見人が就く人よりも、さらに多くの人が“予備軍”的に存在するので、地域社会全体で「見守る」ような環境ができれば良いと感じている。
- 地域で行われていることに目を向けるようになりました。また、自分がどのようにそれらの活動に関わっていくことができるかを考えるようになりました。
- 行政や社協などの「公助」「共助」システムを、いわば内側から知ることができた。「公助」「共助」システムが、これほどに機能しているとは想像していませんでした。
- 福祉サービス等、いままで馴染みがなく知らなかった活動が、思っていた以上に多岐にわたりたくさんあり、なおかつ足りていない部分もあるのだと思いました。
- 周囲の高齢者の生活で困っている人には気をつけ、相談先を紹介しています。
- 身近に市民後見人を必要とする人が多いこと、困った時に相談できる組織や団体等々がたくさんあること。
- 本来であれば成年後見制度を使ったほうがよさそうな方でも、利用せずに何とか生活している方の存在を意識するようになった。
- 街中で支援を必要とする人をみかけた時、どのような生活をしているのか、何か困っていることはないか、自分にできることは何かなどを考えるようになった。
- 世の中にはいろいろな人がいるのだと想像はしていたが、リアルに感じた。
- 人を見るとき、同じ地域の仲間だという視点が加わりました。
- 認知症の方や身体が不自由な方に、少しでも役に立てればという気持ちを持つようになりました。
- 地域の中に、援助を必要としているまたは将来必要とする高齢者が、たくさんいらっしゃることに気づいた。
- 身近に後見人が必要なことがいくつかおきましたが、親族がいる人はそれなりに何とかできますが、親族がいない人が問題だと思えます。
- 街中、駅等で、高齢者や障害者についての意識が高くなったと思います。
- 高齢独居宅等の生活状況はどうか？ と意識するようになりました。
- 支援を必要としている方が、研修を受ける前に何となく考えていたよりずっと多く、またさまざまな形で身近におられることを実感し、地域を見る目や意識が変わったと感じます。

- 会社員時代は(自分の職場ではですが)、意見を明確に主張することが求められましたが、支援員になってからは利用者さんのお話を聞くことに徹する姿勢がまず求められていることに気づきました。私が知らない情報、知識もたくさん持っており、こちらが勉強になることもしばしばです。
- 依頼人の財産をしっかりと管理する責任の重さ。
- 地域で成年後見制度の利用を必要とする人の役に立ちたいと思った。
- 生活保護受給者のなかで、高齢者、身体障害者と精神障害者への対応。
- 視野が広がった等。
- 自宅のお向かいに男性の独居老人がいます。年末の厳冬期に電気代未払いで電気が止められていました。ご近所の方は民生委員に言う対応してくれると言っていました、年末の仕事納めも迫っていたことから、それよりも対応が早い地域包括支援センターに、私が電話しました。電気も復活し、短期間でしたが給食サービスも適用になったようです。知識が役に立った気がしました。
- 現在の後見人制度の問題点がより鮮明になった。
- 高齢者、障害者、特に独り住まいの高齢者は見守りが大切と思う。
- 病院での患者様との接し方に慎重になりました。ベッドサイドまで行き、直接患者様とお話などもします。
- 自分らしく普通の生活をするようにすべきであるというノーマライゼーションの考えのもと、高齢者や障害者の普段の暮らしの質を少しでも高めていく必要性を感じた。
- これまで、地域住民への後見業務に携われることへの期待と不安が交錯する思いがありましたが、研修課程で町を歩き交う人々を凝視していると、地域における障害者や高齢者の存在が我が事のように思えるようになった。
- 本人が何を望んでいるのか、どのように生きたいのかを、相手の立場で常に理解しようとするようになった。
- 地域における介護サービスの見方。
- 高齢者福祉関連の事柄に関係が深まった。
- 困難を抱えていると思われる方に目が向くようになり、自分から声を掛けられるようになった。(以前なら、どうしたのだろうと思いつつ素通りしていた)
- 地域発信のイベント、ニュース、チラシを注意し、できる限り参加したりしている。
- 権利擁護の意識が変わりました。
- 高齢の1人生活が多いことに気づかされた。
- 大きく変わったとは思わないが、電車の乗客、人の笑っているところなど、ちょっとした目の前のことや人などに、気づけるようになった。
- 今後さらに独居、認知症等増加傾向のため、後見人制度は必要です。
- 人との関わりが自然体で接することができるようになってきました。
- 自分を含め、より地域の資源に意識が向くようになりました。
- 高齢者が増えるなか、支えてくれる方が必要です。気軽に相談できる場所が必要。
- 周りの人の様子をよく見るようになった。また高齢者の方で心配な方がいると、しばらく見守るようになった。
- 地域の活動に積極的に参加し情報を得るようになった。
- ひとりで行動している高齢者の様子を、何気なく観察するようになった結果だと思いますが、2名の認知症の方を保護しました。
- 生活困窮者や独居高齢者に思いを馳せるようになった。
- 高齢化率が高い地域なので、成年後見制度についてアピールが必要ということを感じた。対象者だなど思う方々に、ちょっと声がけしている。
- 地域の高齢者を見る目が、少し優しくなったような気がする。
- 障害のある方に対する、無意識ながらの偏見のようなものが払拭された感があります。
- ちゃんとしなければという思いと、人に優しくという思い。

研修を修了して地域をみる目や意識がどう変わったか

- 地域では、後見制度に対する理解はほとんどなく、一方で何らかの形態で後見のような支援を必要としている人は、潜在的に多くおられることを感じた。
- さまざまな関係機関がネットワークを作り、それぞれの立場や役割で地域住民を援助していることが理解できた。
- いろいろな勉強会に出席して、知識を習得し、地域で貢献できるものがあれば参加したいと思っています。
- 地域での支え合いの重要性。それを担う人材の育成が重要と痛感した。
- 地域ではまだまだ成年後見制度の理解は進んでいないが、ニーズが無いに越したことはないのかもしれない。一種のライフネットなので、まずは地域の老人会や民生委員活動のネットが機能維持することが最重要だと思っている。
- さまざまな取り組みをされている方がいるということ。行政等、人手不足等があると思いますが、連携して取り組まれている事が分かったこと。
- 地域で行われているボランティア活動にも興味を持つようになった。成年後見等に関わるようなものにアンテナが伸びていると感じます。
- 地域福祉に目を向けるようになった。
- 社会福祉に携わる関係者の多様な目、考え方があることを知り、視点を変えたものの見方をするようになりました。
- 全般的に今までより周りをよく見るようになった。
- まわりから頼られるようになった。
- 行政や地域は、社会の弱い人々に対しさまざまな手を伸ばしていることも、新聞等のマスメディアからの情報だけでなく、実体験として実感することができた。
- 困っている人がいれば、積極的に手助けしようと思います。
- 福祉活動全般に対する理解。介護保険制度についてと市民後見活動との関係。
- 私個人だけでなく、本業実務においても、高齢者や要介護者、生活困窮者や生活保護受給者等に対し、(福祉課や社協など)どの窓口に相談すべきかのアドバイスができるようになり、たいへん役に立っています。また、高齢者等に対し積極的に相談を受けるようになりました。
- 地域に後見人が必要な人、または近々必要になるだろう人が目につくようになった。
- 一人で生活している方の不安、それに対する対応を親身に考えないといけない。
- 助けを必要としている人が予想以上にいるということに気づけたこと。
- 表には出てこないが、認知症で困っている方は大勢いるのだろうと。もし相談されたら必要な支援をしてあげようと思います。
- 民生委員を確認した。
- 日に日に、周りの人々、近所の人々の姿で、杖をついた人や介護ホームに入所する人が目につくようになった。
- 高齢者の一人暮らしや、ウォーキングで心もとなげに歩く人に、目が向き声かけするようになった。
- 地域活動の重要性を感じるようになった。
- 高齢者が多い社会になったことを実感。いかに常に人間らしく生活するかを考えるようになった。
- 仕事で独居老人と接するが、死亡したらどうなるのか気になる。
- 老人に目が行くようになった。老人に対するサービスの不足も感じるようになった。
- 受任した場合、財産のない方をすることになると思うが、いろいろなケースの人をやるようになると思うので、その人の生活状況、考え方を注意深くみるような感心は増えた。
- 後見人を必要としている人がいないか？ 関心を持つようになった。
- 具体的に何かすることは無いが、居住者の生活状況に関心を持つようになった。
- いろいろな制度の改正があると、自然と目が向くようになった。
- 社会貢献への意識が高まった。
- 成年後見人の活動がますます必要になってくることを実感。

- 近所の人にも支援を必要とする人がいるという目で生活するようになった。「市や社協に相談してみてもは？」と声をかけることができるようになった。
- 被後見人になるということ、他人事ではなく自分事として考えられるようになりました。
- いかに市民後見人を必要とする人が多いかということ。現実には社会がそれに対応されていないということ。
- 自分が地域で生きている人達によりそって生きようとしているのかを考えるようになった。
- 直接手出しをすることはできないが、外に出歩いている中でそれらしき人を見ると、それを生活で、こうしたらよいか等と考える。
- 福祉施設職員に転職した。
- 自治体ごとに同様の目的で研修されて「後見人」を育成しているが、地域によって温度差がかなりあって(!)、国が目指している方向にいかどうなのか疑問(!?)。自治体ごとの事情があるにしても、「質」のバラつきが今度どうなっていくか(!?)。各(自治体・社協)の考えが問題なのか…。
- 今まで普通に暮らして来て分からなかった、社会に助けを求めている方が多くいらっしゃることに。
- 明るくワイワイしている△△市にも、助けを必要としている人がとても多くいて、それに気づいてあげられることができたかと考えるようになりました。
- 地域の身寄りのない高齢者を守る仕組みがあることを知りました。
- 日頃から道で会い挨拶されていた方と、しばらく会えないと心配になる。会えなくなる前に、話しかけておけば良かったと思うことがある。
- 市役所は届出をするところの印象が強かったのですが、年金や福祉制度について市役所でいろいろと対応してくれていることが分かりました。
- 現実にお困りの方が大勢いらっしゃるのだと実感いたしました。
- 援助を必要としている人は、身近にいると思うようになりました。
- 普段の生活では見落としていた、弱い立場の方々の存在を改めて知ることになった。
- 後見人の必要性がさらに深まった。
- 勤務先が県外であり、自分の居住地域への関心が希薄であった。今回の研修で、自分の生活の基盤は居住地域にあることを自覚し、地域で何が起きているか、何が生活の課題であるのか、どういう活動が行われているかに目を向けるようになった。
- 日常生活自立支援事業、地域包括支援センターの活動等、興味を持つようになった。
- 時間があつたこともあり、そのほか役に立つ資格を探すようになり、応急手当普及指導員(消防)・(日赤)、災害救援ボランティア支援センター運営スタッフ、防災士の資格を取得しました。
- 高齢化の進む中で、どのような社会になるべきかについて、権利擁護という視点をもって地域活動をみるようになりました。
- 今まで気がつかなかったところ(障害者等への意識)が、あらたに見えてきた感じです。
- 地域支援といいながら、実際は不十分では？ と、近隣への意識が変わった。
- 身近に支援を必要とする人がたくさんいるのだと感じるようになった。
- 成年後見人は独居高齢者事例しか知らなかったのですが、障害者も多いこと。誓約書等での身元保証人欄はあっても、後見名称での記載は周知されていないこと。保険業者や銀行窓口でさえ後見人の理解がされていないことが、数年前は多かったです。
- 周囲の後期高齢者や障害者に目がいくようになり、権利擁護や各種制度の有難さ、大切さを感じるようになった。それらを案内したり利用するには、まず自分が学ぶ必要がある。支援活動での疑問等は、自治体等のしおりや冊子、窓口、社協専門員、福祉関係者、ネット等でその都度解決し、知識を広げるようになった。
- 複数の自治体に制度の紹介をした。

研修を修了して地域をみる目や意識がどう変わったか

- 法人後見支援員活動で、関係者や関係機関からいろいろ見たり聞いたりする機会があり、感じることも多くありました。地域の社会福祉施策や障害者について、見る目や意識が変わったと思います。
- 後見制度があることを具体的に知り、必要な場合は検討できる安心感を得た。
- 社会的弱者と言われている人たちは、何故そうなったのかと考えるようになった。
- 近所に一人暮らしの人が思ったより多く、この先不安な気持ちで過ごしていることが分かった。
- 障害者の人達への行政・民間の支援体制や施設など、思いのほか多くの人々が支援・サポートしていることを知った。
- 自分が生活している地域に所属する班の独居老人、認知症老人を確認し、見守り、声掛けするように努めている。
- 一人暮らし、高齢者、障害者に対して理解しようと、困っていることなどに気持ちが向く。
- 後見のこと、日常生活支援のこと、社協、包括支援センターのことを、茶の間などでも折にふれ名称を話している。口コミの力は大きいので。
- 施設の運営(方法)と地域密着。
- 自分がいかに狭い範囲でしか生きてこなかったかと思いました。さまざまな立場の方がいらっしやると考えると、気をつけて話をするようになりました。
- 孤立している人に手を差し伸べることの大切さを改めて認識した。
- 2000年の法改正以前の禁治産(者)制度の浸透がまだ残っており、家族で抱え込む等々が壁になっていると思った。
- 一人暮らしの方(とくに認知症や障害等がない元気な高齢者)が、近所とのつながりが薄く、かつ子供や親族がいない人が、どのように生活を行えばよいのか、またどこに相談等したらよいのかわからないという話をよく聞くようになり、目にするようになった。
- はたして自身が市民後見人に適しているのか疑問が残った。
- 高齢者・障害者について、記事やポスターなどに気づくようになりました。
- 権利擁護活動を認識できるようになったと思う。いままでは気にも止めていなかった。
- 施設や行政の対応など、興味・関心を持つようになった。
- 障害者に対する認識。
- 地域で普段生活している時に、会って立ち話をさせていただく時に、「困った時に相談されるところを知っていますか」と、おせっかいな質問をしてしまうことが増えてきたように思います。
- 自分も含め1人の人が多いので、将来のことを考えました。
- 制度があることでとても安心しましたが、実際に後見人の人間性でも変ってゆくことの怖さと、何が正解なのか…。
- 成年後見制度そのものが、思っている以上に知られていないことに気づきました。
- 判断能力のある時から、親族、近所との関係を含める意識が大切だと感じる。
- 独居者が思っているよりもかなり多い。
- 何か手助けすることがあれば…とあって、周りを見るようになりました。優しい見方ができるようになりました。
- 地域で、通り道で出会った人にあいさつし、会話をするようになったこと。
- 町内にも後見人制度を受けている人がいて、必要性を感じた。
- 地域や周りで一人暮らしの高齢の方を見掛けると、いろいろな制度があることを知ってほしいと思うようになりました。
- 障害者に対する情報があまりなかったですが、少しずつ理解してきているように思います。
- まったく知らない世界だったと気づかされた。
- 支援を必要とする方が身近にいるということや、支援をお手伝いするための人材の必要性を感じた。
- 高齢化が進んでいることと合わせ、支援を必要とする方は多いのではと考えるようになりました。
- 日常生活の大切さを感じる。自分のできる範囲でできることがあればと思う。環境が目まぐるしく変化する中、言葉がけはするようにしている。
- 道で行き会う人に、気軽に声をかけられるようになった。行き会う人に関心を持つことができるようになった。

- いままでは仕事関係、ニュース、インターネット情報が主だったが、身近な地域社会または社会の実情がわかってきた。
- 雑誌、新聞をよく読み、弱者に寄り添う気持ちが大きくなった。
- 一人暮らしの方について、お手伝いできることがあれば手伝ったり、近所の方々との交流の重要性も感じるようになった。
- 市内の介護施設の重要性と、地域包括支援の概念への理解が始められた。
- 意識が変わった。
- 最近是一人暮らしや、家族がいても良好でなかったり、後見人が必要な方が大勢いること。必要でもなかなか結びつかない人も多い…など。
- 地域で暮らすお年寄り、障害を持った方などに、目を配るようになりました。
- 独居、虚弱、認知症、障害等のある高齢者が、緊急時、災害時にどうなるのか？ どうしたら良いかと気になるようになりました。福祉に興味を持つようになった。
- 水面下で、弱者の方々のために多くの方々が働いていることに感謝です。
- 声をあげれば、手を差し伸べてくれる機関がこれほどあるのかと知る一方、知らずにやり過ごし困ってみえる方も多いことに気がつきました。
- 今までは気づかずにいたが、後見人が必要な人がかなりたくさんいることがわかった。
- 高齢者の一人暮らしの方などが、日常生活の面で困ったことがあったら、研修で学んだことをアドバイスしようという気持ちが強くなりました。今まで無関心だった自分が変わった気がします。
- 知識の向上に役立つ。
- 弱者に寄り添う姿勢の社協が身近にあることを嬉しく思いました。
- 近所の障害者(精神)に対し、地域で見守って共生していくことを知った。(以前は恐くて追い出したかった)
- 研修を受けるまでは、どこか他人事でしたが、お年寄りや障害のある方への見方や接し方が変わりました。
- 支えられる(できる事)事があれば、話をうかがい次へ繋げたい。
- 母の認知症が進んできた時期と重なり、意思を十分に伝えられない人への対応の方法。
- 財産管理が不十分な方に対してのアドバイスができるようになった。
- 今は健康で生活できている知人・友人・地域の人々が、将来何らかの支援が必要となった時のことを考えているのか。誰か相談できる人がいないのであれば、窓口になりたいと思うようになった。
- お年寄りや認知症の人をみると、元気なうちに後見人に相談したほうが良いと思うようになった。
- 自分が生活している地域は高齢世帯が多く、この先どのように変わるのかより考えるようになった。
- 支援を必要とする人が大勢いることを知りました。
- 自分だけで悩まず、地域福祉サービスを利用したり、介護保険、包括支援センターを利用すること。
- 後見人制度を必要としている高齢者、独居老人が今後増えるので、この制度は広く周知していくことが大事だと思うようになりました。
- 人と人が支え合っていてできる“人”という漢字。共生社会の実現に向けて、改めて“支え合い”の心が大切だと思います。
- 外出した時など、周りの様子や高齢者など見かけると今まで以上に気になり、挨拶はもちろん声を掛けることが多くなった。
- 地域で暮らす高齢者や障害者の生活について気になるようになった。今やっている活動を将来もっと広げて、見守りなどできたらいいなど考えるようになった。
- 地域の一人暮らしの方や、ちょっと困っている様子の方に、以前より目がいくようになりました。また、地域にある障害者福祉施設など、ここはこういう事業をされているのかなどと気にかけるようになりました。
- 障害を抱えて生活している人達の立場にたって対応するようになった。
- こんなにも多くの方が生活支援を必要とされていることに驚きました。
- 高齢者以外への対応の重要性。
- 超高齢化社会における地域社会の在り方を意識するようになりました。(地域包括ケアシステムの実現)
- 独居世帯、高齢者夫婦世帯の日常における問題点を深く考えるようになった。

研修を修了して地域をみる目や意識がどう変わったか

- 特に声掛けするわけではないが、私自身の行動の範囲内で、見守る視界の中で見守るという気持ちを持つようになった。
- 実践業務で取り組む姿勢が芽生えた。
- 後見人でなくともできることを模索した時に、現在の高齢化が進む中で、自分が住んでいる地域の高齢者の見守りの大切さを感じています (!!)。
- 地域で困っている人が身近にいるのではないかと、今まで以上に何か手助けできることはないかと考えるようになった。何か、自分にできることはあるかと気になるようになった。
- 高齢者、障害者の暮らしへ(どんな気持ちで暮らしているか)の関心が高まった。
- 高齢者、障害者福祉、施設とその利用効果を学んだ。
- 困っている人に声をかけるようになった。
- 手入れされていない家を見ると、住人の生活状況が気になります。
- 自分以外の銀行通帳を扱うことで、銀行などの手続きを間違いなく遂行するために、さらに慎重にしている。どのように見られているかも緊張して過ごしている。
- 福祉について知らないことがたくさんあると感じました。まだまだ充分とは言えないかもしれませんが、さまざまなサポートがあることを知りました。そして、実は身近に助けてくれる方がたくさんいることを知りました。
- 社会福祉関連施策、施設、制度への関心が高くなった。
- 地域の困り事に関わるようになった。
- 住民構成の再認識、民生委員の役割等に関する興味関心が高まる。
- 高齢者の生活に興味がおき、何か関わる機会があればよいと考えている。
- 自分も地域の担い手であることに気づかされた。
- 地域で役に立ち活躍する一員になりたいと思います。困っている人がいたら、助けになりたいと強く思うようになりました。
- 地域活動が積極的になった。
- 町内の助け合いのボランティア活動に参加するようになった。
- プライバシー保護と見守り。どこまで支援できるのか？ すべきか？ 支援の考え方を相手の立場で考えるようになった。
- 自分の生活する地域の福祉はどうなっているのかと思うようになりました。
- 円滑な後見業務を行うためには、後見人と被後見人の居所が近い必要があるかと思っています。地域において近い距離に成年後見人の候補者が何人かいるということは、地域包括ケアの実施に必要なことだと認識しました。
- 地域の福祉関係についての情報や、成年後見制度の情報を知ることができ、福祉関係の制度等がわかったように思います。
- 介護施設の仕組みを知ることができた。そして働く人の大変さを知ることができた。(時間管理・何度も繰り返し会話をするなど)
- 受講前はなんとなく知っている程度でしたが、研修を重ねるたびに、本当に心が重くなりました。まだまだ困難なことが多いと思いますが、後見制度の普及活動が活発になってきていると感じます。新聞記事などで目にする機会も増えてきて、ますますその活動に参加し、少しでも地域に役立てるようになりたいと思います。
- 個人の視点でなく、地域の人たちと協力して地域共生社会づくりをすることの大切さを学べたと思います。
- 特に高齢者の方の回りの環境が気になるようになりました。
- もっと何かやれることがないのか？ 継続できる仕組み作りとは？ いろいろと疑問を持って考えるようになりました。
- 地域の高齢者の方へ目を向けるようになりました。
- 保健師なので、介護保険の施行と同時にできた成年後見制度。法律は苦手と避けていたが、研修で学び、人権、権利擁護、尊厳についてもっと大切にしなければと思った。地域には障害を持った方、外国籍の方、犯罪を犯し更正されようと頑張っている方等がいること。どの人も大切にされなければならない。地域を本当の意味で見えていく、自分の物差しだけで地域を見ないで欲しい。いろいろな人がいることを知ろうとして欲しいと、強く同じ地域に暮らす人たちに伝えていきたいと思った。

- 独居の方、障害をお持ちの方に目が向くようになった。
- 地域社会に多くの障害者が生きているのだなと改めて感じた。
- 冷静になった。
- 思っている以上に高齢化が進んでいる。
- 具体的に高齢者の周辺の状況を確認した上で、本人と接することができるようになった。
- 困っていそうな人を見かけたら気に掛ける。
- 地域の中で住むには、後見活動の必要な方が多いと感じた。
- 自治体で生活する中で、自分でお役に立てれば、何か力になればと、声を掛けられるようになった。
- お年寄りの方が多いので、この方にサービスが必要かと気になります。
- 多くの知識と知恵とご縁をいただき、活動を通して出会えたすべての人たちとの出会いに感謝でいっぱいです。
- 地域にいらっしゃるお年寄りの方が何か困っていないかなど、一歩踏み込んで心配できるようになったのと、自分の親の将来についても、兄弟や親本人を交えていろいろ話す機会を設けることができました。
- 一人で生活されている方の権利が守られているのか気になります。△△市は高齢化率が高いと聞いているので、これから先大丈夫かと気になります。
- 自分の住む地域でどんな人がいて、困り事など抱えていないかなど、気になるようになった。
- ますます、困っていらっしゃる方のご相談をうかがい、適切なアドバイスをしていきたいと思いました。
- 養成研修を修了して変わったことは、日本の社会や社会保障、高齢者の状況を知りたいと思ったことである。2007 年高齢化率 21%、2010 年日本の人口が減少。2060 年でも高齢化率は生産年齢層等の減少により、高齢者人口が減少しても、高齢化率は 40%未滿と予想されている。さらに、2040 年までに、「単独世帯」次いで「ひとり親と子の世帯」が増加率が高いと予測されている。高齢者一人を支える人数をみると、2020 年 2.0 人で 2045 年 1.4 人に減少すると予測されている。このような事情があっても、日本人として生まれ、自身の幸せを考えながら、日本のために政府を信頼し いままで人生を頑張ってきた高齢者一人ひとりの 有終の美とは何かについて考えたいと思った。
- 成年後見制度を、現状に合わせた高齢者が使いやすい制度にし、専門家を中心とした内容・実践も確かな制度運営が重要と考えられる。市民後見人養成研修を修了したが受任はしていません。ですが、研修を受けたものとして、受任以外にお役に立ちたいと考えています。成年後見制度を中心とした、医療・介護・福祉等の研修を受けたものとして、有償の人材活用でお役に立ちたいと思います。このアンケート結果を集約・分析したものを、修了者に広く周知し、今後の参考にし得る資料として、HP 等に開示していただきたいと強く要望します。
- どういう人生や現在の生活援助？と少しは思うようになった。(人を見て)
- 高齢者に声をかけるようになった。
- 施設訪問で利用者とのコミュニケーションが取れるようになり、何を考え何を必要とされているかを意識するようになりました。
- △△市民として、互いに支え助け合うことが大切と感じている。
- お一人様が今から増えて行く感じで、私なりに役に立ちたいなどと思いました。
- 外出の際に見かける人の年齢層や歩行状態の観察をするようになった。
- 今まであまり見えていなかった地域の高齢者が、大勢老人施設を利用している実態がよく分かった。地域に暮らしている高齢者に、一言でも声をかけるようになった。
- 今、シニアクラブの役員をしていますが、高齢者の方に市民後見人制度があることとお話することができました。
- 弱者への思いが変わりましたね。
- 老人福祉の問題掘り起こしとそれへの取組み。
- いままで、あまり関心もなかった周りに対して関心が出てきた。市の広報も、読むようになった。自分の場合はどうしたらいいのかを考えるようになった。
- 地域のグループホーム、その他の施設等に目が行くようになった。

研修を修了して地域をみる目や意識がどう変わったか

- 自分の住んでいる自治体での成年後見の周知、普及。
- 後見人という制度を考える必要がある。今後、必要とする人が急増すると思われる。
- 地域ごとの福祉事業(サポート参加)等の情報を気にするようになった。
- 高齢者の暮らし、高齢に向かう暮らしについて関心が高まった。
- 本人の意思を尊重することが大事だと、考え方が変わりました。
- いつか地域に恩返しができると思い、市民後見人をボランティアとして選びました。養成研修を受けて以降、地域の社会資源を知ろうとしたり、行政の取り組みを知ろうとしたり、被後見人の入所施設の意識向上に尽力したいと考えたり、地域に愛着を持つようになりました。
- 高齢の方を見るとき、話の様子や動きに注意を払うようになりました。
- 市民後見人として活動されたいという熱い思いの方が以外に多いということ。
- 市民成年後見人の研修を受けてから、福祉系通信大学で学び、社会福祉士の資格を得ることに繋がっていった。その学びの過程で、地域を知ることが意識することになった。
- 地域の人や周りの人を一人ひとりより深く感じるようになった。
- 近隣の老人の方の暮らしぶりをよく観察するようになった
- 高齢者等へのより敬意ある接し方ができるようになった。
- 困っている人がいないか気になるようになった。
- 判断能力が十分でない人には後見人がいることにより法律行為ができること。
- 困っている方に、以前より優しい言葉をかけることができるようになった
- 相手(対人)に対する見方など。
- 誰にも知られず、困った状況の人もいるのかもしれない。市民後見人というものをもっと周知していったほうがよい。
- 高齢者、障害をお持ちの保護者の方たちの様子、これまで自分の家の生活のみだったのが、地域で生活する方々に多々目を配れるようになった。
- 高齢化社会、核家族の問題など、いろいろなケースがあり、とても社会勉強になった。いろいろな病気があることがわかり、それについても理解するように、知識を得るようになった。
- 地域のなかで困りごとがある方を早期発見できるよう心がけ、その後の支援へつなげるための相談機関も把握しておく。
- 社会福祉協議会がこのような福祉活動をしていることを知りとても感動しました。
- 周り的高齢者や弱い立場の人と対して、見守ろうという気持ちが生まれた。
- 自分を守ることに繋がったと思います。
- 地域のご老人に目がいくようになった。
- 認知症など加齢に伴う諸々のことが、より身近に感じられるようになった。
- 高齢者を注意深く見るようになった。
- ずいぶんと多くの方が地域福祉に取り組みされていたことを知りました。
- 特に高齢者の言動・行動などに興味を持つようになった。
- まだまだ市民後見人の制度が理解されておらず、必要としている方にも制度の利用方法が伝わっていない。
- 近辺でも高齢者が多く、子供世代との同居も少なくなっている。後見人の必要性を感じている。
- 福祉以外にも、その他生活に関わる情報にアンテナをはって知っておくことが大切だと思うようになりました。
- 認知症に関する記事に、より関心を持つようになった。
- 判断能力が低下しても、市民後見人の活動により安心して生活できると考えるようになりました。
- 独居の方に対する注意のレベルが上がりました。
- 市の広報誌などに目を通すようになりました。事業としてイベント会場の現場にいると、高齢者の方やお子さまや障害者の方たちが来られますが、以前と比べ積極的に接するようになりました。
- 今までは後見人についてまったく知らなかったのですが、周りで必要とされている方々がたくさんいらっしゃるということが

- わかりました。困っておられる人には後見人制度をお伝えしてあげたいです。
- 病院の対応、死後事務、年金事務所など、市民後見人として関わることと家族の立場とは違うと思いました。
 - 自分を含め、私達の毎日が法によって守られていると改めて知ると同時に、何かあった時、法で何ともならないことがあるということ—あまりにも知られない。
 - 権利擁護の意味が少し理解できました。
 - 思った以上に高齢化社会が進んでおり、独居での生活でしなければならない手続きがあることに驚きました。高齢者にとっては、介助者がいなければ、受給できる支援も受けそびれていることが多いのではないかと危惧します。
 - 自分の住んでいる地域をもっと良く知ろうという意識が増えています。たとえば利用するスーパーの掲示板をよく見たり、ウォーキング時にいつもと違う道を通って変化など感じるようにしています。
 - 友人にも「必要としている人がたくさんいるよ」と教えられました。なかなか素人が近づけません、(直接)何かで役立てればいいなあと声かけしています。(後見人の修了をしていること)
 - 自分の住んでいる地域で、自分が何かできることがあり、自分にとっても意義のあることになると感じた。
 - 誰も一人で生きることはできないし、死ぬこともできない。地域を支える一人ひとりができることを、できる範囲で助け合っていけたらと思うようになりました。
 - 地域の人への感心度が深まった。
 - 利用者支援において、身寄りがいない方への対応も落ちついて行えるようになった。
 - 一人暮らしのお年寄りや、知的障害のある方のご家族の様子や将来について思い巡らすことが増えました。
 - 身近な高齢者や知的障害者の困り事に関して、簡単なアドバイスをすることがたまにある。
 - 一人暮らしの高齢者に、声かけや生活状況を意識するようになりました。地域全体で関わりを持つようにしないといけないと感じた。
 - 民生委員の活動時に、後見人をつけたほうがよいのでは等の見方ができるようになった。
 - 独居老人や認知症の人が、研修修了者と出会っているのか心配になった。
 - 必要としている方が多いと思いました。寄り添ってあげられればと思いました。
 - 多様性の意味および大切さを痛感している。
 - これからの将来や生活や管理などでお悩みの方々がたいへん多いことに気づかされました。
 - 判断能力がないように思われる方は、こちら側で決めていくものと思い込んでいましたが、それは決めつけであり、自己決定や気持ちの表現にこちら側が気づけることの重要性を理解でき、考え方が変わりました。
 - 権利擁護の観点から、お困り事を抱えている方にどのように接すれば良いのかを考えるようになった。民生委員の活動の幅が広がった。
 - これまでは、隣組はじめ同じ町会の方々の独居老人さんや、障害を持つご家族がおられる家庭の方々とのお付き合いがあり、お世話等もさせていただいておりましたが、その範囲が広がり気にかかる人が増えてきました。
 - 成年後見人が、弁護士や司法書士でなくても、実地で裁判所から依頼されていることを知った。
 - この方にはどんなお手伝いができるか、多く考えられるようになった。
 - 高齢化が進む社会の中で、互いが助け合うことと、地域社会の重要性。その発信。
 - 民生児童委員活動に生かしています。
 - いろいろな方がいるのだなと思った。
 - 仕事に就いています。認知症の関わりも多くあり、後見人制度の説明も行います。
 - △△市の福祉制度や市の関連事項などを調べるようになりました。
 - 高齢化が進む中、相互の助け合いの重要性や、それを支える地域の重要性。
 - 市民後見人活動の実践のおはなしを聞いて、福祉活動の心得を再認識することができた。市民後見人活動の実践のおはなしは、「肉親や親友」に手を差し伸べる情景が浮かび、頼もしい活動が伝わってきた。「コミュニケーションを最重要としつつ、どこまでも笑顔で接する気持ち」は、素晴らしいと思った。

研修を修了して地域をみる目や意識がどう変わったか

- 自己決定支援の大切さを再認識。
- △△市は市民後見人を多く輩出し、先に後見人になられた方からもお話を聞かせてもらえる。一人で不安であっても、役所の方や多くの方が支えてくれる。
- 地域福祉の現状を見る目と問題意識。
- 現在地区長 5 年目ですが、地区長として地域のお年寄りをもっと見守っていきたいと思いました。
- 社会的弱者への接し方、考え方が変わった。
- お話を聞いて、いま何をしてほしいのか？ それをどうすれば解決できるのか？ 市の方につなぐ等、気にかかるようになりました。
- 一人一人、どのように支えていけば良いのか？
- 高齢、障害等、横断的な視点が身についた。これまでは高齢者といった分野ごとに研修してきました。共通点と専門分野と視野が広がりました。
- 積極的に参加することの大切さを学びました。
- 市民後見人を必要としている人、また、つけた方がいいと思われる人が多いこと。今後ますます増えていくだろうと思われるというのが、わかってきました。
- ヘルパーの仕事をしている時に、利用者か抱えているの問題をより深く理解する気持が芽生えました。
- 民生委員として高齢者への対応は行ってきたが、そのなかにもさまざまな方がおり、専門的視点からの●●の意義や必要性について認識することができた。
- 地元の地域包括支援センター主催の講座等に参加するようになりました。後見人活動に関連するニュースに敏感になり、ウェブサイト等をチェックするようになっています。
- 地域で支え合う必要性の啓発が必要と感じた。行政が後見人制度の必要性を持たないといけないと感じた。
- 市民後見人の役割について学び、後見人としての活動も経験できた。
- 後見人を必要としている人がいることがわかった。
- 地域や自治体があまり成年後見人について積極的な発信がない。
- 自分の親が要介護状態になったため、介助者として地域資源を意識するようになった。
- 高齢者、障害者の独居の人をみる目が変わりました。
- 人間を見る視点が変化した。
- 自分の意識改革をした。
- 社会の理解に役立った。
- 高齢者に対する、元気な方と話しをすると考えてしまうことがある。(認知症の初期に当る？)
- 思っていた以上に、社会的弱者の方々への支援・援助のしくみが、またその実際が整ってきている。このことを地域住民の方々に広く知ってもらえるよう努めていくことが大切である。
- 市民と地域社会との関わり方がどうあるべきか。少しですが理解できたように思います。
- 私自身が聴覚障害者であり、母子家庭であり、母親の介護もあり、ギリギリのセーフティゾーンにいます。社会資源として支えとなる後見人のことを、ちゃんと地域でも知ってほしいと思いました。
- 地域はさまざまな方が暮らしており、地域で弱者を支えているのだと感じました。
- 今まで自身の周りにいなかった(成人の)障害者が身近に思えるようになりました。
- どのような方にとっても「後見が必要か」という目線で見ることがあります。ただし、必要だと思える方でも、皆がそのようなことは難しいことだとも分かりました。
- どこかで誰かが見守ってくださっているという思いがあった。
- 同じマンションに住む方の障害に関して気がつくようになった。
- 普段は地域の福祉活動をし、見守り訪問や地域の方の相談を受けることがよくあるなかで、以前より適切なアドバイスができる。より信頼を得るようになったと思う。

- その人にあった援助について。
- 高齢で一人暮らしの方を見ると、やはり本人はたいへんな努力をされているのかなと思う。
- 福祉関係の施設がこれほど多く地域と密着に利用されていることを知った。
- 地域と活動等に積極的に参加するようになった。
- 自治体への見方。
- 高齢者が地域で住みやすくするにはどうすればよいかと考えるようになった。
- 地域でいろんな人達と関わり、ボランティアすることが増えた。
- 顕在化していないが、支援が必要な人は同じ地域にも存在すると思うようになった。
- 友人知人に、周りの方の話を聞いたり、日自の話などをする。
- 自分の住んでいる地域にも必要な人がおられると思えるようになった。
- 1. 社協と行政との関わり、区別が、まだ理解不足であると思っている。
 2. 実務をして、座学との差。実態は千差万別でありTPOの必要性を痛感した。
 3. 地域での、特に老人一人暮らしの人に接していこうと積極的に思うようになった。
- 地域をみる視点となると特に変わりませんが、日常生活自立支援事業等、どういうふうなやりとりをして接し方をしているのかが気になるようになりました。
- まだ直接該当される方を身近に思いつかないですが、町で高齢者の方を見かけると、自分に何ができるのだろうか？と思うようになりました。
- 自治会役員をやっているので、地域の一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯へ関心を持つようになった。
- 成年後見制度を必要とする方々が多いことに気がついた。
- 過疎地域なので、正直、後見人の需要は少ないと思っていましたが、かなりたくさんケースありびっくり (!!)。いまでは、当たり前のように思うようになりました。
- 仕事で後見人さんと関わる時、どんな役割なのかがわかり、接しやすくなった。
- 何に困っておられるのか、何を必要とされているのかを知ろうとしていなかったのが、どうしたら困っている方のお手伝いができるかを考えるようになった。
- 子供のいない高齢者、子供がいても県外在住で支援してもらえない高齢者が増えていることを認識しました。
- 地域に社会福祉に関心を持つ人が少ない。関心を持っていても声を上げる人が少ない。関係者OBとして、ライフワークとして取り組む必要性を感じた。
- 自分の知らないことばかりある。
- 一人のひとに多くの人たちが携わり支えていることを知り、感謝の気持ちになりました。当事者や利用者の立場の人が個々に感謝の気持ちがあるのかは、疑しいところもあります。
- 研修を修了したことで変化はありませんでしたが、実際受け入れてからが変化が多かったと思います。
- 介護の実態を認識した。
- 高齢者福祉について大切なことがわかった。福祉施設にもいろいろ違いがあることを知った。
- 地域の実情を深く知ることができ、共助の必要性を痛感しました。
- △△市は箱ものや上部の福祉にお金を使っている。他の市町村では、微にいった取組みを行っていること。
- いろいろな状況にある方々の思い。
- 町内行事などで他者との関わりを以前よりも持とうと思いました。
- 人生設計を考えるようになった。
- できる範囲で助けてあげたいと思います。
- 町内会で必要としている人がいないか見守るようになった。
- 自分の主観ではなく、その人の主観を大切にする。
- 自分や家族が最後を迎える時の準備をしないといけないと思いました。

研修を修了して地域をみる目や意識がどう変わったか

- 認知症にかかる人が増加するなか、支援する人は必要だと思うので、役に立つ事があれば関わりたい。
- 人々はつながっていると感じるようになった。
- 権利擁護されるべき範囲の理解が進んだ。
- 物事を総合的に見る習性があったが、個別ケースについても意識するようになった。
- 視野が広がった。
- 制度を利用して安全な生活を送ってほしいと考える。
- 主体的な取り組みを自覚するようになった。
- 日々の生活を援助できる人が身近にいることの重要性。
- 講師の先生方の指導があれば、生涯の就労計画が立ち得る。
- 一人暮らしの方の数年後が心配になる。(今は何とかなっているが身寄りがない方)
- 夫婦2人で、重度の知的身体麻痺の子供を育てている。その今後。自分にできることはないか？
- 地域に支援を求めている人がいるのではないだろうかと思うようになった。政治など(福祉政策など)に、それまで以上に興味をもつようになった。
- 地域では生活する権利(と表現してよいのかわかりませんが)を尊重していきたいと思っている。
- 社会福祉協議会の活動の有用性を知った。
- どのような介護福祉サービスをしているか気になった。
- ボランティアしようという人は中高年で、反対に講師陣は若い。この制度や分野が比較的近年のモノだと感じた。
- 一人暮らしをしている方や外出をしておられない方などの声かけをできるだけしています。
- 独りで判断することは避け、相談。思い込みの判断をせず、ゆるやかに見守る。
- 多くの方が、ボランティア活動を含め、社会の活動に参加されているのが分かり、私も少しでも活動に参加できたらと思います。
- △△市における市民後見人の活動及び普及等には限界があると感じた。
- 高齢者が多くなるなかでも、平凡に暮らしておられるように見える人々が、実は困難を抱えていることが感じられるようになった。
- 地域住民の方への成年後見制度の説明や相談に応じるケースが増加しました。
- 一人暮らしの人等、成年後見の話ができる。
- 日常生活で困っている人の支援ができ少しでも役に立てればという考えが生まれた。
- 被後見人の思い、心情を深めることができ、痛みと苦しみに少しながら寄り添うことができるようになったと思います。
- 研修を受け、地域で何か役に立つことがあればいいなあと思いました。
- 生活のなかの仕事(ハウスメーカーにおけるアフターお宅訪問)において、お客様への配慮や提案、そして話(相談)の受けとめ方が変わりました。また住民や知人へ市役所の話をしたり、被後見人になるときの話をするようになりました。みなさん、参考になる話とよこばれます。具体的に考え始めた方がいらっやいます。
- 地域の人から相談を受けやすい奮闘気作りに気をつけている。
- 後見人としての責任の重要性を再認識。
- さまざまな特性をもつ人が暮らす社会で、その人たちに多くの人たちのちょっとした支援が寄せられている。
- 後見人より民生委員としての意識変化あり。
- 生活が困窮していると思われる人に対し、家族等は十分な対応ができているか気づくようになった。
- 後見制度を必要とされている方がたくさんいる。
- 仕事からだけではわからない、裏の事情が知れた気がする。(高齢者デイサービス)
- 元気で普通の生活をしていると見えなかった、弱者といわれる人々の実能がよくわかった。
- 地域で市民後見人の活動が必要とされる度合が増加していると感じる。独居老人(高齢者)が増えていることと、家族者、親族関係が薄れ、断絶状態が増加。重要性を感じたり、いろいろなケースがあることも感じる。

- 高齢者・障害者研修を修了してからは、少しでも力になり役に立つことがあればと、福祉の方で関わることができるようにと思います。
- 人それぞれに多種多様な考えがあるから、私の基準で物事を捉え、簡単に答えを出しては人とぶつかるばかりになる。人それぞれの生活や言動を肯定的にみられるようになった。
- 高齢者の方の困り事を今まで以上に聞くようになった。
- 自宅で過ごしたい認知症の方への気持ちの理解度。
- 日常支援、市民後見人制度を利用すればよいのと思う。利用されている人と話すことで、利用者に喜んでもらっているかな。
- いままでも地域の方々と関わってきた(民生・児童委員9年)ことから、高齢化が進む中、お互いに助け合わないと生活できなくなるといったことを強く思いました
- 映像で、家のなかがかぐちゃぐちゃになっているのをみたりするとよくわかります。何もできなくなり、誰かがお手伝いにはいらないといけないし、生活面でも困る。
- 一人暮らしの方が増えているか→目につくようになった→男性の買い物がする機会が増えた。
- 介護を受けるまでの手続きが複雑すぎる。手続きで仕事を休んだり。家族が困る介護制度かもしれない。(ワンストップ制度)
- 支援したりされたりすることで、お互い生活がしやすくなったりする。住みやすい社会になるのではと思った。
- 高齢者の一人暮らしが多いので、日常の声かけなどを大切に思うようになった。
- 地域の方と触れる時、細かいところが気になるようになった。
- 実に対象者(施設内での)が多い。
- (自分の居住する)地域に支援を希望される方が多数おられる。
- 必要な人に必要な資源の提供。
- 福祉関係について。個人と行政とのかかわり方について。
- 共助共生の意識が高まった。
- 家族構成はどうなっているのかとか、支援は必要なのか等に、思いを寄せるようになった。
- いろいろな事情がある人、問題を抱えている人がたくさんいらっしゃることを再認識しました。
- 生活保護の人、障害者の人を意識するようになった。
- 私の住んでいる地域でも高齢化が進んでいるので、なるべく話しを聞いたり、日常の様子を観察したりして(何かあったら)声掛けをするようになりました。
- 他のボランティア活動に関わる際、「この人は今後、自力で生活できるだろうか、支援者はあるのだろうか」という視点で見守るようになった。
- 普通に生活されているようでも、陰ではいろいろな支援で生活されている方が多数おられるのだという見方ができた。(予想だにしていなかった)
- 弱者の目線に立つようになった。
- 市民後見人になるという目標ができ、定年退職後の日々の生活に活力が湧いた。
- 平素から地域のコミュニケーションが大切で、地域事業になるべく参加。
- 独居高齢者への声かけ。
- 自分自身も終活のため、意向や財産を明記しておく。
- 研修を重ねるたびに、後見人の必要性が重要であることを再認識する。
- 後見人制度も初めて知り、無知な自分を知りました。いろいろと研修をしていて、当人さんはどれくらい後見人さんに支払われているのか、生活がなりたたないため後見人をつけられるのか、お金の管理ができない方に後見人をつけられるのか…事例を勉強しているところです。
- すべてのことについて感心があり、地域に対する気づきや行動ができる。

研修を修了して地域をみる目や意識がどう変わったか

- 平素から地域のコミュニケーションの機会になるべく参加する。困ったら頼むと発信しておく。独居高齢者には声がけする。
自分の両親も高齢化し認知症傾向。本人の意向をしっかりと確認しておく。自分も終活として、財産や意向を明らかにしておく。
- 近くの一人暮らしの方や、障害のある人(認知症)の方の生活状態が気になる。
- 一人暮らしの方を見て、まともにされているか。
- 自らが暮らす地域を誰もが暮らしやすくするため、市民としての知見や経験を活かして、同じ地域に暮らす人の権利擁護を行い、よい社会を求めて行動する存在になりたいと思った。
- 意識して目が向くようになった。
- 支援していくなかで、ご本人が活用できるサービス等をより調べるようになった。
- 一人暮らしで将来に不安を抱えている人が多いが、制度を利用していけば、そんなに心配ないと思う。
- 人それぞれ考え方があり、また相手の立場になって、その人の生活を支援するために何が最善なのか、また必要なのかを再度考え、地域にとって自分が必要な人間でありたいと思います。
- 私でもお手伝いできることがあればしたいと思った。
- 世の中には、いろんな事情で大変な思いをしている人が大勢いるのだと思った。そんな人の役に立ちたいと思いました。
- 福祉に対する意識。
- ご近所の高齢の方について、お子様がいらっしゃるか否か、どこにお住まいかが気になるようになった。
- 職場の利用者の保護者の視点に立つことができるようになった。
- 高齢者や障害者が困っていきそうな時に、思い切って声をかけられるようになった。
- 県外に住む要介護の親が制度利用対象となるのか、ケアマネに相談することになった。
- 地域での活動・行事を意識するようになった。
- 市民が健全に生活できる支援がさまざまにあることを知り、そのサポートにできるだけ関わっていきたいと思うようになった。
- 地域福祉のセーフティネットとして市民後見人がいることを知った。
- 高齢で独り暮らしの方がいると、何となく安否が気になるようになった。
- 何らかの援助を必要としている人がたくさんいる現実を知るようになった。
- 思ったよりも相談できる場所が身近にあったように感じました。
- 独居高齢者等の困り事などについて考えるようになった。
- 一人で困っている人がいる。
- 日常生活支援として、接し方や考え方を少し考えるようになった。
- 一人暮らしの人の動向を気にするようになった
- 成年後見制度に対して積極的に取り組んでいることを知った。
- 一人暮らしの老人が気にかかった。(できる事をしたい)
- 今のままでは、高齢になった時に住みにくい。(地域のつながりが薄い)
- すべての人が、たとえどのような状態になっても自分らしく、楽しく暮していただきたいと、以前にも増して手も目も心もかけられるようになりました。
- 高齢者や障害者と接する時、成年後見人が就いたほうがいいかなあとか考えるようになった。
- 支援員として活動する上で、利用者の声を聴くことを大切にしたい。
- 障害者や認知症高齢者との地域での共在意識が高まった。
- 人は一人では生きられない。支え合って生きている。
- すべての人が尊厳をもって生きていける社会の実現に役に立ちたいと思ったし、自分の地域ではそういう努力をしている人が多いと思った。
- 地域の高齢者と会った時にどんな生活状況なのかと意識するようになった。

- 後見制度の理解が得られた。
- 「人権」ということを常に考えるようになった。
- 近所に高齢の方がいらっしゃる場合、何か手伝いができれば手伝いをしたいと思うようになった。
- 見守りが必要な方への見方、話しかけ。
- 市民後見人制度は、まだまだ広く知られていないように思う。自分もその中の一人だった。これからは、そんな機会があれば、お知らせしていきたい。
- いろんな人がいることを知った。
- 困ったことを抱えている人はいないか、意識が変わった。
- こんなに大変だと思わなかった。
- 後見を希望される方が存在すること。
- 高齢者を見かけると、何か困っていることがないか…とか思ってしまう。
- 1、自助 2、共助 3、公助で、4はなくて、5はご近所…に寄り添う。
- 地域福祉に関わる事柄等を、行政区役員会で責極的に伝えている。
- 高齢者の方々がいずれは体験し、克服しなければならない現実があるということ。
- 独りで生活されている高齢者と接する時に、近くに身内がいらっしゃるかどうか気がかり、お声掛けをしたり生活ぶりを拝見するようになりました。
- 適正な制度の活用は住民を救済できる。
- 地域に問題となっている人々にさらに深くかかわる意識として大事な要素であると改めて思った。
- 研修前より関心があったので少し深みにはまった感じ。
- 後見に興味がある人が多くいることに気づきました。
- 一人でお暮らしの方のことが気になりました。
- ボランティアセンターなどで、何かお手伝いできることがないか探したりしている。何かお手伝いできることがないのかなど考えたり、うまく言葉にできないのですが、こういう時にどうしたらいいとか、考え方、見方、関わる方法など変わったように思う。
- 私の叔母の面倒を見ているが、叔母に置き換えて考えてみたり、知人の相談などを聞いてアドバイスをしてあげられるようになった。
- やはり地域の問題点として、家族環境や日常生活への不安、そして後見人に立つ方も高齢者に近い年齢で、とにかく自分自身の健康面にも気を配る意識、万全な行動にも適応できる。若い世代の関心にもっていけるようにも変化させる、見る目が必要でもあります。
- 現在、△△市の65歳以上は人口3人に1人。市民後見人を早く育てる必要があると感じている。変わらないという結果は、市民成年後見人として活動していないためわからない。
- 一人暮らしの高齢者の方に目がいくようになった
- 高齢化が進み、ますます権利擁護事業の必要性が増すと思った。
- 社協の支援領域の広さを認識する。
- 何でも一人では難しい。お互いに助けあい、後見人などの力を借りて(力を合わせて)見守ってもらいながら、自分らしく生活していくことの重要性を感じる。
- 変わったというか、地域の方が気になるようになった。実践して、研修のようにはいかない。
- 子供、お年寄りが安全に暮すために、どんな地域資源があるか気にかけるようになった。
- 判断力の減退とともに、自分の身でありながら、自分の思う通りに日常生活が生きることができない方の多さを知り、市民後見人の必要性和普及の大事さに気づきました。
- 一人ひとり生き辛さを持っておられると思う。少しでも地域に根づいて、生活できるように、見守りや、お手伝いができればと思うようになった。

研修を修了して地域をみる目や意識がどう変わったか

- 後見制度についての社会の認知度が低いと感じた。
- 制度利用を必要とする人がたくさんいると思いますが、実行に至っていないと思います。
- 地域の参加。
- 地域における高齢構成●？ 及び 相互援助のあり方。
- 成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する
- 一人で道路を歩行している方や、危険な運転をしている方が増加し、事故が増えていると思いました。信号のないところを歩行している人も増えた。通信販売等の契約の心配もするようになりました。
- 自分の老後の準備と対策について考えるようになった。
- 近くに一人暮らしの老人が多いので、気に留めるようになった
- 生かされていること。人に奉仕できる身体と仕事があること。
- 地域により深く目を向けるようになった。(老夫婦世帯や一人暮らし世帯)
- 表面には現れていなくても、いかに助けを必要としている人が多いかに気づいた。
- 状況の違う方と接点をもったことで、生活環境などの大変さや、人々との関係・信頼性をもつことの意識。
- 変わった!! 身近なところで知らないことがいっぱいあることをあらためて知る。
- 理念だけでなく、実際の活動がすばらしいと思いました。人と人の関係性(市民と行政も)において、障害者、高齢者、生活困窮の方々大切にされている地域だと認識できました。
- 地区においても、一人暮らしの方がだんだん増えていることに改めて気づきました。
- 地域でお一人暮らしをされている方が相当いらっしゃると改めて感じました。その方々の困り事等が生じた時に、少しでもお手伝いができればと思っています
- 地域の出来事や、住民への気使い、気配りが深くなったような気がする。支援を受けようとする人は、個人々々持っている気持、状況がまったく違う。そのような人達が、以前は生活保護のことを知らなかったし興味もなかったが、受講してからはそのような方々への意識が高くなりました。
- 講座を受ける前は、自分の置かれている環境の範囲でのことしか知らないことに気づく。いろいろな人達が生活されていることを、生々しく知ることとなる。
- 認知症の方や身寄りがない方の担当をしている方へ、後見人センターの紹介をするようになった。
- 成年後見人としての活動はないが、地域内の独居老人への目配りや気配りができるようになってきた。
- 独居や認知症の方たちの生活は、困ってないかと気になる。
- 一人暮らしが無理な方が、子供・おいなどの世話で施設入所し(後で知った)安心していたのですが、本人の意志は尊重されていたのかと後から思いました。「こういう制度もあるよ」と一人暮らしの友人に話している。
- 高齢者(知っている人たち)に、今の段階で何が必要かを考えるようになった。
- 自分自身、もしくは回りの人がどうしていいかわからない時には、手を差し伸べてくれる人、くれる場所があることを知ることができた。話を聞いてあげたい。
- 後見制度の内容及び将来の自分の姿、身をもって意識するようになった。
- 高齢者に積極的に声をかけるようになった。
- 民生委員としての地域の見守りに関して、高齢者の方々をみかけると、一人暮らしかな、大丈夫かな等々、声かけもするし、いろんなことを想像します。
- 相談支援の仕事をする上で、本人保護のための手段として勉強になった。
- 市民後見人が必要とされるような住民が存在するかどうか、地域の方々のことを気にかけるようになった。
- 親なき後の支援が必要な方が多いこと。

5. 修了者調査 記述回答

市民後見人養成研修修了者調査票の
問8(市民後見人等に選任されている方が課題と感じていること)の
記述回答を一覧化したものです。

市民後見人等に選任されている方が課題と感じていること

- 弱い者いじめなど、SNS を通して弱者を中傷し、拡散して行く傾向があり、便利さがアダになっていることが多い。
- 私を含め地域住民の方々は、家族に権利擁護が必要な人(たとえば認知症)が発生するまで、権利擁護活動の内容に関心がない。発生後は、その人の世話でいっぱいになり、他の人を見る余裕がない。したがって、自分に余裕がある間に、地域の認知症の方のお世話をする時間がない。本来は余裕のある間に、地域の認知症等の支援をし、自分の家族にそのような人が発生した時には、地域の方々から支援を受けるという循環が必要だが、その循環ができていない。課題は、既に多くの啓発事業はなされているが、余裕のある人に権利擁護活動に参画する一歩を踏み出してもらえるように啓発することだと思ふ。
- 福祉についてよく判らない人も多いのでは。地域包括支援センターや民生委員等、気軽に相談できる地域作りが必要では。
- ボランティア活動という位置づけでは、活動する人の責任が重すぎる(特に市民後見人)。
- まだまだ助けが必要な人がいると感じているが、ご本人や家族が、地域包括支援センターや社協とかに助けを依頼することに拒否感があるように思えます。どうしたらもう少し身近になり、相談しやすくなるかが課題かと思ひます。
- 施設入所者等で判断能力がなく、本来後見人が必要な状態でありながら、施設等の好意で支援されているケースがあり、何らかの事故が懸念される。
- 活動を知らない人が多いので、啓蒙活動がさらに必要だと思ふ。支援を受けることに敷居が高いと思ひている人も多いため、やはり啓蒙活動は大事だと思ふ。
- 市民後見人のボランティアに近い位置づけを廃止し、ひとつの仕事として活動するほうが活発に業務を遂行できると思ひます。
- 個人の人権擁護の観点から、各々の担当者により見え方が変わる。
- CM の領域、訪問看護師・HP さんの領域、社協専門員の領域と、各々線引きがあり、よく情報共有しないと本人の日常生活がままならない様相になってくる。認知症の悪化に伴い、人権の考え方に温度差が生じると感じる。情報の共有というよりは、意見の相違で上手く調整できないときがある。
- 一般の方は、このような権利擁護の制度があるということを、あまり認識されていないように思ひます。何となく、自分には関係ないと思われるように思ひます。
- 地域貢献活動を行う意欲のある人がたくさんいるにも関わらず、彼らの受け皿になる仕組みが少なすぎるのではないかと。
- 市民後見人についても、意欲を持った研修修了者が選任されないまま数年を経過したために、意欲を失いつつある実態がある。彼らのモチベーションの維持を図るための仕組み、他の貢献活動への誘導などを検討してはどうか。
- 市民後見人の認知度が圧倒的に低いことと、いざ地域で後見人が必要な方がいたとしても、どこから繋がるのかわからないため、活用されていないと思ひます。
- 市民の認識不足。PR の充実。
- 現在の世の中全体が、自分ファーストが強くなりつつあり、他人のことは後回しの感が強いので、ボランティアオンリーには無理があるのでは？
- 被後見人に寄り添い、身上監護もより良くしたかったが、受任時すでに施設入所しており、コロナ禍で面会もままならず、2年弱で亡くなった。
- 施設入居されている方の担当をさせていただいています。担当ケアマネとの連絡もスムーズに行えています。
- 窓口のハードルが高ように思ひます。
- 後見人の仕事をはじめて4か月ほどで、そこまで考える余裕はありません。
- いかに本人の意思をはっきりと言わせ、これを守るかです。
- 世間の認知度が低い点。自治体の助成額が低い。

○課題としては、

- ①こういう制度があることが、まだまだ地域に認識されていないので、広報活動が必要。
- ②高齢者の中で、人の世話にはなりたくないという思いがある方も多く、制度に結びついていない方が多くいる。
- ③金融機関や医療機関の認知度が低く、スムーズにいかないこともあるので、行政での体制づくりが必要だと感じる。
- ④専門職と違い、資格のない市民に財産管理を任せるのはとても勇気のいることだと思うので、もっと研修を充実すべきだと思うが、仕事を休んでまでとなると難しさを感じる。

○養成研修も無報酬で 60 時間。フォローアップ研修も無報酬なので、報酬があれば参加率も上がるのではないだろうか。

○この活動がすすむ中、嫁に行った娘(住所も苗字もちがう)が、高齢の両親を実家で介護することになった時、銀行等の手続で、後見人の申立をすすめられることが多くなっています。もっと現場で柔軟な対応ができると良いのですが。昔は楽でしたが…。

○地域での周知が少なすぎると思います。

○ここ2年間は、コロナの関係で病院、施設に入所している方々への支援が思うように動けなく、本人の面会等がほとんどできない状態です。電話連絡等でも限界を感じている状態があります。

○成年後見制度の認知度がまだ低い。制度活用のための広報活動が必要と感じています。

○町内会などの活動の停滞による、地域住民のコミュニケーション不足。

○コロナ禍の影響もあり、病院や施設での面会が禁止されたり、町内会活動も自粛、民生委員も訪問を控えるなど、人と人との関係が希薄になっている。落ち着いても、それが日常になってしまうような不安も感じる。

○法定後見制度は、特に後見類型において、意思決定が本人よりも家族、後見人の意向に偏りやすい傾向があると指摘されている。自己決定支援が難しいのが背景にあると思う。しかし、法定後見制度は必要で素晴らしい制度なのは確かである。後見人に受任される者は、市民後見人養成講座を受講し修了しています。しかし資格・免許ではありません。制度を利用するのは、認知症に罹患した高齢者と、成人した障害者ではないかと思う。障害者の親は、制度に対して興味もありますし、知りたい気持ちは人一倍持ち合わせています。他人に託す期間が長いほど、後見人に対して期待も大きいですし、慎重にもなります。ただ単に研修を修了しただけであり、資格制度でもない「市民？」など信用できないという言葉も耳にします。やはり、後見人の質を向上させ、信頼を築いていくこと。他人ではあるけれども、後見人に託せるとしてもらえる制度になることが大事だと思う。

○基本的に二人一組での取組で、相談しながら活動できる、また当初(市民後見人の活動に対して)理解を得づらかった金融機関、その他の関係機関も理解が進み、それぞれ成年後見制度の研修もされているので、今はあまり課題は感じない。

○後継者の育成。

○家族と暮らしていても、介護が困難な状態になって介護サービスにつながるケースや、独居で入院がきっかけでサービスにつながるケース等、早い段階で地域で状況把握できる体制が整うことが望ましいですが、コロナ感染の予防もあり、訪問も難しいことや、受入が難しい世帯等もあると思われ、簡単ではないと感じます。

○これからの活動としては、地域包括支援センターの役割がとて大きいものがあると思います。地域と被後見人支援チームをまとめて、被後見人が自分らしく生活するには？そして後見人はあくまでも被後見人の要望と立場に立っての活動を…。

○介護保険の運用が自治体ごとになっていて、移転先で援助が受けられない。住民票を移動しなければ住所不定になってしまう、生活保護受給者の場合です。

○対応に困ったり迷ったりした時、相談できるところがあるのでたいへん助かっている。心強く感じている。市民後見人活動する時(始める時)、相談できると知り、安心感があり引き受けた。

○負のイメージがあると感じる。利用されている人は満足している人が多いと思うが、支援されることで、地域生活を続けられる場合も多いはず。この部分の PR、支援員はお金を扱うことになるので、トラブルを未然に防ぐシステムが確立されると信頼度が増すと思う。

○生活支援サポーターをしているが、あまり活動の知名度がないように感じる。

市民後見人等に選任されている方が課題と感じていること

- 活動実績は少なく、まだイメージできない。
- イベントなど、いろいろな機会を通じて市民に活動実態を今以上に周知し、協力者が増えて欲しいと考えています。
- 福祉サービス関係者との情報共有の場がないため、利用者の方の全体像が把握しづらい。
- 感染対策が厳しすぎて、コミュニケーションが不足しています。コロナは弱毒化しているので、現状に合わせ緩和してほしいです。
- 地域の人々が互いに寄り添い助け合う姿勢と行動。
- 認知度が少ないのもっとPRしてほしい。
- 認知度が足りないと思いました。知らずに劣悪な環境のなかで生活している方がいるように思います。
- 柔軟な支援ができない。(サービスの狭さ、個人の好みの生活)
- 地域への広報啓発活動が少ない、足りない。
- 市民に理解が広がっていない。
- 広報、啓発(後見制度)ボランティアグループに入っていますが、まだまだ行き渡っていないので、これからも行政・社協とともに広めていくことが大事かと思えます。
- 地域住民による日常的な信頼関係が大事。小さなサインを感じる交流の場・機会が必要。包括センターができたので、相談のラインがスムーズになった。
- 支援者との距離感。
- 活動に制約がありすぎだと感じている。困っている人には、決まりにこだわらずサポートすべきです。
- やはり「個人情報保護法」が問題です。
- 生活支援員として活動を開始したばかりで、相手の方との人間関係をつくること、自分を知ってもらうことで、いま取組をしています。相手の考え、生活環境、収支のバランスをしっかりと見据え、要望と答えられる状況にあるのか考えられています。
- 地区の民生委員・児童委員、町内会の役員の方とのコミュニケーションをとる。
- 世の中へのPR(後見活動の重要性と後見人の地位向上)。
- 市民後見人の認知度。
- 支援員として活動する人が少ない。
- 任意後見契約についても取り組む必要があると感じることがあります。
- 障害のある方が地域で生活していくために、私たちが自然に手を差し伸べることができたら良いと思っています。
- 法人後見支援員として、身上監護で接していると、本人が求めていることが何なのかを理解したいと考えて支援をしているつもりですが、難しいです。後見を必要としている本人の意思を尊重し、状況等に配慮しながら支援をしていくのが大切だと思います。
- コロナ禍になったことで、福祉施設側が感染症対策を講じる必要があることから、家族との面会制限や、外部の見学、入居者の外出制限等、すごく閉鎖的になってしまい、建物のなかで何が起きているのか分からなくなってしまったことによる、入居者のストレスや介護、支援者のストレスによる虐待が隠れているのではないかと危惧しています。
- 市民後見人と伝えて活動するべきなのか、いろいろなボランティアをすべきなのか。どの拍子で伝えたほうが良いのか悩むところ。伝えたほうが認知度は出るけれど、どう思うかは人それぞれ。でもいろいろな活動をして、自分の知識が増えないと対応できないことはなくしたい。何時も悩むところですね。
- 後見人の活動をしている方との情報交換の場、指導や助言等。
- 被後見人が認知症を発症する時に、本人との意志確認が取れないことと、親族とのコンタクトが取れないことが負担に感じることがある。
- (身内のない方が)亡くなった後の対処法を、国、県、市、町、村単位で方向性を決めた方がと思うが、市民後見人として登録し、(本年より、市から市社会福祉協議会へ委託に伴い)法人後見の支援員として登録しているが、具体的な活動はしていない。

- 後見人を必要とする「ニーズ」があるはずなのに、市民後見人の実際の受任が少ないのは、後見研修のあり方とか、質の向上に何か課題があるのではないのでしょうか？
- 後見制度に関する広報活動を充実させる必要がある。
- 認知症の方々が、地域においてそのことを公表しない(隠す)傾向にありますし、地域の方々も見て見ぬふりをすることがあります。このことから治療が遅くなり症状が進んだり、行政による支援を受けられず、介護に疲れ家庭生活が疲弊している状況がみられます。認知症を公表しても良いと思われる地域を作るため、地域住民の弱者に対する意識の改善と本人・家族の意識改善が必要です。そのために、就学時より、たとえば認知症サポーター養成講座的な科目・授業を取り入れ、児童・生徒の時から弱者に対する擁護意識の醸成を図る必要があると思います。
- 支援を必要としている人に、適切に情報が届き、その人に適切な支援計画が組めること。民生委員との連携等(私の場合とてもスムーズにできている)。市民後見人なので、同じ目線で活動したり、一緒に愚痴ったり、また地域の様子を教えていただいたりしている。
- 市民後見の認知度が低い。当町では後見人の会を設立し、広報誌も発行しておりますが、それでも理解している方が少なすぎます。私の場合、被後見人は生活保護直前の方ですので、報酬どころかコピー代等の事務的経費などもまったく出ません。それでも世間では報酬があるからやっていると捉えられているようです。また、よく民生児童委員と比べられます。私はかねてから、民生児童委員がもっと充実した活動するべきだと思います。成り手不足の報道がありましたが、当町は人員は満たしておりますが、失礼ながら中身の問題だと思います。
- 活動を依頼されてからまだ半年余りで、まだその件までは分かりません。
- 入所施設の職員の理解に、施設間で差がある。
- グループホーム、施設などに入所している方達にとっての、施設との相性について。
- いろいろな制度があることを知らない方々が非常に多いと感じました。いろいろな方法で、もっともっとアピールしていくことが大事だと思います。
- 今後、高齢者が増加していくことに対し、支援者のマンパワーが確保できるのか？
- 後見人制度及び日常生活自立支援事業のパンフレットは、一般的に馴染みがなく、また専門分野のように思われ、手に取って読んでもらえないように感じます。この制度の仕組は、説明しないと理解できないと思います。ついては制度の概要について、福祉協員(ママ)や民生委員、町内会長の会議等を通して説明し、町内会長は地区の役員へこの概要を伝達するなどして、定期的にこれらの制度の理解、周知(回覧板等含む)啓蒙を図ったらどうなのでしょう。
- 裁判所および士業の方の一層の理解。
- 人の悩みはさまざまであり、要支援者の満足を得られるよう対処することが必要だと思います。時に同じ地域住民同士だと顔見知りの人もいます。気持ちを傷つけないよう気配りが難しいと感じます。
- 制度や活動が、まだまだ一般の方に認知されておらず、もっと広報、啓発活動が必要に思う。
- 市民への情報の周知方法、もっと気軽に相談ができるようになるといいと感じる。
- 地域住民の権利擁護活動への認知度が低く、何をどうやって利用したらよいか分からない方が多い。学校や地域行事等で啓蒙の機会を増やすようにして欲しい。
- ボランティアでないことに気づく意識づけ。
- 後見人の仕事ぶりについて、もっとわかりやすくPRしていく必要があります。特にどんな時に利用できるかについて、メリットも含めてPRすべきだと思います。
- やはり周知がなされていないというのが、そもそも発展しない理由だと思います。地域によって差があると聞きましたが、△△県はかなり人々の認知度や制度の普及度が低いということも、この講座で知りました。職場や学校など、いろいろな場所で、成年後見制度について知ってもらうような機会を作るとか、それぞれの自治体がわかりやすい冊子などを作るとかするとよいのではないかと思います。
- 相談窓口がわかりにくい。身近な資源として、成年後見人を利用するにはPRが不足している。社協そのものが市民目線のサービスとなっていない。

市民後見人等に選任されている方が課題と感じていること

- 被後見人(本人)の身になって、どうしたら本人のためになるのか、個々に違うので、丁寧に対応する必要があることを忘れないようにする。
- 活動開始当初は、なかなか次の受任者が決まらないと思っておりましたが、次第に増え、市民後見への移行案件も増えてきたのではと思っております。
- 成年後見(市民後見)制度や日常生活自立支援事業があまり知られていない。特に後者。
- 「後見」という言葉に抵抗を感じている方が多いように思います。(民生委員という言葉同様に)支援を受けることを潔しとしない風潮がまだまだ見られるように思います。
- 個人情報の保護があるので、どこまで入っていいのかわからない時がある。
- 「被後見人の思い」→病院を退院して自立したい(親族が責任を持てるなら退院許可が出る可能性にあり)と、「親族や地域住民の思い」→退院し自立したら、再び周囲に迷惑をかけるのでは？
…とのズレ。
- 被対象者がどのような支援制度があるのか、理解が進んでいないのが課題ではないかと思う。
- 制度をより分かりやすく、親しみのあるものと市民が感じられるようにすること。
- どうにもならなくなってから後見になる人が多い。市町村でももう少し地域を把握し、早目に手を差し伸べると良いと思います。
- 市民成年後見人として実務を体験したら、スキルをとることが必要(ママ)。
- 被後見人を支援してくれる関係者の役割を確認し合い、良好な協働体制を築くことが重要と考えます。
- 市民後見人制度があることを、もっと周知させるべきかと考えている。
- 医療と介護の連携の会があるように、成年後見センターと担当者の関係だけではなく、地域連携ネットワークの会議を毎月開催していくこと。各々が気軽に情報交換でき、相談もできるようにならないか？
「市民後見人」は「介護支援専門員」よりも社会的認知が低いのか？
- 各々の支援者、個人の力量に頼るのではなく、支援そのものの平準化を図り、組織的な体制を作ることが必要だと思えます。
- 人手が足りないと思います。私はまだ仕事もしているため、月1回しか活動をしていませんが、指示側の方がとても忙しくされているのを見て頭が下がります。活動をしている方の平均年齢が高い。次世代の方の参加は急務だと思います。
- 訪問先が少なく、現在は1訪問のみ。安心サポートの支援を行っていますが、内容が違うので、後見人としての支援を多く経験したいと思います。
- 受講生の年齢層が高く、思うように活動できないうちに引き継ぐということもあり得ると思います。フォローアップ研修も充実しているので、もう少し若い年齢の方にも関心を持ってもらい、活動していく必要があるかと思えます。
- 地域住民による活動を発展させていこうとするマンパワーが存在しないと、厚労省の構想も形骸化し、経験のある人達で形づくられ、一般市民は当たらず触らずの存在となるように思います。発展どころではないかもしれないとも感じます。
- 成年後見人として実践体験を発表し、関心や興味を持ってもらうようにする。
- 地域に多くの高齢者で支援を必要としている人がいるが、個人情報で把握できない。民生委員から、災害時や異常時に案内や誘導に力を貸してほしいなどと頼まれた。
- 責任が重い。自分の知識経験で対応できるのか、自分自身に何かあった時に、その後の対応は誰がどのようにされるのか。
- 後見人を選定するときに、家裁が関わることと思いますが、家裁からの選定者として、土業等の専門職が多いのではないのでしょうか？ 権利擁護活動にも同じことがいえると思いますが、専門職でしかできなかったことが、少しずつ市民に広げられているわけですので、家裁等から市民「選定」の形が広がれば、さらに発展していくのではないのでしょうか。ハードルは高いと感じますが。
- まだまだ生活支援員の仕事が知られていないように感じる。

- 個人での活動としては責任が重く、法人後見の支援員を増やしていくことに力を入れた方が、成り手が増えるのではないかと感じます。研修受講後に、法人からお声かけがあった方が良いかもしれません。
- 対象者の生活設計に積極的に関与できない。
- この制度を知らない人が多いので、もっともっと世の中に広く知らせるべきであると思います。
- 生活支援サービスを受けている方の、本人の体調、認知、経済生活、生活環境はさまざまだということがわかった。ケアマネジャー、民生委員、ヘルパーなど、各分野の専門家のチームが重要。
- (養成講座受講から)研修を経て実践と、高齢者が増えていくなか、仕方がないことと思いますが、活動をするまでの時間が多く掛かることです。
- 市民後見人をどのようにして増やすか。
- 施設に入所されている被後見人の権利擁護は難しいと感じました。
- 課題としては、後見人が人の財産目当てに犯罪を犯してしまうことがある。このことにより信頼関係が失われていく。それから、まだまだ成年後見人の必要性とか、△△市成年後見支援センターの役割等が、一般市民に理解がない。ならばどのようにして広めていくのかが問題である。
- それぞれの自治会の協力を得ることです。チラシを回覧板に回すだけでは、今一步理解されない。思い切って広報活動の一環として、各自治会の会長・副会長、青年部、女子部といった方々の理解を得て、集会の議題とする。
- 自治体・委託元から、自己啓発のための研修や講座の案内が少ない。
- 行政、社協、他の福祉活動団体との交流、意見交換がない。
- 自治体のなかで、似たような権利擁護活動を行っている部局・課が多いと感じる。横断的、有機的に連携や協働できるようにする有効手段の発見。
- 社会福祉法人との共同後見をしていることから、被後見人の方のための情報共有が重要であると感じた。
- 成年後見制度の手続きを開始するにあたり、認知症の方々本人の意思の確認があいまいなまま開始となっていることがある。また、認知症の方々で必要な方が多くいると思うが、後見人への報酬の理解が進まず、なかなか制度を前向きに利用しようということになっていかない。
- 申請から開始までの期間が長いという誤解も多くある。
- 健常者と障害者の垣根がある。それは知らないからで、知る機会があると良いと思います。
- 行政の支援。
- 権利擁護や後見人などの言葉を耳にすることは増えたように感じます。今後も良い意味で広がっていくよう、私なりに活動するまでです。
- 地域全員がコミュニティ意識を持てる、できるだけ多くの広報活動。
- 健康で問題なく暮らしていると、なかなか関心がわかないと思う。なので、権利擁護とは万人の問題であるとの意識がなかなか伝わらない。
- 独居老人等、支援を必要とする住民の急増が懸念される。
- 広報活動。
- 昨今、厚労省でも検討されているようだが、成年後見人は本人が亡くなるまで原則辞めることができない。現行制度が柔軟に交代できる制度になれば、より引き受けやすくなるのではないかと考える。
- ご自身の大変な時、ご家庭の大変な時を乗り越えた時に(60歳前後)、ご高齢者何人かを面倒みるという社会の醸成。
- 地域住民が、権利擁護活動がどんなものかを知ること。学ぶ機会が必要だと思う。
- 市民後見人としての認知度が低い。広報を通して知らせる必要あり。広報は市町村だけでなく、国全体としてのPR(広報)活動。
- 市民の皆さまに知っていただくことから始まると考えます。
- 制度の利用しやすい環境整備と、市民後見人等としての倫理行動規範が必要だと思います。

市民後見人等に選任されている方が課題と感じていること

- 詐欺や犯罪予防のためとはいえ、金融機関やライフライン企業(郵便局、電力会社、ガス、水道局等)の代理権執行にあたっては、まだまだ時間や複雑さを感じることもあり、制度に対する市民権を得ていないと感じます。
(登記事項証明書があるのに、一部企業では煩札?(ママ)を求められる)
- 市民後見(支援)センターとしての、バックヤード機能の放置(?)がぜひ必要だと思断します。書類等の保管、通信機器の使用等。司法書士等の専門家は事務所があり、通帳・個人情報等のセキュリティの確保は可能であるが、個人の場合は自宅での保管セキュリティに懸念が残る。
- 市民後見人を権利擁護活動に本格的に加えていくのであれば、その法的位置づけも明確にして、広報していくべきと思います。そうしないと拡充もできない。
- 成年後見人を必要とする人、その他障害を持つ人への擁護活動は、他人事であり、自分には関係ないと思っている市民が多いと思います。メッシュ細かい組織(たとえば、自治会、町内会等)での啓蒙活動が必要では。
- 市民後見人として、自立して活動したい希望がある一方、収入が低い(生活保護対象レベルの収入等)市民の不安を取り除くことが可能な、現在、取り組んでいる社協後見の支援員活動にも魅力を感じ始めている。可能であるならば、現在の法人後見の支援員としての活動を広げたい。
- (市民)地域の方に、成年後見や日常の対象になりそうだなと思う人がいたら、連絡できるようになるといいですね。そのためには、市民の方に知ってもらわなければならないので、市の広報などで、知っていただく機会を積極的に増やしていくことが必要なのかなと思います。(成年後見や日常がどういうものなのか)
- 一般企業の在職者ですが、市民後見人として活動しています。企業団体や商工団体の経営層に、CSRの観点から自社の在職者が市民後見人として活動することへの、認知度や理解度が得られる機会の提供があってもいいと思います。
- 私もそうであったが、一般の人々は成年後見についてあまり知らないと思います。自分がそういう状況にならない限りは…。市民後見については、さらに、もっとこのことについて積極的に周知する必要があると思います。それによってイメージアップも図られ、地域住民による権利擁護活動が広まるのではないのでしょうか。
- 利用できる支援があることを広く知ってもらおう。
- どのような状況、状態にある方が、権利擁護を必要としているのか、具体例を目にしにくいことが多いので、これからも事例を紹介する活動を継続してもらいたい。知ってもらえれば、活動に繋がる可能性も高まると思う。
- 後見人が得る、月々の報酬が高すぎるのではないかと? 市民後見人がボランティア(無報酬)で被後見人のケアをすれば良いのではないかと?あるいは自治体からの報酬(自立支援事業なみ)付与で良いのではないかと。もちろん、私自身は無報酬で後見活動を行っている。
- 現在は受任待ち(一度受任したが短期間で被後見人が死亡)。次の受任を待っているが、需要より後見人の方が多いようで回ってこない。
- 親族や専門職だけではなく、市民後見人を増やしていくのがひとつの課題と考える。
- 医師や看護師、介護職、ケアマネジャーとの連絡のあり方。
- 仕事をしていると、平日の日中、時間的に難しい活動もある。
- 後見人のような支援サービスがあることの周知。社会福祉協議会などへの支援。
- 市民後見に関しては、講習を受講して候補者となる数に対して、実際に受任する人数が少なすぎると思います。もっと積極的に市民後見を活用しても良いのではないかと思います。また同時に、専門職後見人と市民後見人の報酬の差が大きすぎ、市民後見の報酬が正当な報酬額となっているのか疑問はあります。
- △△区(社協)は市民後見、法人後見、任意後見の活動を積極的に進めており、また「利用促進計画」に則り、中核機関としての活動(主に親族後見人のサポート)も行っているため、現状では他の都道府県に比較して先進地区であると自負している。ただし、今後は中核機関としての活動のさらなる充実化が課題であると感じている。
- 後見活動を続ける上でのサポート体制や情報の共有化の不足が感じられる。
- 個人情報を守ることは重要だと思いますが、市民後見人が地域で活動していく時に、市民後見人は時間がある人やボランティアがやっていると思っていて、必要な情報を聞くことが難しいこと。

- 介護保険がどのように利用されているのか受講するまで知らなかったのが、権利擁護活動もそうですが、地域包括支援センターなどについても適切に広報して、一般の認知度を上げてほしいと思います。
- コミュニケーションを良くして、できるだけ本音を聞き出すように努めているが、なかなか自信が持てない。説明を尽くして、本音の要求を引き出すようしていきたい。
- 周知活動。
- 憲法・法律の順守を官公庁に期待したい。
- 収入や貯金の少ない高齢者や障害者の方でも、地元で最後まで困ることなく暮らしていけるようなサービスを進めてほしいと思います。
- 新しい事業等頑張ってくださいているが、基本の「寄り添う」の考えを忘れないで欲しい。地域住民が、自分自身の見識(経験)と社協の情報とで「寄り添う」ことは、何より心強いサポートになると思う。今まで何人の方が市民後見人の優しさに見守られ、最後をむかえておられるが、信頼されてお互いに気持の繋がる良い経験ができたと思う。
- 市民後見人や生活支援員を数多く育ててゆくべきだと思います。
- 「市民後見人」「成年後見人」の活動について、支援する側も支援が必要と思われる方達にとっても、内容を知るチャンスが少ない気がします。これからもっとこの活動を必要とする人は増えていくと思うので、専門職に携わっている方々のアピールを積極的に進めてほしいと思います。
- 権利擁護活動を知らない人が大勢いると思います。支える側、支えてもらう側、どちらにもこの制度を理解していただく良い方法があれば良いのですが…。
- 後見人としての(資格)証明を求められることがある。家裁の登記証は発行後6か月間有効とされるが、使い勝手が悪い。使う必要のあるときには期限が切れ、証明証取得から改めてスタートしなければならない。
- これらの福祉サービスを必要としている方の掘り起こし。
- 応募の方法が分かりにくい。
- 相談を受ける場所が身近にない。
- 後見人制度をもっと多くの人に知らせたい。
- パンフレットを置いたり、何か方法がないのかなと感じている。
- 行政の手続きが複雑すぎ。
- 活動を主体的に引っ張る組織作りとリーダー養成が必要ではないか。
- しっかりとした後見人との連携。
- もっと啓発を行うべき。
- 個人情報保護のため、地域へ支援を必要とする方の情報が伝わりづらいです。マンションのオートロックも増えて、隣人の顔が見えづらくなっています。また、人から支援を受けることを恥ずかしいと思う方も多く、近所付き合いの扉を閉ざす方が多いと感じています。
- 地域福祉権利擁護事業のネーミングを、もう少し親しみやすいものにしてはと思った。
- 法の狭間で、このような人がこのような支援を受けられればよいと思うことができない。例として、要介護認定がされない(受けられないー自立しているから)人への自宅の清掃等、週1回でも要支援等で受けられるー一緒にできるとよいと思う。
- 〈主様〉?(ママ)は施設入居、職員の方々のコロナ感染、予防対策等も含め、ご苦勞に感謝いたしております。権利擁護活動の発展は分かりません。
- 後見制度の理解にはかなりの知識が必要であり、また制度利用にあたっては、個人の生活の中に深く立ち入る必要がある。このことを、必要に迫られて相談会等に来られた高齢者(80歳以上?)に説明をしても、理解が難しいと思われる。たとえば、65歳の年齢に達したならば、必要性の有無に関わらず、他の福祉制度の情報を含めての情報提供の制度化が必要と思う。特に75歳に達した1人・2人世帯には定期的なフォローが必要と思う。
- 高齢、障害に関する理解啓発が重要。

市民後見人等に選任されている方が課題と感じていること

- 本制度の認知がまだまだ不十分だと感じています。生活者として、周辺に将来必要になりそうなケースが散見されるなか、ほとんどの人々がその分野に関心さえ抱かずに過ごしているようです。
- 成年後見は、一般の人には制度としてのハードルが高いと感じます。まず申立てに必要な書類が多く、気軽に相談できる雰囲気を感じられないこと(司法の制度はすべてそうですが)、制度が柔軟性に欠けることを感じます。被後見人の権利を守るためには、柔軟性をあまり許すことができないことは理解できますが、気軽に利用できる制度に近づける工夫が必要と思います。
- 介護人材の不足など、福祉現場の職場環境の改善が喫緊の課題であると感じました。
- 持続的な勉強。
- 人は地域のいろいろな組織・機関と生活に応じて接しているので、公的組織と民間組織が、それぞれの人の生活に応じて連携し、権利擁護活動を発展させていく必要があると感じています。
- 社会福祉協議会や地域包括支援センターを中心に、いろいろ活動をされていることと思うが、地域には生活上の問題や課題を抱える人が多くいると思うので、アウトリーチ的な掘り起こしに継続的に取り組んでいく必要があると思う。
- 首長申立のハードルが高い。もっと対象を広げた方がよいと思う。
- 市民後見制度を必要とする人は多いと思われるが、申立時の事務手続きの煩雑さや、金銭管理を人に委ねることへの抵抗感などがあり、それほど進んでいないと思われる。特に金銭管理の抵抗感については、高齢者本人や家族などへの働きかけを、機会を捉えて行うことが必要ではないか。
- 後見制度の柔軟な利用。○後見人に対してニーズがあるのに、市民後見人の活動までに至っていない。首長申立の幅がもっと広がってよいのではないかと。また、ニーズを拾い上げるべきケアマネジャー、地域包括センターなどが、市民後見人活動について知識がない。関与する人や組織が多いので、ついそうした「第三者」に気を取られることが多い。あくまでも被成年後見人さんがメインではあるが、その被後見人さんの周囲の人たち(たとえば入居先の特養やグループホームの相談員さんたちなど)の気分を損ねないようにすることに、家族の場合よりも気を使ってしまう。そうした周囲の関係者たちへの立ち位置が意外に定まっていない気がします。そこをどううまくマネジメントしていくのが課題と感じます。
- すべての人々が安心して、安全に毎日生活できるように、住民が周りに気を配ることが課題です。
- 高齢者に対しての知識はある程度周知理解されていると思うが、知的障害者への理解が不足しているのが課題だと思う。
- たまたま目にして、無料だと思って養成講座を受けたが、素通りしてしまう人がたくさんいると思うので、有名な人などに広報活動してもらいたいと思った。
- 支援する側、される側の意識のズレ。望んでいるのか、望まれているのか、とても難しい。
- 民法の一部である「成年後見法」は、日本が批准している国連障害者権利条約と矛盾して、いまだに「医学モデル」を採用している。早期に「社会モデル」に沿った条文に改正しないと、真の「権利擁護活動」の邪魔になる。
- 役所の手続きの縦割り状況が不便である。
- 現在の生活支援活動もそうですが、住まいの地域とは離れた地域での活動が望ましいと思います。結局は活動する人間の人柄であったり、持ち味で左右されるような気がします。
- 成年後見人を必要とされている方々に支援が届いているのか。実際に必要な方々を把握し切れていないのではないかと、疑問に思うことがある。
- 現在は市民後見人・生活支援員とも修了していますが、家族の介護、自身の年齢を考えると、60歳から70歳位が一番活躍できる時期だと思います。
- ①△△区では、人口の4分の1が高齢者となる現在、高齢者の孤立化を避け、社会との繋がりを持つような対応を強化すること。
 - ②障害者についても、障害者とその家族の社会との繋がりを持ち支援できること。
 - ③上述の①と②については、「包括支援センター」での支援体制は整っていると思いますが、相談に行けない人、支援制度自体を知らない人など、潜在的対象者などの対応や対策に注力が必要なのではないかと思っています。

- いかに住民意識を高めていくかが大きな課題だと思います。これは広報活動ではなく、時間はかかっても、教育による以外はないと考える。
- 支援を必要とする方の数の多さや多様さに対して、支援を提供する側の体制(人数やカバー範囲だけでなく、業務を進めるためのインフラ整備など)が必ずしも追いついていない、また、手間や時間をかけて実施したりしている(ために、数の多さや多様さに必ずしも追いついていない)ように感じる時があります。職員の方が、本当に熱心に誠実に業務を進めておられると感じるので、強く感じるのかもしれないです。
- 参考になるような図書の貸出しとかがあれば良いなと思いました。
- 活動をしてみたいと思っている人、関心がある人に、もっと参加のきっかけを提供できるといいと思う。これらの人の目に留まりやすいように、広報の仕方に工夫が必要だと思う。自治体の広報誌や社協の機関紙の記事だけでは、十分ではないと思う。
- 生活保護者の金銭管理で、通帳や印鑑を預かるも、本人がドコモ等スマホでネットにて商品購入。そのため金銭管理が難しい。利用金額設定も本人任せでは無理。ケースワーカー等行政で対応できないか。
- 制度の周知。活用しやすい仕組み。
- 多くの市民の方に、幅広く知っていただくための広報の拡充強化(利用、参加の両面)。
- 市民後見人が受任できる事案を増やすこと。
- 後見活動のための分かりやすいマニュアルの充実。
- 地域住民の参加を促すために、住民に役割や目的を持たせようとしても、押しつけがましく感じられてうまくいかない。ボランティアは自由意志で行うもので、方法も住民のなかから出てくるものに任せたほうがいい。知らない、関心がない人が多いので、呼びかける側は、関心を高めるためのよい例などを広報するのがいいのではないかと。
- 当事者の周りの、地域の人達の問題意識の醸成。
- お向かいの一軒家に、セルフネグレクト気味の男性独居老人がいます。玄関から門まで 10 段ほどの階段があり、足が弱り、体調も万全ではない様子で、不自由な生活をおくられているようです。こういう人への対応は、個人情報保護制度が邪魔をして、行政がどこまで関わっているのか、近所の私たちには見えてきません。たまに地域包括センターの車が止まっていますが、何をされているのか不明です。先日は、燃えるゴミの収集日の 3 日も前に、門の所に袋が 10 袋ほど並んでいました。夜中のうちに出されたのかもしれませんが。ゴミ収集の人が玄関先まで取りに行く制度の適用が受けられないものなのかと思います。地域住民による権利擁護活動といっても、その制度利用に辿り着くのに相当高いハードルがあると、見ていて感じます。制度利用は安価である、条件によっては無料であること等、費用面を含めた制度の周知を図るべきだと思います。
- 日本は、役所が出す情報に接する手段や能力がある人にとってはよいのですが、その手段を持たず、知識がない社会の弱者に対しては、なかなか助けの手が届かないと感じます。加えて、人の話を素直に聞けない高齢者も多いと思います。そういう人は自治会の回覧板も読まないかもしれません。ことあるごとに紙広告、TV 広告、バスの車内吊広告などで、簡単でやさしい表現を使って活動を知らせる方法を模索していけないものかと思います。
- 生活支援員として知的障害者のサポート活動をしています。片付けができない方なので、お手伝いの程度や方法が判らずモヤモヤしています。
- 市民後見人の選任ハードルが高いと考える。
- これから市民後見人の受任を予定しており、まだ分からないことだらけだが、権利擁護に関する情宣が充分とはいえないと思う。とにかく、ケアマネジャー、ヘルパー、地域、支援員社協、医療などと情報交換をし、活動する。
- 地域の方々の理解。市民後見人の育成活動の推進。人と人との繋がりを大事に。

市民後見人等に選任されている方が課題と感じていること

- 生活保護費を受給している、殊に知的・発達障害者や高齢者の住居について、障害や性格により共同生活に馴染めない者が、自立して独居生活を望む場合、賃貸住宅に入居することが困難なことが少なくない。本人が障害者で、生活保護費受給や高齢のため入居を拒絶されるケースが少なくない。貸主にとっては、低所得者のイメージが拭えないことや、独居死の虞から、本人に対する家賃滞納の不安や、近隣住民とのトラブルが想定され、結果的に断られるパターンが少なくない。具体的には、下記のような対策が求められると認識している。
 - ①生活保護費の見直し(国)や公営住宅入居基準の見直し(自治体)で、連携をより密にしフレキシブルな対応を行う。
 - ②自治体が主導し、一般地域住民に対して、障害者や高齢者に対する理解や協力を要請し、啓蒙活動を展開する。
- 市民後見人として、個人の立場で支援するのは限界がある。個人である以上、後見人に急な異変(後見人本人または家族がコロナに感染する等)があったとき、スムーズに支援の継続ができない(お金が下ろせない、被後見人に関するリアルタイムの情報の共有ができていない等)。社協などの法人が後見人になって、市民は支援員として関わるべきである。
- コロナ禍における支援のあり方。
- 市民後見人の責任の重要性に比べて、報酬が少ないように感じる。
- 成年後見人として担当していた方が、昨年12月に亡くなられた。新しい方の担当を希望しているが、10月現在、社協からの紹介もなく、ブランクが空き過ぎ。
- 市民後見人としては、本人の家族や親族の理解が得られていないのかと思うところはある。申立をする際に、家族や親族が本当に望んでいるのか、納得されているのか、不安や疑問を解消してからサポートに入った方が良いと思う。生活支援員としては、本人の希望と家族の希望が必ずしも合致しているわけではないケースもあり、その折合いをどうつけていくのか、一番良いと思われる落とし処を見つける努力が必要だと思う。
- 一つひとつの仕事は、体験して余裕ができるようになるために、自分なりの工夫や準備も必要!! なにしる余裕ができるよう、たくさんいろいろな面で焦りました。
- 市民後見人は、専門職ではないのに責任の範囲が広すぎると感じます。
- そもそも、権利擁護活動の発展と地域住民の意識を短絡的に課題があるという関係で捉えること自体に無理があるように思う。
- 独居生活をしている人が、安心して生活できるような支援を、さらに充実させる必要があると考える。
- 制度の名称は聞いたことがあるが、制度の詳しい内容は知らない。今の自分には関係ないと思っている方が多いと思います。制度の内容を広める人材も少ないと思います。
- 社協の方のご自身が抱えている件数が多く、人手不足を感じる。
- 市民後見の場合、ほとんどの事例で行政が申立の手続きを行っており、業務上の負担が大きいためなのかもしれませんが、なかなか利用が進まないように思います。市民後見人が、申立手続きの段階で何らかのお手伝いができるようになれば、行政の負担も軽減できるのではないかと思います。
- コロナ禍ということもあり、住民へのアピールをする機会がない。市民後見人や権利擁護に関心がない住民が多い。関わる方の高齢化。
- 市民後見人として受任をして活動していますが、地域の支援をお願いするために、町内会の役員、民生委員等にアプローチをして一定の協力を得ていますが、被後見人の地域での行動から、受け入れを拒否され苦戦している。
- 行政との連携をもっと深めることと、後見人制度をもっと社会に認知してもらう努力。
- 成年後見制度についての知識を持つ方が、行政や地域でもまだまだ少ないこと。成年後見の有効活用には、基本的知識だけでいいので持ってもらう、我々に繋いでくれればもっと普及して、必要とする方々の力になれると思います。
- 市民後見人の認知度と信頼度をどのように築いていくか。
- 後見人制度および行政や社協が活動している財産管理制度が存在すること、その運用制度の違いなど、広報活動が不足している。特に特養やGH職員が入所者の財産管理に苦勞しておられるケースもあり、もう少し制度理解が促進されてよいのではないかと思います。

- 住民や関係者においても、「権利擁護」についての理解が十分ではないと感じている。知識として理解していても、生活のなかや、実際の場面で反映できていないのではないか。地域住民がボランティアとして権利擁護活動の発展に関わることも減少しているように感じる。
- 個人情報の順守やプライバシー尊重で、風通しの悪い風潮がある。地域の住民のつながりの希薄化に輪をかける。民生委員の一層の活動に期待したいが、過重な負担や高齢化などで、人材難の課題もある。
- 権利擁護や成年後見制度という言葉、聞いたことがあったりしているとは思いますが、高齢者や障害のある方との関わりがなければ、分からない方の方が多いと思います。関わりがあったとしても、現実問題として自分に降りかかってこなければ、言葉だけが素通りしていると思います。
- 市民後見人の認知度がまだまだ低いと思います。PR活動がもっと必要と思います。
- 同じ視点に立てる人が少ないので、数少ない我々の側が横のつながりを作り、地域の方々を引き受けられる存在になることが理想。
- 市民後見人の認知度が圧倒的に低いこと。それにより、身分の証明でやや曖昧であることは問題ではないかと思う。市民後見人として、研修、登録が必須であるならば、△△市が身分を保障し、公的な身分証を発行、それを市民全体に周知をすすめる等すれば、職業後見人との差別化も図れる。より市民後見人として活動もしやすくなるのではないかと思う。
- 仕事との両立が難しい。
- まだまだ市民後見活動の啓蒙が充分ではないこと。市民としての日常生活の一部であることの認識。
- 後見制度の推進により、地域での生活が円滑にできるよう、広報、啓蒙活動が現在以上に必要かと思えます。
- 被後見人が世話になっている、施設のトップの考え方が不明確。権利擁護活動を発展させようとしているのだろうか？ 営業中心ではないか。
- 被後見人の周囲の方々には充分理解をいただいており、地域活動における制度としては問題を感じていない。
- コロナ禍が長く続くなかで、なかなか接触ができない。看取りが不十分である。
- 市民後見人の受任が終了しました。その後活動の場がなく、「日常生活自立支援事業の生活支援員」としての活動も考えていましたが、75歳の年齢制限があり活動できません。年齢制限は最初に徹底しておくべきだと思います。
- プライバシーの問題となりやすく、気軽に声かけや対応が難しくなっている。
- ボランティア等の支援者を増やす必要がある。
- 関連する機関との横の連携を深めることが必要。
- 個人情報保護について。
- 市民後見人の受任課題として4点述べさせていただきます。
 1. 受任形態を単独から複数を希望。
 2. 死後事務には報酬が伴う。
 3. 被後見人の受任資料の一括集中保管。
 4. 市民後見人の受任待ちが多い。
- ボランティア活動に対する地域住民の意欲が低い。どの活動も人材不足、高齢化等、課題が多く、期待する行政側とのジレンマを感じている。
- 市民後見人として一人に掛かる負担の軽減策。⇒活動が困難な場合のサポート体制の充実。
- 権利擁護活動を必要とするタイミングが、本人と周りでずれていることが多く、本人は「とりあげられる」と思い込み、スムーズに活動がスタートできない声が多い。活動を多く知ってもらい、本人が安心できる開始に結びつけることが大切だと思う。
- 「個人情報保護」という言葉が、ある意味一方的な解釈や誤った理解などから、個人の言動がすべて保護されているものと強く意識され、個人情報の利活用にかんがりの弊害が及んでいるように思われる。これが権利擁護活動をしにくくさせているように感じます。行政からの個人情報保護の正しい理解と、情報の有効活用の内容的面を含めた理解を得やすい広報活動が、常に必要なのでは感じています。

市民後見人等に選任されている方が課題と感じていること

- 市民後見人に対する社会福祉協議会による支援。実際に研修の受講や実務に対する支援で、市民後見人の実務での疑問点等を対応することができた。
- 市民にもっと福祉の活動をアピールし、理解を得る啓発活動が必要である。
- まだまだ、必要としている方々にとって声を上げるには高い壁があるのかなとも思います。もっと地域全体で助け合える社会になるにはどうすればよいか、今後も課題かなとも思います。
- 地域住民も含みますが、自治体も市民後見人について理解が低いことが課題だと感じました。具体的に市の窓口で更新事務をする際に、「ご本人でなければ…」と言われ、市民後見人について自分が思っているよりも理解されていないと感じ、残念に思います。地域住民に発展させていくために、自治体から活動理解を進めていくことが優先であると思います。
- 独居のご本人様への細かな支援。
- まだ仕事を始めたところで、仕事を覚えることでいっぱいです。
- 実際にお困りの方が大勢いらっしゃるのわかります。そういった方々は、生活保護を受けられている方が多そうですが…。現実の生活保護をできるだけ受けないで、何とか切り詰めて生活されている方もいらっしゃいます。生活保護受給者と年金生活者との補償の厚さに、違和感を感じ始めています。
- 権利擁護ということ自体が、始まったばかりでなかなか難しいことだと思います。それに、金額だけの問題ではないとも思います。本当に困っている方たちの助けができればいいと思います。
- ボランティア団体等を含めた関連団体の縦割り感を感じます。自分が関わる分野だけに限らず、もう少し視野を広くしてほしいと思います。
- イベントとタイアップして啓発活動を行う。
- 公民館、自治体などによる啓発活動。
- 民法上の権利等さまざまな権利がありますが、極限の段階で必要とされる権利(生活保護法等)を、もっと市民(国民)に周知してもらうこと。それ以上に必要なことは、市(国)の公職に携わる人すべてに徹底すること。何よりも必要なのは、現場の担当者が「私がやることはそれだけじゃない。」とか「担当する人はその人1人だけじゃない、～命もいるのにその人だけを相手にするわけにはいかない」等の言葉で、困っている人を切り捨てないこと。
- 市民後見人として活動している。社協との複数後見で一緒に活動している時は、社協の方が所属を伝え、相手も安心しているようだ。一人で活動するようになると、何の肩書きもなく、一市民なため、相手はちょっと不安そう。もっと広く、具体例を示しながら公報してほしい。
- 市民後見人活動をもっと周知すべきだと感じました。これは一般市民に対する周知だけではなく、介護関係者への周知、理解にも努めるべきものと考えます。福祉施設関係者が、「なぜ自分達以外に市民後見人が必要なかわからない」「法人後見と市民後見の複数後見の必要性がわからない」と質問されたのはショックだった。
- 市民後見人制度を進めるにあたり、地域活動に精通する地方公務員に対する市民後見人活動を推奨してほしい。地域の防災を担うとして、消防団員については市をあげて推奨するところが多いのに、何故、市民後見活動は同様な環境整備がなされないのかと考えます。
- 市民後見人の認知度が低すぎると思う。受講する前は、もっと簡単に認知度を広めていけると甘く考えていた。
- 高齢者など経済基盤の脆弱な方ほど、頼れる人もなく孤立しがち。外に出る機会をつくる活動と、自宅に赴く活動が権利擁護の活動につながるのではないか。
- 市民後見人制度がまったく認知されていない。成年後見制度の内容を知らない。福祉職さえも知らない現状。まずは皆さんに知ってもらうことでしょうか。
- 広報普及活動。
- 他人の生活に入り込むので、活動に参加しようとするのは物凄く壁があると思う。また利用しようとする側も、ご近所さんでは入ってきて欲しくないなど、心の壁のようなものがあると思う。啓発活動でどうにかなるものとは種類が違う気がする。

- △△市の後見支援員として活動しているが、単独の後見人では荷が重いと感じる。いままで活動できたのは、バック体制があったからこそです。独立型となると、今後は継続していけるか悩みます。
- 利用できる制度を知らない、家庭内で解決しようとしている、国に世話になることを良しとしない、恥ずかしいことと考えている人たちに、如何にアプローチするか。
- 地域包括ケアシステムのなかで、民生委員と同じレベルでの位置づけにする。住民への情報提供、啓蒙活動、認知症・認知症家族の見守りも、市民後見人に期待する役割として明確にする。
- 現役世代は、成年後見人制度の活動内容や必要性を知らないと思います。関心も少ないと思います。成年後見人制度を知ってもらい、理解を深めてもらうためには、情報提供が必要と思います。
- 制度の内容を周知しなければならないと思う。
- せっかく長時間の講習を受けていながら、活動のなかではその知見がほとんど生かせず、単に専門員の指示に従うだけのお遣いにすぎません。それなら、講習なしで素直に仕事に専念する人と変わりないと思います。
- 訪問先の入居者に対して、その施設によりだいぶ待遇の違いを感じている。おおまかに見ている施設、行動の詳細をしっかりチェックしている施設。
- 障害者に対する偏見や思い込みがまだ強いように思われる。もっと市民(住民)と障害者達の“自然な交流”ができるよう努めていかなければならない。
- 現在もコロナ感染拡大防止のため、(後見人として)訪問はしていません。
- 成年後見制度、自立支援事業の利用状況は少なく、制度自体を知らない地域住民がたくさんいる。町内(班)の回覧・説明会等で、まず存在自体を知ってもらうことが最優先だと思う。
- 被後見人の状況は十人十色で、支援事業も模範的な活動を規定することは難しいと思うが、「市民後見人」「生活支援員」それぞれの行動・活動のひな形(規程集)的なものが必要と思う。
- コロナ禍ということで、面会等活動が制限されていること。
- 独居・身寄りのない単身者が増えている。地域による見守りや緊急時の対応など、必要な支援をしてあげたいが、住民による組織がない。個人での関わりも難しい。
- 活動そのものを捉えたときに、後見人の社会的認知度が低いと感じます。また、報酬についての月の総額が低いと思います。引いてはそれがモチベーションアップになるのではと思います。
- 声を出せないでいる人に伝えていく必要性。
- 判断能力の低下や心の病いに関することは、当事者は言い出しにくいし、周囲はあれっと思っても聞きにくい。介護サービスのことは、自ら言い出す人は増えた。社協、包括支援センターも広く知れ渡ってきたと感じる。自分には関係ないと思わないこと。仕方がないと思わないこと。そして困ったことは、包括、社協、民生委員に相談することを、折にふれ話していく。
- 意志決定支援ガイドラインと代行決定。
- これからの高齢者社会において、継続性と信頼度が保たれる国や県・市の事業としての後見制度を構築し、介護保険事業のように、多くの人々が利用できる法人後見があると良いと思います。
- まだ経験が浅く、課題を洗いだすところまで至ってないが、法人後見の専門職と、支援員という縦の連携だけでなく、支援員同志の横の連携の場が増えると、活動範囲や量が増えるのではないかと。法人後見での活動があるということ、地域の方々に知ってもらう。(知らない人が多い)
- 「成年後見人」制度という言葉は広く知られるところとなったが、相談の窓口がわかりづらい。広報の仕方を工夫し、特別なことではないことを、自己の生活を守ることにつながることを伝える。
- 利用者との信頼関係、地域住民の理解不足。
- 内部監査の担当で、市民後見に直接携わっていないので不明。
- 権利擁護活動では、どこか一機関のみが事業に関与するのではなく、本人に関わるすべての機関や人材が一丸となって、継続的に事業に関与することが必要となってくる。方針や考えのみで関わるのではなく、自己の受け持つべき役割を理解して行動する態度が求められる。

市民後見人等に選任されている方が課題と感じていること

- 認知度が低いと感じる。
- 制度を知らない人が多い。制度のPR、啓発が必要だと思う。
- 法人後見の支援員として活動していますが、地域に対し、法人後見の活動内容や活動実態等のPR(発信力)の強化が望まれます。
- 御本人の意向に対する支援。
- まだまだ障害のある方もない方も普通に暮らせる社会になってない。
- 地域住民に広く周知された場合、多くの要請に対応できる体制はできているのか。
- 後見人のことを多くの人に知ってもらい。そのシステムもわかりやすく知っていくことが大切だと思います。
- 今コロナで、病院に入院している方に対して、リモート面会くらいしかできない。本当にそれでいいのか？ 一般の方々も皆同じなのかも知れませんが、本当に孤立させてしまっていて、目が届かないことが心配。
- 制度そのものの認知度が低い。マスコミなどで適時取り上げてもらうなど、認知度の向上が必要。
- 地域柄か、家族や親族以外の他者に物事を頼みたくない傾向があると感じられる。広い意味で地域包括ケアシステムのなかでさまざまな活動を活用して、安心して豊かな生活を営めるような、基本的(後見人とは何か、どのような事をするのか？等)啓発活動の必要性大。
- 施設入所の高齢者の法人後見の支援員として活動中です。活動して感じるのは、法人後見の担当者、ケアマネ、施設職員が本当に親身に関わっておられることです。後見の審判がおりにくくからは、肉親、親族との関係がよくないからかもしれませんが、なるべく関わってもらえるのが望ましいと思います。市民後見制度と矛盾する部分もあるかもしれませんが、面会に行くと感じます。
- 市民後見人であっても、被後見人を知り得るのが受任後であり、被後見人に関する情報が少ないうえ、受任後に被後見人との人間関係をつくっていくことは非常に難しいと思っています。
- 認知度の低さ。
- 本人との意見疎通(認知症など)の回り方について、適切な方法があれば教えてほしい。
- コロナで会えない月日が長く、忘れられてしまう人もいる。
- 施設担当者からのお話がほとんどなので、本人の生活状況が見えにくい。
- 地域住民への活動の存在と浸透。
- 個人差はあるものの、みんなが平等にと思いますが、支援員という立場では、そこまでは知識もなく、力も及びません。
- 自分自身が権利擁護の知識が深まらない。専門的な学びがないので、今後、市民後見人として理解が深められるか不安(心配)があります。
- 支援を受ける方を理解することと、コミュニケーションを十分にとることで、信頼関係を構築することが重要であると感じた。
- 被後見人の生き方もあり、地域住民の連携には課題がある。被後見人に携わるスタッフが、固一?(ママ)認識で行動することにより、地域を巻き込んでいきたい。行政は市民後見人制度を制度的にアピールし、市民後見人を増員して欲しいのです。
- 短時間で生活の中身まで十分に把握できない。
- 地域住民による市民後見、後見支援、生活支援の利用を促進して、利用することが普通となることを目指すなかで、利用者を中心として関わる人達と支援員で作る社会、そのなかで権利擁護活動を共有していくこともひとつの方法かと思っています。
- お金の問題。
- 市民後見人をもっと身近なものにしていくこと。
- 研修内での実地コースだったので、課題探索までは到ってないが、一般市民への時代の要請や地域の特性等の広報が必要/重要と感じた。
- 行政との情報共有。

- 日自支援から引継いで後見をしていましたので、近所の人との馴染みがあり、協力していただいたことは、とても有難かったです。ヘルパーさんとの連絡も取り易かったのですが、ケアマネジャーの方との連絡はなかなかスムーズに行かず、もっと改善できたら良かったと思っていました。
- 各々の自治区の区長さん－民生委員さん(お忙しいとは思いますが)方への集いに、市民後見人の必要性を知らせ、地域の人に目を配っていただく。
- もっと広く、機会を多く、活動内容を広めていくことが大事かと思います。
- 周囲が気になり関わろうとしても、関わってほしくない当事者の思いをどうしていくのか？
- 個人情報収集や開示等も難しいと思います。
- 後見人の方々の働きを、銀行や事業者がもう少し理解してほしい。
- さまざまな方が人の助けを必要としているという理解が広まっていない。
- 民生・児童委員を受けて活動していますが、一個人を見守るのですが、他の方の活動情報が共有されていない。たとえば、ケアマネジャーの持っている情報。
- 申請人の拡大。
- 私自身は他の仕事をしているため、社会貢献のためになればと思って支援員をやっています。が、人手不足で必要とあれば、もっと報酬を出して支援員や後見人として生活できる収入を得られるようにするべきです。
- 生活保護、障害者年金等、行政の支援を受けている方々は、周囲の配慮から日常生活自立支援→成年後見利用と生涯支援が続くが、普通の市民はまだ制度を知らないし、相談相手もない現状です。困ってからではなく、早めに制度を知って、まずは日常生活自立支援から利用して成年後見につなげていく方法もあることを知ってほしい。
- 日常生活自立支援事業の生活支援員の活動を始めました。後見とは少し違いますが、事務手続きなど業務量も多いし、人手が足りないと実感しました。
- 市民後見活動を宣伝(アピール)していることは、関わりをもって知った。現役時代に知る機会があったと思うが、まったく無関心であった。地道に理解活動をしていく。
- 市民後見人になる時の手続きが大変です。もっと簡単にならないでしょうか？
- 講習をもっと増やして、支援員を多くして、このような人たちがいるので相談してほしいと、もっと宣伝してほしい。
- 広報活動。
- 社会福祉協議会の職員の方との二人三脚ですので、安心して取り組みます。社会福祉協議会の職員の増員と、それに伴う地域へのPR活動を行っていくといいと思います。
- 「その人らしい暮らし」ができるよう、専門職、非専門職を問わず、多様な人々の協働が必要。高齢者の方、認知症状のある高齢者、…困っている人はたくさんいます。幸せに暮らせるまちづくりができるようにしたいです。
- 独居老人は、自分で生活をできる状況から年齢とともにできなくなると、家族(基本的に子供)が施設入所等の手続きをして看取りに至る。独居老人でも家族がいないと、地域住民(友人)が親族を探して成年後見申請を依頼するが、地域住民が市町村に依頼、相談を可能とする。
- 住民と行政、医療、介護、福祉といった、異職種との連携が不可欠だと思います。
- 自分の支援活動に対して、支援対象者がどう評価(満足)されているのか。そして、それが窺い知ることができない点。どうして欲しいという本音が確認できないこと。自分の支援活動が習慣的になっていないか、独りよがりの思い込みの活動になっていないかの確認の在り方。
- プライバシーの問題もあるが、高齢者や独り暮らしが多いなか、民生委員・自治会役員・組長など、日頃からの声掛けや情報共有など、弱者を見守る事から始め、必要な援助をと繋げたい。
- いま現在、私がお手伝いさせていただいている方(3か月目)のことで、いっぱいいっぱいです。早く自立して、お世話できるよう頑張るだけです。
- 制度がなかなか周知されないこと。また、成年後見制度そのものについても誤解が多く、それを正すような報道なども少ないことが気になっている。

市民後見人等に選任されている方が課題と感じていること

- 「後見人」という言葉が、堅苦しくて畏まっているので、少しでも感じた感じの親しみやすい呼び方があってもいいのかなと思います。
- まだまだ後見人制度の認知度が低いと思います。また理解も薄いと思います。
- 被支援者、社協、市役所。相互の連絡調整や支援の在り方がうまく伝わらない時がある。
- 行政の関わり方が不十分。権利擁護の観点からもっと関わるべきでは。制度を利用するメリットの周知が不十分。利用者の自立(の維持)に繋がっているのか、分かりにくい。
- 養成人数が少なく、実際の需要(必要としている方々の人数)に見合っていないような印象を受けます。
- 外国人住民と地域住民のふれ合いづくり。
- 権利擁護を必要としている市民はもちろん、その他の市民に対しても、制度の理解と活動内容の浸透が必要→相談業務・広報活動。
- 住民、自治会、行政の強い連携と、当事者意識が必要。現状は「他人事」の意識が強い。
- 地域住民の意識を変えていくことは難しいことで、無関心のみならず心ない言葉をかけてくる近隣の住民もいる。無関心の人が、見守る気持ちももてる程度でいてほしいと思う。
- 自治会では個人情報の取り扱いに神経質になっている。
- 経験が浅いので、実践で習得する方針。
- 生活支援が必要な方々に直接関わっている方は、ご本人に対しての理解があります。ご本人の心を傷つけないように多くの人に知って貰い、地域住民の理解を深めることが大切だと思いました。
- もっと広く地域の人に知ってもらうことが必要だと思います。
- 成年後見制度、特に市民後見について、行政広報はもちろん、さまざまな機会を捉え地域への啓蒙・周知をはかること。○「フォローアップ研修」を実施いただき、知識／技能の維持・振り返り・向上に役立っている。生活支援専門員、法人後見担当との、「支援こうしよう」等の意見交換の機会があったらさらに良い。
- 利用者、被後見人の多くが「生活保護」受給者であるケースが多い。保有する預貯金があると減額が求められ、状況により「扶助」停止の決定あり。支援により生活費をやり繰りし、「貯え」を守っているケースでは、当該処置の改善・柔軟な対応を希望する。
- 働いている人にとっては、両立が難しい。自分の親も高齢になってくると、親の介護もやりながらだと、負担が大きくなる。民生委員のような人をもっと増やして、細かいところはその人達にまかせて、地域のまとめは社協さんが担うとかがいいと思います。
- 「些細な困ったな」の段階で、気軽に相談できることを知っていただく。
- 毎月の研修、振り返りを開催していただいております。社協職員と他の後見人講座受講者との意見交換は有意義、必要なものと感じています。
- 関係機関との連携方法がよく分からないことは、今後、努力していきたい。
- まだ声をあげられない方がたくさんいると思います。地域での助け合い、気づきがとても大切なことだと思います。
- 後見人というものが認知されていない。
- 活動実態が地域によく知られてなく、広報活動のさらなる充実が必要。
- 市民後見人、成年後見人制度の認知度を高めるため、いろいろな集まり、場面での広報。
- プライバシー保護と生活のクオリティの確保が難しいと思っています。
- 地域住民に対して、権利擁護について広報して、周知するべきだと思います。
- 成年後見制度は、状況が変わり必要性がほとんどなくなっても、止められないということが利用しにくい要因だと思います。
- 成年後見制度を知ってもらうため、病院とかと連携を取ってセミナーをするなど、周知活動が必要である。
- まだまだ認知度が低いので、もっと市民講座で後見人を知ってもらうことが必要だと思います。
- 認知度を向上させること。

- 事例発表等を聞いたりする研修がもっとあるといい。
- 地域のつながりが希薄になっているのを感じます。コミュニティという大切なインフラ。これは目に見えなくても、いざというときに命に関わるのだと思います。共通の課題があれば、それをきっかけに団結できるのかなあ。
- 地域で暮らす人たちが、人権や尊厳について知ろうとすること。まずは子どもから。学校で学び、親と話し合う。少しずつだけ、期待したい。
- 法人後見支援員として活動していた時、どこまでの責任で行うのか戸惑った。事案により異なるのは事実だが、被後見人に対して、法人の職員と相談しながら動くことが多く、職員も支援員もお互いに遠慮もあり、やりにくさを感じたことがあった。職務分掌みたいなものができるとうり難い。
- 市民後見人制度を知っている人がほとんどいない(専門家も)。
- 本人とのコミュニケーションの難しさを感じている。個人的な対応をどこで線引きするか。
- 市民後見人の受任が少な過ぎると思われます。家庭裁判所にも問題があり、専門職への委任に頼り過ぎていていると思わす。
- 地域差はあるが、民生委員と成年後見人との交流がない。民生委員の方々は成年後見について知らない。町内会についても同様。福祉に携わる人員が少ない。
- もう少し支援を必要とされている方へのハードルが低ければ、地域で住み続ける人が増えるのではないのでしょうか？
- 一般市民に知られていない。
- 市民後見人の認知度の低さ、後見人活動を知ること、誰もが利用できる相談できる環境づくり(ケアマネが知らない人が多い)。
- 研修を受ける前の自分もそうですが、現状を知らないことが多く、高齢者も障害者もいわゆる生活弱者個々であるという認識が持てるよう、さまざまなツール(方法・手段)を使って、繰り返し啓蒙していくべきだと思います。
(イラスト・アニメ等、視覚に訴える)
- 他人事ではなく自分事として考える。意識することをどんな場面に対しても持つようにする。
- 自治区・自治会にも後見人を務めていることを公表すべきです！
- 地域社会全体への「権利擁護」に関する周知がなく、理解があまり得られていない。
- さまざまな支援をするための法律、機関、制度等があるのはわかったが、そこに到達するのが難しい。1か所に行けばすべてがわかる。どこどこに行けばよいということがわかるような、病院の「総合診療科」のような窓口が必要。次に、誰がその仕組みを必要としているのかを見つける仕組み。本人は必要とも思っていないケース対応。そして、そのような支援を必要としない予防をする仕組み。特に認知症予防対策。
- 市民後見人として、本人の価値観と後見人の価値観の違いがあり、意思決定支援で本人の思いが形となっていれば良いのですが、入所施設のサービスのあり方、進め方がガイドラインに基づいて行なわれているか？ 疑問に感じることもある。
- 以前、市民後見人の活動が新聞に大きく掲載されたが、私の担当の方の施設員さんも読まれたようで、その後の対応に良い変化があったと感じる。施設員さんも、他の入居者に後見人がついている人がいるが、面談に来たということは聞いたことがないと言われた。多くの人に知ってもらえるようなことも(地域のイベントを利用)考えてはどうか。
- 個々人により、適応、問題点が異なり、スイッチを間違えると即信頼関係が切れる。
- 地域で認知症等の支援に関する情報入手場所が少ないように思う。成年後見人制度についてご存知ない方が多いように思う。
- コロナが落ち着いて、福祉施設でも普通に直接面会してお話ししたり、触れ合えるようになれば、市民後見人としてもっとやりがいや効果を感じることができると思います。また親族の方のなかには、まだ後見制度に対する理解が浸透してなく、ご不審をお持ちの方も感じるのでは、私たちもしっかり説明しますが、もっと良いイメージが広がり、ご利用される方が増えると良いと思います。

市民後見人等に選任されている方が課題と感じていること

- 被後見人への思いが強くなりすぎて、自分の責任に対する重度な想いが過ぎて、悩むことが出てくる。そんな時、いろいろな助けがある。横の繋がりを作られていると活動がしやすい気がする(一人で悩まないために)。
- 普段の関わりが疎遠なこと。知り合いでも、あまりお互いに立ち入らないようにしていること。
- 市民後見の存在が、まだまだマニアックな世界と捉えられている。地域でのサロン、集まり、市民研修など、まず知ってもらう工夫が必要。日本中のすべての人が【市民】ですから、さまざまな頭脳が入れば、とんでもなく面白い発想や行動が生まれるのではないのでしょうか。
- 各種資料作成の煩雑さ。
- 認知症の方とは、特に信頼関係を築いていくのに時間がかかる。プライバシーを守りながら、あまり大袈裟にせず、こまめに会っていけるボランティアの地域住民の方は重要な存在だと思います。事務手続き(←報告の義務)のない市民後見人とペアで、ボランティアの地域住民の方がいても良いと思う。
- 窓口、電話等にて相談される方はよいが、家で高齢者、障害者だけの家族がいる。生活(2人の年金のみ)が気になるが、依頼がない、また望まないため、訪問もできない。身体うかがいのふりをして訪問するが((亡くなっている)友人の夫、子供の家族)、家の中には入れてもらえない。気だけはかけている状態。相談者は専門員と共に支援できるので安心。
- ますます成年後見人、支援員など多く要るような社会になってきているので、人員確保の必要性。成年後見人についての理解度が低いので、勉強会や身近なテーマとして、イベントなどで催しをする。
- 市民に後見人や日常生活自立支援の内容をアピールする。
- あらゆる場面で法律の知識が必要であり、日々研鑽、努力が欠かせない。
- 地域住民の人達は成年後見人の活動や日常生活自立支援事業のことをあまり知りません。広報活動を通じて、その意義と支援員を広げていくことが大事だと思います。
- 市民後見人などの活動について、世間の認知度が低いと感じることがある。
- 制度の認知度が低い。というより、市民で知っている人がほぼいない。
- 精神的にきつい時もあります。ボランティア感覚ではできないと思います。
- 身寄りのない高齢者が増えており、必要とする人に対応できていない。仕組みが認知されていない。
- まだまだ成年後見が広まっていないように思う。地域住民としては、後見は難しいと思うので、中立的な立場でお安く利用できる方が、任せる側としても安心して任せられるのではないかと思う。
- 成年後見人等について、その内容を広く理解していただけるように、広報に努める必要があると思う。できれば、学校教育にも取り入れていただけると効果的だと思う。
- 成年後見人の意識の広報。認知度が低い。
- 活用しにくいのか、本当に必要な方が活用するに至っていないこと。
- 一般市民の認知度の低さ。権利擁護活動とは何かあまり理解されていない。
- 市民成年後見人制度の広報活動の低さ。
- もっと行政が、市民後見人の制度を、一般の方々に理解していただける取り組みが欲しい。ごくわずかな方のみで、市町村によって取組がまちまちに感じました。また、市民後見人ができることの制限が多く、もどかしいとも感じました。
- 責任感のある活動だからこそ、個人のモチベーションが保てるように、また介護などの関係者も権利擁護について積極的に学んで欲しいです。
- 地域住民と施設職員と後見人の役割の分担。
- 自分の人生は自分で守らなければならないということを、多くの人に認識して欲しい。皆あまりにも「なんとかなる」と思って暮らしている。自分の人生は自分で思うように生ききることを、知って欲しい。
- 自分から訴えることができない方、どこに訴えたらいいのかわからない方への掘り起こし。権利擁護について認識のない方への広報。
- 支え合い活動として、市民後見人活動が地域に根付いていない。知られていない存在。また、成り手が少ない。

- まだこの辺りは田舎で、親戚や兄弟の絆が残っており、そのことがかえってボランティアや他の人が入り支援する仕組みが馴染みにくいのかなという印象です(私は他の地域から最近移住してきた)。
- 成年後見人や市民後見人に対する理解がほとんどないことを強く感じます。
- 困っている人、不安を感じている人は多いと思いますが、どこへ相談すればよいのかすら、わからない人が多数です。行政の相談窓口がハッキリわかるようにできればと思います。たとえばテレビのドラマにするとかはどうでしょう。以前、生活保護のケースワーカーさんのドラマがあったり、公正取引委員会のドラマがあったりしました。理解はある程度広がるように思います。実際に後見活動したり、他の方の体験をお聞きしても、(誤解を恐れずに言うと)とてもドラマチックです。感動します。
- 個人情報保護のため、活動自体がひとり活動などで閉塞観が強い。地域の自治会などと協調できれば輪が広がるのではと思いました。
- 困った時の相談窓口が行政機関であるのが良いと思います。モシモシ相談無料電話窓口があれば、支援の必要な人が最初の第一歩を気軽に相談できると思います。
- より多くの人々が、認知症や精神疾患、発達障害について理解し、自然に接することができるようになること。
- 社会福祉協議会の係員が役人的過ぎて物事が進まない。民間企業なら一日で決まることが、一か月たっても決まらない。
- 個人情報の取り扱い。個人に対してどこまで踏み込んで関わって良いのか。権利擁護の認知度が低い。
- △△市は、市社協の権利擁護センターのサポートで、3万人を超えるバンク登録者が10人以上受任。しかし受任件数をもう少し増やし、2人にひとりの活動にすることで「バンク登録して待つことが、受任の準備期間となる」ようにして欲しいと思います。
- 地域で専門相談の曜日が決まっていたので、日程調整が難しかった。
- 横の繋がりが欲しい。困ったときの相談をしたい。
- 人が人と関わることの機会が少なくなっていること。地域における活動者がいない(就労年齢の繰り上げ)。過度な社会福祉の充実。
- まだまだ市民後見人の認知度は低いと感じます。が、一人の人権を守るという大切な役割が、私自身ピンと来ていないのが本音です。
- どこまで踏み込んでいいかの判断が、ケースバイケースが多いと感じている。
- 本人が本人らしく生活が送れるよう、認知症になっても誰でもが支えるようになってほしい。
- まだ世間/地域での後見人等の認知度があまりないかなと思っています。本当に必要な方が、たくさんおられると思いますが、行政の目の届かない方もおられますし、財産のことは知られたくない方もいるので、本当に難しいですね。独居で元気な高齢者・障害者の同居家族(二人・三人暮らし)等。
- 本人の意向を尊重し、支援者の思いも何うが、その調整役だと思っている。
- 行政の関わり方。現状は右から左に流しているだけの感がある。もっと目的意識を持って欲しい。ボランティアとしての限界もある。
- コロナ禍で行事もなくなり大変でしょうが、地域住民の和が大切だと思います。たくさんの方が楽しいと思えるような行事、時間分散!
- 「後見人」と言う言葉を聞くと、「何をしてくれるのか」「お金がどれくらいいるのかわからないし、そんなお金はない」「どこに相談するのかかわからない」「個人的な事を他人に知られるのは不安」と言う言葉をよく聞きます。身近な相談の窓口として、誰もが気軽に通えて、安心して話せる環境、場所があればと思います。地域包括支援センターは気軽に通えるところではないので。
- 地域住民の抱えている課題点を気軽に相談できるよう、地域包括、特別委員、民生委員など取り組むこと。相互の意思疎通、ネットワークの構築。
- 後見制度、自立支援制度などについての周知を図ること。
- 後見に関する知識を拡げる。判断が困難な人への偏見をなくす。

市民後見人等に選任されている方が課題と感じていること

- 認知度が低いことです。また△△府社協にサポート体制が整っていないと感じます。
- まだまだ、障害者や高齢者に対する住民の意識が低いようで、後見制度等権利擁護活動が浸透していない。
- 現実問題として老老介護が増加しつつあります。認知症の高齢者を介護しておられる家族への理解が必要かと思えます。介護者の悩みや困りごとを一人で抱えこまないで、外部に発信してくれないと、地域住民による権利擁護活動を発展させることが困難であると思えます。
- 人の権利をまず認めること。
- 認知症と確定できない人へのアプローチ方法の指導や、家族が隠そうとしている状況へのアプローチ方法。本人が一人生活しているが、実態が見えづらいので、アプローチ方法があれば教えて欲しい。
- 関係機関・関係者の連携と協力の推進(チーム力の強化)。
- 高齢化社会になり、これから介護や後見が必要になる人が多くなっていくように思われます。それに伴って、利用者の経済的な負担が大きくなるのが必須です。市民によるボランティア活動を通じて、負担の軽減を図ることが大事だと思います。市民後見人の場合では、社会的な認知度を高めていくことが必要だと思います。
- 地域住民との開かれた活動になればいいと感じている。
- 自分が活動に関わることで次の方向に繋がっているか。
- コロナ禍でなかなか本人との面会ができないことが多く、被後見人さんとの信頼関係を築くことが難しい場合が多い。やはり、数多く本人に出会い、お互いを知ることが大切だと感じます。
- 市民後見人とは重大責任を課せられている活動であると思う。ストレスを感じる支援員もいるのではと感じますので、専門員の方達のさらなるサポートをお願いします。
- 活動の回数等が少なく活動に慣れない。活動の場が増えるといいと思います。
- 後見人等を必要とされている人が多数おられると思うが、もっと簡単に制度を利用できるようにしてもらいたい。
- 民生児童委員をしているから思ってしまうのが、地域を見守っている人々(民生委員含む)は、この人のこの状況をわかっているのかな？ 私は月1回しかこないから、それ以外に見ている人は？と感じることがあります。みな忙しいけど、後見人及びその前の段階の生活支援員が入るなどの時点で、皆が集って、本人も含めてのケース会議ができれば良いのではないかと感じます。
- 地域住民の孤立を減らし、人と人との関わりを持つ(サロン等)を増やし、早めに対応していく。
- 市民後見人について、社協に監督人がいるので、そこへ相談することで現時点では問題は解決できている。
- 日常生活自立支援について。利用者を支援するために関わっている人(CM、CW、ヘルパー、支援員他)が複数存在する。情報連携のためのツールが欲しい。みなさん忙しいので、電話してもすぐにつかまらないので、共通で使えるメールとか、掲示板のようなものが考えられないか？(できるだけお金を掛けずにやれる方法を考えて欲しい。)
- 活動があまり知られていない。
- 知人に「日自」について話をしているが、知らないことがほとんど。広く知れ渡るとは難しいが、必要な人に使ってもらいたい。
- 市民への周知。知らない人が多い。
- 1. 高等教育機関において、一般教養必須科目として『福祉講座』を設定し、啓蒙を図る必要あり。
2. 社協として自治会等に出向き、「権利擁護」活動の重要性を独自PRすべきではないか。
3. 後見人や支援員を発掘するため、「民生・児童委員(経験者含む)」を対象として、集中的にPRすべきではないか。
- 今年後から活動をはじめました。以前から近くの独居高齢者の世話をしている、制度の必要性を感じていました。対象者の生活を、個人保護を、影ながら知るためには如何にするか。
- 現在の成年後見制度には、さまざまな課題や問題もあると思うが、週刊誌や新聞等マスコミではネガティブな面だけが報道されて、地域でまじめに活動している市民後見人のことが知られていない。
- 自治会役員もしているが、民生委員との情報共有ができなくて、住民の問題が把握しづらい。
- 家族が高齢者等のお金を好き勝手に使っていることが分かっても、高齢者等を支援できない。

- 業務の線引きが難しい。
- 医療行為の同意、身元引き受け、連帯保証、死亡後など、本来はするべきではないことであるが、仕方なくする場合もあり、負担を感じる。また後見人は何でもできると思われていることが多く、病院、施設などの対応で困ることがあり、業務を理解していただくことも必要。
- 修了しても、制度をどの程度理解しているかは人それぞれである。理解力不足の場合の見極めが課題と感じる。誰でもいいわけでないと思う。支援する側は、意欲だけでは難しいと感じる。
- 市民後見人の数が少ない。もっともっと養成すべき。
- 新型コロナウイルスワクチンの接種同意を成年後見人に求められることがあり、医療行為は権利擁護活動とは線引きしてもらいたい。
- 高齢化社会が続くことで、市民後見人のような制度を啓発し、ニーズを把握する中で、多くの方に利用できるようなになればいいと思う
- 権利擁護と、その人らしい生き方や最期の迎え方は、同時に考えるとクライアントを支える最良の支援になると感じています。すべての人々が、元気なときから、これからのことについて、もっとフランクに話し合える社会になればいいと思います。研修受講にあたっては、主催の社協さんの親切に触れてのことでした。親切な相談援助職が、自分も含め増えたらいいですね。
- どうしても世間に流れる悪い情報を鵜呑みにしがちで、正しい市民後見人の仕事を理解してもらうことが必要だと思いました。
- 社会福祉サービス利用の権利性が言われるようになって長い時間がたつが、いまだに福祉サービス利用に対する権利性が十分地域に根付いているとはいえない状況にある。行政による情報発地が必要。
- 私が地区社協の会長をしていたときは、積極的に市民後見人制度について話すなどPRしてきた。もっと高齢者などに、財産管理など生活面などの課題を説明する必要があると思っている！
- 成年後見支援センターに相談しています。
 - (1)施設から他施設へ移られるとき、一連の手続きを同日に行うので大変です。
 - (2)突然の(病状)病変により、日々時間に拘束されます。病院で何時間も立ち合うことが続きます。
 - (3)逝去されたときの対応、処理。後見人が葬儀の一連を担うこともあった。その時の困りごとは、遺品整理やお骨の扱い方です。
 - (4)7・8月は集中して介護保険を始めとする各書類の手続きと、施設からの書類の手続き等が重なってしまうこと。
 - (5)大変と思えば苦痛になるので、お役目であると心に言いかせ、日々支援活動に取り組んでいます。

せっかく研修を受講しても生かすことができないといっておられた。(依頼がない)
- この事業だけでなく、仕事をもっている者としては、毎年行ったことでも不安が残るものです。特に他人の財産を扱っているので、その都度相談ができるセンターであって欲しいと思っています。
- (1)コロナ禍のなか面会制限が続き、十分な意思疎通が図れない。
 - (2)被後見人に統合失調症などが認められる場合、その対応には市民後見人ではサービスに結びつけるのではなく、地元で孤立しているケースを近隣住民が把握していることが必要。
- 介護保険制度と成年後見制度は「両輪」だとホームヘルパーの講座で学習しました。介護保険は認知度があがったように感じますが、成年後見については、本来、利用が必要な方でも利用していません。施設長が通帳も印鑑も預かって、契約行(ママ)ために及んでいます。また、後見制度の利用者からは、いろいろの不都合が発信されています。権利擁護活動のより一層の普及を希望します。
- お金がない方(生活保護)、相談したいがなかなかハードルが高い。行政機関が動いてくれない。
- 後見人の資質向上。
- 対象の方が入院され、活動ができていません。

市民後見人等に選任されている方が課題と感じていること

- 「市民成年後見制度の利用」の存在が知られていないので、利用しようとする人が非常に少ない。後見人養成研修を終了しても、活動の機会がない状態。
- 地域づくり支援ネットワークのなかに、包括他各行政機関、民生委員、公民館etcがメンバーになっているが、権利擁護活動の後見人修了生有志もメンバーに入り、情報交換の体制づくりをすべきで、地元地域でも活動できるようにする。
- 個人を大切にすること。
- 就労計画のなかに、できる限り地域住民と繋がる方法を入れて、利用者の特性を知ってもらえる機会を増やす。
- 広報、自治体等の指導、援助。
- 生活指導面だけでなく、買物の折とか、道ですれちがった折とかに、気軽に声をかけてあげられるようにしてほしいです。
- 日常生活自立支援事業の生活支援員が担当する利用者が、市民後見の利用に移行した際に、市民後見人として継続して支援できれば…と思います。私には力不足ですが…。
- 後見を必要とする近隣の住民の情報が収集しにくい。介入しにくい。
- 現在は従事者なので活動に制約あり。
- 地域の関係をどの程度考えた方がいいか？
- 日援事業の支援員として、決められた日時に活動するだけでは、要支援者の生活の一部分しか伺い知れない。個人情報共有に踏み込めないバリアも感じる。本人も含めたケア会議等の意見交換などにも加わり、生活向上に共に努力できればと思う。
- 成年後見制度の利用は、手続きが難しい、多額の費用を要するなど、情報不足を強く感じています。地域住民への広報活動、入門講座など、細かい地域、特に情報の少ない中山間地域での説明会を望みます。
- 気軽に相談ができることの周知が必要。
- 「ひきこもり」等の困っている人たちの掘り起こしが必要だと思います。
- 被後見人の方の多くが生活困窮又は生活保護世帯が多く、家裁から報酬額を決められても報酬が入らないことがあるが、十分に対応がとられていない。(知人の司法書士の苦言)
- 住んでいる地域で、困った時に相談できる場所があるということをもっと地域の方々にも知ってほしいと思います。
- なかなか対象の方が心を開いていただけないので、行政機関をはじめ、我々も含めて、啓発活動を充実させて欲しいと思います。
- 市民後見人の人数が少ない。認知度が低い。
- 本人の希望、要望の把握。
- 後見人制度の周知の徹底。
- 法人後見の支援員と日援の支援員をしているが、自分のことで精一杯で、権利擁護活動を発展させていく意識に致っていない。自分のこと以外に頭が回らない。
- 他人の暮らしに入るので、責任を感じて一歩が踏み出せない方が多いと思う。サポートが充実していればよいと思う。
- 仕事に慣れる。ミスしないようにと思い、まだ課題まではいかない。
- 課題はよく判らない。地域住民の福祉に対する関心、意識の向上に努める必要がある。
- 担い手が十分確保できていないと思われるので、活動状況を広報紙等を通じ周知させる必要がある。
- 民生委員、児童委員などとの連携。
- 医療同意について、条件付きでも良いので法的に認めてもらいたい。(ワクチン接種、入院等の手続きがやり難い)
- 市民後見人は、健康保険等に関わることをすることが多いが、その制度について熟知しているわけではない。権利擁護というのであれば、まずは現行のさまざまな制度に対する理解が必要だと思う。感情だけで擁護というのは自己満足で底の浅いものになる。
- 一人では支え切れないことを知りました。△△司法書士事務所様に支えられています。昼仕事をしていると、電話など対応できないこともあり…助かります。特に事務処理は丸投げしています。会計簿etcを持って行ったら、PC打ちしてもらえるので…。

- 成年後見についての制度をあまり知らない人が多い。成年後見制度をもっとPRすべきだと思う。
- 本人の意志確認を正しく知るためには、本人との面談時間とか、発生する事態の対応にかなりの時間をかけないと難しい点。現在活動している対象者は難聴で、筆談によるコミュニケーションをとることなどに課題は多い。
- 自分の未熟さを感じる。より一層の勉強、理解、経験、豊かな心の必要性を感じます。
- 各自治会や民生委員さん、愛育委員さん、ボランティア組織の方々との連携が必要だと思います。
- 後見人や日常生活自立支援事業の支援を受けている人はいいが、まだまだそういう支援を受け入れてない人を拾い上げていくことが課題と思う。
- 民生委員などとも密に連絡を取れる方が良い。また民生委員をしている方がプライバシーを守るようにすべき。
- 他住民の理解。
- 家族の協力。地域の方々の見守り、助け合い。
- やはり自宅から外に出かけられない人が多いことです。その方達に地域住民としてどのように関わっていけばいいのか課題だと思っています。
- 小学生以上に、アニメでわかるような活動を小学校からする(虐待や性被害など)→ユーチューブなどで本人さんが困っていることがあって、この問題は、ここまではこの担当で、ここからはこの担当、その次はこの担当でと、同じことを何となく話したり、担当がこっちはこの人、あっちはこの人と、本人さんにわかりにくい？ 支援する側はきちんと連携されているのだけど…。
- 自分の住んでいる地域で、お互いに声かけ、コミュニケーションなどの大切さ。特に最近は防災関係に力を入れている。地域のなかで生活する、地域の住民の方の正しい理解が必要だと思う。
(#)「できないのなら施設に入ればいいのか」など。
- 「権利擁護」という言葉が、とっつきにくく、理解もされにくい。もっとわかりやすい言い方、言葉があればよいのだが…。
- 地域住民の方に、権利活動の内容を充分理解していただくことが必要だと思う。ただし、地域の自治会など人数も減っており、個々人がつながる場がなくなりつつある。限られた人達のみが、さまざまな活動に参加されている現状である。
- 成年後見人制度に対する感心が薄い、制度が複雑であり正しく周知されていない。
- 生活保護を受けている方の意識と生活のあり方について。
- 馴染みが薄いので、圧倒的に諸制度を知っている人が少なく思います。高齢者施設等を活用して、広報活動の場を広げる等の周知活動の活性化と、市民後見人の研修修了者と被後見人候補の数のバランスをどうするのが課題だと思います。
- 市民一人ひとりにこのような活動をしていることをもっと周知すべき。必要な方に届けるために、周知の仕方をどのようにしたらよいか。
- 活動内容を知らない人が多い。
- 後見にしても、日常生活支援者等にしても、YouTubeなどで簡単に見れるツールがあれば良い。司法書士／行政書士の動画はあるが片寄っている。社協が作成し、福祉を重点にしたものがあれば、説明等に役に立つと思います。
- 個人が発信しない限り、個人情報保護条例とやらが立ちはだかつて、立ち入るのが難しく感じます。「困っています」と発信しない限り、その先には進めないということ。結局は「自主」ばかりに頼っていて、多くの人は「なんとかなる」「どうにかなる」で見過ごされているのかもしれないです。
- 市民後見人として選任される事件が少ない。活動に対する報酬は被後見人からではなく、国や自治体などからの助成で賄えないだろうか。それでなくても市民後見人が受任する被後見人は非課税世帯で、財産は少なく、日々ギリギリの生活である。家裁への活動報酬の申立てを躊躇するようでは、今後の発展は難しいと思う。
- 地域の交流が希薄化(コロナも加担)し、なお個人情報保護のこともあり、介入が難しい。
- 市民後見人の知名度が低く、複数後見人の社会福祉協議会の支援で活動。
- 家裁の報告や判断に迷う時、サポートセンターが是非必要です。

市民後見人等に選任されている方が課題と感じていること

- プライバシー、人権、守秘義務という、一人権に関わることのなかで、知ってもらった方がいい、分かってもらった方がいい、私の歳だと知られたくない、何度も何度も私を知ってもらうまでも、お勉強できたらと思うことがありました。
- 個人としての活動ではなく、常に家裁・社協、関係者との皆様とコミュニケーションをとり、支援者の方の幸福を考えて行動する。
- 成年後見人(市民後見人)は、金融機関や行政に知名度が低く、単独では手続の不安がある(社会福祉協議会との複数後見でサポートを得て実施)。家裁への給付事務や判断に迷うことに、専門家チームのサポートがあって実施できた。是非必要。
- 「成年後見人」の名称について、少しずつ周知されているが、活動についてはまだ知られていない部分が多い。
「権利擁護」という言葉はもっとわかりにくいので、具体的な内容・ことばで啓発されるとよいと思います
- 身近に困った人がいないか気をつけていること。おられれば声をかけてみる。その人のニーズが何かかわかれば、その対応のため、適切な人、組織に相談をするなど。
- 権利擁護を支援するためには、その人を理解するということが最も重要ですが、人間は十人十色で、その人の個性を尊重した権利擁護を支援するためには、オーダーメイドの支援であることが必要であるが、なかなか難しい。
- 啓蒙活動が不足していると思われます。活動内容が市民権を得ていない感が強い。「権利擁護」等の言葉も難しいし、一般市民の感覚、視線で見えた場合、身近に感じられないと思います。固い言葉より、優しい近親感のある言葉に置き換える工夫が必要だと思います。
- 市民後見人については報酬の低さがある。また、被後見人の財産から裁判所で報酬額を決定するため、同様の支援や報酬付与を出しても、報酬額にかなりの差が生じる。ボランティア精神での活動とはいえ、市民後見人のモチベーションの低下を誘発しかねないと強く感じる。
- 制度を知らずに悩んでいる人が多いので、広報で定期的に周知して欲しい。
- 利用者の個人情報を、どの程度収集でき、関わることができるのか？
- 医療に関係すること。お亡くなりになった時。個人での関わりには限界があるので、専門職によるサポート体制は必要。本当に支援が必要な方へのアプローチの難しさを感じる。
- 市民後見人の申立書類に年収記載欄がある。支援する側の個人情報の扱いについて検討してほしい。
- 本人の意向を大切にしたいが、周りの意向に流れてしまうこともあり、バランスをとることが難しい。
- 成年後見制度の普及。日本では「介護は家族がするもの」という認識がまだ強いと思う。社会資源について、私自身もこの研修で初めて知ることが多かった。制度への理解とハードルを下げる—特に報酬(金銭面)—ことが、ご本人と支える家族の救いになると思う。
- 成年後見制度が発足して20年余りが経過したが、認知度は低い。高齢者への周知も必要ではあるが、親の面倒を見る40~50代の人々に周知することも大事ではないでしょうか。
- 成年後見制度の認知度の低さや使いづらさ等があると思う。もう少し制度として浸透していくための方策が必要だと思う。
- 生活支援員というのはどこまで支援するか。支援には限りがないが、それに伴う責任は正直背負い切れないと感じる。
- コロナの影響もあり、面談できなかつたり、できても数分で、面会を楽しみにしていただいているのと思う。
- 11月より自立支援事業の生活支援員となる予定。任命を受けたばかりなので、活動はこれからとなる。
- 通帳や重要書類等の保管に不安を感じる。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業、あるいは市民後見人や生活支援員等のことが、地域住民の方にあまり知られていない。
- 法人後見の支援員として2名、生活支援員として2名の活動をしています。それぞれ1名ずつの利用者さんは若い年代の方なので、私の体力がどこまで持つのか不安があります。
- 他の人の痛みを自分のことと感じ、行動することができるかどうか。どうしても他人事と思ってしまうがちです。
- 障害者や認知症の方々の財産管理は適切に支援されていますが、意思決定(身上保護)がもっと重視しなくてはいけないのではないかと思います。まずは寄り添って気持ちを汲んであげる(理解を深める)ことが大切だと思います。

- 表向きは後見人の活動等は目にしますが、活動している周囲の理解度が弱い気がします。
- 市民の方々にあまり広まっていないと感じる。2000年から始まり、周知などの課題があると思う。
- 後見活動をもっと大勢の方に知っていただきたい。
- 市民後見人の制度、活動に対する社会(施設、病院、金融機関など)の理解、認知度。
- 市が発行している広報紙などは、特集を組んで掲載する。チラシを使って、自治会の回覧などしていく。
- 制度の広い認知が必要。
- 介護保険の一部として作業する人が、充実した活動ができる環境整備が必要と感じています。
- △△市では支援のネットワークがよくできていると思う。困っていることが起きた場合、周りの誰かに相談すればそれぞれの担当がきて、すみやかに処理できていると思う。
- 市民後見を続けてゆくため、公的機関との連携が不可欠であると思われる。これを発展させるには、そのつながり、つなぐものが重要かと思う。
- 市民後見人の認証について、もっと柔軟に対応すべきではないか。
- さらに充実した活動に努める。
- 市民生活支援員の名称の周知と活動内容の紹介。
- 地域の人との交流、関わりが少ないと感じる。孤立されたなかでの権利擁護は難しいと思う。
- 市民後見を必要とする方の発掘、情報の入手、提案等、こちらから積極的に行う。待ちの状態はマッチングしません。
- 活動はしていませんが、研修の内容については、もっと深く多くの事例について研鑽を積んだ方がよい。
- 市民後見を行ううえで、△△△市のシステム作りを、市民にわかりやすくしてほしい。行ううえで、どのようなことが仕事上守られるかがわかりづらい。
- 町内会などの話し合いに出席したり、民生委員さんとも会って話をしてみたい。
- 後見人制度や権利擁護活動の内容など、特に若い世代などに知られていないと思う。
- 私の地域の民生委員さんとの交流がない。こちらから出向いていく必要があるのか？ 民生委員さんを知らない。残念なことです。
- 地域包括的なネットワークが必要だと思います。このネットワークが地域に根づいていれば、本当に困っている方の早期発見にもつながるし、発見した後もその方が人間らしく安心して暮しているように手助けできると思います。
- 「市民後見人」という名称や必要性が、より多くの方へ知られ広がってほしいとの願いとともに、今はまず自分自身が権利擁護活動を行う人として、その人材に相応しい人になりたいとの気持ちでいっぱいです。
- 在宅の場合、地域住民、とりわけ民生委員や役員さんとの協力体制が必要であるが、個人情報保護法との関係でどれだけ個人情報を開示・共有できるのか。個々の状況で優先順位が異なり、内容度がそれぞれ違ってくると考えられ、悩ましい問題である。
- 新型コロナウイルス感染症予防対策上、面会などで規制があり、思うようにご本人に会えない。真意が聞きとれない。
(現在は、この制度の利用対象者は、認知症の有無で申請が決まっていますが、無い方の支援もできる制度があったらと思います。(独居老人、障害者に対して))
- 行政機関、社会福祉センター、民生委員等、福祉にかかわる者の情報交換。
- 新型コロナウイルス感染症等でご本人様とお会いできる機会が少なく、本当にご本人様が望んでいることと、周囲の関わり方が少しでも近いのか？ と疑問に思うことがあった。
- 生活支援を必要としている人は、地域住民との交流を避けて、イベントにも出てこないのでは、お互いの理解が難しい。
- 地域とのつながりや関係性。
- 住民が気軽に相談できる機関の周知徹底。
- 多職種連携し、被後見人の個別の支援計画の作成はできていると思うが、それらを情報共有し、活かした支援。
- ボランティアとしての働き手、とくに男性がまだまだ足りていないこと。少しでもよいから暇をもてあましている方々に参加してもらおうべくPR活動をすべき。

市民後見人等に選任されている方が課題と感じていること

- 地域の方々は、まだ「成年後見人・生活支援員」という言葉自体を知らない。「何をしているの」と尋ねられても、詳しくは話せないような感じです。
- 市民の方々へ後見人の活動をもっと広く知ってもらうこと。
- 支援員として活動できる人を多く養成して行くこと。
- 支援員の活動向上の学び。
- 身近な人とのコミュニケーションが大事だと感じました。気軽に皆で見守って、生活できたらよいのではと思います。
- 市民後見人として最近始めたばかりで、今のところ課題はありません。(これからしっかり勉強させていただきます)
- 毎年養成講座が開かれ、受講生がその後、いざ支援要請を受けても、受け手が少ないという。これからますます支援を求める人は増加する。積極的な参加、そして民生児童委員にもなって欲しい。
- 一般市民として活動していく上で、やはり専門知識が足りないと感じます。事例検討会やフォローアップの大切さを感じています。
- まだまだ市民の方に詳しく理解されていないのではないかと思います。
- 軽い認知症の方々や交通に不便なの方々には、わずかな利用料で支払、払戻や管理などしてもらえるので、多いに利用してほしい(PR)。
- 相談支援担当の立場で、後見人との定期的な話し合い(本人支援のための)ができ助かっている。

6. 修了者調査 記述回答

市民後見人養成研修修了者調査票の
問10(市民後見人等以外の地域で活動する者が、
市民後見員等を引き受けてみたい・引き受けたくない★理由)の
記述回答を一覧化したものです。

★DB 構成の都合上、分別されずに掲載されています★

- 養成に公費を使っているため、しっかりと役割を果たしたいという思いと、フットワーク軽く市民感覚を大切にしたい活動で、被後見人の生活に安心感を与えたいと考えるため。
- 研修を受けたので活用したい。
- 受任中だから。
- ひとり暮らしの高齢者の方と接することが多い中 孤独を感じて暮らしている方と、そうではない方がいます。身上監護の役割は、これから先の高齢社会には もっとも大きな役割だと思います。
- 研修で学んだことをいかしたいので。
- 遠縁の後見人と書きましたが、財産目当てで近づいてきた人に騙され、一度全財産を奪われた形になりました。認知症を患ってしまったために判断能力がなくなり、気づいた時には事件に発展。市外でしたので、その市の社会福祉課に相談。法定後見人を早々につけてもらい、その後、私も後見人として身上保護を担当しました。介護福祉士として、介護施設での介護経験も踏まえ、このような事件が起きないよう、少しでも力になればと思います。
- 今までも活動しているので、続けていけたら良いと思います。
- 学んだことを活かして、地域に貢献したいと思う。
- 親族成年後見人や民生委員、ボランティアで得た経験や市民後見人養成講座で得た知識を活かしたいと考えます。
- 困っている方への支援を希望しているから。
- 自分の体力や知力が他者の役に立てるなら嬉しい。
- 現在の活動(市民後見人、見守りボランティア活動)に集中したいため。
- 私は 75 歳ですすでに登録しても、再受任される事はなくボランティア的な事は引き受けるつもりはない。
- 約20年間携わって来た認知症ケアの経験を活かし、市民後見人として、残された私の人生(現在67歳)を少しでも社会に貢献できたら！と思っています。
- 私も高齢者になってきています。若い方を育ててほしいです。
- 現在行っているし、年齢的にいつまでお手伝いできるかわからないが、実際訪問している世帯はこの制度が必要と感じるから。
- 将来子供が制度利用する時のため、ノウハウの向上。
- 家族(夫・息子)が、過去現在において障害年金を受給している経緯があり、今度は自身が社会に貢献したい。
- 私を必要としている方がいれば、できる範囲で引き受けたいと思っています。
- 自分の時間が許される限り。
- 後見の支援、生活支援により、△△に暮らす人々が安心して生活できる街になればと思います。
- 現状でいっぱいなので、今以上は無理かと思われる。
- 学んだことを社会に活かしたい。
- 地域社会に貢献したい。
- 自分もいつかは世話になる時が来ると感じています。その前に誰かの役に立てることがあれば、引き受けてみたいです。
- 人と関わって、その人から教えてもらうことがたくさんある。
- 教えていただきながら少しお手伝いしてみたい。
- 同じ地域に住む住民として、支えあいが大切と考えており、自分にできることがあれば喜んでほしいと思う。
- さまざまな問題を抱えてる方がいるなか、研修を受けただけではまだまだ知識不足であり、自信がない。
- すでに日自の生活支援員をしている。
- 現在の活動以外のことができるのか自信がない。
- 私自身、知力・体力がおぼつかない状態です。
- 専門性を活かした地域貢献につなげたい。
- リスクに対応する支援体制が確立していない。報酬が少ない。案内の介護、家事等で多忙につき。

- 必要性を感じて研修を受けたので、引き受けて、少しでも必要とする方々の役に立ちたいと考えています。
- 大事な活動であるから。せっかくこの講習を受けたので、お役に立てるのなら引き受けたい。
- 支援員としての立ち位置に迷った。後見人、ケアマネ、ヘルパーがいる。自分の役割は？ 何をしたら良いか？ 何ができるか迷った。利用者の心に寄りそうことに気がつけた。
- 支援を必要とする市民の力になりたいです。
- 現在、町内会会長の身であり、いろいろな質疑等受ける時もあるから。
- 現在、民生委員として活動中です。あと1期終了後に考えたい。
- ご本人やご家族の気持ちに寄り添った支援が大切だと思うので。
- 民生委員・児童委員としての継続任期为3年の予定である(令和4年12月1日～)。任期を全うしたいと考えている。研修から得たものは、地域活動に生かしていきたい。
- その人その人の暮らしに関わる金銭感覚に携われるから。その人らしさを知る意味が、施設入所から死後事務、相続、不動産まで管理をしてみたい。介護の前の仕事が設計士、建築士だったから。
- 若者が外に出て、高齢独居者が増える△△市に援助できればと思う。
- 機会を得ることができれば経験してみたい。
- 年齢的に自信がない。
- 仕事の量がとても多いように思う(範囲が広い)。
- 高齢的なこともあるが、あまりにも広範囲に渡り知識と労力が要求されるもの。
- いま行っている活動を丁寧にやりたいので。
- 今であれば時間がありますし、体力的にもできるかなと思います。
- 法人後見の支援員→やっています。
日常生活自立支援事業の生活支援員→何らかの社会貢献をしたいから。
- 市民後見人は活動終了。生活支援員は継続中ですが、機会があれば。
- 地域活性化のため、高齢者の話し相手になりながら、自身の生きがいにしたい。
- 現状でちょうどよい。
- (1)利他の活動をしたいと考えている。
(2)私の生きる目的にもなる。
- 高齢者ですが、まだ健康なので、できることはお役に立ちたいと思います。
- 年齢的に無理である。
- 何の取り柄もない自分でも、必要としていただけるのなら喜んで引き受けます。
- 研修で学んだことを活かして、地域に貢献したいと思います。
- 現在、仕事を始めてしまったため、時間がとれない。
- 養成研修を修了した以上、実際にどのようなものか体験したい。
- どちらともいえない。その時の自身の状況・状態による。
- 少しでも人を助けられる。
- 自分で役に立つなと思っています。
- 私の住む市では、まだ市民後見人制度がきちんと確立されていないと感じます。支援員等の活動をして、精神的負担がかなり大きいと思う。(報酬に見合う以上の精神的負担を感じられる)
- 地域社会で共に生活している人の役に立つことがあれば、体調の許す限り行ってみたい。
- 引き受けることを前提で研修を受け、登録されている。
- 団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年が目前となった。認知症の方とその家族が抱える課題の解決に向けて、一助になりたい。
- 社会福祉士でもあり、本市民後見人の研修も受講・修了させていただいたので、このスキルを社会に役立ててみたい。

市民後見人等以外の地域で活動する者が、市民後見員等を引き受けてみたい・引き受けたくない理由

- 地域貢献をしたい。
- 既に引き受けている。
- 個人的な能力に任せられたらこ困る。常に複数の共通の仲間と情報共有があり、成年後見センター等がバックアップしてくれるなら。まずは、比較的容易と思われるケースから。
- 高齢者・障がい者への支援に役立ちたい。
- 研修を通じて得た知識を、機会があれば地域の福祉に生かしたいです。
- お話をいただいたら“ご縁”と思い、できるだけのことをさせていただきたいと思っております。
- 社会のため、人のためにお役に立ちたいと思っております。お勉強をさせていただいたので生かしていただきたい。
- 現在、数十の役職に就いているため、後見人活動は時間的に無理ですが、後見人活動を理解させる等には携わっています。
- 自分が昔そうだったように、困っている人がいると力になってあげたい。
- 月1回～2回程度のおんサポでしたら可能と思うが、仕事とボランティア等の両立ができるのか。
- まだ知識が不十分のため無理です。
- 何日間かの講習を受け、ある程度知識を得たが、それが活かされない。
- 懸念材料は、自身の高齢化や認知機能や体力の劣化が進むこと。
- 仕事で時間が取れない。
- 高齢になっても、自分が社会に役立っているという社会帰属感や自己認識感を得たいため。
- 民生委員、生活支援員、私的な仕事もあり、市民後見人として活動することは、今のところ時間的に無理である。
- 既に引き受けている。
- 生活支援員にも手をあげているが、需要が少ないせいか回ってこない。
- 少しでも困っている人のお役に立てるのなら。
- スケジュールの都合がつく限りは、「必要とされるところでベストを尽くして貢献する」ことをポリシーとしているため。
- 少しでも、自分が学んだ事が役に立ち、どなたかの力になれるのであれば引き受けて行きたいと思えます。
- 問題を受けとめる心理的負担が大きい、重たい。自分なりの対処方法や解決策は考えつくものの、必ずしも相手と遂行できるものでもない。行政上の力も活用するにもエネルギーがいる。
- 自分自身の専門性を高めたいと思えます。
- やり甲斐のある現在の活動を継続したい。
- 責任が重い割には、メンタル面での支援やケアが乏しいために、自分の生活に支障が出ることが多いです。特に被後見人さんの具合が悪い場合には、自身の生活をしていても気がかりで気が晴れません。また、たとえば海外への長期旅行などしづらく、趣味を楽しんでいる時間に被後見人さんの施設から携帯に連絡が来たりします。複数人でお一人を担当できれば良いと思えます。
- 引き受けは無理と感じております。自身も高齢となり、基礎疾患は無いものの、検査等の通院が増えたため。
- 社会に貢献したい。自分の勉強を続けたい。
- 退職後、元気なうちは社会的なつながりのある活動に従事していきたい。
- 活動してみて、地域を支えていると実感しているから。
- 地域のなかで困っている、誰も身内がいらない人を助けていきたい。
- 今回、自身の病気で引き受けるのは難しくなったと思う。
- 研修を受講した当初と変わらず次の理由です。
 - ①まず自分自身の孤立化を避けること。
 - ②肩ひじはらずに、自分のできることで寄り添う支援を行うこと。
 - ③無理せずできる範囲で人の役に立ちたいという想いからです。
- 社会と関わりを持ち、社会的弱者の方を支援したい。

- これから体力的気分的に動けるか。心配が多く、自信がないです。
- 後見人として、十分たくさんのごことを教わりました。現状、仕事が多忙のため。
- 体調を崩し、一時離れましたが、機会がありましたら再開したいと思っています。
- 広く地域社会に関わり、少しでも役に立ちたい。やりがいや生きがいを感じる。
- 現在、後見人を受任しているが75歳。介護相談員は80歳まで。「84歳活躍中」で充分活動しているので、これ以上引き受けたくない。
- 高齢者の独居の数が多く、少しでも協力ができればとの思い。
- 70代になったので、家族の方が心配(家族の世話)。
- 少しでも多くの方が関わることで個人負担が減り、全体のサービスレベルが上がる。
- 既に市民後見人を受任していて余裕がない。自身が後期高齢者に近い年齢になってきて、体力的・時間的な余裕度が少なくなってきた。
- 自分自身、サポートを受けている家族がいて、いつも感謝しています。良くしていただいているからこそ、私も自分のできる事があれば、困り事等をお手伝いしたいと思うからです。
- 自身のスキルアップと、これまでの経験を活かせるから。
- 地域で活動していると、生きづらさや行いづらさを感じます。少しでも社会がより良くなるなら…と思います。
- 必要としている人の声はたくさん耳にするのに、市民後見人として応えられることが少ないため。
- もう少し人の役に立ちたい。
- 今は常勤で仕事をし、休みの日に民生委員と認知症サポーターの活動をしているので時間がない。
- 手一杯である。(仕事趣味等)
- 自身が健康で行動できる範囲であるなら役に立ちたい。
- 地域への貢献。
- 実際にやってみないとわからない。自分のボランティア精神がぬるいのか試したい。
- 仕事を重ねることが多いと思うので、今のところは引き受けられない。
- 現在受任している一名以上は無理だから。
- 年齢的に見たとき、難しいと考えている。
- これ以上多くは受け切れない。現状で手一杯です。
- 地域及び困っている人の役に立ちたい。
- その他に活動で多忙のため。
- 市民後見人の研修を受講したので、実際に学んだことを生かしてみたいと思います。
- 生活支援員や法人後見の支援員の体験を、今後受任できると想定して、市民後見人業務に生かしたいため。
- 生活支援員は受けてみたい。市民後見人を受任した時の、情報等のポテンシャルになると思います。
- 市の民児協の役員もやっており、時間的余裕がない。
- せっかく学んだ知識を活用し、向上していきたいから。
- 今の市の市民後見人に対する考え方がわかりにくい。在宅被後見人に対する援助を市民後見人に求めているようには思えなくて、地域活動と連動しにくい。
- 自分自身の勉強のために行きたいです。生活支援員としまして2件、施設に行きまして(ご本人様にはお会いできませんが)生活支援を行っています。銀行に行きまして、計算金額により支払いや小使いとして、通帳の記入をしています。
- 現在1名を担当している。自身自身が高齢となり、今後何年も継続していけない。
- 社会貢献。
- 権利擁護の推進のため。
- 引き受けている。
- 年齢制限。

市民後見人等以外の地域で活動する者が、市民後見員等を引き受けてみたい・引き受けたくない理由

- 地域で育ててもらい現在があると、日頃より考えている。その意味で、できることは地域にお返しできると考える。
- 弱者の権利擁護に支援したいので。
- 必要とされている人のお手伝いをしたい。
- 時間に余裕があるので。
- 活動中。
- 現時点では、個人(私)の現状(実状)からみて、すぐには無理だが克服して引受けてみたい。
- 活動している。
- 支援が多岐にわたり、どう対処すればよいかわからない。
- 困っている方のお手伝いができる。
- 困っている人の役に立ちたい。
- 後見人さんの現状を見てみたい。
- 市民後見人を今年初めに終了いたしました。受認が初めてだったので、勉強してきたことと実際とのギャップに悩み、コロナ禍で益々思うようにできない日々でした。それから数か月经ち、冷静に考えられるようになったので、またこの経験を活かせたらと思っています。
- 市民後見人を受任して活動を終了した。
- 市民後見人養成講座において学習した内容を実践に生かすことにより、当該経験を相談業務に役立てたいため。
- 現在、引き受けています。
- 法人後見支援員については既に申し込んでいる。
- 現在、成年後見人と支援員として活動をしているので、2件で十分です。
- 自分自身が高齢になって来た。自分の時間を大切にしたい。
- 現在活動中です。その人らしく生きる応援をしたい。意思決定支援について深く考えたい。
- お役に立てるなら。相互扶助。
- 支援員は引き受けたい。他は私も高齢なので長くできない。
- いろいろ勉強させてくれるから。
- 相談することができない高齢者が今後増えることが想定できます。孤立しないよう支えあう街づくりができればと考えます。
- 過去にも引き受けていたから。
- 自分が高齢になりつつあるから。
- 過去にも引き受けていたから。
- 少しでもお役に立ちたい。
- 研修で学んだことを地域の活動に生かしていきたい。
- 限られた人に携わることができる。
- 最後まで見届けることができるかと悩んでしまいます。
- 引き受けたくないというのではなく、自分自身の引き受けられる環境が整っていない。他のボランティアや役を引き受けないわけにはいかないし、活動量が多い。また家庭的には賛成してもらえない。人の人生や財産にかかわることなので、身分が不安定で、トラブルになったとき、訴えられ裁判になったとき、守られる状況があると思えない。
- 現在、介護福祉士として仕事しており、やりがいと充実感がある。その方面で経験の幅を広げていきたいから。
- 責任が重いボランティアだが、一人ひとりの人生に寄り添う大事な役目があるから。
- もっと地域に貢献してゆきたい。
- 生活支援員として現在活動しています。
- すでに選任されている。
- 市民後見人のボランティア活動に参加したく、研修を受けて登録しました。

- どちらとも言えない。その時の状況で判断。
- 現在、市民後見人として日常生活に支援している。
- 一度経験しているので、その経験を活かしたいと思います。
- 物価高や円安などお金にまつわる時代の変化。病院、コンビニなども非接触での支払いなど。時代はどんどん変化しています。高齢者は戸惑っていると思います。困っている人に寄り添い、生活を支えていきたいと思います。
- 引き受けたい気持ちは山々ですが、職業柄や立場上、容易に受任できないから。
- 仕事や他の活動で、時間的に厳しく責任を果たせない。また自分の両親が 88 歳と 90 歳で、介護で精神的に難しい。
- いま行っている地域活動とよく似ているから。
- コロナ禍。
- 学んだ知識は、実務無しではほとんど頭に残っていません。自分自身、高齢者の仲間入りをしつつある現在、お役に立てる残された時間はあまりないと思います。
- 現在、障害者(知的・高度行動障害者)施設でパート勤務をしています。親の高齢化が顕著です。早めに後見人をつけ、高齢の親に安心させたい。
- バンク登録後、受任依頼がなく、研修のみ参加。あと少しで 70 才になるので、もう受任は無理かなと思っている。
- 何かお役に立てることがあれば…。
- 多忙なため。
- 自分を必要としてくれる方への支援がしたい。お世話をするのが好き。お役に立つことが生きがい。
- 市民後見人の指名を受けた時のための、スキルアップになると思いますので。
- 相互扶助の活動をする姿を、少しでも身近な人に知ってもらいたい。そしてその輪が広がってほしい。
- 現在の仕事、自治会役員、福祉委員会役員、民生児童委員の業務で、時間的余裕がない状態である。
- 自分自身が高齢者であるため受任できません。
- 経験をしたいから。
- 家庭の事情で活動できる時間が短くなった。
- 自らの元気と喜び、満足のため。活動者の輪を広めるため。
- 市民後見人としての役割の重さから、活動していける自信がありません。
- 地域でのボランティア活動等以外も、必要とされたら受けたい。
- 必要とされるのなら、役に立ちたいです。
- 市民後見人の経験や知識を、他にも活かせるのではないかと思う。
- 地域での認知症サポーター活動の延長線上に、一对一の関係で寄り添う気持ちが強いから。
- 誰かの役に立ちたい。
- せっかく学習してきたことなので、活かしていきたい。
- 今までしたことのない経験ができるから。
- 定年退職後の主人にとって、民生委員はとても良い人とのつながりです。研修を受けて、とてもやりがいのあることだと思いました。人とのつながり。
- 自宅介護をしているため。会社を退職し無職のため。隙間時間であれば社会参加ができるため。
- 民生委員として現在引き受けているので、これ以上は無理。年齢がきているので、体力・気力・脳力も難しくなった。
- 現在、生活支援員については定年間近である。
- 同じ障害をもつ人の支援をしたい。
- 最前線で個レベルの現場に関わってみたい。
- 高齢社会において、お互いに助け合いができることをできる時にすることが大事だと思っている。
- 自身の親のように、1 人で高齢になっても生活をしたい方の手助けをしたい。
- 自分が担当できる範囲での活動は、身体が動くうちにやっておくべきだと考えるため。

市民後見人等以外の地域で活動する者が、市民後見員等を引き受けてみたい・引き受けたくない理由

- 地域ボランティアとして、かなり踏みこんだところの相談を受けたりしているので、引き受けてみたいと思う。
- どのような考え方をするのか知りたいと思います。
- 現在、仕事もあり、時間的余裕がない。
- 現在、市民後見人1人、生活支援員1人でいっぱいです。
- いままでしてきたことが役に立てば。
- 人を知る社会を知る良い機会。
- このような仕事をしたいと思っている。
- 世の中の役に立ちたい。
- お互い様という意識から。
- 有償で行う内容について、具体的なことがわからず、不安に思ったため。
- 研修修了後はやる気満々であったが、具体的な活動への誘導もなく時間が過ぎてしまい、やる気も失せてしまった。
- 発達、精神の困難さがある方々は、自らの発信力が弱く、元々充実した社会生活を経験したことのある高齢者と違い、社会資源や自らの能力も未知のまま、ただ不安に感じる。社会に出るのが怖いと感じることが多いと思います。適切な支援につなぐことで、経済的にも安定すると、少しでも穏やかな生活が過ごせるのではないかと思います。極端な特性がある方も多いので、知識だけでは難しいと思いますが、表現は下手な方々が多いですが、本当は個性の豊かな優しい方が多いです。皆様、ありのままでも幸せに過ごしてほしいと思います。
- まだまだ市民後見人のサポート体制が整っているとは思えず、受任して孤立すると大変な思いをするのではと危惧する。
- ボランティア等の経験を生かし支援することで、安心して生活が送れる人の手助けをしたい。
- 実務のために研修を受講したため。
- 精神的にも体力的にもコロナで力尽きた感じです。
- 自治体にも、個々の生活サポートに役立つシステムがあることをもっと広く知らせたい。
- 市民としての後見活動も必要と考えています。
- 現在、まったくといっていいほど機能していない制度だと感じている。やらないと法整備の意味がないし、問題点も見えてこない。
- 市民後見人の活動は、認知症支援制度及び地域社会の共助の観点から、重要な市民活動であると考えている。
- これまでの経験を生かし、自分自身が関われる最終段階の活動だと思われるから。
- 研修させていただいた分だけ、支援を必要とされている人の力に少しでもなりたいから。
- 個人の自由時間がかなり圧迫してしんどい。
- 何か自分でもできる事があればやってみたい。自分もお世話になることがあるかも…と思って。
- 引き受ける気持ちはありますが、今現在の状況では十分な活動はむずかしいと思っている。
- 依頼されたら1人は引き受けて見たいと思っております。せっかく受講したので、人のためにとお役に立つようなことを希望していたことなので、今は施設で働いているのでどうでしょうか…。
- 70歳を超えたら、検討してみたい。
- 引き受けたら途中で辞められない。成年後見人の仕事が、生活支援員となっている。成年後見人の世間の認知度が低い、ビジネスと感心している方も多い…。
- 地域に住んでいても地域のつながりが少ない(地域に無関心)。→コロナの影響もある。
- 今は、家族の介護が必要。
- 地域住民のために市民後見人として貢献したいため。
- こんな私でも必要と思って下さる方があればお手伝いさせて下さい。
- いろいろな方と関わりながら、利用者が少しでも自立した生活ができるよう協力したい。
- 成年後見人等(保佐人)／日常生活自立支援事業の生活支援員
- 人のために活動したい。

- すでに4人受け持っているため。
- 現在就労中のため時間の調整困難のケースが考えられるため。
- 当事者や関係者と協議して私の経験も踏まえて対応したい。
- 社会福祉士、精神保健福祉士の資格を「パリアティブ」の精神で、誰かのお役に立たせたいと考えています。
- 仕事との両立は難しい。
- 年齢的にもう長く活動できない。
- 過去に市民後見人、生活支援員として活動していた。今は仕事の都合で活動していない。時間ができたら引き受けたい。
- 現在6名の支援事業に参加しています。
- 人と関わるのが好きだから。
- 自分の余っている時間が誰かの役に立つのであれば協力したい。
- 権利擁護活動をさらに理解を深める。
- 経続して活動したい。
- 市民後見人としての活躍する講座であり、研修であります。是非してみたい。この1年間、案件が1件もなく、声もかかりませんでした。行政からの働きかけを積極的にお願ひしたい。
- 自身で企業(ボランティア)している事に関連があるため。
- 時間があれば受けてみたい。
- 自分の家庭でも問題がたくさんあり、他のご家庭のことまでお世話できない。時間の余裕なし。子育て終わってすぐ介護。1度しかない人生。何も自分の自由の時間を楽しむ暇もなく、仕事、家事で1日あつという間に終わります。更年期。たいへん。
- 知らないことが多く、学ぶことで、支援を必要とされている方へのお手伝いができればと思います。
- せっかく研修を受講したし、人の役に立ってみたい。
- 何事も解決心に向ける。生活、家族、仕事、誰もが家庭内の不安。経済上の面に限界が来る前の対応策として、お互いに沿う気持ちで安心される後見人で臨んでみたい。
- 実体験をすることにより改善等が明確になるため。
- 難しそう。
- 1人で支援する自信がない。
- 現職のため。
- (将来的に)いずれ職を離れて健康であれば。今は仕事があるので難しい。
- いままでの勉強を活かして、1人でも手助けができ、地域で自分らしく生活していただきたい。
- 今後、自身も含めてですが、本人の意思の尊重は第一優先ですが、周囲にも受け入れていただく。本人も病院受診には必ず行っていただいて、なるべく維持のできる生活をしていただきたい。
- 内容にもよります。人のお役に立てるのであれば…。また自分の日々の向上の成長になればと思います。
- 人は、今はどんな現況にあらうと、長い間いろいろな経験をして生活してきた。みんな個人で違うはず。このような経験は誰もできないし、マネもできない。私はそんな人達の話聞くのが好きです。自分のためにもなる。
- △△市以外で活動する時間がとれない。
- 自分の居住する地域内で、お困りを抱えている方がいらっしゃれば、力になってみたい。
- 自分自身の今後にも役立ちそうだから。
- せっかく研修を受講させてもらったので、何らかの役に立ちたい。
- 責任が重い。
- コロナ禍の受講で活動等ができていなくて、研修内容の把握にも自信がない。
- 一度引き受けたらやめられない！(年齢制限は！)

7. 修了者調査 記述回答

市民後見人養成研修修了者調査票の
問11(地域で市民後見人等以外の活動をしている方が課題と感じていること)の
記述回答を一覧化したものです。

地域で市民後見人等以外の活動をしている方が課題と感じていること

- 活動に参加する人の年代がやや高く、活動を継続するためには幅広い年代の参加が必要。
- 積極的に助けを求められる人はいいが、そうでない人とどうつながって援助できるかが課題。
- 各活動を知らない住人が多いのではないかと。周知・広報活動が必要。
- 民生児童委員をしています、初対面の時の意志の疎通がいまだに不安に思うところがあります。プライバシーと個人の考えがなかなか上手く噛み合いません。信頼関係をどのように築き上げるかがとても問題だと感じています。
- 制度が周知されていない。
- 市民後見人をもっと広く浸透させ、身近でありながら被後見人をしっかり守れるようなシステムになればと思う。研修に関して、死後事務についても考えるべきだと思った。
- もっといろいろなかたちで広く知られるように、公報などのアピールをする方が必要だと思います。
- 高齢者が地域での生活が難しいと判断された時、家族に相談しても話が進展しないケースがあります。家族間の事情には、行政も踏み込めない壁があります。保護に時間がかかり、高齢者の身体的精神的負担が長く続きます。また、個人情報保護法への過剰な反応にも、活動の妨げとなる支障があります。
- 制度がまだまだ周知されていない。
- 福祉の担い手の人材不足のため、同じ人がたくさん活動をしています。もう少し活動人数が増えるといいのですが。
- △△市の場合、後見人研修受講者リストを家裁に提出し、その後、家裁からの依頼で後見人を選定すると聞く。私なりに考えるには、家裁の役割や担当者のスキル、選定(任命)基準等を公開するとともに、どういう方が判断の能力が劣る(≠認知症?)等、専門用語をあまり使わずに、一般市民向けに分かりやすく理解していただく講座(市民講座)を開講することが、普及推進につながると思います。
- 窓口を広げることでないでしょうか。
- 小さな市の割には制度が充実していると感じることが多い。市民後見人や日自の支援員としては、守られ、センターを頼ることができている。
- 母体の後見センターの職員がたいへん忙しそう、予算や人員の補充ができればよいと外から見ている。
- 公共交通網が弱いので、高齢者が外出できない。活動したくてもできない人がいる。
- 広く周知する機会を増やす。研修会・講座を開催し、支援する・される双方の希望者を募る。理解がないと難しいと思う。
- 活動の知名度をあげるための啓蒙活動。
- 田舎でまだ後見制度も権利擁護も知らない人が多く、どんな方法が良いのか…。
- 全体として後見業務等に対する認識不足を感じます。制度の内容が難しく感じられるのでは…。
- 後見等を利用する意識的なハードルがまだまだ高い。後見等の権利擁護活動は「大ごと」「面倒ごと」と捉えられ、敬遠されがちだと考えています。
- 地域全体に制度が浸透しておらず、難しい制度を理解してもらうには、とても難しいと感じます。地域全体が勉強会や講義に気軽に参加できる環境作りや、興味を持ってもらうことが大切かと思います。
- 市民後見人、買い物支援サポーター(地域で使用できる商品券)。
- 存在理由や意義等を明確にし、かつ社会的に広く広報すべき。民生委員児童委員の活動実態が〇〇と思う。選任の時から有能な人を選ぶ。そのためにも〇〇を納得のいく金額に引き上げるべき。民生委員との協力体制を模索すべき。
- 町独自の市民後見センターの設置がなく、現在要請中。設立に向けて役所も動いています。支援員、後見人が安心して活動できるよう、早い設置を願います。
- 行政や地域の理解を高めていくこと。
- 市民後見人の必要性をもっと理解してもらうために何をしていくべきか？
- 必要としている人を掴んでいるか？ 見逃がしていないか？ 相手の懐に入っていけるか？ 必要とされるか？
- 活動の周知・広報。助けてもらえることを知らない。
- 市民後見人のなり手不足について。施設職員(保育、児童、成人、高齢、障がい、養護など)や教職員、公務員、企業等に退職前に研修受講を企画してはいかがでしょうか。

- 利用したい人がいてもお金がかかる。手続きが面倒と感じていてハードルが高い。地道にお知らせ活動が必要。認知症講座等でも力を入れる。
- 市民後見の認知度の向上。必要とされる方の把握方法。
- 地域の課題は町内会や包括支援センターだけでは解決できない。
- 他人に家庭内を知られたくないという気持ちが強い。
- 認知度の低さ及び体制が確立されていない。
- 高齢化が問題。
- 後見制度等の名称は知っているが、内容がよくわからないという方々がとても多いです。とにかく、内容を知ってもらうことを重視してほしいです。NPO法人にて、社協の方に出張研修をしていただき、とても好評でした。たった10名の参加でしたが、その後周りの方にも話してくださっているようです。
- (役員の高齢化。役員をやる人が固定され、何年もやらなければならない。
- 個人のプライバシー保護の観点で、どう展開しているのか伺いたいです。
- 地域のなかで相談相手がいらない、どちらかと言えば孤立している人達の理解を深めながら、心の会話ができるようになりたい。そのための学びを広く深めていきたい。
- 必要と思われる方や家族に利用方法が伝わっていない。
- (1)無感心の方が多い。
(2)もっと積極的な広報活動が必要である。
- 多くの住民が高齢のため、新しいことや難しいことは受け入れにくいと感じます。
- 様子で必要なのではと思うのですが、家族が表に発信する気持ちになれないでいること。
- 支援者の輪が広がるように、いろいろなチームで(職種のちがいで)地域との対話や緊急時の支援について考える場があると良い。特に障害の違いで避難できないことが多い。今の社会は健常者の目線でつくられた避難ルートが多すぎです。
- 住民同士のコミュニケーションがなく、何かあっても助け合うことができない。
- 自治会として活動していても、地域の方々の考え方はさまざま、なかなか一律的な対応では解決しないことが多いと感じています。相手の方に合わせた対応が必要だと感じています。
- 市民後見人とは何かが周知されるとよい。
- 都市部における住民相互の関係の希薄さ。
- 地域における要保護者に関する情報共有と個人情報保護。
- コロナ禍や時代の流れでしょうか。他人と距離をおくことがよしとされてしまっただけでは発展できないと思います。支援を必要としている方が放っておかれています。
- 「個人情報保護」の名目で、個人の生活に踏み込めない状況がある。あるいは「おせっかいをやくね」といった反応もあります。どのようにどこまで対応していったら良いのか、悩みが多い。
- ボランティアと考えると支援員としての報酬で十分だが、生活を考えると無理なように思います。
- 市町村との連携、協力がもっと必要だと思います。
- なかなか市民後見人としてのお仕事(ボランティア)のルール化が進まない。
- 活動するための道筋が確立されていないと感じます。また行政も横の連携があまりなされてなく、縦割り行政を感じます。行政自体が、市民後見人を活用するような制度を作っていないとも思います。行政の目的のはっきりとした活動指針の明示と、それに伴う人的体制、財政基礎の確立等々、全市民をまき込んだ行動が必要。
- いわゆる新住民の割合が多く、地域のことに関心がない。単身や夫婦のみの世帯ばかりで、子どもが巣立って後は、本当に近所付き合いが激減している。
- 自治会の役員をしているが、過度な個人情報保護の意識によりコミュニケーションがとりにくく孤立化している。
- 地域福祉に関する認識が一般化しているようには感じられない。この意識変革の啓蒙が必要と感じています。
- プライバシーの問題がたいへんだと思います。

地域で市民後見人等以外の活動をしている方が課題と感じていること

- 意外と家族後見があり、介護サービスや障害者支援サービスを民生委員が働きかけ、既に地域包括とつながっている場合が多い。
- 個人的に地域で該当するようなケースに入ることはとても難しい。町会長、自治会長や役員等、評議員もつながらないと無理。
- 市民後見人活動のPR。
- 市民後見センターが市民に広く知れ渡ってない。いろいろな機会を通じて市民のための活動であるとPRが必要。
- 何よりも「個人情報」の壁。また認知症、高齢、知的、精神の方への“後見”はもちろん大切だが、他障害（視覚、聴覚他）からのアプローチも必要だと思います。
- 地域の草の根運動。人数を多く集めて話をするより、数十人のなかでの話が大事。
- 擁護が必要そうな人のところに、民生委員と同行して顔合わせするといいいかな。民生委員や班長は交代するので、経過がわからない。
- 地域の皆さんへの有効な情報発信はどうするのか。どうしたら良いのか。どのようにしたら、皆さんに関心を持ってイベント、勉強会に参加していただけるのか。個人情報保護法とどう付き合ったら良いのか。
- まだまだ言葉の知名度、理解している方が少ないです。
- 県外の自治体との共通の知識（が有効であるのか否か）。
- 地域住民に感じる他人に対する無関心さ。
- 福祉施設職員が忙しく余裕がない。
- 個人情報保護法の影響か、気になる対象者にほどよいお節介がしづらい。
- 広報活動。
- 働く世代は、なかなか権利擁護活動をしていく時間がとれない。
- 広報活動と仲間づくり。そして地域行政のバックアップが重要と考えます。
- 金融機関（ゆうちょ銀行）やライフライン民間企業の活動に対する理解が必要と感じます。
- 市民後見に関しては行政が権限を持っていて、市民後見よりも主に司法書士へ後見の依頼がいくこと。
- 社協の受け入れ体制、キャンペーン。
- 私が「市民後見人養成研修」を受けたいと思ったのは、認知症になった父のことを守りたいと思ったのがきっかけでした。人に寄り添いながら話を聞いてあげること。まずは「後見人」「権利擁護」の重い言葉にとらわれないでほしいと思います。もっと身近に感じてほしいです。
- 市民後見人を身近な存在に感じていない点と、市民後見人の依頼方法と必要条件等を一人暮らしの高齢者に周知徹底されていないと思います。
- 自分の両親などを介護している家族が、この制度を利用したいと思うような身近な存在になることだと思います。
- 制度他の情報の広報と啓蒙が不足している。
- 学ぶべきことが多く、責任も重いので、ボランティアとして気軽にできることではない点が難しいと感じています。
- 地域住民にも、権利擁護についてもっと知ってもらいたい。
- 地域の住民への理解を深めることが大事だが、その前に地域で権利擁護事業に関わる人々の連携が必要だと思う。福祉専門職者、施設、行政職員などが緊密な連携が取れば、地域への普及活動も効率的に行える。
- 経済的に苦しくて依頼することができないと感じている方も多いため、そのようなことではないということを知って欲しい。また経済的支援を行政が行ってほしい。
- 寄り添って、本人が希望する生活ができるように活動していきたい。
- 市民後見といっても、かなり研修を受けたり、社協の方々の協力ができないと思います。後見を受けてからいつまで続くかわかりませんので、受ける年齢も重要です。

- ①町内会やご近所さんとのコミュニケーションやネットワークが必要。多くの人々の目と耳と口が、支援を必要としている人の発見につながり、それは防災や防犯にも役立つと思います。
- ②支援制度の広報宣伝活動(たとえばテレビでの包括支援センターからのCM等)と、どんな支援があるか誰でも簡単にパソコンやスマホなどで検索できる環境やその整備が必要だと思います。
- 市民の関心度が低い。
- 明らかに独り暮らしの方が、さほど大きくない荷物でもたいへんそうで、平常の生活ができていて、見守りの方はいるのか気になります。個人情報のこともあり、コミュニケーションをまず取っていかないと、その方の状況が不明です！ 気になっても先に進めない。
- 制度や事業を知ってもらうアプローチの方法だけでなく、自分にも必要になる時がくるとか、身近な人に必要になる時がある等の発信も加えていくと良いのではないかと思います。
- 高齢者、地域とあまり交流のない独居の方達に、権利擁護活動の情報等を理解しやすく伝えられたらと思っています。
- 個人情報の問題。地域住民のかかわりの希薄など。情報が得にくい。
- 行政、地域包括支援センター、施設、地域などの連携。協力していく必要がある。また普及活動やPRなども必要。退職が遅く、団塊の世代後の人が集まらない。
- コロナ禍だったこともあり、高齢者、障害者の社会参加が難しく、特に高齢者のMCIが増えている点。
- そのような活動があることを知っている方が少ない。成年後見制度について話すと、だいたいの方がまず「高いのでしょうか？」と。使いやすい制度にしていくには、費用の問題は大きいと思う。
- 本当に支援を必要とする方の情報が、個人情報保護の壁で入手できない。閉じこもり等の現状が、我々市民レベルの後見活動や地域活動では知ることができない。結果として孤独死などを聞くことがあると無力さを感じる。個人情報保護とは何が目的なのかと疑問に思う。
- マンションの住民は、学童等の子供がいれば近所付き合いは発生するが、高齢者が多い居住者構成になると、お互いの社会的交流はまったく疎遠の状態になる。権利擁護の意識を共有することの障壁は高い。
- コロナ禍になったこともあり、人との関わりが、自分だけではなく減っていると感じます。そこをどう、以前に回帰するところまではいかなくても、新たな人と人との関わりを考えていくところからかなと思います。
- 地域住民への普及啓発と参画しやすい仕組みづくり。
- 知らない人、知らないことが多い。もう少し地域住民に啓発、理解をと思います。
- 高齢化と無関心。
- 住民同士の繋がりが少ない。
- 受任者は仕事を退職された方が多い。私のように常勤で仕事をしながらも、ボランティアに積極的に参加できるように、会社の理解は必須。活動日には休みを取らなくてはならず、職場の人数がいないと休みをとりにくい。
- 拘束時間を明確に。
- 有償がある(ささやかなポイントなど)。
- 複数対応(2人以上)が良い。
- 地域住民の相互理解。
- 社協の方が、介護職出身の人は障害者施設出身の人に比べ「意思決定支援」への認識が低いという主旨のことを言っていた。その理由を是非知りたい。
- 地域住民の情報が意外と入ってこない。市などから情報を得ようとするとかかなりの時間がかかる。
- 個人的活動上では、他人のプライバシーに踏み込めない。高齢者支援センターとの連携等があればよいと思います。
- ボランティア活動に対する地域住民意欲が低い。どの活動も人材不足、高齢化等課題が多く、期待する行政側とのジレンマを感じている。
- 人との交流の場の拡充。ネットワーク(スマホ等)を活用した情報交換によるニーズの掘り起こし。
- 地域での交流が少ない。

地域で市民後見人等以外の活動をしている方が課題と感じていること

- 成年後見についての認知度が低い。
- 内容的に個人情報(収入、家族状況などに)係る事務が多く、個人的に接触はかなり難しく、また市民後見人に関わる必要な情報の認知度は、一般市民に認知度がほとんどないと感じられ、話題となりにくい面があると感じています。社協等を通じた、広報活動を積極的に行っていただく必要を感じます。
- 生活支援員として活動した場合、自分の家からの移動手段として、(徒歩、自転車、車、バス、電車等)を使用するの時間の考慮はあるのか。自宅近くの区役所を拠点にできるのか？
- 市民後見人として、無償ボランティアではなく有償ボランティアとすべき。理由は、被後見人が生活保護を受けている場合、通信費、交通費等の請求を被後見人にしづらい。
- 地域共生社会の担い手である地域住民の多くが、近隣の方に無関心。
- 地域住民への広報が足りない、必要としている方やその周りの方に届いていない。
- NPOなど(小さい法人として)束ねていく単体をもっと増えれば良い。高齢者や知的・精神障がいの方々の権利擁護の支援などを行うために。
- 市民後見が理解されていない。
- 行政のリーダーシップと各団体との連携強化を図って欲しいと思います。
- 地域柄か、家族や親族以外の他者に物事を頼みたくない傾向があると感じられる。広い意味で地域包括ケアシステムのなかで、さまざまな活動を活用して安心、豊かな生活を営めるような基本的(後見人とは何かどのような事をするのか?等)啓発活動の必要性大。
- 制度趣旨の周知と啓発が必要です。
- 弁護士等に払う後見費用が高いという一部の声が聞かれた。
- 地域包括支援センターが、身寄りのない高齢者や、認知症や心身的に不自由な方を把握しているはずだが、その時点で後見制度を活用してほしい。介護度があがったり、理解力が落ちてから、対象者の担当となった時には手遅れである。地域包括支援センターに、後見制度の相談に行くが、面倒くさがられたことがある。前向きに関わってもらえるように、社協さんから教育をしてほしい。
- 行政全体で、一般市民への広報・啓蒙活動(例:各地区自治体を舞台にした)が必要であろうと感じている。
- いろいろな福祉活動をされている方々に話を聞くと、ボランティアとしての人員が不足していると聞きます。講座に参加される方も少なく、私達も高齢になってきているので、後のことを考えると心配です。活動に結びつかなくても、障害者や認知症(その他病気)のことをもっと知ってもらうことは、その方たちの理解や見眼が変わってくるのではないのでしょうか。
- 地域で活動している諸団体の理解。
- 認知度。
- どこまで認知されているのかよくわからない。また、どの程度理解されているのか不明。自分の身内で最近あった事例で、「市民後見人」のデメリットを理解できていなかったというのが数か月前にありました。人の話を聞く心の余裕がないと、理解が進まないと痛感しました。
- 多くの方に認知されていないところ。財産管理の際、ゆうちょ銀行を利用していますが、まだ窓口でひとつひとつ成年後見人の説明をしないと手続きができないことがあります。
- 市民後見人に対する理解がされていない。
- 地域住民の結束・無関心意識の排除。
- 権利擁護活動の広報、周知。
- 地域での権利意識が低いこと。昔ながらの偏見や差別意識が残っていること。地域でボランティアとして活動することが必要とされているという認識が低い。権利擁護委員さんが、もっと積極的に地域に出向いて活動されたらどうでしょうか。
- 成年後見制度を知ってもらうため、病院とかと連携を取ってセミナーをするなど、周知活動が必要である。
- 責任。ボランティアは当然無償？
- 市民後見人のサポート体制等が非常に弱いと思う。

- 市民後見人を必要とされている方が多いのに、認知度が低いと感じます
- 地域密着でその人に寄り添い、毎日が楽しく過ごせるようになればよいと思い、助けていきたいです。
- 市民後見人を知らない人が多い。
- 一般市民に知られていない。
- 認知度が低い。
- 市民後見人の認知度があまり高くないため、活動にあたりいろいろ活動に支障が発生する可能性が高いと思われる。
- 被後見人との信頼関係の構築。ご家族・親戚との意見交換がスムーズにいかない等が想定される。
- 他人事ではなく自分事として考える、意識することをどんな場面に対しても持つようにする。
- 携わる方が少ない。
- 市民後見人制度が周知されていない。ピーアールが必要だと思います。
- 情報が少なすぎますね。
- ひとり暮らしで、身寄りがなく、身内と縁を切っている人が多い。「人の世話にはならない」といっていますが、老人対応のアパートに入っているので、地域とつながりもなく、問題を起こして初めて存在がわかるという現実がある。また個人情報ということで、ご近所に尋ねても答えてくれない。
- 権利擁護の意味をもっと広く知ってもらうこと。
- もともと関心のある人は理解が深まっていくが、関心のない人にも一定の理解をもってもらうための方法。自分事として感じてもらうこと。
- 対象家族への啓蒙活動と子供への教育。
- 守秘義務を徹底し、民生委員の地域での掌握を共有し、共に権理擁護を必要としている高齢者、障害者及びその保護者をExcouation(ママ)して、生活困窮のない地域にしていきたい。
- 高齢者の人数が増え、なかなか活動にお手伝いしてもらえる人材がいない。委員も高齢化している。
- 電話相談活動に限れば、対応の仕方が個々の相談員によってまちまちなので、一定の基本線を共有するよう努める必要があると思う。また、時代に合せてSNSによる相談などにも進出することも考えたい。
- 「権利擁護」という用語は、実際に仕事で携わっている方や身近に対象者がいる方しかご存じないと思います。日常的に誰でもが広く認知できるようなやさしい言葉で、地域住民が集う場でことあるごとに話題にして、認知度を上げていく仕組みがあればよいのですが。市民後見人は、地方ごとで無償・有償の違いや、他県に引っ越しした際に引っ越し先で何故、再受講しなければ登録できないのか？ といったことも不思議に思っています。全国共通のルールにして欲しいです。
- 多くの方が「なんとかなる」と思っている。法的にご自分が思っているようにならない場合があるなど、まったく想定していない。法律が変わったこともわからない人が多い。
- 支援者の担い手不足と高齢化。若年層のボランティアな意識の薄弱化。
- 見えないものを見ようとする風土がどこにでも存在する。行政の壁。市民の限界。ここをうまく調整できる機関が必要。
- 人との信頼関係の構築。契約支援、金銭管理、財産保全等々。責任が重すぎて「市民後見人は大変」というイメージがとても感じる。
- 何よりも行為がボランティアであり、それに参加できる方も、時間とお金に余裕のある高齢者に限られるような気がします。
- 施設の運営者等のいわゆる福祉の協力関係者を大切に過ぎて、利用者の方に顔が向きにくいようです。
- まだまだ周知されていないと思います。障害者の親の会や、高齢者の団体にもっとアピールが必要かなと感じます。
- 障害者(知的・高度行動障害者)に関する教育が必要と考える。
- 潜在ニーズはあると思うのだが、実際の依頼に結びついていない。コロナのせいもあるかもしれないが、同期に受けた8人のうち1人だけ受任というのは少なすぎる。高度な研修が無駄になっているように見える。
- 年齢的な考え方のギャップが大きい。
- 認知症の方への理解は少し広がってはきていますが、精神疾患をお持ちの方への理解は本人責任となっており、障害福祉サービス事業所でさえ、理解が乏しいことを痛感しています。

地域で市民後見人等以外の活動をしている方が課題と感じていること

- 特別なことと思ってる方が多い。権利擁護活動の認知度が低い。
- 市民後見人はじめ、権利擁護というものがご自身にも当てはまるという認識がなさすぎる。関係各所の方々の勉強会ははじめ、一般市民への啓蒙を、いま以上にくださったほうが良い。
- 高度成長期に活躍された高齢者が多い。
- 後見人の必要性と役割内容を地域で話し合いが出きるような機会を持てるように働きかけて欲しい。
- 必要な情報の公表。
- 権利擁護活動の重要性を、低学年から認識して行動できるようにしていく。
- 高度成長社会を歩んでこられた高齢者の多さ。世話にならない、世話をしないと考えている方の多いこと。
〈お金で解決できていると思っている〉
- 若年層における共稼ぎ社会。
- 市民後見人についての広報活動を充実させること。
- 市民後見人：本気で育成してほしい。
地域包括支援センター：地域包括支援センターを地域の住民に知らせること。(知らない人が多い)
ケアマネジャー：事業所の営業マンでは本末転倒と考える。
- 地域の人にいろいろな事をあまり話したがる人が多いように思います。
- 行政の取り組み姿勢。
- 住民間の関係性が希薄になった。個人情報保護が人権擁護として大事だとするものの、それを盾に関係性が薄れてきた。
- 私の地域は高齢化が進んでいます。1人で住んでおられる方もいらっしゃいます。夫婦で住んでいても、この先の心配な方がいらっしゃいます。それらの方に対して、市としての福祉の活動が行き渡るように、福祉課とのパイプ役になりたいと思っています。
- 地域の個別の住民の情報がなかなか把握できない。
- 市役所内の担当がバラバラすぎる。社協と違うとか。窓口も大変でしょうが、もう少し統一できないでしょうか…。
- 市民後見人の制度が地元の自治体で採用されていない。
- 高齢者の行き場は、どこにあるのかと思っています。デイサービスか、自宅か、施設。家族に迷惑をかけないようにデイサービスに行くという話もあるあるです。楽しく生きていくため、いろいろなクラブ活動が用意されていて、後半の人生の楽しみとなり、友達を作り、助け合ったり、競い合ったりできる、そんな居場所を求めていると感じています。健康的な生活を送ってもらえるように、人との繋がりや趣味を愉しむことが大切だと感じています。
- プライバシー。
- コロナ禍で介護サービス相談が200m先しかできていない。施設規制がある。利用者の権利はあるのかなのか。希望する人があれば面談の型は難しいのでしょうか。今の課題だと思う。
- 地域住民が顔見知りになって、よりよくながら合う(気づきあう、気を配り合う、手をさしのべ合う)機会と場の充実。
- 行政と市民の意識が違いすぎている。行政がお役所仕事すぎて人間味が感じられてない。官民でできることの役割がはっきりしていない。
- なかなか表面上に出てこないことが多く、地道にサロン活動を通じて情報を収集するしかないのかと思っています。
- 社会的弱者に対する配慮、理解等。若い時からの教育が必要では？
- 必要と思える人を見つけることが難しい。仮にそう思っても、社会のシステム上まったくの他人、関わりを持っていない私が進言する場もないように思える。
- 近所づきあいが少ないこと。
- 自治体と管理組合の役割の明確化。
- 人の意識はいろいろなので、啓発していくのは難しい部分はあるが、少しでも意識を変え、少しでも人の役に立てるよう心がけるのはたいへんと思う。
- PRすることが大事。

- 支援する側の、支援者に対する意識対応のまちまちさ。
- コロナもあり、地域住民も高齢者が多い。
- 情弱の人が多いため、情報提供が大切なのではないかと思えます。
- 親族以外の者が家庭に入っていくことに対する意識の差が課題だと思う。
- 町内会活動などで、住んでいる地域で助け合える仕組みができれば良いようにも思ったが、ご近所だからこそ知られたくないこともあるのかなど危惧する。
- 行政機関、社会福祉協議会の研修修了者への働きかけが欠かせないのではないかと思う。
- 市から1度依頼がありましたが、コロナで実施できないまま。いまだかつて活動していません。本来は支援を受けるべき人々は多く存在すると思いますが、この制度、また人に、行政に、相談してもいいと思える文化がないと思います。まだまだ高齢者を、家族が見ることが望ましいと、本人、家族、地域が思っているような地域です。もう少し意識を開放できて、サービスを受けることが、よりよい生活の充実につながると、意識改革が必要だと思います。
- 居住している学区内の活動を希望しているが、地域の身近には該当者がなく、遠い場所での支援をしているので、見守りならば民生委員と同じ立場で支援できるのではないか。
- 具体的な実務の機会を提供していただきたい。
- 活動支援者が増えません。
- 基幹となる権利擁護センターの機能の確立と、サブとなる支援機関の必要性。
- そもそも日本中で認知度が高いといえないので、発展どころかスタートラインあたりだと思う。また、このエリアは土業や銀行業などの有償営利団体との棲み分けが中途半端なので、理解されづらい。
- 市の市民後見人の実践活動に、司法書士等専門職が関与していて、専門職の成年後見人としての活動(身上保護)に利用しているのではないかと推測する。市民後見人が主体となったNPO法人等による、市民後見活動の構築が必要であると考えます。
- 地方にありがちな障害や貧困、LGBTQ等への秘かな差別を解消していく活動が必要と感じている。「差別はよくない」「いじめはダメ」とは言うが、内向きに外国人へのヘイトを口にする人が見られる。
- 自分の生活している地域(町内)以外の、支援を必要とされている人たちとの関わり方をどのようにして支えるか。その地域の人たちとの連携をどのようにしたらよいか考えたい。
- 活動をするにあたって、何よりも人材不足が大きな問題だと思います。金・物はどうにかなっても、人はどうにもなりません。
- 親が亡くなった後、障害のある子の財産管理を誰に頼めばよいのでしょうか？ 安心して生活できるよう支援することでしょうか。
- 地域住民による権利擁護活動を発展させていくためには、
 - ・擁護する権利について知ること
 - ・権利を阻害することがどういうことかを知ること
 - ・権利について教える人がいない
 たとえば、児童の権利に関する条約を地域住民の多くは知らないし、子育て中の親も知らないし、子も知らない。
- 1. 成年後見人の認知度を高める。
- 2. 成年後見人の地位の確立。
- 敷居が高く感じている住民が多いので、具体的な内容や具体例を地域住民に伝えたい。
- 地域で成年後見制度の研修会等開催し、啓蒙活動を進めてはいかがでしょうか。
- 地域の見守りは地域の人で守りたい。守秘義務をしっかりとって。
- 地域の催し物などで周知する。
- 地域にお住まいの方が、お年寄りかひとり暮らしかなどの情報が開示されていない。民生委員も知らされていないようで、心配な行動をとる方への取扱方法が不明。
- 市民の皆さんへの広報活動。

地域で市民後見人等以外の活動をしている方が課題と感じていること

- 高齢者や障害者の方を支援する仕方が難しく、関係機関との連携も難しい。また、責任の重さによる心理的なハードルが高く、ボランティア活動としても難しい。
- 「アドボカシー」の理念・考えをすべての人が知ることで、当事者も身近な人もその人らしく生きられると思います。たとえば民生委員さんが心配な高齢者がいても、その家の他の家族に遠慮するのは、高齢者のアドボカシーが守られていないことになります。
- 制度や活動内容等を知らない方が多い。
- 地域で市民後見人活動のことを話しても、興味を持たない方が多いと感じています。講座を受けて、市民後見人とならなくても、その勉強で得たものはきっとその方の役に立つと思うのですが。
- 人権教育の充実。ことあるごとに学校や職場や地域で、さまざまな機会にくり返し行っていけば良いのではと思う。
- 広く一般の方々に宣伝する。
- 社会福祉協議会で法人後見のしくみを構築し、市民に対し「成年後見センター」を早くスタートさせる。
- 校区、行政区単位での研修の機会があるといい。加齢による聞こえにくい人達への筆談サポートが必要。
- 同一地域住民は、個人の生活環境を知られたくない、教えたくないとの意識がある。そのためにも市民後見人は、能力を十分に活かし、その方のために役立つという意識のもと、また相談してよかったという実績作りが必要です。
- 自治会への加入も年々減っており、また個人情報のあることもあり、地域の方々の実態把握が難しくなっている。
(突然死～孤独死、ゴミ屋敷、ひきこもり等)
- 地域住民の家族もいろいろあるなかで、権利擁護活動は責任が重すぎる。
- 後見制度の利用促進の流布。まだまだごく一部の人のための(お金がある人の)ものと思っている人が多いように思う。
- 私は現在 50 代。これから自分としても避けて通れない、老いや認知機能の低下や、孤立しない生活。誰しもが望んだ理想よりも、現時点や現実にいざ向き合う意識の大切さ。忘れるよりも忘れない活動。日常生活の面で防ぐことのできる。この課題に向き合える人生に誰しもが参加できる世の中であってほしいものです。
- 高齢者の権利擁護ができるための、安心して生活ができるための策。権利を守るための取組み。
- 地域で見守っている人がたくさんいるといいなと思った。
- 課題はたくさんあります。困難なケースも増えており、各関係者が長期にわたり関わっているが、なかなか解決できずにもどかしい思いをしている。仕事でしている私たちさえこのような状態なので、地域住民となると早期発見、早期対応ぐらいになってしまう。
- 必要性が出てこないと関心が向かないと思う。またお金がかかることなので、“気軽に”“誰でも”はできない。後見人はやりがいはあるだろうが、とてもたいへんな役割だと思う。誰でもできることではない。
- 正しい知識を広めること。偏見を持たない、孤立させないことは重要。幸せになる権利があり、それはみな平等にあることを知っていただくこと。
- 民生児童委員は、支援していく上で権利擁護を意識して関わっていくが、他の地域住民は必要ないということで、関わらないようにしているのが課題。
- 認知症や知的、精神障害等によって、判断能力が十分でない人をお手伝いする。
- どの段階で申込むか？ 具体的な手続き手順。
- (1)積極的に他人とのかかわりあいを持つ心
(2)住民、自体で作る地域行事
(3)若い人材の育成、特に受講後、積極的に活動に参加するようにしてほしい
- 後見人養成講座の受講者が地域内で増えれば、その方々と協力しながらサポートができると思われる。
- それぞれ活動をしている人たちとの連携が必要。
- 「市民後見」そのものをほとんどの人が知らない。
- 地域の交流。情報交換。コミュニケーションがコロナ禍もあり取りづらい。コロナが落ち着いて活発にできるようになるか今後の発展につながると思います。

○老齡化(ボランティア)。

8. 修了者調査 記述回答

市民後見人養成研修修了者調査票の
問14(地域でまだ活動していない方がどのような地域活動をしたいのか)の
記述回答を一覧化したものです。

地域でまだ活動していない方がどのような地域活動をしたいのか

- フルタイムの勤務なので、平日、常に時間に融通をきかせることはできない。ある程度、自分のペースで活動できる市民後見人として活動したい。
- 認知症高齢者の、本人の望む生活の把握と尊厳のあり方について、地域との「さりげない」共有、協働と支援。
- 市民後見活動。
- 市民後見人、日常生活支援員
- 看護師と保健師の資格があります。私が勤務したことのある病院の同僚等は、個性の強い方、怒りっぽい方が多かったので、たくさんメンバーと一緒に同じ時間に働くことには抵抗があります。空いている時間を登録しますので、通院の付き添いなど、人手が必要なときに声をかけていただきたいです。協力できるのではないかと思います。
- 週1~2度、近所の独居の高齢者の方へのあいさつの声かけなどの安否確認等も、人員が足りない場合には協力したいです。
- 保佐人。
- まだ1度も選任されていないため、選任の打診があればお引き受けしたい。
- なかなか顕在化していないが、時間の経過と共に深く広くなっている貧困化に対する活動の必要性を感じている。後見人制度についても、自治体が社会福祉協議会に丸投げしているように感じている。ボランティアとしての活動に対して、自治体や裁判所の対応に、基本的なモチベーションの相違を感じている。
- 1. 1件受任し2年間活動したが、令和2年に被後見人が死亡終了後、現在はない。
2. 後見人として活動意思を持っているが、依頼はない。
3. 市民後見人登録していると、親族以外の知人等に協力できず自由な活動ができない。
- 候補者登録更新中につき受任可能。
- 研修を終了しているので、市民後見人としての活動を考えています。今年は仕事に関係した資格の取得に専念させていただきました。来年度から市民後見人として活動できればと思います。もっと後見人制度について知っていただくとともに、必要としている人には簡単に話しをできるようにしたいです。
- 具体的に思い浮かびません。コロナで止まってしまったと感じます。
- △△町でNPOを立ちあげ、市民後見人による法人後見者受任できるよう組織をサポートし、ネットワークに位置づける。この事業を続けていくため、事前にスタートした市民後見人による権利擁護活動は、「生まれたままの町」と「学び、成長していく町」の違い残念です。今回も研修が2年振りに開かれたのですが、△△市は来年度予算も取っていないとか…。職員からその話を聞いた時、何のための研修なのかとても残念でした。市民後見人として活動したく、研修終了後の10月18日に市民後見人候補者登録をしたが、登録後間もないため、活動には至っていない。
- 市民後見人 制度に関する相談支援。
- 「市民後見人」受講、登録したので、いずれ活動できればと考えている。
- 市民後見人、生活支援員として活動したい。(退職後)
- 身内のサポートのため関わることはできませんでしたが、依頼があれば関わりたいと考えています
- いま別の分野で忙しくなりそうなので、日常生活自立支援の支援員レベルまでと思っています。
- 市民後見人の活動については、母(94歳)の介護があり現在活動はできていません。今後ボランティア活動ができる状況になりましたら、活動したいという思いはあります。
- 地域活動になるのかわかりませんが、いのちの電話の相談員なども行いたいと思っています。
- 後見人登録しているため、機会があれば選任され活動したい。
- この制度を理解して、市民後見人を育てる意思、気持ちがある人の下で勉強したい。
- 退職後に活動したいと思っている。認知症のカフェなど。
- 特に高齢者(家族が遠くにいる方、家族がいない方)の相談にのれるように勤めたい。成年後見人だけじゃなくて、生活の方も支援してみたい。初めて受講した後で、保佐・後見と受任していましたが、今はたまたま亡くなられて活動していないだけで、申し立ての準備中です。

- 自分の活動できる時間が確保されれば、具体的に市民後見人として活動していきたい。
- ボランティアや裁判所の調停委員を行っています。
- 今後も地域でできることがあれば、お手伝いしていきたいです。
- 市民後見人、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業生活支援員など
- 誰かのお役に立ちたいとは思っています。しかしもう後見人の学びが、何もしないことによって忘れかけています。残念ですね。
- 後見人として動きたいのですが、難しいのであれば支援員をしたい。
- 自分にできると思うことであれば、どのような活動でも積極的に活動したいです。
- 地域活動というより、活動協力の声かけがないので、実績や経験を積むことができません。受講終了後、活動に意欲のある方には、積極的に情報や協力依頼などがあると良いと思います。
- 考慮中。
- 令和4年6月に実母を亡くしているので、是非「市民後見人」受任を体験してみたい。
- 生活支援員としてなら活動したい。
- 市民後見人。
- 民生委員など。
- 認知症サポーター、傾聴ボランティア、生活支援員、市民後見人など研修を受講した。活動に参加したいと思っていますが、現在、高齢の母親がいて仕事があるので、活動するための準備の時間がとれないです。
- 就労しながらの活動は難しいので、広報活動など時間が合えば。
- コミュニケーションソーシャルワーク。
- 現在、仕事(ケアマネージャー)で地域活動しているため、市民後見人の活動を進んで対応できない。
- 現在は社会福祉協議会で役員として活動していますが、まだまだ困っている方が多くおられますので、少しでもその方々の役に立ちたいと思っています。
- 声がかかって、自分にやれそうなことなら何でも。息子が通った(私が勤務した)小学校のボランティアサポーターに登録しているが、サポーター要請はまだない。
- 可能な範囲で地域に根ざした活動。
- ボランティア。
- 指示された活動。
- たいへん申し訳ないのですが、子育て中で、子供が社会人となるまでは、働いて家計を支える必要があります。その後であれば活動を精一杯したいものです。今まで銀行や、法律関係に関わるお仕事をしてきたので、お困りごとの相談など役立てられたらと思います。
- 民生委員など。
追記:研修終了後(約7年)、自治体(委託引受=社協)から何の音沙汰もない。困ったものです。
- お話を聞き、安否確認。
- まだまだ成年後見人について知らない方が多いため、その周知活動をしてみたいと思っています。
- 地域でのボランティア活動、認知症にかかわる活動。
- 受講した知識を生かして、地域の方々のお役に立ちたい。また市民後見人制度を知らない方々にアピール(広報)していきたい。
- 法人後見の支援員や市民後見人としての活動に関心があります。
- 市民後見人、自治会等(今は会社勤務なので、活動時間が限られているため多くはできない)。
- 高齢、児童分野。
- 市民後見人として地域の役に立ちたい。
- 現時点では仕事の方が優先となり、活動は難しい。

地域でまだ活動していない方がどのような地域活動をしたいのか

- 日常生活自立支援事業の生活支援員をしてみたい。
- 報告書や提出書類の記入など事務的なこと(仕事をしながらでもお手伝いできそうなので…)。
- 市民後見人を学び、実践もできたらと思う。補助業務でも単発でも、関わるのができたらと思う。
- 市民後見人として一人で引き受けることは難しいですが、市民後見人や社協の臨時的なお手伝いなどをやってみたいです。
- 気持ちがないとは断言できませんが、現在、仕事を持っていて、事実上活動をすることが困難です。
- 市民後見人活動を希望していますがお声がかかりません。生活保護や低所得で生活全般のパートナーが、要な方の力になりたいと思っています。
- 市民後見人等。
- フォローアップ研修でもっと学習してから。また経験者の話を聞き、後見人を実施したい。自治会の役員もしているが、住民の意識、必要性も確認したい。
- すぐにということではないが市民後見人として活動する意向に変わりはない。
- 市民後見人としての活動。必要としている方がいるのであれば、早く活動に入り地域のために働きたい。
- 職務経験とこの研修を生かして、知人等の生活相談と役所との綱渡しをしています。
- 後見人として活動したい。
- 「地域支え合い活動」を、行政、地域包括、町会長、自治会長や民生委員等と定期的な会合をもって、「顔の見える関係」と情報交換ができるようにしていきたいと思うがどうか？ 個人情報秘守務は当然のことです。
- 健康に過ごすことができるような環境作り(趣味・運動・花と緑など…)。
- 認知症の進行や、独居者に対しても、できる限り自宅で暮らすことができるよう、後見人および他の機能も用いて、暮らす、相談のできるができるよう、寄り添って同じ市民としていけるように考えています。
- 市民後見人の役割や活動を、地域住民に理解してもらえる機会を作る活動。
- 傾聴ボランティア。
- 生活支援員の活動ならできると思うが活動の場がない。
- 情報の共有。肝心な情報がプライバシー理由で共有できていないこと。
- 今は社会福祉士の資格取得に向けて勉強している。資格取得した際には、成年後見制度に携わりたいと考えています。
- できれば市民後見人としての活動をしたい。
- 車の免許返納のため交通手段が難しい。
- 市民後見人の意義の広報の分野があれば活動したい。
- 生活支援員又は市民後見人。
- 成年後見人。
- まだまだ力が足りないと思うので、生活支援員の経験を重ねていって、市民後見人としての活動が可能になると良いと思っています。
- 住所地の地域で、地域福祉で活躍されている方との連携を図るために役立てていきたいと思っている。
- まず生活支援員として活動したいと考えている。
- 社会福祉協議会が関わっているケースで、後見の支援員として活動していきたいとも考えている。
- 定期的な訪問。
- 運転などはできませんが、受診の際、なかなか医師の説明が理解しにくい方のサポートができればと思っています。日常生活の状態がわからないので、お役にたてるか不安ですが…。
- 本務との兼ね合いが可能な範囲であれば、特に内容に制限なく活動できればと考えている。
- まだ市民後見人ではないので、早く任についてお役に立ちたい。
- あまり地域に関係ない地域活動をしたいと思います。
- 後見人は自分個人の活動なので無理だと感じるようになったが、外国人住民の支援等に参加したい。

- 障害者支援に関わりたいです。
- 以前住んでいた自治体ではお出かけサポートや預かり等をしていたので、また再開したいと思っています。
- コロナでブランクが空いてしまいましたが、まずは自分でできる範囲から徐々に始めていきたいと思っています。
- 地元で活動できればいいと思っています。
- また後見業務ができればよいが、現在の仕事と両立できず保留となっている。
- 現在登録している社会福祉協議会では、市民後見人に合致するような首長申立による被成年後見人に対して、養育研修を済ませた市民後見人が十分足りていて、いわば待機するような状況です。私は5年ほど前に3年間にわたり後見活動を行いました。まずは新たに後見活動をする方が増えることを優先すべきだと考えています。今後、市民後見人が果たせる後見活動の範囲が広がる、あるいは地元に限らず市民後見人が十分でない地域での需要があれば、是非協力して活動したいと考えています。
- 同じ地域に住む母親(81歳)にとって、身近に頼れる人がいて、何かあったらすぐに会いに行き、困ったことがあったら、親身に話を聞くことを心掛けている。現状は自分の母親の対応で手が一杯ですが、本人に残っている能力を最大限に引き出すことで、普通の暮らしの質を少しでも高めていく地域活動をしたい。
- 現在、主人が病氣療養のため、しばらく地域の活動には参加できません。
- 市民後見人、認知症サポーターなど、認知症の方が地域で生活できる取組み。
- 地域に密着した仕事。
- 市民後見人としての活動、高齢者の見守りに関する活動。
- 模索中です。
- 市民後見人、法人後見支援員。
- ご高齢の方のサポート。
- 公園の掃除、整備。
- 民生委員。
- 傾聴ボランティア。
- 現在、市民後見人待機中です。
- 養成研修が終了して7か月が過ぎました。早く受任したいと思っています。
- 現在、本業での居住支援協議会のお手伝いと合わせ、私個人で市民後見人として活動をさせていただきたく、いずれは公私ともに福祉、介護関係者と連携して地域の目となり足となり、見守り体制を構築したいと考えています。
- 昨今のコロナ禍のなかでは、福祉施設への訪問が実施できていないなど社会的な問題があり、個人の意思では解決できない。
- あくまでも市民後見人に関わる活動です。
- 生活支援員に登録中。他にもできることがあれば関わっていききたい。
- 市民後見人や日常生活自立支援事業の生活支援員等。
- 18歳の5月の放課後保育ボランティア以来、55年間、福祉系を中心にボランティア活動等々やってきましたので、今後は徐々に減少したいと思いますが、なかなか思うようにいきません。
- 手術予定があり、術後、運動機能や体力を考慮し考えていきたいと思っている。
- 現在自営の仕事が恋しくなってしまったのと、地域の自治会会長として任務についているため、市民後見人として十分な活動ができない。これらが整理でき次第、市民後見人としてお手伝いしたいと考えています。
- 認知症キャラバンメイトの活動。
- 傾聴ボランティア。
- 市民後見人として受任するまでの時間がある。業務等で福祉関係の仕事をやっていないので、活動に対するモチベーションが低下していく。3年待ったら後期高齢者で、自分の健康も含めやっていけるのか心配。
- せっかく修了した以上、原則として一度は後見人として活動したいと思う。

地域でまだ活動していない方がどのような地域活動をしたいのか

- いろいろ条件もあり難しいとは思いますが、後見人業務の相談窓口のお手伝い等もできればと思っている。
- 市民後見人を含め、広報などで活動を知る機会があったらやってみたいと思う。
- 来年からですが、日常生活支援員として地域に貢献できたらと思います。
- 市民後見人として活動していきたい。社協からの通知を待つしかないのを待っています。
- 精神疾患のある方、知的障害、発達支援の必要な方向けに、身の回りのお困りごとや金銭管理をサポートしたいと思っている。
- 市民後見人として機会があれば活動してみたいと思います。
- 市民後見人の関係の活動の機会があればさせていただきたいです。
- 現在、介護施設に働いているので、時間的に余裕がないが、いずれは携わりたい。
- 時間があれば日常生活自立支援事業等の支援員を行ってみたい。市民後見人は荷が重いように感じる。
- 社協の専門員につき勉強させていただきたいと思っております。
- 活動意向はあるのですが、後見人という立場での活動は自分には荷が重いように思います。
- 外国籍の方への生活サポート活動がしてみたいです。
- 具体的にはないが、必要な人がいれば。
- 生活支援や市民後見人に選任されたらできる限り協力したいです。
- 関わった方々が暮らしやすくなるようにお手伝いできれば…と思います。
- まだ研修中です。家庭裁判所から任命されれば活動します。
- 法人後見の支援員。
- 高齢者の活動へのボランティア。
- 伴走型でやりたい。
- 15年間事務職だったのを、とりあえず定年を機会に介護職に転職しました。仕事を通じてお年寄りに、寄りそってみたいと思います。将来的には権利擁護、訪問介護をやれたらなと思います。
- 市民後見人はもちろんですが、普及活動にも参加したいです。
- 被後見人と後見人がともに生きがいを持てるような活動がしたいです。
- 地域のためのボランティア活動。
- すぐ近くにいる「おとなりさん」といった感じで、接することができるといいなと感じる。
- 自治体のサポートが確立されたなかでの活動をしたい。
- 市民後見の広報活動(以前させていただいたことがあります。コミュニティセンターなどでの広報活動)。
- 高齢者や認知症の方々の支えになれたらと思います。地域でサポーターになれたらと考えています。
- 市民後見人として活動してみたいのはもちろん、何か福祉に関わるボランティアやお手伝いができたら嬉しいと思っています。
- 個人的な活動が主だったので、まずは町内の活動を復活してみようかなと考えております。
- 制度などにとらわれず、役に立つことができればどんなことでも手伝いたい。
- 1人暮らしのお年寄りの定期訪問や、話し相手などできればいいなと思いました。
- 住んでいる地域で安心して生活ができるよう、生活支援や金銭管理など、困っている人の相談、支援をしたい。
- 車での移動ができないので、徒歩、交通機関を使つての活動になると思います。自宅、介護施設等です。
- バンクに登録したばかりで、まだわからない。
- 地域住民からの相談を受けたり、行政への橋渡し。
- 後見人を受任予定。
- 市民後見人。
- 後見人や生活支援員。
- 地元で必要とされていらっしゃる方であれば。

- 孤立しない取り組み。地域の中で暮らせる自信をつけていただきたいです。
- いま興味があるのは傾聴のボランティアです。
- 以前、市民後見人を受任させていただき活動をしていました。とても良い経験をさせていただきました。ご縁があれば、またしたいとは思いますが、今は仕事を優先していますのであと数年後と考えております。
- 市民後見人。
- 子ども食堂。
- 一度市民後見人として選任されて活動しておりましたが、また機会があればお役に立ちたいと思っています。
- 後見人活動はもちろんです、現在苦しんでいる子どもたちや立場の弱い方のお手伝いがしたいです。
- 子育て支援、障害者就労支援、保護司など。
- 仕事、家事との両立が可能かどうか。本人(被後見人)によって、私自身が自信をもてない状況がある。(本人)を選べないのが活動点を左右する。たいへん失礼であるが。
- 市町村、社協、権利擁護推進室の支援のもと活動していきたいと思っています。
- 健康に自信がなくなってくるので、補助的なことでも活動できたらと考えてます。
- まず市民後見人とはどんなものか、どんな方々に役立てることができるのかを身近で知ってもらうため、自治会等に働きかけることを市等でやっているのかを知って、少しでも学んだ人を役立てる機会を作ってほしいです。せっかく学んでも、後見人の年齢制限(70才未満)でできなくなり、ほとんどの方は自分の職場等の活躍の場がありますが、一般人が学んでもなかなか恵まれません。後見人をつけたらいいのにと思われる方(私達は無料なので)は所得、財産、身寄りなど、ややこしくない人のみらしいので、そういった方が少ないのか？ 仕事としては巡ってきません。学んでも発揮する場がないとどんどん知識…。
- 市民に役立つような活動全般。
- 市民後見人として関わりのある活動。
- その人らしさに寄り添うお手伝いができたらいいなと思います。
- 成年後見制度についての広報、啓蒙活動等。
- たとえ一人の人でも、困ったことがあれば積極的に関わっています。
- 自分自身にあっている活動。
- 市民後見人以外であれば、高齢者の日常生活のサポートなどをしたいと思っています。
- 身寄りのない方が安心して暮らせるような活動。
- このような後見人制度があるということを広く啓発しながら、具体的に相談窓口を案内できるシステムを構築していきたいです。
- 現在の仕事がひと段落したら、地域で困っておられる方がおられたら、お話しを傾聴し相談にのったり、日常生活を豊かにするお手伝いをしたい。
- 市民・地域住民が最後まで自分らしく地域で暮らせる支援制度に係る活動。
- 市民後見人。
- 受任依頼がくれば受任するや、地域の方からの相談等への対応。
- 研修を受けたので市民後見人です。
- 相談の窓口として活動したいです。
- 何ができるかは分かりませんが、ボランティア等ができればと思っています。
- 市民後見人について理解することにより、その方の一生を見守ることの重大性を改めて認識することにより、今すぐに市民後見人を引き受けさせていただくには戸惑いがあります。市民後見人に至るまで、研修などを積みたいと考えております。
- 高齢者施設での訪問ふれあい活動(紙芝居・昔遊び等)や保育施設等での読み聞かせ活動(絵本等)消費サポーターとしての活動。

地域でまだ活動していない方がどのような地域活動をしたいのか

- 参加できるものはできるだけ参加したいが、どう参加していいのかわからない。
- 認知症や障害のある方が、自分の金銭管理などできないため、地域の中で支えていきたい。
- 自分の住んでいる地域で、何か自分が皆様にお役に立てることがあれば何かしたいと思っている。
- 個人で生活されてる方、あるいはグループで生活されてる方に日常的なサポートをしたいと思っています。
- 現在、働いている障害者施設での仕事があり活動できずにいますが、学習して準備をし、将来は障害者の市民後見人として活動させてもらえることができたらと思っています。
- 障害者の後見(支援)。
- 現在、会社員として毎日勤務しているためお手伝いできませんが、定年退職後フリーな立場になれば、全面的にお手伝いさせていただきたいと思っています。
- 活動意向はあるが、夫が要介護3で手がかかり、現在は難しい。
- 生活が落ち着いてから市民後見人の選任を受けて活動したい。
- 今は仕事があり、子供も小さいですので、地域活動は草刈りや掃除など単発的なことが多いのですが、時間ができれば、町内の仕事を増やし恩返しをして行きたい、そのために市民後見人で得た知識を活かしたいです。
- 財産管理。
- 市民後見人として活動したいと思っておりますが、社協さんからの声かけがまったくないので残念です。
- 福祉サービスの契約などの身上監護が地域でできればと思います。
- 民生委員の方と被るかもしれないが、今住んでいる地域、親の住んでいる地元で困っている方がいれば活動したい。今は会社員なのでそんなに時間が取れませんが、退職後など動けるといいなと考えています。
- 市民後見人登録面談後の結果待ちですが、相談や傾聴など専門家以外で自分ができることや、繋がりを大事にしたいです。
- 現在、社会福祉士の通信講座を受けているので、資格が取れば活動を考える。
- 現在仕事をしているので、仕事をやめたら活動したいと思っている。いま手話を勉強(講習を受けている)しているので、耳の聞こえない方を保佐したいと思っています。
- 自分が使える時間で、求められることであれば動いていきたい。具体的な経験がないので思い浮ばない。
- 市民後見人制度の認知度を高める活動から始めたいと思います。
- 支援員、民生委員、地域ボランティア活動しているので、今のところこれ以上は思っていません。
- 認知症サポーター養成。サロン、集いの場支援。
- 地域には、ひとり暮らしや体が弱いため家に閉じこもりがちになっている高齢者等、日常の生活がしたいように仲間づくりにつながればと思い、町も楽しく明るくなることと思っています。
- 今は仕事もしており時間がないのですが、…資格がないとダメなのでしょうか。介護サービス相談員などはどこかに勤めないといけないんでしょう？
- 高齢者の集まるサロン。お茶会をしておしゃべりをしたり、物作りをして楽しむ会。
- 自主支援に対しての応援。
- ふれあいサロンの会長をしています。コロナで3年近くお休みをしています。11月より活動再開の予定です。年齢を少し下げて、地域を歩いて声掛けしています。田舎なので、お隣からお隣が遠い。そんな地域でもつながりを持ちたいと思います。
- 現在、仕事と福祉関係の資格取得のために時間がなく地域活動ができていないが、来春にはコミュニティセンターの行事に積極的に関わりたいと思っている。
- 困っている人のために活動したい。
- 具体的にはわからない。時間が合ってできることであれば。
- まだ臨機応変に対応できる経験も自信もないので、事務的なことから活動していけたらとおもいます。
- 日常生活自立支援事業の生活支援員をする予定。

- 生活を支援。
- すぐに市民後見人になって活動することはスキルの的にも難しいので、「同行する」「体験談を聞く」などの機会があれば参加したいと思います。
- 安心安全な暮らしをしてもらうために、地域の人々と困りごとをひとつでも解決できる地域にしていきたい。
- 仕事をしていますので、できる範囲で支援が必要なご家庭のお手伝いができればと思っています。
(現在就労中のため、ゆくゆく引退した後に)なんらかのお手伝いができれば、幸いです。
- 地域のなかで、ある程度その方の状態が分かりやすい方や知っている人について、できる支援をしていきたい。
- 終活関連の業務を行っているなかで、これからニーズが増えていくのは、「後見・保佐・補助」といった事柄であろうと思っています。ただ、民間事業者(営利企業)である以上、さまざまな規制や社会通念のなかで、この分野に幅広く事業を行うことが良いのかどうかという迷いを抱えています。実際に『見守り』といった事業を展開している民間事業者を見ても、その内容を見聞きしていると、もう少し高齢者のためになるような何かをできないかと感じることが多々あります。その意味で、自分の住んでいる地域で、ボランティア活動として取組ながら、自分が事業として取り組めることを探していきたいと思っています。まずは法人後見の支援員として活動し、知識と経験を積んだのちに市民後見人として個人で活動を目指したい。
- 地域の方とお話(聴く)こと、困ったことがないか、買い物は? と気にかけて、シルバー人材センターに登録して、高齢者のゴミ出しを週1度お伝えしています。話相手等も地域の方で3年位前にやり、やりがいがありました。地域活動の初歩から学びながら、最初は他の人と一緒に進めていければと思っています。
- 希望しても社協、市福祉部からの事前フォローがない。ネットワークを作り、事例の報告など、掲示板などで市民にお知らせしたい。市民が市民後見人についてどんなことをしているのかも知らせた方がいい。
- たとえば年齢的に第1線を退いた後に、そういう仕事をしてみたいと思っていたのですが、まだ今の仕事を続けたいし、パソコンとか使えないし、無理だとわかりました。自分にはとてもできないと思いました。今の仕事にもう少し携わりたいと思います。
- 高齢者の多い地区で、普段の生活でのお手伝い(買い物、ゴミ捨てなど)を通して支援が必要ではないか。話相手などで、見守りや必要な支援など気づけることがあると思うので、そういったお手伝い等してみたいと思う。
- 市民成年後見人としての活動をしたい。
- 少しずつ学んでいきたい。
- 自分自身の老後が豊かに(精神的)暮らしていけるよう、多くの人と関わりを持ち、いろんな人から知識を吸収して、他人にもあたたかく接していき、信頼される人でありたい。
- 地域住民が高齢化していくなかで、困りごとを抱えた方も増えている。そのような方々をサポートする仲間を集めたい。
そのために地域内の和を大切する場づくりをしていきたい。
- 地区の方々の少しでもお役に立てる民生委員や、傾聴ボランティア等もやってみたいと思っています。
- 困っている方を助けたいです。少しでも、自分が役に立てばうれしいです。
- 一人暮らしでも安心して生活ができる社会になればと思います。
- 有償ボランティアなどあれば活動したい。
- 地域の困っている人の見守りetc.

9. 調 査 票

自治体コード(6桁)

--	--	--	--	--	--

*この欄には記入しないでください。(1-6)

市民後見人養成研修実施(令和3年度) 市区町村調査

【 回答期限： 10月 21日(金) 17時 必着 】

<調査についてのお願い>

この調査は、市民後見人養成研修を修了された皆さまが、市民後見人や市民後見人として以外にも、地域でどのような活動をしてご活躍されているのかをお聞きし、市民後見養成研修の修了者の活躍促進策の検討に資することを目的として行うものです。

調査の結果は、統計的データとして処理されます。調査以外の目的に使用することはありません。支障のない範囲で教えていただければ幸いです。

特定非営利活動法人法人 地域共生政策自治体連携機構(担当:北村)

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 2-7-15 市ヶ谷クロスプレイス 4 階

E-mail : c2p@network.email.ne.jp

F A X : 03(3266)1670 / TEL03(3266)1651

市区町村調査

<https://rochokyo.gr.jp/c2pA/2>



問1 貴自治体の基本情報をご入力ください。

都道府県名							
市区町村名							
自治体コード(6桁)							← チェックデジットも含めご記入ください
担当部署(局部課係)							
記入者氏名							
E-MAIL							
電話番号							
FAX 番号							

問2 市民後見人養成研修の研修実績(開催年度別の受講者数、修了者数、バンク登録者数)を教えてください。2022(令和4)年度分に関しましては見込で構いません。

開催年度	受講者数	修了者数	バンク登録者数
2009(平成21)年度以前	人	人	人
2010(平成22)年度	人	人	人
2011(平成23)年度	人	人	人
2012(平成24)年度	人	人	人
2013(平成25)年度	人	人	人
2014(平成26)年度	人	人	人
2015(平成27)年度	人	人	人
2016(平成28)年度	人	人	人
2017(平成29)年度	人	人	人
2018(平成30)年度	人	人	人
2019(令和元)年度	人	人	人
2020(令和2)年度	人	人	人
2021(令和3)年度	人	人	人
2022(令和4)年度	人	人	人

問3 市民後見人養成研修の研修修了者(年度別)が、どのような活動につかれているか教えてください。2022(令和4)年度分に関しましては見込で構いません。

研修修了年度	市民後見人* として選任	法人後見の 支援員	日常生活自立支援 事業の生活支援員	その他の活動
2009(平成21)年度以前	人	人	人	人
2010(平成22)年度	人	人	人	人
2011(平成23)年度	人	人	人	人
2012(平成24)年度	人	人	人	人
2013(平成25)年度	人	人	人	人
2014(平成26)年度	人	人	人	人
2015(平成27)年度	人	人	人	人
2016(平成28)年度	人	人	人	人
2017(平成29)年度	人	人	人	人
2018(平成30)年度	人	人	人	人
2019(令和元)年度	人	人	人	人
2020(令和2)年度	人	人	人	人
2021(令和3)年度	人	人	人	人
2022(令和4)年度	人	人	人	人

*単独受任型、複数後見型、後見監督人等選任型などの類型は問いません。

問4 問3で「市民後見人として選任」された方の人数を記入された自治体にうかがいます。市民後見人としていちばん最初に選任された方が、研修修了から選任までに要した期間を教えてください。

要した期間	年	か月
その方の修了年度	年度	

問5 問3で「その他の活動」の人数を記入された自治体にうかがいます。具体的にどのような活動をされているのかを教えてください。あてはまる番号すべてに☑をつけてください。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 自治会、マンション管理組合等の役員 | <input type="checkbox"/> 2. 民生委員・児童委員 |
| <input type="checkbox"/> 3. 認知症キャラバン・メイト | <input type="checkbox"/> 4. 認知症サポーター |
| <input type="checkbox"/> 5. チームオレンジのメンバー | <input type="checkbox"/> 6. 認知症カフェの運営・スタッフ |
| <input type="checkbox"/> 7. 介護サービス相談員 | <input type="checkbox"/> 8. 傾聴ボランティア |
| <input type="checkbox"/> 9. 行政の各種委員 | |

【具体的に教えてください】

10. 地域でのボランティア活動等

【具体的に教えてください】

11. 上記以外の活動

【具体的に教えてください】

問6 直近で開催した市民後見人養成研修についてお聞きます。開催にあたり、どのような方法で受講者を募っていますか。あてはまる番号すべてに☑をつけてください。

1. 自治体の広報誌
2. 自治体のホームページ
3. 委託先(社協等)の広報誌
4. 委託先(社協等)のホームページ
5. 自治体・委託先から受講候補者個人に声掛け

【どのような属性の方にどのような形で声掛けをしましたか】

6. その他

【具体的に教えてください】

問7 直近の市民後見人養成研修はどのような実施形式で行っていますでしょうか。

1. 対面形式
2. オンライン形式
3. ハイブリッド(対面・オンライン併用)形式の研修(座学のみオンライン)
4. ハイブリッド形式の研修(座学と演習(事例検討などのグループワーク)をオンライン)
5. その他

【具体的に教えてください】

問8 市民後見人養成研修において、体験実習(フィールドワーク)を実施していますか。

- 1. 実施している
- 2. 実施していない

問9 問8で「実施している」と回答した自治体にうかがいます。どのように実施していますか。

- 1. 実際に事業所や施設等を訪問
- 2. その他

【具体的に教えてください】

問10 市民後見人養成研修の実施にあたり、「主として」どの地域から講師陣を確保していますか。あてはまる番号1つに☑をつけて教えてください。

- 1. 同一市町村内で確保している
- 2. 同一都道府県内で確保している
- 3. 都道府県外から確保している
- 4. その他

問11 問10の回答に関して。その理由について教えてください。

問12 上記の講師陣は、担当する講座以外の場面で、市民後見人養成事業にどのように関わっていますか。あてはまる番号すべてに☑をつけてください。

- 1. 担当する講座以外の関わりはない。
- 2. 市民後見人等の交流会に参加している。
- 3. 修了者のフォローアップ講座の講師を行っている。
- 4. 中核機関や地域連携ネットワークのメンバーとして協議会等に参加している。
- 5. 法人後見、市民後見人の選択肢を含む受任調整会議に参加している。
- 6. 市民後見人との定期または随時の相談に応じている。
- 7. 市民後見人等の活動領域の拡大に向けた検討会への参加、家庭裁判所や自治体、その他の団体への働きかけ等を行っている。
- 8. その他

【具体的に教えてください】

問13 市民後見人養成研修を受講される方々の受講状況について教えてください。

1. 研修申込をした方(市民後見人候補)のみが受講

2. (市民後見人となることを意図しない)一般市民の方にも研修の全部あるいは一部の受講を開放
【その理由】

3. 親族後見人にも研修の全部あるいは一部の受講を開放

【その理由】

4. 専門職(後見人)にも研修の全部あるいは一部の受講を開放

【その理由】

5. その他

【具体的に教えてください】

問14 第二期成年後見制度利用促進計画では「市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要」としています。貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。

問15 市民後見人養成研修の研修修了者の地域での幅広い活躍を後押しするために、貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。

問16 貴自治体では、市民後見人あるいは市民後見人養成研修の研修修了者のことをどのような名称で呼んでいますでしょうか。

- 1. 市民後見人
- 2. 上記以外の名称(名称: _____)

問17 選任の有無に関わらず、市民後見人養成研修を修了して地域で権利擁護等の活動をしている人を広く包含するような、「市民後見人」に替わる名称に関してアイデアがあれば教えてください。

名称	その理由

◆調査に付随してのお願い◆

第二期成年後見制度利用促進計画では、市民後見人の養成研修カリキュラムの見直し検討も予定されています。見直し検討の参考としたいので、差し支えなければ貴自治体を明記のうえ、研修カリキュラムを情報提供いただければ幸いです。

【送付先：メール c2p@network.email.ne.jp ないし FAX03-3266-1670】

- 1. メールで情報提供
- 2. FAXで情報提供
- 3. 情報提供不可

質問等は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

自治体コード(6桁)

--	--	--	--	--	--

*この欄には記入しないでください。(1-6)

市民後見人養成研修実施(令和3年度) 市区町村調査

【 回答期限： 10月 21日(金) 17時 必着 】

<調査についてのお願い>

この調査は、市民後見人養成研修を修了された皆さまが、市民後見人や市民後見人として以外にも、地域でどのような活動をしてご活躍されているのかをお聞きし、市民後見養成研修の修了者の活躍促進策の検討に資することを目的として行うものです。
調査の結果は、統計的データとして処理されます。調査以外の目的に使用することはありません。
支障のない範囲で教えていただければ幸いです。

特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構(担当:北村)

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 2-7-15 市ヶ谷クロスプレイス 4 階

E-mail : c2p@network.email.ne.jp

F A X : 03(3266)1670 / TEL03(3266)1651

市区町村調査

<https://rochokyo.gr.jp/c2pA/2>



問1 貴自治体の基本情報をご入力ください。

都道府県名							
市区町村名							
自治体コード(6桁)							← チェックマークも含めご記入ください
担当部署(局部課係)							
記入者氏名							
E-MAIL							
電話番号							
FAX 番号							

問2 市民後見人養成研修の研修実績(開催年度別の受講者数、修了者数、バンク登録者数)を教えてください。2022(令和4)年度分に関しましては見込で構いません。

開催年度	受講者数	修了者数	バンク登録者数
2009(平成21)年度以前	人	人	人
2010(平成22)年度	人	人	人
2011(平成23)年度	人	人	人
2012(平成24)年度	人	人	人
2013(平成25)年度	人	人	人
2014(平成26)年度	人	人	人
2015(平成27)年度	人	人	人
2016(平成28)年度	人	人	人
2017(平成29)年度	人	人	人
2018(平成30)年度	人	人	人
2019(令和元)年度	人	人	人
2020(令和2)年度	人	人	人
2021(令和3)年度	人	人	人
2022(令和4)年度	人	人	人

問3 市民後見人養成研修の研修修了者(年度別)が、どのような活動につかれているか教えてください。2022(令和4)年度分に関しましては見込で構いません。

研修修了年度	市民後見人* として選任	法人後見の 支援員	日常生活自立支援 事業の生活支援員	その他の活動
2009(平成21)年度以前	人	人	人	人
2010(平成22)年度	人	人	人	人
2011(平成23)年度	人	人	人	人
2012(平成24)年度	人	人	人	人
2013(平成25)年度	人	人	人	人
2014(平成26)年度	人	人	人	人
2015(平成27)年度	人	人	人	人
2016(平成28)年度	人	人	人	人
2017(平成29)年度	人	人	人	人
2018(平成30)年度	人	人	人	人
2019(令和元)年度	人	人	人	人
2020(令和2)年度	人	人	人	人
2021(令和3)年度	人	人	人	人
2022(令和4)年度	人	人	人	人

*単独受任型、複数後見型、後見監督人等選任型などの類型は問いません。

問4 問3で「市民後見人として選任」された方の人数を記入された自治体にかがいます。市民後見人としていちばん最初に選任された方が、研修修了から選任までに要した期間を教えてください。

要した期間	年	か月
その方の修了年度	年度	

問5 問3で「その他の活動」の人数を記入された自治体にうかがいます。具体的にどのような活動をされているのかを教えてください。あてはまる番号すべてに☑をつけてください。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 1. 自治会、マンション管理組合等の役員 | <input type="checkbox"/> 2. 民生委員・児童委員 |
| <input type="checkbox"/> 3. 認知症キャラバン・メイト | <input type="checkbox"/> 4. 認知症サポーター |
| <input type="checkbox"/> 5. チームオレンジのメンバー | <input type="checkbox"/> 6. 認知症カフェの運営・スタッフ |
| <input type="checkbox"/> 7. 介護サービス相談員 | <input type="checkbox"/> 8. 傾聴ボランティア |
| <input type="checkbox"/> 9. 行政の各種委員 | |

【具体的に教えてください】

10. 地域でのボランティア活動等

【具体的に教えてください】

11. 上記以外の活動

【具体的に教えてください】

問6 直近で開催した市民後見人養成研修についてお聞きます。開催にあたり、どのような方法で受講者を募っていますか。あてはまる番号すべてに☑をつけてください。

1. 自治体の広報誌
2. 自治体のホームページ
3. 委託先(社協等)の広報誌
4. 委託先(社協等)のホームページ
5. 自治体・委託先から受講候補者個人に声掛け

【どのような属性の方にどのような形で声掛けをしましたか】

6. その他

【具体的に教えてください】

問7 直近の市民後見人養成研修はどのような実施形式で行っていますでしょうか。

1. 対面形式
2. オンライン形式
3. ハイブリッド(対面・オンライン併用)形式の研修(座学のみオンライン)
4. ハイブリッド形式の研修(座学と演習(事例検討などのグループワーク)をオンライン)
5. その他

【具体的に教えてください】

問8 市民後見人養成研修において、体験実習(フィールドワーク)を実施していますか。

- 1. 実施している
- 2. 実施していない

問9 問8で「実施している」と回答した自治体にうかがいます。どのように実施していますか。

- 1. 実際に事業所や施設等を訪問
- 2. その他

【具体的に教えてください】

問10 市民後見人養成研修の実施にあたり、「主として」どの地域から講師陣を確保していますか。あてはまる番号1つに☑をつけて教えてください。

- 1. 同一市町村内で確保している
- 2. 同一都道府県内で確保している
- 3. 都道府県外から確保している
- 4. その他

問11 問10の回答に関して。その理由について教えてください。

問12 上記の講師陣は、担当する講座以外の場面で、市民後見人養成事業にどのように関わっていますか。あてはまる番号すべてに☑をつけてください。

- 1. 担当する講座以外の関わりはない。
- 2. 市民後見人等の交流会に参加している。
- 3. 修了者のフォローアップ講座の講師を行っている。
- 4. 中核機関や地域連携ネットワークのメンバーとして協議会等に参加している。
- 5. 法人後見、市民後見人の選択肢を含む受任調整会議に参加している。
- 6. 市民後見人との定期または随時の相談に応じている。
- 7. 市民後見人等の活動領域の拡大に向けた検討会への参加、家庭裁判所や自治体、その他の団体への働きかけ等を行っている。
- 8. その他

【具体的に教えてください】

問 13 市民後見人養成研修を受講される方々の受講状況について教えてください。

1. 研修申込をした方(市民後見人候補)のみが受講

2. (市民後見人となることを意図しない)一般市民の方にも研修の全部あるいは一部の受講を開放
【その理由】

3. 親族後見人にも研修の全部あるいは一部の受講を開放

【その理由】

4. 専門職(後見人)にも研修の全部あるいは一部の受講を開放

【その理由】

5. その他

【具体的に教えてください】

問 14 第二期成年後見制度利用促進計画では「市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要」としています。貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。

問 15 市民後見人養成研修の研修修了者の地域での幅広い活躍を後押しするために、貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。

問16 貴自治体では、市民後見人あるいは市民後見人養成研修の研修修了者のことをどのような名称で呼んでいますでしょうか。

- 1. 市民後見人
- 2. 上記以外の名称(名称: _____)

問17 選任の有無に関わらず、市民後見人養成研修を修了して地域で権利擁護等の活動をしている人を広く包含するような、「市民後見人」に替わる名称に関してアイデアがあれば教えてください。

名称	その理由

◆調査に付随してのお願い◆

第二期成年後見制度利用促進計画では、市民後見人の養成研修カリキュラムの見直し検討も予定されています。見直し検討の参考としたいので、差し支えなければ貴自治体を明記のうえ、研修カリキュラムを情報提供いただければ幸いです。

【送付先 : メール c2p@network.email.ne.jp ないし FAX03-3266-1670】

- 1. メールで情報提供
- 2. FAXで情報提供
- 3. 情報提供不可

質問等は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

自治体コード(6桁)

--	--	--	--	--	--

*この欄には記入しないでください。(1-6)

市民後見人養成研修 修了者調査

【 回答期限： 11月 4日(金) 17時 必着 】

<調査についてのお願い>

この調査は、市民後見人養成研修を修了された皆さまが、市民後見人や市民後見人として以外にも、地域でどのような活動をしてご活躍されているのかをお聞きし、市民後見養成研修の修了者の活躍促進策の検討に資することを目的として行うものです。

調査の結果は、統計的データとして処理されます。調査以外の目的に使用することはありません。

支障のない範囲で教えていただければ幸いです。

回答方法(WEB、メール、FAX、)は市区町村事務局の指示にしたがってください。

特定非営利活動法人法人 地域共生政策自治体連携機構(担当:北村)

〒162-0843 東京都新宿区市谷田町 2-7-15 市ヶ谷クロスプレイス 4 階

E-mail : c2p@network.email.ne.jp

F A X : 03(3266)1670 / TEL03(3266)1651

修了者調査

<https://rochokyo.gr.jp/c2pA/1>



問1 お住まい(都道府県名・市区町村名)を教えてください。

【お住まい】

都道府県	
------	--

市区町村	
------	--

問2 いつ、どこの自治体(市区町村・都道府県)が主催する市民後見人研修を受講しましたか。
(社会福祉協議会やNPO 法人等が開催している場合は委託元の自治体名をご記入ください)

【いつ】

平成 令和 年度

【どこの自治体の研修を】

都道府県	
------	--

市区町村	
------	--

問3 研修を受講する以前はどんなお仕事等をされていましたか。

(現在もお仕事をされている方は、現在の職業をお答えください)。

- 1. 会社員 2. 自営業 3. 主婦・主夫 4. 公務員 5. 教職員
- 6. (高齢者・障害者等の)福祉施設職員 7. ケアマネジャー 8. ヘルパー
- 9. その他の福祉職()
- 10. 看護師 11. OT、PT、ST 12. 医師
- 13. その他の医療職()
- 14. 社会福祉士 15. 司法書士 16. 弁護士
- 17. その他()

問4 何をきっかけに研修を受講されたのでしょうか。

- 1. 自治体の広報誌
- 2. 自治体のホームページ
- 3. 委託先(社協等)の広報誌
- 4. 委託先(社協等)のホームページ
- 5. 自治体・委託先の担当者から声を掛けられた

【どのようなきっかけで声を掛けられましたか】

- 6. その他

【具体的に教えてください】

問5 受講された研修のカリキュラムについてうかがいます。印象に残った科目や、市民後見人等として活動された結果、こういう科目や話がカリキュラムにあればよかったなど思ったことなど、ご感想をご自由にお書きください。

問6 研修を修了されて、自分が生活している地域をみる目や意識は変わりましたか。また変わった場合、どのように変わったのでしょうか。

- 1. 変わった

【どのように変わりましたか】

- 2. 変わらない

問7 研修修了後は、市民後見人などの地域での活動をされておりますでしょうか。現在の状況を教えてください。

- 1. 成年後見人等(市民後見人)として選任されて活動している
 - 2. 法人後見の支援員として活動している
 - 3. 日常生活自立支援事業の生活支援員として活動している
 - 4. 上記以外の地域での活動に参加している
 - 5. 特に活動していない
- (→ 問8、問12へ)
- (→ 問9、問10、問11、問12へ)
- (→ 問13へ)

問8 問7で「1. 成年後見人等(市民後見人)として選任されて活動している」「2. 法人後見の支援員として活動している」「3. 日常生活自立支援事業の生活支援員として活動している」と答えた方にうかがいます。市民後見をはじめとして、地域住民による権利擁護活動を発展させていく上で、課題と感じていることなどがあればご教示ください。

問9 問7で「4. 上記以外の地域での活動に参加している」と答えた方にうかがいます。これまで経験してきた、あるいは現在も行っている地域での活動について、あてはまる番号すべてに☑をつけてください。

- 1. 自治会、マンション管理組合等の役員
- 2. 民生委員・児童委員
- 3. 認知症キャラバン・メイト
- 4. 認知症サポーター
- 5. チームオレンジのメンバー
- 6. 認知症カフェの運営・スタッフ
- 7. 介護サービス相談員
- 8. 傾聴ボランティア
- 9. 行政の各種委員()
- 10. 地域でのボランティア活動等()
- 11. その他の活動()

問10 問7で「4. 上記以外の地域での活動に参加している」と答えた方にうかがいます。今後、市民後見人や法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員として依頼されたら、引き受けてみたいと思われませんか。その理由もお教えてください。

- 1. 引き受けてみたい
- 【その理由】

- 2. 引き受けたくない
- 【その理由】

問 11 問7で「4. 上記以外の地域での活動に参加している」と答えた方にうかがいます。あなたの地域で、市民後見をはじめとした地域住民による権利擁護活動を発展させていく上で、課題と感じていることなどがあればご教示ください。

問 12 問7で何らかの活動に参加している(「1. 成年後見人等(市民後見人)として選任されて活動している」「2. 法人後見の支援員として活動している」「3. 日常生活自立支援事業の生活支援員として活動している」「4. 上記以外の地域での活動に参加している」と答えた方にうかがいます。

活動に対しての報酬(有償ボランティアなど。後見報酬以外も含みます)はありますか。複数の活動をされている場合は、活動別の報酬の有無も教えてください。

1. ある

【どの活動】

2. ない

【どの活動】

問 13 問7で「5. 特に活動していない」と答えた方にうかがいます。市民後見人などの地域での活動意向はおありでしょうか。

1. ある

2. ない

問 14 問 13で「1. ある」と答えた方にうかがいます。どのような地域活動をしたいと思っていらっしゃいますでしょうか。ご教示ください。

質問は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

第2部
市民後見人養成研修等
カリキュラム調査
関係

1.
各地の研修カリキュラムと
「市民後見人養成のための基本カリキュラム」との
対応整理表

- 研修年度
- 研修時間(実習等の部分除く)

■備考

■基礎研修 21単位/1260分

1 市民後見概論

市民後見概論	180分 3単位	○	○	○		○	○	○	○
--------	-------------	---	---	---	--	---	---	---	---

2 対象者理解

高齢者の理解	60分 1単位	○	○		○	○	○	○	○
認知症の理解	90分 1.5単位	○	○	○	○	○	○	○	○
障害者の理解	120分 2単位	○	○	○	○	○	○	○	○

3 成年後見制度の基礎

成年後見制度概論・ 成年後見制度利用促進	90分 1.5単位	○	○	○	○	○	○	○	○
成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	60分 1単位	○	○	○		○	○	○	○
成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	30分 0.5単位	○	○	○		○	○	○	○

4 民法の基礎

家族法	60分 1単位	○	○		○	○	○	○	○
財産法	60分 1単位	○	○		○	○	○	○	○

5 関係制度・法律(Ⅰ)

介護保険制度	90分 1.5単位	○	○		○	○	○	○	○
介護保険制度以外の 保健福祉施策	60分 1単位	○	○						○
高齢者虐待防止法	30分 0.5単位	○	○		○		○	○	○
障害者施策 ／障害者虐待防止法	60分 1単位	○	○		○		○	○	○

6 関係制度・法律(Ⅱ)

生活保護制度 ／生活困窮者自立支援制度	30分 0.5単位		○		○	○	○	○	
公的医療保険制度	30分 0.5単位	○	○		○	○	○	○	
年金制度	30分 0.5単位	○	○		○	○	○	○	
税務申告制度	30分 0.5単位	○	○				○	○	

7 市民後見活動の実際

後見実施機関の実務と 市民後見活動に対するサポート体制	60分 1単位	○		○		○	○		
現役市民後見人による実践報告	60分 1単位	○		○	○		○	○	○

北海道社協	函館市	石狩市	釧路町	白糠町	むつ市	盛岡広域8市町村	奥州市・金ヶ崎町
R4	R3	R3	R4	R4	R3	R4	R4
2190分	1530分	1115分	885分	1860分	3090分	2860分	1440分
36時間 30分	25時間 30分	18時間 35分	14時間 45分	31時間	51時間 30分	47時間 40分	24時間
※受任時 研修240 分含む		※自宅学 習(レポート 3点)は別				※自宅学習 (施設実習 の報告書作 成)180分相 当は除く	

北海道社協	函館市	石狩市	釧路町	白糠町	むつ市	盛岡広域8市町村	奥州市・金ヶ崎町
R4	R3	R3	R4	R4	R3	R4	R4

■実践研修 29(31補講)単位/1260分

8 対人援助の基礎

対人援助の基礎	120分 2単位	○	○		○	○	○	○	○
9 家庭裁判所の役割									
家庭裁判所の実際	90分 1.5単位	○	○				○	○	○
家庭裁判所見学	約半日 1.5単位								

10 成年後見の実務

申立手続書類の作成	570分 9.5単位	○	○			○	○	○	○
財産目録の作成		○	○			○	○	○	○
後見計画・収支予定の作成		○	○			○	○	○	○
報告書の作成		○	○			○	○	○	○
後見付与申立の実務		○	○			○	○	○	○
後見事務終了時の手続き		○	○			○	○	○	○

11 課題演習(ケル-77-7)

事例報告と検討	300分 5単位	○			○	○	○	○	
---------	-------------	---	--	--	---	---	---	---	--

12 体験実習

体験実習についての留意点	30分 0.5単位	○			○				
後見人の後見業務同行	約半日 2.5単位								
施設実習	約1日 5単位	○						○	

レポート作成

志望動機書(エントリーシート)	-			○					
体験実習の報告書作成	2単位	○			△			○	
市民後見人像	1単位		○	○			○	○	

補講 当該市町村・地域の取組状況

介護保険等の高齢者施策・高齢者虐待への取組状況	30分 0.5単位		○						
障害者施策・障害者虐待への取組状況	30分 0.5単位		○						
地域福祉への取組状況	30分 0.5単位	○	○						○
社会資源	30分 0.5単位	○	○				○		

■意思決定支援に相当する科目あり

【他科目に内包されている場合も含む】

○				○					
---	--	--	--	---	--	--	--	--	--

意思決定支援(60分)

対人援助の基礎・意思決定支援の理解(60分)

- 研修年度
- 研修時間(実習等の部分除く)

■ 備考

■ 基礎研修 21単位/1260分

1 市民後見概論

仙台市	山形市	横手市	水戸市	太田市	さいたま市	狭山市	入間市
R4	R4	R4	R4	R3	R3	R4	R3
5140分	2020分	3000分	3360分	1570分	3335分	1710分	2075分
85時間 40分	33時間 40分	50時間	56時間	26時間 10分	55時間 35分	28時間 30分	34時間 35分
※基礎講座 3460分+応 用講座1680 分+面接1人 あたり10分	※プラス施 設実習1日+ 後見活動実 習半日	※基礎研修 1425分+実 践研修1575 分	※基礎研修 1440分+実 務研修1320 分+体験実 習1日(300 分相当)	※基礎研 修880分+ 実践研修 690分	※初級課程 80分 +中級課程 1770分 +専門課程 1485分		※基礎編 1305分 +実践編 1430分(体 験実習660 分含む)

市民後見概論	180分 3単位	○		○	○	○	○	○	○
--------	-------------	---	--	---	---	---	---	---	---

2 対象者理解

高齢者の理解	60分 1単位	○	○	○	○	△	○		○
認知症の理解	90分 1.5単位	○	○	○	○	△	○	○	○
障害者の理解	120分 2単位	○	○	○	○	△	○	○	○

3 成年後見制度の基礎

成年後見制度概論・ 成年後見制度利用促進	90分 1.5単位	○	○	○	○	○	○	○	○
成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	60分 1単位	○			○	○	○	○	○
成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	30分 0.5単位	○			○	○	○	○	○

4 民法の基礎

家族法	60分 1単位	○		○	○	○	○		○
財産法	60分 1単位	○		○	○	○	○		○

5 関係制度・法律(Ⅰ)

介護保険制度	90分 1.5単位		○	○	○	○	○		○
介護保険制度以外の 保健福祉施策	60分 1単位			○	○	○	○		○
高齢者虐待防止法	30分 0.5単位		○	○	○	○	○		○
障害者施策 ／障害者虐待防止法	60分 1単位		○	○	○	○	○		○

6 関係制度・法律(Ⅱ)

生活保護制度 ／生活困窮者自立支援制度	30分 0.5単位	○	○	○	○	○	○		○
公的医療保険制度	30分 0.5単位	○	○	○	○	○	○		○
年金制度	30分 0.5単位	○	○	○	○	○	○		○
税務申告制度	30分 0.5単位		○	○	○		○		○

7 市民後見活動の実際

後見実施機関の実務と 市民後見活動に対するサポート体制	60分 1単位		○	○	○	○		○	○
現役市民後見人による実践報告	60分 1単位	○	○	○		○	○	○	○

仙台市	山形市	横手市	水戸市	太田市	さいたま市	狭山市	入間市
R4	R4	R4	R4	R3	R3	R4	R3

■実践研修 29(31補講)単位/1260分

8 対人援助の基礎

対人援助の基礎	120分 2単位		○	○	○	○	○	○	○
9 家庭裁判所の役割									
家庭裁判所の実際	90分 1.5単位	○	○		○	○	○		○
家庭裁判所見学	約半日 1.5単位			○					

10 成年後見の実務

申立手続書類の作成	570分 9.5単位	○	○	○	○	○	○	○	○
財産目録の作成		○	○	○	○	○	○	○	○
後見計画・収支予定の作成		○	○	○	○	○	○	○	○
報告書の作成		○	○	○	○	○	○	○	○
後見付与申立の実務		○	○	○	○	○	○	○	○
後見事務終了時の手続き		○	○	○	○	○	○	○	○

11 課題演習(グループワーク)

事例報告と検討	300分 5単位	○	○	○	○	○	○	○	○
---------	-------------	---	---	---	---	---	---	---	---

12 体験実習

体験実習についての留意点	30分 0.5単位		○				○		○
後見人の後見業務同行	約半日 2.5単位		○	○			○		
施設実習	約1日 5単位		○	○	○				○

レポート作成

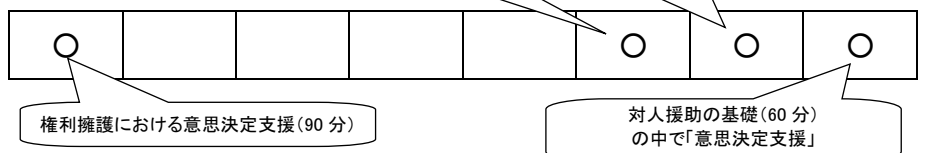
志望動機書(エントリーシート)	—		○						
体験実習の報告書作成	2単位		○	○	○		○		○
市民後見人像	1単位			○	○				○

補講 当該市町村・地域の取組状況

介護保険等の高齢者施策・ 高齢者虐待への取組状況	30分 0.5単位								
障害者施策・ 障害者虐待への取組状況	30分 0.5単位								
地域福祉への取組状況	30分 0.5単位	○							
社会資源	30分 0.5単位	○							

■意思決定支援に相当する科目あり

【他科目に内包されている場合も含む】



- 研修年度
- 研修時間(実習等の部分除く)

■ 備考

※基礎講座 1805分＋施設研修1日 180分
～240分相当＋事務所研修(後見活動体験) 120分～180分相当＋裁判所見学半日
＋意向面談1人あたり30分

志木市	三郷市	千葉市	柏市	中央区	墨田区	世田谷区	豊島区
R3	R4	R4	R4	R3	R4	R4	R4
1805分	3350分	3120分	2820分	1570分	1800分	2700分	2270分
30時間 5分	55時間 50分	52時間	47時間	26時間 10分	30時間	45時間	37時間 50分
	※基礎編 1005分＋ 実践編 2345分＋ 体験学習	※前期課 程 1950分 ＋後期課 程 1170分	※研修 2820分＋ 現任訓練 (後見人業 務)(R4.9 ～R5.3、月 1回程度)		※上記と は別途案 内「東京都 社協 新任 生活支援 員研修」		

■ 基礎研修 21単位／1260分

1 市民後見概論

市民後見概論	180分 3単位	○	○		○	○	○	○	○
--------	-------------	---	---	--	---	---	---	---	---

2 対象者理解

高齢者の理解	60分 1単位	○	○		○	○	○	○	○
認知症の理解	90分 1.5単位	○	○	○	○	○	○	○	○
障害者の理解	120分 2単位	○	○	○	○	○	○	○	○

3 成年後見制度の基礎

成年後見制度概論・ 成年後見制度利用促進	90分 1.5単位	○	○		○	○		○	○
成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	60分 1単位	○	○	○	○	○			○
成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	30分 0.5単位	○	○	○	○	○		○	○

4 民法の基礎

家族法	60分 1単位	○	○	○	○			○	
財産法	60分 1単位	○	○	○	○	○		○	○

5 関係制度・法律(Ⅰ)

介護保険制度	90分 1.5単位	○		○	○		○	○	
介護保険制度以外の 保健福祉施策	60分 1単位	○		○				○	
高齢者虐待防止法	30分 0.5単位	○		○	○				
障害者施策 ／障害者虐待防止法	60分 1単位	○	○	○	○			○	

6 関係制度・法律(Ⅱ)

生活保護制度 ／生活困窮者自立支援制度	30分 0.5単位	○	○	○	○			○	
公的医療保険制度	30分 0.5単位	○	○	○			○		
年金制度	30分 0.5単位	○	○	○			○	○	
税務申告制度	30分 0.5単位	○	○	○					

7 市民後見活動の実際

後見実施機関の実務と 市民後見活動に対するサポート体制	60分 1単位	○		○			○		
現役市民後見人による実践報告	60分 1単位	○	○	○	○	○	○	○	○

志木市	三郷市	千葉市	柏市	中央区	墨田区	世田谷区	豊島区
R3	R4	R4	R4	R3	R4	R4	R4

■実践研修 29(31補講)単位/1260分

8 対人援助の基礎

対人援助の基礎	120分 2単位	○	○		○	○		○	○
9 家庭裁判所の役割									
家庭裁判所の実際	90分 1.5単位	○		○	○				
家庭裁判所見学	約半日 1.5単位	○							

10 成年後見の実務

申立手続書類の作成	570分 9.5単位		○	○	○	○		○	○
財産目録の作成			○	○	○	○		○	○
後見計画・収支予定の作成			○	○	○	○		○	○
報告書の作成			○	○	○	○		○	○
後見付与申立の実務			○	○	○	○		○	○
後見事務終了時の手続き			○	○	○	○		○	○

11 課題演習(グループワーク)

事例報告と検討	300分 5単位	○	○	○		○			○
---------	-------------	---	---	---	--	---	--	--	---

12 体験実習

体験実習についての留意点	30分 0.5単位	○	○						
後見人の後見業務同行	約半日 2.5単位	○			○				
施設実習	約1日 5単位	○							

レポート作成

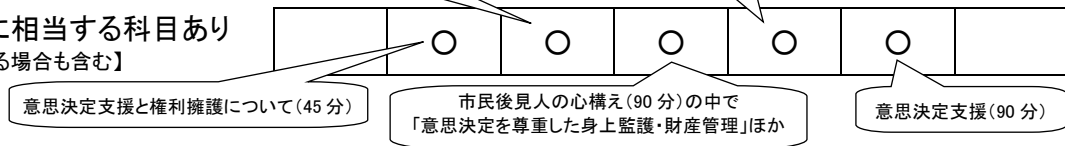
志望動機書(エントリーシート)	—								
体験実習の報告書作成	2単位		○						
市民後見人像	1単位								

補講 当該市町村・地域の取組状況

介護保険等の高齢者施策・高齢者虐待への取組状況	30分 0.5単位								
障害者施策・障害者虐待への取組状況	30分 0.5単位								
地域福祉への取組状況	30分 0.5単位		○						
社会資源	30分 0.5単位					○			

■意思決定支援に相当する科目あり

【他科目に内包されている場合も含む】



- 研修年度
- 研修時間(実習等の部分除く)

	中野区	八王子市	調布市・日野市・狛江市・多摩市・稲城市	横浜市	相模原市	厚木市	茅ヶ崎市	山梨県
	R4	R4	R4	R4	?	R3	R3	R4
	2065分 34時間 25分	1480分 24時間 40分	— —	2790分 46時間 30分	3300分 55時間	3305分 55時間 5分	1835分 30時間 35分	1470分 24時間 30分

■ 備考

※基礎研修3日間、12講義+実務研修8日間、平日午後約3時間+現場研修月1~2回(2~3時間/回)

※前期研修1680分 + 前期の振り返り1日(面談) + 後期研修1110分

※基礎研修1650分
+ 実践研修1650分
+ 体験実習・レポート750分相当

※基礎Ⅰ(動画)研修940分
+ 基礎Ⅱ(集合)研修280分
+ 実践研修1965分
+ レポート2点
+ 実務研修オリエンテーション120分
+ 実務研修3~4回

※県研修後の2年目(実践)研修として実施

■ 基礎研修 21単位/1260分

1 市民後見概論

市民後見概論	180分 3単位			○	○	○	○		○
--------	-------------	--	--	---	---	---	---	--	---

2 対象者理解

高齢者の理解	60分 1単位	○	○			○	○		○
認知症の理解	90分 1.5単位	○	○	○	○	○	○	○	
障害者の理解	120分 2単位	○	○	○	○	○	○		○

3 成年後見制度の基礎

成年後見制度概論・ 成年後見制度利用促進	90分 1.5単位	○	○	○	○	○	○		○
成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	60分 1単位	○	○		○	○	○		
成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	30分 0.5単位	○	○		○	○	○		

4 民法の基礎

家族法	60分 1単位		○		○	○	○		○
財産法	60分 1単位		○		○	○	○		○

5 関係制度・法律(Ⅰ)

介護保険制度	90分 1.5単位	○	○	○	○	○	○	○	
介護保険制度以外の 保健福祉施策	60分 1単位		○		○	○	○	○	
高齢者虐待防止法	30分 0.5単位				○	○	○	○	
障害者施策 ／障害者虐待防止法	60分 1単位		○		○	○	○	○	

6 関係制度・法律(Ⅱ)

生活保護制度 ／生活困窮者自立支援制度	30分 0.5単位		○	○	○	○	○	○	
公的医療保険制度	30分 0.5単位			○	○	○	○	○	
年金制度	30分 0.5単位				○	○	○	○	
税務申告制度	30分 0.5単位				○	○	○	○	

7 市民後見活動の実際

後見実施機関の実務と 市民後見活動に対するサポート体制	60分 1単位				○	○	○	○	
現役市民後見人による実践報告	60分 1単位	○	○	○		○		○	

中野区	八王子市	調布市・日野市・狛江市・多摩市・稲城市	横浜市	相模原市	厚木市	茅ヶ崎市	山梨県
R4	R4	R4	R4	?	R3	R3	R4

■実践研修 29(31補講)単位/1260分

8 対人援助の基礎

対人援助の基礎	120分 2単位	○		○	○	○	○	○	
9 家庭裁判所の役割									
家庭裁判所の実際	90分 1.5単位				○	○	○		
家庭裁判所見学	約半日 1.5単位					○		○	

10 成年後見の実務

申立手続書類の作成	570分 9.5単位	○	○	○		○	○	○	
財産目録の作成			○	○	○	○	○	○	
後見計画・収支予定の作成			○	○	○	○	○	○	
報告書の作成			○	○	○	○	○	○	
後見付与申立の実務			○	○		○	○	○	
後見事務終了時の手続き			○	○		○	○	○	

11 課題演習(グループワーク)

事例報告と検討	300分 5単位	○	○	○		○	○	○	
---------	-------------	---	---	---	--	---	---	---	--

12 体験実習

体験実習についての留意点	30分 0.5単位					○			
後見人の後見業務同行	約半日 2.5単位					○			
施設実習	約1日 5単位			○		○	○	○	

レポート作成

志望動機書(エントリーシート)	—								
体験実習の報告書作成	2単位					○			
市民後見人像	1単位								

補講 当該市町村・地域の取組状況

介護保険等の高齢者施策・高齢者虐待への取組状況	30分 0.5単位						○		
障害者施策・障害者虐待への取組状況	30分 0.5単位						○		
地域福祉への取組状況	30分 0.5単位						○	○	
社会資源	30分 0.5単位						○		

後期・コミュニケーション技術2の中で「①意思決定支援・本人意思のアドボカシー」(240分)

■意思決定支援に相当する科目あり

【他科目に内包されている場合も含む】

○			○	○					
---	--	--	---	---	--	--	--	--	--

後見業務における意思決定支援(120分)／権利擁護の理念と考え方(120分)の中で「個人の尊厳と自己決定の尊重」

対象者理解④意思決定支援(90分)

	甲府市	岐阜県	静岡市	浜松市	沼津市・裾野市・長泉町・清水町	焼津市・藤枝市・島田市・川根本町	名古屋市	豊田市
■ 研修年度	R4	R4	R4	R3・4・5	R4	R4	R4	R3
■ 研修時間(実習等の部分除く)	1080分	2715分	1500分	2700分	2615分	2715分	2940分	2305分
	18時間	45時間 15分	25時間	45時間	43時間 35分	45時間 15分	49時間	38時間 25分
■ 備考		※上記 + 実習2件 300分相当	※上記 + 修了課題レ ポート+ 修了面接選 考			※基礎講 座1215分 +実務講 座1500分 +施設体 験2件480 分相当		※事前説明会 135分 + 基礎講座 1810分 + 実務講座 360分

※上記+体験実習2件300分相当+フォローアップ研修240分+次年(R5)に生活支援員・法人後見支援員としての実務

■ 基礎研修 21単位 / 1260分

※基礎講習(YouTube録画配信・ふりかえりのみ対面)1200分+実務講習(Zoomライブ配信・一部対面)1740分
+ヒアリング実習60分相当+レポート・面接2回+法人後見支援員・生活援助員等実習概ね10時間

1 市民後見概論

市民後見概論	180分 3単位	○		○	○	○	○		
--------	-------------	---	--	---	---	---	---	--	--

2 対象者理解

高齢者の理解	60分 1単位	○		○	○				○
認知症の理解	90分 1.5単位		○	○	○	○	○	○	○
障害者の理解	120分 2単位	○	○	○	○	○	○	○	○

3 成年後見制度の基礎

成年後見制度概論・ 成年後見制度利用促進	90分 1.5単位	○	○	○	○	○	○	○	○
成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	60分 1単位			○		○	○	○	
成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	30分 0.5単位			○		○	○	○	

4 民法の基礎

家族法	60分 1単位	○	○	○	○	○	○		○
財産法	60分 1単位	○	○	○	○	○	○		○

5 関係制度・法律(Ⅰ)

介護保険制度	90分 1.5単位	○		○	○	○	○	○	○
介護保険制度以外の 保健福祉施策	60分 1単位	○	○	○	○		○	○	○
高齢者虐待防止法	30分 0.5単位				○	○	○	○	
障害者施策 ／障害者虐待防止法	60分 1単位	○	○	○	○	○	○	○	○

6 関係制度・法律(Ⅱ)

生活保護制度 ／生活困窮者自立支援制度	30分 0.5単位	○	○	○	○	○	○		
公的医療保険制度	30分 0.5単位		○	○	○	○	○		○
年金制度	30分 0.5単位		○	○	○	○	○		○
税務申告制度	30分 0.5単位		○	○	○	○	○		

7 市民後見活動の実際

後見実施機関の実務と 市民後見活動に対するサポート体制	60分 1単位			○	○	○	○	○	○
現役市民後見人による実践報告	60分 1単位		○	○	○	○	○	○	○

甲府市	岐阜県	静岡市	浜松市	沼津市・裾野市・長泉町・清水町	焼津市・藤枝市・島田市・川根本町	名古屋市	豊田市
R4	R4	R4	R3・4・5	R4	R4	R4	R3

■実践研修 29(31補講)単位/1260分

8 対人援助の基礎

対人援助の基礎	120分 2単位	○	○	○	○	○	○	○	
9 家庭裁判所の役割									
家庭裁判所の実際	90分 1.5単位		○	○	○	○	○	○	○
家庭裁判所見学	約半日 1.5単位	○							

10 成年後見の実務

申立手続書類の作成	570分 9.5単位	○	○	○	○	○	○	○	○
財産目録の作成		○	○	○	○	○	○	○	○
後見計画・収支予定の作成		○	○	○	○	○	○	○	○
報告書の作成		○	○	○	○	○	○	○	○
後見付与申立の実務		○	○	○	○	○	○	○	○
後見事務終了時の手続き		○	○	○	○	○	○	○	○

11 課題演習(グループワーク)

事例報告と検討	300分 5単位	○	○	○	○	○	○	○	○
---------	-------------	---	---	---	---	---	---	---	---

12 体験実習

体験実習についての留意点	30分 0.5単位		○	○	○	○		○	
後見人の後見業務同行	約半日 2.5単位								
施設実習	約1日 5単位	○	○	○			○		

レポート作成

志望動機書(エントリーシート)	—	○							
体験実習の報告書作成	2単位	○						○	
市民後見人像	1単位			○				○	

補講 当該市町村・地域の取組状況

介護保険等の高齢者施策・高齢者虐待への取組状況	30分 0.5単位								
障害者施策・障害者虐待への取組状況	30分 0.5単位								
地域福祉への取組状況	30分 0.5単位			○				○	
社会資源	30分 0.5単位							○	

対人援助の基礎(180分)の中に「意思決定支援」

■意思決定支援に相当する科目あり

【他科目に内包されている場合も含む】

		○				○		○
--	--	---	--	--	--	---	--	---

第5講義後見人活動の実務(GW・120分)の中で「身上監護ワーク:本人の意向を踏まえ支援していく視点等含

意思決定支援と在宅医療(120分)

■研修年度
■研修時間(実習等の部分除く)

■備考

伊勢市	大阪府	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町	浜田市	大田市	岡山県(岡山会場)	岡山県(津山会場)	高梁市
R4	R4	R4	R3	R3	R4	R4	R4
—	3015分	—	1545分	2490分	1630分	1770分	405分
—	50時間15分	—	25時間45分	41時間30分	27時間10分	29時間30分	6時間45分
※基礎研修1730分(28時間50分)+実務研修(次年2月以降予定)	※オリエンテーション105分+基礎講習1120分+実務講習1430分+フォローアップ講習360分	※基礎研修3日間+実践活動研修4日間+フォローアップ研修3日間		※上記+特養の体験実習150分相当			※県研修の補講?

■基礎研修 21単位/1260分

1 市民後見概論

市民後見概論	180分 3単位	○	○	○	○	○	○	○	
--------	-------------	---	---	---	---	---	---	---	--

2 対象者理解

高齢者の理解	60分 1単位	○			○				
認知症の理解	90分 1.5単位	○		○	○	○	○	○	
障害者の理解	120分 2単位	○		○	○	○	○	○	

3 成年後見制度の基礎

成年後見制度概論・成年後見制度利用促進	90分 1.5単位	○	○	○	○	○	○	○	
成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	60分 1単位	○		○	○	○	○	○	
成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	30分 0.5単位	○		○	○	○	○	○	

4 民法の基礎

家族法	60分 1単位	○		○	○	○	○		
財産法	60分 1単位	○		○	○	○	○		

5 関係制度・法律(I)

介護保険制度	90分 1.5単位	○	○	○	○	○			○
介護保険制度以外の 保健福祉施策	60分 1単位		○	○	○	○			○
高齢者虐待防止法	30分 0.5単位	○		○					
障害者施策 ／障害者虐待防止法	60分 1単位	○	○	○	○	○			○

6 関係制度・法律(II)

生活保護制度 ／生活困窮者自立支援制度	30分 0.5単位	○		○	○	○	○		○
公的医療保険制度	30分 0.5単位	○	○		○	○		○	○
年金制度	30分 0.5単位	○	○		○	○	○	○	
税務申告制度	30分 0.5単位		○		○	○			○

7 市民後見活動の実際

後見実施機関の実務と 市民後見活動に対するサポート体制	60分 1単位	○	○		○	○	○		○
現役市民後見人による実践報告	60分 1単位		○	○	○	○	○	○	

伊勢市	大阪府	相生市、 赤穂市、 宍粟市、 たつの市、 太子町、 上郡町、 佐用町	浜田市	大田市	岡山県 (岡山会場)	岡山県 (津山会場)	高梁市
R4	R4	R4	R3	R3	R4	R4	R4

■実践研修 29(31補講)単位/1260分

8 対人援助の基礎

対人援助の基礎	120分 2単位		○	○	○	○	○	○	
---------	-------------	--	---	---	---	---	---	---	--

9 家庭裁判所の役割

家庭裁判所の実際	90分 1.5単位	○	○		○	○			
家庭裁判所見学	約半日 1.5単位			○					○

10 成年後見の実務

申立書類の作成	570分 9.5単位	○	○	○	○	○	○	○	
財産目録の作成		○	○	○	○	○	○	○	
後見計画・収支予定の作成		○	○	○	○	○	○	○	
報告書の作成		○	○	○	○	○	○	○	
後見付与申立の実務		○	○	○	○	○	○	○	
後見事務終了時の手続き		○	○	○	○	○	○	○	

11 課題演習(グループワーク)

事例報告と検討	300分 5単位	○	○		○		○	○	
---------	-------------	---	---	--	---	--	---	---	--

12 体験実習

体験実習についての留意点	30分 0.5単位		○						
後見人の後見業務同行	約半日 2.5単位			○					○
施設実習	約1日 5単位		○			○			○

レポート作成

志望動機書(エントリーシート)	-								
体験実習の報告書作成	2単位								
市民後見人像	1単位		○						

補講 当該市町村・地域の取組状況

介護保険等の高齢者施策・ 高齢者虐待への取組状況	30分 0.5単位							○	
障害者施策・ 障害者虐待への取組状況	30分 0.5単位							○	
地域福祉への取組状況	30分 0.5単位							○	○
社会資源	30分 0.5単位							○	○

意思決定支援について(90分)

■意思決定支援に相当する科目あり

【他科目に内包されている場合も含む】

○	○					○			
---	---	--	--	--	--	---	--	--	--

意思決定支援と在宅医療(80分) 課題演習(180分)のなかで「意思決定支援のあり方」

	新見市	三次市	美馬市	香川県	丸亀市	さぬき市・東かがわ市	福岡県	糸島市
■研修年度	R3	H30	H29	R3	R2	R3	R4	R4
■研修時間(実習等の部分除く)	—	1710分	2960分	1060分	2095分	1990分	2490分	2640分
	—	28時間 30分	49時間 20分	17時間 40分	34時間 55分	33時間 10分	41時間 30分	44時間
■備考					※香川県が組んだカリキュラム 1060分 + オリエンテーション 30分 + 実践カリキュラム 1005分	※上記+家裁見学 180分相当 + 体験実習(後見業務同行)150分相当		

※基礎研修 1350分 + 実践研修 1610分
+ 体験実習(後見業務同行・施設実習)450分相当
+ 体験実習レポート

■基礎研修 21単位/1260分

1 市民後見概論

市民後見概論	180分 3単位		○	○				○	○
--------	-------------	--	---	---	--	--	--	---	---

2 対象者理解

高齢者の理解	60分 1単位							○	○
認知症の理解	90分 1.5単位		○	○	○			○	○
障害者の理解	120分 2単位		○	○	○			○	○

3 成年後見制度の基礎

成年後見制度概論・ 成年後見制度利用促進	90分 1.5単位	○	○		○			○	○
成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	60分 1単位								○
成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	30分 0.5単位								○

4 民法の基礎

家族法	60分 1単位		○	○	○			○	○
財産法	60分 1単位		○	○	○			○	○

5 関係制度・法律(I)

介護保険制度	90分 1.5単位	○		○		○		○	○
介護保険制度以外の 保健福祉施策	60分 1単位		○	○		○		○	○
高齢者虐待防止法	30分 0.5単位			○		○		○	
障害者施策 ／障害者虐待防止法	60分 1単位	○	○	○		○		○	○

6 関係制度・法律(II)

生活保護制度 ／生活困窮者自立支援制度	30分 0.5単位	○	○	○		○		○	○
公的医療保険制度	30分 0.5単位		○	○	○			○	○
年金制度	30分 0.5単位		○	○	○			○	○
税務申告制度	30分 0.5単位		○	○				○	

7 市民後見活動の実際

後見実施機関の実務と 市民後見活動に対するサポート体制	60分 1単位			○					
現役市民後見人による実践報告	60分 1単位		○		○			○	○

新見市	三次市	美馬市	香川県	丸亀市	さぬき市・東かがわ市	福岡県	糸島市
R3	H30	H29	R3	R2	R3	R4	R4

■実践研修 29(31補講)単位/1260分

8 対人援助の基礎

対人援助の基礎	120分 2単位		○	○		○	○	○	
9 家庭裁判所の役割									
家庭裁判所の実際	90分 1.5単位		○	○		○	○	○	○
家庭裁判所見学	約半日 1.5単位								

10 成年後見の実務

申立手続書類の作成	570分 9.5単位		○	○	○	○	○	○	○
財産目録の作成			○	○	○	○	○	○	○
後見計画・収支予定の作成			○	○	○	○	○	○	○
報告書の作成			○	○	○	○	○	○	○
後見付与申立の実務			○	○	○	○	○	○	○
後見事務終了時の手続き			○	○	○	○	○	○	○

11 課題演習(グループワーク)

事例報告と検討	300分 5単位		○	○		○	○	○	
---------	-------------	--	---	---	--	---	---	---	--

12 体験実習

体験実習についての留意点	30分 0.5単位		○	○					
後見人の後見業務同行	約半日 2.5単位			○			○		
施設実習	約1日 5単位			○		○			

レポート作成

志望動機書(エントリーシート)	—								
体験実習の報告書作成	2単位					○			
市民後見人像	1単位			○					

補講 当該市町村・地域の取組状況

介護保険等の高齢者施策・高齢者虐待への取組状況	30分 0.5単位								
障害者施策・障害者虐待への取組状況	30分 0.5単位								
地域福祉への取組状況	30分 0.5単位			○		○	○		○
社会資源	30分 0.5単位			○	○		○		

■意思決定支援に相当する科目あり
【他科目に内包されている場合も含む】

							○	
--	--	--	--	--	--	--	---	--

高齢者・障害者の権利擁護と意思決定支援①②(120分、①30分、②90分)

- 研修年度
- 研修時間(実習等の部分除く)

水巻町	長崎県 (五島市・ 新上五島 町)	長崎市	熊本県	臼杵市
R4	R3	R4	R4	R4
2800分	1470分	2160分	1390分	2630分
46時間 40分	24時間 30分	36時間	23時間 10分	43時間 50分
	※基礎編 735分 + 応用編 735分			

- 備考

■ 基礎研修 21単位 / 1260分

1 市民後見概論

市民後見概論	180分 3単位	○				
--------	-------------	---	--	--	--	--

2 対象者理解

高齢者の理解	60分 1単位	○				
認知症の理解	90分 1.5単位		○	○		○
障害者の理解	120分 2単位	○	○	○		○

3 成年後見制度の基礎

成年後見制度概論・ 成年後見制度利用促進	90分 1.5単位	○	○	○	○	
成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	60分 1単位			○		
成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	30分 0.5単位			○	○	○

4 民法の基礎

家族法	60分 1単位				○	○
財産法	60分 1単位				○	○

5 関係制度・法律(Ⅰ)

介護保険制度	90分 1.5単位		○			
介護保険制度以外の 保健福祉施策	60分 1単位	○		○		
高齢者虐待防止法	30分 0.5単位		○	○		○
障害者施策 ／障害者虐待防止法	60分 1単位	○	○	○	○	

6 関係制度・法律(Ⅱ)

生活保護制度 ／生活困窮者自立支援制度	30分 0.5単位		○		○	
公的医療保険制度	30分 0.5単位		○			
年金制度	30分 0.5単位	○	○			
税務申告制度	30分 0.5単位					

7 市民後見活動の実際

後見実施機関の実務と 市民後見活動に対するサポート体制	60分 1単位					
現役市民後見人による実践報告	60分 1単位		○	○	○	

水巻町	長崎県 (五島市・ 新上五島 町)	長崎市	熊本県	臼杵市
R4	R3	R4	R4	R4

■実践研修 29(31補講)単位/1260分

8 対人援助の基礎

対人援助の基礎	120分 2単位	○	○	○		○
---------	-------------	---	---	---	--	---

9 家庭裁判所の役割

家庭裁判所の実際	90分 1.5単位	○		○	○	
家庭裁判所見学	約半日 1.5単位					

10 成年後見の実務

申立手続書類の作成	570分 9.5単位	○	○	○	○	○
財産目録の作成		○	○	○	○	○
後見計画・収支予定の作成		○	○	○	○	○
報告書の作成		○	○	○	○	○
後見付与申立の実務		○	○	○	○	○
後見事務終了時の手続き		○	○	○	○	○

11 課題演習(グループワーク)

事例報告と検討	300分 5単位	○			○	
---------	-------------	---	--	--	---	--

12 体験実習

体験実習についての留意点	30分 0.5単位					
後見人の後見業務同行	約半日 2.5単位					
施設実習	約1日 5単位					

レポート作成

志望動機書(エントリーシート)	—					
体験実習の報告書作成	2単位					
市民後見人像	1単位					○

補講 当該市町村・地域の取組状況

介護保険等の高齢者施策・ 高齢者虐待への取組状況	30分 0.5単位					
障害者施策・ 障害者虐待への取組状況	30分 0.5単位					
地域福祉への取組状況	30分 0.5単位					
社会資源	30分 0.5単位			○		○

■意思決定支援に相当する科目あり

【他科目に内包されている場合も含む】

○	○	○		○
---	---	---	--	---

権利擁護と意思決定支援(180分)

基礎編 第6 意思決定支援の基礎(60分)・

応用編 第7 意思決定支援(発展)(180分、第6成年後見人等の職務Ⅲ(身上監護業務)との内数)

意思決定支援について(90分)

2.
特徴的な科目や
基本カリキュラムにない科目等

◆特徴的な科目や
基本カリキュラムにない科目等

北海道 社協	函館市	石狩市	釧路町	白糠町	むつ市	盛岡広域 8市町村	奥州市 ・金ヶ崎 町
R4	R3	R3	R4	R4	R3	R4	R4

初版基本カリキュラムからテキスト
作成過程で市民後見概論等に収めたもの

「成年後見制度と市町村責任」 相当科目をおく	成年後見 制度と市 町村責任					成年後見 制度と市 町村責任	成年後見 制度と市 町村責任	成年後見 制度と市 町村責任
「地域福祉・権利擁護の理念」 相当科目をおく	地域福祉・ 権利擁護 の理念						地域福祉・ 権利擁護 の理念	地域福祉 の活動と は
「成年後見制度利用支援事業」 を研修科目とする								
「日常生活自立支援事業」 を研修科目とする						日常生活 自立支援 事業		
その他関係制度・事業を研修科目とする (後見登記・支援信託／市町村長申立／後見監督…)								
「消費者保護」 に関する研修科目をおく							消費者保 護制度	
「個人情報保護」 に関する研修科目をおく								

成年後見制度・民法の基礎に関するもの

「身上保護」「財産管理」 を研修科目・内容として掲出						(市民ではない) 現役後見 人の実践 報告を財 産管理と 身上監護 に分けて 講義		
「相続」「遺言」 を研修科目・内容として掲出			各論の 内容は 相続、遺言					
支援に必要な関連法律知識 として研修科目を整理								

対象者理解に関するもの

障害者の理解を 知的障害と精神障害等にわけて 科目とするもの 他		知的と 精神を 分ける		知的と 精神を 分ける		知的・身体 と精神と で分ける	知的と 精神を 分ける	
--	--	-------------------	--	-------------------	--	-----------------------	-------------------	--

市民後見人の倫理に関するもの

市民後見人(成年後見人)の役割 (倫理・心構え)等を研修科目とする	受任時の 心構え編							
--------------------------------------	--------------	--	--	--	--	--	--	--

「対人援助(の基礎)」に関するもの

対人援助に絡めて 何らかを説明する科目をおく								
---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

北海道 社協	函館市	石狩市	釧路町	白糠町	むつ市	盛岡広域 8市町村	奥州市 ・金ヶ崎 町
R4	R3	R3	R4	R4	R3	R4	R4

関係専門職の説明や

市民後見人以外による実践報告

福祉専門職等の役割・仕事を説明する研修科目をおく							
市民後見人以外(法人後見、専門職等)による実践報告等を実施			法人後見 ・ 司法書士	実践報告は交流会の形で実施		司法書士(財産管理) ・ 社会福祉士(身上監護)の実践報告	法人後見の実践報告

既存の政策や

地域包括支援センター等の説明

「地域包括ケア」「地域共生社会」に関する研修科目をおく							
「地域包括支援センター」に関する研修科目をおく							
その他センター等に関する研修科目をおく							

関係機関や施設・事業所、

その他事業等の説明

関係機関や施設・事業所、その他事業等の説明を研修科目とする			高齢者施設 & 障害者施設の説明				
-------------------------------	--	--	------------------------	--	--	--	--

既存プログラム等を研修に活用

認知症サポーター養成講座		認知症サポーター養成講座	認知症サポーター養成講座				
あいサポーター養成講座							
「傾聴」に関する科目							
人生会議、その他							

振り返り、復習の時間を設ける

振り返り等の時間を設ける	4日目最後に振り返りのGW	最終日に確認テスト		最終日に講座全体のまとめ	最終日にまとめ、振り返り		
--------------	---------------	-----------	--	--------------	--------------	--	--

その他

その他、特徴的な科目等			レポート あなたが考える障害者支援とは	町民後見人との交流会を実施	最後に「受講生スピーチ」	体験学習として市民後見人意見交換会を実施	社会保障と年金及び医療保険(社労士会)

成年後見の実務に関する研修時間

成年後見の実務に関する研修時間	180分	120分	不明	—	180分	600分	310分	180分
-----------------	------	------	----	---	------	------	------	------

◆特徴的な科目や
基本カリキュラムにない科目等

仙台市	山形市	横手市	水戸市	太田市	さいたま市	狭山市	入間市
R4	R4	R4	R4	R3	R3	R4	R3

初版基本カリキュラムからテキスト
作成過程で市民後見概論等に収めたもの

「成年後見制度と市町村責任」 相当科目をおく			成年後見 制度と市 町村の責 任	成年後見 制度と市 町村責任	市町村の 責任・権 利擁護に 関する組 織ほか	成年後見 制度と市 町村責任		成年後見 制度と市 町村の役 割
「地域福祉・権利擁護の理念」 相当科目をおく			地域福祉・ 権利擁護 の理念	地域福祉・ 権利擁護 の理念			権利擁護 の理念	地域福祉・ 権利擁護 の理念
「成年後見制度利用支援事業」 を研修科目とする	成年後見 制度利用 支援事業 の実際	福祉サー ビス利用 援助事業・ 成年後見 制度利用 支援事業	成年後見 制度利用 支援事業			成年後見 制度利用 支援事業		
「日常生活自立支援事業」 を研修科目とする	日常生活 自立支援 事業		日常生活 自立支援 事業	日常生活 自立支援 事業	日常生活 自立支援 事業	日常生活 自立支援 事業	日常生活 自立支援 事業	日常生活 自立支援 事業
その他関係制度・事業を研修科目とする (後見登記・支援信託／市町村長申立／後見監督…)	成年後見 登記制度 ／後見監 督について							
「消費者保護」 に関する研修科目をおく		消費者 被害 への対応		消費者 被害				
「個人情報保護」 に関する研修科目をおく								

成年後見制度・民法の基礎に関するもの

「身上保護」「財産管理」 を研修科目・内容として掲出	身上保護 の理解			実務の中で 「身上監護・ 財産管理」			財産管理 と身上監 護	
「相続」「遺言」 を研修科目・内容として掲出								
支援に必要な関連法律知識 として研修科目を整理								

対象者理解に関するもの

障害者の理解を 知的障害と精神障害等にわけて 科目とするもの 他	認知症の 理解は、 医療編と 生活支援編 に分ける。		知的と 精神を 分ける	知的と 精神を 分ける	「対象者を 理解する」 として一括 講義 ／支援者の 活動3総合 的な障害者 への支援			知的と 精神を 分ける
--	--	--	-------------------	-------------------	--	--	--	-------------------

市民後見人の倫理に関するもの

市民後見人(成年後見人)の役割 (倫理・心構え)等を研修科目とする	受任時の 心構え編						成年後見 人の倫理・ 心構え	
--------------------------------------	--------------	--	--	--	--	--	----------------------	--

「対人援助(の基礎)」に関するもの

対人援助に絡めて 何らかを説明する科目をおく								
---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

仙台市	山形市	横手市	水戸市	太田市	さいたま市	狭山市	入間市
R4	R4	R4	R4	R3	R3	R4	R3

関係専門職の説明や

市民後見人以外による実践報告

福祉専門職等の役割・仕事を説明する研修科目をおく					支援者の活動1 ケアマネジャーの業務			
市民後見人以外(法人後見、専門職等)による実践報告等を実施								市民後見NPOの実務

既存の政策や

地域包括支援センター等の説明

「地域包括ケア」「地域共生社会」に関する研修科目をおく						地域包括ケアシステム		
「地域包括支援センター」に関する研修科目をおく			地域包括支援センターの概要・地域支援事業		支援者の活動2 地域包括支援センターの役割	地域包括支援センターの役割		
その他センター等に関する研修科目をおく								

関係機関や施設・事業所、

その他事業等の説明

関係機関や施設・事業所、その他事業等の説明を研修科目とする								社会福祉協議会とは
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	-----------

既存プログラム等を研修に活用

認知症サポーター養成講座							認知症サポーター養成講座	
あいサポーター養成講座							あいサポーター研修	
「傾聴」に関する科目							傾聴体験	
人生会議、その他							コミュニティコーピング体験会	

振り返り、復習の時間を設ける

振り返り等の時間を設ける	基礎講座の振り返り／応用講座の最後に理解度テスト					体験学習市民後見人意見交換会		最終日に受講の振り返り
--------------	--------------------------	--	--	--	--	----------------	--	-------------

その他

その他、特徴的な科目等	社会保険制度についてで、年金、医療保険、労災保険、労使関係を講義						市民後見NPOの実務	
	行政手続きについて							

成年後見の実務に関する研修時間

成年後見の実務に関する研修時間	600分	230分	550分	570分	200分	240分	120分	90分
-----------------	------	------	------	------	------	------	------	-----

◆特徴的な科目や
基本カリキュラムにない科目等

志木市	三郷市	千葉市	柏市	中央区	墨田区	世田谷区	豊島区
R3	R4	R4	R4	R3	R4	R4	R4

初版基本カリキュラムからテキスト
作成過程で市民後見概論等に収めたもの

「成年後見制度と市町村責任」 相当科目をおく				成年後見 制度と市 町村責任				
「地域福祉・権利擁護の理念」 相当科目をおく			権利擁護 支援の理解 ／市民がささ える権利擁護 支援	地域福祉・ 権利擁護 の理念				権利擁護 の理念
「成年後見制度利用支援事業」 を研修科目とする								
「日常生活自立支援事業」 を研修科目とする	日常生活 自立支援 事業と法 人後見	生活支援 員の仕事 について	日常生活 自立支援 事業	福祉サー ビス利用 援助事業		地域福祉 権利擁護 事業		地域福祉 権利擁護 事業
その他関係制度・事業を研修科目とする (後見登記・支援信託／市町村長申立／後見監督…)		市町村長 申立等後 見業務に ついて				監督人へ の報告と サポート		
「消費者保護」 に関する研修科目をおく	消費者 被害と その対応		消費者 被害の 実態		消費生活 相談の 実態と その対応			
「個人情報保護」 に関する研修科目をおく								

成年後見制度・民法の基礎に関するもの

「身上保護」「財産管理」 を研修科目・内容として掲出							成年後見 人として の身上保 護	
「相続」「遺言」 を研修科目・内容として掲出	後見制度 と 相続、遺言							法律の 基礎知識 (契約、遺言、 相続など)
支援に必要な関連法律知識 として研修科目を整理					支援 のための 法律知識			

対象者理解に関するもの

障害者の理解を 知的障害と精神障害等にわけて 科目とするもの 他	知的と 精神・発 達障害 に分ける	精神障害 者の医療 と生活に ついて	知的と 精神を 分ける		知的と 精神を 分ける	知的と 精神を 分ける	知的と 精神を 分ける	知的と 精神・ 高次脳 機能障害 を分ける
--	----------------------------	-----------------------------	-------------------	--	-------------------	-------------------	-------------------	-----------------------------------

市民後見人の倫理に関するもの

市民後見人(成年後見人)の役割 (倫理・心構え)等を研修科目とする			市民後見人 に 求められる 倫理意識	市民後見人 独立に 向けて				区民後見人 とは
--------------------------------------	--	--	-----------------------------	---------------------	--	--	--	-------------

「対人援助(の基礎)」に関するもの

対人援助に絡めて 何らかを説明する科目をおく							コミュニケ ーション 技術	
---------------------------	--	--	--	--	--	--	---------------------	--

志木市	三郷市	千葉市	柏市	中央区	墨田区	世田谷区	豊島区
R3	R4	R4	R4	R3	R4	R4	R4

関係専門職の説明や

市民後見人以外による実践報告

福祉専門職等の役割・仕事を説明する研修科目をおく		居宅介護支援の理解	専門職の理解 (高齢者施設の生活相談員・介護支援専門員・医療ソーシャルワーカー)	ケアマネジャーの仕事			
市民後見人以外(法人後見、専門職等)による実践報告等を実施		専門職による後見活動について	司法書士による活動事例 ／社会福祉士による活動事例		後見人(司法書士)からの実践レポート	専門職後見人と法律知識	専門職後見人の実践報告

既存の政策や

地域包括支援センター等の説明

「地域包括ケア」「地域共生社会」に関する研修科目をおく							
「地域包括支援センター」に関する研修科目をおく	高齢者あんしん相談センターってどんなところ	地域包括支援センターについて		地域包括支援センターの役割			
その他センター等に関する研修科目をおく	後見ネットワークセンターってどんなところ	相談支援センターについて					

関係機関や施設・事業所、

その他事業等の説明

関係機関や施設・事業所、その他事業等の説明を研修科目とする		NPO 法人の活動紹介 ／あんしんサポート ねっと事業について	入所施設 (高齢・障害)の理解		高齢者の入所施設 ／本人を支える福祉サービスと社会資源		関係機関の理解 (福祉施設や病院と後見人等との連携)
-------------------------------	--	---------------------------------------	--------------------	--	--------------------------------	--	-------------------------------

既存プログラム等を研修に活用

認知症サポーター養成講座	認知症サポーター養成講座						
あいサポーター養成講座							
「傾聴」に関する科目						傾聴入門	
人生会議、その他							

振り返り、復習の時間を設ける

振り返り等の時間を設ける		その日の講義の最後に まとめ 10分	前期研修最終日に まとめ	最終日に 振り返り	研修最後に 振り返り	研修の総括 これまでの振り返り	効果測定、 まとめ
--------------	--	-----------------------	-----------------	--------------	---------------	--------------------	--------------

その他

その他、特徴的な科目等		高齢者の医療と生活について				老年医学	病気や医療の基礎知識	栄養の基礎知識
						体験学習 市民後見人見交換会		薬の基礎知識

成年後見の実務に関する研修時間

成年後見の実務に関する研修時間	170分	270分	210分	360分	90分	90分	300分	360分
-----------------	------	------	------	------	-----	-----	------	------

◆特徴的な科目や
基本カリキュラムにない科目等

中野区	八王子市	調布市・ 日野市・ 狛江市・ 多摩市・ 稲城市	横浜市	相模原市	厚木市	茅ヶ崎市	山梨県
R4	R4	R4	R4	?	R3	R3	R4

初版基本カリキュラムからテキスト
作成過程で市民後見概論等に収めたもの

「成年後見制度と市町村責任」 相当科目をおく							
「地域福祉・権利擁護の理念」 相当科目をおく				地域福祉 概論Ⅰ		地域福祉論 ／人権・権利 擁護の理念	
「成年後見制度利用支援事業」 を研修科目とする				成年後見 制度の 利用促進			
「日常生活自立支援事業」 を研修科目とする				地域福祉 概論Ⅱ	日常生活 自立支援 事業(講義 と体験実 習)		
その他関係制度・事業を研修科目とする (後見登記・支援信託／市町村長申立／後見監督…)				成年後見 制度の 利用促進			
「消費者保護」 に関する研修科目をおく	消費者知識 ・ 消費生活 センター 等々		消費生活相談 の実態と その対応 ／ 消費者保護 について	消費者保護	消費者保護		
「個人情報保護」 に関する研修科目をおく					個人情報 と 守秘義務		

成年後見制度・民法の基礎に関するもの

「身上保護」「財産管理」 を研修科目・内容として掲出				成年後見制 度等の基礎 知識の中で 「財産管理」 「身上監護」			
「相続」「遺言」 を研修科目・内容として掲出				民法の基礎 知識の中で 「相続・遺言」			
支援に必要な関連法律知識 として研修科目を整理	利用者支 援のため の法律知 識	支援のため の法律 の知識 (民法等)	支援のため の法律 知識				

対象者理解に関するもの

障害者の理解を 知的障害と精神障害等にわけて 科目とするもの 他	知的と 精神を 分ける	知的と 精神を 分ける	知的と 精神を 分ける	知的と 精神を 分ける	知的と 精神を 分ける	知的と 精神を 分ける	
--	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	--

市民後見人の倫理に関するもの

市民後見人(成年後見人)の役割 (倫理・心構え)等を研修科目とする	説明会 「成年後見 制度と市民 後見人へ の期待」			倫理の なかで 「市民後 見 人として の心構 え」		権利擁護・ 後見人の 倫理	地域に根差 す市民後 見人誕生に 向けて (家裁、市、 市社協)
--------------------------------------	---------------------------------------	--	--	--	--	---------------------	---

「対人援助(の基礎)」に関するもの

対人援助に絡めて 何らかを説明する科目をおく							
---------------------------	--	--	--	--	--	--	--

中野区	八王子市	調布市・ 日野市・ 狛江市・ 多摩市・ 稲城市	横浜市	相模原市	厚木市	茅ヶ崎市	山梨県
R3	R4	R4	R4	R4	R3	R4	R4

関係専門職の説明や

市民後見人以外による実践報告

福祉専門職等の役割・仕事を説明する研修科目をおく							
市民後見人以外(法人後見、専門職等)による実践報告等を実施		専門職後見人からの実践レポート					

既存の政策や

地域包括支援センター等の説明

「地域包括ケア」「地域共生社会」に関する研修科目をおく					地域福祉計画 ／ 地域包括ケア社会		
「地域包括支援センター」に関する研修科目をおく						地域包括支援センター	
その他センター等に関する研修科目をおく				地域福祉概論Ⅱ(関係機関と役割)		成年後見支援センターについて	

関係機関や施設・事業所、

その他事業等の説明

関係機関や施設・事業所、その他事業等の説明を研修科目とする							
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

既存プログラム等を研修に活用

認知症サポーター養成講座							
あいサポーター養成講座							
「傾聴」に関する科目							
人生会議、その他	アドバンス・ケア・プランニング						

振り返り、復習の時間を設ける

振り返り等の時間を設ける	研修最終日にまとめ(45分)			前期研修最終日に振り返り(面談)			
--------------	----------------	--	--	------------------	--	--	--

その他

その他、特徴的な科目等			地域の福祉活動とボランティア	コミュニケーション技術2で「ケースカンファレンス参加」	不正防止		

成年後見の実務に関する研修時間

成年後見の実務に関する研修時間	300分	180分	不明	210分	570分	570分	420分	—
-----------------	------	------	----	------	------	------	------	---

◆特徴的な科目や
基本カリキュラムにない科目等

甲府市	岐阜県	静岡市	浜松市	沼津市・ 裾野市・ 長泉町・ 清水町	焼津市・ 藤枝市・ 島田市・ 川根本町	名古屋市	豊田市
R4	R4	R4	R3・4・5	R4	R4	R4	R3

初版基本カリキュラムからテキスト
作成過程で市民後見概論等に収めたもの

「成年後見制度と市町村責任」 相当科目をおく			成年後見 制度と市町 村の役割		成年後見 制度におけ る市町村の 責任	成年後見 制度におけ る市町村の 責任		
「地域福祉・権利擁護の理念」 相当科目をおく						地域福祉・ 権利擁護 の理念		権利擁護 と成年後 見制度
「成年後見制度利用支援事業」 を研修科目とする								
「日常生活自立支援事業」 を研修科目とする	日常生活自 立支援事業 ／ 生活支援員 の活動 (演習)				日常生活 自立支援 事業 ・ 権利擁護に 係る組織			
その他関係制度・事業を研修科目とする (後見登記・支援信託／市町村長申立／後見監督…)								
「消費者保護」 に関する研修科目をおく								
「個人情報保護」 に関する研修科目をおく			個人情報 の取り扱 い				成年後見 制度と 関係法律 知識 (契約行為、 個人情報保護法、 相続問題と 遺言制度)	

成年後見制度・民法の基礎に関するもの

「身上保護」「財産管理」 を研修科目・内容として掲出		成年後見 人としての 身上保護	GWの中で 身上監護 ワーク	身上監護・ 財産管理	市民後見 人の実務 (財産管理・身 上監護ほか)	市民後見 人の実務 (財産管理、身 上環濼ほか)	後見活動 の理解 (財産管理、 身上保護、 法律行為と 事実行為)	
「相続」「遺言」 を研修科目・内容として掲出								
支援に必要な関連法律知識 として研修科目を整理		刑法、 その他の 基本法		刑法、 その他の 基本法	刑法、 その他の 基本法	刑法、 その他の 基本法		

対象者理解に関するもの

障害者の理解を 知的障害と精神障害等にわけて 科目とするもの 他		知的と 精神を 分ける	知的と 精神を 分ける	知的と 精神・発達・ 高次脳機能 障害 を分ける	知的と 精神を 分ける	知的、 精神、 高次脳機能・ 発達障害 を分ける	知的と 精神を 分ける	知的と 精神を 分ける
--	--	-------------------	-------------------	--------------------------------------	-------------------	--------------------------------------	-------------------	-------------------

市民後見人の倫理に関するもの

市民後見人(成年後見人)の役割 (倫理・心構え)等を研修科目とする				前期講座から 後期講座まで の振り返り (市民後見人の イメージ化)	全体の 振り返り (市民後見人の イメージ化)		市民後見人 の責任と役割	とよた市民 後見人の実 務2「後見人 等としての 心構え」
--------------------------------------	--	--	--	--	----------------------------------	--	-----------------	---

「対人援助(の基礎)」に関するもの

対人援助に絡めて 何らかを説明する科目をおく								
---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

甲府市	岐阜県	静岡市	浜松市	沼津市・裾野市・長泉町・清水町	焼津市・藤枝市・島田市・川根本町	名古屋市	豊田市
R4	R4	R4	R3・4・5	R4	R4	R4	R3

関係専門職の説明や

市民後見人以外による実践報告

福祉専門職等の役割・仕事を説明する研修科目をおく							
市民後見人以外(法人後見、専門職等)による実践報告等を実施			後見人活動の実務(関係機関との調整や事務)				

既存の政策や

地域包括支援センター等の説明

「地域包括ケア」「地域共生社会」に関する研修科目をおく							地域共生社会と権利擁護支援
「地域包括支援センター」に関する研修科目をおく							
その他センター等に関する研修科目をおく							

関係機関や施設・事業所、その他事業等の説明

関係機関や施設・事業所、その他事業等の説明を研修科目とする							
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

既存プログラム等を研修に活用

認知症サポーター養成講座							
あいサポーター養成講座							
「傾聴」に関する科目							
人生会議、その他							

振り返り、復習の時間を設ける

振り返り等の時間を設ける			振り返りと実習に向けた心構え				全体の振り返り(60分)	基礎講習まとめ(対面)(120分) 実務講習 全体振り返り(120分)	とよた市民後見人の実務1「各講座の振り返り」
--------------	--	--	----------------	--	--	--	--------------	---	------------------------

その他

その他、特徴的な科目等	基礎研修部分は山梨県研修で代替						後見業務の実際(理解と分けて分割講義)	法人後見支援員・生活援助員等実習(概ね10時間)	
							医療現場での権利擁護	市民後見人の先輩との意見交換	

成年後見の実務に関する研修時間

成年後見の実務に関する研修時間	不明	300分	480分	300分	360分	540分	180分	450分
-----------------	----	------	------	------	------	------	------	------

◆特徴的な科目や
基本カリキュラムにない科目等

伊勢市	大阪府	相生市、 赤穂市、 宍粟市、 たつの市、 太子町、 上郡町、 佐用町	浜田市	大田市	岡山県 (岡山会場)	岡山県 (津山会場)	高梁市
R4	R4	R4	R3	R3	R4	R4	R4

初版基本カリキュラムからテキスト
作成過程で市民後見概論等に収めたもの

「成年後見制度と市町村責任」 相当科目をおく					成年後見 制度にお ける市町 村の責任	成年後見 制度と市 町村責任	成年後見 制度と市 町村責任	
「地域福祉・権利擁護の理念」 相当科目をおく	権利擁護 と成年後 見制度	社会福祉の 動向と権利 擁護～市民 後見人の背 景と理念				地域福祉 権利擁護 の理念、		
「成年後見制度利用支援事業」 を研修科目とする					成年後見 制度利用 支援事業			
「日常生活自立支援事業」 を研修科目とする	日常生活自 立支援事業 の取組(80 50問題、困 窮の事例等)	日常生活自 立支援事業 と成年後見 制度	日常生活自 立支援事業 ／日常生活 自立支援事 業の業務同 行	日常生活 自立支援 事業		日常生活 自立支援 事業の概 要		
その他関係制度・事業を研修科目とする (後見登記・支援信託／市町村長申立／後見監督…)				役割のなか で後見登記 制度 ／後見支援 信託	後見登記制度 ／ 後見支援信託			
「消費者保護」 に関する研修科目をおく		消費者被 害の現状 と対応	消費者保 護 ／消費者 被害の実情と 被害の予防・ 救済	消費者 保護	消費者 被害への 対応	消費者 被害の 実態と その対応	消費者 被害の 実態と その対応	
「個人情報保護」 に関する研修科目をおく								

成年後見制度・民法の基礎に関するもの

「身上保護」「財産管理」 を研修科目・内容として掲出		対人援助の 基礎と 身上監護の 実際	身上保護の 知識・実務 (福祉サービス の利用で確認 すべき事項) ／財産管理 の実際		身上監護 ／ 財産管理	身上保護 の具体的 な役割と 業務	身上保護 の具体的 な役割と 業務	
「相続」「遺言」 を研修科目・内容として掲出			相続・遺言					
支援に必要な関連法律知識 として研修科目を整理		成年後見 制度関連 法律知識 (120分)		刑法、 その他の 基本法			関連法律 の 基礎知識	

対象者理解に関するもの

障害者の理解を 知的障害と精神障害等にわけて 科目とするもの 他	知的と 精神を 分ける	知的と 精神を 分ける	知的と 精神を 分ける		知的と 精神を 分ける	知的と 精神を 分ける	知的と 精神を 分ける	
--	-------------------	-------------------	-------------------	--	-------------------	-------------------	-------------------	--

市民後見人の倫理に関するもの

市民後見人(成年後見人)の役割 (倫理・心構え)等を研修科目とする	対人援助と 市民後見人 の役割		成年後見 業務の 倫理					
--------------------------------------	-----------------------	--	-------------------	--	--	--	--	--

「対人援助(の基礎)」に関するもの

対人援助に絡めて 何らかを説明する科目をおく			対人援助の 基礎と身上 監護の実際		対人援助の 基礎知識と面 接技術の 実際			
---------------------------	--	--	-------------------------	--	-------------------------------	--	--	--

伊勢市	大阪府	相生市、 赤穂市、 宍粟市、 たつの市、 太子町、 上郡町、 佐用町	浜田市	大田市	岡山県 (岡山会場)	岡山県 (津山会場)	高梁市
R4	R4	R4	R3	R3	R4	R4	R4

関係専門職の説明や

市民後見人以外による実践報告

福祉専門職等の役割・仕事を説明する研修科目をおく							
市民後見人以外(法人後見、専門職等)による実践報告等を実施			法人後見 支援員による実践 報告				

既存の政策や

地域包括支援センター等の説明

「地域包括ケア」「地域共生社会」に関する研修科目をおく							
「地域包括支援センター」に関する研修科目をおく							
その他センター等に関する研修科目をおく	伊勢市成年後見サポートセンターきぼう・生活サポートセンターあゆみの取組						権利擁護センターについて

関係機関や施設・事業所、

その他事業等の説明

関係機関や施設・事業所、その他事業等の説明を研修科目とする	民生委員活動の実際について		民生委員制度				
-------------------------------	---------------	--	--------	--	--	--	--

既存プログラム等を研修に活用

認知症サポーター養成講座			認知症サポーター養成講座				
あいサポーター養成講座							
「傾聴」に関する科目							
人生会議、その他							

振り返り、復習の時間を設ける

振り返り等の時間を設ける			FU 研修最終日にまとめ				
--------------	--	--	--------------	--	--	--	--

その他

その他、特徴的な科目等	高齢者支援(事例検討含む)	社会福祉制度の概要			人権と成年後見		津山市の福祉制度(当該市の取組状況)	岡山県研修にプラスαとして実施?
		後見業務の実際1~5			死後事務の課題			

成年後見の実務に関する研修時間

成年後見の実務に関する研修時間	90分	150分	不明	340分	570分	330分	360分	—
-----------------	-----	------	----	------	------	------	------	---

◆特徴的な科目や
基本カリキュラムにない科目等

新見市	三次市	美馬市	香川県	丸亀市	さぬき市・ 東かがわ市	福岡県	糸島市
R3	H30	H29	R3	R2	R3	R4	R4

初版基本カリキュラムからテキスト
作成過程で市民後見概論等に収めたもの

「成年後見制度と市町村責任」 相当科目をおく							
「地域福祉・権利擁護の理念」 相当科目をおく							
「成年後見制度利用支援事業」 を研修科目とする			成年後見 制度利用 支援事業				
「日常生活自立支援事業」 を研修科目とする			日常生活 自立支援 事業		日常生活 自立支援 事業	日常生活 自立支援 事業の概 要	
その他関係制度・事業を研修科目とする (後見登記・支援信託／市町村長申立／後見監督…)							
「消費者保護」 に関する研修科目をおく		消費者 被害の 現状と 悪質商法 について			特殊犯罪から 財産を守る ために (香川県警察) ／銀行から みる 権利擁護 (百十四銀行)		消費者保護 について (90分)
「個人情報保護」 に関する研修科目をおく			リスク管理、 個人情報 保護法 (60分)				

成年後見制度・民法の基礎に関するもの

「身上保護」「財産管理」 を研修科目・内容として掲出				身上監護 ／ 財産管理	身上監護 ／ 財産管理	身上監護 ／ 財産管理		身上監護 ／ 財産管理
「相続」「遺言」 を研修科目・内容として掲出								
支援に必要な関連法律知識 として研修科目を整理							刑法、 その他の 基本法	成年後見 を取り巻く 関係諸制度 の基礎 (120分)

対象者理解に関するもの

障害者の理解を 知的障害と精神障害等にわけて 科目とするもの 他			知的と 精神を 分ける	知的と 精神を 分ける				
--	--	--	-------------------	-------------------	--	--	--	--

市民後見人の倫理に関するもの

市民後見人(成年後見人)の役割 (倫理・心構え)等を研修科目とする								
--------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

「対人援助(の基礎)」に関するもの

対人援助に絡めて 何らかを説明する科目をおく								
---------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

新見市	三次市	美馬市	香川県	丸亀市	さぬき市・東かがわ市	福岡県	糸島市
R3	H30	H29	R3	R2	R3	R4	R4

関係専門職の説明や

市民後見人以外による実践報告

福祉専門職等の役割・仕事を説明する研修科目をおく							
市民後見人以外(法人後見、専門職等)による実践報告等を実施		後見活動の実際と後見人の義務					

既存の政策や

地域包括支援センター等の説明

「地域包括ケア」「地域共生社会」に関する研修科目をおく							
「地域包括支援センター」に関する研修科目をおく				地域包括支援センターの役割			
その他センター等に関する研修科目をおく							
関係機関や施設・事業所、その他事業等の説明							
関係機関や施設・事業所、その他事業等の説明を研修科目とする							

既存プログラム等を研修に活用

認知症サポーター養成講座							
あいサポーター養成講座							
「傾聴」に関する科目							
人生会議、その他							

振り返り、復習の時間を設ける

振り返り等の時間を設ける						基礎研修の振り返りと市民後見人について(90分、事務局) / 実践研修の振り返りと今後の活動について(30分、事務局)	
--------------	--	--	--	--	--	---	--

その他

その他、特徴的な科目等	午後半日研修で構成	関係機関等との連携(家裁調査官)		対象者と社会資源の理解①～③(対象者理解に社会資源の事例を交えて学ぶ)	基礎研修は香川県研修を利用	“地域で暮らす”を支える制度と市民後見人(県外講師を招き120分)	
	地域福祉計画と高齢者福祉について	3職種による事例検討(演習・GW)				未成年後見の実際おもしろいネットワーク事業	

成年後見の実務に関する研修時間

成年後見の実務に関する研修時間	—	120分	—	400分	240分(640分)	180分	450分	900分
-----------------	---	------	---	------	------------	------	------	------

◆特徴的な科目や
基本カリキュラムにない科目等

水巻町	長崎県 (五島市・ 新上五島 町)	長崎市	熊本県	臼杵市
R4	R3	R4	R4	R4

初版基本カリキュラムからテキスト
作成過程で市民後見概論等に収めたもの

「成年後見制度と市町村責任」 相当科目をおく					
「地域福祉・権利擁護の理念」 相当科目をおく			地域福祉・ 権利擁護 について (福祉・法 律の視点 から)	高齢者の 権利擁護と 成年後見制 度 について	
「成年後見制度利用支援事業」 を研修科目とする					成年後見制 度利用促進 の取組
「日常生活自立支援事業」 を研修科目とする	日常生活 自立支援 事業	日常生活 自立支援 事業			
その他関係制度・事業を研修科目とする (後見登記・支援信託／市町村長申立／後見監督…)					
「消費者保護」 に関する研修科目をおく		対象者を とりまく危険Ⅰ 消費者被害例 と、その予防 及び発生時 の対応	消費者被害 の実態と 消費生活 センターの 役割		消費者被害の 実際と 消費者契約法 (60分、消費生 活相談員)／ 高齢者に関係 が深い事件・ 事故につい て:特殊詐 欺、 予防策 (60分、警察署)
「個人情報保護」 に関する研修科目をおく					

成年後見制度・民法の基礎に関するもの

「身上保護」「財産管理」 を研修科目・内容として掲出	身上監護 ／ 財産管理		身上監護 ／ 財産管理	身上保護 ／ 財産管理	身上保護を 重視した後 見活動につ いて ／法定後見 制度の中で 「財産管理」 「身上監護」
「相続」「遺言」 を研修科目・内容として掲出					
支援に必要な関連法律知識 として研修科目を整理	成年後見 制度に係る 関連法の 知識 (210分)	成年後見 に 関する 制度と取組 (高齢者) (障害者)			

対象者理解に関するもの

障害者の理解を 知的障害と精神障害等にわけて 科目とするもの 他	知的・発達 と精神を 分ける				
--	----------------------	--	--	--	--

市民後見人の倫理に関するもの

市民後見人(成年後見人)の役割 (倫理・心構え)等を研修科目とする			望まれる 市民後見人 をめざして	成年後見人の 職務と責任: 業務の特徴、 裁判所等との 連携等 (150分、 社会福祉士会)	
--------------------------------------	--	--	------------------------	--	--

「対人援助(の基礎)」に関するもの

対人援助に絡めて 何らかを説明する科目をおく			対人援助の 基礎の中で 「家族の捉 え方」		
---------------------------	--	--	--------------------------------	--	--

水巻町	長崎県 (五島市・ 新上五島 町)	長崎市	熊本県	臼杵市
R4	R3	R4	R4	R4

関係専門職の説明や

市民後見人以外による実践報告

福祉専門職等の役割・仕事を説明する研修科目をおく					
市民後見人以外(法人後見、専門職等)による実践報告等を実施	実践報告 (各60分、 リーガル サポート・ 社会福祉士)				

既存の政策や

地域包括支援センター等の説明

「地域包括ケア」「地域共生社会」に関する研修科目をおく					生活支援 体制整備 事業と 臼杵市の 資源
「地域包括支援センター」に関する研修科目をおく					
その他センター等に関する研修科目をおく					

関係機関や施設・事業所、

その他事業等の説明

関係機関や施設・事業所、その他事業等の説明を研修科目とする			法務局の 仕事内容と 人権擁護		
-------------------------------	--	--	-----------------------	--	--

既存プログラム等を研修に活用

認知症サポーター養成講座				認知症 サポーター 養成講座	
あいサポーター養成講座					
「傾聴」に関する科目					
人生会議、その他					人生会議

振り返り、復習の時間を設ける

振り返り等の時間を設ける				4日間の ふりかえり	4日目の最 後にこれま での講義の 振り返り
--------------	--	--	--	---------------	---------------------------------

その他

その他、特徴的な科目等	対象者を とりまく危険Ⅱ 虐待被害例 と、その予防 及び発生時 の対応			死後事務 及び財産 の引継ぎ (120分)	人権について
				任意後見 のいろは (120分)	

成年後見の実務に関する研修時間

成年後見の実務に関する研修時間	240分	240分	180分	不明	—
-----------------	------	------	------	----	---

第3部
研究会 及び
ワーキンググループ
資料

令和4年度老人保健健康増進等事業

市民後見人の養成研修カリキュラム及び活躍促進に関する研究会(第1回) 議事次第

日時:令和4年8月8日15時～17時
(オンライン開催)

1. 議 事

- (1) 座長挨拶
- (2) 厚生労働省挨拶
- (3) 市民後見人の活躍状況調査(仮称)について
- (4) 「市民後見人養成のための基本カリキュラム」について

<資料一覧>

- 【資料1】 開催要項・名簿 → スライドNo.2～
- 【資料2】 本日は議論いただきたいこと → スライドNo.4 / No.14(再掲)
- 【資料3】 市民後見人の活躍状況調査(案) → スライド5～
- 【資料4】 市民後見人養成のための基本カリキュラム → スライドNo.15～
- 【資料5】 今後のおおまかなスケジュール → スライドNo.36
- 【参考資料】 第13回成年後見制度利用促進専門家会議資料・第二期成年後見制度利用促進基本計画より関連部分抜粋 → スライド37
- 【別添資料】 介護と連動する市民後見研究会『市民後見人養成研修カリキュラム及び実施に係る報告』(平成23年度老健事業)

<ミーティングリンク>
Zoomミーティング
<https://us06web.zoom.us/j/87136818970?pwd=VDk1MUJVFk296WXQyM1NaR0xYNWUrdz09>
ミーティングID:
871 3681 8970
パスコード:
138362

市民後見人の養成研修カリキュラム及び活躍促進に関する研究会 資料1 開催要項

1. 趣旨

第二期成年後見制度利用促進計画に「市民後見人の育成・活躍支援」が盛り込まれたことを踏まえ、今後さらなる市民後見人の活躍推進に向けて、所要の調査及び検討を行う。

2. 検討事項

- ① 市民後見人の活躍推進策検討・活躍状況(研修終了後の活動状況)調査
- ② 市民後見人の養成研修カリキュラムの見直し

3. 構成員

次葉の通り

○開催頻度 : 年度内3回
○開催時期(目途) : 第1回:8月8日15時～
第2回:12月
第3回:2月末～3月

4. 研究会の運営

- (1) 本研究会は、地域共生政策自治体連携機構の事務局長が構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 必要に応じて、構成員以外の者(学識経験者や実務経験者)の出席を求めることができる。
- (3) 議論の進捗を図るため、研究会のもとにワーキンググループを設置する。
- (4) 庶務は、老健局認知症施策・地域介護推進課と協議しながら、地域共生政策自治体連携機構において行う。

◆ワーキンググループ(WG)

- 第1回WG:8月10日15時～(予定)
- メンバーは地方公共団体等の委員を中心に構成。
- 議論の進捗を図るため、ヒアリング等に外部者を適宜招聘。
- 開催は必要に応じて適宜とするが、2回程度(第1回研究会後に調査等の相談と第3回研究会前に親会報告の相談)を予定。

市民後見人の養成研修カリキュラム及び活躍促進に関する研究会 委員名簿

有識者 ★:座長 * :副座長 *はWG委員も併任 /太字は専門家会議委員

大森 彌 *	成年後見制度利用促進専門家会議 委員長 / 東京大学名誉教授
永田 祐 **	同志社大学社会学部教授
堀田 力	さわやか法律事務所 弁護士 / 公益財団法人 さわやか福祉財団 会長

三士(会)

水島 俊彦*	日本弁護士連合会 高齢者障害者権利支援センター 委員
西川 博之	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
星野 美子	公益社団法人日本社会福祉士会 理事

地方公共団体

新井 隆哲*	横浜市 健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課 課長
岡本 由美子*	八尾市 健康福祉部次長 兼 地域共生推進課 課長

中核機関・権利擁護センター等

小佐波 幹雄*	品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター 所長
住田 敦子 *	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター センター長
田邊 寿	伊賀市社会福祉協議会 事務局長・伊賀地域福祉後見サポートセンター 所長
谷 仁	芦屋市権利擁護支援センター(芦屋市社協・PASネット) 所長

(オブザーバー)

老健局 認知症施策・地域介護推進課
 社会援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
 社会援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
 最高裁判所 事務総局 家庭局

本日も議論いただきたい事項

資料2

【 1. 市民後見人の活躍推進策検討・状況(研修終了後の活動状況)調査 】

- 市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要。
- 市民後見人養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大等を行うしくみづくり。
- 市民後見人としては選任されていないものの、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利擁護の支援をしている人の活躍を推進するため、既に地域で活躍している人や地方公共団体等の意見を聴きながらふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策の検討。

【 2. 市民後見人の養成研修カリキュラムの見直し 】

- 意思決定支援や身上保護の内容を養成研修カリキュラムに含めるなど、より充実したカリキュラムへの見直しの検討。
- 市町村として市民後見人養成研修を既に実施している場合は、これを継続し、必要に応じて、都道府県が行う市民後見人養成研修の科目と共通する科目の単位に互換性を認めることを検討。

【 3. その他 】

- 都道府県と(個別事案における市民後見人の候補者推薦や選任後の市民後見人支援を担う)市町村との協働。
- (国、都道府県及び市町村による)市民後見人の活動内容ややりがいについての周知。

市民後見人 活躍状況調査(案)
(市民後見人養成研修修了者の修了後の活動状況調査)

資料3

『第二期成年後見制度利用促進基本計画』

市民後見人養成研修を修了し、市民後見人としては選任されていないものの、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利擁護の支援をしている人の活躍を推進するため、既に地域で活躍している人や地方公共団体等の意見を聴きながらふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策の検討を行う。

調査対象地区等	全国
調査対象者等	市民後見人養成を行う市町村
悉皆・抽出の別	悉皆
調査方法	郵送(FAX返信)及びWEBサイトを通じた調査票調査
調査客対数	375市町村
調査時期	9月目途

- (1)市民後見人(や地域住民の権利擁護人材)にかかる養成研修実績
- (2)養成研修修了者数
- (3)(修了者のうち)バンク(名簿)登録者数/成年後見人等の受任実績(受任者数)
- (4)養成研修修了から初選任にまで要した年月
- (5)研修修了者の属性
(他の地域活動やボランティア活動を既に行っている人たちが、どれだけ市民後見人の養成研修を受講しているのか)
- (6)研修終了後の活動支援について
○研修修了者の市民後見人以外の活動方途の有無(塩漬け人材がどれだけ存在しているかの把握)
○(有の場合)どのような活動にどれだけの人材が参画しているか
○市民後見人及び上記方途以外の地域活動に参加している研修修了者の有無
○(有の場合)どのような活動にどれだけの人材が参加しているのか
- (7)「市民後見人」に替わる名称
(市民後見人や上記(6)の活動に、どのような名称のもとに参加しているか)
(市民後見人に替わる名称の候補(自由記述))

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(抄) 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

市民後見人の養成及び活動状況

※令和3年4月1日時点

1 市民後見人の養成に関する事業の実施の有無

実施自治体数 **375** 自治体

2 市民後見人の養成者数

合計 **1万8,004** 名

※時点までの累計の養成者数

3 養成者のうち、市民後見人登録者数

合計 **6,853** 名(38.1%)

※累計ではなく時点における登録者数

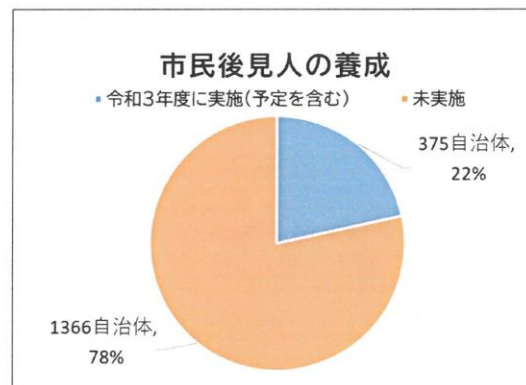
4 養成者のうち、成年後見人等として選任されている市民後見人の数

合計 **1,577** 名(8.8%)

※累計ではなく時点における受任者数

5 養成者のうち、成年後見人等以外の活動に従事する市民後見人の数

- ・法人後見の支援員 合計**2,199** 名
 - ・日常生活自立支援事業の生活支援員 合計**2,820** 名
- ※累計ではなく時点における従事者数



市民後見人の養成及び活動状況

※令和2年4月1日時点

1 市民後見人の養成に関する事業の実施の有無

実施自治体数 **393** 自治体

2 市民後見人の養成者数

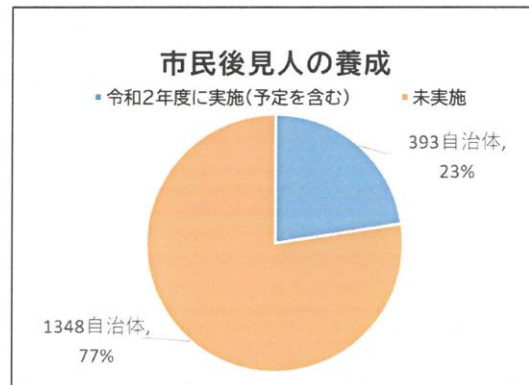
合計 **1万6,923** 名

※時点までの累計の養成者数

3 養成者のうち、市民後見人登録者数

合計 **6,817** 名(40.3%)

※累計ではなく時点における登録者数



4 養成者のうち、成年後見人等として選任されている市民後見人の数

合計 **1,541** 名(9.1%)

※累計ではなく時点における受任者数

5 養成者のうち、成年後見人等以外の活動に従事する市民後見人の数

- ・法人後見の支援員 合計**2,018** 名
 - ・日常生活自立支援事業の生活支援員 合計**2,566** 名
- ※累計ではなく時点における従事者数

市民後見人の養成及び活動状況

○ 市民後見人の養成等の実施の有無及び実施主体

・実施の有無

	令和3年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	平成29年度末 時点
実施している	375 (21.5%)	393 (22.6%)	393 (22.6%)	421 (24.2%)
実施していない	1,366 (78.5%)	1,348 (77.4%)	1,348 (77.4%)	1,320 (75.8%)
合計	1,741 (100.0%)	1,741 (100.0%)	1,741 (100.0%)	1,741 (100.0%)

・実施主体

	令和3年4月1日 時点(複数回答)	令和2年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	平成29年度末 時点
直接実施	32 (8.5%)	28 (7.1%)	41 (10.4%)	60 (14.3%)
委託等	345 (92.0%)	365 (92.9%)	352 (89.6%)	361 (85.7%)
合計	375 (100.0%)	393 (100.0%)	393 (100.0%)	421 (100.0%)

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(抄) 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

市民後見人の養成及び活動状況

- 市民後見人の養成者数、登録者数受任者数及び受任件数 ※()内は、養成者数16,923人に占める割合

・ 養成者数、登録者数、受任者数

	令和3年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	平成29年度末 時点
養成者数	18,004	16,923	16,003	14,140
登録者数	6,853 (38.1%)	6,817 (40.3%)	6,999 (43.7%)	6,199 (43.8%)
成年後見人等の 受任者数	1,577 (8.8%)	1,541 (9.1%)	1,430 (8.9%)	1,379 (9.7%)

・ 受任件数

	令和3年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	平成29年度末 時点
成年後見人等の 受任件数	1,656	1,590	1,453	1,398

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(抄) 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

市民後見人の養成及び活動状況

- 市民後見人の成年後見人等の受任態様(複数回答) ※()内は市民後見人養成実施の393市区町村に対する割合

	令和3年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	平成29年度末 時点
市民後見人が 単独で受任	75 (35.9%)	88 (22.4%)	102 (26.0%)	95 (22.6%)
市民後見人及びその 他の者(法人、専門職) が複数で受任	60 (28.7%)	78 (19.8%)	78 (19.8%)	83 (19.7%)
市民後見人に加えて 後見監督人が選任	99 (47.4%)	105 (26.7%)	94 (23.9%)	91 (21.6%)
その他	19 (9.1%)	36 (9.2%)	65 (16.5%)	195 (46.3%)

- 成年後見人等以外の活動に従事する者の数 ※()内は、養成者数18,004人(R3)、16,923人(R2)、16,003人(H31)、14,140人(H29末)に占める割合

	令和3年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	平成29年度末 時点
法人後見の支援員	2,199 (12.2%)	2,018 (11.9%)	1,819 (11.4%)	1,612 (11.4%)
日常生活自立支援 事業の生活支援者	2,820 (15.7%)	2,566 (15.2%)	2,378 (14.9%)	1,965 (13.9%)

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(抄)

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

市民後見人の養成及び活動状況

- 市民後見人の受任調整や支援体制 (複数回答) ※()内は全1741市区町村に対する割合
※令和3年の()内の値は受任件数が1件以上ある209市区町村に対する割合

	令和3年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	平成29年度末 時点
適切な市民後見人候補者を決定するための受任調整会議を開催	153 (73.2%)	240 (13.8%)	220 (12.6%)	194 (11.1%)
専門職の雇い上げ等により専門的な助言体制を確保	77 (36.8%)	109 (6.3%)	88 (5.1%)	82 (4.7%)
養成機関による助言や支援体制を確保	165 (78.9%)	287 (16.5%)	288 (16.5%)	244 (14.0%)
フォローアップ研修の実施	177 (84.7%)			
その他の取組を実施	34 (16.3%)	124 (7.1%)	129 (7.4%)	132 (7.6%)

成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果(抄)

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課

市民後見人の養成及び活動状況

- 市民後見人の受任に当たっての課題 ※()内は全1741市区町村に対する割合
※令和3年の()内の値は市民後見人権登録者数が1人以上いる371市区町村に対する割合

	令和3年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	平成29年度末 時点
市民後見人の研修による知識が十分でない	63 (17.0%)	213 (12.2%)	273 (15.7%)	207 (11.9%)
関係機関や専門職による支援体制が整っていない	90 (24.3%)	301 (17.3%)	389 (22.3%)	333 (19.1%)
家庭裁判所との協議が進んでいない	57 (15.4%)	186 (10.7%)	228 (13.1%)	201 (11.5%)
市民後見人本人が受任することに不安を感じている	162 (43.7%)	220 (12.6%)	217 (12.5%)	186 (10.7%)
市民後見人の受任が適当であるケースが少ない	191 (51.5%)			
養成講座受講人数が伸び悩んでいる	118 (31.8%)			
その他の課題	79 (21.3%)	185 (10.6%)	170 (9.8%)	150 (8.6%)

参考

奈良県第1号の「市民後見人」誕生

2021/6/17 19:01

産経WEST ライフ ライフ 暮らし 地方 奈良 奈良



「市民後見人」に選任された奈良市の青山雄一さん。奈良市提供

奈良市は、認知症や知的障害で判断能力が不十分な人に代わって、財産管理などを行う「市民後見人」が、奈良家庭裁判所から県内で初めて選任されたと発表した。

選任されたのは同市の青山雄一さん（67）、仲川げん市長と記者会見した青山さんは、「地域に密着した市民後見人はこれからますます必要となってくる。市民目線で寄り添った支援を行いたい」と意気込みを語った。

市民後見人は、親族以外の一般市民で、利用者の生活状況に詳しい人が後見人となる仕組み。弁護士や司法書士といった専門職の成年後見人と同様、家庭裁判所が選任する。資格は必要ないが、成年後見や介護保険などの講義や研修を通じ、知識の習得が求められる。

養成研修受講
(2014年)から
市民後見人選任
(2021年)まで
約7年

青山さんは住宅メーカーを定年退職後、平成26年に同市が開講した第1回「養成講座」を受講し、修了。その後、NPO法人や

同市社会福祉協議会で、後見や生活支援の活動を続け、今年6月に選任された。市はこれまで「養成講座」を3回開講し、計110人が修了。市民後見人候補者名簿には6月現在で23人が登録されているという。

仲川市長は「新しい後見制度の扉が開いた。第2号、3号の人が誕生するよう応援していきたい」と期待を語った。

本日ご議論いただきたい事項(再掲)

資料2

【 1. 市民後見人の活躍推進策検討・状況(研修終了後の活動状況)調査 】

- 市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要。
- 市民後見人養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大等を行うしくみづくり。
- 市民後見人としては選任されていないものの、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利擁護の支援をしている人の活躍を推進するため、既に地域で活躍している人や地方公共団体等の意見を聴きながらふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策の検討。

【 2. 市民後見人の養成研修カリキュラムの見直し 】

- 意思決定支援や身上保護の内容を養成研修カリキュラムに含めるなど、より充実したカリキュラムへの見直しの検討。
- 市町村として市民後見人養成研修を既に実施している場合は、これを継続し、必要に応じて、都道府県が行う市民後見人養成研修の科目と共通する科目の単位に互換性を認めることを検討。

【 3. その他 】

- 都道府県と(個別事案における市民後見人の候補者推薦や選任後の市民後見人支援を担う)市町村との協働。
- (国、都道府県及び市町村による)市民後見人の活動内容ややりがいについての周知。

市民後見人養成のための基本カリキュラム

資料4

合計50単位 = 39単位(講義・実務・演習) + 11単位(体験学習+レポート作成)
補講を行う場合52単位 ※1単位=60分

基礎研修 21単位/1260分

章	研修テーマ	科目	単位	時間
◆	市民後見概論 3単位/180分			
1	市民後見概論	市民後見概論	3単位	180分
◆	対象者理解 4.5単位/270分			
2	対象者理解	高齢者の理解	1単位	60分
		認知症の理解	1.5単位	90分
		障害者の理解	2単位	120分
◆	成年後見制度の基礎 3単位/180分			
3	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論・成年後見制度利用促進	1.5単位	90分
		成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	1単位	60分
		成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	0.5単位	30分
◆	民法の基礎 2単位/120分			
4	民法の基礎	家族法	1単位	60分
		財産法	1単位	60分
◆	関係制度・法律(Ⅰ) 4.5単位/270分			
5	関係制度・法律(Ⅰ) (当該市町村・地域の取組現状)	介護保険制度	1.5単位	90分
		介護保険制度以外の保健福祉施策	1単位	60分
		高齢者虐待防止法	0.5単位	30分
		障害者施策/障害者虐待防止法	1単位	60分
◆	関係制度・法律(Ⅱ) 4.2単位/120分			
6	関係制度・法律(Ⅱ) (当該市町村・地域の取組現状)	生活保護制度・生活困窮者自立支援制度	0.5単位	30分
		公的医療保険制度	0.5単位	30分
		年金制度	0.5単位	30分
		税務申告制度	0.5単位	30分
※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること				
◆	市民後見活動の実際 2単位/120分			
7	市民後見活動の実際	後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制	1単位	60分
		現役市民後見人による実践報告	1単位	60分

実践研修 29(31補講)単位

/1080(1200補講)分+α(体験実習・レポート作成)

章	研修テーマ	科目	単位	時間
◆	対人援助の基礎 2単位/120分			
8	対人援助の基礎	対人援助の基礎	2単位	120分
◆	家庭裁判所の役割(いずれか選択) 1.5単位/90分 or 約半日			
9	家庭裁判所の役割①	家庭裁判所の実際	1.5単位	90分
	家庭裁判所の役割②	家庭裁判所見学	1.5単位	約半日
◆	成年後見の実務 9.5単位/570分			
10	成年後見の実務①	申立書類の作成	9.5単位	570分
	成年後見の実務②	財産目録の作成		
	成年後見の実務③	後見計画・収支予定の作成		
	成年後見の実務④	報告書の作成		
	成年後見の実務⑤	後見付与申立の実務		
	成年後見の実務⑥	後見事務終了時の手続き		
◆	課題演習(グループワーク) 5単位/300分			
11	課題演習	事例報告と検討	5単位	300分
◆	体験実習(フィールドワーク) 8単位/1日半+30分			
◆	レポート作成 3単位/1日半+30分			
12	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5単位	30分
	体験実習②	後見人の後見業務同行	2.5単位	約半日
	体験実習③	施設実習	5単位	約1日
	レポート作成①	志望動機書(エントリーシート)	-	-
	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2単位	-
	レポート作成③	市民後見人像	1単位	-
◆	補講 当該市町村・地域の取組現状 2単位/120分			
補講	当該市町村・地域の取組状況	介護保険等の高齢者施策・高齢者虐待への取組状況	0.5単位	30分
		障害者施策・障害者虐待への取組状況	0.5単位	30分
		地域福祉への取組状況	0.5単位	30分
		社会資源	0.5単位	30分

※市町村による研修実施の場合、関係・制度法律に含め省略
※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講

市民後見人養成のための基本カリキュラム

市民後見人概論

到達目標

- ①市民後見人としての行動規範・倫理を理解する
- ②市民後見人の職務・役割を理解する
- ③職務上の諸課題をおさえる

研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
市民後見概論	市民後見概論	3単位	180分	市町村成年後見部担当者 後見実施機関担当者学識経験者

主たる学習内容等	学習の意図・目的
①市民後見が生まれてきた背景 ②市民後見人への期待 ③市民後見人としての社会規範・倫理性 ・尊厳の保持 ・本人支援の視点 ④市民後見人の職務と役割 ・財産管理:具体的業務と求められる役割 ・身上配慮:具体的業務と求められる役割 ⑤支援の実際/後見業務の代表的諸課題 ・医療同意 ・死後事務 ・身元保証人との違い ⑥親族後見について ・家族の役割と市民後見人のスタンス ⑦金融機関との関係 ⑧市町村長申立 ⑨法人後見と個人後見 ・法人後見型の基本的考え方 ・個人後見型の基本的考え方 ・それぞれの場合のリスクマネジメント ⑩後見手法 ・複数後見等の多様な後見手法 ⑪受任の調整(マッチング)について (市民後見人と後見を必要人のリスト化) ⑫地域支援の仕組みをどうつくるか	①市民後見人としての社会規範・倫理性を深く理解する。 ②市民後見人としての具体的職務とその役割、翻って市民後見人としては行わないことを深く理解する。 ③市民後見人としての活動に際し直面することになる課題についてふれる。 ④親族後見についての知見を得る。 ⑤市町村が市民後見を行うことの意義を理解する。

市民後見人養成のための基本カリキュラム

対象者理解

到達 る目標	①成年後見を必要とする方の疾患やその特性を理解する ②本人及び家族への接し方・基本的態度を理解する			
研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
対象者理解	高齢者の理解・認知症の理解	2.5単位	150分	医師、医療関係者、社会福祉士等
	障害者の理解	2単位	120分	医師、医療関係者、社会福祉士等 障害者支援事業所・圏域コーディネーター
主たる学習内容等				学習の意図・目的
・ 認知症の理解 高齢者の理解	【高齢者の理解】 ①「老いる」とは ②老化はなぜ起こるのか ③心身・知覚機能への変化 ④生活機能とは何か ⑤多く見られる疾患と障害	【認知症の理解】 ①認知症者を中心とした高齢者の状況 ②認知症の医学的基礎知識、主な薬 ③認知症者の特性と接するうえでの基本的態度 ④家族への接し方 ⑤認知症者が地域で安心して生活するためにできること ⑥診断書と鑑定書	認知症や知的障害・精神障害に関する医学的知識、接するうえでの心構えを学ぶ。 そのうえで、これら支援を必要とする方々が、地域で安心して生活するために何ができるかを講義を通じて考える。	
	障害者の理解	①障害者をめぐる状況 ②障害に関する医学的基礎知識 ③障害者の特性と接するうえでの基本的態度 ④家族への接し方 ⑤障害者が地域で安心して生活するためにできること ⑥診断書と鑑定書		

市民後見人養成のための基本カリキュラム

成年後見制度の基礎

到達目標	市民後見活動において必備すべき、成年後見制度等に関する基礎的理解を得る			
研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	1.5単位	90分	弁護士、司法書士、学識経験者
	成年後見制度各論Ⅰ法定後見制度	1単位	60分	弁護士、司法書士、学識経験者
	成年後見制度各論Ⅱ任意後見制度	0.5単位	30分	弁護士、司法書士、学識経験者
	成年後見制度と市町村責任 地域福祉・権利擁護の理念	0.5単位 0.5単位	30分 30分	市町村成年後見部局担当者 市町村成年後見部局担当者、市町村 社会福祉協議会担当者
	／日常生活自立支援事業・ 成年後見制度利用支援事業			
主たる学習内容等				学習の意図・目的
制成年 度概後 論見	①成年後見制度化の趣旨と背景 ②成年後見制度の目的・基本理念 ③制度活用の必要性、今後の課題			成年後見制度が生まれた背景・趣旨及びその理念を理解する。
法定後見制度	①後見・保佐・補助、各類型の違い ②対象者について ③申立権者について ③代理権、取消権 ・代理の範囲 ・取消の範囲 ・活用方法 ④同意権 ⑤財産管理 ・財産管理に関する事務 ⑥身上への配慮 ・身上配慮に関する事務 ⑦専門職後見人の役割・職務 ⑧後見報酬			市民後見人としての活動に際し必要となる、法定後見制度についての制度的理解を得る。

成年後見制度の基礎

到達目標 市民後見活動において必備すべき、成年後見制度等に関する基礎的理解を得る

研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	1.5単位	90分	弁護士、司法書士、学識経験者
	成年後見制度各論Ⅰ法定後見制度	1単位	60分	弁護士、司法書士、学識経験者
	成年後見制度各論Ⅱ任意後見制度	0.5単位	30分	弁護士、司法書士、学識経験者
	成年後見制度と市町村責任	0.5単位	30分	市町村成年後見部局担当者
	地域福祉・権利擁護の理念 ／日常生活自立支援事業・ 成年後見制度利用支援事業	0.5単位	30分	市町村成年後見部局担当者、市町村 社会福祉協議会担当者

主たる学習内容等		学習の意図・目的
任意後見制度各論Ⅱ	①制度の概要 ②任意後見契約の締結 ③任意後見契約の開始 ④老後の生活設計としての活用法。	市民後見人としての活動に際し必要となる、任意後見制度についての制度的理解を得る。
成年後見制度と市町村責任	①成年後見制度と市町村の責任 ・市町村長申立 ・老人福祉法第32条 ・トータルコーディネーターとしての市町村の役割 ②社会福祉協議会の役割 ③市民後見NPOの役割 ④地域包括支援センターとの関係 ⑤障害者関連機関との関係 ⑥消費者被害の実態と消費生活センターの役割	市町村長申立を軸とした後見等業務の適正実施について、市町村の果たすべき役割とその責任を学ぶ。

成年後見制度の基礎

到達目標 市民後見活動において必備すべき、成年後見制度等に関する基礎的理解を得る

研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	1.5単位	90分	弁護士、司法書士、学識経験者
	成年後見制度各論Ⅰ法定後見制度	1単位	60分	弁護士、司法書士、学識経験者
	成年後見制度各論Ⅱ任意後見制度	0.5単位	30分	弁護士、司法書士、学識経験者
	成年後見制度と市町村責任	0.5単位	30分	市町村成年後見部局担当者
	地域福祉・権利擁護の理念 ／日常生活自立支援事業・ 成年後見制度利用支援事業	0.5単位	30分	市町村成年後見部局担当者、市町村 社会福祉協議会担当者

主たる学習内容等		学習の意図・目的
地域福祉・権利擁護の理念 【日常生活自立支援事業・ 成年後見制度利用支援事業】	①地域福祉・権利擁護の理念と成年後見制度 【日常生活自立支援事業】 ①日常生活自立支援事業の概要・実務 ②専門員・生活支援員の立場と役割 ③成年後見制度との関係 【成年後見制度利用支援事業】 ①成年後見制度利用支援事業の概要	①地域福祉・権利擁護の理念を踏まえた、市民後見のあり方を学ぶ。 ②市民後見を支える、日常生活自立支援事業や成年後見利用支援事業などの事業フレームを学ぶ。

市民後見人養成のための基本カリキュラム

民法の基礎

到達目標 市民後見活動において必備すべき、民法に関する基礎的理解を得る

研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
民法の基礎	家族法	1単位	60分	弁護士、司法書士、学識経験者
	財産法	1単位	60分	弁護士、司法書士、学識経験者

主たる学習内容等		学習の意図・目的
家族法	①家族法の基礎知識 ・親族、婚姻、離婚、扶養、未成年後見 ②支援のための契約・遺言・相続等に関する基本的理解。 成年後見制度との関係 ③公正証書遺言 ・公証人の業務と後見人が揃えるべき書類	市民後見人としての活動に際し必要となる、家族法の基礎的素養にふれる
財産法	①財産法の基礎知識 ②法律行為の概要 ③時効・物権・債権	市民後見人としての活動に際し必要となる、家族法の基礎的素養にふれる ※このコマで消費者被害の実態や消費者センターに言及してもよい。

市民後見人養成のための基本カリキュラム

関係制度・法律

到達目標 市民後見活動において関係する諸制度・法律についての基礎的理解を得る

研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
関係制度・法律	介護保険制度	1.5単位	90分	市町村介護保険部局担当者、学識経験者
	高齢者施策／高齢者虐待防止法	1単位	60分	市町村高齢者部局担当者、学識経験者
	障害者施策／障害者虐待防止法	1単位	60分	市町村障害部局担当者、学識経験者
	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ～生活保護制度・健康保険制度・年金制度 税務申告制度等	1.5単位	90分	市町村当該担当部局担当者、学識経験者
		0.5単位	30分	税理士、税務署、学識経験者

主たる学習内容等		学習の意図・目的
介護保険制度	①介護保険制度の概要 ②介護保険の施設・居住系サービス ③介護保険サービスと後見実務の関係、その実際 ③地域包括支援センター ④地域支援事業	介護保険制度の理念やサービスの概要等を、成年後見制度との関わりの中かで理解する。
／ 高齢者虐待防止法	①介護保険外の福祉サービス ②福祉サービスと生活保護 ③高齢者の住まい政策、公的住宅 【高齢者虐待防止法】 ①高齢者虐待防止法の理解と対応	①後見業務のうえで関係してくる高齢者施策について、その理念や現状といった概要を、成年後見制度との関わりの中かで理解する。 ②高齢者虐待の実態と問題意識を学びとる。

関係制度・法律

到達目標	市民後見活動において関係する諸制度・法律についての基礎的理解を得る
------	-----------------------------------

研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
関係制度・法律	介護保険制度	1.5単位	90分	市町村介護保険部局担当者、学識経験者
	高齢者施策／高齢者虐待防止法	1単位	60分	市町村高齢者部局担当者、学識経験者
	障害者施策／障害者虐待防止法	1単位	60分	市町村障害部局担当者、学識経験者
	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ～生活保護制度・健康保険制度・年金制度	1.5単位	90分	市町村当該担当部局担当者、学識経験者
	税務申告制度等	0.5単位	30分	税理士、税務署、学識経験者

主たる学習内容等		学習の意図・目的
障害者虐待防止法	①障害者制度の概要 ②障害者自立支援法について ③障害者に関する法律 ・障害者基本法 ・身体障害者福祉法 ・知的障害者福祉法 ・精神保健福祉法 【障害者虐待防止法】 ①障害者虐待防止法の理解と対応	①後見業務のうえで関係してくる障害者施策について、その理念や現状といった概要を、成年後見制度との関わりのなかで理解する。 ②障害者虐待の実態と問題意識を学びとる。

関係制度・法律

到達目標	市民後見活動において関係する諸制度・法律についての基礎的理解を得る
------	-----------------------------------

研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
関係制度・法律	介護保険制度	1.5単位	90分	市町村介護保険部局担当者、学識経験者
	高齢者施策／高齢者虐待防止法	1単位	60分	市町村高齢者部局担当者、学識経験者
	障害者施策／障害者虐待防止法	1単位	60分	市町村障害部局担当者、学識経験者
	成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ～生活保護制度・健康保険制度・年金制度	1.5単位	90分	市町村当該担当部局担当者、学識経験者
	税務申告制度等	0.5単位	30分	税理士、税務署、学識経験者

主たる学習内容等		学習の意図・目的
生活保護制度・健康保険制度・年金制度	【生活保護制度・生活困窮者自立支援制度】 ①生活保護制度の概要 ②生活保護の現状 ③生活保護の活用(申立手続) ④生活困窮者自立支援制度の概要 【健康保険制度】 ①健康保険制度、後期高齢者医療制度の概要 ・健康保険の種類 ・対象要件 ・医療扶助 【年金制度】 ①年金制度の概要 ・年金の種類 ・受給要件 ②国民年金法 ・障害基礎年金	後見業務のうえで関係してくる諸制度について、その理念や現状といった概要を、成年後見制度との関わりのなかで理解する。
等 制申税 度告務	①所得税申告について	

市民後見人養成のための基本カリキュラム

市民後見人活動の実際

到達目標 市民後見活動において関係する諸制度・法律についての基礎的理解を得る

研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
市民後見人活動の実際	後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制	1単位	60分	後見実施機関担当者
	現役市民後見人による実践報告	1単位	60分	後見実施機関所属の市民後見人

主たる学習内容等		学習の意図・目的
市民後見人活動に対するサポート体制	①当該市町村の成年後見制度利用支援の仕組み ②後見実施機関を中心とした組織体制（関係機関・関係者との連携の仕組み） ・市民後見人へのサポート ③後見実施機関の実務 ④現況課題 ※後見実施機関を未設置の市町村等の場合、近隣の既設置機関担当者等の講義で代替可	後見実施担当者から直接、当該市町村・地域の後見実施機関の体制や現実課題を聞くことで、より実践に向けた市民後見人としての素養を養い、動機を高める。
現役市民後見人による実践報告	①後見業務の実践事例報告 ・後見人として行っている支援、後見業務 ・本人の生活状況・課題と感じていること ②参加者との質疑応答（疑問や不安に答える） ※市民後見人未養成の市町村等では専門職または生活支援員等の実践報告で代替可	現役市民後見人から直接、実際に行っている支援や直面する課題を聞くことで、より実践に向けた市民後見人としての素養を養い、動機を高める。

市民後見人養成のための基本カリキュラム

対人援助の基礎

到達目標 他人を援助することの意味、対人援助の理念を理解する

研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
対人援助の基礎	対人援助の基礎	2単位	120分	心理学系、社会福祉系学識経験者等／PSW

主たる学習内容等		学習の意図・目的
対人援助の基礎	①模擬面接、ペアワーク等を通じて、対人援助のコミュニケーション技術を学ぶ ②自己覚知 ③傾聴と共感	社会福祉援助技術論等の知的蓄積などをふまえて、対人援助の理念等に関する基礎的理解を養う

体験実習(フィールドワーク)

到達目標

- ①体験実習を通じて実際に後見等を必要とする人たちの状態像を肌身感覚としてつかむ
- ②後見業務や施設介護等の実際を理解する

研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
体験実習①	体験実習についての留意点	0.5単位	30分	後見実施機関担当者
体験実習②	後見人の後見業務同行	半日 (2.5単位)	-	-
体験実習③	施設実習	1日 (5単位)	-	-

主たる学習内容等		学習の意図・目的
体験実習についての留意点	①各体験実習についての留意点を説明 ※要日程調整 ※受講者への誓約書等が必要	体験実習により知り得た事実を口外しない介護行為は行わないことなど、実習事前に受講生に対する諸注意を行う。
後見人の後見業務同行	①利用者宅への訪問へ同行・身上配慮に同行1日	①実際に被後見人等の自宅に訪問することで、生活実態なども含めた状態像を体感する。 ②実際に後見人が活動する姿を見ることで、実践感覚を養う。
施設実習	①対象者への接し方等について、具体的に実地研修する ※介護にあたる行為は行わない	①実際に施設介護等の実際を見聞することで、介護を必要とする方の状態像を体感する。 ②施設職員の姿や後見人が施設利用者に接する姿を見ることで、実践感覚を養う。

家庭裁判所の役割 (いずれか選択)

到達目標

家庭裁判所の役割を理解する

研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
家庭裁判所の役割①	家庭裁判所の実際	1.5単位	90分	家庭裁判所
家庭裁判所の役割②	家庭裁判所見学	1.5単位	半日	家庭裁判所

主たる学習内容等		学習の意図・目的
家庭裁判所の実際	①家庭裁判所における後見担当部局の概要 ・裁判官、調査官、書記官の各役割 ②家事裁判手続きについての理解	家庭裁判所による講義または家庭裁判所への見学によって、身近な存在として家庭裁判所の役割を理解する。
家庭裁判所見学	①市民後見人としての活動に資する、家庭裁判所の仕事を具体的に見聞する ②意見交換(成年後見制度・後見人に望むこと等) ※研修を実施する市町村等は、見学の目的を明確に伝え、事前に家庭裁判所との調整を行うこと。 ※見学の具体的な内容として、たとえば家庭裁判所の家事相談窓口へ寄せられる相談の実際や対応、後見人選任の際のような点を見極めて決めているのかといった、市民後見人の活動に資する内容等が考えられる。	

市民後見人養成のための基本カリキュラム

成年後見の実務

到達目標

- ①書類作成等の実務をひと通り経験する
- ②その経験を通じてなぜ一連の作成業務等が必要なのかを理解する

研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
実務①	申立書類の作成	2単位	120分	後見実施機関担当者
実務②	財産目録の作成	1.5単位	90分	後見実施機関担当者
実務③	後見計画・収支予定表の作成	1.5単位	90分	後見実施機関担当者
実務④	報告書の作成	1.5単位	90分	後見実施機関担当者
実務⑤	後見付与申立の実務	1.5単位	90分	後見実施機関担当者
実務⑥	後見事務終了時の手続き／死後事務	1.5単位	90分	後見実施機関担当者

主たる学習内容等		学習の意図・目的
申立 手続 書類 の 作成	①申立書を実際に作成してみるにより実務を学ぶ	実務における学習の目的は、書類作成の技術の習得が第一義ではない。
	②補助・補佐の場合 代理行為目録(代理権の内容確認)の作成	市民後見人として、申立から終了報告等までどのような書類作成等が必要になり、相続人等への引き継ぎに際してどのような報告が必要になってくるのかをまずおさえることが必要である。
	③補助の場合 同意行為目録(同意権の内容確認)の作成	翻って、市民後見人として常日頃から①何に気をつけて、②どういった書類を作成しておかなければいけないかを理解する。 その理解のうえで、書類作成等の実務やその技術面にかかる認識を、あらためておさえる。

市民後見人養成のための基本カリキュラム

成年後見の実務

到達目標

- ①書類作成等の実務をひと通り経験する
- ②その経験を通じてなぜ一連の作成業務等が必要なのかを理解する

研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
実務①	申立書類の作成	2単位	120分	後見実施機関担当者
実務②	財産目録の作成	1.5単位	90分	後見実施機関担当者
実務③	後見計画・収支予定表の作成	1.5単位	90分	後見実施機関担当者
実務④	報告書の作成	1.5単位	90分	後見実施機関担当者
実務⑤	後見付与申立の実務	1.5単位	90分	後見実施機関担当者
実務⑥	後見事務終了時の手続き／死後事務	1.5単位	90分	後見実施機関担当者

主たる学習内容等		学習の意図・目的
財産目録 の 作成	①なぜ財産目録を作成するのかの理解	実務における学習の目的は、書類作成の技術の習得が第一義ではない。 市民後見人として、申立から終了報告等までどのような書類作成等が必要になり、相続人等への引き継ぎに際してどのような報告が必要になってくるのかをまずおさえることが必要である。
	②財産目録を実際に作成してみるにより実務を学ぶ	
③財産管理の実務・知識 (就任時と終了時の手続き、財産管理の方法と事務内容)		
収支 予定 表の 作成	①後見計画・収支予定表を実際に作成してみるにより実務を学ぶ	翻って、市民後見人として常日頃から①何に気をつけて、②どういった書類を作成しておかなければいけないかを理解する。
	②身上監護の実務・知識 (事実行為との違い、サービス確保、医療同意等の諸課題など)	その理解のうえで、書類作成等の実務やその技術面にかかる認識を、あらためておさえる。

成年後見の実務

到達目標

- ①書類作成等の実務をひと通り経験する
②その経験を通じてなぜ一連の作成業務等が必要なのかを理解する

研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
実務①	申立手続書類の作成	2単位	120分	後見実施機関担当者
実務②	財産目録の作成	1.5単位	90分	後見実施機関担当者
実務③	後見計画・収支予定表の作成	1.5単位	90分	後見実施機関担当者
実務④	報告書の作成	1.5単位	90分	後見実施機関担当者
実務⑤	後見付与申立の実務	1.5単位	90分	後見実施機関担当者
実務⑥	後見事務終了時の手続き／死後事務	1.5単位	90分	後見実施機関担当者

主たる学習内容等		学習の意図・目的
報告書の作成	①家庭裁判所に提出する報告書を作成してみることに より実務を学ぶ ②事務終了時に備え、どういう記録をとっていくかを学ぶ。 cf.様式化	実務における学習の目的は、書類作成の技術の習得が第一義ではない。 市民後見人として、申立から終了報告等まで どういう書類作成等が必要になり、相続人 等への引き継ぎに際してどういう報告が必要 になってくるのかをまずおさえることが必要 である。
後見付与申立 の実務	①後見報酬付与の申立書を実際作成してみることに より実務を学ぶ	翻って、市民後見人として常日頃から①何に 気をつけて、②どういった書類を作成してお かなければいけないかを理解する。 その理解のうえで、書類作成等の実務やそ の技術面にかかる認識を、あらためておさ える。

成年後見の実務

到達目標

- ①書類作成等の実務をひと通り経験する
②その経験を通じてなぜ一連の作成業務等が必要なのかを理解する

研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
実務①	申立手続書類の作成	2単位	120分	後見実施機関担当者
実務②	財産目録の作成	1.5単位	90分	後見実施機関担当者
実務③	後見計画・収支予定表の作成	1.5単位	90分	後見実施機関担当者
実務④	報告書の作成	1.5単位	90分	後見実施機関担当者
実務⑤	後見付与申立の実務	1.5単位	90分	後見実施機関担当者
実務⑥	後見事務終了時の手続き／死後事務	1.5単位	90分	後見実施機関担当者

主たる学習内容等		学習の意図・目的
後見事務終了時の 手続き ／ 死後事務	①後見事務終了報告書作成 ②後見の計算(財産目録作成) ③後見終了の登記申請について ④報酬付与の審判申立について ⑤財産の引き継ぎ(権利者への引き渡し) ⑥死後事務の課題	実務における学習の目的は、書類作成の技術の習得が 第一義ではない。 市民後見人として、申立から終了報告等までどう いう書類作成等が必要になり、相続人等への引き 継ぎに際してどういう報告が必要になってくるの かをまずおさえることが必要である。 翻って、市民後見人として常日頃から①何に気 をつけて、②どういった書類を作成しておかな ければいけないかを理解する。 その理解のうえで、書類作成等の実務やその技 術面にかかる認識を、あらためておさえる。

市民後見人養成のための基本カリキュラム

課題演習(グループワーク)

到達目標 グループワークを通じて、自己の価値観を相対化することの意味をおさえる

研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
課題演習①	事例報告と検討	5単位	300分	専門職後見人、 後見実施機関担当者

主たる学習内容等		学習の意図・目的
事例報告と検討	①専門職後見人等から、実際の後見業務の事例について学ぶ ②各事例を通じ、根底にある法律問題に気づく ③受任後の後見事務・後見計画(課題を関係機関、社会資源にどうつなげるか)をグループワークにより検討する。	①グループワークを通じて、各人が異なる意見を交換するなかで、自己の価値観を相対化し、意見をひとつまとめる経験知を養う。 ②その作業を通じて、独善によらず、成年後見人等としての対応を考える訓練をおこなう。

市民後見人養成のための基本カリキュラム

レポート作成

到達目標 各レポート作成時点において、自己の研修成果等をふりかえり、自分の言葉としてまとめる

研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
レポート作成①(事前課題)	志望動機書(エントリーシート)	—	—	—
レポート作成②	体験実習の報告書作成	2単位 (各1単位)	—	—
レポート作成③	市民後見人像	1単位	—	—

主たる学習内容等		学習の意図・目的
志望動機書(エントリーシート)	①志望動機をA4レポート用紙1枚程度にまとめる ②研修受講前の事前選考・面接等に使用	研修を受講するにあたり、志望理由「なぜ市民後見人になりたいのか」を、自らの言葉としてまとめる。
体験実習の報告書作成	①体験実習(フィールドワーク)で学んだことを、実習ごとにA4レポート用紙1枚程度に報告書としてまとめる	体験実習終了後、体験した内容、体験して感じたこと、そのことについての考察等を、自らの言葉としてまとめる。
市民後見人像	①研修全日程終了後、みずから思い描く市民後見人像を書いてもらう ②バンク登録時の事前選考・面接等に使用	研修を受講後、「どんな市民後見人になりたいのか」を、自らの言葉としてまとめる。

補講 当該市町村・地域の現状

到達目標				
各レポート作成時点において、自己の研修成果等をふりかえり、自分の言葉としてまとめる				
研修テーマ	科目	単位	時間	想定される講師
当該市町村・地域の現状	介護保険・高齢者施策への取組状況	0.5単位	30分	市町村介護保険部局担当者
	障害者施策への取組状況	0.5単位	30分	市町村障害部局担当者
	地域福祉への取組状況	0.5単位	30分	市町村地域福祉部局担当者
	社会資源	0.5単位	30分	市町村地域福祉部局担当者、後見実施機関担当者
主たる学習内容等			学習の意図・目的	
介護保険・高齢者施策への取組状況	①当該市町村の高齢者福祉の取組状況 ②介護保険サービスの整備・利用状況		基礎研修による制度理解を前提として、当該市町村・地域の施行状況を学ぶ	
障害者施策への取組状況	①当該市町村の障害者福祉(知的・精神)の取組状況 ②障害福祉サービスの整備・利用状況			
地域福祉への取組状況	①当該市町村の地域福祉の取組現状・地域福祉計画 ②地域への市民参画状況について			
社会資源	【関係機関】 ①市町村担当課 ②社会福祉協議会 ③地域包括支援センター ④障害者関連機関 ⑤消費生活センター ⑥家庭裁判所 【人材】 ①生活支援員 ②民生委員 ③介護相談員 …などについて		社会資源は当該市町村・地域により異なる。そのことを理解したうえで、①当該市町村・地域の社会資源にどのようなものがあるか、②市民後見人としての活動のなかでどう関係してくるのか、を学ぶ	

今後のおおまかなスケジュール

資料5

2022(令和4)年

8月8日 第1回研究会

8月10日 第1回WG

↓

9月 調査(市民後見人養成研修修了者の修了後の活動状況調査)

↓

12月 第2回研究会

↓

2023(令和5)年

↓

2月 第2回WG

↓

2月末～3月 第3回研究会

参考資料

第13回 成年後見制度利用促進専門家会議資料(2022.05.18)
第二期成年後見制度利用促進基本計画(2022.03.25)より
関係箇所を強調しています

参考 ▶ 第13回成年後見制度利用促進専門家会議(2022.5.18) 資料

地域連携ネットワークづくりに関する厚生労働省の取組の概要

- 厚生労働省では、すべての市町村において、権利擁護支援の地域連携ネットワークが構築されることを目指し、中核機関の整備や市町村計画の策定といった市町村の体制整備を推進する取組を実施。
- 引き続き、これらの取組を進めるとともに、第二期計画でKPIが掲げられた都道府県の機能強化や担い手の確保・育成等に資する取組のさらなる推進も行う。

市町村の体制整備の推進に関する取組

- ① 市町村・中核機関職員向け研修（基礎・応用）、都道府県等職員向け研修の実施（令和元年度～）。
- ② 市町村の実践例等を紹介する「市町村セミナー」の開催（平成30年度～）。
- ③ 市町村・中核機関等から体制整備や困難事案等の個別相談を受ける「窓口（K-ねっと）」を全社協に開設（令和2年度～）。
- ④ 市町村職員等が、全国の取組状況の検索や情報交換を行うことができる「ポータルサイト（成年後見はわかり）」を開設（令和2年度～）。
- ⑤ 「体制整備の手引き」「実務の手引き」「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」「市町村計画策定の手引き」「都道府県による市町村支援ガイド」の作成（平成29年度～）。
- ⑥ 市町村等に最新の動向を周知する「ニュースレター」の発行（平成30年度～令和4年度で、第31号まで発行）。

第二期計画を踏まえた更なる推進に関する取組

- ① 市町村・都道府県に対して、第二期計画の施行通知及びKPIの考え方を示す事務連絡を发出。
- ② 都道府県の機能強化を図るための研修カリキュラム等の作成（令和3年度）と、都道府県の取組を推進する補助事業の創設（令和4年度～）。
- ③ 都道府県等が意思決定支援に関する研修を実施できるようになることを目的とした「意思決定支援研修」の実施（令和2～3年度）。また、厚生労働省による研修指導者の養成及び都道府県による意思決定支援研修の実施を推進する補助事業の創設（令和4年度～）
その他、各種意思決定支援に係るガイドラインに共通する理念や考え方の整理などを行う研究事業の実施（令和4年度）。
- ④ 意思決定支援や身上保護の内容を含める等「市民後見人養成研修カリキュラム」の見直しの検討（令和4年度）などの実施。
- ⑤ 全国で成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための留意事項の整理に向けた現状や未実施理由の把握などの実施（令和4年度）。
- ⑥ 市町村長申立て基準及び虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方の通知发出（令和3年度）とフォローアップ（令和4年度）などの実施。

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～
(令和4年3月25日閣議決定)

はじめに

- 1 成年後見制度利用促進基本計画の位置づけ
- 2 新たな基本計画の必要性
- 3 第二期計画の対象期間

I 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

- 1 成年後見制度の利用促進に当たっての基本的考え方
- 2 今後の施策の目標等

II 成年後見制度の利用促進に向けて

- 1 成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
- 2 尊厳ある本人らしいせいかつを継続するための成年後見制度の運用改善等
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

4 優先して取り組む事項

(1)任意後見制度の利用促進

(2)担い手の確保・育成等の支援

①基本方針

②市民後見人の育成・活躍支援

ア 基本的考え方

イ 養成研修カリキュラムの見直し等

ウ 都道府県による市民後見人養成研修の実施と市町村との協働

エ 市町村による活躍支援と都道府県による広域支援

③法人後見の担い手の育成

④専門職後見人の確保・育成

⑤親族後見人への支援

(3)市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

(4)地方公共団体による行政計画等の策定

(5)都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～
(令和4年3月25日閣議決定)

II 成年後見制度の利用促進に向けて

4 優先して取り組む事項 > (2)担い手の確保・育成等の支援 > ②市民後見人の育成・活躍支援

ア 基本的考え方

- ・市民後見人とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた専門職や親族等ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指す。
- ・市民後見人の育成については、これまで、地域住民が地域住民を支えるという観点のほか、本人に寄り添った適切な後見人等を選任するという観点や担い手の確保という観点から進めてきた。
しかしながら、育成してきた市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ないという指摘や、市民後見人としての活動は住民による地域課題解決の取組であることから、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点で市民後見人の育成を進めることがふさわしいという指摘がある。
- ・これらの指摘を踏まえ、第二期計画では、地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進する。そのためには、都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要である。

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～
(令和4年3月25日閣議決定)

II 成年後見制度の利用促進に向けて

4 優先して取り組む事項 > (2)担い手の確保・育成等の支援 > ②市民後見人の育成・活躍支援

イ 養成研修カリキュラムの見直し等

- ・ 国は、全国各地で市民後見人が育成され、育成された市民後見人が本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするため、各地における市民後見人の育成・活躍状況やその課題も踏まえ、意思決定支援や身上保護の内容を養成研修カリキュラムに含めるなど、より充実したカリキュラムへの見直しの検討や、その他の推進策を進める。市民後見人養成研修を修了し、市民後見人としては選任されていないものの、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利擁護の支援をしている人の活躍を推進するため、既に地域で活躍している人や地方公共団体等の意見を聴きながらふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策の検討を行う。
- ・ 都道府県・市町村には、上記の国の対応状況も踏まえつつ、都道府県・市町村が実施するカリキュラムの見直しや、市民後見人養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大等を行うしくみづくりを進めることが期待される。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、住民の社会参加や地域づくりを促進する観点から、市民後見人の活動内容ややりがいについて広く周知する。

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～
(令和4年3月25日閣議決定)

II 成年後見制度の利用促進に向けて

4 優先して取り組む事項 > (2)担い手の確保・育成等の支援 > ②市民後見人の育成・活躍支援

ウ 都道府県による市民後見人養成研修の実施と市町村との協働

- ・ 都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、全ての圏域で市民後見人が育成されるよう、市町村における市民後見人の育成状況を踏まえ、市民後見人養成研修を実施することが期待される。
この際、個別事案における市民後見人の候補者推薦や選任後の市民後見人支援を担う市町村と協働することが重要である。例えば、都道府県が実施する市民後見人養成研修のうちの一部の講義(市町村独自の介護・福祉サービスや社会資源を知る科目)や演習などを、市町村が実施することなどが考えられる。
- ・ 市町村には、地域の権利擁護支援ニーズや市民後見人の活躍状況を踏まえて計画的に市民後見人を育成するという観点に立ち、市民後見人養成研修を実施することや、市民後見人となり得る地域住民に対して、市民後見人の活動内容ややりがいなどを伝えつつ、都道府県が実施する市民後見人養成研修の受講案内を積極的に行うなど、研修受講者の募集を主体的に進めることが期待される。
- ・ なお、市町村として市民後見人養成研修を既に実施している場合は、これを継続し、必要に応じて、都道府県が行う市民後見人養成研修の科目と共通する科目の単位に互換性を認めることを検討するなど、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

(令和4年3月25日閣議決定)

II 成年後見制度の利用促進に向けて

4 優先して取り組む事項 > (2)担い手の確保・育成等の支援 > ②市民後見人の育成・活躍支援

エ 市町村による活躍支援と都道府県による広域支援

- ・ 市民後見人に身近な市町村が、市民後見人候補者の推薦や、市民後見人としての活動の支援に取り組むことが、本来は望ましい。一方で、人口規模が小さく社会資源が乏しいことなどにより、候補者推薦のための受任者調整や市民後見人として活動することの支援の体制を単独で整備することが困難な市町村もある。また、市民後見人養成研修を実施してきたものの、選任が進んでいない市町村もある。
- ・ この場合は、都道府県が、複数市町村の協働を主導することが期待される。具体的には、都道府県の主催する協議会において、圏域内の市町村・中核機関と家庭裁判所、専門職団体、当事者団体等が連携して、市民後見人候補者の選任に適した事案のイメージ、受任者調整・後見活動支援のあり方、その他の活躍支援の体制のあり方等について、積極的かつ率直な情報共有・意見交換を図る場を設ける等の取組が考えられる。
- ・ このように都道府県が主導する場合であっても、各市町村には、選任後の市民後見人の活動が円滑に行われるよう、市民後見人の役割を医療・福祉サービス等の関係者へ周知するなど、身近な市町村として担うべき役割を果たすことが求められる。なお、人口規模が小さい山間部や島しょ部に所在する市町村では、市民後見人としての活動や権利擁護の担い手としての活躍に関する専門的な相談支援などを受けられるようにするため、オンラインのしくみを活用することも重要である。

令和4年度老人保健健康増進等事業
 市民後見人の養成研修カリキュラム及び活躍促進に関する研究会
 ワーキンググループ(第1回)
 議事次第

日時:令和4年8月10日15時～17時
 (オンライン開催)

1. 議 事

(1) ヒアリング

①北海道社会福祉協議会 成年後見制度推進バックアップセンター ▶ 資料1
 権利擁護推進部 権利擁護課 課長 朝倉 裕次 氏

②東京大学 地域後見推進プロジェクト ▶ 資料2
 一般社団法人 地域後見推進センター
 / 東京大学 大学院教育学研究科 特任専門職員 東 啓二 氏

(2) 令和3年度市民後見人実態把握調査 調査結果の概要 ▶ 資料3

(3) 討議

<資料一覧>

- 【資料1-1】北海道社会福祉協議会における市民後見人養成講座について
- 【資料1-2】令和4年度市民後見人養成講座 カリキュラム
- 【資料1-3】令和4年度市民後見人養成講座 募集要項
- 【資料1-4】令和4年度受任時研修開催要綱
- 【資料1-5】参考資料
- 【資料2】市民後見人養成の概要と研修ニーズ等について
- 【資料3】市民後見人実態把握調査 調査結果の概要

<ミーティングリンク>

Zoomミーティング

<https://us06web.zoom.us/j/81804656862?pwd=bnVlK0dCK25FSENTV2hRcW5VaGZwZz09>

ミーティングID:

818 0465 6862

パスコード:

010485

市民後見人の養成研修カリキュラム及び活躍促進に関する研究会
 ワーキンググループ 委員名簿

*:座長

新井 隆哲	横浜市 健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課 課長
岡本 由美子	八尾市 健康福祉部次長 兼 地域共生推進課 課長
小佐波 幹雄	品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター 所長
住田 敦子	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター センター長
永田 祐 *	同志社大学社会学部教授
水島 俊彦	日本弁護士連合会 高齢者障害者権利支援センター 委員

(オブザーバー)

老健局 認知症施策・地域介護推進課
 社会援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
 社会援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
 最高裁判所 事務総局 家庭局

【 1. 市民後見人の活躍推進策検討・状況(研修終了後の活動状況)調査 】

- 市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要。
- 市民後見人養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大等を行うしくみづくり。
- 市民後見人としては選任されていないものの、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利擁護の支援をしている人の活躍を推進するため、既に地域で活躍している人や地方公共団体等の意見を聴きながらふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策の検討。

【 2. 市民後見人の養成研修カリキュラムの見直し 】

- 意思決定支援や身上保護の内容を養成研修カリキュラムに含めるなど、より充実したカリキュラムへの見直しの検討。
- 市町村として市民後見人養成研修を既に実施している場合は、これを継続し、必要に応じて、都道府県が行う市民後見人養成研修の科目と共通する科目の単位に互換性を認めることを検討。

【 3. その他 】

- 都道府県と(個別事案における市民後見人の候補者推薦や選任後の市民後見人支援を担う)市町村との協働。
- (国、都道府県及び市町村による)市民後見人の活動内容ややりがいについての周知。

市民後見人養成のための基本カリキュラム

合計50単位 = 39単位(講義・実務・演習) + 11単位(体験学習+レポート作成)
補講を行う場合52単位 ※1単位=60分

基礎研修 21単位/1260分

章	研修テーマ	科目	単位	時間
◆	市民後見概論 3単位/180分			
1	市民後見概論	市民後見概論	3単位	180分
◆	対象者理解 4.5単位/270分			
2	対象者理解	高齢者の理解	1単位	60分
		認知症の理解	1.5単位	90分
		障害者の理解	2単位	120分
◆	成年後見制度の基礎 3単位/180分			
3	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論・成年後見制度利用促進	1.5単位	90分
		成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	1単位	60分
		成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	0.5単位	30分
◆	民法の基礎 2単位/120分			
4	民法の基礎	家族法	1単位	60分
		財産法	1単位	60分
◆	関係制度・法律(Ⅰ) 4.5単位/270分 (当該市町村・地域の取組現状)			
5	関係制度・法律(Ⅰ)	介護保険制度	1.5単位	90分
		介護保険制度以外の保健福祉施策	1単位	60分
		高齢者虐待防止法	0.5単位	30分
		障害者施策/障害者虐待防止法	1単位	60分
◆	関係制度・法律(Ⅱ) 4.2単位/252分 (当該市町村・地域の取組現状)			
6	関係制度・法律(Ⅱ)	生活保護制度・生活困窮者自立支援制度	0.5単位	30分
		公的医療保険制度	0.5単位	30分
		年金制度	0.5単位	30分
		税務申告制度	0.5単位	30分
※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること				
◆	市民後見活動の実際 2単位/120分			
7	市民後見活動の実際	後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制	1単位	60分
		現役市民後見人による実践報告	1単位	60分

実践研修 29(31補講)単位

/1080(1200補講)分+α(体験実習・レポート作成)

章	研修テーマ	科目	単位	時間
◆	対人援助の基礎 2単位/120分			
8	対人援助の基礎	対人援助の基礎	2単位	120分
◆	家庭裁判所の役割(いずれか選択) 1.5単位/90分 or 約半日			
9	家庭裁判所の役割①	家庭裁判所の実際	1.5単位	90分
	家庭裁判所の役割②	家庭裁判所見学	1.5単位	約半日
◆	成年後見の実務 9.5単位/570分			
10	成年後見の実務①	申立書類の作成	9.5単位	570分
	成年後見の実務②	財産目録の作成		
	成年後見の実務③	後見計画・収支予定の作成		
	成年後見の実務④	報告書の作成		
	成年後見の実務⑤	後見付与と申立の実務		
	成年後見の実務⑥	後見事務終了時の手続き		
◆	課題演習(グループワーク) 5単位/300分			
11	課題演習	事例報告と検討	5単位	300分
◆	体験実習(フィールドワーク) 8単位/1日半+30分			
◆	レポート作成 3単位/1日半+30分			
12	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5単位	30分
	体験実習②	後見人の後見業務同行	2.5単位	約半日
	体験実習③	施設実習	5単位	約1日
	レポート作成①	志望動機書(エントリーシート)	-	-
	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2単位	-
	レポート作成③	市民後見人像	1単位	-
◆	補講 当該市町村・地域の取組現状 2単位/120分			
補	当該市町村・地域の取組状況	介護保険等の高齢者施策・高齢者虐待への取組状況	0.5単位	30分
		障害者施策・障害者虐待への取組状況	0.5単位	30分
		地域福祉への取組状況	0.5単位	30分
		社会資源	0.5単位	30分

※市町村による研修実施の場合、関係・制度法制に含め省略
※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講

本日ご議論いただきたい事項

2022.08.08 第1回研究会
資料2

【 1. 市民後見人の活躍推進策検討・状況(研修終了後の活動状況)調査 】

- 市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要。
- 市民後見人養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大等を行うしくみづくり。
- 市民後見人としては選任されていないものの、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利擁護の支援をしている人の活躍を推進するため、既に地域で活躍している人や地方公共団体等の意見を聴きながらふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策の検討。

【 2. 市民後見人の養成研修カリキュラムの見直し 】

- 意思決定支援や身上保護の内容を養成研修カリキュラムに含めるなど、より充実したカリキュラムへの見直しの検討。
- 市町村として市民後見人養成研修を既に実施している場合は、これを継続し、必要に応じて、都道府県が行う市民後見人養成研修の科目と共通する科目の単位に互換性を認めることを検討。

【 3. その他 】

- 都道府県と(個別事案における市民後見人の候補者推薦や選任後の市民後見人支援を担う)市町村との協働。
- (国、都道府県及び市町村による)市民後見人の活動内容ややりがいについての周知。

市民後見人 活躍状況調査(案)
(市民後見人養成研修修了者の修了後の活動状況調査)2022.08.08 第1回研究会
資料3

『第二期成年後見制度利用促進基本計画』

市民後見人養成研修を修了し、市民後見人としては選任されていないものの、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利擁護の支援をしている人の活躍を推進するため、既に地域で活躍している人や地方公共団体等の意見を聴きながらふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策の検討を行う。

調査対象地区等	全国
調査対象者等	市民後見人養成を行う市町村
悉皆・抽出の別	悉皆
調査方法	郵送(FAX返信)及びWEBサイトを通じた調査票調査
調査客対数	375市町村
調査時期	9月目途

- (1)市民後見人(や地域住民の権利擁護人材)にかかる養成研修実績
- (2)養成研修修了者数
- (3)(修了者のうち)バンク(名簿)登録者数/成年後見人等の受任実績(受任者数)
- (4)養成研修修了から初選任にまで要した年月
- (5)研修修了者の属性
(他の地域活動やボランティア活動を既に行っている人たちが、どれだけ市民後見人の養成研修を受講しているのか)
- (6)研修終了後の活動支援について
 - 研修修了者の市民後見人以外の活動方途の有無(塩漬け人材がどれだけ存在しているかの把握)
 - (有の場合)どのような活動にどれだけの人材が参画しているか
 - 市民後見人及び上記方途以外の地域活動に参加している研修修了者の有無
 - (有の場合)どのような活動にどれだけの人材が参加しているのか
- (7)「市民後見人」に替わる名称
(市民後見人や上記(6)の活動に、どのような名称のもとに参加しているか)
(市民後見人に替わる名称の候補(自由記述))

今後のおおまかなスケジュール

2022.08.08 第1回研究会
資料5

2022(令和4)年

8月8日 第1回研究会

8月10日 第1回WG

↓

9月 調査 (市民後見人養成研修修了者の修了後の活動状況調査)

↓

12月 第2回研究会

↓

2023(令和5)年

↓

2月 第2回WG

↓

2月末～3月 第3回研究会

北海道社会福祉協議会における 市民後見人養成講座の実施について



北海道社会福祉協議会 権利擁護推進部 権利擁護課

市民後見人養成講座・受任時研修について

実施年月	実施内容
令和元年7月	第2回成年後見制度推進バックアップセンター運営委員会で「市民後見人養成講座」の実施について協議。【参考資料①参照】
令和元年8月・9月	成年後見制度推進バックアップセンター運営委員で構成されたメンバーでワーキングを実施。カリキュラムの検討を行う。
令和2年1月 開催期間（1～3月）	（デモ）成年後見制度推進バックアップセンター・羊蹄山麓8市町村市民後見人養成講座の開催。
令和2年2月	新型コロナウイルスの影響により一時中断。
令和2年10月	ZOOMを使用しオンラインで再開。
令和2年11月	全カリキュラムを終了。（修了者 35名）
令和3年3月	成年後見制度推進バックアップセンター・羊蹄山麓8市町村市民後見人養成講座振り返り会議を実施。 →意思決定支援の講座を次年度プログラムに導入。
令和3年3月	修了者35名に受任時研修DVD・テキストの配布。

市民後見人養成講座・受任時研修について

実施年月	実施内容
令和3年8月～9月	令和3年度市民後見人養成講座実施（申し込み7市町村 修了者27名）
令和3年10月	令和3年度市民後見人養成講座 振り返り会議実施 →講師へのヒアリングをもとに軽微な時間修正を行う。
令和4年2月	受任時研修DVD・テキストの配布。 ※受任時研修教材購入者も受付開始。（5市町村申し込み）
令和4年8月～9月 実施予定	令和4年度市民後見人養成講座（申し込み7市町村 受講予定者27名） ※受任時研修youtube配信形式で実施予定。（令和5年2月～）

第1回WG資料（2022年8月10日開催）

北海道社会福祉協議会・成年後見制度推進バックアップセンター
令和4年度 市民後見人養成講座カリキュラム(受任時研修プログラム込み)

※90分以上の講義は休憩時間（5分程度）を含みます。

日程	時間	時間 (分)	単位	科目等	内容
第1日目 (8月17日)	9:45			ログイン時間	
	10:00	20	0.3	開会式・オリエンテーション	○養成講座の内容・留意事項 ○受講者自己紹介
	10:20	30	0.5	地域福祉・権利擁護の理念	○地域における権利擁護体制 ○日常生活自立支援等
	10:50	10		休憩	
	11:00	100	1.6	成年後見制度概論	○成年後見制度の理解
	12:40	60		昼食休憩	
	13:40	100	1.6	市民後見概論	○市民後見人の職務と役割
	15:20	30	0.5	【グループワーク】	○振り返り
	15:50	350	4.5	1日目終了	

日程	時間	時間 (分)	単位	科目等	内容
第2日目 (8月24日)	9:45			ログイン時間	
	10:00	120	2.0	成年後見制度各論	○法定後見、任意後見それぞれの特徴
	12:00	60		昼食休憩	
	13:00	70	1.1	高齢者・認知症の理解	○高齢者の老化と疾病、生活機能を理解
	14:10	5		休憩	
	14:15	60	1.0	障がい者の理解	○知的障がい者及び精神障がい者の理解
	15:15	5		休憩	
	15:20	30	0.5	【グループワーク】	○振り返り
	15:50	350	4.6	2日目終了	

日程	時間	時間 (分)	単位	科目等	内容
第3日目 (8月31日)	9:45			ログイン時間	
	10:00	70	1.1	民法の基礎①	○家族法
	11:10	10		休憩	
	11:20	70	1.1	民法の基礎②	○財産法
	12:30	60		昼食休憩	
	13:30	60	1.0	対人援助の基礎	○対人援助技術
	14:30	5		休憩	
	14:35	60	1.0	地域福祉と社会資源	○地域福祉の取組状況 ○地域における社会資源
	15:35	5		休憩	
	15:40	30	0.5	高齢・障がい関係制度・法律①-1	○成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎
	16:10	370	4.7	3日目終了	

日程	時間	時間 (分)	単位	科目等	内容
第4日目 (9月7日)	9:45			ログイン時間	
	10:00	70	1.1	高齢・障がい関係制度・法律①-2	○介護保険制度 ○高齢者施策と高齢者虐待防止法 ○成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎
	11:10	5		休憩	
	11:15	60	1.0	高齢・障がい関係制度・法律①-3	○障がい者施策と障害者虐待防止法 ○成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎
	12:15	30	0.5	高齢・障がい関係制度・法律①-4	○公的医療保険制度 ○年金保険制度
	12:45	60		昼食休憩	
	13:45	70	1.1	高齢・障がい関係制度・法律②	○高齢・障がい関係制度・法律の理解
	14:55	5		休憩	
	15:00	30	0.5	高齢・障がい関係制度・法律③	○税務申告制度 等
	15:30	5		昼食休憩	
	15:35	40	0.6	【グループワーク】	○振り返り
	16:15	375	4.8	4日目終了	

日程	時間	時間 (分)	単位	科目等	内容
第5日目 (9月14日)	9:45			ログイン時間	
	10:00	90	1.5	成年後見の実務①②	○後見活動の実務を理解する①②
	11:30	60		昼食休憩	
	12:30	60	1.0	意思決定支援	○意思決定支援を理解する
	13:30	5		休憩	
	13:35	160	2.6	【グループワーク】 事例報告と検討	※2事例を紹介し事例検討
	16:15	375	5.1	5日目終了	

日程	時間	時間 (分)	単位	科目等	内容
実習 (9月21日)	9:45			ログイン時間	
	10:00	30	0.5	体験学習についての留意点	○体験学習に向けて
	10:30	90	1.5	施設見学①	○動画を交えての講義により実施する
	12:00	30	0.5	【グループワーク】	○体験学習の振り返り
	12:30	60		昼食休憩	
	13:30	90	1.5	施設見学②	○動画を交えての講義により実施する
	15:00	30	0.5	【グループワーク】	○体験学習の振り返り
	15:30	30	0.5	【レポート作成】	
	16:00	360	5.0	実習日修了	

日程	時間	時間 (分)	単位	科目等	内容
第6日目 (9月28日)	9:45			ログイン時間	
	10:00	40	0.6	成年後見制度と市町村責任	○成年後見制度における市町村の役割
	10:40	5		休憩	
	10:45	60	1.0	家庭裁判所の実際	○家庭裁判所の役割
	11:45	60		昼食休憩	
	12:45	40	0.6	後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制	○後見実施機関の設立とその役割 ○後見実施機関における後見人活動のサポート内容
				現役市民後見人による実践報告	○市民後見人の具体的理解
	13:25	20	0.3	レポート作成	○市民後見人像について
	13:45	30	0.5	閉会式	○今後の流れについて（受任時研修受講方法について等）
14:15	255	3.0	6日目終了		

合計	2,435	31.7
----	-------	------

※日程はすべて水曜日

市民後見人受任時研修 プログラム (令和5年2月1日～配信予定)

※市民後見人養成講座を受講していただいた方はセットで受講をお願いします。

①受任時の心構え編(約60分)
内 容 受任時の心構えや対人援助の考え方などの説明
②就任時に行うべき手続き編(約120分)
・ 内 容 就任時に行う金融機関や各種関係機関への具体的手続きの説明
③家庭裁判所への報告編(約60分)
・ 内 容 就任後定期的に家庭裁判所へ報告する報告書等の説明

令和4年度 市民後見人養成講座 募集要綱

- 趣旨** 成年後見制度は認知症や知的障がい、精神障がいなど判断能力が不十分な方を保護、支援する制度です。
市民後見人とは、判断能力が不十分な方の生活を支えていくため、地域で暮らす市民が「市民後見人」となり本人に代わって財産管理や身上監護の支援を行うものです。
本講座は、各自治体の住民が市民後見人として後見業務に必要な知識を習得し、活動するための講座を各自治体や市町村社会福祉協議会等から依頼を受けて実施します。
- 期間** 令和4年8月17日（水）～令和4年9月28日（水）の毎週水曜日開催
※予備日として令和4年10月5日（水）を設けています。
- 開催方法** オンライン開催（ZOOMを使用）
- 定員** 100名
- 募集要件** ・原則として、養成講座のすべての課程を受講できる方
※その他募集要件につきましては、各自治体でご確認ください。

【参考】

 - ・弁護士、司法書士、社会福祉士の資格を有していない方
 - ・後見、保佐および補助開始の審判により被後見人等でない方
 - ・民法第847条に定める後見人の欠落事由に該当しない方（未成年者、家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人または補助人、破産者、行方のしれない者、被後見人に対して訴訟をし、またはした者並びにその配偶者及び直系尊属）
- 参加費** 1名につき 40,000円
※本講座受講の方は「令和4年市民後見人養成講座受任時研修」もセットでの受講となりますので、別紙開催要綱も併せてご確認をお願いいたします。
- 申し込み方法**
下記 URL からお申込みいただくか、申し込み用紙添付の上、メールでお申込みください。
【<https://forms.gle/uoua4qb9xlvAypS8>】
- 申し込み期限** 令和4年7月1日（金）
※期限内の申込が難しい場合は、別途ご相談ください。
- お申込みにあたっての留意事項**
 - ・市町村行政と市町村社協は、お申込みが重複しないよう、ご注意ください。
 - ・受講修了証は、北海道社会福祉協議会会長と地元市町村長（または社協会長名）との連名で発行いたします。
- 参加費の支払いについて**
別紙「市民後見人養成講座支払いに係る留意事項」をご参照ください。

- 1 1. お申込みの市町村行政（市町村社協）にご協力いただくこと
 - ・受講場所となる会場や機材のご準備をお願いいたします。
 - ・WEB会議システム（ZOOM）を使用し、遠隔による受講となりますので、視聴できる環境（機材や安定したネット環境など）のご準備をお願いいたします。
 - ・受講者のとりまとめ、講義資料配布、講義ごとの出席確認をお願いいたします。
 - ・講座ごとに受講者のレポート等を回収いただき、次回講座日までにFAX（またはメール）で道社協まで送信をお願いいたします。
 - ・欠席者がいた場合は、講義をYouTubeに掲載いたします。ご自宅等でご視聴後、レポートを記載いただき回収と送信をお願いいたします。
 - ・講義「地域福祉と社会資源」については、45分間参加者全員が同一の講義（道社協で調整した講師の方から）を受講していただき、最後の15分間でそれぞれの会場ごと地元市町村行政もしくは市町村社協より各地域の社会資源等についてご説明をお願いいたします。
 - ・適宜連絡事項を参加者へお伝えいただくことがございます。
- 1 2. 内容 ※詳細につきましては 別紙カリキュラムをご参照ください。
- 1 3. 個人情報の取り扱いについて
申し込みにあたり集約した氏名等の個人情報は、セミナーの運営管理のみに使用します。

市町村又は市町村から委託を受けた団体が行う市民後見人養成講座は、北海道による「権利擁護人材育成事業」の補助対象となり、本講座もその対象です。

法人後見支援員の養成研修としてもぜひご活用ください！



【お問い合わせ先】

北海道社会福祉協議会 権利擁護推進部 権利擁護課（成年後見制度推進バックアップセンター）
札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7 2階 【担当】高橋・朝倉
電話：011-241-3978 メールアドレス：backup_center@dosyakyo.or.jp

令和4年度 市民後見人受任時研修 開催要綱

1. 目的

市民後見人とは、判断能力が不十分な方の生活を支えていくため、地域で暮らす市民が「市民後見人」となり本人に代わって財産管理や身上監護の支援を行うものです。

本研修は、市民後見人養成講座受講修了者対象に、市民後見人として活躍する際の受任時の手続きや対人援助の心構えなど実際の支援で注意する点等を学んでいただきます。

2. 主催 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会（成年後見制度推進バックアップセンター）

3. 配信期間 令和5年2月1日（火）～令和5年3月31日（木）

4. 参加対象 市民後見人養成講座修了者等

5. 定員 100名 ※先着順となっております。

6. 開催方法 オンデマンド配信形式（youtube で配信）

7. 参加費 1人 5,000円（資料代込み）
※これまで道社協主催の市民後見人養成講座受講済の方は無料で受講いただけます。

8. 申し込み方法

下記 URL からお申込みいただくか、申し込み用紙添付の上、メールでお申込みください。

[【https://forms.gle/gRscooRLEPpHakXq9】](https://forms.gle/gRscooRLEPpHakXq9)

9. 申込締切

令和4年12月21日（水） ※定員に達した場合は締切日前でも、申込みを締め切る場合があります。

10. お申込みの市町村行政（市町村社協）にご協力いただくこと

- ・受講者のとりまとめ、講義資料配布、受講後のレポート回収をお願いいたします。
- ・youtube を使用し、オンデマンド配信形式の受講となりますので、受講者が個人で視聴できない場合は、視聴できる環境（機材や安定したネット環境など）のご準備をお願いいたします。

11. 受講にあたっての留意事項について

- ・配信日前日17時までに研修視聴 URL 等を担当者様へご案内いたします。
- ・受講にあたっては youtube を視聴できるパソコン等およびインターネット環境が必要です。
- ・配信するコンテンツ（動画、教材その他）に関する著作権は、本会及び講師に帰属します。本研修における教材、講師から配布する資料、動画および音声等にかかる権利は著作権法によって保護されており、配信する研修内容をコピーして他人に渡す、インターネット等にアップロード、その他目的以外に利用したりすることは、禁止されていますので、ご注意ください。

12. 参加費の支払いについて

別紙「市民後見人受任時研修支払いに係る留意事項」をご参照ください。

13. 個人情報の取り扱いについて

申し込みにあたり集約した氏名等の個人情報は、セミナーの運営管理のみに使用します。

14. プログラム

内 容
①受任時の心構え編(約 60 分) 内 容 受任時の心構えや対人援助の考え方などの説明 ・講 師：調整中
②就任時に行うべき手続き編(約120分) ・内 容 就任時に行う金融機関や各種関係機関への具体的手続きの説明 ・講 師：調整中
③家庭裁判所への報告編(約 60 分) ・内 容 就任後定期的に家庭裁判所へ報告する報告書等の説明 ・講 師：調整中

【お問い合わせ先】

北海道社会福祉協議会 権利擁護推進部 権利擁護課
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2. 7内（担当：高橋・朝倉）
TEL:011-241-3978（担当課直通）／FAX:011-251-6156
メールアドレス：backup_center@dosyakyo.or.jp

市民後見人養成講座後のフォローアップ研修を行いたい時や、
受任時に実務の確認する研修として、ご活用ください。



市民後見人養成講座について

【背景】

- 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の増加に伴い、親族や専門職でない権利擁護の担い手として一定の知識等を有した市民の参加（市民後見人）が求められている。
- 市民後見制度は、厚生労働省が平成23年頃から推進してきた。

平成24年4月に老人福祉法が改正・施行され、各自治体で市民後見の活用を進めていくことが努力目標として定められた。

■老人福祉法 第32条の2（後見等に係る体制の整備等）

- 市町村は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るために必要な措置を講ずよう努めるものとする。

1. 研修の実施
2. 後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦
3. その他必要な措置（※）

※例えば、研修を修了した者を登録する名簿の作成や、市町村長が推薦した後見人等を支援することなどの措置が考えられる

- 都道府県は、市町村の措置の実施に関し助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

《厚生労働省 一市民後見関連情報一より抜粋》

- 各市区町村において、市民後見推進事業として、市民後見人養成講座を企画実施してきた。

■ カリキュラム内容は、成年後見制度だけでなく高齢者施策、実務、レポート提出など40弱のテーマで実施され、50時間ほどの講座になっている。

■ 国において作成された「市民後見人養成のための基本カリキュラム」においては、①講義・実務・演習（39単位/2,340分）、②体験学習、レポート作成（11単位/660分）の合計50単位（3,000分）となっています。

- 市民後見人になると、各市区町村において市民後見人の候補者として登録されます。
- 登録後、各自治体からの要請と裁判所の審判を経て後見人に選任されます。
- ※ 市民後見人には明確な定義はないが、新井氏によると、「市民後見人とは、自治体、NPO法人等が研修等を通じて養成した一般市民による成年後見人等」としている。

【道内の状況】

《参考》市民後見人養成状況（平成26年度から/北海道調べ） ※新規養成者数

	市町村数	人数	（内訳）	
			道共催研修（基金活用）	市町村独自研修
平成26年度	75市町村	1,008人	620人	388人
平成27年度	16市町村	245人	223人	22人
平成28年度	22市町村	272人	261人	11人
平成29年度	26市町村	250人	227人	23人
合計	—	1,775人	1,331人	444人

■国

- 改正老人福祉法（平成24年4月施行）

市町村が、後見等の業務を適切に行うことができる人材の育成や活用を図るための体制整備を図るよう、努力義務規定を新設（⇒行政の役割について、法的に位置づけ）

- 予算措置

- (1) 市民後見推進事業（平成23年度～26年度）

市町村が実施する①市民後見人の養成のための研修、②市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、③市民後見人の適切な活動のための支援への補助

- (2) 権利擁護人材育成事業（平成27年度～）

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの切れ目なく、一体的に確保（⇒人材養成研修、権利擁護人材の資質向上のための支援体制整備）

■北海道

○「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」

5. 認知症施策の推進 ③市民後見人の養成や後見実施機関の整備に対する支援

市町村における市民後見人養成を支援するとともに、後見実施機関の設立、運営についての助言等を行うとともに、制度の周知や利用の促進に努める。

○予算措置

(1) 権利擁護人材育成事業費補助事業

①権利擁護人材育成研修

成年後見制度の利用に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等の支援を行う「生活支援員」及び成年後見制度の下で、身上監護等の支援を行う「市民後見人」の養成研修等を実施する。

※実施主体：市町村（社協、NPO法人等適切な事業運営が確保できる団体に委託可能）

※補助率：10/10以内（参考：平成30年度補助上限額 2,630千円）

【基本カリキュラム（国モデル）】

	研修テーマ	内容	単位	時間
1	市民後見概論		3単位	180分
2	対象者理解	高齢者・認知症の理解 障害者の理解	2.5単位 2単位	150分 120分
3	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論・各論 市町村責任、地域福祉・権利擁護の理念	3単位 1単位	180分 60分
4	民法の基礎	家族法、財産法	2単位	120分
5	関係制度・法律	介護保険制度、高齢者施策、障害者施策、関係諸制度、税務申告制度等	5.5単位	330分
6	市民後見活動の実際		2単位	120分
7	対人援助の基礎		2単位	120分
8	体験実習	フィールドワーク	8単位	1日半+30分
9	家庭裁判所の役割	家庭裁判所の実際・見学	1.5単位	90分 or 半日
10	成年後見の実務		9.5単位	570分
11	課題演習	グループワーク	5単位	300分
12	レポート作成		3単位	
			50単位	3,000分

※参考

○立川市（10日間34時間+同行実習2日間） ※講座は1日3時間～3.5時間

○大阪市（基礎4日間20時間+実務6日間30時間+施設実習4日間） ※講座は1日5時間

○盛岡市（8日間40時間+実習・自宅学習1.5日間） ※講座は1日5～5.5時間

○下田市（9日間40.5時間+実習5時間） ※講座は1日4～5時間

○茅ヶ崎市（6日間30.5時間+見学・施設実習1.5日間） ※講座は1日4～7時間

【予算等】※講座40時間（7日間）+実習2日間を想定 予算額約250万円

○研修の効率的実施を図るために、概ね6自治体の広域実施が理想

⇒大阪府は、小規模自治体10万円から大規模自治体200万円が委託料となっている。

⇒東京大学大学院教育学研究科生涯学習論研究室の地域後見推進センターは受講料1名77,000円（仮に40名であれば3,080,000円となる。）

○自治体からの委託費は、市民後見人養成者予定数や地域の実情等を踏まえた委託料設定が必要

○養成研修以外に、フォローアップ研修も実施

○センターで実施する、他の会議や研修会の参加費（資料代）も受託自治体関係者は無料も検討

【その他】

市民後見人養成の概要と 研修ニーズ等について



東京大学大学院教育学研究科
特任専門職員 東 啓二

市民後見人養成者数の推移



2022年度 市民後見人養成講座

主催：一般社団法人 地域後見推進センター（地域後見推進プロジェクト）
 プログラム編成：東京大学大学院教育学研究科生涯学習論研究室

履修時間 60時間(座学45時間+実習15時間)

座学▶ 成年後見の制度・法律、対象者の理解と接し方、財産管理や身上保護等の後見業務、実際の後見活動の事例、介護・年金等の関連制度、地域福祉と権利擁護行政や家庭裁判所等の役割と実務など

実習▶ 後見実務演習(申立書等の作成)、選択課題(複数の課題から選択)

講義日程

2022年 ○ 10月29日(土)・30日(日) ○ 11月12日(土)・13日(日)
 ○ 11月26日(土)・27日(日) ○ 12月17日(土)・18日(日)
 2023年 ○ 1月28日(土)・29日(日)

講義時間

10時30分～16時20分 (1日 3時限または4時限)

開催場所

オンライン講義(ライブまたは録画)

申込期限

10月14日

受講料

77,000円(税込み)

問合せ・申込み

<https://kouken-pj.org/course/application/>

日程	1限		2限		3限	
	10:30~12:00		13:00~14:30		14:50~16:20	
① 10月29日(土) 10月30日(日)	開講の辞、講座のオリエンテーション 遠藤英嗣(地域後見推進センター理事長、弁護士)、牧野篤(東大教授) グループワーク		日本の高齢社会Ⅰ(高齢社会の理念・あり方) 牧野篤(東大教授)		成年後見制度概論 飯間敏弘(東大助教)	
	法定後見制度Ⅰ 高村浩(弁護士)		法定後見制度Ⅱ 高村浩(弁護士)		市民後見概論(市民後見人の活動と支援) 品川成年後見センター	
② 11月12日(土) 11月13日(日)	後見人の実務Ⅰ(後見開始時の申立て、就任時の事務) 木原道雄(司法書士)		後見人の実務Ⅱ(就任中の後見事務) 木原道雄(司法書士)		後見関連機関の役割と実務Ⅰ(家庭裁判所) 日野進司(裁判官)	
	任意後見制度 阿部正幸(公証人)		後見人の実務Ⅲ(終了時の事務と死後事務) 中道基樹(行政書士)		後見活動の事例Ⅰ(専門職後見) 中道基樹(行政書士) グループワーク	
③ 11月26日(土) 11月27日(日)	10:30~12:00 後見関連制度・法律Ⅰ(遺言・民事信託) 遠藤英嗣(弁護士、地域後見推進センター理事長)		13:00~14:00 後見関連制度・法律Ⅱ(介護保険) 講師調整中		14:15~15:15 後見関連制度・法律Ⅲ(生活保護) 梶野友樹(厚労省 社会・援護局保護課長)	
	10:30~12:00 対人援助の基礎 高橋美保(東大教授)		13:00~14:30 財産法の基礎(契約、後見人の権限) 大久保博史(司法書士)		15:30~16:20 後見活動の事例Ⅱ(市民後見) 成年後見普及協会 グループワーク	
④ 12月17日(土) 12月18日(日)	高齢者および認知症の理解 小川純人(東大准教授)		知的・精神障がい理解 佐多範洋(医師)		地域福祉と権利擁護Ⅰ(権利擁護の視点と活動) 佐々木佐織(東大専門職員)	
	後見関連制度・法律Ⅳ(社会保障制度全般、年金) 樽見英樹(厚労省 前事務次官)		後見関連機関の役割と実務Ⅱ(市町村の取り組み) 東啓二(東大専門職員)		地域福祉と権利擁護Ⅱ(地域共生社会) 中島修(文京学院大学教授)	
⑤ 1月28日(土) 1月29日(日)	10:30~12:00 家族法の基礎(相続) 片岡武(弁護士、元裁判官、地域後見推進センター執行理事)		13:00~14:00 日本の高齢社会Ⅱ(高齢社会の課題と展望) 森田朗(東大名誉教授)		14:15~15:15 財産管理の実務(不動産の管理) 松崎隆司、西澤希和子(全国住宅産業協会)	
	10:30~12:00 地域福祉と権利擁護Ⅲ(障がい者の権利、差別解消等) 崔栄繁(DPI日本会議 議長補佐)		13:00~14:30 成年後見の課題と展望Ⅰ(意思決定支援等) 水島俊彦(弁護士)		14:50~16:20 成年後見の課題と展望Ⅱ(成年後見制度の利用促進等) 水島俊彦(弁護士)	

講座受講動機

区分	受講動機	
法律職等	弁護士・司法書士	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護や意思決定支援のあり方 ・支援機関等と協働した支援のあり方 ・市民後見人との事務分担の必要性を感じ、活動のしくみなどを把握したい ・助け合いの活動として市民後見人の存在は必要
	行政書士・社会保険労務士	<ul style="list-style-type: none"> ・同業種の者が受任しており、実態や実務を知りたい ・講座で基本的な後見実務を学び、実習で実践的経験を積みたい
	ファイナンシャルプランナー	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートが必要なお客やその家族への確にアドバイスしたい ・将来不安を持つ方々に、アドバイスできるようになりたい ・相続等の相談を受ける上で、どうしても成年後見制度の知識が必要
医療福祉職	医師	<ul style="list-style-type: none"> ・患者や家族に後見制度の説明が必要な場面が多い ・認知症や高次脳機能障害の患者に説明する際に成年後見制度の説明が必要
	看護師	<ul style="list-style-type: none"> ・患者やその家族から成年後見の利用についてよく相談される ・退院に向け後見が必要と思われるが、制度をよく知らない ・業務上、確かな根拠をもって相談を受けようになりたい
	社会福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・社協の後見センターに所属しているため、制度を詳しく知り仕事に役立てたい ・本人の意思を最大限尊重した身上保護を実現するための方法を学びたい
	ケアマネ・介護福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ・親族がいない、親族と疎遠の人が認知症になった場合の対応 ・専門職が不足する地域には市民後見人が必要であり、その活動内容を知りたい
一般市民	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進む地域貢献のため、市民後見人活動を考えている ・障がいを持つ子どものために制度を知りたい ・自分や家族が認知症になったときの備え ・既に身内に後見人が就いているが、不満・不信感がある ・地元の自治体が市民後見人養成講座を開催しない ・NPO法人を立ち上げて、地域のための後見活動を展開したい ・親や知人と任意後見契約を結ぶことになったが、制度が分からない 	

フォローアップ研修

フォローアップ研修

- 開催：夏季
 対象者：講座修了生及び修了生が推薦する者
 参加者：150名程度
 内容・制度の学び直し
 ・成年後見関連制度の説明（民事信託、相続、遺産分割、税制など）
 ・法律改正や制度運用改善（成年後見利用促進法）など

実践者研修

- 開催：年度末
 対象者：講座修了生及び修了生が推薦する者
 参加者：100名程度
 内容・先進的な取り組み事例の紹介
 ・修了生が設立するNPO法人等による法人後見活動の報告
 ・法定後見受任及び任意後見契約に関する事案検討
 ・修了生のネットワークづくり（情報交換や交流会）

【フォローアップ研修ニーズ】

- 利用促進基本計画の取り組み内容
- 市民後見活動の先進事例
- 民事(家族)信託制度とその活用事例
- 親族後見の受任状況
- 社会福祉協議会などとの連携
- 任意後見契約の事例
- 死後事務
- 相続と遺産分割
- 障がい者の親亡き後の支援(準備)

意思決定支援を踏まえた支援（事例）

- 被保佐人（83歳女性）
施設入所中
家族：夫死去／長男／次男
- 保佐人（市民後見NPO法人）



NPO（法人後見）

- ・白内障が発症して、寝てばかりいる
- ・このままだと寝たきりになってしまう
- ・「見えるようになりたい」と時々言う
- ・以前、編み物教室の先生だった
- ・ふたりの子どもは、手術に反対
～高齢で今さら必要ない、手術の方が心配～
- ・説得して、子どもの同意を得る
- ・手術後本人の様子は一変し、編みものを始める
- ・歩行器で施設内を歩くようになった
- ・食欲がわき、要介護度も改善した



親族後見人支援（事例）

p1

■ 基本情報

- Sさん（53歳）男性 ・知的障がい（障害区分3） てんかん
- ・80代両親と同居 母親が補佐人

■ 保佐人：市民後見法人（一般社団法人）

■ 相談

- ・区の相談支援センターの相談支援専門員からの連携要請
- ・母親は、補佐人の職務を理解しておらず有名無実化
- ・本人は、以前は作業所に通っていたが、現在は引きこもりで支援を寄せ付けず、スカパーなど有料テレビを見て一日中過ごしている。（1ヶ月の通信費 45,000円前後）
- ・両親は、今後本人の世話ができるかどうか心配と訴える
- ・財産管理や福祉サービスの利用など共に考えてくれる支援者を探している

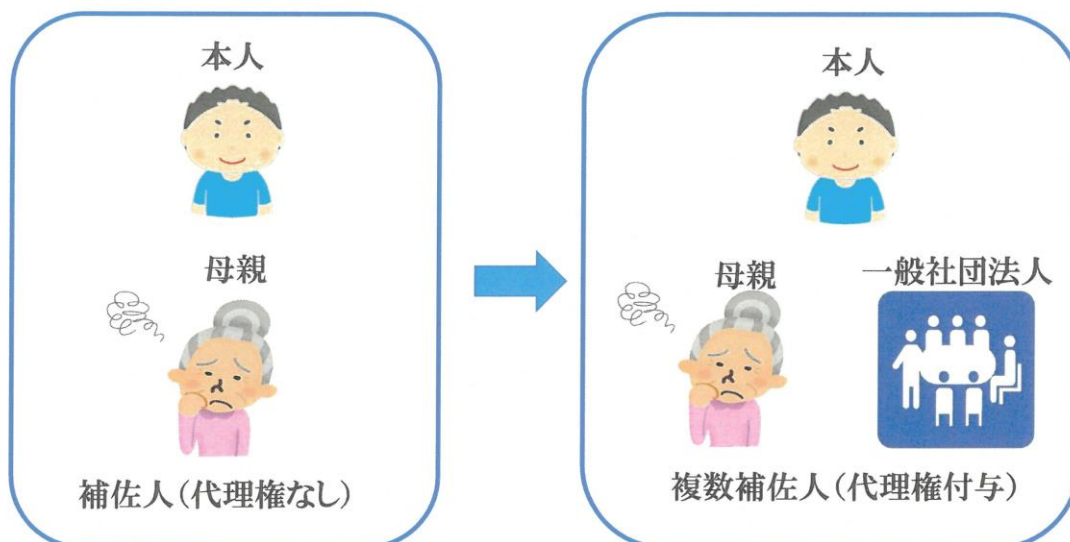


親族後見人支援(事例)

p2

■支援開始

- ・母親は、代理権なしの補佐人
- ・母親と法人が複数補佐人となり代理権を設定



親族後見人支援(事例)

p3

■支援内容

◆薬への強いこだわり

- ・母親が代わりに処方箋をもらってくることを繰り返していた
- ・てんかんの薬、ロキソニン、ボルタレンなどが山のよう



薬局への疑義照会 / 訪問看護の契約(週3回)服薬管理

◆入院拒否の対応

- ・転んで足を複雑骨折したが、整形外科が入院を拒否(精神的特性)



精神科もある整形外科の入院契約(入院中多数のトラブル)

◆水中毒

- ・2ℓのペットボトル 1日で7本飲んでいった



本人に飲んだ本数を記録してもらい自覚を促す → 1.5ℓ 1日3本に

自治体研修

市民後見人養成講座

- 主催 ○市町村 ○市町村社会福祉協議会
- 形式 ○全部委託 ○講師派遣 ○市民後見人養成講座(法人主催)参加
- 詳細等
 - ・事前(募集)セミナー
 - ・地元講師 / 専門職(弁護士、司法書士)、市町村職員
 - ・所管家庭裁判所による講義
 - ・地域福祉施設等の実習

フォローアップ研修

- 主催 ○市町村 ○市町村社会福祉協議会
- 形式 ○講師派遣
- ニーズ
 - ・学び直し / 法定後見、任意後見
 - ・受任に向けての取り組み
 - ・全国的な動向 / 市民後見人選任状況及び活動概要、専門職との連携
 - ・成年後見制度運用状況 / 後見事務実務、活動事例
 - ・利用促進基本計画 / 計画の概要、制度運用改善

体制整備検討

- 主催 ○市町村 ○市町村社会福祉協議会
- 検討 ○実施機関設置検討 ○中核機関設置検討
- 詳細等
 - ・市町村と社協(受託機関)との役割分担
 - ・運営(費)のあり方

自治体が検討する方向性

- 中核機関機能(実施機関との違い)
 - ・家庭裁判所との連携(情報共有)
 - ・地域社会資源を取り入れたネットワークの構築
 - ・親族後見人の支援(後見事務、不正防止)
- 市民後見人の積極的登用
 - ・市民後見人養成講座の継続的開催
 - ・個人受任の促進
- 身上保護重視の支援実現(財産の量ではない)
 - ・専門職との共同受任(役割分担)
 - ・係争等部分の事務委任
- 任意後見制度(移行型)の理解と利用促進
 - ・市民後見人や法人との契約(受け皿)
 - ・委任事務契約期間の監督

成年後見制度利用促進現状調査等一式
市民後見人実態把握調査 調査結果の概要

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

INDEX

1. 調査の概要

2. 調査結果の概要

- (1) 回答自治体の属性
- (2) 市民後見人養成研修の実施主体、実施形態
- (3) 市民後見人養成研修カリキュラムの概要
- (4) 権利擁護支援に関わる取組をしている養成研修修了者の名称、テーマカラー
- (5) 市民後見人養成者及び登録者の活動形態
- (6) 市民後見人登録者を後見人等の候補者として推薦または家庭裁判所等からの推薦依頼に対して受任するかどうかを検討する事例の有無と概要
- (7) 市民後見人が受け取る報酬付与申立てに関する方針
- (8) 市民後見人への活動支援の概要
- (9) 市民後見人の活動によるメリット、関係者等からの評価の概要
- (10) 市民後見人への活動支援における課題

1. 調査の概要

調査の概要

(1) 目的

市民後見人を養成している市町村を対象に、各地における市民後見人の育成・活動状況やその課題等を把握するとともに、育成された市民後見人が被後見人等の意思決定支援等の幅広い場面で活躍できるような支援方策等の検討・整理を行うための基礎資料収集を目的に、本調査を実施した。

(2) 調査対象

令和3年度「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」の設問の中で、問43「市民後見人の養成の実施の有無」について「A 令和3年度に実施している（予定を含む）」と回答いただいた市町村担当部署（375）

(3) 調査方法

メールにより調査票の配布・回収を行った。

(4) 調査期間

令和4年1月

(5) 回収状況

調査票の有効回収数は267件（回収率74%）

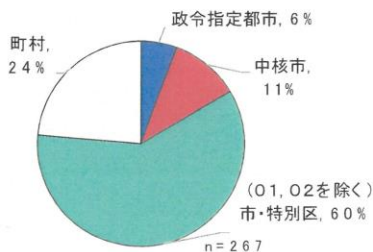
3

2. 調査結果の概要

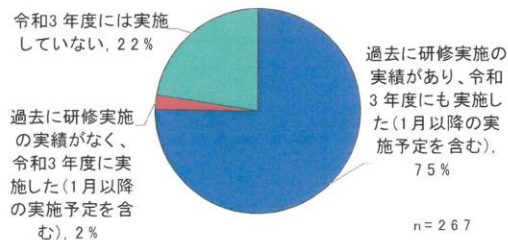
(1) 回答自治体の属性：267自治体

- ・回答の寄せられた自治体を自治体区分別にみると、「政令指定都市」（6%）、「中核市」（11%）、「市・特別区」（60%）、「町村」（24%）だった。
- ・「令和3年度における市民後見人養成研修」の実施状況をみると、「令和3年度に実施（予定を含む）」は（207自治体、77%）だった。

回答自治体の区分



市民後見人養成研修の実施状況



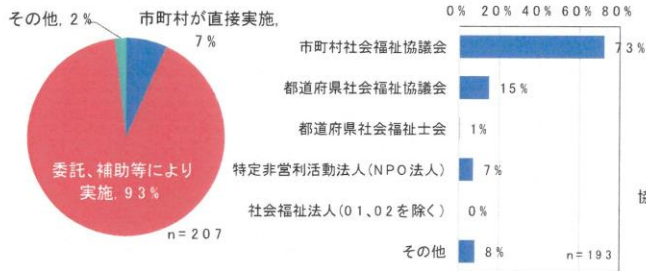
4

2. 調査結果の概要

(2) 市民後見人養成研修の実施主体、実施形態：207自治体

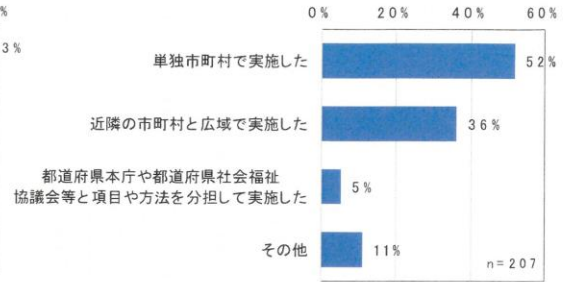
- ・市民後見人養成研修の実施主体（複数回答）は「委託、補助により実施」が193自治体（93%）を占めた。委託先は「市町村社会福祉協議会」が73%、都道府県社会福祉協議会が15%。
- ・市民後見人養成研修の実施形態（複数回答）は、「単独市町村で実施」（52%）、「近隣の市町村と広域で実施」（36%）だった。

市民後見人養成研修の実施主体



市民後見人養成研修の委託先

市民後見人養成研修の実施形態



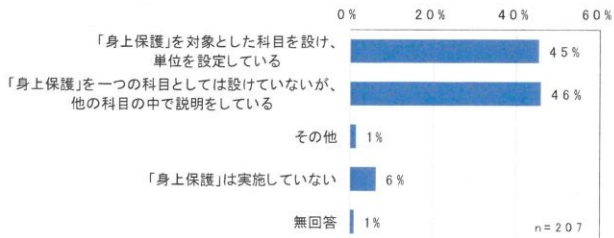
5

2. 調査結果の概要

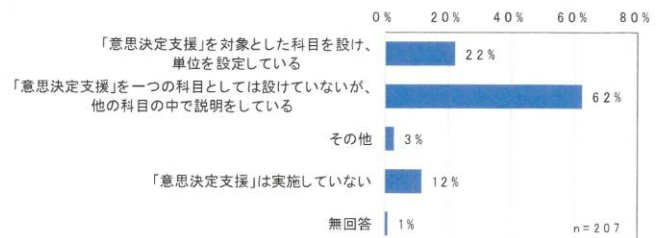
(3) 市民後見人養成研修カリキュラムの概要：207自治体

- ・「身上保護」：一つの科目を設けたり、他の科目のなかで説明している割合は91%（「一つの科目を設けている」(45%)。「他の科目で説明」(46%)の合計値）。
- ・「意思決定支援」：一つの科目を設けたり、他の科目のなかで説明している割合は84%（「一つの科目を設けている」(22%)。「他の科目で説明」(62%)の合計値）。
- ・令和3年度に各市町村が実施した研修時間は「市民後見人養成のための基本カリキュラム」（厚生労働省）の研修時間と比較して「60分以上多い」（35%）、「60分以上少ない」（43%）、「基本カリキュラムの時間とほぼ同じ」（20%）。

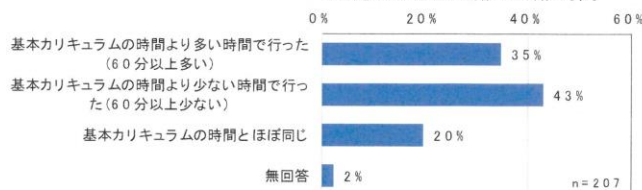
市民後見人養成研修カリキュラムの概要「身上保護」



市民後見人養成研修カリキュラムの概要「意思決定支援」



市民後見人養成研修の研修時間



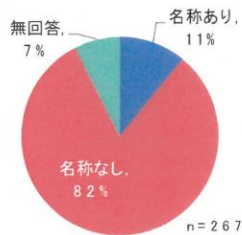
6

2. 調査結果の概要

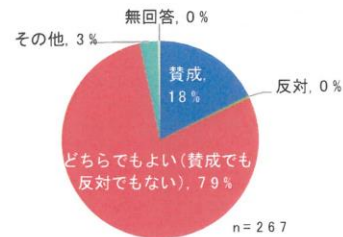
（4）権利擁護支援に関わる取組をしている養成研修修了者の名称、テーマカラー：267自治体

- ・市民後見人養成研修修了者のうち、後見人等としては選任されていない方で、制度の広報・相談など、権利擁護支援に関わる取組をしている方の名称について、「名称あり」と回答した割合は11%。
- ・成年後見制度利用促進や市民後見人のテーマカラーを「緑」と設定することについては、「どちらでもよい（賛成でも反対でもない）」が79%、「賛成」が18%、「反対」は0%。

後見人等としては選任されていないが、権利擁護支援に関わる取組をしている養成研修修了者の名称の有無



成年後見制度利用促進や市民後見人のテーマカラーを「緑」と設定することについて



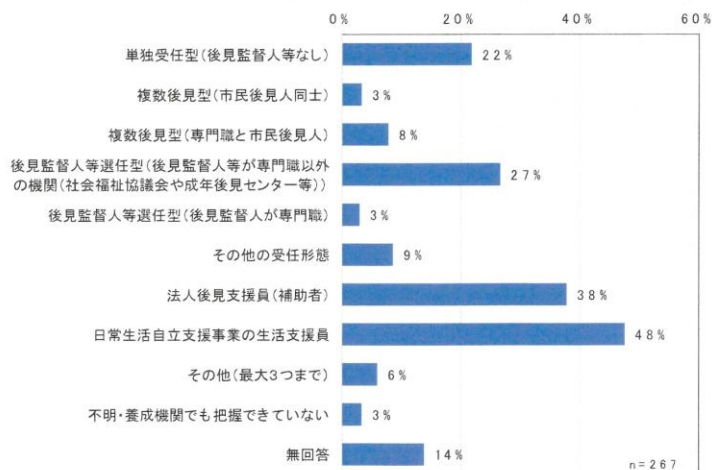
7

2. 調査結果の概要

（5）市民後見人養成者及び登録者の活動形態：267自治体

- ・市民後見人養成者及び登録者の活動形態（複数回答）をみると、「日常生活自立支援事業の生活支援員」（48%）が半数を占めている。「法人後見支援員（補助者）」（38%）、「後見監督人等選任型（後見監督人等が専門職以外の機関（社会福祉協議会や成年後見センター等）」（27%）、「単独受任型（後見監督人等なし）」（22%）が続いている。

市民後見人養成者及び登録者の活動形態



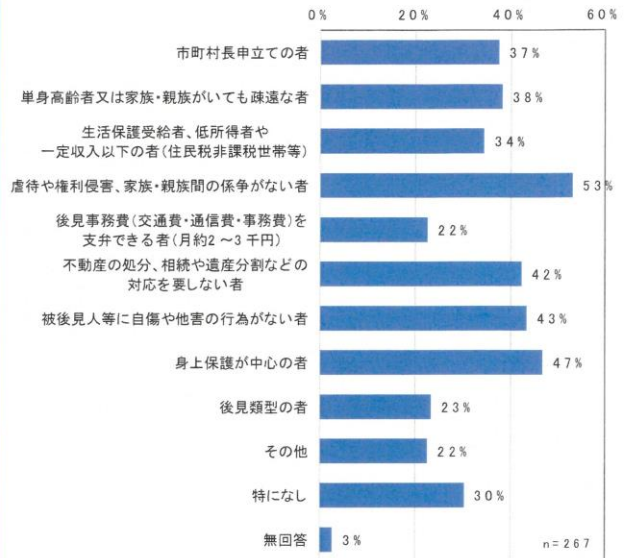
8

2. 調査結果の概要

(6) 市民後見人登録者を後見人等の候補者として推薦または家庭裁判所等からの推薦依頼に対して受任するかどうかを検討する事例の有無と概要：267自治体

- 市民後見人登録者を後見人等の候補者として推薦または家庭裁判所等からの推薦依頼に対して受任するかどうかを検討する事例の有無と概要（複数回答）をみると、「特になし」が30%であり、70%の自治体は何かしらの検討を行っている。
- 検討内容として最も多かったのは「虐待や権利侵害、家族・親族間の係争がない者」（53%）。
- 次いで「身上保護が中心の者」（47%）、「被後見人等に自傷や他害の行為がない者」（43%）、「不動産の処分、相続や遺産分割などの対応を要しない者」（42%）が続いている。
- 「その他」の記述をみると「安定した財産」、「紛争性がない」、「居所の安定」等の記載がみられた。なかでも、「リレー方式、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の利用者等」、市民後見人が受任した後の支援の継続性を意識している記述もみられた。

市民後見人登録者の受任事例検討状況



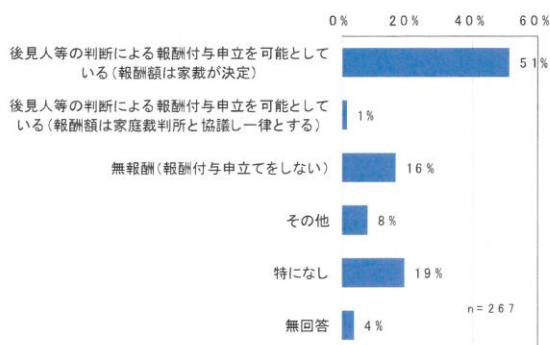
9

2. 調査結果の概要

(7) 市民後見人が受け取る報酬付与申立てに関する方針：267自治体

- 市民後見人が受け取る報酬付与申立てに関する方針として最も多かったのは、「後見人等の判断による報酬付与申立を可能としている（報酬額は家裁が決定）」（51%）で半数を超えていた。また、「特になし」（19%）、「無報酬（報酬付与申立てをしない）」（16%）が続いている。
- 「その他」の記述からは、市民後見人（を含む）後見人等の報酬付与や額に、自治体が関与していることがうかがえる記述もみられた（「専門職後見人と市民後見人で6:4の割合」や「後見監督人である社会福祉協議会にて報酬付与を決定」、「社協議会と折半の額を基本」等）。

市民後見人が受け取る報酬付与申立てに関する方針



【「その他」の記述（抜粋）】

後見人等の判断による報酬付与申立を可能としているが（報酬額は家裁が決定）、本市成年後見制度利用支援事業実施要綱により、対象者が在宅者又は施設入所者かによって月額の上限を定めており、家裁が決定した報酬額と対象者の月額上限額を比較して、少ない金額を助成することとしている。	指定都市
専門職後見人と市民後見人で6:4の報酬割合を設定している。	市
報酬付与申立を行っても被後見人等の生活に支障がなければ、後見人等の判断で申立を可能としている。支障がある場合は、後見人と監督人とで検討し、報酬を減額する上申書を添付したり、申立時期を調整している。	市
後見監督人である社会福祉協議会にて報酬付与を決定している。	市
社協と折半の額を基本としている	市
必ず報酬付与申立を行い、被後見人等が負担不可の場合は報酬助成を行っている。	市
法人後見として報酬付与申立を行い、法人が報酬額を決めて一律としている。	市
報酬付与申立を行っても被後見人等の生活に支障がなければ、後見人等の判断で申立を可能としている。支障がある場合は、後見人と監督人とで検討し、報酬を減額する上申書を添付したり、申立時期を調整している。	市

2. 調査結果の概要

（8）市民後見人への活動支援の概要：267自治体

- ・市民後見人への活動支援の概要（複数回答）をみると、「市町村や社会福祉協議会等による日常的な相談助言の実施」と「市民後見人候補者・受任者を対象としたフォローアップ研修等の実施」がともに73%で最多だった。
- ・その他にも、「成年後見制度や市民後見人の活動に関する地域への周知（広報等）」（66%）、「専門職や家庭裁判所等に相談・提出する書類の準備、助言」（64%）、「専門職に相談できたり、助言を受けられる体制の構築」（61%）等が6割を超えており、養成研修の実施から受任後のフォローまで多くの場面で支援を行っている自治体が多いことがうかがえる。

市民後見人への活動支援の概要



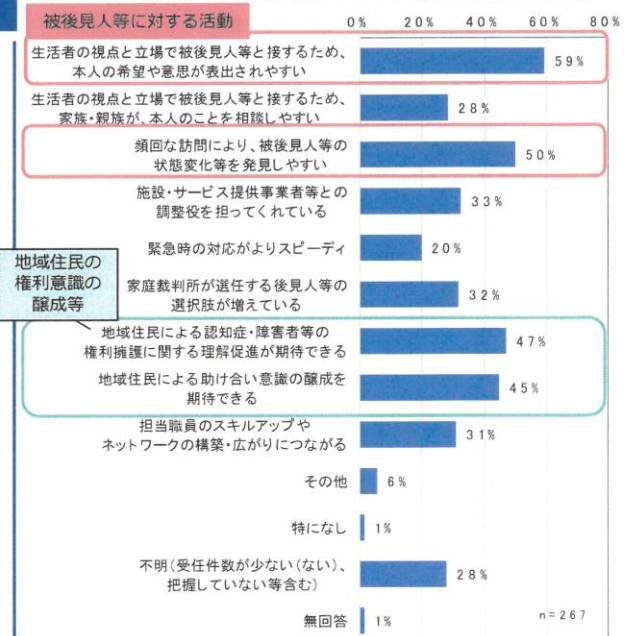
11

2. 調査結果の概要

（9）市民後見人の活動によるメリット、関係者等からの評価の概要：267自治体

- ・市民後見人の活動によるメリット、関係者等からの評価の概要（複数回答）を大別すると「被後見人等に対する活動」、「地域住民の権利意識の醸成等」に分けることができ、それらの割合が高い。
- ・「被後見人等に対する活動」では「生活者の視点と立場で被後見人等と接するため、本人の希望や意思が表出されやすい」（59%）、「頻回な訪問により、被後見人等の状態変化等を発見しやすい」（50%）が半数を超えている。
- ・「地域住民の権利意識の醸成等」では「地域住民による認知症・障害者等の権利擁護に関する理解促進が期待できる」（47%）、「地域住民による助け合い意識の醸成を期待できる」（45%）が4~5割を占めている。

市民後見人の活動によるメリット、関係者等からの評価

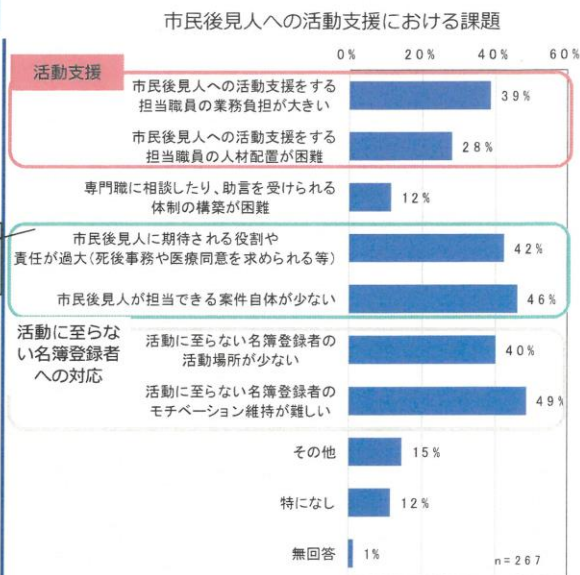


12

2. 調査結果の概要

(10) 市民後見人への活動支援における課題：267自治体

- 市民後見人への活動支援における課題（複数回答）を大別すると「活動支援」、「市民後見人の役割等」「活動に至らない名簿登録者への対応」に分けることができ、それらの割合が高い。
- 「活動支援」では「担当職員の業務負担の大きさ」（39%）や「担当職員の人材配置」（28%）と市民後見人の役割等
- 「市民後見人の役割等」では「市民後見人が担当できる案件自体が少ない（46%）」、「市民後見人に期待される役割や責任が過大（死後事務や医療同意を求められる等）」（42%）が4割を超えている。
- 「活動に至らない名簿登録者への対応」では「活動に至らない名簿登録者のモチベーション維持が難しい」（49%）、「活動に至らない名簿登録者の活動場所が少ない」（40%）が4割を超えている。



令和4年度老人保健健康増進等事業
 市民後見人の養成研修カリキュラム及び活躍促進に関する研究会
 （第2回）
 議事次第

1. 議 事

日 時: 令和5年1月23日9時～10時30分
 (オンライン開催)

(1) 市民後見人活躍状況調査の調査結果について

■ 資料1/参考資料1～3・5

(2) 市民後見人養成のための基本カリキュラムの改定について

■ 資料2/参考資料4

<資料一覧>

【資料1】 市民後見人活躍状況調査の調査結果について

【資料2】 市民後見人養成のための基本カリキュラムの改定について

【参考資料1】 令和4年度市民後見人養成講座 募集要項

【参考資料2】 市町村調査一覧

【参考資料3】 都道府県調査一覧

【参考資料4】 各地の研修カリキュラムと基本カリキュラムとの対応整理

【参考資料5-1】 修了者調査 記述回答(地域をみる目や意識は変わったか)

【参考資料5-2】 修了者調査 記述回答(課題と感じていること、市民後見人等として活動)

【参考資料5-3】 修了者調査 記述回答(引き受けたい・引き受けたくない理由、その他地域で活動)

【参考資料5-4】 修了者調査 記述回答(課題と感じていること、その他地域で活動)

【参考資料5-5】 修了者調査 記述回答(どのような地域活動をしたいか、特に活動していない者)

<ミーティングリンク>

Zoomミーティング

<https://us06web.zoom.us/j/86224317485?pwd=RFNlcWpIL2grRVBUL2pPcVd4ZEYyUT09>

ミーティングID:

862 2431 7485

パスコード:

261531

1

市民後見人の養成研修カリキュラム及び活躍促進に関する研究会
 委員名簿

有識者 ★:座長 * :副座長 *はWG委員も併任 /太字は専門家会議委員

大森 彌 *	成年後見制度利用促進専門家会議 委員長/東京大学名誉教授
永田 祐 **	同志社大学社会学部教授
堀田 力	さわやか法律事務所 弁護士/公益財団法人 さわやか福祉財団 会長

三士(会)

水島 俊彦*	日本弁護士連合会 高齢者障害者権利支援センター 委員
西川 浩之	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 副理事長
星野 美子	公益社団法人日本社会福祉士会 理事

地方公共団体

新井 隆哲*	横浜市 健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課 課長
岡本 由美子*	八尾市 健康福祉部次長 兼 地域共生推進課 課長

中核機関・権利擁護センター等

小佐波 幹雄*	品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター 所長
住田 敦子 *	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター センター長
田邊 寿	伊賀市社会福祉協議会 事務局長・伊賀地域福祉後見サポートセンター
谷 仁	芦屋市権利擁護支援センター(芦屋市社協・PASネット) 所長

(オブザーバー)

老健局 認知症施策・地域介護推進課
 社会援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
 社会援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
 最高裁判所 事務総局 家庭局

2

市民後見人活躍状況調査 (市民後見人養成研修終了後の活動状況調査)

調査概要

資料1

1. 趣旨

市民後見人養成研修を修了された方々(令和2年4月時点で1万6,923人)が、市民後見人等以外にどのような地域活動を行っているのかを可能な限り把握して、市民後見人養成研修の修了者の活躍促進策の検討に資することを目的として実施。

2. 調査対象・回収率



3. 調査期間

2022年9月16日～2022年12月28日

4. 調査方法

調査専用WEBサイトを通じた直接入力。
それが困難な場合は、記入式調査票をFAX・メール・郵送等により回答。

3

市区町村調査 研修実績・研修修了者が就いている活動

第2表 市民後見人養成研修の研修実績(受講者数、修了者数、バンク登録者数)の累計の分布

	0 (回答無しを含む)	1 5 5 0 0 0 0	5 5 1 0 0 0 0	1 0 0 1 0 0 0	1 0 0 5 0 0 0	2 0 0 5 0 0 0	3 0 0 5 0 0 0	件数
受講者数	3.3	50.9	26.2	5.1	6.1	6.1	2.3	214
修了者数	4.7	58.4	20.1	5.6	6.5	2.8	1.9	214
バンク登録者数	26.6	53.3	12.6	2.8	2.3	1.4	0.9	214

第3表 市民後見人養成研修修了者が就いている活動
(市民後見人、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、その他の活動)の累計の分布

	0 (回答無しを含む)	1 5 5 0 0 0 0	5 5 1 0 0 0 0	1 0 0 1 0 0 0	1 5 5 2 0 0 0	2 0 0 3 0 0 0	3 0 0 0 0 0 0	件数
市民後見人	46.7	49.5	2.3	0.5	0.9	214
法人後見人の支援員	56.1	40.2	3.3	0.5	214
日常生活自立支援事業の生活支援員	49.5	45.3	3.3	1.9	214
その他の活動	71.0	27.1	1.9	214

参考資料1の4頁～5頁

4

市区町村調査

市民後見人として最初に選任された方が研修修了から選任までに要した期間

第4表 市民後見人として最初に選任された方が研修修了から選任までに要した期間
 （「市民後見人」として選任された人数を記入した自治体）

	半年未満	半年以上1年未満	1年以上2年未満	2年以上	無回答	件数
総計	14.0	21.1	16.7	45.6	2.6	114

参考資料1の6頁～7頁／参考資料2の2頁～6頁

最短：1か月
 （北海道士別市・山形市・埼玉県越谷市・東京都世田谷区）

最長：7年3か月
 （大阪府泉南市）

「市民後見人」第1号は主婦 富山の荒木さん 「寄り添って支援したい」

2/14(金) 0:29配信

webun



■ 市社協協の養成講座修了

認知症など判断能力が不十分な人をサポートする成年後見制度で、県内初となる一般市民による後見人が誕生した。富山県社会福祉協議会（同市今泉）の養成講座を受けた同市の元民生委員、荒木麻子さん（76）が富山家庭裁判所の選任を受けた。荒木さんは13日、同社協で取材に応じ「資格も持たない主婦だが、支援する方に寄り添っていきたい」と話した。（室利枝）

成年後見は、認知症や知的・精神障害などで判断能力が不十分な人に代わり、家裁が選任した後見人が財産管理や福祉サービスの契約などを行う制度。従来は親族のほか、弁護士や司法書士ら専門職が担ってきた。高齢化で制度のニーズが高まる一方で専門職の数は限りがあり、担い手が不足する中、全国で市民後見人の育成が進んでいる。

富山市社協 「市民後見人」第1号は養成講座を修了した元民生委員 「寄り添って支援したい」

権利保護

2020/02/22 08:00

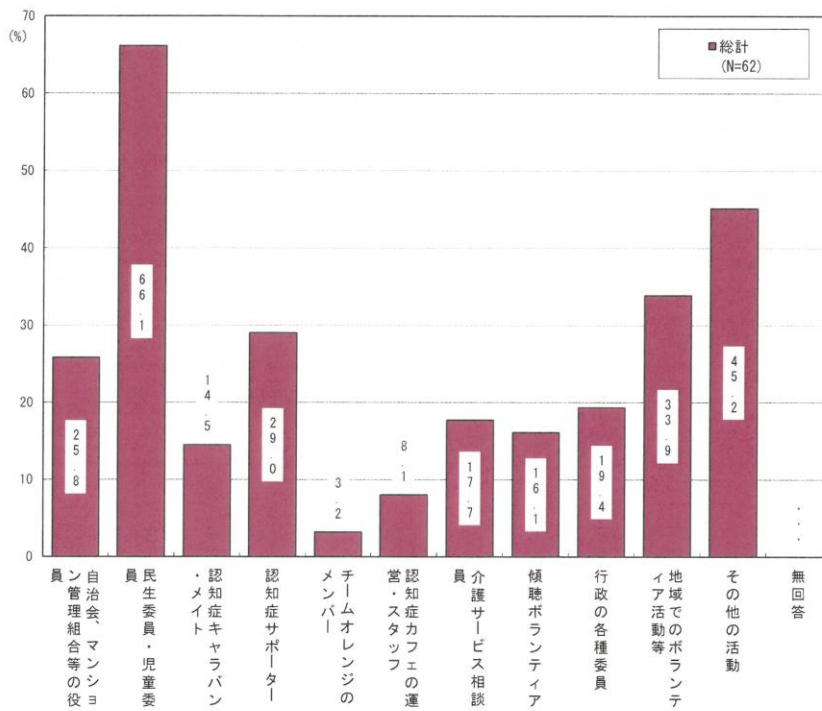
富山市社協は2008年度から市民後見人の養成講座を開き、これまでに221人が修了。2013年度からは富山市社協が法人として後見業務を受けており、修了者は支援員として見守りや後見業務に協力してきました。女性は、民生委員として活動する中で成年後見制度を知り、2010年度に講座を受講。支援員として関わってきた市内の80代女性の後見人を務めることになりました。「市民後見人がもっと増え、皆で助け合える社会になればいい」と語りました。

5

市区町村調査

研修実績・研修修了者が就いている活動

第1図 問3の「その他の活動」の具体的内容(問3で「その他の活動」に人数を記入した自治体、複数選択)



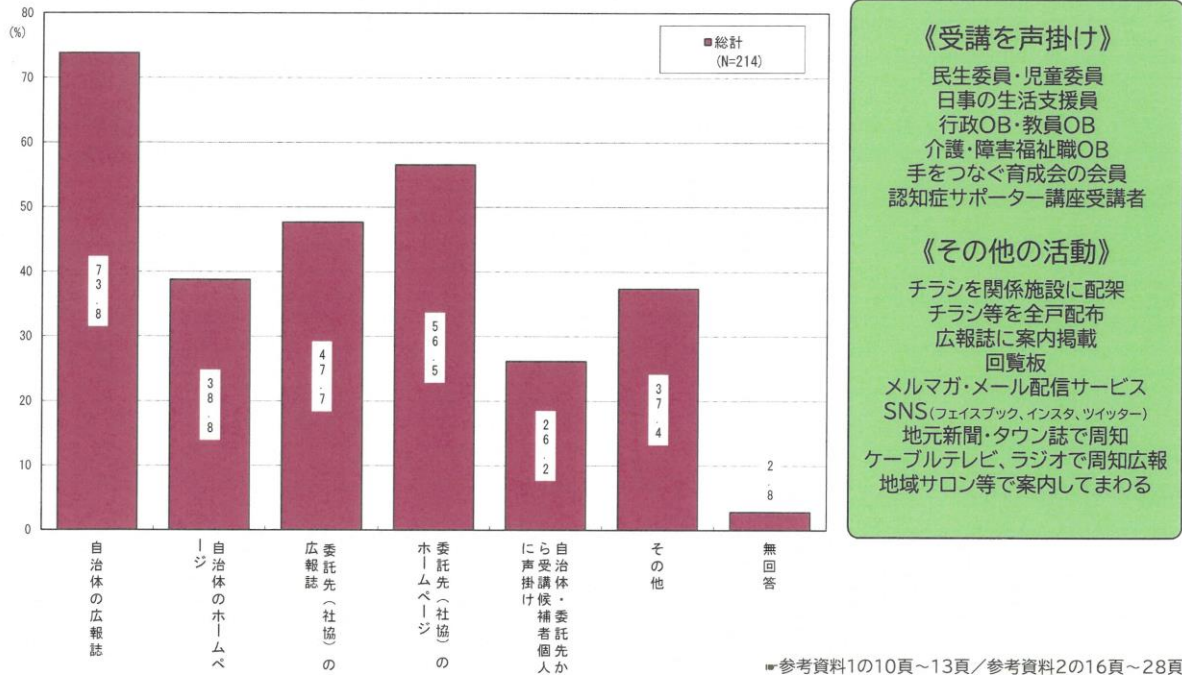
参考資料1の8頁～9頁／参考資料2の7頁～15頁

- 《行政の各種委員等》
 - 初期集中支援チーム検討委員
 - 人権擁護委員
 - 家事調停委員
 - 障害支援区分審査会委員
 - 行政相談員
- 《地域でのボランティア》
 - 買い物サポーター
 - ボランティアセンター(会長)
 - 防災ボランティア
 - ファミサポ
 - 日本語教室ボランティア
 - 福祉車両運転ボランティア
 - 見守り支援サポーター
 - ひきこもりサポーター
 - サロン
 - 手話サークル等
- 《その他の活動》
 - 市町村議会議員
 - いのちの電話相談員
 - 保護司
 - ガイドヘルパー
 - ひきこもりの方の就労支援
 - 有償ボランティア
 - 行政区長

6

市区町村調査 市民後見人養成研修における受講者の募集方法

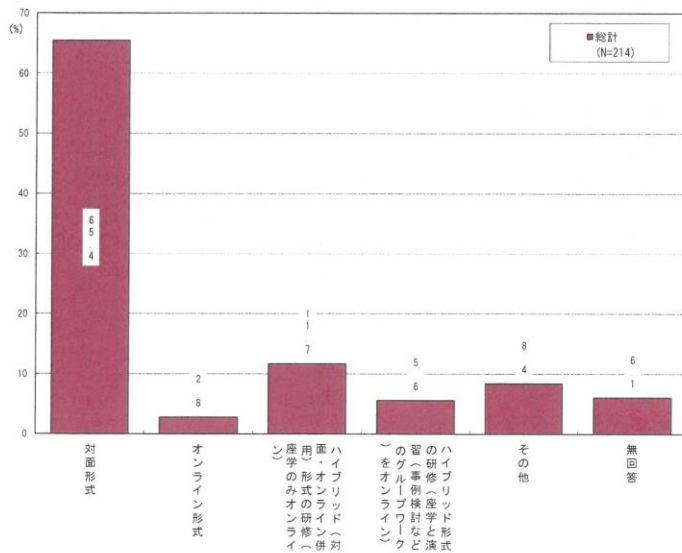
第2図 直近で開催した市民後見人養成研修における受講者の募集方法(複数選択)



7

市区町村調査 市民後見人養成研修の実施形式

第3図 直近の市民後見人養成研修の実施形式



第4図 市民後見人養成研修における体験実習(フィールドワーク)の実施状況(直近の市民後見人養成研修の実施形式に回答があった自治体)



第5図 市民後見人養成研修における体験実習(フィールドワーク)の実施方法(市民後見人養成研修において体験実習(フィールドワーク)を実施している自治体)



■参考資料1の14頁～15頁/参考資料2の29頁～36頁

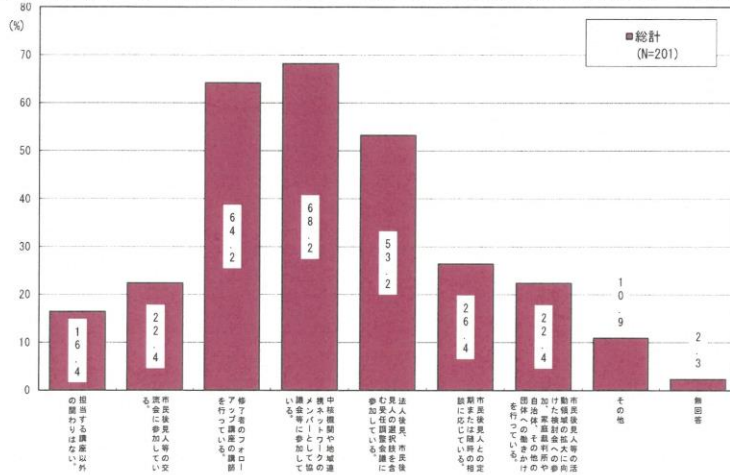
8

市区町村調査 講師陣の確保

第6図 市民後見人養成研修の実施における講師陣の確保



第7図 講師陣の担当する講座以外の場面での市民後見人養成事業への関わり方

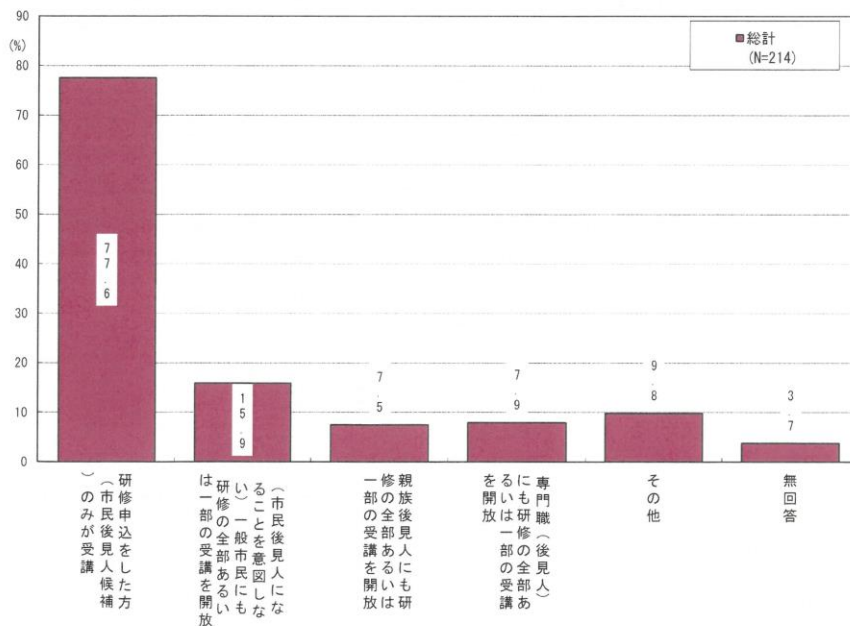


《その他》
必要に応じて助言いただける体制
認知症サポート医として関与
中間課題(レポート)の添削

参考資料1の16頁～18頁／参考資料2の37頁～54頁

市区町村調査 研修を受講される方々の受講状況

第8図 市民後見人養成研修を受講される方々の受講状況



《一般にも開放》
制度の理解、普及啓発のため

《親族にも開放》
親族後見人支援の一環
後見活動に活かしてもらうため

《その他》
フォローアップ研修として
修了者に開放(最新情報提供)
日市の生活支援員に受講開放
社協・福祉職に研修機会を提供

参考資料1の19頁～20頁／参考資料2の55頁～63頁

市区町村調査 研修修了者への活躍方策／退任後やバンク定年後の活躍策

第二期成年後見制度利用促進計画では「市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけでなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要」としています。

貴自治体では、市民後見人養成研修の研修修了者の活躍方策として具体的にどのような施策を講じておりますでしょうか。

また、後見人退任後やバンク定年後の活躍策を講じていれば教えてください。

研修修了者への活躍方策

- 日常生活自立支援事業の生活支援員／法人後見の支援員
※いきなり市民後見人ではなく生活支援員等として経験を積んでいただく
- 市民後見NPOへの入会勧奨
- チームオレンジのメンバー活動／生活支援体制整備事業(2層)
各種サポーター(認知症、介護予防…)、障害のある方の訪問見守り、地域サロン、子ども食堂、ひきこもりの方の就労体験のサポート
- ボランティア登録していただいて地域の困りごとと支援活動に参加
社協の別事業の相談員等(エンディングノートに関する相談等)
- フォローアップ研修
※成年後見に関する勉強会等にスタッフ側で協力してもらう
- 市民後見人の連絡会・集い・交流ミーティング
- すでに地域でボランティア活動している方々が研修受講
- 市民後見人を地域に派遣し、実体験を通して市民への周知

退任・定年後の活躍策

- アドバイザーとして活動してもらっている(山梨県笛吹市)
- 後任の育成やアドバイザー的な役割を果たしていただけないか(長崎県対馬市)

■ 参考資料2の64頁～72頁

11

市区町村調査 活躍促進のネック／活躍策のアイデア／市民後見人の名称／名称のアイデア

市民後見人養成研修の研修修了者の地域での幅広い活躍を後押しするために、貴自治体で行政施策上あるいは地域の現場でネックとなっているものは何でしょうか。

こうすれば現状を打開できるのといったことや活躍策に関するアイデアも含めて率直に教えてください。

修了者の活躍促進のネックとなるもの

- 修了者の高齢化／資質の担保
人材の掘り起こし、就労層が活躍できない…
- 責任が重い(重すぎる)と思われる／負担感が強い
- 体制(整備)不足 ノウハウ、資金不足
実務能力の積み上げができない(担当が変わるとゼロになる)
- (地元)専門職がない
- 事務の煩雑さ(個人情報管理等々)
- 市民後見人向けの安定しているケースが少ない
(行政で把握するのは困難ケースばかり)
- (成年後見制度、市民後見人に対する)認知度不足
- 介護サービス相談員(地域支援事業のメニュー)のように制度化されていないとなかなか難しい
- (広域実施だと)他市町村と足並みを揃えないといけない
- 活躍するイメージ(絵)が描けず、課題も想定できない

活躍策のアイデア

- 県の国保連を活用したらどうか
(介護、障害、国保、後期の審査支払業務をやっているの)
- 重層的支援体制整備事業や生活支援体制整備事業のようなコーディネーターの配置ができるとうい
- TV、CMなどで周知してはどうか

■ 参考資料2の73頁～80頁

市民後見人の名称

(ほぼほぼ一択で)市民後見人

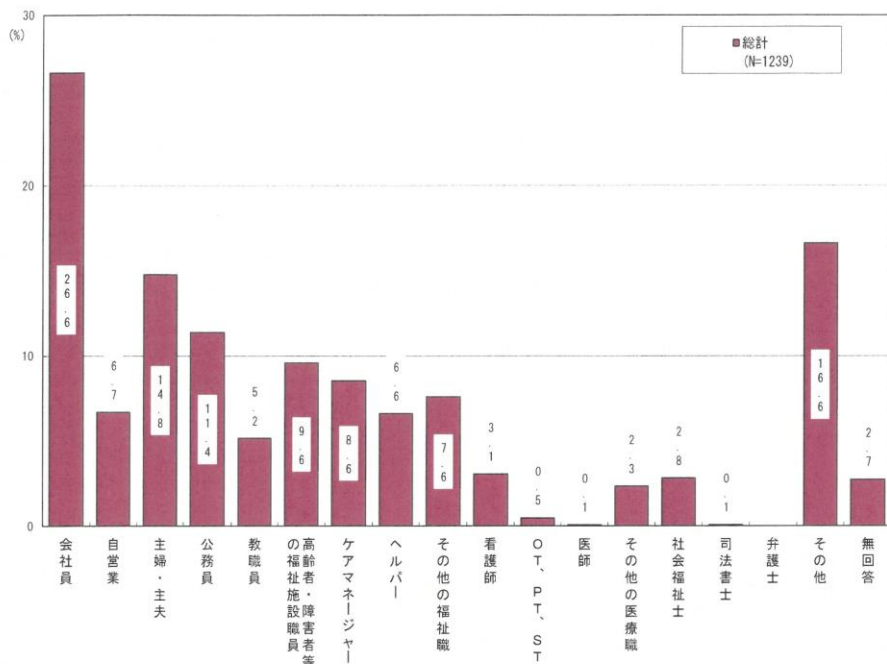
(市民後見人に替わる)名称のアイデア

ライトキーパー(権利を守るから)
(成年)後見サポーター、市民後見推進サポーター、地域後見サポーター、権利擁護サポーター、権利サポーター、安心生活サポーター
権利擁護支援員・協力員、(成年)後見支援者、(市民)世話人

■ 参考資料2の81頁～91頁 12

修了者調査 研修を受講する以前の仕事

第9図 研修を受講する以前の仕事



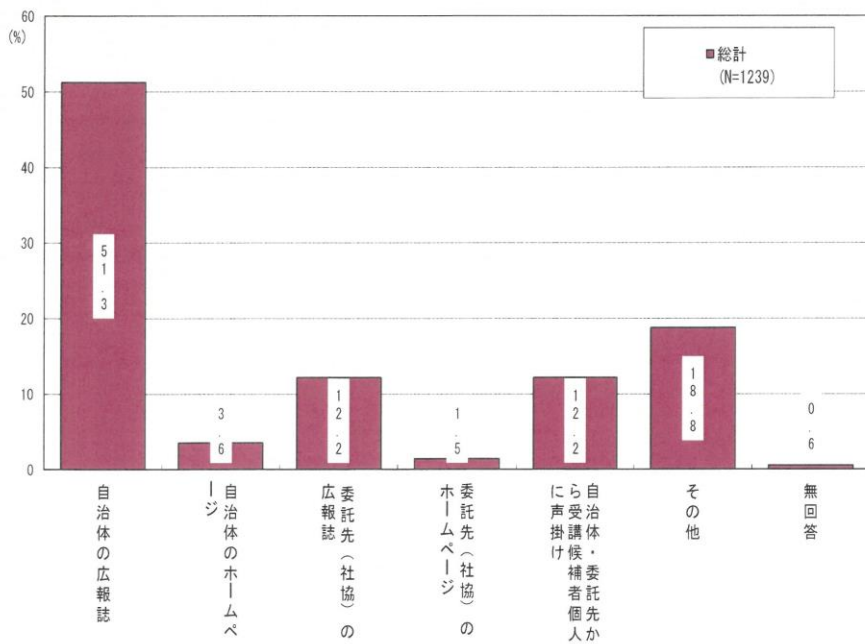
《その他の主な回答》

- 民生委員・児童委員
- (日自の)生活支援員
- 生活支援コーディネーター
- 介護サービス相談員
- 市町村議会議員
- 家事調停委員
- 民事調停委員
- 税理士、行政書士、
- 社会保険労務士、
- 宅地建物取引主任者、
- 介護福祉士、保育士、
- 管理栄養士

参考資料1の23頁～25頁

修了者調査 研修を受講したきっかけ(何で申し込んだか)

第10図 研修を受講したきっかけ



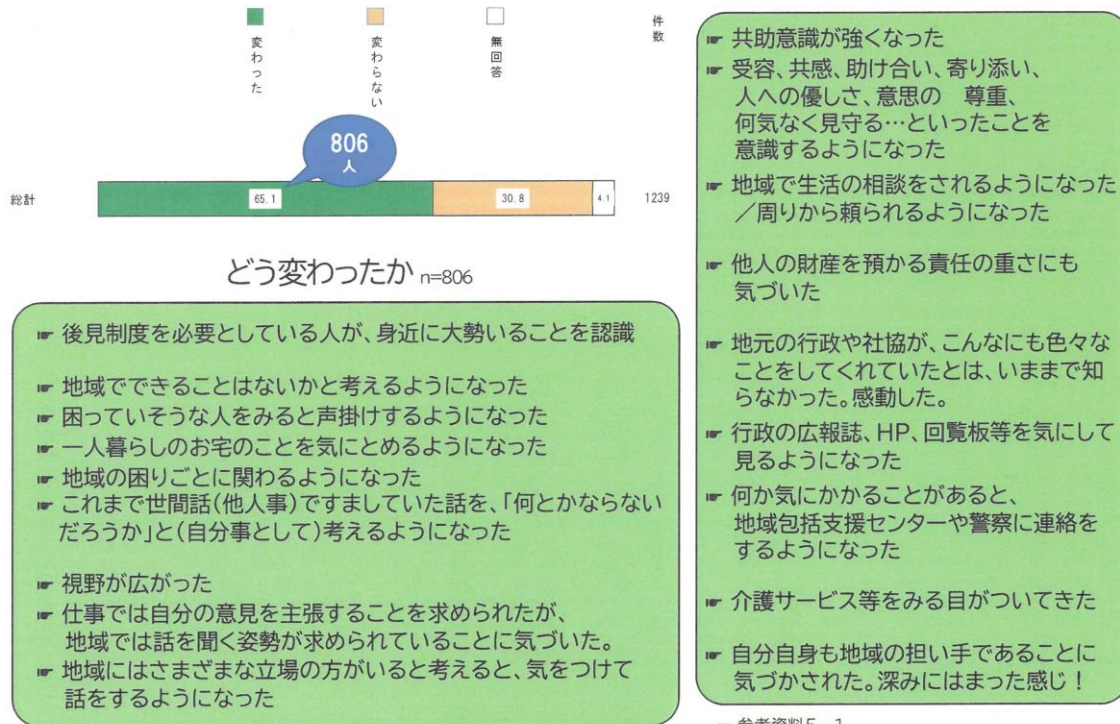
《その他の主な回答》
N=233

- 民生委員の会議
- 自治会
- 婦人会・老人会
- ボランティア団体の会議
- 認知症カフェ
- チラシ
- 保健センター、図書館
- 福祉施設
- 新聞の折込
- タウン誌
- 地域の掲示板
- 知人の誘い
- 社会保険労務士会

参考資料1の26頁～28頁

修了者調査 研修修了後の自分が生活している地域をみる目や意識の変化

第11図 研修修了後の自分が生活している地域をみる目や意識の変化 ■ 参考資料1の29頁



15

修了者調査 研修修了後の活動状況/活動内容

第12図 研修修了後における地域での活動状況

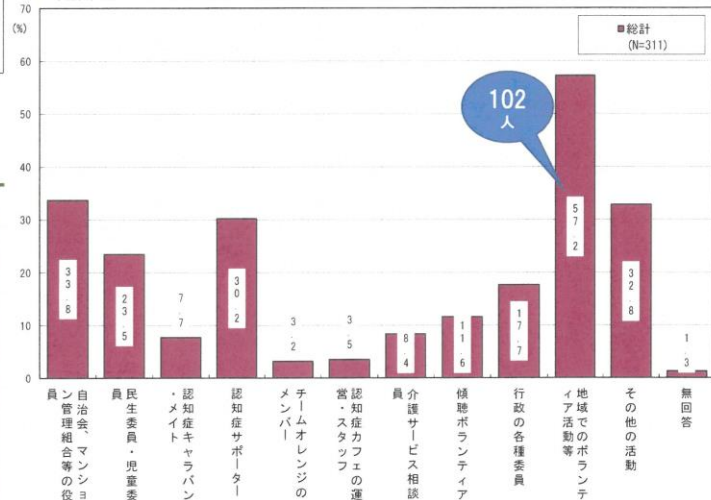


**盲ろう者通訳介助者
意思疎通支援者(自治体に登録)**

里親

地域防災/交通防犯/清掃・ゴミ出し/出張型地域食堂
病院ボランティア/美術館ボランティア/観光ボランティア/スポーツボランティア

第13図 研修修了後における地域での活動内容 (研修修了後における市民後見人などの地域での活動状況で左記以外の地域での活動に参加していると回答した方) N=311



《その他の主な回答》
N=102

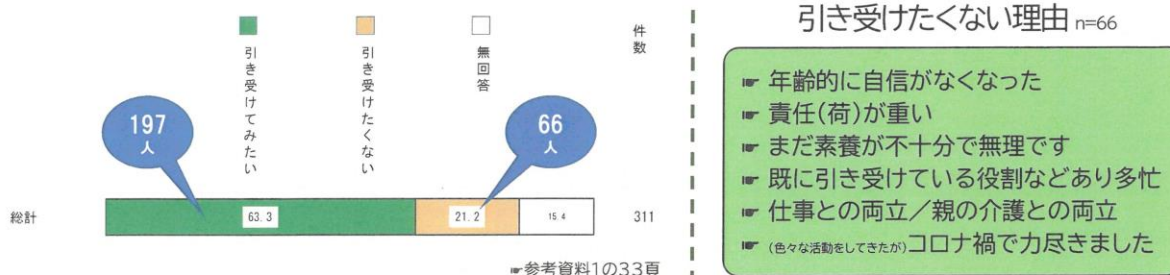
認知症パートナー/オレンジカフェ
生活支援コーディネーター
老人クラブ運営/シルバー人材センター
人権擁護委員/保護司
各種サポーター
(介護予防、ファミサポ、放課後学習、消費生活)
各種相談員等
(いのちの電話、自殺防止窓口、障害、1人暮らし安否確認電話)

■ 参考資料1の29頁~32頁

16

修了者調査
市民後見人や法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員を
引き受けてみたいと思うか

第14図 市民後見人や法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員を引き受けてみたいと思うか N=311
(研修修了後における市民後見人などの地域での活動状況で左記以外の地域での活動に参加していると回答した方)



引き受けたい理由 n=197

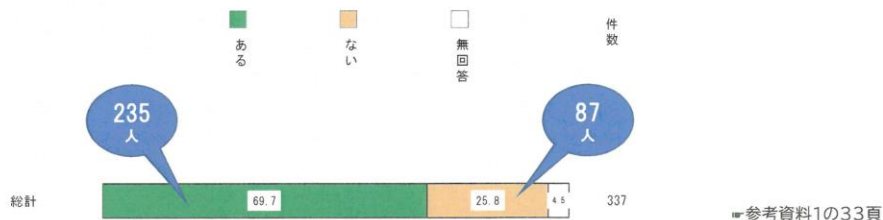
参考資料5の3

- 研修で学んだからには、それを地域の活動に活かしたい。
- 困っている人の役に立ちたい / 誰かの役に立ちたい
- その人らしく生きる「生きる応援」をしたい / 意思決定支援について深く考えたい
- 地域に育ててもらったので、地域にお返ししたい
- 地域での認知症サポーターとしての活動の延長線として
- 最前線の現場に関わりたい
- 他人(ひと)のためであり、自分自身のため

17

修了者調査
(いま活動していない方の)地域での活動意向

第15図 市民後見人などの地域での活動意向(研修修了後における市民後見人などの地域での活動状況で「特に活動していない」と回答した方)



「ある」と答えた方にかがいます。どのような地域活動をしたいですか n=235

- 市民後見人
法人後見の支援員
日常生活自立支援事業の生活支援員
 - 民生委員
キャラバン・メイト/認知症サポーター
(認知症に関わる活動)
 - 介護サービス相談員
傾聴ボランティア
 - 病院の付き添い/買物支援
 - 障害者支援
多文化共生(外国籍の方の生活サポート)
 - 保護司
 - 各種広報・啓蒙活動
 - 公園の清掃・整備
 - シルバー人材(高齢者のゴミ出しのお手伝い等)
- 参考資料5の5

18

修了者調査

市民後見をはじめとして、地域住民による権利擁護活動を発展させていく上で、課題と感じていることなどがあればご教示ください (市民後見人等として活動される方の回答分)

市民後見をはじめとして、地域住民による権利擁護活動を発展させていく上で、課題と感じていることなどがあればご教示ください。
(市民後見人等として活動される方の回答分)

権利擁護活動を発展させていく上で、課題と感じていること 参考資料5-2

- 成年後見制度、日常生活自立支援事業、市民後見人等々の認知度が低すぎる…
- 地域の権利擁護意識の醸成
- まずはとにかく皆さんに知っていただくことから始まると思う／特に若い人たちに…
- PR不足／地域への広報活動
- (知られてないのだから)視覚に訴えることをすべき
- 相談窓口がわかりにくい
- 気軽に相談できる地域づくり／窓口のハードルが高すぎる
- 制度に結びついてない人が多いので、そこにつなげる仕組みづくりを！
- 「チーム」というがチームになっていない!!／ケアマネ等が持っている情報がこない!!
- 地域貢献したいという人はいる。その受皿づくり
- 地域貢献したいという人の後継者育成

- 個人情報保護(法)
- コロナ禍で社会が閉鎖的になっていること
- 本人の意思確認がとれない時の対応
- 親族とコンタクトがとれない／家族の協力
- 専門職の方々の理解
- 代理執行の煩雑さが半端ない
- 転居先で転居元と同等のサービスが受けられないのはどうしたことか…
- 行政の支援／重要性のわりに予算が少なすぎる
- (仕事をしている人にとっては)平日昼間の支援の調整・関与
- 「権利擁護」等々、用語が難しすぎる。ネーミングがどうにかならないか？
- 選任のハードルが高すぎる
- 医療同意／死後事務

地域で市民後見人以外の活動をされている方もほぼ同様の意見です
参考資料5-4

19

市民後見人養成のための基本カリキュラムの改定について 「市民後見人養成カリキュラム」調査の概要

資料2

1. 趣旨

『第二期成年後見制度利用促進基本計画』に、「意思決定支援や身上保護の内容を養成研修カリキュラムに含めるなど、より充実したカリキュラムへの見直しの検討」を行うとあることから、現行、どのような研修カリキュラムで実施されているのかを把握するため、「市民後見人活躍状況調査(市区町村調査)」の375市区町村を対象に 研修カリキュラムの情報提供を依頼し、「市民後見人養成のための基本カリキュラム」(2012年3月策定)との対応関係等を事務局にて整理したものを。

2. 回収数

59

整理の委細については

参考資料4

3. 調査期間

2022年9月16日～2022年12月28日

4. 調査方法

郵送・メールによる調査依頼に対し、FAX・メール・郵送等により回答。

20

市民後見人養成のための基本カリキュラムの改定について
「市民後見人養成カリキュラム」調査結果の概要

1. 研修時間

平均2,226分（37時間6分）

体験実習、レポート等の時間・単位を含めると、
 ほぼ基本カリキュラムの時間・単位数
 （講義等39単位+体験学習、レポート11単位で合計50単位）
 と相当すると思われます

※講義時間数の分かった55自治体を対象 ※体験実習（「基本カリキュラム」では8時間・単位相当）等の時間は除く

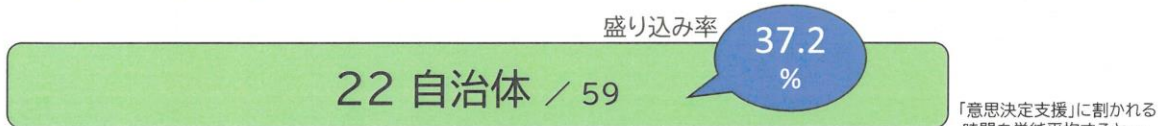
2. カリキュラム構成（全体的なことに関してざっくりトレンド分析）

- ① いずれの自治体も概ね「基本カリキュラム」を踏襲
- ② 多くの自治体で、最初の「基本カリキュラム」に科目・テーマとして記載※されていた
 「成年後見制度と市町村責任」 ※その後、テキスト作成時に「市民後見概論」等の科目に吸収
 「地域福祉と権利擁護の理念／日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援事業」
 「（成年後見制度の基礎なかのどこかで）消費者保護」 … を科目として採用
- ③ 障害者の「対象者理解」に関しては、**知的と精神**（これに加えて発達障害、高次脳機能障害）**コマを分けて講義**するところが多い／あいサポーター講座をこれに替えるところも
- ④ 認知症の「対象者理解」は、「医療編」と「生活（支援）編」とに分けて講義するところが出始めている／認知症サポーター講座をこれに替えるところも
- ⑤ 数は少ないものの「地域共生社会」「地域包括ケア」（に付随して地域包括支援センター）といった、**理念を説明するコマを設ける**ところも。
 また権利擁護に絡めた科目設定（名古屋市「地域共生社会と権利擁護支援」）も
- ⑥ 多くの自治体で「ふりかえり」を実施。その日の「まとめ」や「確認テスト」を行うところも

21

市民後見人養成のための基本カリキュラムの改定について
「市民後見人養成カリキュラム」調査結果の概要

1. 「意思決定支援」を科目・講義内容に盛り込んでいることが確認できた自治体数



2. どのように盛り込んでいるか（実施主体・科目名等・時間数）

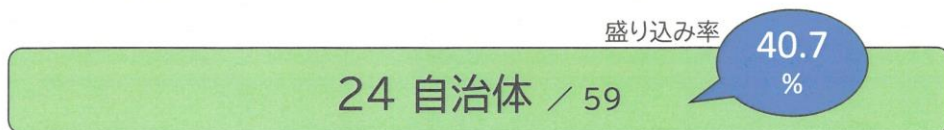
102分
 （1時間40分）

北海道社協	意思決定支援(60分)	相模原市	対象者理解④意思決定支援(90分)
釧路町	対人援助の基礎・意思決定支援の理解(60分)	静岡市	第5講義 後見人活動の実務(GW・120分)の中で「身上監護ワーク:本人の意向を踏まえ支援していく視点等含む」
仙台市	権利擁護における意思決定支援(90分)	焼津市ほか	対人援助の基礎(180分)の中に「意思決定支援」
さいたま市	成年後見実務の基本的視点(120分)の中で「意思決定支援」	伊勢市	意思決定支援と在宅医療(80分)
狭山市	意思決定支援の基礎(120分)	大阪府(社協)	意思決定支援について(90分)
入間市	対人援助の基礎(60分)の中で「意思決定支援」	岡山県(岡山会場)	課題演習(180分)のなかで「意思決定支援のあり方」
三郷市	意思決定支援と権利擁護について(45分)	福岡県	高齢者・障害者の権利擁護と意思決定支援 ①②(合計120分:①30分、②90分)
千葉市	意思決定支援(90分)	水巻町	権利擁護と意思決定支援(180分)
柏市	市民後見人の心構え(90分)の中で「意思決定を尊重した身上監護・財産管理」ほか	長崎県	基礎編 第6 意思決定支援の基礎(60分)・応用編 第7 意思決定支援(発展)(180分、第6成年後見人等の職務身上監護業務)との内数)
中央区	被後見人等への支援の基本的な視点(120分)の中で「個人の尊厳と自己決定の尊重」ほか	臼杵市	意思決定支援について(90分)
墨田区	意思決定支援(90分)		
中野区	後見業務における意思決定支援(120分)／権利擁護の理念と考え方(120分)の中で「個人の尊厳と自己決定の尊重」		

22

市民後見人養成のための基本カリキュラムの改定について
「市民後見人養成カリキュラム」調査結果の概要

1. 「身上保護(監護)」を科目・講義内容に盛り込んでいることが確認できた自治体数



2. 盛り込んでいる自治体

むつ市	名古屋市	水巻町
仙台市	大阪府	長崎県
水戸市	相生市ほか	熊本県
狭山市	大田市	臼杵市
世田谷区	岡山県(岡山会場)	
岐阜県	岡山県(津山会場)	
静岡市	香川県	
浜松市	丸亀市	
沼津市ほか	さぬき市ほか	
焼津市ほか	糸島市	

科目として「身上保護と財産管理」を設ける、法定後見制度の説明の中でふれるなど、必ずしも(第二期基本計画で意図した)『身上保護の内容』に沿った講義等が行われているとは思えない科目設定もあるので、シラバスに趣旨の書き込みが必要と思われる。

23

市民後見人養成のための基本カリキュラムの改定について
「市民後見人養成カリキュラム」調査結果の概要

1. 「成年後見の実務」に費やす時間はどれくらい？

北海道社協	180分	墨田区	90分	岡山県(津山会場)	360分
函館市	120分	世田谷区	300分	三次市	120分
白糠町	180分	豊島区	360分	香川県	400分
むつ市	600分	中野区	300分	丸亀市	240分
盛岡市 他	310分	八王子市	180分	さぬき市 他	180分
奥州市 他	180分	相模原市	570分	福岡県	450分
仙台市	600分	厚木市	570分	糸島市	900分
山形市	230分	茅ヶ崎市	420分	水巻町	240分
横手市	550分	岐阜県	300分	長崎県	240分
水戸市	570分	静岡市	480分	静岡市	480分
太田市	200分	浜松市	300分	浜松市	300分
さいたま市	240分	沼津市 他	240分	長崎市	180分
狭山市	120分	焼津市 他	540分		
入間市	90分	名古屋市	180分		
志木市	170分	伊勢市	90分		
三郷市	270分	大阪府	150分		
千葉市	210分	浜田市	340分		
柏市	360分	大田市	570分		
中央区	90分	岡山県(岡山会場)	330分		

「成年後見の実務」に割られる時間を単純平均すると...

313.4 分
(5時間13分)

基本カリキュラムでは570分(9.5単位)を想定

※講義時間数を切り出すことのできた50自治体を対象

24

「市民後見人養成のための基本カリキュラム」 改定の方向性について

- ◆ 基本カリキュラム上、「成年後見制度の実務」の割当時間・単位は**570分**。
現行の研修で割当てられている研修時間の平均は**約313分**。
その差分は**約250分強**。
- ◆ 第二期基本計画で基本カリキュラムに含めるよう求められている、
「意思決定支援」に関する講義時間の平均は102分。
- ◆ 基本カリキュラムの改定にあたっては、「成年後見制度の実務」部分の割当時間（約570分）を、**現行割当てられている研修時間程度（約313分）にまで引き下げて、その差分（250分）に「意思決定支援」に関する講義など、新たに盛り込んだほうがよいと思われる内容に振り向ける形で、改定作業を行なったらよいと思うが、どうか。**
- ◆ 新たに基本カリキュラム盛り込んだほうがよいと思われる内容としては、
 - ・ 消費者保護
 - ・ 地域共生社会 / 地域包括ケアシステム
 - ・ 人生会議(ACP:アドバンス・ケア・プランニング)
 - ・ (任意で)「振り返り」の時間を設けることへの留意
 などが挙げられるが、この他に留意すべき内容や盛り込むにあたっての留意点等はあるか。

25

第二期成年後見制度利用促進基本計画の記載（第1回研究会資料を再掲）

資料2の
参考

【 1. 市民後見人の活躍推進策検討・状況(研修終了後の活動状況)調査 】

- 市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけではなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要。
- 市民後見人養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大等を行うしくみづくり。
- 市民後見人としては選任されていないものの、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利擁護の支援をしている人の活躍を推進するため、既に地域で活躍している人や地方公共団体等の意見を聴きながらふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策の検討。

【 2. 市民後見人の養成研修カリキュラムの見直し 】

- 意思決定支援や身上保護の内容を養成研修カリキュラムに含めるなど、**より充実したカリキュラムへの見直し**の検討。
- 市町村として市民後見人養成研修を既に実施している場合は、これを継続し、必要に応じて、都道府県が行う市民後見人養成研修の科目と**共通する科目の単位に互換性を認めること**を検討。

【 3. その他 】

- 都道府県と(個別事案における市民後見人の候補者推薦や選任後の市民後見人支援を担う)市町村との協働。
- (国、都道府県及び市町村による)市民後見人の活動内容ややりがいについての周知。

市民後見人養成のための基本カリキュラム

合計50単位 = 39単位(講義・実務・演習) + 11単位(体験学習+レポート作成)
補講を行う場合52単位 ※1単位=60分

資料2の
参考

基礎研修 21単位/1260分

章	研修テーマ	科目	単位	時間
◆	市民後見概論 3単位/180分			
1	市民後見概論	市民後見概論	3単位	180分
◆	対象者理解 4.5単位/270分			
2	対象者理解	高齢者の理解	1単位	60分
		認知症の理解	1.5単位	90分
		障害者の理解	2単位	120分
◆	成年後見制度の基礎 3単位/180分			
3	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論・成年後見制度利用促進	1.5単位	90分
		成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	1単位	60分
		成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	0.5単位	30分
◆	民法の基礎 2単位/120分			
4	民法の基礎	家族法	1単位	60分
		財産法	1単位	60分
◆	関係制度・法律(Ⅰ) 4.5単位/270分			
5	関係制度・法律(Ⅰ) (当該市町村・地域の取組現状)	介護保険制度	1.5単位	90分
		介護保険制度以外の保健福祉施策	1単位	60分
		高齢者虐待防止法	0.5単位	30分
		障害者施策/障害者虐待防止法	1単位	60分
◆	関係制度・法律(Ⅱ) 4.2単位/120分			
6	関係制度・法律(Ⅱ) (当該市町村・地域の取組現状)	生活保護制度・生活困窮者自立支援制度	0.5単位	30分
		公的医療保険制度	0.5単位	30分
		年金制度	0.5単位	30分
		税務申告制度	0.5単位	30分
※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること				
◆	市民後見活動の実際 2単位/120分			
7	市民後見活動の実際	後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制	1単位	60分
		現役市民後見人による実践報告	1単位	60分

実践研修 29(31補講)単位

/1080(1200補講)分+α(体験実習・レポート作成)

章	研修テーマ	科目	単位	時間
◆	対人援助の基礎 2単位/120分			
8	対人援助の基礎	対人援助の基礎	2単位	120分
◆	家庭裁判所の役割(いずれか選択) 1.5単位/90分 or 約半日			
9	家庭裁判所の役割①	家庭裁判所の実際	1.5単位	90分
	家庭裁判所の役割②	家庭裁判所見学	1.5単位	約半日
◆	成年後見の実務 9.5単位/570分			
10	成年後見の実務①	申立手続書類の作成	9.5単位	570分
	成年後見の実務②	財産目録の作成		
	成年後見の実務③	後見計画・収支予定の作成		
	成年後見の実務④	報告書の作成		
	成年後見の実務⑤	後見付与申立の実務		
	成年後見の実務⑥	後見事務終了時の手続き		
◆	課題演習(グループワーク) 5単位/300分			
11	課題演習	事例報告と検討	5単位	300分
◆	体験実習(フィールドワーク) 8単位/1日半+30分			
◆	レポート作成 3単位/1日半+30分			
12	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5単位	30分
	体験実習②	後見人の後見業務同行	2.5単位	約半日
	体験実習③	施設実習	5単位	約1日
	レポート作成①	志望動機書(エントリーシート)	-	-
	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2単位	-
	レポート作成③	市民後見人像	1単位	-
◆	補講 当該市町村・地域の取組現状 2単位/120分			
補	当該市町村・地域の取組状況	介護保険等の高齢者施策・高齢者虐待への取組状況	0.5単位	30分
		障害者施策・障害者虐待への取組状況	0.5単位	30分
		地域福祉への取組状況	0.5単位	30分
		社会資源	0.5単位	30分
※市町村による研修実施の場合、関係・制度法律に含め省略				
※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講				

令和4年度老人保健健康増進等事業
 市民後見人の養成研修カリキュラム及び活躍促進に関する研究会
 ワーキンググループ(第2回)
 議事次第

日 時: 令和5年2月9日
 9時30分～11時
 (オンライン開催)

1. 議 事

(1) 市民後見人養成のための基本カリキュラム
 改定案について ➡ 資料2

(2) 共通する科目の単位の互換性について ➡ 資料3

(3) 討議

<資料一覧>

- 【資料1】 本日も議論いただきたい事項
- 【資料2】 市民後見人養成のための基本カリキュラム改定案について
- 【資料3】 共通する科目の単位の互換性について

- 【参考資料1】 第2回研究会でいただいた主なご意見・ご発言等
- 【参考資料2】 市民後見人養成のための基本カリキュラム & シラバス(第1回研究会資料)
- 【参考資料3】 各地の研修カリキュラムと基本カリキュラムとの対応整理(第2回研究会資料)
- 【参考資料4】 第2回研究会の事務局説明資料
- 【参考資料5】 『市民後見人養成カリキュラム及び実施に係る報告』(第1回研究会資料)

<ミーティングリンク>
 Zoomミーティング
<https://us06web.zoom.us/j/89709029143?pwd=ditJcUpBbm1EaUxPL1V6WGhZL1I3QT09>
 ミーティングID:
 897 0902 9143
 パスコード:
 164968

市民後見人の養成研修カリキュラム及び活躍促進に関する研究会
 ワーキンググループ 委員名簿

*: 座長

新井 隆哲	横浜市 健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課 課長
岡本 由美子	八尾市 健康福祉部次長 兼 地域共生推進課 課長
小佐波 幹雄	品川区社会福祉協議会 品川成年後見センター 所長
住田 敦子	特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センター センター長
永田 祐 *	同志社大学社会学部教授
水島 俊彦	日本弁護士連合会 高齢者障害者権利支援センター 委員

(オブザーバー)

- 老健局 認知症施策・地域介護推進課
- 社会援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
- 社会援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
- 最高裁判所 事務総局 家庭局

『第二期成年後見制度利用促進基本計画』に記された

1 意思決定支援や身上保護の内容を養成研修カリキュラムに含めるなど、より充実したカリキュラムへの見直しの検討。

- 事務局が提示した改定案に対してご意見ください。
 - 市民後見人を養成するカリキュラムとしての全体構成や、各科目の配分時間(単位数)は適切か？
 - 科目(講義のコマ)として立てたほうがよいのか、
 - 参考資料2(シラバス)にある「主たる学習内容」等に含めておけばよいのか、
 - その他の留意事項は？

2 市町村として市民後見人養成研修を既に実施している場合は、これを継続し、必要に応じて、都道府県が行う市民後見人養成研修の科目と共通する科目の単位に互換性を認めることを検討。

- 事務局案に対してご意見ください。
 - 「互換性を認める」とした場合の留意事項として適切であるか？
 - 落ちている視点などはないか？

改定案の前提について

- ❖「市民後見人養成のための基本カリキュラム」は、あくまで「技術的助言(地方自治法第245条の4)」。
- ❖全国各地で行われる研修が、一定のカリキュラム構成や研修の質が担保されるようにと配慮して、参考として提示されるもので、研修を行う市町村、都道府県等に、本カリキュラムでの研修実施を強制するものではない。
- ❖よって、よりよい研修となり、受講者にも受け入れられるのであれば、適宜カリキュラムの改変や科目の追加等々の創意工夫を妨げるものではない。(むしろ歓迎すべきものである！)

報告冒頭に付記

「意思決定支援」の扱いについて

- ❖ 「意思決定支援」については、新たに研修科目として設けるとともに、すべての科目に通底するものとして、「本人の意思の尊重」を前提とした講義・演習を行うものとする。

※「対人援助の基礎」「成年後見の実務」「演習」科目などにおいて、「意思決定支援」の学びを眼目とした研修が既に行われている。

- ❖ 「意思決定支援」の主たる学習内容は、すべての科目に通底する底流をマインドとして理解していただくために、「本人の意思」をその都度確認し、尊重することの重要性を伝えることを第一義とする。

- ❖ また受講生に、

「（意思決定支援が）なぜ重要なのか」の意味を各人で考えていただけるような研修のあり方を、研修主催者において適宜工夫する。

※（情報を一方的に伝える）講義形式のほか、可能な限り、ペアワークやグループワークなどを絡めるなどして、受講生の学びの多様化相対化を図る。

※国の意思決定支援研修の動画教材など、既存教材の活用を図る。

「身上保護(配慮)」の扱いについて

- ❖ 「身上保護(配慮)」については、「市民後見人養成のための基本カリキュラム」中、「市民後見概論」に「身上配慮：具体的業務と求められる役割」が、「成年後見制度各論Ⅰ法定後見制度」に「身上配慮に関する事務」が、「主たる学習内容等」として既に含まれているものであり、新たに研修科目として設けることはしない。

- ❖ ただし、第二期基本計画で指摘された趣旨を踏まえ、（意思決定支援同様）すべての科目に通底するものとして、「本人の意思の尊重」と不可分のもの（2点セット）として、市民後見人として「身上保護」の重要性をふまえた講義・演習を行うものとする。

※「演習」科目などにおいて身上保護の実例を取り上げるなどした研修が既に行われている。

- ❖ 不可分のものである旨は、新たに設ける「意思決定支援」科目で学ぶ「主たる学習内容等」として含めるものとする。

その他、基本カリキュラムの主な改定内容について【1】

研修の基本フレーム(名称や研修構成、受講対象、実施方法について)

【名称】

- ❖基本カリキュラムは、権利擁護支援者や意思決定支援サポーターなどにも幅広く活用されているが、名称は「市民後見人養成のための基本カリキュラム」のままとする。

【研修構成】

- ❖多くの自治体で、(基本カリキュラムに則った)「基礎研修」と「実践研修」という2部構成が取られ、基礎研修を都道府県、実践研修(特に施設実習などの体験実習)を市町村が行うなどの分担も行われていることから、この研修構成は踏襲する。

その他、基本カリキュラムの主な改定内容について【1】

研修の基本フレーム(名称や研修構成、受講対象、実施方法について)

【受講対象】

- ❖現況では、市民後見人養成研修受講申込者のみを対象として研修を実施しているところが多いが、地域における権利擁護意識の醸成や人材の裾野の拡大、親族後見人支援、専門職等への研修機会の提供等の観点から、基本カリキュラムのすべてあるいは一部の科目の、(正規の受講申込者以外の、専門職を含めた)一般受講を認める(公開授業とする)旨を明記する。
- ❖こういった方々にどの科目の受講を認めるかについては、研修の実施主体が判断するものとする。
- ❖その際、正規の研修受講申込者に対しては、その旨を十分に説明し、学習意欲を削ぐようなことがないよう留意すること。

※報告書には判断の目安を記載予定 (たとえば、演習に参加できるのは正規申込者のみとする…など)

その他、基本カリキュラムの主な改定内容について【1】

研修の基本フレーム（名称や研修構成、受講対象、実施方法について）

【実施方法について】

- ❖ コロナ禍の影響により、研修のオンライン化やオンデマンド受講が進展。オンデマンド受講が可能となったことにより、就労世代の受講が増えたところもある。また^{（今年度当方が行なった）}修了者調査でも、「^{（いまは仕事があるのでなれないが）}定年後は市民後見人として活躍したい」との声も。研修受講後、すぐに市民後見人にならなかったとしても、地域における研修の受講ニーズは存在。権利擁護人材の掘り起こしに研修のオンライン化・オンデマンド受講は有効。
- ❖ ^{（とりわけ一般受講の方に関しては）}視聴期間を設けるなどして、受講者の都合で研修を受講できる環境を整えることは、将来的な権利擁護人材の確保のためにも、早急に取り組むべきものと思われる。
- ❖ 研修の基本は対面形式であるものの、受講する方に与える研修の質の担保に留意しつつ、研修主催者において、さまざまな研修実施形態を提供する必要がある。

その他、基本カリキュラムの主な改定内容について【2】

市民後見概論

- ❖ 主たる学習内容等として「⑨法人後見と個人後見」があるが、現行の表現に合わせて、「法人後見の支援員」タイプと「市民後見人（単独受任）」タイプとして書き換え。
- ❖ 主たる学習内容に「市町村責任」「地域福祉・権利擁護の理念」「地域共生社会」についての記載を追記。

対象者理解（高齢者の理解・認知症の理解・障害者の理解）

- ❖ 学習の意図として「医学的知識…を学ぶ」としてきたが、医学モデルから社会モデル・人権モデルへの潮流変化もあることから、そのトーンを落とす。
- ❖ 知的障害と精神障害とを分けて講義することも可とする旨を掲示。

その他、基本カリキュラムの主な改定内容について【3】

成年後見制度の基礎に「成年後見制度利用促進」を別立て

- ❖(基本カリキュラム以後に出てきたものなので)「**成年後見制度利用促進**」を「**成年後見制度概論**」に後付けしていたが、改定を機に**単独の科目として別立て**にする。

関係制度・法律「**介護保険制度**」

- ❖主たる学習内容として、「**地域包括ケア(システム)**」について触れる旨を記載。

関係制度・法律Ⅱに「**消費者保護**」を追加

- ❖関係制度・法律Ⅱに「**消費者保護(行政)**」を科目として追加する。

※民法の基礎「財産法」に託けて、単独科目として講義しないことを妨げるものではない。

その他、基本カリキュラムの主な改定内容について【4】

成年後見の実務

- ❖**成年後見の実務**に関する割当ての**研修時間・単位数を、(570分・9.5単位から)330分・5.5単位に圧縮**。
- ❖実務を教授するなかで、**意思決定支援(本人の意思の尊重)や身上保護(配慮)の重要性を学ぶ旨を、学習の意図・目的に補記**。

課題演習(グループワーク)

- ❖グループワークのなかで、**意思決定支援(本人の意思の尊重)や身上保護(配慮)の重要性を学ぶ旨を、学習の意図・目的に補記**。
- ❖課題演習として、施設実習等の振り返りを行う事例もあることから、そうした試みも妨げない旨を付記。
また、その際は、上記の旨をふまえる旨を補記。

市民後見人養成のための基本カリキュラム(改定案)

合計**48.5単位** = **37.5単位**(講義・実務・演習) + **11単位**(体験学習+レポート作成)
補講を行う場合**50.5単位** ※1単位=60分

基礎研修 23.5単位 / 1410分

章	研修テーマ	科目	単位	時間
◆市民後見の基礎 4.5単位 / 270分				
1	市民後見概論 意思決定支援	市民後見概論	3単位	180分
		意思決定支援	1.5単位	90分
◆対象者理解 4.5単位 / 270分				
2	対象者理解	高齢者の理解	1単位	60分
		認知症の理解	1.5単位	90分
		障害者の理解	2単位	120分
◆成年後見制度の基礎 3.5単位 / 210分				
3	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論・成年後見制度利用促進	1.5単位	90分
		成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	1単位	60分
		成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	0.5単位	30分
		成年後見制度利用促進	0.5単位	30分
◆民法の基礎 2単位 / 120分				
4	民法の基礎	家族法	1単位	60分
		財産法	1単位	60分
◆関係制度・法律(Ⅰ) 4単位 / 240分				
5	関係制度・法律(Ⅰ) (当該市町村・地域の取組現状)	介護保険制度	1.5単位	90分
		介護保険制度以外の保健福祉施策	1単位	60分
		高齢者虐待防止法	0.5単位	30分
		障害者施策/障害者虐待防止法	1単位	60分
◆関係制度・法律(Ⅱ) 3単位 / 180分				
6	関係制度・法律(Ⅱ) (当該市町村・地域の取組現状)	生活保護制度・生活困窮者自立支援制度	0.5単位	30分
		公的医療保険制度	0.5単位	30分
		年金制度	0.5単位	30分
		税務申告制度	0.5単位	30分
		消費者保護(行政)	1単位	60分
※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること				
◆市民後見活動の実際 2単位 / 120分				
7	市民後見活動の実際	後見実施機関の実務と市民後見活動に対するサポート体制	1単位	60分
		現役市民後見人による実践報告	1単位	60分

実践研修 25(27補講)単位 / 840(960補講)分 + α(体験実習・レポート作成)

章	研修テーマ	科目	単位	時間	
◆対人援助の基礎 2単位 / 120分					
8	対人援助の基礎	対人援助の基礎	2単位	120分	
◆家庭裁判所の役割(いずれか選択) 1.5単位 / 90分 or 約半日					
9	家庭裁判所の役割①	家庭裁判所の実際	1.5単位	90分	
		家庭裁判所見学	1.5単位	約半日	
◆成年後見の実務 5.5単位 / 330分					
10	成年後見の実務①	申立手続書類の作成	5.5単位	330分	
		成年後見の実務②	財産目録の作成	↑	↑
		成年後見の実務③	後見計画・収支予定の作成	9.5単位	570分
		成年後見の実務④	報告書の作成		
		成年後見の実務⑤	後見付与申立の実務		
		成年後見の実務⑥	後見事務終了時の手続き		
◆課題演習(グループワーク) 5単位 / 300分					
11	課題演習	事例報告と検討	5単位	300分	
◆体験実習(フィールドワーク) 8単位 / 1日半+30分					
◆レポート作成 3単位 / 1日半+30分					
12	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5単位	30分	
		体験実習②	後見人の後見業務同行	2.5単位	約半日
		体験実習③	施設実習	5単位	約1日
		レポート作成①	志望動機書(エントリーシート)	-	-
	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2単位	-	
		レポート作成③	市民後見人像	1単位	-
◆補講 当該市町村・地域の取組現状 2単位 / 120分					
補講	当該市町村・地域の取組状況	介護保険等の高齢者施策・高齢者虐待への取組状況	0.5単位	30分	
		障害者施策・障害者虐待への取組状況	0.5単位	30分	
		地域福祉への取組状況	0.5単位	30分	
		社会資源	0.5単位	30分	
※市町村による研修実施の場合、関係・制法法律に含め省略					
※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講					

「都道府県が行う市民後見人養成研修の科目と(市町村研修が行った)共通する科目の単位に互換性を認める」かについて【認める科目】

資料3

◆基本的に「単位の互換性」を認める方向。

◆単位の互換性を認める科目としては、

ある程度、基本カリキュラムに則って研修が行われていることを前提として、

- ◆意思決定支援(新設科目)
- ◆市民後見概論
- ◆対象者理解(高齢者の理解・認知症の理解・障害者の理解)
- ◆成年後見制度の基礎(成年後見制度概論・利用促進・法定後見・任意後見)
- ◆民法の基礎(家族法・財産法)
- ◆関係制度・法律(介護保険、高齢者施策、障害者施策、生活保護・生活困窮者自立支援制度、医療、年金、税務…)
- ◆対人援助の基礎
- ◆家庭裁判所の役割
- ◆成年後見の実務

が考えられるが、双方の講義時間の長短(同等科目でも極端に研修時間が短いなど)や研修内容等を踏まえて、

市民後見人受入側の市町村において個別に判断すべきものと思われる。

◆都道府県が研修を行うに当たっては、域内市町村が行う研修カリキュラムとの整合を図るなど、事前の調整機能を果たすべき問題。

「都道府県が行う市民後見人養成研修の科目と
(市町村研修が行った)共通する科目の単位に互換性を認める」かについて
【 あらためて受講を求める科目 】

❖一方、市民後見人受入側の市町村の求める市民後見人像等の意向が、強く反映されるであろう、

- ◇市民後見活動の実際（後見実施機関(中核機関等)の実務と市民後見人に対するサポート体制
／ 現役市民後見人による実践報告)
- ◇課題演習(グループワーク)
- ◇体験実習
- ◇レポート作成
- ◇補講(当該市町村・地域の取組状況)

に関しては、市民後見人受入側の市町村において、あらためての受講を求めてもよいものと思われる。

❖また、他の都道府県・市町村で行った研修の互換性についても、同様の考え方を基本としてもよいのではないか。

研修を受講した都道府県・市町村と、市民後見人受入側の市町村との話し合い、調整のうえ、最終的には市民後見人受入側の市町村において個別に判断すべきものと思われる。

※ただし、一律にすべての研修の再受講を求めるといった対応にならないよう配慮すること。

※また、家庭裁判所の管轄地域が変わる場合は「家庭裁判所の役割」も再受講することが望ましい。

市民後見人養成研修カリキュラム 及び 市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業 報告書【資料編】

令和5(2023)年3月

発行：特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構

〒162-0083

東京都新宿区市谷田町2-17-15 市谷クロスプレイス4階

TEL:03-3266-1651

E-Mail:c2p@network.email.ne.jp

URL:<https://jichitai-unit.ne.jp/network/>

令和4年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)

c2p
A

特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構